父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究報告書

令和８年３月

公益社団法人商事法務研究会

はしがき

令和６年５月 17 日、「民法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第 33 号。以下「改正法」という。）が成立した（同月 24 日公布）。改正法では、父母の離婚が子どもの養育に与える深刻な影響に鑑み、父母の離婚後の子どもの養育等に関して、子どもの利益の確保の観点から様々な見直しが行われた。

もっとも、協議離婚が約９割を占める我が国において、父母の離婚時に、子どもの意見、意思、意向、気持ち等（以下「意見等」という。）がどのように把握・反映されているのかなど、必ずしもその実態は明らかではなかった。改正法の趣旨を踏まえれば、離婚後の子どもの養育の在り方について、子どもの意見等が適切に反映されることは、子どもの利益のより一層の確保につながるものといえる。

そこで、子どもの意見等を適切に把握し、それを反映させるための適切な方策を検討するため、以下の内容について調査研究を行い、報告書を取りまとめた。初めに、下記の各調査の参考とするべく、子どもの意見の尊重の理念について研究代表者である原田綾子教授にまとめていただいた。次に、国内外における現状を把握するため、ドイツ、オーストラリア、家庭裁判所実務、子どもの手続代理人、心理学分野に関する文献等について先行研究調査を行った。そして、子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状などについて、計 12 者に対してヒアリング調査を行った。さらに、未成年期に父母の離婚等を経験した者に対し、自身の養育の在り方への意見表明等に関するウェブアンケート調査を行った。以上の各調査結果を踏まえ、子ども自身や父母に対する適切な情報提供の在り方を検討し、実際に情報提供ツールを作成・試行した上、その試行結果に基づき、改良の方向性を検討した。

以上のとおり、本調査研究報告書は幅広い内容からなっており、ご協力いただいた方々も多岐にわたっている。先行研究調査・ヒアリング調査にご対応いただいた方々、心理的負担があったにもかかわらずアンケート調査にご回答いただいた方々、また実際の情報提供ツールの試行に際し、ご協力いただいた地方自治体・民間支援団体等のご担当者など、本調査研究の趣旨にご理解をいただき、ご協力をいただいた全ての方々にこの場を借りて深く感謝申し上げる。

2026 年３月

公益社団法人商事法務研究会

目　　次

第１　本調査研究の目的及び概要 1

１　本調査研究の目的..... 1
２　本調査研究の概要..... 2
⑴　本調査研究の実施方法..... 2
ア　先行研究調査..... 2
イ　子どもに対する支援等についてのヒアリング調査..... 2
ウ　父母の離婚を経験した子どもの調査..... 2
エ　子どもに対する情報提供の試行..... 2
オ　報告書の作成..... 2
⑵　本調査研究の体制..... 2
ア　研究担当者 3
イ　有識者兼オブザーバー..... 3
ウ　先行研究調査担当者..... 3
エ　子どもに対する情報提供の試行の協力自治体、協力民間支援団体等..... 3

第２　子どもの意見の尊重の理念 4

１　子どもの意見の尊重とは何か..... 4
２　子どもと家族に関わる法律に反映された子どもの意見の尊重の理念..... 6
３　離婚・別居の渦中にある子どもの意見を聴く..... 9
４　子どもの意見を「適切に」尊重するために..... 11
５　子どもの意見を適切に聴くための支援体制づくりに向けて..... 14

第３　子どもの意見等の把握・反映に関する調査..... 16

１　国内外の先行研究調査..... 16
２　子どもに対する支援等についてのヒアリング調査..... 16
⑴　元裁判官 16
⑵　家庭裁判所調査官..... 20
⑶　弁護士 26
⑷　民間支援団体..... 29
⑸　地方自治体等..... 36
⑹　児童相談所 38
⑺　社会福祉士 44
⑻　スクールカウンセラー..... 47
３　父母の離婚を経験した子どもの調査..... 50
⑴　調査方法の概要..... 50

⑵　調査結果の概要 50
ア　父母からの説明の有無 50
イ　父母からの説明に対する子どもの評価 51
ウ　父母以外の者からの説明の有無 52
エ　子ども自身による情報の探索 52
オ　子どもからの相談 52
⑶　調査結果の分析の視点と全体像―調査対象と分析の目的― 53
⑷　情報探索・相談行動の全体像と分岐
―行動の全体像・類型化・説明経験との関連― 54
⑸　行動構造の整理と類型化 55
ア　行動経験の内部構造と基本類型の整理 55
イ　行動の分岐条件と沈黙の内実 55
ウ　小括：行動構造から見える課題 58
⑹　振り返りニーズと支援設計への示唆 58
ア　潜在的ニーズの言語化と情報提供形式の選好 58
イ　支援ニーズと認知状況の乖離 59
⑺　まとめ：支援設計に向けた含意 62
第４　情報提供ツールの検討 65
１　情報提供ツールの作成 65
⑴　作成指針 65
ア　子どもの意見等の把握・反映における情報提供ツールの重要性 65
イ　情報提供ツールの媒体 65
⑵　子ども向けページの作成 65
ア　対象とする子どもの年齢区分の設定 65
イ　小学校低学年向けページの内容 66
ウ　小学校高学年以上向けページの内容 67
⑶　父母向けページの作成 70
ア　父母向けの情報提供ツールの必要性 70
イ　父母向けページの内容 71
２　情報提供ツールの試行 72
⑴　試行の準備（試行用リーフレットの作成） 72
⑵　協力自治体等における試行状況等 74
ア　協力自治体等における試行状況 74
イ　協力民間支援団体における試行状況 74
ウ　協力研究者による試行状況 74
⑶　試行の結果概要 74
第５　本調査研究の成果と今後の検討課題 76
１　家事事件手続における子どもの意思の把握等の実践 76

⑴　家事事件手続における子どもの意見表明権の促進 76
⑵　子どもの陳述聴取に関する海外の取組 77
⑶　子どもの手続代理人選任の促進 78
2　子どもと親への情報提供の在り方 78
⑴　子どものための情報提供ツールの改良（子どもたちとの協働デザイン） 78
ア　提供すべき情報の内容 78
イ　情報提供の方法・媒体 79
ウ　情報提供ツールの試行 80
⑵　父母のための情報提供ツールの提供・改良 80
⑶　裁判所における情報提供ツールの活用 82
3　重層的な支援体制の構築の在り方 83
⑴　子どものための一元化された相談体制の構築 83
⑵　子どものための居場所・伴走者・アドボカシーの提供 85
⑶　子どもからの相談の入口としての学校の役割 86
4　まとめ 88

参考資料

【資料 1-1】　ドイツ法文献調査―家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律（FamFG）を中心に― 89
【資料 1-2】　オーストラリア（豪州）の文献調査 118
【資料 1-3】　家庭裁判所における「子の意思」の把握と考慮に関する実務の先行文献調査――特に離婚に伴う子どもの親権や監護に関する事件について 150
【資料 1-4】　子どもの手続代理人の活動を通じた子どもの意思の尊重についての先行文献調査 169
【資料 1-5】　親の離婚・別居等に伴う、子どもの意見表明や参加についての心理学上の知見に関する先行文献研究 178
【資料 2-1】　親の別居・離婚を経験した子に関するアンケート調査質問一覧 185
【資料 2-2】　親の別居・離婚を経験した子に関するアンケート調査≪概要≫ 188
【資料 2-3】　父母の離婚を経験した子どもの調査：オンライン質問紙調査に基づく行動実態と支援ニーズの分析 219
【資料 3】　情報提供ツールの概要 256

研究代表者

原　田　綾　子　　名古屋大学大学院法学研究科教授

協力研究者（五十音順）

池　田　清　貴　　御苑パートナー法律事務所弁護士

小田切　紀　子　　東京国際大学人間社会学部教授

村　上　正　子　　名古屋大学大学院法学研究科教授

有識者兼オブザーバー（五十音順）

曽　山　いづみ　　神戸女子大学心理学部心理学科助教

藤　本　　亮　　名古屋大学名誉教授

先行研究調査担当者（五十音順）

岡　﨑　倫　子　　きずな大阪法律事務所弁護士（子どもの手続代理人担当）

小田切　紀　子　　東京国際大学人間社会学部教授（心理学担当）

古　賀　絢　子　　國學院大學法学部准教授（オーストラリア担当）

佐々木　　健　　専修大学法学部教授（ドイツ担当）

曽　山　いづみ　　神戸女子大学心理学部心理学科助教（心理学担当）

中　　智　美　　東洋大学人間科学総合研究所客員研究員（家庭裁判所実務担当）

第１　本調査研究の目的及び概要

１　本調査研究の目的

令和６年５月 17 日、「民法等の一部を改正する法律」（令和６年法律第 33 号。以下「改正法」という。）が成立した（同月 24 日公布）。この改正法は、父母の離婚に伴う子どもの養育への深刻な影響等に鑑み、子どもの利益を確保するために、父母の離婚後の子どもの養育に関する民法等の規定を見直すものであり、令和８年４月１日に施行される。

改正法の審議の過程では、衆議院及び参議院の各法務委員会において、次のとおり附帯決議がされている。

（衆議院法務委員会）

三　子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。

（参議院法務委員会）

五　子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。

子どもの利益を確保するためには、父母の離婚時に、離婚後の子どもの養育について取決め（共同養育計画の作成）がされ、離婚後はその取決めに基づいて子どもが養育されることが重要であり、また、離婚後の子どもの養育についての取決めは、子どもの成長に伴って適時適切に見直されていくことが望ましいと考えられる。そして、離婚後の子どもの養育について取決めをしたり見直しをしたりする際には、子ども自身の意見や意思、意向、気持ち等（以下「意見等」という。）が適切に把握され、取決めに反映されることが必要であると考えられる。もっとも、協議離婚が離婚件数全体の約９割を占める我が国では、特に協議離婚の場面において、離婚後の子どもの養育に関する事項を決定する際に、子ども自身の意見等が適切に把握・反映されているか、その実態は必ずしも明らかではない。

そこで、法務省令和７年度委託事業「父母の離婚、別居等を経験する子どもの養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究」（以下「本調査研究」という。）では、上記各附帯決議及び上記観点を前提に、父母の離婚等を経験する子どもについて、その意見等を適切に把握し、離婚後等の養育の在り方に適切に反映させるため、①専門家による聴き取り等、②子どもの手続代理人の活用、③子どもが自ら利用することができる相談支援等といった点を中心に、父母の離婚等を経験する子どもの意見等の把握及び反映の支援の在り方の検討を行った。また、そのような支援を行う前提として、子ども自身が自らの置かれている状況を適切に把握した上で意見等を形成することができるようにするため、子どもに対する適切な情報提供の在り方についての検討も行った。さらに、これらの検討結果を踏まえ、国又は自治体において実践が可能な形の支援モデルの検討と試行も行った。この支援モデルの検討と試行は、今後、国又は自治体による具体的な支援につな

げていくことも念頭に置いたものである。

２　本調査研究の概要

⑴　本調査研究の実施方法

本調査研究においては、研究担当者による合議体及び先行研究調査担当者等の協力の下で、以下の調査研究を実施した。

ア　先行研究調査

国内外における現状把握として、文献調査を中心とする先行研究調査を行った。国内の実情調査については、家庭裁判所実務や子どもの手続代理人実務を、海外の実情調査に当たっては、ドイツ及びオーストラリアを調査対象とした。また、これらに加えて、国内外の心理学領域について文献調査を行った。

イ　子どもに対する支援等についてのヒアリング調査

現状及び課題の把握のため、我が国における父母の離婚等を経験する子どもの意見等の把握及び反映の実務に関して、家庭裁判所調査官、弁護士、民間支援団体、地方自治体、児童相談所等、本調査研究の目的を考慮した上で、必要性・相当性の観点から合議体において決定したヒアリング先（計 12 者）に対しヒアリング調査を行った。

ウ　父母の離婚を経験した子どもの調査

未成年期に父母の離婚等を経験した者を対象として、その後の自身の養育の在り方について、意見を述べることができたか、述べることができなかったとすればなぜか、どのような支援が必要かといった事項について、合議体における検討の結果、計 1,200 人に対しウェブアンケートによる方法で調査を行った。

エ　子どもに対する情報提供の試行

上記ア～ウの各調査結果も踏まえつつ、父母の離婚等を経験する子どもの意見等の把握及び反映の支援の在り方及び子どもに対する適切な情報提供の在り方について検討を行った。本調査研究の範囲内において国又は地方自治体において実際に取り組むことができる支援モデルとしては、ウェブサイト及びリーフレットの形式によることとし、子どもの年齢に応じたウェブサイト及び父母に向けたウェブサイトを作成の上、子ども及び子どもを養育する父母に対する情報提供を試行し、その結果を検討した。

オ　報告書の作成

上記ア～ウの各調査結果及び上記エの試行結果を基に、情報提供の在り方の課題や改善点等の検討を行い、本報告書を作成した。

⑵　本調査研究の体制

本調査研究は、以下の図 1-1 のとおりの体制で行われた。

図 1-1　本調査研究実施体制

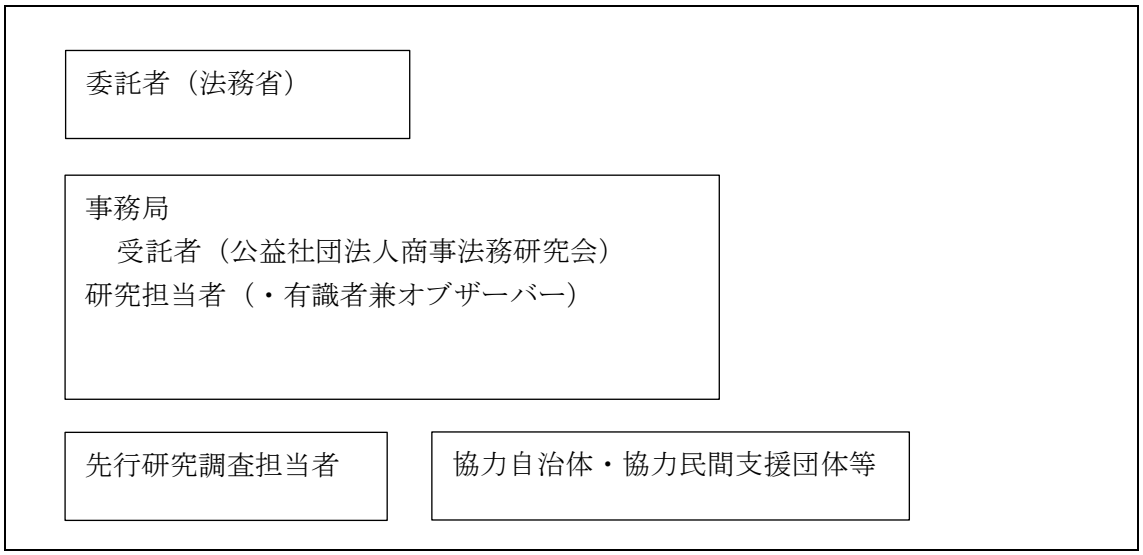

ア　研究担当者

本調査研究の実施に当たっては、研究代表者として原田綾子教授（名古屋大学）、協力研究者として池田清貴弁護士（東京弁護士会）、小田切紀子教授（東京国際大学）、村上正子教授（名古屋大学）の４名が選定され、各調査等を実施した。また、４名の合議体により、父母の離婚を経験した子どもに関する調査の調査内容の検討、子どもに対する支援の在り方や適切な情報提供の在り方等について協議の上、本調査研究を進めた。

イ　有識者兼オブザーバー

本調査研究における父母の離婚を経験した子どもに対する調査は、「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」（令和３年１月）及び「未成年期に父母の別居・離婚を経験した子に関する質的調査研究報告書」（令和５年１月）の内容を参照しながら調査研究を行うこと、社会調査・心理学に関する知見を有する者から適切に助言を得ながら行うことが望ましいと考えられたため、藤本亮名誉教授（名古屋大学）が法社会学分野の有識者兼オブザーバーとして、曽山いづみ助教（神戸女子大学）が心理学分野の有識者兼オブザーバーとして参加し、アンケート調査についての検討・分析等に加わった。

ウ　先行研究調査担当者

本調査研究における文献調査を中心とする先行研究調査は、佐々木健教授（専修大学、ドイツ担当）、古賀絢子准教授（國學院大學、オーストラリア担当）、中智美客員研究員（東洋大学人間科学総合研究所、家庭裁判所実務担当）、岡﨑倫子弁護士（大阪弁護士会、子どもの手続代理人実務担当）、曽山いづみ助教（国内の心理学領域担当）、小田切紀子教授（国外の心理学領域担当）がそれぞれ調査を担当した。

エ　子どもに対する情報提供の試行の協力自治体、協力民間支援団体等

協力自治体等としては、東京都港区、東京都内のＡ児童相談所、親の離婚など家庭環境に悩む子どもの支援団体であるウィーズ、ひとり親交流の支援団体であるエスクルに協力いただいた。

第２　子どもの意見の尊重の理念

本調査研究は、父母の離婚、別居等を経験する子どもの養育について子どもの意見等を適切に反映させる方策を明らかにすることを目的とするものである。令和６年民法等改正法による改正後の民法 817 条の 12 第１項は、父母が子の養育をするに当たって、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならないこととしている。そして、同条及び同法 821 条が定める子の人格の尊重には、子の意見等を適切な形で尊重することが含まれる。本章では、この「子の意見を適切に反映する」ということが、「子の意見等を適切な形で尊重する」ことを意味し、それは国連子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）12 条が定める「子どもの意見表明権を保障すること」の趣旨も踏まえたものであることを確認する。そして、日本における子どもと家族をめぐる様々な法律に、子どもの意見の尊重の理念が反映されるようになっていること、親の離婚・別居の状況にある子どもについてもこの権利の保障が求められること、そのような状態にある子どもの意見を適切に尊重するために求められることを指摘した上で、子どもの意見を適切に聴くための支援体制づくりを司法と社会の両面で進めていく必要があることを論じる。以上を踏まえて、本調査研究における具体的な調査活動の課題と目的を説明しつつ、本報告書の次章以降の構成について述べる。

１　子どもの意見の尊重とは何か

本調査研究において、「子の意見を適切に反映する」とは、改正後の民法 817 条の 12 第１項における「子の人格を尊重する」こと（子の意見等を適切な形で尊重すること）を意味し、これは、1989 年に採択された国連子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）が定める、「子どもの意見表明権を保障すること」の趣旨も踏まえたものである。子どもの意見表明権を保障するための取組は、同条約の採択以前から世界各地で展開されてきたが、同条約が採択されたことを契機として、この権利を促進する動きはさらに活発化している。子どもに関わる様々な課題に関して、子どもの声を聴き取りそれを考慮するための仕組みが構築され、その実効化に向けて試行錯誤が続けられている。同条約を 1994 年（平成６年）に批准した日本も、このような世界的潮流の中に位置付けられている。

子どもの権利条約の以前にも、児童の権利宣言など子どもの権利について定めた国際文書は存在したが、子どもの権利条約の新しさは、それが「子どもの権利主体性」の理念を初めて打ち出したところにある。そして、この子どもの権利主体性の理念を体現するのが、条約 12 条の意見表明権である。条約には、他の全ての条文の解釈や実施において参照される４つの指導原理があるが[1]、差別されない権利（２条）、生存・発達の権利（６条）、子どもの最善の利益の優先的な考慮（３条）と並び、子どもの意見表明権（12 条）がその一つに挙げられている。このことは、意見表明権が、子どもの権利の幅広い実現の基礎となる、特に重要な権利であることを示すものである[2]。

---

[1] 国連子どもの権利委員会「一般的意見５号」(UN Committee on the Rights of the Child. General Comment No.5:General Measures of Implementation of the Convention on the Rights of the Child, 27 November 2003)、パラグラフ 12。

[2] 原田綾子『子どもの意見表明権の保障――家事司法システムにおける子どもの権利』(信

子どもの権利条約12条は、次のように定める。

> 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）12条
> 1　締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
> 2　このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。（日本政府訳による）

国連子どもの権利委員会が、全ての批准国における12条の実現に向けて公表した「一般的意見12号」（2009年）によると[3]、12条は世界的に「参加participation」という実践を通じて、子どもの意見表明権の保障が目指されるようになっている。ここでいう「参加」とは、子どもと大人の間で相互の敬意に基づく情報の共有や対話がなされ、その中で、子どもの意見と大人の意見がこのように考慮され、そしてこのような結論に至ったのだと子どもが理解することができるような、継続的なプロセスであると説明されている[4]。

子どもの意見表明権を保障するための実践において、子どもと大人の対話のプロセスが重要だとされるのは、子どもが一方的に意見を伝えるだけでなく、それを聴いた他者、とりわけ子どもに関する重大な決定を行ったりそれに関与したりする大人が、子どもの意見を聴く責務を積極的に遂行し、子どもの意見に適切に応答することが、子どもの意見表明権の権利の実現には不可欠だからである[5]。

「参加」という考え方に基づくと、単に子どもが声を上げること、すなわち意見を表に出すことでは足りず、子どもが自分に関わる決定のプロセスに意味のある形で参加することができることによって初めて、この権利を保障することができるということになる。よく誤解されることであるが、子どもの意見表明権は、子どもに決定権を与えるものではない。重要な決定が行政や司法の場で行われる際に、子どもを決定のプロセスに招き入れ、子どもに適切な情報提供をし、対話を通して共に考えていくプロセスを確保するということに、この権利の主眼があるのである。

では、12条の条文の具体的な内容についてはどのように理解すればよいか。一般的意見12号に即して、ここでは特に以下の点を指摘しておきたい。

第一に、日本政府訳では12条は「意見」を表明する権利として訳されるが、「意見」に当たる原語（英語）はviewsであり、一人一人の子どもの視点から見た物事の見え方や考え方を広く表現するものである。子どもの「意見」（あるいは、後述する家事事件手続法65条にいう子の「意思」）というと、明確で確定的な意思や希望のみを示す印象を受けるかもしれない。便宜上「意見」（あるいは「意思」）という訳語を当てるにしても、もともとの

山社、2024）7頁。

[3] 国連子どもの権利委員会「一般的意見12号」(UN Committee on the Rights of the Child. General Comment No.12:The Right of the Child to be Heard, 20 July 2009)。

[4] 国連子どもの権利委員会・前掲注（3）パラグラフ３。

[5] 原田・前掲注（2）８頁。

views という表現に即して、一人一人の子どもが何をどのように見ているのか、それについてどう思いどう感じているのかということに関心を寄せて聴き、それらを考慮しようとすることが求められる[6]。

第二に、子どもの意見表明権に、年齢制限は設けられていない。一般的意見 12 号も、「自己の意見を形成する能力のある児童が（12 条１項）」という文言は、この権利を有する子どもの範囲を限定する趣旨と捉えてはならないと述べている[7]。ごく小さな子どもでも、たとえ言語で表現することができなくても自分の意見を形成することができるというのが基本的な考え方であり、意見表明の方法として、遊び、ボディランゲージ、表情、お絵かきなどの非言語的なコミュニケーションへの理解や尊重が必要とされる[8]。

第三に、子どもは誰からも圧力を受けることなく自由に意見を表明できなければならない。意見の表明は子どもの権利であり、義務ではない。意見を表明するかどうかは子どもの選択に委ねられる[9]。

第四に、子どもの意見は真剣に考慮されなければならない。子どもが言ったことを、聴いた側がどのように受け止めるのかが大事であり、またそれが子どもに伝えられる必要がある。子どもに対して手続の結果をフィードバックすることには、子どもがきちんと聴いてもらえた、自分は尊重されたという実感を持つために、重要な意味を持つ[10]。

第五に、子どもに対して聴くためのスキルは、トレーニングを通じて形成される必要がある。子どもに対して聴くためのスキルには、子どもとの間に信頼関係を作るスキルも含まれる[11]。

２　子どもと家族に関わる法律に反映された子どもの意見の尊重の理念

先述のとおり日本が子どもの権利条約を批准したのは 1994 年（平成 6 年）であったが、それに少し先立つ頃から、家事事件における子どもの権利保障、とりわけ子どもの意見表明権に関する議論が活発化した。子どもの監護をめぐる紛争など、子どもに関わる家事事件において、子どもを一人の主体として位置付けることの意義が強調されるようになり、家庭裁判所調査官の立場から子どもの意見の適切な把握やそれを活かした調整活動の在り方が議論されたり、裁判官の立場から、家庭裁判所が子どもの意思を把握した場合はそれを必要的な考慮事項とすべきことなどが論じられたりした。子ども自身が手続に主体的に参加する仕組みの意義が認められるとともに、手続において子どもを独立に代理する子どもの代理人制度に関する関心も高まり、海外の法制の紹介なども行われるようになった[12]。

家事事件手続法の制定（2011 年・平成 23 年）は、家事事件における子どもの意見の尊重をさらに進展させる契機となった。同法は、一般的に、裁判所が子どもの意思の把握に

---

[6] 原田・前掲注（2） 9～10 頁。
[7] 国連子どもの権利委員会・前掲注（3）パラグラフ 20。
[8] 国連子どもの権利委員会・前掲注（3）パラグラフ 21。
[9] 国連子どもの権利委員会・前掲注（3）パラグラフ 22。
[10] 国連子どもの権利委員会・前掲注（3）パラグラフ 45。
[11] 国連子どもの権利委員会・前掲注（3）パラグラフ 49。
[12] 詳しくは、原田・前掲注（2）14 頁。

努め、その意思を考慮するべき責務を負うことを定めた（65 条）。そして、特定の家事事件については、意思能力のある子ども（未成年者）が自ら手続行為をすることを認め、法定代理人によることなく自ら申立て又は参加をすることができるようにし（151 条２項、168 条等、118 条）、さらに、相当な場合には、子どもを職権で手続に参加させることも可能にした。子どもが自ら申立て又は参加をする場合には、裁判所が弁護士を子どもの手続代理人に選任することを可能にした。子どもが手続に参加していない場合であっても、15 歳以上の子どもについては必ず陳述の聴取をしなければならない事件類型を定めた。これらの規定は、立法担当者により「子の意見表明に関して、児童の権利に関する条約第 12 条の趣旨に沿った内容を定めたもの」と解説されている[13]。

子どもの権利に関係する日本の立法は、その後さらに進展した。2016 年（平成 28 年）の児童福祉法の一部改正により、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、児童が適切に養育されることや（同法１条）、児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先されること等が明確化された（同法２条１項）。2019 年（令和元年）には児童虐待の防止等に関する法律の一部改正により親権者による体罰の禁止が定められた（同法 14 条１項）。2022 年（令和４年）には民法の一部改正により、親権者の懲戒権が削除され、親権者による子の人格の尊重の義務及び子への体罰の禁止が規定された（同法 821 条）。

2022 年（令和４年）にはこども基本法が制定された（2023 年４月１日施行）。同法は、日本国憲法及び子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進することを目的とする法律であり（同法１条）、日本において初めて制定された子どもの権利に関する包括的な法律と評価し得るものである。同法は、「こども」を、一定の年齢で区切らず、「心身の発達の過程にある者」と定義する（同法２条）。そして同法の基本理念は、子どもの権利条約の４つの指導原理（差別されない権利、生存・発達の権利、子どもの最善の利益の優先的な考慮、子どもの意見表明権）の趣旨を踏まえて規定されている（同法３条１号～４号）。こども施策の司令塔となるこども家庭庁が 2023 年（令和５年）４月に始動し、同年 12 月には政府全体のこども政策の基本的な方針等を定めるこども大綱が策定された。こども大綱では、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」こと、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」こと等が基本的な方針として示され、こども・若者の意見表明を促進するための意見形成への支援や、意見を表明しやすい環境づくりを行うことが政府の課題として明記された[14]。

そして 2024 年（令和６年）には、民法等一部改正により、父母の別居・離婚に伴う子どもの養育に関する法規定に大幅な変更が加えられた。この改正によって、離婚後の共同親権が選択可能となり、親子交流（従来面会交流と呼ばれてきた）に関する規律の整備、養育費債権への先取特権の付与や法定養育費の新設など様々な制度的手当がなされた。そして、親の責務の基本理念が 817 条の 12 により規定され、そこに「子の人格を尊重する」との文言が盛り込まれた（第１項）。

---

[13] 金子修編著『一問一答　家事事件手続法』（商事法務、2012）34 頁。
[14] こども家庭庁「こども大綱」（令和５年 12 月 22 日）特に９～10 頁。

民法 817 条の 12

１　父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならず、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。

２　父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。

法制審議会家族法制部会においては、部会の当初から、子どもの養育の場面における子どもの意見の反映、尊重という論点が提起され、それを親の責務として定めるかどうかが議論された[15]。最終的には子どもの意見の尊重を明文化することは見送られたが、民法 817 条の 12 第１項に規定される「子の人格を尊重する」という文言には「子の意見等が適切な形で尊重されるべきとの考え方」が含まれるという解釈を踏まえて、要綱案が決定された[16]。立法担当者による解説においても、民法 817 条の 12 の「『子の人格を尊重する』ことには、子の意見・意向等を適切な形で尊重することが含まれる」との説明がなされている[17]。

親による子どもの養育に関する一般的な責務を定めた民法 817 条の 12 第１項に、子どもの意見の尊重の理念が盛り込まれたことの意義は大きい。これにより、父母の別居や離婚に伴って子どもの養育に関する合意や決定が行われる際にも、父母の責務として、子どもの意見の尊重が求められることが明確化された。前述のとおり、親権や親子交流などを扱う家庭裁判所の家事事件手続においては、従来から、子どもの意思を把握する裁判所の責務を定める家事事件手続法 65 条等の下で、子どもの意見の尊重に向けた取組が進められてきたところであるが、今後はそれらの取組を、より一層進展させることが求められる。

さらに、裁判所が子どもの養育をめぐる問題や紛争の解決に関与しない場合においても、親による子どもの人格の尊重、子どもの意見の尊重が求められることになる。日本では、およそ９割の離婚当事者が、裁判所を通さずに当事者の協議によって離婚をし、子どもの養育に関する取決めも当事者の協議により行われている。協議離婚のプロセスにおいて子

---

[15] 子どもの意見の尊重をめぐる部会での議論の経過については、池田清貴「親子関係の基本的な規律と親権・監護権に関する規定の見直し」自由と正義 75 巻 11 号（2024）15～20 頁、特に 15～16 頁。

[16] 法制審議会家族法制部会第 37 回(2024 年１月 30 日)議事録 PDF 版１～２頁を参照。この趣旨は同部会による「家族法制の見直しに関する要綱案」の附帯決議２の文言（「子の養育は、子の意見・意向等が適切な形で尊重されることも含めて子の利益の確保の観点から行われるものである。」）にも反映されている。

[17] 北村治樹・松波卓也「父母の離婚後の子の養育に関する『民法等の一部を改正する法律』の解説（1)」家庭の法と裁判 52 号（2025）108～120 頁、特に 110 頁。部会幹事として審議に参加した民法学者の石綿はる美も、部会における議論を振り返り、また親権者変更の申立人に子が加わったことに言及しつつ、今回の改正を通じて「子の意思の尊重は民法の中に理念として現れ」るに至ったものと評している。石綿はる美「企画趣旨〈特集 子の養育をめぐる総合的検討〉」法律時報 96 巻 12 号（2024）５頁。

どもの意見をどのように尊重するかということが重要な課題となる。

３　離婚・別居の渦中にある子どもの意見を聴く

別居・離婚における子どもの意見を聴くことについては、子どもを父母の争いに巻き込むのは望ましくないという保護主義的な発想から、その必要性そのものが疑問視されるかもしれない。しかし、両親が別居や離婚する場合、子どもの家族関係に多大な変化が生じるばかりでなく、子どもの監護や親子交流、養育費等に関する決定が必要になり、その決定によって子どもは多大な影響を受けることになるのであるから、決定のプロセスにおいて子どもの意見を聴きそれを尊重することが必要である。

親の別居や離婚を経験する子どもたち自身も、その多くが、自分の意見をきちんと聴いてもらいたいと考えていることを示す調査結果が、既に多く発表されている。

Rachel Birnbaum と Michael Saini は、両親の別居・離婚に伴う監護紛争を経験した 11 ヶ国 1,325 人の子どもを対象とする 35 の調査研究の質的統合研究を行った。この調査の対象となったのは、別居・離婚に伴う決定への子どもの参加の重要性が意識されるようになった 1990 年代の初頭からおよそ 20 年間に行われた調査研究である。Birnbaum と Saini はこの調査を通して次のようなことが明らかになったと論じている。まず、子どもたちは別居・離婚後の監護の決定プロセスに関与したいと考えている。自分の養育をめぐる紛争において、自分も対等に発言の機会を持ちたいと思っており、自分の意見や希望が、今後の生活上のアレンジメントや両親との関係性に関する協議において、対等に代表されるべきだと考えている。子どもたちは、自分の存在が認められて意見を聴いてもらえることが理想だと考えているが、他方で自分たちの脆弱性も認識しており、プロセスに参加することによって傷つくことを恐れる気持ちも持っている。養育計画について決定する役割を子どもが担わされると、子どもは親のどちらかを選ぶことを強いられ、一方の親を怒らせてしまう可能性があることから、子どもにとっては負担になると子どもたちは考えている。子どもたちは決定において発言権を持つことと(to have a say: voice)、どちらの親と暮らすのかを自分で選択すること（to choose: choice）を区別しているのである。また、子どもたちは、本当に意味のある形で決定プロセスに参加する機会を、大人の側が提供してくれることが大切だと考えている。家庭生活における子どもの意味ある参加の鍵となるのは、家族メンバー間の相互の信頼、敬意、意味のある相互作用である。しかし子どもたちは、実際には、親の別居や離婚によって生じる変化について、子どもを交えた話合いがなされておらず、子どもの監護のアレンジメントの決定に参加できていないと感じている。両親が別居を決めたときなど、できる限り早い段階で子どもに相談してほしいと考えている。そして子どもに別居や離婚を伝える時には、両親がもっと互いに協力し、成熟した態度をもって､子どものニーズに敏感に対処してほしいと考えている｡Birnbaum と Saini は、両親の紛争から子どもを守るという名目のもとで子どもたちの声が抑圧されているというのが実情であるが、そのような抑圧があったとしても、子どもたちは自分の意見を伝えたいと願っており、自分の意見を伝えるために非公式的・公式的なサポートを使いたいと考えていると分析する。その上で今後は、子どもに関わる専門家がより敬意をもって子どもと接し、子どもの声が決定権者によって聴かれるように支援すべきであり、また子どものニーズや希望を子ども自身に聴くことを法制度改革の優先的課題とすべきであると論じて

いる[18]。

オーストラリアにおいては、家族法政策の立案や実施、改革に当たって、子どもたちの意見を聴き、それを反映させることを目指す取組が進められつつある。オーストラリア家族研究所（Australian Institute of Family Studies）は、オーストラリア連邦政府からの調査委託を受けて、両親が別居・離婚した家庭の子どもにはどのようなニーズがあるのか、家族法システムが子どものニーズに応答できているのかを、実際に父母の別居・離婚を経験した 61 人の子どもたち（年齢は 10 歳から 17 歳まで）へのヒアリングにより把握する調査を実施した（調査の実施時期は 2017 年５月から 2018 年４月の一年間）。この調査では、父母が離別した後の子どもの養育アレンジメントの決定の際にどのようなことが重要だと思うかを子どもたちに尋ねている。子どもたちが語ったのは、父母の別居・離婚のプロセス全体を通じて、両親にもっと子どもの声を聴き、子どもを支えてほしいということであった。両親が、養育のアレンジメントについて、また両親が別れることについて、子どもの意見をもっとよく聴いてほしい、仮に親とは意見が違うときでも子どもの意見を尊重してほしいと思っている。親子のコミュニケーションは、子どもが新しい生活環境を受け入れ、別居・離婚後の新しい関係を親たちと結び、離婚・別居のプロセスやそれに伴う養育アレンジメントについての理解を助けるものとなるがゆえに、子どもにとって大切なものである。父母が別居・離婚する状況の中で何が起こっているのか、法的なプロセスはどのようになっているのか、両親を弁護士として代理しているのは誰か、もしいるなら誰が自分を代理しているのか、どのような結果になりそうなのか、誰が養育のアレンジメントを決めるのか、どのようなステップを踏んで決定が行われるのか、いつ決定がなされるのか、いつどのように子どもたちが自分の意見を表明できるのか。こうしたことについてきちんと教えてほしいと子どもたちは考えている。養育アレンジメントは、安全上の懸念に対応したものであるとともに、後でその見直しができるようにフレキシブルなものであってほしいと子どもたちは願っている。家族法システムの中で出会う弁護士や裁判所の専門職が、自分の意見や経験を把握してくれたと感じた子どもは、半分かそれよりも少ない。子どもたちが助けになると考えているのは家族や友人、学校の先生やカウンセラーの支援である。メンタルヘルスのサポートも助けになると考えている。報告書では、子どもの養育アレンジメントに関わる専門職が子どもの意見や経験をより効果的に聴くこと、子どもとの間に信頼関係を築き、決定プロセスに関わる情報をもっと子どもに提供してオープンなコミュニケーションを図ること、決定を明確に説明すること等、子ども包摂的なアプローチ（child-inclusive approach）に基づく家族法のプラクティスを推進することを提言している[19]。

日本においても、離婚・別居に直面する子どもの多くが、自分に対してきちんと説明を

---

[18] Birnbaum, R. and Saini, M. (2012) 'A qualitative synthesis of children's participation in custody disputes', *Research on Social Work Practice*, 22(4), pp. 400-409.

[19] Carson, R. et al. (2018) *Children and young people in separated families: Family law system experiences and needs*. Melbourne: Australian Institute of Family Studies, Executive summary (vi-ix).

してほしい、自分の意見を考慮してほしいというニーズを持っていることが推察される。未成年期に両親の離婚を経験した20代及び30代の男女を対象とする調査によると、親の不仲について説明がなかったり、説明があっても事実どおりではなかったりしたという人が少なからず存在することが明らかになっている。親からの説明が十分でなく、他のルートからも適切な情報が得られなければ、子どもは自分の気持ちを整理したり意見をまとめたりすることができない。また、調査では、親に対して自分の本心を伝えられなかった、伝えたが本心ではなかったという経験を持つ人も少なくなかった。親への気遣いから本心が伝えられない子どもたちの存在が浮かび上がる結果になっている[20]。

４　子どもの意見を「適切に」尊重するために

離婚や別居に直面する子どもを決定から排除せず、その意見を聴くべきであるとして、ではどのようなやり方をすれば、子どもの権利に即した「適切な」聴き方になるのだろうか。

どうすれば子どもの意見を適切に聴けるかということについては、世界的にも活発な議論が行われている。子どもの参加に関する議論をリードしてきた研究者の一人であるLaura Lundyは、単に子どもの声を聴いたというだけでは、子どもの意見表明権を保障したことにはならないという。Lundyによると、子どもの意見表明権は、子どもの権利条約の他の条文――差別されない権利（２条)、子どもの最善の利益の優先的な考慮（３条)、情報を得る権利（13条)、大人からの指導を受ける権利（５条)、安全である権利（19条)――と関連付けられる形で理解されなければならない。また、子どもの意見表明権は、①意見を表明する権利と、②意見が相応に考慮される（given due weight）権利に分節化され、①については「場（Space)」と「声（Voice)」、②については「聴き手（Audience)」と「影響力（Influence)」という４つのファクターが、子どもの声を聴くという実践にどう影響するかを検討する必要があるとする。

実際に子どもの声を聴く現場において、この４つのファクターが満たされているかどうかを確認するためのチェックリストがLundyの監修のもとで作成され、アイルランド子ども若者局「子どもと若者の決定への参加に関する国家戦略 2015-2020」に掲載されている[21]。

---

[20] 両親が「不仲であること」について、半数近くは「説明あり」であったが、35.0%は「説明なし」であり、説明があっても「事実どおりだった」は44.4%にとどまる。別居当時に「自分の本心を双方または同居親に伝えた」のは26.1%、「伝えられなかった」が21.5%、「伝えることはなかった」が 33.5%と、伝えたのは比較的少数である。「いずれと暮らしたいかについて、本心が言えた」のは28.2%にとどまり、「伝えたが本心ではない」が9.9%、「伝えていない」が18.1%であった。「伝えたが本心ではな」かった理由については、「父母双方に配慮」が36.7%、「同居親に配慮」が60.0%と、親への気遣いが多い。公益社団法人商事法務研究会「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」（令和３年１月）（調査結果のまとめとして特に５～６頁)。

[21] Department of Children and Youth Affairs (2015) *National Strategy on Children and Young People's Participation in Decision-making, 2015 - 2020*. Dublin: Government Publications. Available at: https://assets.gov.ie/static/documents/nationa

図 2-1　Lundy の「声」モデルによる参加のチェックリスト

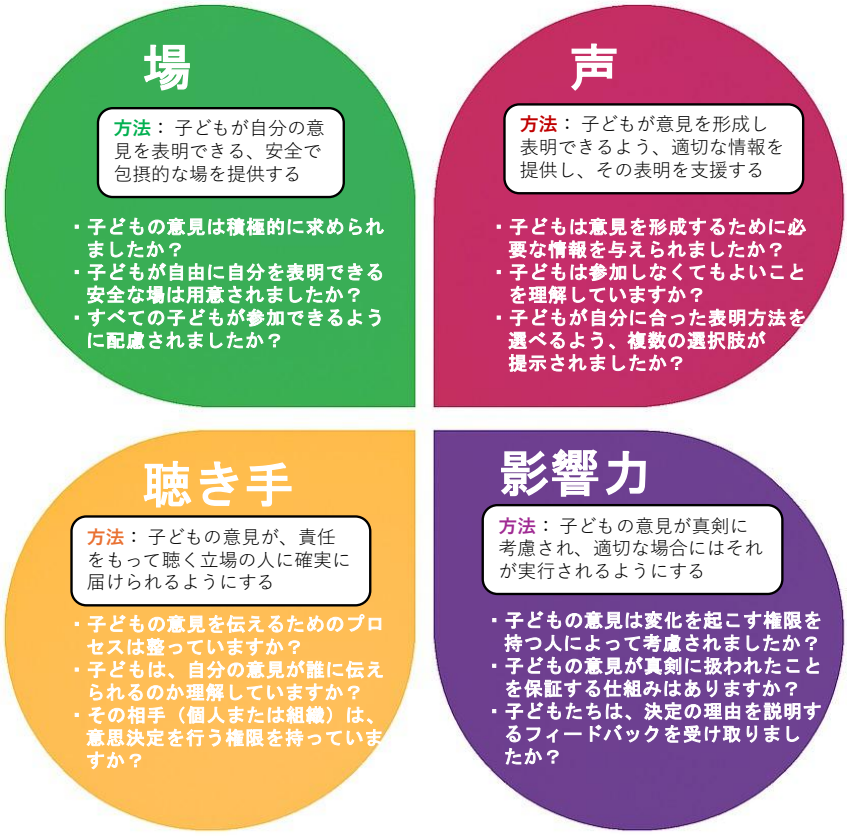

出典：Department of Children and Youth Affairs (2015) National Strategy on Children and Young People's Participation in Decision-making, 2015 - 2020. Dublin: Government Publications. Available at: https://assets.gov.ie/static/documents/national-strategy-on-children-and-young-peoples-participation-in-decision-making-2015-.pdf, p.22 に掲載されている図を日本語に翻訳した。

このチェックリストに示されるように、子どもの声をよく聴くためには、安全性の確保を含めて、聴く側による周到な準備や環境づくりが必要であるし、聴き取った子どもの声を決定の権限を持つ者に着実に届けるとともに、結果を子どもにしっかりとフィードバックする必要がある。

特に、親の別居・離婚という状況においては、「安全に」「自由に」意見を表明することを子どもたちに保障することが大切である。別居・離婚の文脈では、子どもは親同士の紛

---

l-strategy-on-children-and-young-peoples-participation-in-decision-making-2015-.pdf, p.22. このチェックリストのベースとなる原著論文は、Lundy, L. (2007) ''Voice' is not enough: Conceptualizing Article 12 of the United Nations Convention on the Rights of the Child', *British Educational Research Journal*, 33(6), pp. 927-942.

争に巻き込まれた状況で意見を聴かれることも多いため、意見を聴くことによってリスクが生じる可能性があることに十分に配慮する必要がある。互いに争う父母の間で子が感じる忠誠葛藤、親を選ばせられることで生じる苦悩、本来は大人がなすべき決定を子どもに負わせるという子どもへの責任転嫁、子どもが何かを言ったことで親との関係が悪化するリスク、場合によっては有形無形の暴力被害のリスクなどもあり得る。これらのリスクを回避するための方策には様々なやり方があり得るが、最も基本的なこととして、親や周囲の大人の都合で子どもに何か意見を言うことを強要してはならないし、子どもに親を選ばせるような聴き方も避けなければならない。本来親がなすべき決定の責任を子どもに負わせてもならない。子どもの意見をきちんと聴き尊重するが、最後の決定は大人が責任をもって行うということを子どもに伝える必要がある。

意見表明によって生じ得るリスクを適切に低減させつつ、子どもが望む形でうまく参加ができるような体制を作ること、またそれを担う専門家のスキルを養っていくことが求められる。聴く役割を担う人には十分な研修が必要であるし、グッドプラクティスの積み上げや共有も求められる。このように言うと、そのような大変な作業を行うのは容易なことではなく、業務の負担が増える、時間がかかるといったように、子どもの声を聴くこと自体に消極的になってしまう恐れがある。そうならないようにするためには、子どもの声を「よく聴く」ことによって得られる積極的な効果が、子ども自身だけでなく、実務家や子どもの親たちにもよく認識される必要があるだろう。

子どもの意見を適切に聴くことによって得られる効果として、子どものエンパワーメント（empowerment）と、大人の気付き(enlightenment)という二つのものがあると言われる[22]。子どもが重要な決定に参加することでエンパワーされることは、それ自体が子どもの権利の実現として意味があるが、エンパワーされて元気を取り戻した子どもの姿に触れることは、子どもの最善の利益の実現に向けて子どもと関わっている実務家や親たちにとっても嬉しく励みとなることなのではないだろうか。大人の側も、子どもの声を聴き、子どもの目線から物事を見ることで､新しい気付きを得て､より良い決定ができるようになる。そのようにしてなされた決定は、より豊かな最善の利益の実現につながるはずである。子どもの意見に耳を傾けることで子どもからの大人への信頼感は高まり、子どもとより良い関係を持てるようになるかもしれない。子どもの意見を受け止めて考慮し、うまく問題に対処ができたという経験は、子どもに対して責任を負う大人としての自己効力感を高めるものにもなり得る。

子どもの声を聴くという営みは、様々な条件の下で、子どもの反応を確かめながら試行錯誤の下で行われるものである。チェックリストの項目を一回一回、全てクリアすることを目指すというよりも、大人の側が日々の子どもとの関わりを振り返り、どのような点がうまくできたか、どの点を改良すればより良い実践になるかをじっくり考えたり、うまくできないことの背後にある要因をあぶり出して対処したりするためのツールとして、このようなチェックリストは有効性を発揮し得るのではないかと思われる。

---

[22] Warshak, R.A. (2003) ‘Payoffs and pitfalls of listening to children,’ *Family Relations*, 52(4), pp. 373-384. 原田・前掲注（2）10～13 頁。

５　子どもの意見を適切に聴くための支援体制づくりに向けて

子どもの意見を適切に聴くためには、子どもに関わる大人や専門職のスキルを向上させるというだけでなく、それを実現するための制度や体制を、社会における様々なアクターが協力して整えていく必要がある。

これまで家庭裁判所においては、家事事件手続法 65 条等のもとで、子どもの意見の尊重に関する実務を発展させてきたが、2024 年（令和６年）民法等一部改正により、親権や子の監護をめぐる事件の増加も見込まれるところであり、家事事件の実務において、子どもの意見の尊重をより一層促進する必要がある。子どもの意見の尊重に向けたこれまでの裁判所の取組の実情を明らかにし、その意義を確認するとともに、改善し得る点がないかを検討する作業が必要となる。

他方で、日本の離婚制度の最大の特徴は、裁判所が関与しない協議離婚が利用可能であり、実際にそれが離婚全体の約９割を占めるということである。子どものいる夫婦も協議離婚によって離婚するケースが多く、その場合、親権や親子交流など子どもの監護についても父母の協議によって決められる。協議離婚によって離婚をする父母が、子どもの意見を適切に聴き、子どもの利益にかなう合意ができるように働きかけるとともに、親たちだけでなく子どもたちに対しても、その意見の形成や表明を支えるための支援を行っていく必要がある。

親の離婚や別居に直面する子どものために社会が支援を行うという考え方は、家庭の問題を公的な関心の外に置きがちであった日本では、まだ十分には根付いていないかもしれない。それでも、親の離婚等に直面する子どもたちの支えとなり得る社会的資源は、日本でも既に一定程度まで存在している。親の離婚や別居に直面する子どもたちの助けとなり得る存在には、子どもの周りにいる親族などの身近な大人から、子どもが日常を過ごす学校、そこで出会う教諭やスクールカウンセラーなどの専門職、子どもや親からの相談に対応する各種の団体や機関、そして最終的に子どもの問題が持ち込まれる裁判所まで、様々なものがある。それぞれが担い得る役割や機能を活かしながら、子どもの意見を適切に聴くための支援体制づくりを、司法と社会の両面で進めていく必要がある。また、親がどのような形で別居や離婚をするか、また親が子どもに対してどのような説明をするかにかかわらず、可能な限り全ての子どもが、自身の意見の形成やその表明の基礎となる基本的な情報にアクセスすることができるように、子どもへの情報提供の仕組みを整備するということも、重要な課題となる。

このような問題意識から、本調査研究における調査活動は、相当に幅広いものとなった。本報告書の次章以降の構成についての説明も兼ねて、各調査の概要についてここで簡単に紹介することとしたい。

先行文献調査（本報告書第３の１、【資料 1-1～1-5】）では、まず海外の実務に関する先行文献調査としてドイツとオーストラリアを取り上げる。この二つの国は、離婚や別居、子どもの監護養育に関する家事事件における子どもの意見表明の保障にそれぞれ独自のアプローチで取り組んでいる。これらの国は、両親が子どもの意見を尊重して合意や司法手続に取り組むことを推進するために、専門職による子どもの意見の把握や、親と子への情報提供などの取組を積極的に行っており、日本の実務や今後の制度の在り方に対して多くの示唆を与えるものとなっている。日本国内の実務の先行文献調査としては、家庭裁判所

実務と子どもの手続代理人の実務を取り上げ、これまでの制度や実務の展開を整理するとともに、今後の課題を明らかにする。そして、国内外の心理学研究について先行文献調査を実施する。離婚や別居に巻き込まれる子どもの意見をどのようにすれば適切に聴くことができるか、子どもの意見を適切に聴くことによって親子関係にどのような影響が生まれるのかといったことについて、これまでの心理学研究から得られた知見を確認する。

子どもの意見の尊重に関わる実務家へのヒアリング調査（本報告書第３の２）では、家庭裁判所の実務家として元裁判官と家庭裁判所調査官、子どもの手続代理人の実務経験のある弁護士、弁護士会の子どもの相談窓口（東京弁護士会「子どもの人権 110 番」）、民間支援団体として親子交流支援団体（あやの会）、離婚・別居などの家族問題を抱える子どものためのこども支援団体（ウィーズ）、ひとり親支援協会（エスクル）、地方自治体等（東京都港区の子ども家庭支援センターと教育委員会）、児童相談所（東京都内のＡ児童相談所、和歌山県中央児童相談所）、社会福祉士、スクールカウンセラーといった、子どもと家族に関わる多様なアクターに対して聴き取りを行う。離婚や別居に巻き込まれる子どもたちのために、それぞれの領域においてどのような支援が行われてきたか、子どもの意見をより適切に尊重するための課題は何かといったことについて示唆を得たい。

未成年期に父母の離婚等を経験した人（1,200 人）を対象とするアンケート調査（本報告書第３の３）では、離婚・別居の状況の中で、自分の養育の在り方について意見を述べることができたかどうか、できなかったとすればなぜか、いま振り返ってどのような支援があったらよかったと思うかなどといった事項について調査を行う。実際に子どもの立場で親の離婚や別居を経験した人たち自身の視点から、子どもたちの情報や相談へのアクセスの実情やそのニーズを把握することを目的とした調査となる。

これらの調査の結果を踏まえて、子どもと子どもを養育する父母に対して必要な情報を届けるための情報提供ツールの作成と試行を行う（本報告書第４）。多くの子どもは、意見の形成や表明の前提となる基本的な情報に、そもそもアクセスができていない状況にあると想定される。また、現状では、子どもが知りたい事柄について親から子どもに説明をしたり、子どもの意見を適切に聴いたりすることについて、親に対する情報提供も不足していることから、子ども向けと親向けの情報提供ツールを作成し、試行を行う。試行の結果を踏まえて、提供する内容や提供方法の面での改善点を明らかにする。

最後に、本調査研究の成果を整理するとともに、今後の検討課題を提示する（本報告書第５）。

第３　子どもの意見等の把握・反映に関する調査

１　国内外の先行研究調査

父母の離婚等を経験する子どもの意見等の把握及び反映の在り方についての国内外の実情を調査するべく、ドイツ、オーストラリア、家庭裁判所実務、子どもの手続代理人、心理学領域について、国内外の先行研究調査を依頼した。

調査を依頼するに当たっては、合議体で検討の上、各テーマに関する調査項目を策定し、各調査項目に回答する形式で報告書の提出を受けた。

調査結果は、【資料 1-1～1-5】のとおりである。

２　子どもに対する支援等についてのヒアリング調査

令和７年 10 月 21 日から同年 12 月 24 日にかけて、⑴元裁判官、⑵家庭裁判所調査官、⑶弁護士、⑷民間支援団体、⑸地方自治体等、⑹児童相談所、⑺社会福祉士及び⑻スクールカウンセラーに対して、ヒアリングを実施した。

ヒアリングの対象者及び概要は、以下のとおりである。

⑴　元裁判官

永井尚子元裁判官は、昭和 62 年に任官し、平成４年から家事事件を担当するようになり、令和７年２月に定年退官するまでの間、裁判官としての経歴のうち３分の２を家庭裁判所で勤務し、主に家事事件を担当してきた。平成 16 年の人事訴訟の家庭裁判所移管時や平成 25 年の家事事件手続法施行時も家庭裁判所に勤務していた。司法研修所が令和６年７月に公表した『子の監護・引渡しをめぐる紛争の審理及び判断に関する研究』の研究員を務めた。

【ヒアリング概要】

１　子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状

⑴　家庭裁判所の役割

家族をめぐる紛争や課題を適正・迅速に解決する際、父母及び子どもの将来にどのような影響があるかを常に考え、将来を予測しながら解決しようとしてきた。その際、一番に考えるのが子どもの利益であり、これは、子どもが安全・安心な環境の中で、愛情を注がれて養育され、幸せに成長することである。それを実現するには、裁判官、調停委員、家庭裁判所調査官及び書記官が連携して当事者である父母と代理人を支援し、それぞれがその役割を果たして一体となるチームワークが重要である。主役である子どもの最善の利益のために手続を進めるのが家庭裁判所の役割であり、チームのメンバーがそれぞれの役割を果たせるよう導き牽引するのが裁判官の役割だと考えている。

調停手続では、自主的な合意に向けて調停委員会から様々な働きかけを行い、父母の協力関係の修復を目指し、審判手続でも、事実の調査等をするだけでなく、父母の協力関係の修復に向けた働きかけを行い、その受け止め方も考慮して審判してきた。

⑵　子どもの意思を把握する意義

家庭裁判所実務では、従前から、子どもがその結果により影響を受ける手続において子どもの意思を把握し、子どもの年齢や発達の程度に応じて考慮してきた。また、子どもの権利条約 12 条は、子どもの意見表明権とその意見を子どもの年齢及び成熟度に従って相当に考慮されるべきことを宣言している。このような家庭裁判所の実務に加え、

子どもの権利条約の趣旨も踏まえ、家事事件手続法 65 条が明文化されたと理解している。

そして、子どもの利益を実現するには、監護環境を整えて監護能力を備えた親が子どもと良好な親子関係を築くことが重要であり、そのためには、子どもの意思を把握する必要がある。子どもの意思として把握すべきなのは、第１に父母の紛争や課題をどのように受け止めているか、第２に父母に対する思い、第３に今後どこで生活したいか、あるいは、離れて暮らす親との交流についての希望等である。そして、把握した子どもの意思を父母がどのように受け止めて対応していくのかを踏まえて、手続運営や判断を検討することになる。

⑶　子どもの意思を把握する方法とその際のポイント

子どもの意思を把握する準備として、以下の点が重要である。まず、子どもへの説明であり、①父母間に紛争があるけれども、あなたが原因ではないこと、②父母に対する気持ちやこれからの生活についての希望を教えてほしいこと、③あなたの話だけで結論を出すことはしないから安心して話してほしいこと、④あなたの希望や気持ちを父母に伝えて、みんなで考えていくこと、⑤伝えてほしくないことがあれば教えてほしいこと、⑥あなたの気持ちを知ることがとても大事であることなどを説明する。そして、子どもが安心して話せるような場所や雰囲気作り、同席者の有無、きょうだいの順番等について、子どもの個性や状況に合わせて組み立てる必要がある。次に、親への働きかけについては、①子どもは父母間の紛争によって様々な影響を受けていること、②子どもの利益を実現することが最も重要であり、そのためには、父母が互いに人格を尊重して協力することが必要であり、それが親の責務であること、③紛争の解決に向けて子どもの意思を把握する必要があり、子どもが安心して話せるように、子どもに負担をかけるのではなく応援してほしいこと、④その上で、子どもの意思を受け止めて建設的な検討をしてほしいこと等を伝える。

ア　調停手続

調停手続では、初回期日前に父母に最高裁判所作成の動画「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」の視聴を促しその振り返りシートを提出してもらい、調停委員が父母から子どもの様子を聴取することにより子どもの意思を把握したり、父母に対し働きかけたりする際に活用している。調停手続では、子どもの意思を把握する一次的役割を調停委員が担っている。子どもが支配的な同居する親の影響を受けていると思われる場合には、質問を工夫するなどして子どもの様子について多角的に聴取している。

イ　子どもの意思を把握するタイミング

子どもの意思を把握するタイミングについては、できるだけ早期に行うことにより子どもの監護をめぐる父母の紛争を早期に解決し、子どもの生活を早期に安定させることが子どもの利益の実現につながる。もっとも、離れて暮らす親による申立てまでに相当な期間が経過している場合もあるので、事案に応じて緊急度を検討する必要がある。また、子どもの意思を把握することは、子どもに時間的・精神的負担を与えることも忘れてはならず、大事な試験といった学業等への配慮も必要である。

初回期日（調停期日又は審判期日）において、父母の主張の概要を整理した後、子どもの意思をどのように把握するのかについて検討し、子どもの意思を把握するために調

査又は審問が必要であれば父母に対し既述の説明をした上で、調査又は審問の段取りについて打ち合わせるなどする。そして、子どもの意思の把握と並行しながら、他の争点について審理を進め、紛争の全体的な解決を進めるのが一般的である。

ウ　家庭裁判所調査官による調査

家庭裁判所調査官は、行動科学の知見やこれに基づく面接技法を用いて、子どもが言語で十分に意思を表明できない場合に、非言語的情報（表情やしぐさ、父母とのふれあいの様子等）により子どもの意思を推測し、他の情報（例えば、監護補助者、関係機関の情報等）も併せて、子どもの意思を分析している。また、家庭裁判所調査官は、家庭訪問を行い、子どもの様子を観察するとともに、子どもに対し既述の説明をし、調査に向けた関係作りをするなどの機動性もある。裁判所で調査を行う場合には、子どもの年齢に応じて児童室を用いるなどの配慮もしている。そして、家庭裁判所調査官は、調査の結果を書面で報告し、調停又は審判の期日に出席し、調査に関する父母からの質問に対応するなどして、子どもの意思について父母の理解を促している。

エ　裁判官による審問

審判廷で中高生を審問したことがある。きょうだいを別々に審問した上で、父母に対し陳述の要旨を伝え、審問調書の閲覧謄写も許可した。審問に先立ち、まず父母の意見を聴き、裁判所で裁判官の質問に答えることに支障がないかを確認し、同居する親に対し、審問に連れて来てもらうよう協力を依頼した。審問の当日には、子どもに対し、時間を割いて来てくれたことに謝意を伝えるとともに、子どもの意思を把握することについて既述のような説明を行った。

子どもからの陳述聴取の際に行動科学の知見やこれに基づく面接技法が必要でない場合には、裁判官が審問するのに適しているし、個人的には、裁判官が子どもの陳述を直接聴くことには、裁判官にとっては、個々の子どもの利益を具体的に検討する助けとなり、子どもにとっても、判断する裁判官に直接伝える機会を得ることで意味があるのではないかと考えている。また、ウェブ会議が利用できれば、学校や塾等で忙しい子どもの時間的負担を軽減できるのではないかと考えている。

オ　書面による陳述聴取

子どもの監護や親権者指定について父母に特段の争いがないが、15 歳以上の子どもの陳述聴取が必要的とされている場合（人事訴訟法 32 条４項）などに、子どもが作成した書面が書証として提出される場合がある。子どもが父母の影響を受けずに作成した内容であれば、書面による陳述聴取としていた。また、家事事件手続法別表第一審判事件の中には、必要的聴取とされていなくても、15 歳以上の子どもに対し照会書を送付して陳述を聴取し、審理の参考としているものもある（例えば、民法 826 条の親権者との利益相反の場合の特別代理人の選任）。

カ　子どもへのフォロー

子どもがせっかく意思を表明したのに、裁判の結果が希望どおりにならない場合には、落胆することが想定できる。このような場合に、現行法では、審判の結果を裁判官が直接子どもに説明するという制度にはなっていないため、子どもの表明した意思を採用しない理由を裁判書に明確に記載した上で、親や代理人が裁判書の内容を子どもに伝えることになる。もっとも、子どもの意思を把握する際、子どもの話だけで結論を出す

わけではないと説明し、子どもの希望によると子どもの利益が実現できないと評価される可能性がある場合には、子どもの希望のとおりの結果にならない場合の受け止め方や父母との関係の持ち方についても織り込んで話をし、子どものフォローをしていると考えられる。

⑷　「子どもの手続代理人」について

これまで、子どもの利益は、子どもの調査、審判等により子どもの意思を把握し、考慮することにより実現する事案が多く、子どもが主体的に手続に参加する事案は少なかったと思われる。これは、父母の紛争下にある子どもを、できるだけ紛争に巻き込むことなく子どもの利益を実現したいとの考えによるものと思われ、これからも、子どもが主体的に手続に参加しない事案は少なくないかもしれない。しかしながら、令和６年の改正法では子どもが親権者変更の申立てができるようにもなっており、子どもが自らの意思で手続に参加し、自身の利益を実現しようと考える場合はもちろん、これに加えて、既に父母の紛争に巻き込まれている子どもが手続に主体的に参加し、父母に影響されずに自身の利益を実現する必要があると考えられる場合には、子どものために弁護士を手続代理人に選任し、利害関係参加の手続をとることが考えられる。「子どもの手続代理人」は、子どもの利益を実現するチームの重要なメンバーとして、子どもと繰り返し面談したり、相談を受けたりして子どもと継続的に関われる点で、家庭裁判所調査官とは異なる役割が期待される。

⑸　研修制度について

司法研修所では、家事事件を担当する上で必要な基礎的な知識に加え、実務的な運用や課題について様々な研修を行い、経験の浅い裁判官が事件処理に困らないようにしている。また、外部講師による社会学的視点から家族の在り方についての理解を深めるための研修もあり、家族について理解を深める機会になった。これらの研修資料や動画は、職場のオンライン等を通じて共有し、広く活用できるようになっている。加えて、個々の事件処理をする上で、同僚裁判官と意見交換をしたり、抗告審の決定から事件処理を振り返ったりしてきた。裁判官は、個別の事件処理から学ぶことが多く、調停委員や家庭裁判所調査官、代理人弁護士等との意見交換等も大切にしてきた。

２　子どもの意見をより尊重できるようにするための今後の課題

⑴　研修制度について

裁判官が子どもに審問する場合に参考となる手引きがあり、模擬審問でトレーニングができると、陳述聴取がスムーズに進み、子どもも意見を述べやすく、聴取審問の機会が増えるのではないかと考えている。

⑵　「子どもの手続代理人」について

「子どもの手続代理人」を活用するには、子どもの利益の実現のために、子どもが主体的に手続に参加することが望ましい場合があり、実際に手続に参加するに当たっては、「子どもの手続代理人」の選任が必要な場合があることについて、手続に関わる裁判所と当事者との間で共通認識をもつことが重要だと考えている。費用の負担を心配する父母もいることから、費用の援助の点を含め、まず、父母の手続代理人から父母に対し「子どもの手続代理人」の必要性について説明してもらうことが考えられるが、裁判所

としても、その必要性がないのか常に意識しておく必要がある。

⑶　子どもへの情報提供について

現在、調停の初回期日の通知書を送付する際、父母に対し、子どもに関する照会をするほか、最高裁判所が作成した既述の動画「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」の視聴の案内等を同封するなどの運用が広く行われているが、ここに子ども宛ての案内を同封し、法務省のウェブサイト等の子どもの立場から相談できる先についての情報提供をすることが考えられる。もちろん、父母の紛争を子どもに知らせていない場合もあるので、父母のタイミングで子どもに渡してもらうことになる。また、ＳＮＳを活用したり、子どもが立ち寄るような場所に案内のカードを備え付けたりするなどの情報提供も考えられる。その際、文字をできるだけ減らし、視覚的に興味をもってもらえるような工夫があるとよい。

⑵　家庭裁判所調査官

Ａ主任家庭裁判所調査官は、家庭裁判所調査官（以下、本項目においては「家裁調査官」という。）として 20 年余りの経験があり、家事事件の実務経験はトータルで 14 年ほど、主任家庭裁判所調査官になって今年で８年目である。調査の実務に携わりつつ部下の指導・育成も行っている。

家庭裁判所調査官は、家庭裁判所に配置される国家公務員（総合職）であり、心理学・社会学・社会福祉学・教育学などの行動科学の専門的な知見や技法を活用して、家庭内の紛争解決や非行少年の処遇判断に向けた調査活動を行う。調査では、紛争の背景や解決策を多角的に検討し、紛争解決に寄与するとともに、当事者や子どもが自分たちの力で課題に気付き、主体的に解決に向けて新たな一歩を踏み出せるような関わりを大切にしている。また、裁判官・裁判所書記官・調停委員などの関係職種と緊密に連携し、家庭裁判所の適正迅速な事件処理を支えることを仕事としている。

【ヒアリング概要】

１　子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状

⑴　子どもの調査に必要な知識・スキルとそのための教育トレーニング

ア　知識・スキルについて

学問分野の知識としては、発達心理学、発達障害、虐待、ＤＶ、トラウマ等の研究や、家族心理学、家族療法、夫婦関係、紛争下の子どもの心理に関する研究、愛着理論などが関連する。このような行動科学の知見に加えて、大人及び子どもに対する面接技法、虐待を受けた子どもに対する司法面接技法なども参考にしている。さらには法律の知識として、民法、家事事件手続法、児童福祉法等を学ぶとともに、現代社会の様々な問題についても関心を持つことが必要である。

また、実務上は、調査を適切に進め、紛争解決に資する事実を的確に収集するとともに、当事者に働きかけ、関係職種と連携するなどのスキル、様々な事情を総合的に考慮し、調査結果を報告書において論理的かつ分かりやすく説明するスキルが必要となる。特に子どもとの面接に関しては、子どもに対する説明の仕方、子どもが気持ちを言えるような環境づくり、子どもとの関係づくりのほか、言語的・非言語的な表現を受け止め、

子どもの気持ちを、その生活状況、紛争の経過、親子関係、年齢や心身の状況など様々な状況と照らし合わせながら総合的に理解、考慮するスキル、子どもの気持ち・意思を把握した後、それを調停や審判に反映させ、最終的に紛争解決に結びつけていくためのスキルが必要である。特に子どもの側の聴いてほしい、分かってほしい、伝えたいというニーズに向き合うことが重要である。

イ　教育トレーニングについて

家庭裁判所調査官補として採用された後、養成課程研修として、二年間、裁判所職員総合研修所で行動科学及び法律学の講義や面接技法のロールプレイ、調査実務の演習等の研修を受けるほか、採用された家庭裁判所で指導担当者の下、実際の事件を通じた実務修習を行う。家裁調査官として任官後は、研修所が企画する研修や研究会に参加するほか、各家庭裁判所で企画される研修等（大学教授や関係機関の担当職員による講演等）で研さんを積む。また、家裁調査官はチームを組んで実務を行っていることから、ＯＪＴ（実務を行いながらのトレーニング）として、そのチームの家裁調査官と共同して調査をしたり、複数の家裁調査官とで事例検討をしたり、関係職種と率直に意見交換をするなどして研さんを重ね、家裁調査官としてのスキルを高めている。

その他、裁判所職員総合研修所では調査実務に関する研究を行っている。諸外国の研究動向を取り入れ、最近のトピックを踏まえた研究を行っており、その成果については、全国の家裁調査官で共有し、日々の調査で活用されている。

特に子どもの調査に関しては、子どものニーズ（発達過程、虐待からの保護、紛争下における子どもの心理など）に着目して研究・研修し、全国の家裁調査官の間で共有している。また、家事事件手続法の施行に当たっては、家裁調査官だけでなく、裁判官や書記官も含めて家庭裁判所として手続の在り方を検討し、調停手続や審判手続において、子どもの意思を紛争解決に反映させる枠組みを整えた。家裁調査官も、子どもに対する調査の在り方についてより掘り下げた研究を重ね、実務に反映させた。

⑵　家庭裁判所における「子の意思」の考え方

家裁調査官の調査の法的な根拠となる家事事件手続法 65 条は、子どもの権利条約の趣旨をも踏まえて規定されていることから、家裁調査官もそれを意識して「子の意思」の把握に努めている。言葉になっていないモヤモヤしたものも含めて「子の意思」と捉えるべきと考えており、これを把握するための調査を「子の意向・心情調査」と呼んでいる。「子の意思」の現れ方は言語的な表現・非言語的な表現の両方を含んでいる。言語的に表現されたものも、それが周辺の事実関係を踏まえたときに合理的といえるのか、非言語的な表現とある程度整合するといえるのかを見ていく必要がある。

⑶　子の意向・心情調査（総論）

ア　事案類型

離婚調停・訴訟、親子交流の調停・審判、子の監護者の指定・子の引渡しの調停・審判（時には保全処分）、親権者変更の調停・審判、児童福祉法 28 条審判事件、親権喪失・停止の審判、ハーグ事件の返還（東京、大阪）や親子交流事件（各庁）など。審理や紛争解決のための事実の調査として「子の意思」を把握する必要がある場合に調査命令が出される。

イ　調査の目的

最終的には、子どもの利益に配慮した紛争の解決に結びつけることを目指して調査を実施している。したがって、家裁調査官は、子どもがこれまでの紛争をどのように受け止め、現状どのような状態にあるのか、どう感じているのか、今後どうしたいのかといった点を丁寧に把握し、当事者及び裁判所（調停委員会）と共有した上、それを踏まえてどのような紛争解決が望ましいのかを考えることになる。

子どもの利益に沿った調停、審判手続を進行する上で、「子の意思」を適切に把握することは非常に重要である。「子の意思」を適切に把握することで、裁判所（調停委員会）のケースに対する見方、手続の進め方に影響が及ぶのはもちろん、当事者である親の考え方も大きく変わることがある。審判手続では、子どもの利益に沿った結論を出すためには、「子の意思」の把握が重要であり、調停手続でも、当事者である親が自ら紛争解決を考える側面もあるところ、当初は自分のことしか考えられなかった親が、子どもの気持ちを知り、きちんと受け止めることによって、自ら考えて紛争の解決に近づくこともある。親が子どもの気持ちを受け止められていない場合には、家裁調査官は、その理由や背景事情を踏まえて、試行錯誤しながら働きかけを行い、ケースによっては親の代理人と連携することもある。また、多くの場合、子どもには話したい、聴いてもらいたいという気持ちがあり、調査をすることで、子どものこのようなニーズに応えているという実感がある。したがって、「子の意思」を把握するための調査は、裁判所と当事者である親双方にとって重要なプロセスであるとともに、子どもにとっても、親の別居や離婚といったつらい体験を乗り越えていくために、大きな意味を持つプロセスである。

親子交流については、円滑にできていない理由は様々であるので、何がネック（課題）になっているのかを探り、明らかにすることが重要である。子どもに配慮した親子交流の方法を模索するには、子どもの気持ちを適切に理解する必要がある。親から調査の要求があることもあるが、あくまでも裁判所が紛争解決に必要と判断する場合に調査を行う。子どもが現在の親子交流をどのように受け止めているかを正確に把握した上で、生活状況の変化、子どもの成長などを踏まえて、今後どのようにしていくのが子どもにとって良いのかを考えられるよう、調査をすることもある。紛争状態にある親の下で、子どもが様々な緊張、負担、葛藤などを感じやすいこと、あるいは年齢、発達状況などにも配慮しながら、子どもにとって無理がなく、継続的に安定して交流できる方法を視野に入れ、調査を行うようにしている。また、裁判所が調査を必要と判断した場合であっても、子どもが非常に情緒不安定であるとか、発達的な問題を抱えていて調査に応じられないといった場合もある。そのような場合には、父母や学校等の子どもに関わりのある関係機関等から事実を収集し、可能な限り客観的な情報を得た上で、各ケースに応じて個別に調査の可否を検討するようにしている。

⑷　子の意向・心情調査の具体的な手順

ア　調査の受命

裁判官の調査命令の発令により、家裁調査官は、子の意向・心情調査を実施する。調査の受命に当たり、家裁調査官は、調停・審判の期日に立ち会うなどして、どのような調査が適切か、タイミングはどうするか、調査の前にどのような情報を収集する必要があるかなどについて、調停委員会（裁判官及び調停委員）に意見具申をする。調査の目的・方法については、調停委員会と入念な協議が必要であり、調査の実施が決まれば、

当事者に対して、調査の目的と実施方法を説明して協力を依頼する。子どもの意向や状況を把握してそれを解決に結びつける、という目的を当事者とも共有するよう努めている。

イ　事前準備

事前準備のステップは、父母との面接で始まることが多い。子どもと密接な関わりがある父母から事実関係を聴取し、子どもの性格、発達面での特性、好みなどの情報を収集するとともに、親から見て子どもが当該紛争をどのように見ているかを確認した上で、子どもの面接に向けて、両親への説明と子どもに配慮してもらいたい事項等について打ち合わせを行う。また必要に応じて子どもと関わりのある関係機関（保育園、学校、児童相談所、児童福祉施設その他支援機関）の調査も行う。事前に得られた情報を参考にして、子どもの面接に向けて、調査の場所の決定、段取りのほか、子どもへの説明を誰がどのようにするかを検討する。子どもの面接調査については、最初、多くは同居する親から子どもに説明することになるが、その方法については事前に同居する親に説明の仕方を教示する。子どもが非常に微妙でデリケートな立場に置かれていることを踏まえて、家裁調査官が気を付けていることなども伝えつつ、同居する親が調査の趣旨を子どもになるべく正確に伝えられるよう同居する親に依頼する。

「裁判所でこれからの家族のことを話し合っている」ことについて、中立的で適切な説明を一貫した内容で伝えるために、年齢を考慮した上で、家裁調査官から子ども宛てに手紙を書き、それを親から渡してもらうこともある。

家庭での調査の場合は、特に反対当事者との関係で中立性を保つことが大事になるが、子どもへの配慮も重要となるので、そのバランスに注意する必要がある。

家裁調査官は、父母に対して、①父母の紛争が子どもにとって心理的負担になっていること、②親と子どもは人格が別であることの二点について、特に父母に理解してもらいたいと考えている。加えて、父母に対しては、離婚や別居など子どもの不安を高める事態が生じていることを踏まえ、子どもに適切な説明を行い、子どもが今後の見通しを立てられるよう配慮してほしいと考えている。ただし、その際は、父母が子どもに対し、親の紛争にまつわる事実をそのまま赤裸々に伝えるのではなく、子どもの年齢に応じて、親の紛争に巻き込まないよう配慮をしつつ、不安を減らすような説明を心掛けてほしいと考えている。

このような考え方と関連して、各家庭裁判所では、最高裁判所が作成した動画「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」を当事者に見せて、親の紛争にさらされた時の子どもの負担やその反応、子どもへの対応の仕方について助言している。動画は家庭裁判所の手続を検討している父母を含め、広く一般的な視聴者を対象としている。親子交流の際には、同居する親、離れて暮らす親へ基本的なルール（考え方）についてのリーフレットを配布するなどして、色々な角度から、親が配慮すべき姿勢や留意点について、当事者に伝えるようにしている。

ウ　子どもの面接

ここでは裁判所で行う調査を前提に説明する。子どもの年齢や特性等に応じて面接の場を設定し、そこに案内をして調査の説明をする。その際には、子どもの心の準備のために、面接のイメージが持てるように説明し、また、事前の同居する親による説明や家

裁調査官からの手紙における説明と一貫性がある説明をすることに注意している。またルールとして、言いたくないことは言わなくていいし、何かを選択する必要はないこと、分からないときは分からないと言って構わないということ、面接で聴いた内容は報告書に記載され、両親が閲覧できることを説明し、知られたくないことがあるかを確認する。さらに、結果が子どもの言ったとおりになるわけではないことも説明する。これには２つの意味があり、１つは結果が子どもの希望どおりにならない場合があるという意味と、もう１つは、自分が言ったことで全部が決まってしまうという責任を負わせないという意味が含まれている。これらを子どもの年齢・成熟度ないしは理解度に応じて適切に伝えてから面接を始める。

子どもの面接場面には、原則として親は同席しない。面接では、多くの場合、現状の家庭生活や学校生活の話題からまず確認し、それから過去に遡って子どもから見た紛争や両親の様子（それぞれのエピソード）、両親に対する思い、今の生活や親子交流等について話を聴く。同時並行で面接中の子どもの状態（どの話題のときにどう感情が動いているか、表情や態度）を観察する。調査の際には誘導にならないように問い掛けを工夫し、中立性を保つように配慮している。年齢が高ければオープンクエスチョンでも答えられることが多いが、低ければオープンクエスチョンでは答えられないことも多い。クローズドクエスチョンも使う際には、子どもの被暗示性や中立性に留意し、例えば子どもから見た親の良い面、悪い面といった両面を、バランスよく聴くようにする。

ある程度話を聴き終わったら、何を報告書に書いてよいか、どう表現すれば子どもの気持ちに近いのかなどを子どもに確認する。父母への開示を説明する際に、親には自分の話したことを伝えてほしくないと言う子どももいるが、その場合は、どうしてそう思うのか等について確認する。どうやったら親に無理なく伝えられるか、子どもが納得するような表現を見つけていくという作業である。あなたの考えが重要で、それをちゃんと親に知ってもらおうという方向で話をするが、最終的には子どもの意思を尊重する。葛藤状態にある子どもの気持ちは、まずは、そのまま受け取った上で、それを親に分かってもらうためにはどのような表現にするかを子どもと相談するようにしている。高葛藤状態にある場合には、複雑な気持ちが織り交ざっているのであれば、それはそのまま受け取ったことを子どもに説明し、それを親に分かってもらうようにすると説明する。

最後には、ありがとうと丁寧に謝意を伝えて終了する。同行した同居する親に対しては、頑張った子どもに対するフォローと、子どもに家裁調査官に何を言ったかなど色々詮索しないように配慮をお願いしている。

なお、１回だけの聴取では子どもが話し切れないことや、その後の感情の変化もあり得る。調査後も、調停が長く続く場合には、必要があれば、再度調査をすることもある。紛争の内容、当事者間の対立点が変わる等、調停が長期化するような場合（離婚から親子交流に紛争の焦点が移行するなど）に再度の調査をする際には、子どもには前と同じようなことを言ってもよいし、違うことを言ってもよいと説明する。

エ　調査報告書の作成

調査報告書には、父母の面接、関係機関からの情報、子どもの面接の結果を記載するとともに、家裁調査官の最終的な意見を述べる。その際には、子どもの面接で子どもが語った言葉だけを拾って評価するということはせず、子どもの発達状況や特性、子ども

が今の心情に至った経緯、置かれている状況を含めて、行動科学の知見を活用しながら総合的に分析・評価するように努めている。

子どもが忠誠葛藤の状態で同居する親の影響を強く受けている場合の調査は、分析・評価が困難であることがある。また、子どもの気持ちが揺れ動く場合も、その段階での子どもの状態を把握するようにしている。調査をしても子どもの気持ちが明らかにならない場合もあり得るが、その場合も、なぜそのような状態になっているか、高葛藤の原因や子どもの反応の原因を分析して、現段階での子どもの状態を正確に把握し、それを踏まえて、子どもの利益を踏まえた現実的な紛争解決の方向性を考えている。

報告書は裁判官宛てだが、当事者（父母）も申請して裁判官が許可すれば閲覧できるので、当事者が、報告の内容を受け入れられるように意識して作成することを心掛けている。その意味で報告書には当事者へのメッセージも込めることになる。紛争自体が子どもにとって大きな心理的負担になっていることや、親と子どもの人格が別であることを伝える１つの手段がこの調査報告書であるといえる。当事者は報告書をよく読み込んでいるので、子どもが今何を不安に思っていて、各親にそれぞれどのような配慮をしてほしいのかを、報告書を使って伝えられることも多いと考えている。特に親子交流の場合などは、子どもの抱えている不安や心配にどういう手当をすれば円滑に交流できるのか、父母の課題と解決の見通しなどを含めて、子どもにとって負担のない継続的な交流方法を提案すると、親自身も気付きがあり、関わり方の改善につながる場合もある。

なお、報告書提出後、調停や審判の次回期日で立ち会う時に当事者へ補足説明などをする機会がある。審判の場合は、報告書を受けて当事者から意見書が出され、それらを踏まえて裁判官が判断することになる。これに対して調停の場合は、その後も期日を重ねる中で当事者への働きかけをする場面もあり、親子交流の方法が具体的になってきた段階で、場合によっては再度子の意向・心情を確認するということもあり得る。家庭裁判所は子どもへのアプローチも当然に重視しているが、親の理解や親へのアプローチも重視している。家裁調査官が親と子どもそれぞれの調査を段階的に行い、その結果を踏まえながら、調停委員会と当事者が共同作業で細かい調整を積み上げていく中で、親に気付きや変化が生まれてくるケースもあるが、そのためにある程度の時間を要することもある。

２　子どもの意見をより尊重できるようにするための今後の課題

⑴　子どもへのフィードバック

家裁調査官の調査の根拠は家事事件手続法で定められている範囲であるので、審判や調停合意の結果を子どもに対して、調査において説明するという、フィードバックのステップは、現行制度の中で行うことはない。

⑵　オンラインでの子の意向・心情調査

オンラインでの子の意向・心情調査は、オンライン上での言葉のやりとりで調査の目的を十分に遂げることが可能であり、中立性の観点でも問題がないという場合に、実施することがある。また、子どもの調査の準備段階の顔合わせとして、オンラインを活用することもある。ただし、オンラインでは、対面と比較して、子どもの表情や全身の動き、場の雰囲気などの非言語的な情報を捉えることが難しいことを考慮する必要があ

る。それらを考えて、オンライン調査の実施を検討している。

⑶　弁護士

①　飛彈野理弁護士（神奈川県弁護士会）

飛彈野理弁護士は、日本弁護士連合会子どもの権利委員会子どもの手続代理人検討チームの座長として、全国の事例収集・分析を担っているほか、子どもの手続代理人の経験もある。

【ヒアリング概要】

１　子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状

⑴　子どもの手続代理人制度の現状と制度的課題

子どもの手続代理人制度は、家庭裁判所の手続において、子どもが自らの意思を表明し、その意向が適切に考慮されることを目的とする重要な制度である。令和６年民法等改正時の衆参法務委員会の附帯決議においてもその重要性が強調されているが、制度が十分に活用されているとは言い難い状況にある。

最高裁判所も適切な事案・場面において手続代理人を活用することが重要と考えており、これを受けて、日本弁護士連合会子どもの権利委員会及び家事法制委員会で、新たなＱ＆Ａを作成した。選任がちゅうちょされる問題点を抽出して丁寧に解説しただけでなく、全体的に制度理解をアップデートした。会員向け資料として弁護士間で共有しているほか、各地の裁判所に最高裁判所を通して送付されている。

選任数が伸びない背景として、家事事件を担当する裁判官の間でも、制度への理解にばらつきが存在する点がある。また、家庭裁判所調査官が調査を行うのであれば、子どもの手続代理人は不要ではないかという誤解が依然として根強く存在する点がある。家庭裁判所調査官と手続代理人では役割も立場も明確に異なるが、この混同が選任の妨げになっている。さらに、子どもの手続代理人が関与することで、手続が複雑化し、審理が長期化するのではないかという懸念が存在することもあるが、制度の有用性自体が理解されていないという点も指摘できる。

子どもの手続代理人が選任される事件類型としては、離婚事件、親権者変更事件、監護者指定・子の引渡し事件、親子交流事件が中心である。父母の対立が激しく、子どもが心理的に追い詰められやすいことから、手続代理人の関与が果たす役割は大きい。また、児童福祉法 28 条に基づく施設入所事件においても、子どもの意向をより丁寧に把握しようとする動きが広がり、弁護士が関与するケースが増加している。

⑵　子どもの手続代理人が重視する視点

子どもが納得感を持てることを目指している。また、親から大切にされているという実感が持てるようにすることも目指している。

具体的には子どもの率直な気持ちを大人、親と裁判所に知ってもらうということを目指していて、大人側が聴きたい情報ではなく、子どもが巻き込まれている状況そのものに対する子どもの気持ちを大人に知ってもらうということが重要と考えている。

手続の結論が子どもの希望と一致したかどうか以上に、子どもからすると、大人しかできないような裁判手続に自分で参加して意見を聴いてもらえた、気持ちを汲み取って

もらえたという事実自体が大事だと思う。

親から大切にされている実感が持てるようにという点に関して、あるケースでは、親が離婚について思っていることや、子どもが親の離婚について希望していることを親にきちんと考えてもらって、手続代理人の前で子どもに直接言ってもらったことがある。子どもは、それを聴くことで親からとても愛されていると思えたのではないかと感じた。

⑶　子どもに聴き、伝えること

例えば、親子交流のケースであれば、最初から大人が聴きたいと思っているような交流条件の話をするのではなく、あなた自身の今の気持ちがどうか、どんなことを思って手続に参加してくれたのかということをオープンな形で聴いてみる。子どもは親の離婚自体に納得いっておらず、もしやり直せるのだったらまたやり直してほしいということもある。そのような場合、やり直してほしいという子どもの希望に対して、親からちゃんと説明を受けてみようかというように活動を始めていく。まずは離婚そのものに関する子どもの不安、不満、疑問などを解消してから親子交流について考えるというように進めることになるだろう。

子どもの意見を聴く際に重要なことは、子どもの意見を最初から否定しないことである。実現不可能と思える意見が出てくることももちろんあるが、それを子どもの意見を代弁する立場の手続代理人が最初から否定するのではなく、まずは伝えた上で判断をする側や受け止める側の大人のアクションを返すという過程を経ることがとても大切だ。子どもの味方の立場の人にまで無理だと言われたら、子どもは本当にどうしようもなくなってしまう。子どもは意見を伝えていいんだというサポートがとても大事だと思う。最初から結論的に否定するということはやってはいけないという点を強調して伝えたい。

⑷　家庭裁判所調査官との役割分担と違い

家庭裁判所調査官は裁判所職員として中立性・公平性が強く求められる立場にある。一方、子どもの手続代理人は代理人として完全に子どもの立場に立って子どもの言いたいことを代弁する立場、子どもに必要な情報を提供して意思決定を援助する立場である。

その役割も異なる。家庭裁判所調査官は調査した時点の子どもの気持ちを把握する。手続代理人は、事件が終わるまで関与できるため、子どもの気持ちの変化などにも対応できるという違いがある。また手続代理人は、情報提供もしやすい立場でもある。家事事件の手続の説明、手続の状況の説明、子どもが意見を言うことの影響（大人の反応）に関して、一緒に見通しを考えたりもする。

当事者の立場に立てない家庭裁判所調査官を子どもの手続代理人が補える関係にあり、それが子どもの安心感につながり、意見を言うことに自信を持てるようにもなると思う。

⑸　子どもの意見の反映のされ方

親子交流のように柔軟な調整が可能な分野では、子どもの意見は比較的反映されやすい。一方、現行法下における親権者指定や変更のように二者択一的な判断が求められる場面では、子どもの意見がそのまま結論に結びつくことは少ない。しかし、結論に直結

しなくとも、意見を聴かずに決めた結論とはきっと異なると希望的に思っている。

２　子どもの意見をより尊重できるようにするための今後の課題

協議離婚の場面では、子どもの手続代理人制度がないが、自分の不安や希望に寄り添ってサポートしてくれる人がいるという情報は、子どもに届いてほしい。子どもが手に入れやすい形が必要であり、学校を通じた周知のチラシや貼り紙などがアクセスしやすいと思う。タブレットを一人一台持っているということも多く、活用できるといいのではないか。

また、スクールソーシャルワーカーが子どもの相談先になることもあるため、意見表明関係の知識を深めていただくのも有用だと思う。

②　福田笑美弁護士（東京弁護士会）

福田笑美弁護士は、東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会の委員長として、同委員会が運営する「子どもの人権 110 番」という電話相談の活動に携わっている。ヒアリングでは、その電話相談の活動内容を中心に伺った。

【ヒアリング概要】

１　子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状

「子どもの人権 110 番」は、1985 年頃から継続しており、全国の弁護士会の中でも先駆的な取組である。月曜日から土曜日まで、日曜日を除き毎日実施している点が一つの大きな特徴である。時間帯は午後１時半から４時半、さらに平日は夕方５時から８時まで相談を受け付けている。土曜日は午後のみである。子どもに関する相談であれば内容は問わないという形で案内している。

広報については、チラシやポスターの配布、法教育事業、特にいじめ予防授業の際に学校で配布する形が中心である。長い歴史があるため、強く宣伝しなくとも一定の周知はされていると感じている。ただし近年は紙媒体の予算が削減され、積極的な配布は難しくなっている。ＳＮＳ相談の体制は整っておらず、オンラインでの発信は弱い点が課題である。それでも相談件数自体は減っておらず、むしろ増加傾向にある。

担当弁護士は約 150 名弱が登録しており、年間数回の当番制で弁護士会館に待機し、１人で電話を受ける体制である。子どもの人権について一定の研修を受けた者が登録できる仕組みになっている。

相談件数は年間 1,200～1,300 件程度で推移している。直近の 2024 年度は 1,220 件であった。内訳は、子ども本人が 264、母親が 641、父が 164、その他家族・親族が 17、家族以外のその他が 82、不明が 52 である。子ども本人の割合が約２割を占める。母親からが最も多いが、父親よりも子ども本人の方が多い点は特徴的である。学校でのいじめ予防授業の機会に周知していることが、子ども本人からのアクセスにつながっているのではないかと感じている。

相談内容としては、同じく 2024 年度で親子問題 94 件、児童虐待 121 件。離婚というカテゴリーは設けていないが、「離婚」というキーワードで抽出すると、59 件が確認できる。その中で子ども本人からの離婚・別居に関する切実な相談は年間６件であった。

件数は少ないが、内容は極めて重い。

実際の事例を見ると、両親の激しい対立を間近で見続けている子ども、父母のどちらを選ぶか迫られて苦しんでいる子ども、親子交流が実現せず会いたい親に会えない子ども、経済的不安や家庭内不和により学業や生活に支障を来している子どもなど、いずれも切迫した状況である。しかし多くが「助言により終了」となっており、継続的に弁護士が関与できていない。ここは明確な課題であると認識している。

なぜ継続相談につながらないかについては、やはり報酬の問題を避けて通れない。家庭裁判所の手続に乗り、子どもの手続代理人に就任できれば法律援助の道があるが、協議離婚の段階で間に入る活動には報酬の裏付けが乏しい。制度上の位置付けも曖昧であり、弁護士として踏み込みにくい現実がある。そのため、意欲のある弁護士でなければ継続関与に至らない。

また、子ども側の代理人の役割自体が法的に明確に規定されていない場面も多い。協議離婚では「あなたは何者か」と問われかねず、立場が不安定である。小中学生の場合、本人の意思のみで動くことの難しさもある。親の受け止め方次第で活動が制限される可能性もある。

２　子どもの意見をより尊重できるようにするための今後の課題

子どもの声をより早期に拾うためには、自治体や学校、子ども家庭支援センターなどが最初の窓口となり、弁護士につなぐルートを制度化することが不可欠であると考える。子ども自身が弁護士に直接アクセスするのはごく一部であり、待っているだけでは拾いきれない。自治体が家庭の高葛藤状況を把握した段階で専門職につなぐ仕組みが必要である。

弁護士側の受け皿についても課題がある。日本弁護士連合会の子どもに対する法律援助の事業は対象類型が限定されており、より広げる必要がある。年齢や対象事件を拡大しなければ、弁護士が継続的に関与しようというインセンティブが弱い。加えて、弁護士側の研修や意識改革も不可欠である。子ども福祉に関心を持つ弁護士を増やさなければ広がらない。

電話相談という形式自体にも限界がある。現在の子ども世代にとって電話は心理的ハードルが高い。回線が一つで、つながらない場合もある。ＬＩＮＥ等のチャット相談への拡充が必要だと個人的には強く感じている。

立法論となるが、例えば、子どもが離れて暮らす親に会いたいのに会えないという悩みを持っているものの、父母が親子交流の調停・審判を申し立ててくれないという場合に、子ども自ら子どもに関する処分の調停・審判を申し立てられるようになるといい。その制度的受け皿があると、任意の協議においても、弁護士が子どもの手続代理人として活動しやすくなるのではないか。

⑷　民間支援団体

①　親子交流支援団体（あやの会）

札幌おやこ面会交流の会（あやの会）は、札幌市に拠点を置く親子交流支援団体である。ウェブサイトとパンフレットでは、次のようなメッセージが掲載されている。「子どもにと

って両親はかけがえのない存在です。離婚してもそれは変わりません。あやの会は離婚や別居で離れて暮らす親と子の交流をお手伝いします。あやの会の目的は子どもの成長に資する面会交流を支援することです。」。支援の対象は、父母が親子交流について合意しているものの、父母のみでは子どもの受渡しなどに困難がある場合が対象であり、父母が当会を利用することに合意していることが必要である。受渡し支援は、日時の調整も含めて行われ、以下の二つのタイプがある。一つが、在室型受渡しであり、交流を支援室で行い、支援員が同室内で見守りをするものである（時間は２時間まで)。もう一つが、外出型受渡しである。交流は支援室外で行い、支援員は受渡しだけを行うというものである（時間は５時間まで)。

【ヒアリング概要】

１　子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状

⑴　支援開始前の手続と子どもとの事前面接

親子交流支援の開始に至る具体的プロセスについて、あやの会は、見学と事前面接の二段階方式を採用している。見学では、支援施設の環境や交流の実施方法、会の役割を案内する。事前面接は、支援利用を前提としており、家庭の状況、紛争の経緯、子どもの生活・発達状況、第三者機関を利用する理由を詳細に聴き取る場である。この二つは原則として別日に実施される。

双方の場面で子ども同伴を促しており、８～９割のケースで子どもと会える。支援員は、子どもの不安、施設環境への受け止め、支援員との相性などを自然な会話を通して把握し、支援開始時点で既に子どもの基本的理解を得ている。したがって、「支援当日に初めて子どもに会う」状況はほとんどない。制度上の「子ども面談」を義務化してはいないが、見学と事前面談により実質的に子どもの意向を確認している。

⑵　支援開始の背景と裁判所判断の位置付け

どういう状況で支援が依頼されるのかについて、あやの会へは、多くのケースは家事調停の合意又は審判を経て依頼が来る。親子交流事件は調停不成立で審判に移行するので裁判所の判断が存在し、そこには子どもの意向聴取がある程度反映されていると理解している。したがって、あやの会は裁判所判断を尊重し、その枠組みの中で親子交流を安全に実施するという立場を明確にしている。

⑶　対象年齢と支援の実施体制

対象年齢について、あやの会は年齢制限を設けていない。幼児から思春期まで幅広く受け入れており、過去には高校生の支援実績もある。また、０歳児の受け入れもあるが、子どもが場に慣れて安定するまで相当時間がかかる。両親の理解と忍耐が必要であるし、支援員は子どもや両親の様子をよく観察し、必要な助言等をするようにしている。親子交流は原則としてあやの会の施設内で実施され、支援員が観察と見守りを行い、必要な助言や場の調整を行う。きょうだいがいる場合は原則一緒に交流するが、兄が強く中止を希望し弟も同意したケースのように、きょうだいの意向が一致する場合はそれを尊重して交流を中断した例も紹介された。

⑷　子どもの意向の把握

支援過程で子どもの意向をどのように確認し、どう反映するのかについて、あやの会は原則として、事前面接の時から同じ支援員２名が継続してケースを担当する。交流の

中心が子どもであることを時々子どもにも伝えている。信頼関係が培われることにより、子どもから相談を受けることが多々ある。

具体例として、父親が再婚し、子どもが「父は自分たちに関心がなくなったのではないか」と感じて交流を終了したいと申し出たケースが紹介された。また、父親が交流の場で母親の悪口を繰り返すケースでは、支援員がたびたび制止したが改善されず、子どもが「もう会わなくてよい」と直接父に伝えて中止した事例も挙げられた。

このように、小学校高学年から中学生では、自ら意向をはっきり述べる例が多い。低学年でも、初回支援時に離れて暮らす親に別居の理由を尋ねたケース、理由は明確でなくとも「会いたくない」と直接伝えるケースがあると報告された。支援員はこれらの意向を否定したり修正したりせず、子どもの表現を尊重して対応する姿勢を示した。

⑸　子どもの意向の伝達方法と親への助言

子どもの言葉をどのように相手方親に伝えるのか、また親に対しどこまで働きかけるのかについて、あやの会では、子どもの言葉をそのまま伝えることを基本としつつ、親が過度に刺激を受けないよう表現や順序を調整することはある。

親への助言については、第三者機関として親教育を制度的に行う立場ではないが、子どもの不安が強い場合、又は子どもが交流の中で困っている場合には、「子どもの気持ちに配慮してほしい」「こういう言動が子どもを不安にさせている」といった助言を必要な範囲で行う。これは、対立の仲裁ではなく、子どもの福祉の観点から最低限必要な働きかけと位置付けている。

⑹　子どもの理解支援と資料整備

子どもが状況を理解し不安を軽減するための資料やプログラムの有無について、あやの会は、「子どものためのハンドブック」を参考にしており、子ども向け説明資料の拡充を検討している。裁判所で作られたプログラムについても支援員全員で確認し、子どもにとってどのような情報が有用か議論している。

２　子どもの意見をより尊重できるようにするための今後の課題

親子交流支援は、司法判断と実務の接点にあり、子どもの声をどう受け止めるかが中心課題である。また、支援員の多くが高齢でデジタルツールに慣れていないため、冊子形態の資料が現場ではより使いやすいが、今後はウェブと冊子の両方の整備を進めたい意向が示された。さらに、資金確保もあやの会の運営のための課題であるとの発言があった。

②　子ども支援団体（ウィーズ　光本歩氏）

ウィーズが運営する各種支援事業は、離婚・別居家庭の子ども及び親を対象に、継続的かつ多面的な伴走支援を提供する民間組織である。中心的な取組である「みちくさハウス」は、千葉県松戸市に設置された戸建ての子ども支援拠点で、スクールソーシャルワーカーからの紹介を中心として、家庭内の不和・離婚等に悩む子どもが相談に訪れる。滞在型・来所型での相談を受け止めることで、家庭との一時的な距離を確保すると同時に、第三者が親子間のコミュニケーションを調整する役割も担っている。

また、2019 年以降はＬＩＮＥを活用した家族相談に力を入れ、匿名性を確保しながら子

どもが自分のペースで相談できる環境を整えている。コロナ禍では相談件数が月 8,000 件に達したこともあり、本格的に「家族・親子関係に特化した相談窓口」として運用されている。相談は約 96 名の研修済み支援員が対応し、子どもの状態や緊急度に応じて、必要に応じて医療機関・弁護士・行政などへのリファーラルも行う。

さらに、高校での法教育プログラム、ＳＮＳリテラシーを扱うイベント等、支援を必要とする子どもが“相談”という言葉を意識しなくても参加できる入口づくりにも取り組んでいる。支援員は９か月の研修を受け、心理・家族法・実践スキルを習得した上で現場に入る仕組みであり、継続的なスーパービジョン体制も整備されている。

こうした活動は、民間ならではの機動力と、親と子どもの双方にアクセスできる包括性を強みとして、離婚・別居を経験する子どもの“声を出す力”を支え、伴走する役割を果たしている。

ヒアリングでは、離婚・別居を経験する子どもがどのような疑問や不安を抱き、どのような支援を求めているのか、その実践の現場から得られた知見が多角的に語られた。

【ヒアリング概要】

１　子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状

子どもが知りたい最も基本的な点として、「なぜ親が離婚・別居するのか」「これから自分の生活はどう変わるのか」という不確実性への不安が大きいという。特に転居や転校、これまでの友人関係・離れて暮らす親との関係がどうなるかに対する関心は強い。また、思春期以降の子どもは、単に離婚理由だけでなく、親がどのように出会い結婚したのかといった“家族の歴史”そのものへの関心も高まる傾向がある。

しかし、これらの疑問は多くの場合、子どもに十分に説明されない。親は伝えたつもりでも、子どもの発達段階や記憶の仕組み、親の感情的な伝え方などにより、内容が正しく伝わっていないことが多い。光本氏は、この「親の伝達と子どもの理解のズレ」が非常に広範に起きていると指摘する。

その背景には、日本の制度や支援の仕組みが“その場限り”になりがちな構造があるという。海外では、説明の場だけでなく、その前後の継続支援が組み立てられているが、日本では伴走型の支援が不足している。そのため、子どもの本音が出てくるのは、家庭裁判所調査官調査当日ではなく、その前後の何気ない時間であることが多いが、その感情を受け止める専門職が十分に確保されていない現状がある。

子どもの相談先については、依然として「どこに相談してよいかわからない」という子どもが多数派である。インターネット上のゲーム、ＹｏｕＴｕｂｅコメント欄など、非公式な場に悩みを書く子どもも多く、健全な相談経路が確保されていない。ＬＩＮＥ相談は一定の役割を果たしているものの、ここにも限界があり、匿名性ゆえの虚偽相談や、精神疾患を背景とした重い相談は、短時間のオンライン対応だけでは十分に支えきれない。そのため、必要に応じて医療機関や弁護士につなぎ、子どもが適切な支援につながるよう調整している。

また、子どもが「親に何かを伝えたいが言えない」という場面では、手紙を書くことを一緒に考えるなど、具体的な方法を伴走して支える実践も紹介された。伝えた結果の良い反応・悪い反応の両面を事前に提示し、子どもが自分で選択できるようにし、後悔の少ない形で意思表明を支える姿勢が強調された。

さらに、これまで会っていない親に会いたいという子どもには、インターネット検索などで自ら動いているケースが多いことも語られた。子どもが抱える不安や想像を一緒に整理し、リスクも含めて次のステップを同行する姿勢が求められるという。

支援体制としては、支援員の研修が９か月にわたり、心理・家族法・セルフケア・ロールプレイなどを包含している点が特徴的である。支援者自身の生い立ちや価値観を整理する過程を経ることで、子どもの話を自分のニーズではなく「子どものニーズ」に基づいて受け止める姿勢を育てている。

ヒアリングを通じて、離婚・別居を経験する子どもが必要とするのは、単に「意見を聴く」ことではなく、「意見を言葉にしていく過程そのもの」に伴走する支援であることが明確になった。

２　子どもの意見をより尊重できるようにするための今後の課題

子どもの意見を実質的に尊重するためには、単に手続上の意見聴取を整えるだけでは不十分であり、子どもが安心して意見形成できる環境と、その過程を支える伴走支援の充実が欠かせない。ヒアリングから浮かび上がった課題は大きく三点である。

第一に、伴走型支援の制度化と持続可能性の確保である。日本では、離婚手続の前後を通じて子どもに寄り添う支援が制度化されておらず、民間支援団体の努力に依存している。子どもは、家庭裁判所調査官や裁判所の面接の場だけで本音を語ることは難しく、日常の中でこぼれる言葉を拾い上げる継続的支援が必要である。この役割を公的に保障することが、意見尊重の前提となる。

第二に、子どもが相談につながるための“入口の多様化”が必要である。子どもは「相談」という言葉そのものに抵抗を持ちやすく、インターネット上の非公式な場に悩みを吐き出す傾向が強い。学校での法教育やＳＮＳリテラシーイベントのように、楽しさや学びを入口として自然につながれる仕組みを広げることが、支援格差を縮小させる。

第三に、専門職の育成と質の担保である。子どもの話を聴くには高度な専門性が必要だが、最も重要なのは「支援者自身が自分の課題に自覚的であり、子どものニーズを中心に据えられること」である。研修・スーパービジョンの標準化、公的支援としての人材育成の仕組みづくりが求められる。

総じて、子どもの意見表明は「子どもが言いたいと思える心理的安全性」と「その過程に伴走する専門性」の二つが揃って初めて実質的に保障される。制度的支援・相談経路の整備・専門職育成を一体的に進めることが、今後の最も重要な課題となる。

③　ひとり親支援協会（エスクル　今井智洋氏、星宏夢氏）

エスクルは、ひとり親支援に取り組む民間支援団体である。ひとり親（離婚・死別・未婚の母・ひとり親予定者も含む）が集まり、不安や悩みを共有しあえる場を提供している。ウェブサイトによると、2025 年４月末現在、13,000 名を超えるひとり親が登録している。主な活動は、①ひとり親が孤立しないためのコミュニティづくりと、②ひとり親の心のケアである。①は、ひとり親になった事情（離婚、死別、未婚など）、子どもの状況（発達障害や不登校など）によってニーズも異なることから、そうした違いに応じてグループを作り、その運営を行っている。ＬＩＮＥやＺｏｏｍでのオンラインでの活動と、対面でのイ

ベントを組み合わせている。②は、ひとり親が社会的にマイノリティであり、孤立しやすいことから、精神的なケアを行っている。例えばエスクルから、誕生日やクリスマスにプレゼントを送付するなど、誰かが自分を気にかけていることを実感してもらえるような活動を行っている。

ひとり親のニーズとしては、仕事、家事、育児を一人で担って多忙であり、自分から情報を探しに行くことが難しく、情報が届かないことも多いため、エスクルでは公式ＬＩＮＥに無料登録すれば、いろいろな情報が入るようにして、ひとり親が必要な情報を容易に得られるようにサポートしている。ＬＩＮＥでの相談もできるようにしている。ＬＩＮＥ相談については、いわゆる荒らしや冷やかしでの参加を防ぐために、無料ではなく経費を徴収している。対面でのイベントでは、メンバーのひとり親は、子どもを連れての参加が可能であり、参加した子どもたちには「子ども・サポーター」がまとめ役として付き添っている。

ヒアリングでは、ひとり親への援助の内容について、また、活動の中で出会う子どもたちから感じられる子どもの状況や、「子ども・サポーター」の役割、これからの支援の課題について話を伺った。

【ヒアリング概要】

１　子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状

エスクルが支援をしているひとり親には、離婚をした人やこれから離婚をしようとする人（離婚予定者）が多く含まれている。離婚予定者の人々は、具体的なことはまだという段階の人も、別居中の人も、ＤＶで逃げているという人もいて、状況は多様である。

離婚予定者にとって、離婚は多くの場合初めての経験であるので、実際の離婚の経験者の話、それも等身大のリアルな話が聴きたいというニーズがあり、情報や相談の機会を求めて参加されている。離婚予定者の親たちが欲しい情報は、養育費、お金の話、キャリアの話、そして住環境の話などである。簡単に言えば、一人で子どもを育てていけるのかというのが非常に不安であり、離婚を経験した人の話を聴いて、前向きになっていく様子が見られる。

ひとり親の人たちは、離婚、死別、未婚、いずれも、余裕がない状態である。特に、離婚を予定していたり離婚した直後の人は、心の余裕がない。心の余裕を作ってあげるために、同じ状況にいる仲間を見つけられることの意義は大きい。親の状況によってコミュニティを分けているのは、そのような趣旨である。例えば、障がい児を持っている人が離婚してひとり親になるというのは、とても大変なことであるが、そのような人たちが集まるコミュニティを通じて仲間を見つけられると、その人の悩みのこじれた糸を、一つ一つほぐして整理していく助けになる。

ひとり親や離婚予定者の親の子どもたちが、対面のイベントの際に、親と一緒に参加する場合がある。そのような子どもたちの様子は、「子ども・サポーター」などのスタッフが気にかけて見るようにしている。これから親が離婚という段階にある親の子どもたちは、これから環境が大きく変わることになる。離婚に限らないが、環境が大きく変わる子どもたちは、明らかに落ち込んでいたり、元気がなかったり、なかなか輪に入っていけなかったりする。離婚予定者の子どもが集まることで、親の離婚は自分だけではないと分かって、同じ状況の友達ができたりして、変わっていく子どもはいる。環境が大

きく変わるタイミングで、親だけでなく子どもも、同じ状況にある人と出会える場所が必要だろうと考えている。

ただしエスクルの活動は、まず親に心の余裕を持ってもらうことに焦点を当てたものになっている。親に心の余裕がなければ、子どもの笑顔にもつながっていかないので、親のケアにかなりの労力がとられているのが現状である。親向けイベントに同行した子どもたちが集まったときに、同じような子どもがいるんだということを感じてもらえるような場にはなっているとは思うが、そのもう一歩先、例えば子どもだけでつながれるコミュニティを作ったり、子どものための相談窓口を作ったりするというところには、まだたどり着けていないのが現状である。

２　子どもの意見をより尊重できるようにするための今後の課題

自らも子ども時代に親の離婚を経験した「子ども・サポーター」の立場から見て、子どもが同じ経験をしている仲間と出会えるグループやコミュニティの存在意義はとても大きい。子どもの居場所は、家庭と学校の２か所しかないが、それ以外の場所で、同じ境遇の子どもと会えることや、離婚を経験して乗り越えた人の話を、一人ではなくいろんな人から聴ける機会があることが、子どもの助けになる。リアルで集まるのは労力がかかるので、例えばＹｏｕＴｕｂｅの配信で、離婚の経験をした人たちが先輩としてライブで配信したり対談したりして、そのコメント欄で自分の気持ちを表現し合えるような形態もあり得るだろう。

離婚の子どもたちへの周囲からのメッセージとして、「かわいそう」とか「つらいことを話して」というアプローチは避けたほうがよい。自分はやっぱり大変なんだ、かわいそうなんだということを突きつけて、子どもにかえってつらい思いをさせてしまうからだ。子どもたちには、離婚の経験について、場合によっては笑い話にもしながら、いろいろなことを率直に話せる場があるとよいと思う。地域の友達の中に、親の離婚を経験していて気楽に話ができる人がいることも、子どもにとって助けになる。

子どもに対する情報提供としては、離婚に伴う経済的な影響によって、進学を断念するように親などから迫られるような場合もある。奨学金などの経済的支援の仕組みについては子どもに対して直接に情報が提供されるとよい。また、子どもの心のケアになるような情報や、子どもたちがつながれる相談やグループなどの情報が、役に立つと思われる。子どもの周囲の大人、例えば学校の先生が、子どもの家庭の状況を理解しながら、利用できる制度やその仕組みなどについて理解し、子どもの立場に立って相談に乗ってくれたり、場合によっては子どもの味方になって親と交渉をしてくれるといったことがあれば、大きな助けになるだろう。

離婚するかもしれないという状況については、子どもは年齢によっては、直接に説明されなくても、環境から察知することはあり得る。別居、離婚という新しい環境になじもうと努力して、それをある程度うまくやれてしまう子どももいる。離婚時の子どもへの説明については、離婚の原因として、夫婦の事情や行動についてあまりにリアルに細かく伝えられると、子どもには精神的な負担になる可能性がある。しかし他方で、親からの子どもに対する説明が不足し、離婚したことを後になってから知らされたり、転居やきょうだいがばらばらにされる、名字が変わるような変化があるときに、説明をして

もらったり意見を聴いてもらったりできないと、子どもはつらい思いをするだろう。
親が子どもに対して意見を聴くと言っても、親を選ばせるような聞き方をすると、子どもはつらい。本来、親が勝手に離婚するのに、子どもに選択を強いるのは、子どもには負担であるし、本心は言いにくいものである。離婚・別居後の子どもは、同居する親を中心とする生活の中でとにかく平穏に過ごすことを願い、同居する親の機嫌を損なわないようにするため、本心を言えないこともある。本当は言いにくいのであるから、もし子どもが何か親に言ってきたら、それはよほどの思いで言った「重いもの」である。「それでも出てきた言葉は、本当に絶対に守ってあげてくださいね」と、親に対してアドバイスし得るものではないか。
子どもがどんなふうに思っているのかを、親には聴いてほしいと思うが、そのようなゆとりのある親ばかりではない。親が冷静に子どものことを考えて決めるためには、大喧嘩になるような状況での父母の話し合いよりも、第三者が間に入って、冷静な判断を助ける仕組みを使う方がよい。家事調停や裁判所は、本来はそのような場所なのかもしれないが、そのようにはあまり認識されていないのではないか。裁判所も、離婚前から気軽に相談できるような場所になればよいと思う。

⑸　地方自治体等

○　東京都港区子ども家庭支援センター

子どもに関する相談を幅広く受け付けており、親の離婚の悩みの相談もある。ルートとしては、学校から連絡を受けて対応することも一定数ある。

○　東京都港区教育委員会

区立学校の設置者。親の離婚に関する子どもの悩みという点では、スクールカウンセラーが重要な役割を果たしている。

【ヒアリング概要】

１　子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状

⑴　子ども家庭支援センター

学校から子ども家庭支援センターに相談が入ると、まず過去の相談歴を調べ、必要に応じて家庭へのアプローチを行う。ケースによってはケース会議が開かれ、役割分担を行う。夫婦喧嘩や離婚協議が進む中で、子どもが不安を抱えているケースは多く、子ども家庭支援センターはそうした心理面を支える役割を担う。子どもの面前での夫婦喧嘩は基本的には心理的虐待だが、まずは子ども家庭支援センターの方で、家庭内の課題をいろいろと聴き取ったり、その背景に何があるかという調査、評価を行う。これに対し、例えば身体的、あるいは性的な虐待などは児童相談所に力を借りる。
子どもとの面談は、原則として親の了解を得て行うが、状況によっては電話や学校での非公式な対話など、柔軟な対応が取られる。子どもへの聴き取りは、児童相談所と兼務している心理職が関与する場合もある。親の離婚はあなたのせいではないよと伝えることもある。
親に対しては、夫婦関係の修復の調整まではできないが、子どもの気持ちも考えてくださいねといった話はする。しかし、支援を拒む家庭も少なくない。電話に出ない、面

談を拒否する、学校への情報提供を嫌がるなど、関わり自体が難しい家庭が一定数存在する。

子ども家庭支援センターにはひとり親支援窓口もあり、福祉資金の貸付け、社会福祉協議会などを案内したり、公正証書作成費用、ＡＤＲ利用料、養育費保証料を助成したりしている。

相談が届いた際には子ども家庭支援センター内部で係間連携を行い、子ども相談と親相談を切り離さず、一体的支援をしている。

離婚関係の情報提供のパンフレットなどで、子どもが弁護士に相談できることを案内するものもあるが、保護者に渡している。子ども本人に直接手渡すことはほとんどない。

⑵　教育委員会

学校現場では、子どもが親の離婚や家庭不和といった問題を直接訴えることは多くない。子どもの集中力低下、友達とのトラブルが増えるなどのことがあり、担任が指導していく過程で家庭の問題だったということで認知することが多い。その後の対応は担任の裁量で、子どもに寄り添い、家庭の状況を見ながら必要に応じて保護者に連絡して状況を確認したり、連携を図ったりする。

家庭の情報については児童調査票により家族構成を把握しているものの、親の離婚や別居がある場合でも学校側に情報が届かないことが少なくない。経験上、親が子どもに口止めのようなことをしていることもある。

一方で、学校行事や授業では多様な家庭の状況への配慮が行われている。道徳や生活科の授業、イベントの場面では、父母や生い立ちをテーマにすることがあるが、例えば父への手紙を書こうという課題にせず、自分に関わってくれている人へのお礼の手紙を書こうというように、学習活動の内容を広げるなどして対応している。転校してきた子どもを他の子どもにどう説明するかについては、家庭の事情という以上の説明はしていないが、保護者に事前面談し、説明の仕方を相談するという配慮はすることもある。

教員間での情報共有は学年会を中心に行われ、ベテラン教員が若手を支援する体制がある。ただし、家庭問題や離婚に関する法的知識や親権制度に関する研修はしていないのが実情である。法改正があっても、都、区の教育委員会からの通知で知ることはあるが、自発的に学習することは少ないのではないか。保護者に法律相談を勧めるようなことはないが、行政の窓口を紹介することはある。教員が法律的な問題を相談できるものとして学校法律相談弁護士（スクールロイヤー）の仕組みがある。

父母の離婚等に関する問題では、スクールカウンセラーが重要な役割を果たしている。港区では、子どもとスクールカウンセラーをつなげるために、小学４年・小学５年・中学１年・中学２年の全員面談を実施し、悩みを早期にキャッチできるように取り組んでいる。相談は保護者から寄せられることも多い。スクールカウンセラーに加えてスクールソーシャルワーカーも活用されている。両者及び担任教諭で情報共有し、担任がそうした子どもの状況を踏まえて行動変容につなげていくことが多い。

２　子どもの意見をより尊重できるようにするための今後の課題

子ども家庭支援センターでは、親の離婚のことについて子どもが直接相談できる専門の相談窓口はなく、また、支援の専門性という点でも現状では十分ではないので、今後

の課題である。夫婦関係修復の相談窓口の必要性が指摘されることもあるが、現状では整備されていない。

学校では、子どもの親の離婚に関する悩みなどの相談先を案内するパンフレットなどは置いてはいない。法務省が検討している子どもへの情報提供資料を学校に置いたり、ＱＲコードから取得できるウェブ情報を共有するということ自体は可能だが、資料が氾濫している現状では、学校側の意識と活用意欲がなければ埋もれてしまうのではないかという懸念がある。

⑹　児童相談所

①　東京都内のＡ児童相談所

Ａ児童相談所は、基礎的自治体に設置された児童相談所であり、相談の範囲は広く、また､子ども本人からの相談の件数も他の自治体より多いという特徴を有している｡相談は、子ども自身が電話や来所で直接持ち込むこともあるが、多くは学校や身近な大人を介した通報によって寄せられる。子ども本人からは、虐待被害を訴えて保護を求める相談が多いが、家庭不和や離婚・別居に伴う不安、家に居づらいといった心理的負担を訴えるケースも一定程度存在している。

【ヒアリング概要】

１　子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状

⑴　家庭の不和に関する相談

子どもが家庭の不和を理由に相談してきた場合には、まず子どもの気持ちや状況を丁寧に聴取し、その上で学校との連携を図り、学校での様子や子どもの心理状態を把握する。児童相談所が中心的役割を担い、家庭状況の調査や学校などの関係機関との調整を進めるが、虐待に該当しないケースでは、子どもや保護者の心理的安定が確認できれば支援を終了することが多い。

しかし、家庭不和が深刻であったり、親がメンタルヘルスの問題を抱えていたりする場合には、子育て支援を所管する部署や教育委員会、スクールソーシャルワーカーなど、自治体内部の複数の部署が連携し、子どもが継続的に支援につながるよう配慮が行われる。児童相談所が直接支援し続けることが難しい場合でも、関係機関と情報共有を行いながら、別の窓口が自然な形で関与できるようにするなど、自治体として多層的なネットワークの活用が重視されている。

⑵　社会的養護下にある場合

一時保護や社会的養護下にある子どもの背景には、父母間の不和や離婚紛争が存在するケースがかなりの割合を占めるという感覚である。児童相談所は、父母間の親権や監護権の争いに直接介入する立場ではないが、子どもの福祉の観点から、必要に応じて親に法テラスや弁護士相談を紹介し、法的な整理が進むよう支援を行うこともある。また、家庭裁判所から調査嘱託や照会が来ればこれに協力し、客観的事実に基づく情報提供を行う。従来、児童相談所では、預かっている子どもを父母いずれに戻すかについては、裁判係属中は返還判断を保留するという姿勢も見られたが、現在は、司法手続を尊重し、必要な協力は行いつつも、児童相談所の弁護士とも相談しながら、児童福祉の観点から

子どもの最善の利益を考慮し、子どもの安全確保や生活の安定、子どもの権利保障の観点等を踏まえて、必要な判断や対応を行うことが重要と考えている。

⑶　児童福祉における子どもの意見表明

子どもの意向の把握と意見形成支援は、児童相談所が近年特に力を入れている領域である。意見聴取は単発ではなく、一時保護の初期から日常的な面接を通じて子どもの思いや不安を継続的に受け止め、そのプロセス全体を重視する。誘導的質問を避け、子どもが自由に意見を言える環境を整えることに加え、自分の意見がそのまま結果を決定するわけではないこと、意見がどのように扱われるのかを事前に丁寧に説明することが特に重要だとされる。子どもが答えたことで過度な責任を負わされるのではないかというおそれを取り除き、安心して意見を述べられる環境づくりが重視されている。

子どもの意見聴取では、まず誘導しないこと、子どもが安心して自分の気持ちを言える環境を作ることが重要である。同時に、意見を述べた結果がどう扱われ、どんな影響があるのかを丁寧に説明する必要がある。子どもの意見で結論が決まるわけでも、責任を負うわけでもないことを明確にする。また、意見を聴く行為だけが目的ではなく、そこに至るまでの気持ちの整理や意見形成のプロセスを重視する必要がある。

Ａ児童相談所が所在する自治体では、外部委託の意見表明支援員（アドボケイト）が週１回一時保護所に訪問し、子どもが気持ちを言語化する支援を行っている。アドボケイトは一時保護後も施設や里親家庭に継続的に関わることができる体制となっており、子どもにとって「自分の思いを安全に話せる第三者」が継続的に存在する仕組みが確保されている。また、児童相談所には弁護士が配置されており、必要に応じて子ども向けに法律的な説明を行うこともある。

⑷　一時保護中の父母との交流

親子交流については、児童福祉法に基づく判断が軸となり、子どもに危険がなければ原則として実施する方向で運用している。共同親権の場合には双方の親とのバランスに配慮しながら交流機会を調整する。ただし、児童相談所としては、親の権利性よりも、子どもにとっての必要性という観点から必要なことをするというスタンスであり、離婚紛争の調整役として児童相談所が利用されることは慎重に考えている。

危険が考えられる場合には事前にルールを設定し、必要に応じて短時間・制限付きの交流やオンライン交流など段階的な方法を用いる。

２　子どもの意見をより尊重できるようにするための今後の課題

子どもが父母の離婚や不和について理解し、自分の考えを整理できるような情報提供のあり方として、アイデアとしては、子ども向けの動画教材や心理教育的なコンテンツ、リーフレットと連動したＱＲコード動画などが有効ではないか。

また、子どもに伝えたい核心的メッセージとして、「どちらかの親を選ばなくてよい」「両方の親との関係を続けてよい」「自分の気持ちを言ってよいし、言ったことで責任を負う必要はない」といったことがある。

また、仮に虐待が存在する場合であっても、子どもが親への愛着を完全に失うことは少なく、十ゼロで切り捨てられる関係ではないという現実を踏まえ、親子のつながりを可能な限り保持しながら子どもの安全を確保する必要がある。

②　和歌山県中央児童相談所

児童相談所は、主に０歳から 18 歳未満の子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、子どもや家庭を支援する機関である。和歌山県中央児童相談所には一時保護所が設置されており、令和６年からは一時保護所に常勤弁護士が常駐するという全国的に見ても珍しい体制をとっている。また同所は、子どもの意見表明等支援事業を民間団体に委託している。一時保護所にアドボケイトが定期的に訪問するという仕組みが他の児童相談所では一般的であるが、和歌山県中央児童相談所ではそれに加えて、一時保護された子ども一人一人に一人のアドボケイトを付け、子どもが個別的なアドボカシーを得られる体制を整えているところに特徴がある。

【ヒアリング概要】

１　子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状

⑴　和歌山県中央児童相談所における子どもの意見表明支援の取組

子どもの一時保護時から、子どもの意見表明支援の取組が始まる。一時保護の前に、児童福祉司や児童心理司から子どもに対し、一時保護をすること、一時保護施設がどのようなところかを説明している。一時保護後には、保護所職員から、一時保護所でのルールや困ったときの相談先、意見聴取等措置や意見表明等支援事業についての説明を行う。資料やパワーポイント、「子どもの権利ノート」を用いて説明を行っている。説明の仕方は、年齢や発達の状況に応じて、子どもが理解できる表現で説明を行う。一時保護の理由についても説明するが、性的虐待の場合は後の司法面接に備えて証言の汚染が生じない範囲で説明する。親が子どもの顔を見たくないと言っていたり引取拒否のような態度を示していたりするなど、そのまま伝えると子どもが傷つくようなときには説明の内容を工夫する。一時保護の際に、喜んで一時保護される子どもはほとんどいない。就学前の子どもはあまりピンと来ていなかったりするが、就学期の子どもであれば一時保護所とはどんなところかと不安を持つ。子どもにきちんと説明することは、子どもの不安を取り除くために重要である。

「子どもの権利ノート」は子どもの発達や年齢に合わせて３種類を作成し、絵本のように子どもに読んで聞かせている。子どもの権利条約の４原則を最初に取り上げ、一時保護所での約束やルールのほかに、いじめられたり叩かれたり嫌なことをされたらどうしたらよいか、身体のこと、水着で隠れるところは大切で触らせてはいけない、見せてもいけない、そういうことで困った時には職員に言ってねということ、子どものプライバシーの保護や、自分の意見や希望が言えるということ（意見表明の権利）について、子どもに理解しやすい表現で書かれている。言葉だけや抽象的な説明をするよりも、ノートを読み聞かせることで、子どもたちは「これどういう意味？」と尋ねたりして、しっかりと聴いてくれる。児童相談所に関係する子どもたちの多くは、家の中でも自由にものを言わせてもらえなかったり、抑圧的な状態で育ってきた子どもたちであり、自分の権利を初めて学ぶ機会として、子どもの権利ノートの読み聞かせの意味は大きい。職員の側も、子どもの権利ノートを一緒に読むことで、「これは大事なことだ」という気付きを改めて得ることができる。

児童相談所として一時保護をするかどうかの判断においては、虐待のリスク評価が重

要であるが、それでも子どもの意向を聴くことは大切である。児童相談所としての考えを伝えるところから始めるのではなく、まずは子どもの話を聴くところから始めて、その子どもの意見を聴いた上で大人の考えを伝える。子どもの意見を端緒とし、子どもに対して必要な情報もその都度提供し、子どもとの対話のプロセスを続けていく。

令和７年６月から一時保護状の手続が開始し、一時保護についての子どもの意見を裁判所に伝えることが必要になった。こども家庭庁のマニュアルに即して実施している。０歳児や１歳児は自分で書く（描く）のが難しいので、客観的状況を児童相談所職員が記載して裁判所に提出しているが、自分で書ける（描ける）子どもであれば、子ども自身が裁判所に伝えたい意見を自分で書けるようにし、そのための書式を用意している。幼児用の様式（全部ひらがな）もある。文章で書く子どももいれば絵で描く子どももいる。いろいろなやり方があるということを伝えて子どもにどのやり方がよいかを選んでもらい、担当の児童福祉司や児童心理司がサポートする。例えば幼児であれば、「ここのおとまり（注：一時保護のこと）についておもうこと」として、ピクニックのような絵を描いていて、すごく嬉しい、楽しいという気持ちを表し、家よりも一時保護所にいたいと話していることを職員が補足説明として書く。このようにして作成した書式を裁判所申立ての際にそのまま添付する。子どもが書いたものをそのまま伝える書面は、裁判官の判断にも大きな影響を与えると実感している。

子どもが書いた生の字や発した声には、児童相談所の職員も心を動かされる。子どもが意見表明のために書いた書面や、子どものアドボケイトを通して伝えられる子どもの声を聴くと、今までも子どもの声が聴けていると思っていたのに、案外聴けていなかったということに気付く。また、子どもの生の声を届けると親の反応が全く違う。そうした気付きもあり、児童相談所としての援助方針も、子どもの声を起点として考えていくという方向に転換してきた。

一時保護所の子どもの意見を聴く取組として、当所では令和６年から「子ども会議」を実施している。子どもたちが司会や書記、発表者となって、一時保護所の生活についての要望や意見を出し合い、それを職員に届けるという取組である。子ども会議をきっかけに、子どもの声を子どもが話したいタイミングで受け止めよう、子どもとの対話を大切にしようという意識が職員の間で広がっていった。一時保護所職員だけでなく児童福祉司や児童心理司の意識も変わり、日常的に保護所に通い子どもの意見を聴き取ってくれるようになった。

子ども会議では生活に関する意見が出されるが、家族との関係などについての個別の子どもの意見は、アドボケイトを通して表明される。当所では一人の子どもに一人のアドボケイトが専任でつく形をとっている。一時保護があると委託先の民間団体に連絡を入れ、１週間前後くらいでその子どものためのアドボケイトが派遣されてくる。初回にアドボケイトから、何でも意見を言ってもいいよ、何でも聴くよと伝えると、９割を超える子どもが聴いてほしい話があると言い、個別アドボケイトの活動が続けられる。それとは別に、月２回の訪問アドボカシーを実施しており、一時保護所に在籍している児童全員を対象に、遊びながら子どもの権利の話をして、何か言いたいことがある人はどうぞという形で子どもの話を聴いてくれる。

個別アドボカシーは、基本的には秘密を守るという設計だが、「自分や他人を傷つけた

り、生命、身体、財産に関する危険な兆候が話に出てきたりしたら、あなたが嫌と言っても児童相談所に伝えなければならない」と最初にアドボケイトから伝えている。アドボケイトに子どもが話すことは様々であるが、児童福祉司にもっと会いに来てほしいとか、親が自分のことをどう思っているのか気になるとか、学校の友達は今何しているんだろうとか、飼い犬はどうしているんだろうとか、家に帰りたいとか、逆に、ここにいたいのに児童相談所の判断で家に帰らないといけないかもしれない、といったことである。子どもが語ったことを伝えるかどうか、誰にどう伝えるかは、アドボケイトが子どもと相談して一緒に決めている。

当所では、子どもが援助方針の決定プロセスに参画するための取組も、試行的に実施した。判定会議と援助方針会議という二つの会議について子どもに説明し、子どもが希望すればそこに子どもが参加できるというものである。会議に直接参加することを希望した子どももいたし、自分の意見を手紙に書いてそれを信頼している担当児童心理司に会議で読んでもらうことを希望する子どももいた。家に帰りたいという思いを絵に描いた子どももいた。子どもの担当児童福祉司らは、子どもへの説明や準備、会議のどの部分にどのような形で参加するのかといった相談など、よく工夫をしてくれた。参加の方法は様々だったが、子どもたちはそれぞれに自分の意見をきちんと伝えていた。参加した子どもに対しては、子どもの意見を考慮した上でどのような結果になったかをフィードバックした。子どもへのフィードバックは、担当児童福祉司から説明する形のほか、判定会議の結論を会議の場で直接に子どもに伝えるという形もとった。子どもの援助方針決定プロセスへの参加については、このような試行を受けて、今課題を整理しているところである。

⑵　両親の不和、別居、離婚に関わる問題が複合するケースへの対応

一時保護や、社会的養護の子どもが要保護児童になった背景に、両親の不和や別居、離婚の問題があるケースは一定数存在する。児童相談所としては、現に監護をしている保護者を中心に話し合っていくが、現に監護していない保護者に対して調査や協力を求める場合もある。なお、面前ＤＶによる虐待通告が通告全体の６割を占めるが、和歌山県の場合、面前ＤＶは基本的には市町村に対応を依頼しているので、児童相談所が直接に関与することはあまりない。

一時保護や社会的養護の下にある子どもの両親が別居、離婚となり、裁判所で親権について手続中であるというケースがある。裁判所の手続には時間がかかるが、児童相談所として裁判所の結論が出るまで待つと、一時保護が長引くなど子どもにとって良くないことになる。できる限り早期に子どもに生活場所を提供するために、離れて暮らす親に、親権者の指定又は変更の保全処分の申立てを促すこともある。裁判所の決定が出る前でも、児童相談所で把握している情報に加えて、子どもにも「お父さんとお母さんといるときに安心できること、希望すること、心配すること」について話を聴き、いずれかの親のもとに子どもを戻す決定を児童相談所として行うこともある。一方の親から子どもの取戻しの危険がある場合には、他方に一時保護委託をすることもある。また、裁判所の決定が出るまでの間は、子どもの意見も聴いた上で、子どもが望めば、なるべく両方の親と関わることができるようにしている。

子どもが両親の別居や離婚について悩みを抱えている場合に、両親に対して子どもの

気持ちを伝えることもある。例えば、離婚してほしくないという場合にはそれを両親に伝えたり、逆に性的虐待の事例で、父に出ていってほしい、母とだけ住みたいという思いを、母の方だけに伝えるというようなこともある。子どもが言ってほしくないなら親には言わない。

子どもが、離婚問題について弁護士に直接相談できるようにサポートすることもある。子どもが養子縁組離縁をしたいとか、離婚時の親権者を子どもの希望する方にしてほしいと言っているケース、親子交流に関する意見を言っているケース、親権停止の事件で自分としても親権を停止してほしいという意見を述べたいと言っているケースなどで、児童相談所の常勤弁護士の助言と紹介により、地域で子どもの権利に関する活動をしている弁護士との面談を設定し、子どもの手続代理人の選任につなげることがある。児童相談所からは子どもの了解を得てケースの説明をしたり、子どもの手続代理人からは調停や審判の状況の情報提供を行うなど連携が図られている。弁護士は何度も子どもの元に足を運んでくれる。年長児の場合には裁判所の期日に子どもが出席することも少なからずあるが、出席しない場合でも毎回電話ではなく直接来て手続の進行状況を説明し、さらに意見があったら言うよと伝えて主張書面を書いてくれる。手続代理人と共にこのようなプロセスを持てるのは、家庭裁判所調査官の多忙化という状況もある中で、子どもにとって大きな意味がある。目標に向かって一緒に考えてくれる人がいるというのは大きいことであり、子どもの手続代理人がつくと、子どもが活き活きとしてくる。

⑶　子どもから児童相談所に相談があった場合の対応

児童相談所に子どもが自分で直接相談してくるケースは、保護者から虐待を受けている、家に帰りたくないというものが多い。最近は子どもからの児童相談所への直接の相談が増えている。児童相談所に自分から頼ってくる子どもは、かつて児童相談所が関わったことがあり、児童福祉司や児童心理司と信頼関係ができていた子どもたちが多いという印象もある。児童相談所への電話相談においては子どもに秘密は守るとは約束していない。名前は聞くようにしている。ただしメール相談は匿名での相談ができるようにしている。

２　子どもの意見をより尊重できるようにするための今後の課題

⑴　子どもからの相談を受けるための仕組みや体制の構築

親の離婚や不和に悩む子どもへの情報提供について、省庁ホームページは大人であっても非常に分かりにくい。子どもであればなおさら、必要な情報にたどり着くのは難しい。適切な相談先を子どもが自分で探すのは大変で、たらいまわしになってしまうだろう。たらいまわしを避けるために、児童相談所の世界では最初の通告情報の一元化が進んでいる。親の離婚や不和に悩む子どもからの相談についても同じように、一元化する方向で法務省とこども家庭庁が連携してはどうか。また、地域のレベルで、子どもアドボケイト事業所を作るというような施策も必要ではないか。カナダでは、子どもたちや親が困ったときに駆け込んでいける子どもアドボカシーの仕組みが地域に用意されている。日本でもそのような仕組みを、10 年先、20 年先を見据えて作っていくべきである。

⑵　裁判所の手続

児童福祉法 28 条や一時保護事件で家庭裁判所調査官の子どもの調査が行われる場合に、児童相談所や親権者からは改めて話を聴かず、子どもに一度だけ面接して報告書を出すなど、調査のやり方が以前より形式的になっている印象がある。家庭裁判所調査官も多忙なのであろうが、児童相談所は申立てをするだけで裁判所は判断をするだけという感じがあり、残念である。また、裁判所の決定を、裁判所から子どもに対してフィードバックする仕組みがないという問題もある。親権制限事件の場合など、裁判所が決定文を（児童相談所や施設・里親にいる）子どもに送ってくることもあるが、それでも紙だけが送られてくるものであり、手続において児童相談所の意見、親の意見、子どもの意見がどのように考慮されて最終結論になったのかというプロセスが子どもには非常に分かりづらく、問題がある。

⑶　子どもから弁護士（手続代理人）へのアクセス

児童相談所では常勤弁護士が子どもを弁護士につなぐことができるが、子どもが弁護士に直接につながるのはまだハードルがある。地方の弁護士会の子どもの権利委員会では、新任の弁護士があまり入らず、子ども相談の担い手の確保も課題となっている。

⑺　社会福祉士（日本社会福祉士会　子ども家庭支援委員会　子どもの権利擁護支援プロジェクトチーム）

社会福祉士の位置付けとして、児童福祉における社会的養護の現場で子どもの意見表明を支援する家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、意見表明等支援員等については、社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師の資格があった方が望ましいが必須ではなく、施設全体としての社会福祉士の割合は高くなく、資格を持たない相談員も相当数いるのが現状。児童福祉施設であるとか福祉事務所、児童相談所など、子どもと関わる専門職として位置付けられる様々な職の任用要件の１つとして社会福祉士が設定されていて、それ以外にも保育士、学校教員など教職免許を持っている者も多く活躍している。

【ヒアリング概要】

１　子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状

⑴　社会福祉士の子どもとの関わり方

児童相談所での経験では、子どもが自ら相談したいということで来ることは少なく、相談したいという動機付けがない中で相談を受け、信頼関係を築いていくことが多い。

一時保護などで施設に入所する際には、子どもの権利についてのワークブックに従い、子どもには権利があるということや、相談の仕方（直接話すか意見箱を利用するなど）を説明するなどして、子どもの意見を表出してもらいやすいような環境づくりをする。ただしその際には、最初の段階で表現する意見や言葉が必ずしも本心とは言えないことがあるということに留意する。その時点での意見なり気持ちであるという点は尊重するが、その後関係が構築されている中で前とは違う意見が表出されてくることもあるので、１つ１つの言葉を大切にしながらも、その背景にあるところを理解しながら関わっていくことが求められている。子どもと相談しながら環境調整を随時並行して進め、子どもの今の意見表明の段階に応じた支援を展開している。

子どもは離婚を含め自分の家庭のことを進んで第三者に伝えることはしないので、どれだけ周りの大人が子どもの変化に気付いて声をかけるか、引き出すかが一番難しくもあり大事でもある。

どのような相談が来てその後どういった形で子どもや親へのアプローチにつながっていくのかについては、ひとり親からの養育費の相談や、離婚調停中の母親からの相談の際に、それにプラスして子どもの学校にどのようなアプローチをしていくか、支援機関がどのようにつなげていくかという、次の段階を考えている。離婚や養育費という単体の問題としてではなく、子どもへのしわ寄せ（ヤングケアラー等）を含め、親の支援を今後どのようにしていくか、いろいろなことを複合的に考えて行くのが大事である。具体的には学校のスクールソーシャルワーカー経由で先生に伝えてもらったり、スクールソーシャルワーカーのネットワークを使ったり、こども家庭センターなど行政経由で学校につなげたりという方法で、最初の相談を受けた場で解決というわけではなく、その後誰が支援していくのか、誰にバトンタッチするのかまで考えて、相談者の了解を得てつないでいくという形をとっていく。

⑵　子どもの意見形成や表明の支援に携わる者に対する研修

児童福祉の現場での子どもの意見表明のための研修については、社会福祉士会が行う場合もあれば、個々人で受講する場合もある。また、子どもアドボカシーは、大きく分けると、専門家が実施するアドボカシー（社会福祉士の養成課程や最近新しくできた認定資格であるこども家庭ソーシャルワーカーの認定研修において、子どもの意見表明やアドボケイトについて学ぶ）と、現在の意見表明等支援事業で進められている独立型のアドボカシー（専門家ではない一般の方も含み、専門講座を修了した「アドボケイト」が施設を訪問したり子どもと面接をする）がある。

例えば、社会福祉士会が自治体の意見表明等支援員の養成講座を受託する場合、基本的には国のガイドラインに沿っているが、特に子どもの側に立ち、その意見の引き出し方や寄り添い方に重点をおいたプログラム、また個人のミクロ的な部分の支援だけではなく、マクロ的に、支援員が地域や子どもの周りの環境とどのように関わっていくか、子どもだけをみるのではなく将来どのようなところにつなげばよいかを考えられるようなプログラムを企画している。具体的には、特に一般の市民を対象とした講座において、意見表明等支援員が子どもの課題を引き継ぐ機関としてどのようなものがあり、またそれが果たす役割などを教えるということもしているし、対面の演習では子どもと話すロールプレイなども行っている。また、外国にルーツのある子どもや家庭の相談の際には、こちらの言葉やアドバイスが伝わったかの確認のため、通訳を介して話すようにしている。例えば静岡県西部では、通訳も職員として雇用している相談機関が多い。

⑶　子どもが自身の気持ちや意見を整理、形成し、親に伝えていくというプロセスを、社会福祉士がどのように支援しているか

父母の別居、離婚をめぐっては、子どもが家庭にいるのか、それとも施設にいるのかによって、子どもが意見を述べるタイミングは異なる。子どもが家庭にいる場合、別居や離婚の話合いに子どもが関与させてもらえないことも多く、子どもが周囲に相談するときには、既に親が別居、離婚した後であることが多い。これに対して、父母の紛争下にある子どもが児童養護施設や児童相談所にいる場合は、施設の職員が子どもと関わっ

て生活しているので、離婚についても説明した上で、その後のことは児童相談所等も含めて一緒に子どもの意思を確認したり、不安や疑問等を聴き取りしながら、一緒に考えたりするし、また親に子どもの気持ちを伝えたりできる。家庭復帰する場合も、事前の準備だけでなく、帰った後に生じた問題についても相談できることを伝える。

事後の相談、例えば離婚によって引っ越すことになった、学校が変わることになって不安だというような場合は、学校場面ではスクールカウンセラーがフォローし、子どもに寄り添って話を聴き励ますというケースが多いと思われるが、子どもや親と話し合いながら、新しい生活に向けて事前にどれだけ準備する時間がとれるかが課題である。施設であれば、親子交流や試験外泊を何回か繰り返して徐々に慣れさせたり、学校だったら、何度か転校先の学校に見学や試験登校してならしの期間を設定しながら移行させていくこともある。

この場合、管轄の問題が行政上の課題である。管轄内の転居であれば同じ担当者がサポートできるが、管轄外への転出となると、支援の連続性が途切れてしまうのが課題。施設であれば一定期間アフターケアという取組はあるが、地域の相談機関になると支援の連続性・継続性が困難になり、事後的な子どもの支援という点では、一からの関係性構築が必要になるという課題もある。対策としては、主に虐待のケースについて、必ず転居先の市区町村や児童相談所で相談記録など一式全部移管する、重篤なケースの場合は対面で担当者同士が直接引継ぎをするようにしているし、転居先の家庭を新旧の担当者が一緒に訪問して行うようにしている。ただ、相談というのは信頼関係が構築されていることが前提なので、必ずしもスムーズにいくとは限らない。

学校の場合、スクールソーシャルワーカーもスクールカウンセラーもパートタイムでそれぞれ配置されている学校の指示に従って活動しているという点で限界はあるが、チーム学校の中で教職員と連携しながら子どもの支援に当たっていると思う。チーム、という点では施設も同じで、チーム養育という中で、子どもの変化に気付いた人、あるいは子どもが話しやすい人が素早く他につなげるという組織体制づくり、言い換えれば職種を越えて大人たちが連携していくことが大事である。

職種を越えた連携については、例えば児童養護施設等で家庭裁判所調査官が子どもの調査を実施するときは、児童相談所を窓口として、調査が円滑に進むよう、子どもの特性等を踏まえ、あらかじめどのような聴き方をしたらよいか、子どもの状態はどうかなどについて、家庭支援をしている施設の職員から情報を提供したり、児童相談所を通じて家庭裁判所調査官に子どもの様子について報告したりする。また子どもが望めば施設の職員が家庭裁判所調査官の面談に同席したり、同席しない場合も子どもが安心して話をできる環境をつくるようにしている。具体的には、事前に家庭裁判所調査官の仕事について説明し、不安を取り除くよう努めるとともに、直接子どもを見ている職員が家族にまつわるエピソードやその他の状況を家庭裁判所調査官に伝えるようにするなどして、調査が円滑に進むよう有益と思われる情報を共有するようにしている。

⑷　親が子どもと向き合うための支援

不安なのは親も同じなので、家庭支援をする職員が、子どもの特性を踏まえてどのように伝えたらよいかを一緒に考えるようにしている。親が伝えるときに同席したり、親子だけだったらその後の子どもの反応を見たりして伝えたりする。子どもに寄りそうよ

うに、親が子どもに伝えるプロセスで親にも寄り添いながら、何かあったときにフォローするようにしている。ただ、特に経済的・金銭的な不安を抱えることが多い母親（特に子どもが小さくて親になりきれていない段階で離婚している場合）が相談に来る際には、まずはメンタルのフォローが先で、子どもへの説明というのはその次になる。

２　子どもの意見をより尊重できるようにするための今後の課題

子どもに何を、どのように伝えたらよいのか。子ども自身が子どもの権利について理解できていなかったり、自分の意見を自由に表明することに慣れていないので、誰かに相談したり、自分の思いを伝えたりしてよいということを伝えること、さらに、家族にはいろいろな形があってそれぞれが幸せでいられるという家族の多様性をポジティブに伝えることが重要である。

子どもが自ら検索して情報にたどり着くのは難しいので、その情報につなぐ誰か仲介の役割が必要になるが、これは子どもの手続代理人（弁護士）だけではなく、身近にいるソーシャルワーカーや保育士、学校の先生がちゃんとした知識をもって子どもに伝えていくべきである。ただ、身近だからこそ、関係性ができているからこそ言えないこともあることには留意する必要がある。また、年齢や理解の度合いによって媒体を変えることも考えられる。例えば、学校で配布されているタブレットを使って仮想空間で子どもが自由につぶやけるようなアプリを開発するなど、子どもがＡＩを駆使している時代に合わせたやり方を考えるべきである。その際には、情報を伝えるだけではなく、具体的な相談窓口などを提示するなど、そのリアクションを受け入れるための体制を整えておくことが重要である。

離婚に関して自分を責めている親をねぎらうことも大事である。

やはり離婚や別居の協議のプロセスに子どもが不在であることが課題である。その背景として、大人自身が子どもの権利について理解していないこと、親権や親責任の重さの理解が欠けていることが問題であり、本来は、中高生の段階からこれらを学んでいくこと、婚姻時に親責任について理解した上で婚姻するプロセスなど、事前の対応が必要である。事後の対応については、親がいずれ子どもの話を聴き、寄り添いながら一緒に新しい家庭を作っていくという方向性をしっかり見ていくこと、別れた相方の親との関係をどう構築していくのかということを、子どもと一緒に整理していけるようなパンフレットがあればよい。

⑻　スクールカウンセラー

良原惠子氏（大阪公立校スクールカウンセラースーパーバイザー）は、長年にわたり大阪市を中心にスクールカウンセラー（以下、本項目においては「ＳＣ」という。）として活動してきた臨床心理士であり、加えて複数の自治体のＳＣのスーパーバイザーとしても多数のカウンセラーを指導している。これまで、小学校・中学校・高校、さらには国立大学附属校や私立一貫校など多様な教育現場で 20 年以上にわたり実務経験を積んできた。近年は、公立中学校に週１回勤務するＳＣとしての役割に加え、政令指定都市のＳＣスーパーバイザーとしてＳＣの支援・助言にも携わっている。また、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）への配置など、特別な教育ニーズに対応する現場経験も有する。

臨床心理学のみならず家族療法を背景に持ち、学校・家庭・子どもという「三者関係」を踏まえた支援を重視する点が特徴である。子どもとの面談では、インフォームドコンセントを丁寧に行い、子どもの語りと学校への情報提供のバランスを慎重に調整する。また、学校現場の制約や地域差（大阪における財源や制度上の制約など）も熟知し、その中で効果的な支援を模索している。

さらに、大阪弁護士会が実施する子どもの権利イベントや、家族紛争領域のＡＤＲにも臨床心理士として関与し、弁護士と連携した子ども支援にも携わる。こうした多領域にまたがる豊富な経験から、子どもが家族問題を抱える際の実態や、学校が抱える困難について深い知見を有する専門家である。

【ヒアリング概要】

１　子どもの意見等の把握・反映に関する支援の現状

良原氏は、長年の経験を通じ、ＳＣの役割は「子ども本人の話を聴く」ことにとどまらず、学校・家庭との調整を含む「三者関係」の支援であると強調した。学校という環境では、子どもを取り巻く問題の多くが家庭環境と密接に関係し、勉学・友人関係・不登校などの相談の背景に、離婚・夫婦不和・虐待等の家族問題が潜在していることが非常に多いという。教師は家族問題に介入しづらく、子どもも「先生には家の話はしにくい」と感じるため、その隙間を埋める役割をＳＣが果たしている。

面談においては、まず「今日の話を学校へどの範囲まで伝えてよいか」というインフォームドコンセントを子どもの年齢に応じて丁寧に説明し、情報提供の範囲を子どもと一緒に決める。成績低下や落ち着きのなさの背景に家庭の混乱がある場合は、子どもと相談しつつ必要な情報のみを学校と共有する。これにより、学校が子どもの状況を理解して支援できるようになることが多い。

相談内容としては、不登校・学力・進路・友人関係などが中心だが、家庭の問題に行き着くケースが多い。例えば、離婚による経済的不安から進路が選べない、親の機嫌により生活が左右されるなど、家庭のストレスが学校生活に直接影響している実態が語られた。また、裕福な家庭でも生活のスケジュールが過密で、子どもが精神的に追い詰められるケースがある一方、経済的に厳しい家庭では別のタイプのストレスが生じ、いずれも「家庭の揺らぎ」が子どもの日常に強く影響しているという。

良原氏は、子どもの語りを受け止めつつ、必要に応じて「どう自分を守るか」「どう大人に助けを求めるか」を一緒に考える。「解決できなくても、大人と一緒に考えることで安心できる」と語る子どもも多く、継続的な関係の中で子どもの回復力が支えられている。

また、虐待が疑われる場合には学校や児童相談所と連携したり、子どもが自分の身の安全を守るために自身が警察や児童相談所に連絡する方法もあることを伝える。ＳＣが子どもの情報を学校に伝え、学校は家庭の事情を理解し態度を柔軟に変え、子どもは救われることが多い。

一方で、ＳＣの配置頻度は地域差が大きく、大阪では週１回勤務が基本で、相談件数が多い日だと５～９ケースに及ぶ学校もある。子どもたちへの心理教育（ＳＯＳ発信能力の強化など）も必要であるが、学校によっては実施できないこともある。学校のニーズや配置状況により、ＳＣに求められる活動が異なってくる。

また、大阪の弁護士会と心理士会が合同で行う「子どもの無料相談」の取組などのように、アクセスしやすい相談窓口の拡充が重要である。特にＬＩＮＥでの相談は、子どもにとって利用しやすい。

最後に、学校が家族問題に触れることへの抵抗感は根強いが、「家庭の問題に向き合うことは結果的に学校の利益にもなる」ことを丁寧に、かつ校内の管理職だけでなく、養護教諭や生徒指導主事等、様々な立場の教職員に伝えることの重要性が指摘された。ＳＣが子どもの声を学校に伝えることで、学校の子ども理解が深まり、子どもの生活が守られ、それが学校現場全体の安定にもつながるとの認識が示された。

また、ＳＣが家庭の事情を共有する際には、子どもが「どこまで伝えてよいか」を主体的に決められる点が重要であると述べた。このプロセスを丁寧に行うことで、子どもが自分の意見を尊重されたという感覚を持てるだけでなく、学校への信頼感も高まる。さらに、継続的な関わりの中で、良原氏は子どもたちのレジリエンスが徐々に回復していく場面を数多く経験しているという。

２　子どもの意見をより尊重できるようにするための今後の課題

日本の学校制度は、子どもの家族問題への「相談の受け皿」として十分に機能していない。子どもは家庭と学校という限られた世界の中で生活しており、家庭が不安定化すると学校生活にも直結するが、学校は家族問題を把握することも、またそれに踏み込むことも容易ではない。その結果、子どもは声をあげられず、支援につながりにくい状況が生まれる。この状況を改善し、子どもの意見表明権を確保するための課題として以下が示唆される。

⑴　アクセスしやすい相談窓口の整備

ＬＩＮＥなど、子どもが自然に利用できる媒体を活用した相談窓口を常設し、「家庭の相談もしてよい」という明示的なメッセージを発信する必要がある。弁護士会や自治体との協働で、家族紛争に特化した子ども向け相談体制を整備することも有効である。

⑵　学校外の支援資源の充実

家庭裁判所・弁護士会・心理士会・福祉機関などが連携し、子どもが「学校以外にも相談できる場所がある」と感じられる仕組みを整える必要がある。特に、家族紛争に伴うストレスを抱える子どもは、学校だけでは支えきれない複雑な状況に直面していることが多く、複数の専門機関が横断的に協働する体制が求められる。

⑶　地域差の是正

ＳＣの配置の頻度や相談体制が自治体によって大きく異なる現状では、子どもが受けられる支援に不平等が生じる。一定以上の支援水準を全国で確保する制度設計が必要であり、心理教育の標準化も効果的と考えられる。

さらに、子どもが自分の状況を言語化しやすくなるよう、学校教育の中で「感情の扱い方」「困ったときの助けの求め方」を育む機会を広げることも課題である。これにより、子どもが家庭の問題を抱えても、一人で沈黙せず早期に支援につながる可能性が高まる。

３　父母の離婚を経験した子どもの調査

⑴　調査方法の概要

本調査では、未成年期に父母の離婚等を経験した者を対象として、その当時、父母の離婚や別居の後の自身の養育の在り方について意見を述べることができたか、述べることができなかったとすればなぜか、どのような支援が必要かなどといった事項について、幅広く日本国内の実情を把握することが有用であると考えられたことから、アンケートによる形式で行うものとした。

本調査の調査対象については、現在 18 歳から 39 歳までの成人 1,200 名を対象に、自身が経験した未成年期の父母の離婚等を振り返ってもらうことを内容とし、令和７年 11 月 18 日～同月 20 日を実施期間として、ウェブアンケートの方式で調査を行った。具体的には、離婚を経験した年齢３区分（未就学児（０～６歳頃)、小学生（７～12 歳頃)、中学生以上（13～17 歳頃））及びそれぞれ男女２区分とし、なるべく各区分が幅広く分布するようにしている。

本調査の設問文・設問内容については、法務省が過去に委託実施した先行研究結果（「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」（令和３年１月）及び「未成年期に父母の別居・離婚を経験した子に関する質的調査研究報告書」（令和５年１月））の内容を踏まえながら、合議体において検討を行い作成した。なお、本調査の実施に際して、アンケート回答者が回答すること自体に心理的負担を感じることも考えられるところ、協力研究者において必要な手続を経た上で、途中で回答を終了してもよい旨明記するなど、設問文や選択肢において十分な配慮を行って実施した。

⑵　調査結果の概要

アンケート調査の結果は、【資料 2-2】のとおりであり、その概要は次のとおりである。

ア　父母からの説明の有無【資料 2-2 Q2】

父母が別居や離婚をした当時、父母が別居や離婚するということや、その理由について、父又は母から説明があったかという質問に対し、「説明があった」と答えた者の割合が 54.1％、「説明がなかった」と答えた者の割合が 20.8％、「覚えていない」と答えた者の割合が 25.1％であった。

		回答数	％
全体		1,200	100.0
1	父母の双方から一緒に説明があった	187	15.6
2	父母の双方から別々に説明があった	168	14.0
3	別居や離婚後に同居した親のみから説明があった	257	21.4
4	別居や離婚後に同居しなかった親のみから説明があった	37	3.1
5	なかった	250	20.8
6	覚えていない	301	25.1

イ　父母からの説明に対する子どもの評価【資料 2-2 SQ2_1、SQ2_2】

前記アで父母から別居や離婚について説明を受けた者に対し、**別居や離婚当時の父又は母からの説明について適切だったと思う点**を質問（複数回答可）したところ、「別居や離婚の理由がよくわかったこと」と答えた者の割合が 35.0%、「別居や離婚の理由が納得できたこと」と答えた者の割合が 32.2%、「説明の内容が事実のとおりだったこと」と答えた者の割合が 21.0%、「特に適切だと感じた点はない」と答えた者の割合が 10.6%であった。

		回答数	%
全体		649	100.0
1	別居や離婚の理由がよくわかったこと	227	35.0
2	別居や離婚の理由が納得できたこと	209	32.2
3	他方の親やその親戚への批判を含まなかったこと	130	20.0
4	説明の内容が事実のとおりだったこと	136	21.0
5	こども（自分）が別居や離婚の理由ではないと明言してくれたこと	108	16.6
6	自分の質問に丁寧に答えてくれたこと	109	16.8
7	父母がそろって説明してくれたこと	62	9.6
8	説明のタイミングや場の雰囲気がよかったこと	117	18.0
9	説明してくれたこと自体がよかった	125	19.3
10	その他	2	0.3
11	特に適切だと感じた点はない	69	10.6
12	覚えていない	49	7.6

これに対し、**別居や離婚当時の父又は母からの説明について不十分だった点や改善が望ましい点**を質問（複数回答可）したところ、「父母がそろって説明してくれなかったこと」と答えた者の割合が 10.1%、「別居や離婚の理由が納得できなかったこと」と答えた者の割合が 8.3%、「他方の親やその親戚への批判を含んでいたこと」と答えた者の割合が 8.3%であり、「特に不十分だと感じた点はない」と答えた者の割合が 32.3%であった。

		回答数	%
全体		1,200	100.0
1	別居や離婚の理由がよくわからなかったこと	72	6.0
2	別居や離婚の理由が納得できなかったこと	99	8.3
3	他方の親やその親戚への批判を含んでいたこと	100	8.3
4	説明の内容が事実と違っていたこと	74	6.2
5	こども（自分）が別居や離婚の理由であるように感じたこと	49	4.1
6	自分の質問に丁寧に答えてくれなかったこと	57	4.8
7	父母がそろって説明してくれなかったこと	121	10.1
8	説明のタイミングや場の雰囲気がよくなかったこと	61	5.1

9	説明されたこと自体が嫌だった	43	3.6
10	その他	39	3.3
11	特に不十分だと感じた点はない	388	32.3
12	覚えていない	383	31.9

ウ　父母以外の者からの説明の有無【資料 2-2 Q3】

父母が別居や離婚をした理由や、そのときの状況について、**父母以外の人から説明を受けたことがあるか**（複数の人から説明を受けた場合は、最もよく説明してくれた人を回答する）という質問に対し、説明を受けたことがあると答えた者の割合は 36.7%であり、そのうち、説明者として、「祖父母」と答えた者の割合が 14.1%、「きょうだい」と答えた者の割合が 9.4%、「親戚」と答えた者の割合が 7.2%であった。

		回答数	%
全体		1,200	100.0
1	きょうだい	113	9.4
2	祖父母	169	14.1
3	親戚	86	7.2
4	父母の友人	42	3.5
5	弁護士等の法律の専門家	26	2.2
6	ない	760	63.3
7	その他	4	0.3

エ　子ども自身による情報の探索【資料 2-2 Q5】

父母が別居や離婚をした当時、別居や離婚に関する情報を自分で探したことがあるかという質問に対し、「はい」（情報探索を行った）と答えた者の割合は 23.0%、「いいえ」（情報探索を行わなかった）と答えた者の割合は 77.0%であった。

		回答数	%
全体		1,200	100.0
1	はい	276	23.0
2	いいえ	924	77.0

オ　子どもからの相談【資料 2-2 Q9】

父母が別居や離婚をした当時、実際に誰かに相談したかという質問（複数回答可）に対し、誰かに相談したと答えた者の割合は 35.3%であり、その相談者について、「同居親」と答えた者の割合が 8.0%、「別居親」と答えた者の割合が 7.7%、「きょうだい」と答えた者の割合が 10.4%、「祖父母」と答えた者の割合が 8.5%、「友人」と答えた者の割合が 8.5%、「園や学校の先生」と答えた者の割合が 6.4%、「スクールカウンセラー」と答えた者の割合が 6.3%であった。

		回答数	%
全体		1,200	100.0
1	別居や離婚後に同居した親	96	8.0
2	別居や離婚後に同居しなかった親	92	7.7
3	きょうだい	125	10.4
4	祖父母	102	8.5
5	親戚	37	3.1
6	園や学校の先生	77	6.4
7	スクールカウンセラー	75	6.3
8	スクールソーシャルワーカー	40	3.3
9	スクールロイヤー	12	1.0
10	友人	102	8.5
11	家族や学校以外で、ふだん関わりのあった知人（習い事･地域の人など）	48	4.0
12	自治体の相談窓口	34	2.8
13	児童相談所	30	2.5
14	民間支援団体（ＮＰＯなど）	36	3.0
15	弁護士等の法律の専門家	30	2.5
16	オンライン上（SNS、ライブ配信、匿名掲示板やＱ＆Ａサイトなど）の相手	47	3.9
17	その他	3	0.3
18	誰にも相談していない	776	64.7

⑶ 調査結果の分析の視点と全体像―調査対象と分析の目的―【資料 2-3 1】

本調査は､未成年期に父母の別居又は離婚を経験した 1,200 人を対象としたものである。回答者が当該事象を経験した時期は、1990 年代以前から 2017 年以降まで約 30 年間にわたり広く分布しており、特定の時代背景に偏らない多様な層を網羅している【資料 2-3 図 3-1 参照】。また、経験時の年齢についても、未就学期（０～６歳頃）から中学生期以上（13～17 歳頃）まであらゆる発達段階が含まれる【資料 2-3 図 3-2 参照】。このように背景が多岐にわたる母集団を対象とすることで、本分析では行動の差異を単なる世代間や時代の変化に帰すのではなく、より普遍的・根本的な構造的要因に着目して検討を進める。

本分析の主眼は、父母の別居・離婚に直面した子どもが、当時「情報を探索したか」「誰かに相談したか」という具体的な行動の現れ方に置かれる。特に、父母及び第三者（祖父母、教員等）からの説明の有無やその質が、子どものその後の行動をいかに規定したかを整理する。本分析の目的は、個別のケースにおける対応の是非を評価することではなく、行動の有無を分ける分岐点を構造的に解明し、今後の効果的な支援設計に向けた示唆を得ることにある。

⑷　情報探索・相談行動の全体像と分岐―行動の全体像・類型化・説明経験との関連―【資料 2-3　2⑴～⑹】

父母の別居・離婚に直面した当時、子どもがとった行動の実態を概観する。「説明の受領」「情報の探索」「他者への相談」の３点を確認したところ、何らかの形で状況の説明を受けた者は約６割に達するが、自ら情報を探索した者は約２割、相談を行った者は約３割に留まる【資料 2-3 図 3-3 参照】。

行動の組み合わせによる類型化（４類型）の結果は表 3-1 のとおりである。

①低接触型　：情報探索と相談のいずれも行わなかった
②対人相談型：相談のみ行った
③自力探索型：情報探索のみ行った
④両輪型　　：情報探索と相談の両方を行った

表 3-1　情報探索×相談（２×２の４類型）

類型	情報探索	相談	度数	%
1 低接触型	なし	なし	738	61.5
2 対人相談型	なし	あり	186	15.5
3 自力探索型	あり	なし	38	3.2
4 両輪型	あり	あり	238	19.8
合計	－	－	**1,200**	**100.0**

特筆すべきは、情報探索も相談も行わなかった「低接触型」が全体の 61.5%（738 人）と圧倒的な多数を占めている点である。これは、多くの子どもが当時、自律的な情報アクセスや外部への支援要請を行う手前の段階、すなわち「何をどうすればよいか分からない」状態にとどまっていたことを示している。ただし、このことは彼らが困難を経験していなかったことや、支援を必要としていなかったことを意味するものではない。

情報探索と相談の関係を見ると、情報探索を行った者（276 人（=38 人+238 人））の 86.2%（=238 人/276 人）は相談も行っており、両行動は密接に関連している。一方で、相談を行った者（424 人（=186 人+238 人））のうち 43.8%（=186 人/424 人）は情報探索を行っておらず、相談は必ずしも事前の情報探索を前提としない。行動のパターンは一様ではなく、複線的である。

子どもの行動を分ける決定的な要因は、周囲からの説明経験である。父母から説明があった層では情報探索率が 38.8%であるのに対し、説明がなかった層では 4.4%にとどまる。相談行動についても、説明があった層は 56.5%、なかった層は 10.3%と、顕著な差が認められた【資料 2-3 図 3-4、図 3-5 参照】。

さらに実務上重要な知見として、親以外の第三者（祖父母や教員等）からの説明の効果が挙げられる。第三者からの説明があった場合、相談行動の出現率は 69.1%に達し、説明がなかった場合（15.8%）との差は極めて大きい【資料 2-3　図 3-7 参照】。これは、親が混乱の中にあって説明が困難な場合でも、周囲の大人が状況を言語化して伝えることで、子どもが「助けを求めてもよいのだ」という許可を得るプロセスとして機能していること

を示唆している。

⑸　行動構造の整理と類型化

ア　行動経験の内部構造と基本類型の整理【資料 2-3　3⑴～⑶】

「説明」「情報探索」「相談」「相談未到達」という各経験は、子どもの内部で密接に連関している。分析の結果、積極的に行動した層ほど、実際に相談できた相手の数が増えるにつれて「さらに相談したかったができなかった相手(未到達ニーズ)」の数も増えるという、一方が増えればもう一方も増える強い連動性が認められた。

これは、行動によって直面する課題が具体化し、更なる支援へのニーズが次々と生まれる「支援の連鎖」の構造を示している。一方、低接触型の多くは未到達ニーズも皆無と回答しており、自分の困りごとを言葉にできず、支援の必要性を自覚していない状態（ニーズ未形成）にある。行動の有無による質的な相違を、相談に至らなかった相手の有無（不在率）から検討した結果が表 3-2 である。

表 3-2　類型別の「相談未到達相手」の不在率

（Q10 で「相談したかったができなかった相手はいなかった」と回答した割合）

類型	度数	「相談できなかった相手はいなかった」の選択数	%
1 低接触型	738	681	**92.3**
2 対人相談型	186	73	39.2
3 自力探索型	38	29	76.3
4 両輪型	238	23	**9.7**
合計	**1,200**	806	67.2

低接触型の約 92%が相談未到達相手を「いない」と回答した事実は、彼らが「満足していた」ことを意味しない。むしろ、自らの権利や利用可能な資源についての情報を持たないために、支援の限界や障壁を認識することさえできていなかったことを示唆している。対照的に、両輪型ではわずか 9.7%しか「いなかった」と回答しておらず、約 90%が「相談したかったができなかった相手がいた」と答えている。実際に相談もしているにもかかわらず、それだけでは足りず、更なる支援への渇望を感じている。

すなわち、「何もしていないから問題がない」わけでも、「動いているから満足している」わけでもない。むしろ、動くことによって初めて「届かない支援」が可視化されるという逆説的な構造が、ここには存在している。

イ　行動の分岐条件と沈黙の内実【資料 2-3　3⑷～⑹】

低接触型が多いことには、他の要因、すなわち、発達段階及び時代背景が影響しているのではないかという疑問もあるだろう。しかし、行動類型の構成比に、離婚等の経験時の年齢や時代背景による偶然ではなく統計的に確かな差異(有意な差)は認められなかった。中学生以上（13～17 歳頃）になれば情報検索や相談の能力は十分に備わっているにもかかわらず、約６割が「低接触型」にとどまっている（未就学期 61.0%、小学生期 63.8%、中学生期以上 59.8%）【資料 2-3　図 3-12 参照】。また、ＩＣＴ環境の普及後（2017 年以降）

も「低接触型」は依然として過半数（51.6%）を占めており【資料 2-3 図 3-13 参照】、行動の分岐は子どもの能力や手段ではなく、周囲からの「説明」という契機の有無に依存している。

特に、親と第三者の双方から説明を受けた層では、行動が劇的に活性化する「相乗効果」が確認された【資料 2-3 図 3-14 参照】。誰からも説明がない場合、低接触型は 89.9%に達するが、親と第三者の両方から説明があった場合、低接触型はわずか 12.1%に激減し、両輪型が 62.5%と支配的になる。親の説明によって家庭内の状況が開示され、さらに第三者の説明によってその状況が社会的に客観化される。この二重の承認があって初めて、子どもは安心して行動を展開できるようになると推察される。

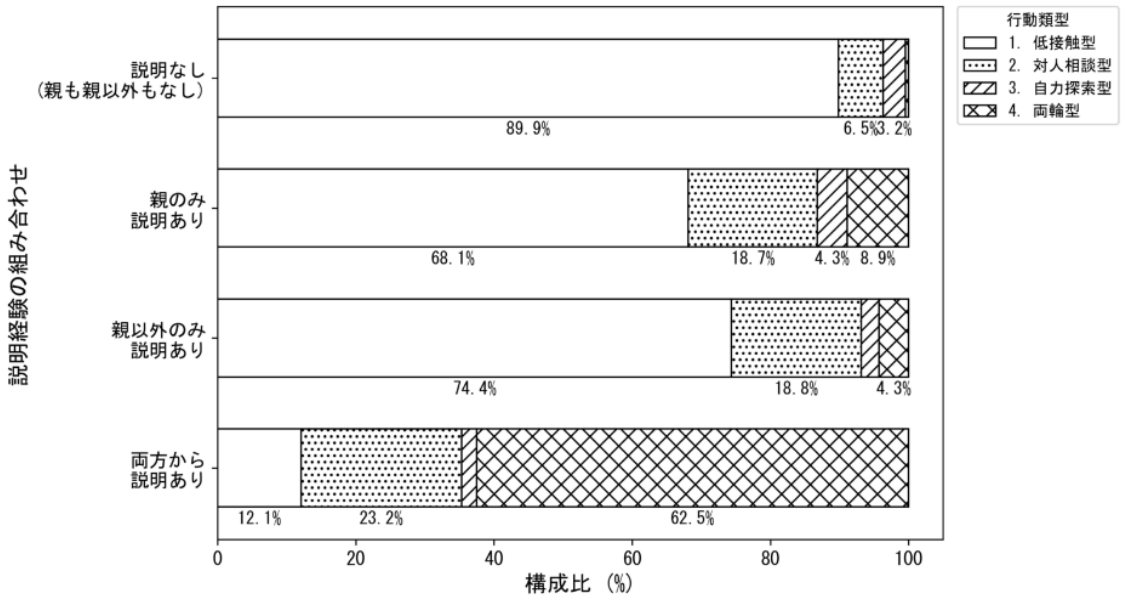

図3-14　説明経験の組み合わせによる4類型の構成比

父母からの説明があった層に限定し、その説明内容の質が行動に与える影響を確認するため、父母の説明について「納得できた」「正直だった」などの肯定的な要素及び「嘘をつかれた」「一方的だった」などの否定的な要素を選択した数（０、１、２項目以上）の分布を行動類型別に図にしたところ、親への信頼（肯定要素）と説明への違和感（否定要素）が共存する「葛藤状態」にあるとき、最も行動が駆動されることが判明した【資料 2-3 図 3-15、図 3-16 参照】。その評価構造を４つの心理状態として整理した結果が表 3-3 である。

表 3-3　親からの説明に対する評価構造と行動類型

（肯定・否定の選択数による４つの心理状態の出現率）

評価の組み合わせ（心理状態）	1. 低接触型 (n=261)	2. 対人相談型 (n=136)	3. 自力探索型 (n=21)	4. 両輪型 (n=231)
A．強い葛藤 肯定２以上×否定２以上	3.8%	30.1%	14.3%	**40.3%**

（信頼と違和感の共存）				
B．心理的充足 肯定２以上×否定なし （納得し、不満がない）	**28.7%**	25.0%	33.3%	10.4%
C．印象の希薄 肯定なし×否定なし （印象に残る内容がない）	**18.4%**	4.4%	0.0%	1.3%
D．不満のみ 肯定なし×否定２以上 （良い点なし､不満だけあり）	5.7%	4.4%	19.0%	1.7%

※　各セルは当該類型の全体数に対する割合。これら４パターン以外の組み合わせ（肯定１のみ等）は除外しているため合計は 100%にならない。

両輪型の約４割（40.3%）は「強い葛藤」状態にあり、親を信頼したいが説明には納得しきれないという矛盾する状況に直面した際の心理的な不快感や葛藤（認知的不協和）を解消しようとするエネルギーが行動を駆動している。対照的に、低接触型においては「心理的充足（B)」(28.7%：親の説明に納得し、不満がない）による「ポジティブな沈黙」と、「印象の希薄（C)」(18.4%：形式的な説明のため疑問もわかない）による「空虚な沈黙」が主流である。なお、「不満のみ（D)」は行動の駆動力になりにくく、両輪型ではわずか 1.7%にとどまる。これは親への信頼という心のよりどころとなる安心できる関係性（安全基地）がない状態で不満だけがあっても、子どもは萎縮して沈黙に向かいやすいためである。

沈黙の内実について、情報を探索しなかった者（924 人）の理由としては、「情報を探せる年齢ではなかった」(270 人）という制約のほか、「何を知ればいいかわからなかった」(195 人)、「情報の探し方がわからなかった」(131 人）が上位を占めた。これらは個人のスキル不足ではなく、説明がないために状況の全体像が見えず、「探索するための地図を持たされていない」ことに起因する構造的な無知と解釈すべきである。

相談しなかった者（776 人）の理由としては、「特に相談する必要があるとは思わなかった」(449 人）が最多であった。この中には、説明に納得して本当に困っていなかった「ポジティブな不要論（充足)」と、説明不足により問題が可視化されず困る可能性に気付いていない「ネガティブな不要論（ニーズ未形成)」が混在している。一方、「相談しても気持ちが楽になるとは思えなかった」(79 人）や「相談できる人がわからなかった」(120 人）は、大人や支援に対する根深い不信感が行動を阻害している「諦め」の状態を示している。

さらに、詳細な分析から見過ごしてはならない第三の要因として「他者への配慮」が確認された。統計的分析の結果、「親に悪いと思った」という理由は、自己の恥ずかしさといった自己指向の抵抗感とは異なる、独立した心理的拘束として機能していることが判明した。ここに着目して低接触型の中から抽出された「他者配慮型沈黙層」(24 人）は、安全な居場所等の潜在的ニーズが極めて高いにもかかわらず、「父母を傷つけたくない」という忠誠葛藤（板挟みの状態による葛藤）によって、相談意欲そのものが前段階で抑止されてい

る可能性がある。彼らの沈黙は、単なる意欲の欠如ではなく、父母との関係性への配慮による重層的な心理的制約の結果である。

ウ　小括：行動構造から見える課題【資料 2-3　3⑺】

第一に、「沈黙」の選別が必要である。低接触型の約６割は親からの十分な説明による「ポジティブな沈黙（心理的充足層）」を約３割含んでおり、彼らへの支援介入の優先度は低い。支援が必要とされるのは、関心が喚起されていない「空虚な沈黙」、不満を持ちながらも信頼を欠くために動けない「諦めの沈黙」、そして父母への配慮から自らのニーズを封じ込めている「抑止された沈黙（忠誠葛藤）」にある層である。これらは能力や環境の欠如によって行動への回路が閉ざされた「構造的な沈黙」である。

第二に、この構造的な沈黙は、以下の三重の障壁によって構成されていると整理できる。

① 地図の欠如（ニーズ形成の阻害）：説明がないために状況の全体像が見えず、何が問題かが分からない状態である。

② 安全基地の欠如（肯定感の欠如による不信）：信頼の土台がないため、不満があっても「どうせ無駄だ」と接触を断念している状態である。

③ 忠誠葛藤（他者配慮による自己抑制）：「親に悪い」という配慮が、自発的な相談意欲の形成そのものを制約している状態である。

第三に、既存の「待つ支援」の限界が明らかである。既存の相談窓口のような「待つ支援」では、これら三重の障壁を抱える層には届かない。したがって、アプローチの質的転換が必要である。具体的には、潜在的なニーズを顕在化させるための「地図（説明）」を届けること、不信感を抱く子どもに対して「安全基地」となる肯定的なメッセージを届けること、そして、父母への配慮から沈黙する層に対して、親子関係を攪乱せずに直接アクセス可能な非対面チャネル等の「安全なバイパス」を提供することである。これら沈黙の質に応じたインターフェースの設計こそが、支援が必要な層へ行政側から能動的に働きかける手法（アウトリーチ型）において不可欠な要件となる。

⑹　振り返りニーズと支援設計への示唆

ア　潜在的ニーズの言語化と情報提供形式の選好【資料 2-3　4⑴～⑵】

重要な前提：以下に示されるニーズは、「当時の子どもがリアルタイムで自覚していたニーズ」ではない。本分析前半で確認したとおり、多くの当事者（特に低接触型）は当時「知りたいことはない」「相談相手はいない」と回答し、沈黙していた。ここで示されるのは、大人になり当時の経験を客観的に意味づけ直すことができるようになって初めて言語化された「当時は自覚できなかった潜在的なニーズ」（振り返りニーズ）である。

当時必要だった情報の項目別割合【資料 2-3 表 3-4 参照】を見ると、低接触型においても「生活が苦しくならないか」（24.9%）や「気持ちの整理方法」（18.6%）に対する切実なニーズが確認された。特に「気持ちの整理方法」へのニーズは、活発に行動していた両輪型（8.4%）よりも沈黙層（低接触型・対人相談型）において高い。沈黙層の子どもは課題を言語化・対象化できていなかっただけであり、心の中で孤独な葛藤を抱え、その処理方法を求めていたことが示されている。

行動類型によるニーズの質的差異も明瞭である。情報を探索した自力探索型・両輪型では「相談先の一覧」「別居・離婚の仕組み」「専門用語の意味」など制度的・実用的情報のニーズが高い。一方、低接触型では制度的情報よりも「生活」や「気持ち」といった根源

的な安心感に関わる情報が中心であり、単に制度を羅列するだけでは低接触型には響かない可能性が高い。

情報提供の形式については【資料 2-3 表 3-5 参照】、全体として「ショート動画」(25.3%)や「イラスト図解」(23.7%) 等の視覚的情報の支持が高い。低接触型では冊子や文字情報の選好が低く、直感的に理解できる動画・図解への支持が中心となっている。情報探索の動機が希薄な層に対しては、文字を読ませるのではなく、受動的に「目に入ってくる」形式での提供が不可欠である。

相談チャネルの選好調査では、支援設計上極めて重要な逆転現象が確認された【資料 2-3 表 3-6 参照**】**。

表 3-6　相談しやすい方法（Q16）

項目（方法）	1. 低接触型 (n=738)	2. 対人相談型 (n=186)	3. 自力探索型 (n=38)	4. 両輪型 (n=238)	全体 (n=1,200)
SNS・メール・フォーム（テキスト相談）	**54.7%**	56.5%	**73.7%**	61.8%	57.0%
チャットボット（自動会話）	**36.6%**	33.3%	**39.5%**	20.2%	32.9%
電話相談	22.8%	22.0%	18.4%	**35.3%**	25.0%
ビデオ通話（オンライン面談）	10.3%	25.3%	26.3%	**31.5%**	17.3%

低接触型において「チャットボット」への支持が両輪型を大きく上回る（36.6% vs 20.2%）という逆転現象が確認された。対人接触を回避する沈黙層にとって、非対面かつ自己のペースでアクセス可能な自動応答ツールが、心理的障壁を乗り越えるための「緩衝材」として極めて有効であることが示唆されている。沈黙層の子どもは相談したくないわけではない。「人（特に生身の大人）」と直接話すことに強い心理的ハードルを感じているのであり、有人支援への接続を円滑にするための初期入口として、非対人型の、デジタル技術を活用した支援への接点（テック・タッチ）によるインターフェースの構築が決定的に重要である。

イ　支援ニーズと認知状況の乖離【資料 2-3 4⑶～⑷**】**

支援ニーズの質的検討によれば、低接触型は「身を守るための情報」を全項目の中で最多（43.5%）として挙げている（表 3-7）。沈黙層の子どもは、ピアサポート（同じような立場の人によるサポート）や情緒的相談以前に、家庭内の不穏な状況からいかに自身を守るかというサバイバルのための実用情報を切実に希求していた。対照的に、行動していた両輪型ではこの項目は 10.9%と低く、代わりに「安全に過ごせる居場所」(47.9%) や「子ども同士が話せる場」(36.6%) へのニーズが高い。

表 3-7　必要な支援（Q19）

項目（ニーズ）	1.低接触型 (n=738)	2.対人相談型 (n=186)	3.自力探索型 (n=38)	4.両輪型 (n=238)	全体 (n=1,200)
安全に過ごせる居場所の提供	30.2%	**45.2%**	31.6%	**47.9%**	36.1%
身を守るための情報	**43.5%**	29.0%	42.1%	10.9%	34.8%
子ども同士が話せる場の提供	28.3%	**33.9%**	23.7%	**36.6%**	30.7%
LINE 相談	24.1%	24.7%	23.7%	22.7%	23.9%
わかりやすいウェブサイトや動画	22.9%	25.3%	23.7%	20.6%	22.8%
親向け支援の情報	24.8%	26.9%	**28.9%**	11.8%	22.7%
意見表明支援（アドボケイト）※1	18.7%	**28.0%**	21.1%	19.3%	20.3%
対面相談	15.6%	26.9%	10.5%	**31.1%**	20.3%
専門家による法律相談	13.4%	17.7%	13.2%	**24.8%**	16.3%

※1 子どもの権利を守り、その意見を代弁する支援の仕組み

一方で、社会資源に対する認知状況は極めて低調である（表 3-8）。活発に行動していた両輪型において「聞いたことがあるものはない」と回答した者はわずか 2.1%であるのに対し、低接触型では 40.5%に達している。彼らは支援機関を選択しなかったのではなく、そもそも選択肢としての情報自体を持ち合わせていなかった。「身を守りたい」と願いながら、それを助けてくれる具体的なリソースを知らされず、結果として沈黙を維持せざるを得なかった――これがデータから浮かび上がる低接触型の実像である。

表 3-8　認知している機関・サービス（Q20）

順位	項目（認知）	1.低接触型 (n=738)	2.対人相談型 (n=186)	3.自力探索型 (n=38)	4.両輪型 (n=238)	全体 (n=1200)
1	児童相談所 [Q20-3]	44.3%	42.5%	44.7%	37.4%	42.7%
2	スクールカウンセラー [Q20-16]	42.1%	34.4%	**52.6%**	23.9%	37.7%
3	こどもの人権	26.7%	**35.5%**	**39.5%**	**37.0%**	30.5%

	110番［Q20-1］					
4	聞いたことがあるものはない［Q20-21］	**40.5%**	8.6%	26.3%	2.1%	27.5%
5	チャイルドライン［Q20-12］	20.3%	22.0%	23.7%	22.3%	21.1%
6	こども家庭支援センター［Q20-6］	17.1%	**23.1%**	21.1%	16.0%	17.9%
7	スクールソーシャルワーカー［Q20-17］	16.4%	17.2%	18.4%	17.2%	16.8%
8	自治体のひとり親家庭支援窓口［Q20-5］	6.6%	16.1%	13.2%	**27.3%**	12.4%
9	親子のための相談ＬＩＮＥ［Q20-2］	4.7%	19.9%	7.9%	**30.3%**	12.3%
10	子どものＳＯＳの相談窓口［Q20-19］	11.8%	10.8%	13.2%	10.5%	11.4%
11	教育委員会のいじめ・不登校相談窓口［Q20-18］	10.2%	11.8%	13.2%	13.4%	11.2%
12	子どもの権利擁護委員［Q20-4］	4.2%	15.6%	7.9%	**24.4%**	10.1%
13	弁護士会の子どものための相談窓口［Q20-9］	3.5%	9.1%	2.6%	16.4%	6.9%
14	法テラスの未成年向け相談窓口［Q20-11］	4.1%	10.2%	15.8%	8.0%	6.2%
15	民間のカウンセリングサービスや心理支援［Q20-15］	4.1%	8.6%	10.5%	8.8%	5.9%
16	法務省ウェブサイト［Q20-7］	1.6%	9.7%	5.3%	12.6%	5.2%

17	家庭裁判所調査官による面談［Q20-8］	2.2%	8.6%	5.3%	10.9%	5.0%
18	子どもや家族を支援する民間支援団体 ［Q20-13］	0.9%	8.1%	7.9%	12.6%	4.6%
19	子どもの手続代理人制度 ［Q20-10］	1.5%	5.4%	7.9%	9.7%	3.9%
20	親子の面会交流を支援する民間支援団体 ［Q20-14］	0.8%	6.5%	2.6%	9.7%	3.5%

以上の分析から、当時の子どもたちは「助けを拒否していた」のではなく、「助けを求めるための言葉と手段を持たされていなかった」ことが明らかとなった。今後の支援設計においては、本人がまだ自覚できていない困りごとを表面化させるために**支援が必要な層へ行政などの側から能動的に情報を届けること（アウトリーチ）や、相談することへの心理的なハードルを下げるためにチャットなどのデジタル技術を活用した、対人接触を伴わない窓口（テック・タッチ）の構築、そして情報の不足による孤立を防ぐために必要な情報やサービスへ誰もが迷わずスムーズにたどり着ける状況を整えること（アクセシビリティの確保）**が必須の要件となる 。

⑺ まとめ：支援設計に向けた含意【資料 2-3 ５】

本分析を通じて、未成年期に父母の別居・離婚を経験した子どもたちの行動構造と、その背後にある「沈黙」の実像が明らかとなった。過半数を占める「低接触型」の沈黙は、単なる問題の不在を意味するものではない。その背後には、以下の三重の構造的課題が存在した。

第一に、「地図の欠如」である。父母からの説明（オリエンテーション）がないために、自分の置かれた状況の全体像が見えず、何が問題で何を探せばよいのかという「問い」自体が形成されず、動きようがなかった状態である。

第二に、「安全基地の喪失」である。父母への信頼や安心感が揺らいでいる場合、たとえ不満や疑問があっても、それを表明することで関係が悪化することを恐れ、あるいは「どうせ無駄だ」と諦めて、外部へのアクセスを自ら閉ざしてしまう状態である。

第三に、「忠誠葛藤」である。前記３⑹の分析で明らかになったように、一部の層においては「父母を傷つけたくない」という他者への配慮が、自発的な相談意欲そのものを前段階で強力に抑制している。

そして、これら三重の障壁がもたらす最終的な機能不全の状態こそが、「プロセスの孤立」である。前記３⑷等の分析で確認されたように、子どもにとっての情報探索や相談とは、単独で行う作業ではなく、信頼できる大人と一緒に情報の正しさを確認し、一緒に考える

「共同作業（Interaction)」であった。しかし、地図を持たず、安全基地を失い、あるいは父母への配慮から動けない子どもは、情報を読み解き意味づけを行うためのパートナー（共同作業者）を持たず、たった一人で不確かな状況に向き合わざるを得ない「孤立」の結果としても捉えられる。

すなわち、「動かない」子どもたちは、問題意識がないのではなく、問題に対処するためのリソース（情報・信頼・パートナー）から遮断されているがゆえに、構造的に沈黙させられている状態にあると言える。したがって、今後の支援設計においては、子どもの自発的なＳＯＳを待機する従来型アプローチを脱却し、子どもへの直接的な働きかけと、生活環境を構成する父母への働きかけを「車の両輪」として組み合わせた質的転換が不可欠である。具体的には、大人の側から積極的に情報を届ける「アウトリーチ」と、心理的・関係的障壁を迂回する「テック・タッチ（技術による接点)」を基軸としつつ、子どもの周囲に「安全基地」を再構築するための要件を以下の５点に集約する。

① **「地図」の供与（プッシュ型情報提供）**： 父母の説明能力に依存せず、学校配布端末やＳＮＳ広告等様々なチャネルを通じて、事態の見通しや自己の権利に関する基礎情報を直接子どもに届ける。これにより、潜在的な不安を「解決可能な課題」へと顕在化させる必要がある。

② **「安心」の醸成（テック・タッチの活用）**： 対人不信や父母への忠誠葛藤を抱える層に対し、心理的負荷の低いチャットボット等のインターフェースを初期の入口として構築する。批判の懸念がなく、自己のペースでアクセス可能な非対面チャネルは、有人支援への接続を円滑にするための緩衝材として機能する。

③ **「安全」の保障（ニーズへの適合）**： 抽象的な制度解説よりも、「当面の生活維持」や「身を守る術」といった子どもの生存と安心に直結するコンテンツを最優先する。切実な実用的ニーズへの応答こそが、支援主体に対する信頼の契機となる。

④ **「協働」のデザイン（ナビゲーション機能）**： 支援は単なる情報提示にとどまらず、子どもと共に状況を読み解きながら適切な資源へとつなぐ、支援が必要な人を導く案内機能（ナビゲーション機能）を備えた「伴走者（ナビゲーター)」としての役割を果たすべきである。ウェブサイトやツールの設計においても、対話的なインターフェースを組み込み、孤立した対処を社会との共同作業へと転換していく視点が求められる。

⑤ **「環境」の整備（子どもを孤立させない包括的支援）**： 子どもにとっての安心できる関係性（安全基地）を維持・回復させるためには、父母それぞれが自身の混乱を乗り越え、子どもに「何が起きているか」という事実を伝える機能を維持できるよう包括的に支援するとともに、たとえ親の説明が不十分な場合であっても、第三者の介入やデジタル技術の活用によって、子どもが「情報の空白」に置かれ孤立することのないよう、重層的な支援環境を整える必要がある。

親には、事実を伝える役割（通知機能）に加え、子どもの心理的安定を支える「安全基地」としての役割という「二重の役割」が期待される。しかし、別離の混乱の中にある親が、自らの立て直しと子どものケアという重層的な役割を自力で全うすることは容易ではない。親自身もまた、困難に直面し解決を求めている当事者であるという「二重の構造」を前提とした支援が不可欠である。

したがって、支援は親に「適切な説明」を求める一律な手法の提示にとどまるべきではない。親自身が現状を把握して立て直すための歩みを支えることは、親が自らの感情を整理し、子どもと共に状況を読み解く「伴走者」としての機能を回復させることにつながる。具体的な対話ガイドやツールの提供は、親が子どもに対して事実に基づいた説明を行い、共に情報探索を行えるような親子間の信頼関係を土台とした「親子による協働的なプロセス」を支えるための社会資源として位置付けられるべきである。

沈黙している子どもたちに必要なのは、自分の状況を理解するための「言葉（説明）」と、安心してアクセスできる「場所（インターフェース）」である。親子が共に困難に立ち向かい、親も子どもも孤立してしまわないように支える仕組みを強化することが求められる。

第４　情報提供ツールの検討

１　情報提供ツールの作成

⑴　作成指針

ア　子どもの意見等の把握・反映における情報提供ツールの重要性

以上の調査より、子どもが、親の離婚や別居に際して、自身の意見等を形成して表明するためには、その前提として、子ども自身が離婚や別居に関する情報を得るためのツールが必要である。

子どもは、親や身近な大人等から、離婚や別居に関する情報を得ることも可能であるが、必ずしも親等から適切な情報が提供されるとは限らず、子どもの置かれている状況によって、親等から提供される情報の質や量は様々であると考えられる。

また、近年では、ＳＮＳ等により情報収集を行う子どもも増えていると考えられるが、ＳＮＳ等には真偽不明なものも含めて様々な情報があふれており、子どもが、正確かつ必要十分な情報を得ることができるとは限らない。

そこで、子どもが必要としている正確な情報を、信頼できる国の機関から子どもに対して提供するためのツールが必要であると考えられる。

さらに、子どもには、必要な情報を前提に自身の意見等を形成したり、その意見等を親に表明したりするために、親以外の第三者に相談したいというニーズもあると考えられる。

親の離婚や別居に関する相談先については、既に複数の省庁において、子どものための相談窓口が設けられているものの、子どもたちが、どういった悩みをどういった機関に相談すればいいのか、必ずしも十分に把握できておらず、適切な相談窓口にたどり着くことができないおそれもある。

そのため、親の離婚や別居に関する悩みを持つ子どもを、適切な相談窓口につなぐための情報を提供するツールも必要であると考えられる。

イ　情報提供ツールの媒体

本調査研究においては、情報提供ツールの媒体について、パンフレット、絵本、カード等の紙媒体のほか、ウェブサイト、ＳＮＳ、動画、ライブ配信等といった様々な媒体で情報提供を行う可能性について議論された。

特に、若年の子どもに対しては、文字情報のみならず、絵本や動画といったよりビジュアル的な情報提供の必要性が提示されたほか、近年、ウェブサイトやＳＮＳ等に投稿されている動画による情報収集が一般的となっていることから、ウェブサイト等に掲載するショート動画等の提供の必要性についても提示された。

また、子どもが一方的に情報を得るのみならず、同じ悩みを持つ子どもたちや、子どもの頃に親の離婚を経験したことがある大人たちとの間で、悩みやその解決方法等を共有するための交流の場の必要性についても提示された。

そこで、まずは、既存の法務省ウェブサイト等を活用するべく、ウェブサイトの形式による情報提供ツールを試作することとし、更なる情報提供の在り方については、今回試作する情報提供ツールの試行結果も踏まえて引き続き検討することとされた。

⑵　子ども向けページの作成

ア　対象とする子どもの年齢区分の設定

子どもの理解力は年齢や発達程度等に応じて異なることから、18 歳未満の子どもに対し

て一律の内容で情報提供を行うこととした場合には、子どもの年齢によって理解できる程度に差が生じるものと考えられる。

そこで、対象とする子どもの年齢区分を設定し、その年齢区分に応じて情報提供の内容や方法に差を設けることが必要であるとされた。

本調査研究では、ウェブサイト形式で情報を提供することとしたため、基本的には、子ども自身がウェブサイトの情報に接触し得ると考えられる小学生以上の子どもを対象とすることとした上で、客観的・抽象的な思考が発達し始めるとされる９歳で年齢を区切ることとし、小学校低学年向け・小学校高学年以上の２つの年齢区分を設定することとした。

イ　小学校低学年向けページの内容

小学校低学年（９歳未満）向けのページにおいては、文字情報に慣れていない子どもに対しても理解しやすい内容とするため、絵本のような会話形式とし、父母が子どもに読み聞かせることができるようなページとすることが好ましいと考えられた。

そこで、子どものペンギンが離婚に関する悩みを質問した上、講師のペンギンがそれに回答する形式とした。

また、発達の程度に応じて漢字の習得には差異があり得ることから、基本的には平仮名のみを用いることとした。

その上で、小学校低学年の子どもにとっては、そもそも「離婚」がどのようなものなのか、父母が離婚をすると自分の生活がどうなるのかといった、離婚に関する基本的な理解を促すことが有用であると考えられた。

そこで、小学校低学年向けページでは、離婚に関する次のような悩みを取り上げることとした。

○　「りこん」って、なあに？
○　わたしがわるいこだから、りこんしたの？
○　パパやママにはもうあえないの？
○　かなしい、いらいらする、ふあんになる
○　りこんするのはわたしたちのかぞくだけ？
○　りこんするとかぞくじゃなくなるの？

これらの回答に当たっては、子どもの離婚に関する悩みを和らげ、自身の意見等を父母らに伝える手助けとするため、

○　離婚はこどもの責任ではないこと
○　父母に会いたい気持ちや悲しみ、不安等を父母に伝えてもいいこと
○　離婚は特別なことではなく、友人や教師等にも話をしていいこと
○　離婚後も、父母がこどもにとっては家族であることに変わりないこと

等を説明することとした。

図 4-1　小学校低学年向けページの例（一部抜粋。【資料 3】参照）

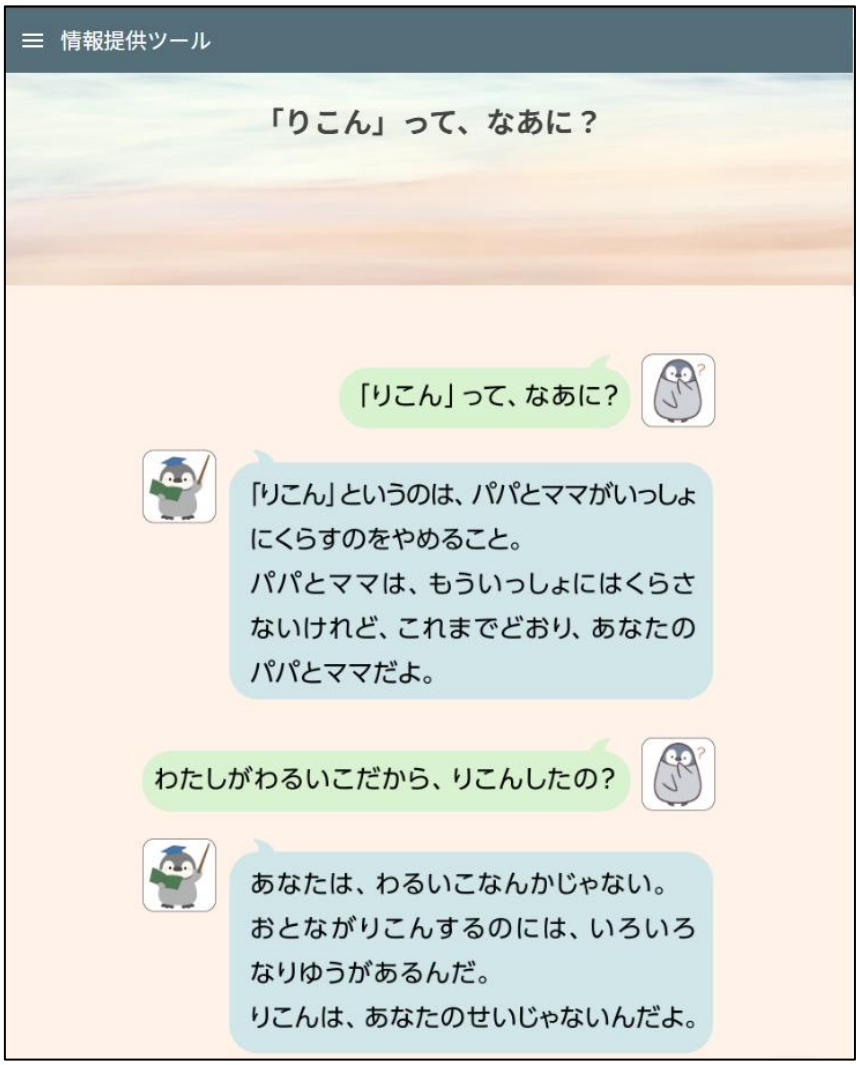

ウ　小学校高学年以上向けページの内容

小学校高学年以上（９歳以上）向けのページにおいては、子どもがより能動的に情報を探索することができることを想定して、情報探索の手助けとなるよう項目を分類し、①離婚に関する基本的な知識の提供、②調停・裁判に関する知識の提供等、③意見等の表明に関する知識の提供等を行うこととした（それぞれの内容については、下記ア～ウで詳述する。）。

また、小学校高学年以上向けのページでは、小学校３年生までに習得する漢字を用いることとし、小学校４年生以上で習得する漢字については、平仮名で記載するか、別の平易な言葉に置き換えることとした上、離婚に関連する知識を理解するために重要な単語（「弁護士」、「調停」、「裁判所」等）については振り仮名を付すこととした。

さらに、子どもの心理的負担を和らげ、親しみやすい印象とするため、語りかけるような口調（「○○だよ。」「○○してね。」等）を用いることとした。

①　離婚に関する基本的な知識の提供（離婚ってどういうこと？）

既に述べてきたとおり、子どもが自身の意見等を形成し、それを適切に父母に伝えるためには、その前提として、離婚に関する基本的な知識を得ることが重要である。

そこで、まずは、離婚に関する基本的な法的知識（親権、養育費、親子交流等）や心構え等の情報を、次のように分類して提供することとした。

○　お父さんとお母さんが離婚（りこん）するとどうなるの？
○　わたしの生活はどうなるの？
　・　だれがわたしの世話や教育をするの？
　・　だれが生活にかかるお金を払うの？
　・　わたしの名字はどうなるの？
○　はなれてくらすお父さん・お母さんと会えるの？
○　お父さん・お母さんが離婚（りこん）するのは、わたしのせいなの？

また、弁護士に法的な相談をしたいと考える子どもに向けて、日本弁護士連合会ウェブサイトのリンクを掲載したり、さらに詳細な情報を知りたいと考える子どもに向けて、裁判所ウェブサイトのリンクを掲載したりした。

②　調停・裁判に関する知識の提供等（お父さんとお母さんはどんな話合いをするの？）

子どもは、父母の離婚時に調停や裁判等が行われる際、それらがどのような手続であり、誰がどのようなことを話し合っているのかを知らされないと、不安な思いを抱えることになると考えられる。

そのため、家庭裁判所では子どものために話合いが行われていることや、家庭裁判所調査官が子どもの気持ちを聴くことがあること等を説明し、不安の解消や心構えを手助けすることとした。

また、家庭裁判所で自身の意見を伝えたい場合には、子どもの手続代理人という制度を利用することができることを紹介することとした。

加えて、子どもが調停等の場で自身の意見等を適切に表明することができるようにするためには、その前提として、自身の意見等を整理することが不可欠である。

したがって、自身の意見等を整理するために、離婚や別居に際して父母に伝えることが考えられる事項のリスト（住む場所のこと、一緒に暮らす人のこと、きょうだい・祖父母・友人等のこと、学校・習い事・塾のこと等）を作成し、子どもが自身の意見等を整理するためのチェックリストを提供することとした。

③　意見等の表明に関する知識の提供等（だれに相談したらいいの？）

子どもが離婚に関する意見等を表明する方法について、まずは、父母に自分の気持ち等を伝えてもいい（子どもには意見表明権が保障されている）という点を明らかにすることとした。

その上で、父母に直接の相談がしづらいと考える子どもに向けては、悩みの内容や状況等に応じて、様々な相談先が考えられることを説明した上で、具体的な相談窓口を紹介す

ることとした。
相談窓口の紹介に当たっては、子どもがどこに何を相談するべきか考える手助けにするために、子どもが置かれている状況に分けて相談先を分類したり、相談先の基本的な情報を掲載したりした。
具体的には、次のような相談先を掲載することとした。

○　児童相談所、交番及び警察署
○　スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー
○　子どもの手続代理人（弁護士）
○　こどもの人権 110 番
○　24 時間子供ＳＯＳダイヤル
○　親子のための相談ＬＩＮＥ

また、離婚に関する自身の意見等を形成し、あるいは、その悩み等を解消するためには、上記のような専門家に相談することのみならず、同じ悩みを持つ子どもたちの経験談を共有することが有用であると考えられた。
そこで、離婚を経験した子どもは自分だけではないということを説明した上で、同じような気持ちや悩みを持つ子どもたちの次のような体験談を紹介することとした。

○　離婚（りこん）のことってお父さん・お母さんに聞いてもいいのかな？
○　お父さん・お母さんが離婚（りこん）するのは、本当はわたしのせいじゃないの？
○　これからずっと今みたいに苦しい気持ちがつづくのかな？
○　はなれているお父さん・お母さんと会ったり連絡（れんらく）できたりするっていうけど本当？
○　自分の気持ちをつたえてもいいっていうけど本当？

図 4-2　小学校高学年以上向けページの例（一部抜粋。【資料 3】参照）

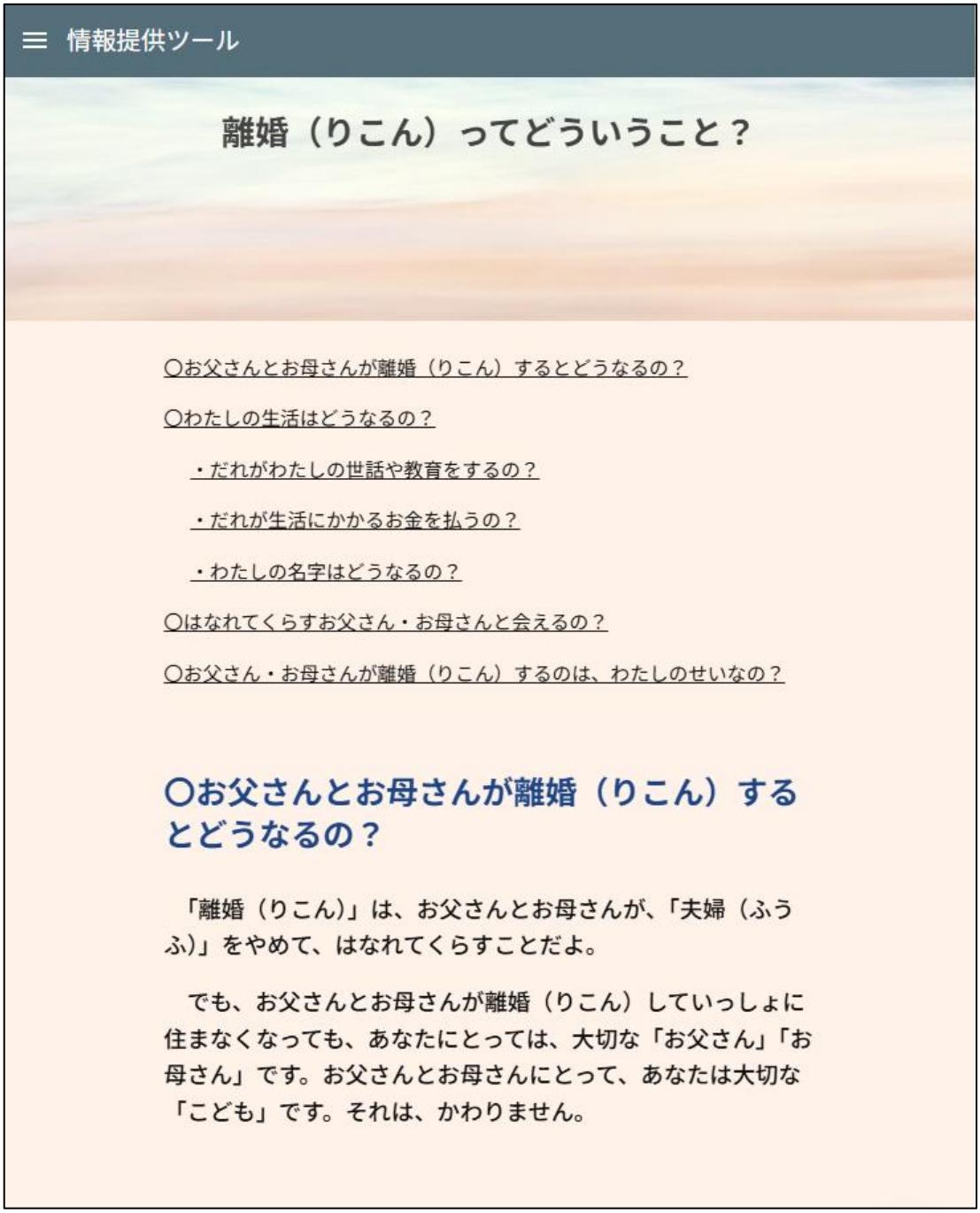

⑶　父母向けページの作成

ア　父母向けの情報提供ツールの必要性

本調査研究では、子どもの意見等の把握・反映を目的としていることから、直接的には子ども向けの情報提供が重要となる。

しかし、父母の協議に基づく離婚が多数を占める現状において、子どもの意見等を把握・反映するためには父母の理解や協力も欠かせないことから、父母に対して、離婚後の養育

に関する情報提供や子どもの意見等を把握し反映することの大切さについて周知する必要性が提示された。

そこで、本調査研究において試作する情報提供ツールにおいては、父母向けのページも作成することとし、同ページにおいて、子どもの意見等を把握・反映することの大切さ等を周知することとした。

イ　父母向けページの内容

父母向けのページの冒頭では、離婚に際して、父母にとっても悩みごとやつらいことが様々あると考えられるものの、子どもにとっても重要な出来事であり、子どものサポートが必要であることを説明した。

その上で、下記の順序で、子どもに生じやすい気持ちやその原因、子どもへの説明や子どもの気持ちを聴くことの重要性、両親の間で気を付けるべきことや話し合うべきこと等について説明することとした。

○　こどもに生じやすい気持ち
○　こどもの不安の原因
○　こどもへの説明は大切
○　こどもの声や気持ちを聴く
○　両親の関係で気を付けること
○　こどものために話し合うべきこと
○　話合いをサポートする仕組みもあります
○　まずは相談してみよう

また、父母が子どものサポートをするに当たっては、父母自身の心理的・精神的負担を軽減することも重要であることから、趣味の時間やセルフケアの時間を持ち、心のバランスを保つことが大切であることや、一人で悩まずに自治体などの相談窓口に相談すべきであることを説明し、相談先・相談窓口を幅広く紹介することとした。

さらに、子どもの気持ちや意見を聴き、真剣に考慮することが、子どもとの信頼関係を強め、離婚のつらさを乗り越えるための子どものエネルギーになること、子どもと一緒に取り決めた養育計画の内容は長く続けていきやすくなることなども紹介し、子どもの意見等を尊重することが単なる義務ではなく、父母と子どもの双方にとってメリットがあることである旨説明することとした。

なお、既に述べてきたとおり、動画形式の情報提供が有用であると考えられたことから、法務省ウェブサイトにおいて公開されている既存の動画（「リコンの時に知っておきたい大切なこと」）も掲載することとした。

図 4-3　父母向けページの例（一部抜粋。【資料 3】参照）

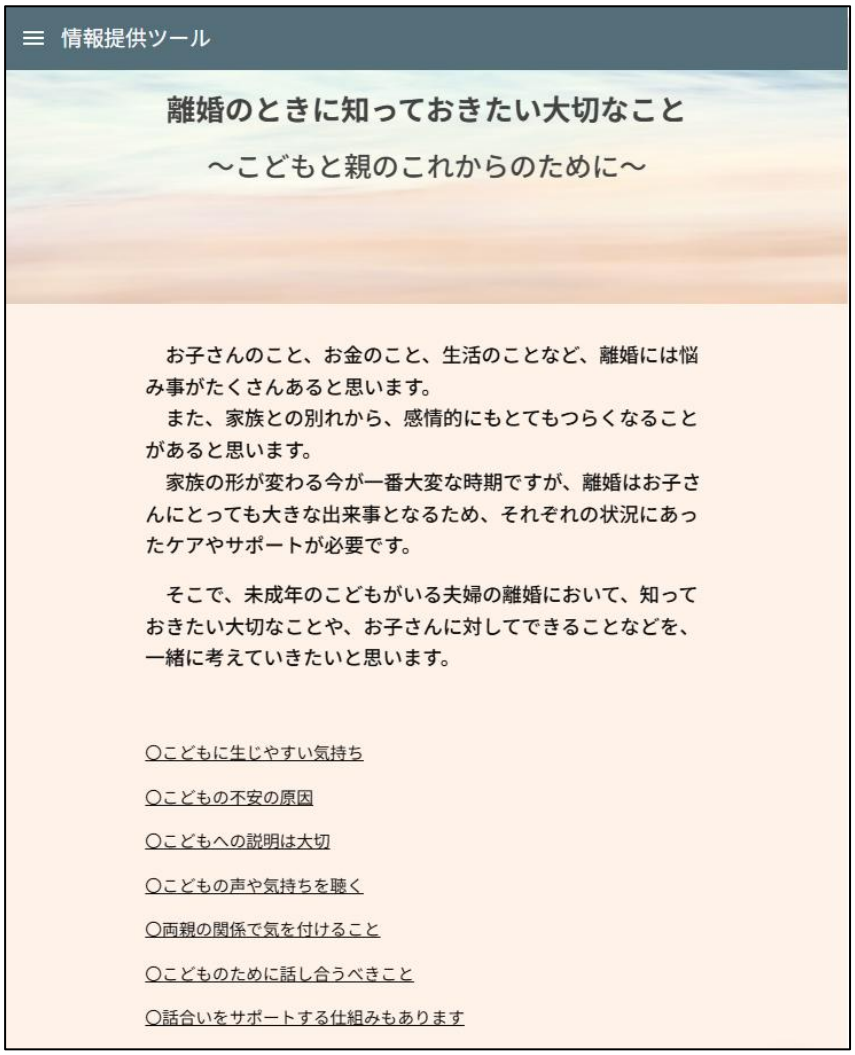

２　情報提供ツールの試行

⑴　試行の準備（試行用リーフレットの作成）

本調査研究では、ウェブサイト形式による情報提供ツール（【資料 3】）を作成したところ、離婚等を考える父母や離婚等に悩む子どもたちに同ウェブサイトを閲覧してもらうために、同ウェブサイトの作成趣旨等を伝えた上で、閲覧してもらうためのリーフレット等が必要であると考えられた。

また、本調査研究は、子どもの意見等を把握・反映することを目的としており、本来であれば子どもに直接の情報提供が行われることが好ましい一方で、その試行は後記⑵の協力自治体等で行うことから、離婚等を考える父母がリーフレットを手にすることになると考えられ、子どもが直接リーフレットを手にする機会は多くないと考えられた。

そのため、試行用リーフレットについては、主に地方自治体の相談窓口等を訪れる父母に手に取ってもらい、父母が子どもと一緒にウェブサイトを閲覧することを呼びかける内

容にすることとした。

具体的には、リーフレットのタイトルを「離婚についてお子さんと話しましたか？」とした上で、「お子さんに説明をする、お子さんの声や気持ちを聴くことが大切です」などと説明し、子どもと一緒にウェブサイトを閲覧すること等を推奨することとした。

なお、試行結果の検証のために、ウェブサイトの各ページの末尾には簡易なアンケートを設置し、ウェブサイトの閲覧後に任意でアンケートに回答することも可能とした。

図 4-4　試行用リーフレット

⑵　協力自治体等における試行状況等

以上の情報提供ツールを作成した上で、本調査研究では、前記第３の２においてヒアリング調査にご協力いただいた港区、ウィーズ、エスクル及び東京都内のＡ児童相談所（以下「協力自治体等」という。）並びに小田切紀子教授を通じて、父母・子どもに対し、それぞれが通常行っている業務・活動に加え、可能な範囲で情報提供ツールを用いた試行にご協力いただいた。試行期間は、2026 年１月 15 日から開始し、同年２月 28 日までを期限として行った。

ア　協力自治体等における試行状況

港区では、港区子ども家庭総合支援センター（各支所含む。）を中心に、区内の関係機関等の窓口に上記リーフレットを計 100 部備え置くとともに、相談等で来庁した父母等のニーズに応じて、担当者が情報提供ツールを用いた案内や情報提供を行っていただいた。

東京都内のＡ児童相談所では、教育委員会も含めた関係機関や関係部署、ケースワーカーなどを中心に上記リーフレットを計 50 部配布して窓口に備え置くとともに、相談等で来庁した父母等のニーズに応じて、担当者が情報提供ツールを用いた案内や情報提供を行っていただいた。

イ　協力民間支援団体における試行状況

ウィーズでは、同団体のＬＩＮＥ相談を利用する 4,404 名の未成年の子どもに対して、ＬＩＮＥでの一斉送信の方法により、本調査研究に関する周知案内・情報提供を行っていただいた。

エスクルでは、前記アの協力自治体と同様、相談に来られた父母に対し、当事者のニーズに応じて本調査研究を行っている旨案内・情報提供を行っていただいた。

ウ　協力研究者による試行状況

協力研究者である小田切紀子教授にて、自身が関わっている子どもグループ７名（小学校２年生から高校生）に対し、情報提供ツールについて、任意でヒアリングを行っていただいた。

⑶　試行の結果概要

情報提供ツールの試行結果は、要旨「ページの見やすさはどうだったか」、「情報提供の内容は参考になったか」、「どんなところがよかったか／悪かったか」（小学校低学年はこの３つが対象）、「もっと必要だと思う内容は何か」、「もっと必要だと思う情報提供の形式は何か」（小学校高学年以上、父母等は以上全てが対象。）について、任意で意見を寄せてもらった。なお、情報提供ツールにおける記載内容は想定される対象年齢区分ごとに内容や記載ぶりを変えており、理解力等にも差異が考えられることから、質問文の表現については配慮した上で実施した。

また、試行に当たっては日頃から離婚等に直面する父母・子どもを支えている協力自治体等の担当者等からも、より良い情報提供ツールの在り方など、試行を通じたフィードバックをいただくことも有用だと考えられた。そのため、協力自治体等の担当者に対し、実際に情報提供ツールを用いた試行を行ってみてどうだったかなどのヒアリングを可能な範囲で行った。

いずれの方からも、ウェブサイトに記載された内容は参考になった旨の反応があった一

方で、情報提供ツールの媒体や見せ方等、様々なフィードバックが得られた。

例えば、子どもからは、小学校低学年向けページについては、「子どもが最も気になるであろう問いをＱ＆Ａ方式で示している点が分かりやすい」との意見が得られた一方で、「小学校中学年の子どもにとって低学年用は簡単すぎる」「小学校３、４年生が相手にされていないのではないかという印象がした」という指摘が得られた。また、小学校高学年以上向けページについては、「関連するリンクが貼られており、読み手がもっと知りたいと思ったときに情報をすぐに探せる」「離婚や裁判所などの説明や話し言葉の文章が良い」との意見があった一方、「やわらかい色合いが入ったほうが良い」「文章が長すぎて読む気がしない」「小学校高学年には、高学年以上は難しすぎる」との指摘があった。また、協力自治体等の担当者からは、「内容は分かりやすく、ペンギンのようなイラストが配置されているのが視覚的に良いと思う」「絵本のように、文字と文字の間は大きくするなど余白を活用するとより良い」といった意見も得られた。本調査研究では、情報提供ツールは２つの年齢区分を設けて試行したが、より子どもの年齢発達等に応じたきめ細やかな区分を設けて、さらに視覚的にコンパクトに伝えるツールが必要であることが示唆されているものといえよう。

父母向けページについては、情報提供の内容について、「文字の量がちょうど良い」「最初に動画がある点が良い」「書いてあることが分かりやすい」といった意見が寄せられた。また、当事者においても様々な段階で異なるニーズがあると思われるが、「養育費」「親子交流」「親権」「養育計画」といった内容がもっと必要であるとの意見が多かった。情報提供の形式としては、「Ｑ＆Ａを増やしてほしい」「イラストを増やしてほしい」といった意見があった一方で、「今の内容がちょうど良い」といった意見も複数寄せられており、現在の情報提供ツールの方向性を踏まえつつ、父母向けの情報提供についても必要十分なコンテンツ内容をさらに視覚的に工夫していくべきことが示唆されているといえよう。

第５　本調査研究の成果と今後の検討課題

これまでに実施した先行文献調査、ヒアリング調査、アンケート調査の結果や、情報提供ツール試行によって得られた成果等を踏まえ、父母の離婚等を経験する子どもの養育について子どもの意見等を適切に反映させる方策について検討するとともに、今後の検討課題を整理する。その際、調停・審判等の手続においては、家事事件手続法 65 条等の規定に基づいて、子どもの意思の把握等が実践されていることから、まずは「家事事件手続における子どもの意思の把握等の実践」について振り返ることとした。そして、そのような家事事件手続における実践を踏まえた上で、大多数を占める協議離婚においても子どもの意思の把握等の実践を推進するため、「子どもと親への情報提供の在り方」及び「重層的な支援体制の構築の在り方」の課題について具体的に詳述することとした。

１　家事事件手続における子どもの意思の把握等の実践

⑴　家事事件手続における子どもの意見表明権の促進

本調査におけるヒアリング調査及び先行文献調査を通して、次のようなことが明らかになった。子どもの権利条約 12 条の趣旨も踏まえて立法された家事事件手続法 65 条が、子どもの意思の把握と尊重についての家庭裁判所の指針となっている。家庭裁判所における子どもに影響を与える家事事件の解決においては、子どもの利益を実現することが目標とされ、子どもの利益の実現のために子どもの意思の把握が必要であると考えられている。家庭裁判所調査官が、組織的な研修、ＯＪＴとスーパーバイズを通じて科学的な調査技術や評価技術を獲得し、子どもの意思の把握の実務を行う体制が整えられていることは日本の家庭裁判所の強みであり、子どもの意思等の聴き取りの一連のプロセスが構造化されて実践されているといえる。そこには、子どもが話したことのうち何を伝えてよいか、伝えてほしくないかを子どもに決めてもらう取組など、子どもの権利としての意見表明の保障の観点から見ても有益な実践が含まれている。

家庭裁判所の紛争解決機能に照らせば、子どもの調査を含む調査実務においては、裁判官等に子どもの利益にかなう解決の方向性を提示することが主要な目的であり、子ども自身の主体的な意見表明や手続への参加を支え、意見表明を通じて子どもをエンパワーするといった、子どもの権利としての意見表明の保障については、調査を経た審理手続の中で、結果として作用するものと受け止められてきた。子どもの利益やその判断に必要な要素としての子どもの意思には関心が寄せられつつも、子どもの権利やエンパワメントは、家庭裁判所実務において正面から論じる機会は限られていた。令和６年民法等改正で新設された民法 817 条の 12 における「子の人格の尊重」が子どもの意見表明権の尊重の趣旨も踏まえたものであることから、今後は、子どもをめぐる紛争や問題の解決に当たる家庭裁判所においても、子どもの意見表明権の尊重という視点をより重視する方向での実務が行われることが期待される。

加えて、裁判所が、事件の当事者である父母が子どもの人格の尊重の責務を負っていること、その具体的な内容として子どもの意見を尊重して子どもをめぐる事案の解決に取り組むべきことを、父母に対して分かりやすく伝えるとともに、その具体的な方法を助言しサポートすることが求められる。現在でも裁判所では、庁の実情に応じて、いわゆる「親ガイダンス」として、父母に対し、離婚が子どもに与える影響などが説明されている。ま

た、子どもの調査の前後に、家庭裁判所調査官から父母に対して、子どもの意見を尊重することの意義や具体的な注意点についての教示がなされ、家庭裁判所調査官が聴取した子どもの声をうまく受け止めてもらうために、期日での直接の説明や報告書の記述を通じたメッセージの伝達も含めて、父母への働きかけが行われている。子どもの権利保障を促進するという観点から、調停実施前の「親ガイダンス」の受講を父母に対して従来よりも強く促すなど、今後はさらに積極的な父母への教示や働きかけがなされるようになることが期待される。

⑵　子どもの陳述聴取に関する海外の取組

元裁判官のヒアリングでは、個人的な意見として、裁判官が子どもの陳述を直接に聴くことには、裁判官にとっては、個々の子どもの利益を具体的に検討する助けとなり、子どもにとっても、判断する裁判官に直接伝える機会を得ることで、意味があるのではないかと考えているとの意見が述べられた。このような視点を持ち、実際に子どもの直接の陳述聴取を実践する裁判官が存在する一方で、一般的には、裁判官による子どもの直接の陳述聴取が行われる事案は多くはないようである。これについて、裁判官が子どもに審問する場合に参考となる手引きがあり、模擬審問でトレーニングができると、陳述聴取がスムーズに進み、子どもも意見を述べやすく、聴取審問の機会が増えるのではないかという意見が述べられている。

海外では、裁判官が直接に子どもの話を聴くという仕組みを積極的に推進している国もある。ドイツでは、親子関係事件においては裁判所が原則として子どもの陳述聴取を行わなければならない。日本のような調査官制度を持たないため、裁判所による聴取は裁判官によって行われる。子どもの意思を手続に反映させることを役割とする子どもの手続補佐人が選任されていても、子どもの陳述聴取は裁判官が直接に行う（子どもの手続補佐人は裁判官の聴取に同席し子どもをサポートする。）。対象となる子どもの年齢規定は撤廃され、判例では３歳以上の子どもについては原則として陳述聴取を行うとされる。また親子関係事件の中でも、子どもの身上に関する手続については、子どもが明らかに自分の意向及び意思を表明できない場合であっても、裁判官が子どもに会って直接の印象を得なければならないとされる。裁判官が子どもと直接に会って話し、その意見を聴いたり、直接に子どもの印象を得たりすることが非常に重視される制度設計となっている。裁判所には、ぬいぐるみやおもちゃなどが置かれた子どものための特別の部屋が設けられ、法服を脱いで、子どもがリラックスできるような雰囲気で聴取が行われているとも報告されている。

オーストラリアでは、子どもの意見の聴取は子どもの独立弁護士（ＩＣＬ）や家族報告書作成者を通じて行われ、それが裁判官に報告されるという形をとることが多いものの、少ないとはいえ一部の裁判官は子どもの直接の聴取を実施しているし、裁判官による直接聴取のガイドラインの作成など、仕組みを整備していこうという動きもある。子どもの手続への参加促進に意欲のある裁判官は、判決文中に、判決理由を子ども向けに説明した部分を含めるという取組をしていることも報告されている。子どもの独立弁護士や裁判所の子ども専門職員と連携しつつ、判決の内容と理由を裁判官から子どもに伝えるというフィードバックの実践が徐々に進展しつつあるようである。

日本においては、心理学等の専門的知見を有する家庭裁判所調査官による調査の制度が存在することから、裁判官の直接聴取はまれであるが、手続を主宰する裁判官に直接に思

いを伝えられるという点で、子どもの参加の方法として有用な選択肢になるし、裁判官の意識をより子どもに焦点を当てたものにするという点でも意義があると考えられる。これまでの家庭裁判所の実務でも、子どもが直接に語る声が、事件の見立てや解決の方向性に影響を及ぼすことが指摘されている。児童相談所でも、子どもの声を聴く実践を積み重ねることで、職員の意識がより子ども中心になり、子どもの参加を一層志向するものに変容していったことが指摘されている。

⑶　子どもの手続代理人選任の促進

ヒアリング調査や文献調査を通じて、これまでの子どもの手続代理人の実務が、子どもの意見の形成の段階から子どもをサポートし、子どもの意見を親や裁判所に伝えて最終的な合意や決定に影響を与え得ることや、合意や決定を子どもに説明するというように、手続全体を通じて子どもの意見の表明を支え伴走者として子どもに寄り添い続けているということが分かった。子どもの意見表明権の推進の観点から、子どもの手続代理人には大きな価値があること、子どもの手続代理人が実際に果たしている役割について司法関係者の理解を広げ、その活用を広げていくべきである。

子どもの手続代理人の役割やその実務については、日本弁護士連合会において子どもの手続代理人マニュアルが作成され、当該マニュアルの内容をベースに子どもの手続代理人の実務が行われてきた。当該マニュアルは非公開であるが、その内容を参考にしつつ子どもの手続代理人の役割を明確化することができるだろう。子どもの手続代理人の役割の明確化に当たっては、ドイツやオーストラリアにおける子どもの代理人の役割に関する規定も参考になる。役割の明確化は、選任後の活動内容の予測可能性を高め、裁判官による選任が促進されるとともに、弁護士会による研修やスーパーバイズの促進にもつながる。

裁判官による子どもの手続代理人の選任の促進という観点からは、選任を検討すべき事例を明確化するのも一案である。ドイツやオーストラリアでは、子どものための代理人（ドイツ：子どもの手続補佐人、オーストラリア：子どもの独立弁護士）の選任を必要的とする場合や、裁判所が選任を検討すべき場合が法定されており、選任を促進すべき事例を明確化する際の参考になる。

また、子どもの手続代理人の費用は、当事者である親の負担になることが選任のネックになっている。親に費用を負担させることは、自分のために経済的な負担が増えてしまうという心配を子どもに与え、子どもの精神的な負担にもなり得る。

子どもの手続代理人の費用負担が選任のネックにならないよう、当面は日本弁護士連合会の「子どものための法律援助」の仕組みが利用可能であることを司法関係者に周知する形で対応すべきであるが、子どもの手続代理人の費用について制度的な手当を行うことは、子どもの手続代理人の担い手の確保という観点からも重要な課題である。

２　子どもと親への情報提供の在り方

⑴　子どものための情報提供ツールの改良（子どもたちとの協働デザイン）

ア　提供すべき情報の内容

子どもには、自分の考えをまとめてそれを表明するための前提として、必要な情報を得ることが保障されなければならない。しかし、子どもが必要とする情報が、親から適切に提供されないことも多い。子どもが必要とする情報を、国から子どもに対して直接に提供

する仕組みを整える必要がある。

本調査におけるアンケート調査では、子どもの頃に離婚等を経験した人たちに、今振り返って、当時「あればよかった」「あってよかった」と思う情報を尋ねた。幅広い回答がなされたが、回答が多かったのは、「生活が苦しくならないか」(27.2%)、「自分の将来にどのような影響があり得るか」(17.7%)、「どこに住むことになるか」(17.3%)、「自分の気持ちを整理する方法や支援に関する情報」(17.0%)、「誰と暮らすことになるか」(16.3%)、「同居しない親とは会えるのか」(13.4%)、「こどもの立場から利用できる相談先の一覧」(12.0%)、「誰が自分の世話や教育をすることになるか」(10.9%)、「学校、幼稚園等は変わるのか」(10.3%) である。これらのニーズの高い情報をうまく盛り込んで情報提供を行うことが重要である。

子どもたちに提供すべき情報の具体的な内容については、父母の離婚等を経験した子どものアンケート分析（第３の３）で明らかになった、父母の別居・離婚に直面した当時、情報の探索も他者への相談も行わなかった子どもたち（低接触型）と、父母の別居・離婚に直面した当時、情報の探索も他者への相談も行った子どもたち（両輪型）の行動特性の差異に基づき、ツール設計に関する以下の視点を盛り込むことも検討に値する。まず、情報の探索も相談も行わず、沈黙の状態にある低接触型の子どもたちは、「身を守るための情報」を求める割合が 43.5%と、全項目の中で最多となっている。そのため、情緒的な交流支援に先立ち、生存と安心に直結する実用情報を優先的に届けることが、支援への信頼を得る契機となる可能性があると推察される。他方、情報探索も相談も行い、活発に行動している両輪型の子どもたちは、実際に相談もしているにもかかわらず、約 90%が「相談したかったができなかった相手がいた」と答え、「子ども同士が話せる場（36.6%)」や「安全に過ごせる居場所（47.9%)」へのニーズが相対的に高い傾向にある。行動を起こしたにもかかわらず、それだけでは足りず、むしろ、行動を起こしたことによって初めて「届かない支援」という壁に直面している彼らに対しては、単なる情報提供にとどまらず、次のステップ（居場所や専門支援）へつなげるナビゲーション機能が求められていると考えられる。

イ　情報提供の方法・媒体

アンケート調査では、どのような形で情報があれば理解しやすかったと思うかという質問に対しても幅広い回答がなされている。多い順に、「１～２分程度のショート動画」(25.3%)、「イラスト図解」(23.7%)、「Ｑ＆Ａ集」(21.3%)、「自分の状態やニーズを把握するためのセルフチェックツール」(20.5%)、「10 分程度の解説動画」(15.1%)、「冊子形のパンフレット」(14.4%)、「ドラマ形式のシナリオ動画」(11.6%)、「一枚紙のリーフレット」(11.4%) である。ここに挙げられている様々な情報提供の方法を組み合わせ、できるだけ多くの子どもにリーチアウトできるようにすることが肝要である。

特に、情報提供方法の設計においては、非対面型の相談方法の有効性を考慮に入れる必要がある。父母の離婚等を経験した子どものアンケート分析（第３の３）によると、沈黙層である低接触型において、チャットボット（自動会話）への支持が両輪型を大きく上回る（36.6% vs 20.2%）ことが確認されている。生身の大人に相談することに強い抵抗感を感じている層にとって、非対面かつ自分のペースでアクセスできるインターフェースは、支援への入口を広げるための一つの有力な方策であると考えられる。

ウ　情報提供ツールの試行

本調査では、子どものための情報提供ツールの試作と試行を行った。子どもの年齢や発達を考慮し、小学校低学年までの子ども向けと小学校高学年以上向けの２つのバージョンを作成した。ツールの試行に協力してくれた子どもたちの意見によると、小学校低学年までの子ども向けの情報は、おおむね好評であったようであるが、小学校中学年の子どもたちからは、自分たちにはどちらのバージョンも適さず、自分たちが相手にされていないという印象を受けたという意見をいただいた。このことから、小学校中学年から高学年にかかる年代の子ども向けに、さらに細分化したバージョンが必要とされることが認識された。小学校高学年以上向けのバージョンは、もっと知りたいなと思ったときに関連するリンクが貼られており読み手が知りたい情報をすぐに探せる、離婚や裁判所などの説明や話し言葉の文章がよいといった好意的な感想があった一方で、文章が長すぎる、字がべったり書いてあり読む気がしないといったコメントもいただいた。もっとイラストがあるとよい、大事なところには赤字を使うなど、様々なアイデアも寄せていただいた。そして、極めて本質的な指摘として、「『あなたは悪くない』『大人に相談したらいい』とあり、子どもが行動しなくてはいけない仕組みになっている。それは違う。大人が子どもの様子に気がつくべき」との意見も寄せていただいた。これらの子どもたちからの意見は、ツールを試行した調査者側には十分に考えが及ばなかったものであり、子どもの視点から多くの気付きを得ることができる貴重な機会となった。

「大人が子どもの様子に気づくべき」という指摘は、状況を把握するための手段を持たされず、沈黙せざるを得ない低接触型の実態を反映したものとして受け止めて、今後の情報提供ツールの作成に活かすことができるものと思われる。父母の離婚等を経験した子どものアンケート調査の分析（第３の３）を通じて、低接触型の子どもたちの 40.5％が支援機関を一つも知らないという現状が明らかになっており、これを踏まえると、情報提供ツールを子どもと大人が一緒にデザインする（co-design）プロセス自体が、こうした沈黙層の子どもたちのニーズを顕在化させていく重要な契機となることが期待される。また、アンケート調査の分析では、親への信頼（肯定要素）と説明への違和感（否定要素）が同時に存在することが、子どもが自分で情報を調べて他者に相談する行動（両輪型の行動）を促進することが分かった。親からの誠実な説明が「安全基地（Secure Base)」として機能することで、子どもが安心して外部へ踏み出せる側面があるため、情報提供ツールにおいても「親子で一緒に確認できるプロセス」をデザインに組み込むことが有益である。

本調査で作成した情報提供ツールは、あくまで試作にとどまる。今後は、子どもにとって本当に役に立つ、使いやすい情報提供ツールにするために、情報提供ツールを子どもと大人が一緒にデザインする（co-design）という発想で、引き続き子どもたちの意見を踏まえつつ情報提供ツールを完成させ、それを法務省ウェブサイト等において公開するとともに、公開後も子どもたちからのフィードバックを受け付け、継続的に改善改良に取り組むことが望ましい。

⑵　父母のための情報提供ツールの提供・改良

前記１のとおり、裁判所が家事調停や家事審判により関与する場合には、家事事件手続法 65 条等を根拠として子どもの意見の把握や考慮が行われており、今後も、子どもの意見表明権の保障がより促進されると期待できる。しかし、離婚する父母の約９割は協議離婚

により離婚をしており、裁判所が関与しない父母が大多数である。

協議離婚制度は父母のみで完結できる制度であるため、子どもの親権や監護について決定する際に、行政の支援を受けるか受けないか、子どもの意思を聴くか否か、それをどのように反映させるかなどは、全てが父母任せとなる。現状、子どもや親に支援が十分に行き届いていないのは、この協議離婚制度自体の性質に由来する側面もある。この点、民法765 条の改正により、協議離婚と親権者指定の同時性を切り離し、親権者指定は家庭裁判所で行うことができる制度が導入されたことは、協議離婚制度の見直しという点では大きな一歩であるといえる。

協議離婚の親たちの態度や行動に影響を与えるために、可能な限り早い段階で、子どもの養育をめぐる問題の解決を子どもの人格を尊重した形で行うための適切かつ十分な情報提供が行われる必要がある。裁判所が離婚に関与する場合でも、裁判所の外で十分な情報提供が行われていれば、裁判所における親への助言や教育の効果も向上するだろう。

日本の現状では、裁判所外で父母への支援に関与するアクターは、自治体のひとり親等の相談窓口、親子交流支援団体、当事者の自助グループを運営する民間団体など、多元的である。今回の調査では取り上げなかったが、父母を代理する弁護士も、親への支援者・助言者としての立場に立つ。支援者によって伝える助言の趣旨や方向性が異なれば、父母も混乱し得る。法務省などの公的な機関において、父母に対して子どものために何をすればよいか、一貫したメッセージを分かりやすく伝え、支援に当たる専門家の間でも参照される必要がある。このような観点から、本調査では、親のための情報提供ツールの試作と試行を行った。また、前述のとおり、子どものための情報提供ツールも作成したが、子どものための情報提供ツールは､親が子どもにそのような情報が利用できることを伝えたり、一緒に資料を読んで話し合ったりすることを前提に、内容や提供方法を検討した。このようなツールがあることで、子どもの意見の尊重についての親の理解を促進するとともに、親への支援の現場においても親の意識をより子どもを中心に置くように働きかけることが期待できる。伝えるべき情報の範囲、具体的な内容、表現、提供方法などについては、試行の結果も踏まえて、更なる検討と工夫が必要である。

離婚・別居する父母への情報提供については、オーストラリアの取組が参考になる。連邦社会サービス支援機関が、様々な環境で育児を行う親たちに、どうやったら育児がうまくいくかを伝える「養育支援ポータル Raising Children Network」を運営しており、その中に「別居・離婚後の育児」の情報がある。思春期前と思春期以降の子どもに分けて「どうすれば子どもは別居や離婚に適応できるか」というテーマで、具体的な助言が記載されている。離婚・別居に伴う家族の変化に子どもたちが適応するために、親が子どもたちと正直に話し、安心させ、生活のルーティンを守ることが助けになる。子どもたちを小さな決定に巻き込むことで、多くのことが変わる時期に、子どもがある程度は状況をコントロールできているという感覚を与えることができる。特に年長の子どもには注意深く意見を聴き、彼らの意見が大切であることを伝えることが重要である。子どものアイデアを使って養育計画を考えることもできるが、他方でどんな年齢の子どもであっても、大きな決断や選択を子どもに負わせないことが非常に重要であると助言されている。離婚等について親が子どもに話す内容は子どもが理解できる簡潔なものにすること、正直に、もう一人の親を悪く言うことなく話すことが大切であると伝えられている。ＤＶの問題を抱えている

人に、子どもへの伝え方についてカウンセラー等の助言を受けることを促す記述もある。子どもからの難しい質問には即答せず時間をかけて答えること、子どもの不安に耳を傾けて理解を示し、子どもが怒りなどの感情を表した場合も子どもの気持ちを理解する機会として受け止めてしっかり聴いて話をすること、子どもは考え続けているので同じ質問が繰り返されても親は何度でも答えること、定期的に親子で話をする機会をつくり、悩みを話し合う機会を作ることなどがアドバイスされている。子どもの気持ちや意見に敏感に対応し、親子の対話に適切に取り組むよう、親たちを励ます内容になっている。

ただ、実際にこのような子どもへの説明や対話をすることは、親にとっては難しいことかもしれない。本調査研究のヒアリング調査においては、離婚等のプロセスで、「親の伝達と子どもの理解のずれ」が広範囲に生じている可能性があることが、子どもの相談を受ける民間支援団体によって指摘された。親は伝えたつもりでも、子どもの発達段階や記憶の仕組み、親の感情的な伝え方によって正しく伝わっていないこともある。未成年期に父母の離婚等を経験した子どもへのアンケート調査でも、離婚理由を納得いくように説明してもらえた、正確で偽りなく説明してもらえたといった、説明の内容面での配慮に加えて、もう一人の親や親族の批判をせずに説明する、説明のタイミングなどを工夫するといった説明の仕方や場面設定の配慮をすることによって、子どもは説明への満足感を得やすくなる一方で、このようなことが守られていない状況では、子どもは説明に対して不満をもちやすくなるということが示されている。このような知見を親に対してしっかりと情報提供するとともに、例えば、子どもへの接し方や説明に関連するような体験談（失敗談も含めて）が、自助グループなどを通して親たちへ伝えられれば、子どものためにリアルで役に立つ知見として一層活かされやすくなるだろう。

日本においては、協議離婚段階における親は、専門家等の助言を受けることを義務づけられていない。離婚や別居の問題は私事とされ、父母への公的支援も十分に行われてこなかった。父母への助言や支援の不足を埋める方策として、法務省の調査研究に基づき、自治体や民間支援団体などの関係機関による支援ネットワークの構築が始められている。養育に関する悩みをもつ相談者に対し、弁護士等の法律家やカウンセラー等の心理職、民間支援団体などの必要な支援につなげるというものである。子どものための養育計画書を父母の協議で作成するように、法務省のウェブサイト等を通じた情報提供も行われている。このような父母への支援のネットワークや情報提供の枠組みに、子どもの意見の尊重のために親ができることについての助言や支援を、加えていく必要がある。

⑶　裁判所における情報提供ツールの活用

裁判所から子どもに対して必要な情報を伝えるために、子どもの理解を促進するための情報提供ツールを活用することも考えられる。裁判所においては、これまで家事事件の当事者となる父母に向けた情報提供については、動画も含めて様々なものを作成してきた。今後は、子どもに対して、家庭裁判所が子どもの意見を尊重して審判や調停に取り組んでいること、家庭裁判所調査官による調査の意義やその進め方、調査で子どもが話したことの取り扱い方、子どもによる申立てや利害関係参加の仕組み、それが可能な事件類型、子どもの手続代理人の選任の仕組みなど、子どもが家事事件手続に安心して関わっていくことができるような、子どもの年齢と発達を考慮した情報提供を積極的に行うことも考えられる。事件に関与するのが小さな子どもであっても、絵本のような形で、裁判所の紹介（裁

判所が何のための機関か、裁判所で働く人や役割の紹介など）をすることは可能である。伝達の内容と伝達方法を工夫して、全ての子どもに必要な情報を裁判所から直接に子どもに提供することも期待される。

これについては、海外に先進的な取組があり、参考になる。ドイツでは、連邦司法・消費者保護省が、6歳から11歳の子ども向けに、裁判所の手続や、関係する専門職の役割などを分かりやすく伝える、イラスト付きでカラフルなブックレットを作成し、裁判所ウェブサイトで公開している。子ども向けではあるが、親が子どもと一緒に読んでくれるように依頼するメッセージが盛り込まれている。オーストラリアでは、裁判所が「子ども憲章（Children's Charter)」を策定し、子どもを「権利の主体」として扱い、子どもの安全と幸福を最優先し、子どもの意見を尊重することを公約する指針を親と実務家に対して示している。さらに養育裁判に巻き込まれた子ども自身が自分の権利やプロセスを理解するための専用ポータル「キッズコーナー」が設置されている。そこでは、「子ども憲章」が、子どもに分かる平易で簡潔な表現によって紹介されるとともに、子どもへの情報提供、裁判所の手続、裁判所で子どもが出会うスタッフ、子どもからの質問、子どもの体験談、子どもの気持ちなどの各カテゴリーで、文字（音声読み上げ機能付き）やビデオでの情報提供を行っている。子どもたちに対して裁判所が何をどうやって伝えるか、両国ではそれぞれに工夫が凝らされている。

3　重層的な支援体制の構築の在り方

⑴　子どものための一元化された相談体制の構築

子どもたちは、情報を得ることだけではなく、誰かに自分の悩みを相談するというニーズも有している。離婚や別居といった家族の問題は、いじめなどの家庭外の問題と比べても子どもが相談をしにくく、悩みが潜在化しやすいようである。子どもがひどく悩んでいても、児童虐待とまではいえないような場合には、児童相談所への相談のルートにも乗りにくい。

アンケート調査では、離婚や別居に直面する子どもが、自分一人で調べるのではなく、周りの人や専門の機関に直接に相談したり助けを求めたりすることについてどのように感じていたか、という質問をしている。この質問への回答は、「相談をしたり助けを求めたりしようとは思わなかった」（53.6%）が最多である。「相談をしたり助けを求めたりすることにためらいはなかった」という回答が 24.1%あるものの、「相談したり助けを求めたりすることにためらいがあった」という回答も22.3%と少なくない。このデータから、周りの人や専門機関に自分から相談を求めるという行動が実際にとれる子どもは、どちらかといえば少数派であることが分かる。相談や助けを求めるのをためらった理由を尋ねると、「自分の悩みを人に話すことに抵抗があった」(50.7%)が最も多く、「親に悪いと思った」(37.3%)、「親や周りの人に伝わってしまうのが不安だった」(35.8%)、「秘密や個人情報が守られないのが不安だった」(27.2%)、「誰に相談してよいかわからなかった」(25.0%)、「相談しても気持ちが楽になるとは思えなかった」(19.8%)と続く。離婚等に巻き込まれた子どもは、親に対する気遣いや気兼ねから、親の知らないところで自ら情報を集めたり、親以外の人に家族の問題を打ち明けたりするのを避けようとすることがある。自分の悩みを人に話したくない、悩みがあることを知られたくないという思いは、相談へのためらい

につながる。

要するに、自分から情報探索もせず相談もしないからといって、その子どもに情報や相談のニーズがないというわけではない。何らかのきっかけで子どもに情報が届けば、子どもが自分や家族が置かれた状況を客観的に理解して、将来の見通しを持つことができるようになったり、それらを踏まえて自分の意見をまとめたり、親や親族と話がしやすくなるということもあり得る。獲得した情報をもとに適切な相談相手にたどり着き、自分が望む方向へ、何らかの行動がとれるようになるかもしれない。子どもに直接情報を伝えるための情報提供ツールの意義はここにある。また、アンケート調査からは、情報も相談もしないことの背景に人に知られたくないという思いがあることが推察されることから、子どもが安心してアクセスできるためには、「周囲に知られないか」「秘密が守られるか」などの不安にも対応する、秘匿性に配慮した形での情報提供が求められる。

日本ではこれまで、親の不和や別居や離婚など家族の問題は私的な問題とされ、親への支援も不足してきたが、それに輪をかけて、子どものための相談支援の仕組みが不足している。ヒアリング調査では、親の離婚や別居に直面する子どもへの相談や支援は各種の機関や専門家によって熱心に行われているものの、支援の内容や提供対象にはそれぞれの特性による限度もあり、断片的にしか関与できないというのが現状のようである。

現状では、子どもたちの相談支援機関の理解も乏しい。アンケート調査では、子どもが利用できる専門機関やサービスを耳にしたことがあるかという質問に対して、「児童相談所」（42.7%）、「スクールカウンセラー」（37.7%）、「子どもの人権 110 番」（30.5%）については３割を超えるが、「チャイルドライン」（21.1%）、「こども家庭支援センター」（17.9%）、「スクールソーシャルワーカー」（16.8%）、「自治体のひとり親家庭支援窓口」（12.4%）、「親子のための相談ＬＩＮＥ」（12.3%）、「子どものＳＯＳの相談窓口」（11.4%）、「教育委員会のいじめ・不登校相談窓口」（11.2%）、「こどもの権利擁護委員」（10.1%）、その他は一桁台の知名度である。何より、これら全ての相談機関について「聞いたことがあるものはない」という答えが約３割もあり（27.5%）、子どものための相談サービスの理解が不足している現状が明らかになった。

子どものための相談サービスを、子どもから認知されやすいものにするためには、国において専門的かつ一元的な相談や支援の仕組みを作ることが必要なのではないだろうか。法務省、文部科学省、こども家庭庁など、複数の省庁において既に子どものための相談窓口が用意されているが、多くの子どもたちはその存在を知らず、どうすればたどり着けるかも知らない。

そこで今後は、公的制度として一元化された子どものための相談支援メカニズムを関係各省庁が協力して構築し、ＳＮＳやチャット、メール、電話など様々な方法で、子どもからの様々な相談に対応する体制を整備するのが望ましいように思われる。相談の受付は、児童虐待の相談ダイヤル「189」のように、簡潔で全国で一元化した電話番号を設定して相談の入口の可視性と簡易性を高めたり、24 時間対応の相談体制を整備するとともに、匿名・顕名の相談の両方を受け付けたりするなど、子どものニーズに合った相談方法を複数用意して子どもが選べるようにし、確実に相談をキャッチできるとよい。実際の相談対応は、離婚と別居を含めて様々な子どもの問題を取り扱う能力のある臨床心理の専門家や、子どものアドボカシーのトレーニングを受けた社会福祉士、子どもに関する事件の経験が豊富

な弁護士など、複数の専門職が担当し、各省庁による支援メカニズムと連携した形で相談対応に当たれば、相談をしてきた子どもが「たらいまわし」になることなく、ワンストップで相談や支援を受けることが可能になるだろう。子どもを支援し得る様々な援助資源と連携したり、より適切な対応機関や専門家に子どもをつなぐ支援(一緒に電話をするなど、親切なリファーラルを含む）も日常的に行ったりすることで、多機関の連携や協働、相談に当たる諸機関のための子ども支援ガイドラインの策定など、相談支援サービス全体の底上げにつながっていくことも期待できる。

子どもの相談を日常的に受け、その情報が１か所に集約される仕組みを作れば、現行法の下で子どもたちはどのようなことで悩んでいるのか、現在の支援のどのあたりに課題があるのかということを、関係各省庁は把握しやすくなる。そのような気付きを各省庁が得るためにも、子どもの相談に一元的かつ直接に対応する仕組みを設けるべきである。

⑵　子どものための居場所・伴走者・アドボカシーの提供

アンケート調査において、「国から将来のこどもに対する情報提供として必要だと考える支援や制度（こどもが自分で利用できる無料のサービス)」（複数回答可）を尋ねたところ、最も多い回答は、「親の不仲や別居や離婚など、家族に悩みを抱えるこどもが安全に過ごせる居場所の提供」(36.1%）であった。「家族の中でつらい言葉や行動があったときに、こどもが自分を守ったり助けを求めたりするための情報」(34.8%)、「親の不仲や別居や離婚など、家族に悩みを抱えるこどもどうしが安心して語り合える場所の提供」(30.7%)、「親の不仲や別居や離婚など、家族に悩みを抱えるこどものためのＬＩＮＥ相談」(23.9%)、「信頼できる情報が掲載された、こどもにもわかりやすいウェブサイトや動画」(22.8%)、「別居や離婚で困っている親が受けられる支援について、こどもにも分かる情報」(22.7%)、「こどもが自分の意見を整理したり、親に伝えたりするのを手伝ってくれる専門家（こどもアドボケイトなど）による相談」(20.3%)、「親の不仲や別居や離婚など、家族に悩みを抱えるこどものための対面相談」(20.3%)、「こどもと話をすることに慣れた弁護士等の専門家による法律相談」(16.3%）と続く。このような調査結果から見えてくるのは、子どものための相談支援の仕組みとしては、前記３⑴で取り上げたような一元的な相談のメカニズムのほかに、子どもに身近なところで直接に支援が受けられる体制の整備も必要であるということである。家族に悩みを持つ子どもは、安心できる場所でゆっくりと過ごす中で、だんだんと話ができるようになる。このことは、子どものための相談支援に当たる児童相談所や民間の子ども支援団体のヒアリングを通して得られた重要な知見である。「家がしんどい」子どもたちが気軽に立ち寄り、同じ悩みを抱える他の子どもや支援者と出会えるような居場所を地域の中で作っていくことが課題となる。そのような居場所づくりを民間団体に委託したり、あるいは自治体の事業として実施するというような施策が展開されることを期待したい。

子どものための居場所づくりとも関係するが、子どものための相談が「一回きり」にならないよう、子どもを継続的に支援する「伴走型」の支援の仕組みを構築することも重要な課題である。離婚や別居は、子どもや家族にとって、継続的なプロセスとして経験されるものである。特に、離婚や別居で夫婦の関係が終わっても親子の関係は続いていくのであり、子どもは刻々と変化する生活環境や関係性の中で、子ども時代を乗り切っていかなければならない。この長期的なプロセスのどこかで子どもの気持ちや意見を聴くというこ

とがなされたとしても、それは一回きりでは足りず、継続的に誰かが子どもに寄り添い、子どもに必要な情報の説明とフィードバック、対話を繰り返しながら、離婚後の人生をサポートしていく必要がある。言うまでもなく、そのような役割を担うべきは一義的には親であり、それができるような親への支援が必要である。しかし、親がうまく機能できない時には、父母以外の者が子どもに寄り添う役割を担う必要がある。

それでは、子どものための継続的な支援者、伴走者になり得るのは誰なのだろうか。アンケート調査では、子どもが父母以外で最も相談したいと思うのは、「きょうだい」や「祖父母」という回答が多かった。継続的な関係性の中で繰り返し相談したり率直に意見を交わしたりできる家族や親族は、子どもの大切な伴走者になり得る。ただ、子どもの人生に寄り添うのは重い役割でもあり、個人の私的な努力に任せるには限界もある。身近であるからこそ打ち明けにくい話もあるかもしれない。では、子どもの権利の活動を行う各地の弁護士はどうだろうか。子どもの手続代理人を積極的に受任する弁護士や、子どもシェルターなどの取組を通して子どものための伴走型支援を行う弁護士もおり、弁護士会の子どもの相談窓口の充実や費用負担の手当などを通じてそうした活動を拡大していくことが期待される。ただ、法的な問題を認識していない子どもには、弁護士は頼れる相手としては認識されにくいかもしれない。そこで、各地域において設立が進んでいる民間の子どもアドボカシーセンターに、子どもアドボケイトという専門的な立場で、離婚や別居など家族の問題に悩む子どもに伴走し支援するという役割を担ってもらうことも考えられよう。現状では、子どもアドボカシーセンターの活動は、児童相談所一時保護所や児童養護施設の子どものためのアドボカシーに主軸が置かれているようであるが、地域の子どもアドボカシー機関として、子どもの相談に応答する形で個別的なアドボカシーを提供する役割を拡大していくことを期待したい。各地の自治体は、そのような業務を地域の子どもアドボカシーセンターに委託するなど、経済的基盤の強化が図られることも考えられる。

また、本調査では、少なくとも一部の児童相談所において、子どもの権利として意見表明を保障するための取組が相当に積極的に実践されていることが分かった。例えば、子どもの権利を説明する資料を子どもの発達段階に合わせて複数作成し、それを職員が「読み聞かせ」る形で伝えるという充実した説明の取組、「子ども会議」のような日常生活場面での意見表明の促進とそれを通じたエンパワメント、何でも話せる子どもアドボケイトを通じた意見表明の機会の提供、年少の子どもでもお絵描きなど方法を工夫して意見を表現する積極的なサポート、重要な決定を行う会議に子どもが参加する選択肢の提供とそのサポート、文書に書く・絵を描く・直接言う・信頼する職員や子どもアドボケイトに代わりに言ってもらうなど参加方法の複数化と子どもによる選択可能性の保障、様々な職員が様々な立場で子どもの意見を聴こうと積極的に動き子どもの声を共有するチーム体制の形成、重要な決定の結果についての子どもへの直接の説明など、試行錯誤を含みながらも、子どもの意見表明のための取組が積極的かつ重層的に展開されている。このような児童福祉の領域における子どもの意見表明支援の取組を、他の領域にも広げていくことが期待される。

⑶　子どもからの相談の入口としての学校の役割

学齢期の子どもの生活の場は、学校と家庭でほぼ独占されている。教諭など学校関係者は、信頼できる身近な大人として子どもの相談に乗れる重要な存在である。学校には、担任教諭以外に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、子どもの相談を

聴く役割を担う専門職として配置されている。本調査でも、ヒアリング調査を通して、子どもからの身近さ、また異なる職種で子どもの支援を行う「チーム学校」の体制が取れることが、学校の強みになり得ることが確認できた。しかし同時に、現状としては、子どもは家族に関する悩みがあっても、それを学校で直接に相談することはあまりないことや、子ども自身に相談のニーズがないわけではなく、それが本人にも自覚されていない場合、親から口止めされて相談ができない場合、子ども自身が家族の問題があることを周りに知られたくない場合など、様々なケースがあることも分かった。

学校で子ども自身から家族問題を相談するのは困難であるとすれば、学校関係者の方から、普段の学校生活の中で子どもの変化に気付き、子どもからの相談を引き出す工夫が必要である。離婚や別居などで悩む子どものために、学校が果たし得る役割は、①子どもが安心して学校や家庭での生活を送っているかどうかを確認し、子どもの援助ニーズにいちはやく気付いて、②子どもの立場に立って話を聴くこと、③子どもに必要な正確な情報を正しく伝えること、（あるいは、正しい情報を得る方法を教えること）、④子どものための支援リソースや相談機関を知り、そこにつなげることである。しかし、現状としては、学校は家庭の問題に踏み込むことに躊躇があるという指摘もある。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校訪問の頻度は低く、いつでも相談ができる体制は整っていない。学校全体としては子どもが家族の問題を安心して相談できる体制には必ずしもなっていないようである。

学校を子どもが安心して家族のことを相談できる場にしていくためには、①離婚や別居に直面する子どもが必要とする情報をツール化した上で（子どものための情報提供ツールについては、前述のとおり）、それを紙媒体の資料や学校で配布しているタブレットなどで子どもが自分で調べられるようにしておき、②子どもの相談に乗る学校の先生が、子どもの関心やニーズに応じてそれを一緒に読み、先生自身が離婚や別居の仕組みやその中での子どもの権利についての知識を共に身につけていきながら子どもと伴走する、という流れができるとよいのではないか。子どものための情報を「大人が子どもに読み聞かせること」が、子どもと大人の両方に対して持つ意義は、児童福祉の領域でも確認されている。子どもから相談があるたびにこれを繰り返し、学校内で経験を共有していくことによって、学校関係者の離婚や親権等に関する知識や相談に乗るスキルが次第に蓄積・更新されていくことが期待できる。また、③教諭やスクールカウンセラーなどの学校関係者の、「子どもの家族の問題には介入しにくい」という発想を転換するために、研修を行うことも有効であると考えられる。家族の変化（離婚、再婚など）が子どもの学校生活や友人関係に影響を及ぼすことを理解する意識を持ち、子どもの問題の兆候（遅刻、成績低下、元気がない、集中力の低下、友人間のトラブルや孤立など）の背景に家族の変化があり得ると考えて子どもの環境調整を担うこと、難しい時は「チーム学校」のシステムを活用することの意義を、学校全体でよく理解することが大切である。

もちろん、子どものニーズが複雑で専門的な支援が必要な場合もある。そのような場合は、学校で抱え込まず、学校関係者から学校外の支援者につなげることで、子どもが放置されないようにすることが必要である。例えば、親権や監護、親子交流について悩んでいるなど法的なニーズがある子どもには、地域の弁護士会の子ども相談窓口を紹介して法律の相談を受けられるようにしたり、子どもの手続代理人という制度の利用ができたりする

ことを、弁護士会のパンフレットなどを用いて子どもに伝えることが考えられる。実際に、学校関係者が子どもの手続代理人の制度を知っており、弁護士会の相談窓口に相談した子どもから手続代理人の選任につながったというケースもある。

教諭などの学校関係者は、子どもたちにとって、家族以外では最も身近な大人である。アンケート調査の分析で示されるとおり、離婚や別居に直面する子どもの中には、親やその他の大人からの説明を受けないまま、自分自身の支援ニーズにも気付いていない者が少なからず存在する。そのような子どもにとって、日常的に接触する担任教諭を含む学校関係者は、自分の潜在的な支援ニーズに気付いてくれる大事な存在である。子どもが学校で示す異変や問題への対応の中で、子ども自身もはっきりと意識していないような家族に関する悩みやニーズに気付いてあげられる存在である。学校現場は多忙であり、学校として家族の問題には深くは立ち入れないという意識も根強いのかもしれないが、日本社会の現状として多くの子どもには学校と家族しか居場所がないことに注意を向ける必要がある。子どもの家族の悩みは学校生活にも直接に影響し、家庭でも学校でもうまくいかなくなれば、子どもは社会の中で大事な居場所を二つとも失ってしまう。子どもの家族の悩みに寄り添うことは、子どもの学校生活を支えることにもなり、子どもをエンパワーして生きる力を高めることにつながる。学校を、家族の問題を抱える子どもの権利擁護の入口にしようという認識が、学校関係者の間でもより広く共有されるようになることを期待したい。

4　まとめ

本章では、本調査研究の成果を検討し、将来に向けた課題を明らかにした。家庭裁判所の手続においては既に子どもの意思を把握し考慮するための実践が展開されており、本調査でもその意義が改めて確認されたが、今後は子どもの意見表明権の視点をより重視すること、子どもの手続代理人の選任を促進することなど、本調査で明らかになった課題も念頭に置きつつ、裁判所における子の意見の尊重をさらに進展させることが期待される。また、今後は、子どもの意見の尊重を、裁判所が関与しない協議離婚の場面にも拡大するために、社会において包括的で多層的な支援体制を構築する必要がある。親の別居・離婚を経験する子どもたちが、自分の状況に合わせて必要とする情報や相談に十分にアクセスできるようにすること、悩みを抱える子どもがアドボカシーや安全な居場所を利用できるようにすること、そして子どもを取り巻く大人たちが子どもの声に耳を傾け、適切に応答できるように体制を整えることは、司法だけでなく社会全体として、継続的に取り組むべき課題である。

【資料 1-1】

ドイツ法文献調査
―家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律（FamFG）を中心に―

専修大学教授　　佐々木　健

ドイツでは両親の離婚等に伴う子どもの監護をめぐる家事事件手続において、子どもの意思がどのように聴取され、どのように子どもの意思が手続に反映されるか。ドイツにおける家事・非訟事件手続法（FamFG[1]）における子どもの陳述聴取規定と手続補佐人[2]（Verfahrensbeistand）制度について紹介しつつ、手続に関与する各専門家の役割や研修の内容、その他、行政機関や民間団体における子どもの相談支援をめぐる調査事項等を含めて、以下の通り、回答させていただきたい。

---

[1] FamFG の注釈書として、Thomas Rauscher, Münchener Kommentar zum FamFG, Band 1: §§ 1-270, 4. Auflage, 2025, C.H.BECK, Schulte-Bunert / Weinreich, FamFG - Kommentar, 8.Aufl.,2025, Luchterhand, Sternal, FamFG Kommentar, 22. Aufl.,2025, C.H.BECK 等がある。本稿における FamFG の紹介については主に Münchener Kommentar を参考としている。

[2] かつて、1997 年の親子関係法改正法により、「子どもの代弁人」として FGG（非訟事件手続法）50 条に「手続保護人（Verfahrenspfleger)」制度が設けられた。2009 年の FamFG 施行により FGG は廃止され、手続保護人の職務機能等を見直した「手続補佐人」制度へと生まれ変わった。両制度の概説として、岩志和一郎「ドイツにおける『子どもの代弁人』――手続補佐人の新たな規定」法律時報 81 巻２号（2009）46 頁以下、拙稿「『子どもの代理人』の職務に関する一考察――日独・家事事件手続法改正の比較から」棚村政行・小川富之編代『中川淳先生傘寿記念論集 家族法の理論と実務』（日本加除出版、2011）457 頁以下。

旧・手続保護人については、遠藤隆幸「ドイツ親子関係法改正法における手続監護人（Verfahrenspfleger）制度の概要」中央大学大学院研究年報 29 巻（1999）151 頁以下、同「ドイツにおける手続保護人（Verfahrenspfleger）制度の運用実態と今後の課題」比較法雑誌 36 巻４号（2003）57 頁以下、同「監護紛争における子の意思評価と手続的地位について(上)：ドイツ連邦憲法裁判所判例の展開を一視座として」朝日法学論集 34 号（2007）39 頁以下、同「同（下)」『朝日大学法学部創立 20 周年記念論文集』（成文堂、2007）205 頁以下、拙稿「ドイツ親子法における子の意思の尊重(1)――家事事件における子の意見聴取と手続保護人（Verfahrenspfleger）について」立命館法学 302 号（2005）285 頁以下、「同（2完)」立命館法学 306 号（2006）128 頁以下、拙稿「手続保護人（Verfahrenspfleger）の実務の現状と課題――ミュンヘン・子どもの弁護人協会の活動への現地調査から」立命館法学 315 号（2007）106 頁以下、拙稿「ドイツにおける手続保護人（Verfahrenspfleger)制度と子の意思の尊重」家族＜社会と法＞25 号（2009）163 頁以下を参照されたい。

家庭裁判所における手続補佐人と少年局等の役割について、拙稿「ドイツにおける子の意思の尊重――家庭裁判所と少年局、そして手続補佐人の役割」二宮周平・渡辺惺之編著『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』（日本加除出版、2014）320 頁以下、手続補佐人制度からの日本法への示唆につき、拙稿「子の利益に即した手続代理人の活動と家事紛争解決」立命館法学 369＝370 号（2017）211 頁以下がある。

１　両親の離別・離婚に伴う子どもの養育に関する合意や決定のための司法手続において、子どもの意見を聴いてそれを合意や決定に反映させたり、子どもの当該手続への参加を可能とする仕組みがあるか。ある場合、それはどのようなものか。

「家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律（FamFG）」において、裁判官による子どもの陳述聴取とともに、手続補佐人による子どもの意思の手続への反映が規律されている。

⑴　子どもの陳述聴取について

FamFG は、親子関係事件における子どもの陳述聴取について定めている（FamFG159 条[3]）。この親子関係事件とは、家庭裁判所が管轄する手続であり、親の配慮、交流権、子どもの引渡し等に関するものを指す（FamFG151 条[4]）。ドイツでは、日本における「親権」という用語

---

[3] FamFG の訳出に当たっては、法務省大臣官房司法法制部編『ドイツ家庭事件及び非訟事件の手続に関する法律』（法曹会、2024）79～84 頁を参考としている。
FamFG 159 条　「子本人の陳述聴取」
⑴　裁判所は、子本人を陳述聴取し、かつ、子本人に対する印象を得なければならない。
⑵　裁判所は、次の各号に掲げる場合に限り、第１項の規定による子本人の陳述聴取及び印象の獲得を行わないことができる。
1.　これを行わないことについて重大な理由があるとき。
2.　子が明らかに自分の意向や意思を表現できないとき。
3.　裁判にとって子の意向、結びつき及び意思が重要ではなく、かつ、他の理由により子本人の陳述聴取が適切でもないとき。
4.　手続が専ら子の財産にのみ関係するものであり、事件の性質上、子本人の陳述聴取が適切ではないとき。
本項第１文第３号は、民法第 1666 条及び第 1666a 条に基づく、子の身上に関する手続には適用しない。裁判所は、この手続において、子が明らかに自分の意向及び意思を表明できない場合であっても、裁判所は児童の個人的な印象を得なければならない。
⑶　裁判所は、子本人の陳述聴取又は印象の獲得を行わない場合には、終局裁判において、その理由を付さなければならない。子本人の陳述聴取又は印象の獲得が、差し迫った危険があることのみを理由として行われない場合には、遅滞なく追完されなければならない。
⑷　子の発達、教育又は健康にとって不利益を及ぼすおそれがない限り、子は、その年齢に応じた適切な方法で、手続の対象、経過及び想定される結果について、知らされるものとする。子には意見を表明する機会が与えられなければならない。裁判所が第 158 条に基づき子のために手続補佐人を選任した場合には、子本人の陳述聴取及び印象の獲得は、手続補佐人の立会いの下で行われるものとする。その他、子本人の陳述聴取の形式は、裁判所の裁量による。

[4] 同条各号において、詳細が定められている。１号：親の配慮、２号：交流権及び子の境遇に関する情報を得る権利、３号：子の引渡し、４号：後見、５号：未成年者又は既に懐胎された子のための保護又はそれ以外の代理人の裁判による選任、６号：民法典（BGB）第 1631b 条の規定（第 1795 条１項３文及び第 1813 条１項と併せて適用される場合を含む。）による自由の剥奪を伴う収容及び自由の剥奪を伴う措置の許可、７号：精神病患者の収容に関する州法の規定による未成年者に対する自由の剥奪を伴う収容、自由の剥奪を伴う措置又は強制的な医療措置の許可又は命令、８号：少年裁判所法の規定による職務。

は既に廃されていることに注意しなければならない。1979 年の「親の配慮に関する法の新規整のための法律」により、子どもが服する親の権利としての「親権（elterlich Gewalt)」から、子どもを基本権の担い手として位置づけ、子どもの福祉を理念とする、自立した個人へ成長する子どもの保護のための制度として義務的性格を明確化すべく「親の配慮(elterlich Sorge)」という文言に変更されている[5]。

FamFG159 条１項によれば、裁判所は、原則として、子ども本人の陳述聴取を通じて、当該事件における子ども本人に対する印象を得なければならない。例外的に、同条２項に定める事由がある場合に限り、子どもの陳述聴取・印象の獲得を実施しないことができる。

⑵　手続補佐人による子どもの意思の手続への反映について

子どもの意思を手続に適切に反映させるために、FamFG158 条[6]に基づき、裁判所により手続補佐人が選任される場合がある。同条１項によれば、子どもの身上に関する親子関係事件において、子どもの利益擁護のために必要な限り、裁判所は専門的かつ人的に適格な手続補佐人を選任しなければならず、また、常に手続補佐人の選任を必要とする場合（同条２項各号)、原則として選任を必要とする場合（同条３項各号）について規定されている。手続補佐人の選任事件については、後掲 1－b）を参照されたい。

---

[5] 「親の配慮」への制度的転換について紹介するものは複数あるが、例えば、床谷文雄「ドイツ」床谷文雄・本山敦編『親権法の比較研究』（日本評論社、2014）122 頁等。

[6] FamFG 158 条　「手続補佐人の選任」

⑴　裁判所は、未成年の子の身上に関する親子関係事件において、子の利益を擁護するために必要な限りにおいて、専門的かつ人的に適格な手続補佐人を選任しなければならない。手続補佐人は、できる限り早期に選任されなければならない。

⑵　この選任は、次の各号に定める裁判が問題となる場合には、常に必要となる。

1.　民法第 1666 条及び第 1666a 条に基づく身上配慮の一部又は全部の剥奪、
2.　民法第 1684 条に基づく交流権の排除、又は
3.　民法第 1632 条第４項又は第 1682 条に基づく滞在命令（Verbleibensanordnung)。

⑶　この選任は、次の各号に掲げる場合には、原則として必要である。

1.　子の利益がその法定代理人の利益と著しく相反するとき、
2.　子を監督する者から子を引き離すべきとき、
3.　手続が子の引渡しを目的としているとき、
4.　交流権の大幅な制限が考えられるとき。

前項の場合において、裁判所が手続補佐人を選任しないときは、終局裁判においてその理由を付さなければならない。

⑷　この選任は、選任の取消し、手続を終結させる裁判の確定、又はその他による手続の終結をもって終了する。裁判所は、次の各号に掲げる場合に、選任を取り消す。

1.　手続補佐人が選任の取消しを申し立て、かつ、解任の妨げとなる重大な事由がないとき、
2.　職務の継続が子の利益を危うくするとき。

⑸　手続補佐人の選任又はその取消し、並びにこれらの措置の拒否に対しては、独立して不服申立てをすることができない。

1－a)　裁判官が、子どもを直接に聴取し、決定に反映させる仕組みはあるか。裁判官は、子どもの聴取やその内容の決定への反映についてどのような責任を負うか。また、その実務はどのようになっているか。子どもが裁判所に来るに当たって、子どもが安心して意見表明を行うための環境をどのように整えているか。

FamFG159 条によれば、裁判官は子どもを直接に陳述聴取し、子ども自身の印象を獲得する義務を負うものとされている。子どもの陳述聴取や印象の獲得が実施されない場合についても同条が定めているが、正当な理由なく陳述聴取等が実施されない場合には、手続法上、重大な瑕疵となり得る。陳述聴取の実施環境をどのように設定するかは基本的に裁判官の裁量にあるが、子どもができる限り安心・リラックスした状況で行われるように、適宜、児童室を使用する等の工夫が実務上図られている。

⑴　裁判官による子ども本人に対する陳述聴取について

FamFG159 条により、子どもの陳述聴取については、裁判官が子ども本人に直接（persönlich）行うものと定められている。なお、かつては同条に 14 歳を基準とした年齢規定が置かれていたが（旧 159 条１項：14 歳以上の子ども、同２項：14 歳未満の子ども）、2021 年の「児童に対する性的暴力対策法」による法改正に伴い、年齢規定は撤廃されている（改正理由：手続面における児童の権利の強化）。

親の配慮等、子どもの身上に関する家事事件手続においては、判例上、３歳以上の子どもに対しては原則的に陳述聴取を行うものとされている[7]。2021 年法改正をめぐる連邦議会の議論においても、３歳という年齢であっても陳述聴取は通常実施すべきものであり、少なくとも子どもの観察を通じて、注目すべき希望、傾向、愛着について推論を導くことができる旨、言及されている[8]。

FamFG159 条２項各号に定める場合（重大な事由がある場合や子どもが明らかに自分の意向や意思を表現できないとき等）に限り、裁判所は、子ども本人の陳述聴取及び印象の獲得を行わないことができる。不実施となる重大な理由として、例えば、陳述聴取の結果として健康に重大な悪影響が及ぶことが予想される場合や、差し迫った危険がある場合が挙げられる。この点につき、2018 年 10 月 31 日の連邦通常裁判所決定[9]は、原則として４歳程度の

---

[7] 2007 年 3 月 23 日連邦憲法裁判所決定や 2008 年 6 月 27 日連邦憲法裁判所決定等がある。BVerfG Beschluss vom 23.03.2007 – 1 BvR 156/07, FamRZ 2007,S.1078; BVerfG, Beschluss vom 27.06.2008 – 1 BvR 311/08 FamRZ 2010, S.1622.

[8] BT-Drs.19/23707, S.56.

[9] BGH, Beschluss vom 31. Oktober 2018 – XII ZB 411/18 – FamRZ 2019,S.115. 同事件は父子間の親子交流をめぐる事件である。父との親子交流につき母が４歳の子どもの陳述聴取を正当な理由無く妨害したために子どもの陳述聴取が実施されない中、ブラウンシュヴァイク高裁は父との交流を認めた。これに対し、母が上告。連邦通常裁判所は、子ども本人の陳述聴取について子どもの審問請求権の保障・事実の解明の観点から重要なものと捉えつつも、陳述聴取の実施が子どもの福祉に反する精神的苦痛を子どもに与えるおそれがある場合、または子どもの心身の健康に重大な害を及ぼすおそれがある場合には FamFG159 条３項に定めるやむを得ない事由が認められ、陳述聴取が省略される可能性があると判断

子ども本人の陳述聴取を肯定しつつ、陳述聴取の実施が子どもの心身の健康に重大な害を及ぼすおそれがある場合には、陳述聴取を実施しないやむを得ない事由が認められる旨、判示している。なお、子どもの健康状態に対して予測される悪影響とは、陳述聴取に伴う通常の負担やストレスを著しく超えるものでなければならず、単に陳述聴取の実施が子どもにとって著しい負担であるという不明瞭な主張は、陳述聴取を不実施とする根拠にはならないとされる[10]。ドイツ連邦司法省の委託を受けたカーレ、ガスマン、クロシンスキーらによる陳述聴取実務に関する調査研究報告書によれば、子どもに配慮した陳述聴取は一般的に子どもにとって重大な負担とはならないとされている[11]。

正当な理由なく陳述聴取が実施されない場合には、手続法上、重大な瑕疵が認められ得る。この陳述聴取は、親や手続補佐人、少年局等の他の関係者に対する陳述聴取や鑑定人の鑑定によって代替することはできないとされる[12]（裁判官が子ども本人の印象を獲得することにより、専門家の意見を批判的に検討することもできる）。

⑵ 陳述聴取の実施場所・方法

陳述聴取をどのように実施するか、場所の選定等については裁判官の裁量による。実施場所については、裁判官の執務室や法廷で行われる場合もあるが[13]、裁判所には特別に子ども向けの部屋が設けられており、幼児期の子どもに対してはその部屋で陳述聴取が行われる。陳述聴取に際しては、時には子どもとゲームをする等、できる限り子どもがリラックスできるような雰囲気で行われている。

している。このようなおそれがある中で陳述聴取を実施した場合、子どもは最終的に忠誠葛藤に陥ると考えられ、事案解明に資するものでもないとしたブラウンシュヴァイク高裁の判断を支持し、陳述聴取の不実施につき正当な理由がある旨、判断している。

[10] BVerfG FamRZ 2009,S.1472.

[11] Karle/Gathmann/Klosinski, Zur Praxis der Kindesanhoerung in Deutschland -Ein Abschlussbericht,ZKJ 2010,S.432ff.

[12] Isabell Götz, Das Kind im Zentrum des Verfahrens, in; Coester-Waltjen/Lipp/Reuß/Schumann/Veit(Hrsg.), Kindgerechte Verfahren - Anspruch und Wirklichkeit in Kindschaftssachen, 2022,S.58.

[13] Karle/Gathmann/Klosinski,a.a.O.(11)S.433. カーレらの調査結果によれば、子の陳述聴取の５分の２以上は裁判官の執務室にて実施されているようである。また、連邦司法・消費者保護省（BMJV）によるパンフレット『私の意見も大切です――家庭裁判所への私の招待状』において陳述聴取の場所等が紹介されている（詳細は本文・後掲４⑴で紹介）。Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz (Hrsg.): Auch auf MEINE Meinung kommt es an! Meine Einladung vom Familiengericht,Berlin 2025,S.11. online unter:https://www.bmj.de/SharedDocs/Publikationen/DE/Broschueren/BMJV_Kinderbuch_Familiengericht.pdf（2026年3月17日閲覧）.

1－b)　子どもに代理人を選任する仕組みはあるか。どのような子ども・事件において選任されるか。選任された代理人は、どのような職責を担うか。また、その職責において、子どもの意見をどのように聴取し、それをどのように裁判所に伝達する責任を負うか。また、実務はどのようになっているか。

FamFG において、子どもの手続的利益を擁護する手続補佐人制度を定めている。手続補佐人の選任については FamFG158 条１項が、職務や法的性質等については同法 158b 条が詳細に規定している。

⑴　手続補佐人の選任事件について

FamFG158 条１項は、未成年の子どもの身上に関する親子関係事件において、子どもの利益を擁護するために必要な限り、手続補佐人が選任されるものと定めている。具体的には次のように、手続補佐人の選任を「常に」必要とする事件（同条２項）と、「原則として」選任を必要とする場合（同条３項）を定めている。

＜常に選任を必要とする事件＞ 1. 民法第 1666 条及び第 1666a 条に基づく身上配慮の一部又は全部の剥奪、 2. 民法第 1684 条に基づく交流権の排除、 3. 民法第 1632 条第４項又は第 1682 条に基づく滞在命令（Verbleibensanordnung[14]）
＜原則、選任を必要とする場合＞ 1. 子どもの利益がその法定代理人の利益と著しく相反するとき、 2. 子どもを監督する者から子を引き離すべきとき、 3. 手続が子どもの引渡しを目的としているとき、 4. 交流権の大幅な制限が考えられるとき。

⑵　手続補佐人の法的地位について

手続補佐人の職務や法的地位については、FamFG158b 条が詳細に定めている[15]。同条３項

---

[14] 親が養育者（Pflegeperson:里親）からの子どもの引渡しを求める事案において、子どもと養育者が分離されることにより子どもの福祉が害される場合に、家庭裁判所が養育者の下での家庭養育の継続を命令すること。

[15] FamFG158b 条　「手続補佐人の職務と法的地位」

⑴　手続補佐人は、子の利益を確認し、裁判手続においてこれを主張しなければならない。この目的のために、手続補佐人は、書面による意見陳述もするものとする。手続補佐人は、手続の対象、経過、及び予想される結果について、適切な方法で子に対して知らせなければならない。さらに、手続補佐人は、特に、次の各号に定める事項をするものとする。

1.　必要に応じて、子の父母やその他の関係人と話し合うこと。

2.　適切な場合には、手続の対象に関する合意調整が実現されるように協力すること。

終局裁判により手続が終了したときは、手続補佐人は、裁判所の決定について子と話し合

によれば、手続補佐人は手続上の関係人（Verfahrensbeteiligte）であり、子どもの法定代理人ではない。

手続補佐人は、子どもの利益（主観的利益と客観的利益）を把握し、手続に反映させる職責を担い、裁判所や少年局とは独立して職務を遂行する（これらの職務を補佐する者ではない）。また、親子交流の支援をする交流保護人（BGB1684 条３項）でもない。

裁判所は、手続補佐人がその職務を効果的に遂行し、特に「子どもの利益と意思に関する事実、並びにこの点に関する家庭裁判所の調査について包括的に意見を述べること」ができるように、手続を構築しなければならない（手続補佐人が手続資料に十分精通し、子どもと話す機会を十分に得られるようにすることも含まれる）[16]。

⑶　手続補佐人の職務（本質的職務と追加的職務）について

手続補佐人がなすべき職務については、FamFG158b 条が規定している。手続補佐人は、自身が選任された手続について本質的職務を遂行しつつ、裁判所の命令によって、追加的職務を行う。それぞれの職務については下記を参照されたい。なお、手続補佐人の職務遂行に対する報酬や費用償還については、FamFG158c 条[17]が規定している。

①　手続補佐人の本質的職務

ラウシャーによれば、手続補佐人の本質的職務とは「子どもの実際の希望、意向及びニーズを記録し、それを裁判所に伝え、子どもの利益が確実に反映されるように、あらゆる手続的手段の可能性を確保し、裁判手続の間ずっと子どもに付き添うこと[18]」とされる。FamFG158b 条によれば、手続補佐人の本質的職務については次のように分類することができる。

わなければならない。
⑵　子、子の父母又はその他子と親密な関係を有する者との意思疎通が必要なときは、裁判所は、手続補佐人に対して、通訳、翻訳者、その他適切な言語仲介者、特に手話通訳の参加を許可しなければならない。この許可は、できる限り速やかになされるものとする。この許可は、独立して取り消すことができない決定によって下される。
⑶　手続補佐人は、選任により、関係人として手続に参加することとなる。手続補佐人は子の利益のもとで上訴を提起することができる。手続補佐人は、子の法定代理人ではない。

[16] Rauscher, a.a.O(1), S.2079.

[17] FamFG158c 条「報酬；費用」
⑴　手続補佐人は、各審級における職務の遂行に対して、その都度 690 ユーロの一時金を報酬として受け取る。裁判所が同一世帯で生活する複数の子らに対して同一の手続補佐人を選任するときは、当該手続補佐人は、２人目から子１人ごとに、定額 555 ユーロの報酬を受け取る。
⑵　裁判所が第 158b 条第２項に基づき通訳、翻訳者、その他適切な言語仲介者の関与を認めたときは、これらの者の嘱託のための費用は、手続補佐人に償還されるものとする。償還される費用の額は、司法報酬及び費用償還に関する法律により定められた金額を超えないものとする。その他、報酬は、手続補佐に際して生じた費用の償還請求権すべてに充てられる。
⑶　報酬及び費用の償還は、常に国庫から支払われなければならない。報酬及び費用償還の請求権は、その発生後 15 ヶ月以内に裁判所に対して行使しない場合には、消滅する。第 292 条第１項及び第５項の規定は、これを準用するものとする。
⑷　手続補佐人に対して費用を負担させてはならない。

[18] Rauscher, a.a.O(1), S.2080.

手続補佐人の本質的職務
①　子の利益の確認と裁判手続における子の利益の主張（FamFG158b 条１項） この目的のため、手続補佐人は裁判所に対して書面による意見陳述も行うこととされる（同項２文）。なお、2021 年の FamFG 改正までは口頭による意見陳述でも可能であったが、子どもの福祉的懸念事項の適切な記録、抗告手続等での利用の観点から、口頭だけでなく、書面でも裁判所に陳述書を提出しなければならないものとされている[19]。 もし、子ども自身が意見表明したくない場合には、手続補佐人は、その意思を尊重するものとされる。また、表明された子どもの意思と子どもの福祉とが相反すると考えられる場合には、手続補佐人は陳述書等を通じて対処する必要がある。つまり、陳述書において、手続補佐人はできる限り逐語的に記録された子どもの希望を公正に提示し、子どもの福祉的観点とを切り分ける。子どもの行動や親とのやり取りを観察して得た個人的な印象についても陳述書の内容からは切り離すものとされている。なお、陳述書の内容については、子どもの発達段階に応じて、事前に子どもと話し合う必要がある。職務遂行のためには子どもとの接触が必要となるが、子どもとの接触には配慮権者たる親の同意が必要となる。もし親が同意しない場合には、親を説得することとなる。 手続補佐人は、子どもの年齢や個別事情に応じて、子どもの環境を調査し、父母との簡単な面談を行う（状況に応じて、子どもも同席する場合もある）。子どもが年少児の場合には、家庭訪問のほか、子どもが慣れ親しんでいる別の環境での面会を検討することもある。
②　年齢・発達程度に応じた方法で子に対して手続の対象、経過、及び予想される結果について知らせること（同条１項３文） 手続補佐人は、子どもが手続に関心を持てるように、手続の重要事項と流れについて説明する。手続全体を通じて、子どもに情報提供する義務を負う。また、手続には多くの専門家が関わることから（裁判官、少年局、鑑定人等）、それぞれの役割と機能についても説明することが推奨されている[20]。
③　子に付き添って手続に同行し、子本人の陳述聴取への準備・参加すること（FamFG159 条関連） 手続の係属中、特に子ども本人の陳述聴取において、子どもの不安を和らげ、子どもと裁判所との関係を近づけることを目的とする。手続補佐人は子どもに対して「裁判所の質問へ心を開く」ことを支援する。 まず、陳述聴取への準備として、手続補佐人は、子どもに対して、子どもの意思は手続的に重要なものであるが、決定は全ての事実に基づいて裁判所が行うものであって、その決定に対する責任は子どもが負わないことを明確に伝える必要がある。 なお、手続補佐人の職務等を定める FamFG158b 条は、子どもの陳述聴取への参加につ

[19] なお、手続補佐人の責めによらず子どもとの接触ができなかった場合や、早期に審問を予定しなければならない場合（FamFG155 条：迅速・優先的な手続進行を必要とする親子交流・引渡し・子どもの福祉の危険等）については、口頭のみの場合も想定される。Rauscher, a.a.O(1), S.2083.

[20] Rauscher, a.a.O(1), S.2083.

いて特に規定していない。どのように審理を構成するかは裁判所の裁量によるため、例外的に手続補佐人の参加を控えることも可能である（父母の陳述聴取（FamFG160 条）を行うかも裁判所の裁量にある）[21]。例えば、手続補佐人の参加によって事実の解明が損なわれると信じるに足る具体的理由がある場合や、子どもが単独で意見を述べることを希望した場合等が挙げられる。ただし、子どもの陳述聴取への参加の有無にかかわらず、陳述聴取の内容は手続補佐人に通知されなければならず、関係人たる地位を有する手続補佐人は、これについて意見を述べる権利を有する。

④　手続終了後、裁判所の決定について子と話し合うこと（FamFG158b 条１項５文）

終局裁判により手続が終了した後、手続補佐人は、裁判所が下した決定について子どもと話し合わなければならない。これは、従前より子どもの利益の手続保障的観点から実務上実施されてきた職務について、2021 年の FamFG 改正により明記されたものである。

⑤　子の手続保障が遵守されているかどうか常に監視し、関係人としての権利行使・上訴の提起を検討すること

手続補佐人は、子どもの意思を手続に反映させる職責を担う、子どもの手続的利益を擁護する立場にある。手続補佐人は、選任により、関係人として手続に参加し、子どもの利益のもとで上訴を提起することができる（FamFG158b 条３項）。そのため、適宜、関係人としていかなる権利行使がなしうるか、検討することが求められる。

②　手続補佐人の追加的職務

手続補佐人は、裁判所の命令により、本質的職務とともに追加的に、FamFG158 条１項４文各号に定められた職務を担うものとされている[22]。追加職務の種類・範囲については、理由付けをしつつ、裁判所が決定する。その範囲内において、手続補佐人は職務として行うことができる。

＜手続補佐人の追加的職務＞

1）必要に応じて、子どもの父母やその他の（親密な）関係人と話し合うこと。

［子どもの年齢との関係[23]］

・幼児の場合…通常まず父母も交えて話し合い、その後に父母抜きで子どもと話し合う。場合によっては、配慮権者ではない父母の一方と子どもとのやり取りを観察する。

・小学校就学年齢までの年少子…自身の意思を部分的にしか表明できない場合も少なくないことから、子どもの利益を代表するため、この追加的職務が特に必要となる。

・年長子…子どもの主観的利益・客観的利益の調査のため、これらの者との話合いが必要となることも多い（例えば、他者によって誘導された意思か子どもの自由意思か

[21] Rauscher, a.a.O(1), S.2084.

[22] 2021 年の FamFG 改正時には２項、2025 年改正により通訳等に関する３項が挿入されている。

[23] Rauscher, a.a.O(1), S.2087.

どうか確認する必要がある場合)。

［協議の対象や方法[24]］

裁判所は、どのような関係者と話し合いをすべきかを正確に指定する必要はない（手続補佐人の責任においてこれを決定する)。子どもの利益の確認のために多くの者との話し合いが必要となる場合もあるが、それに伴い、保護されるべき子ども自身の空間に侵入するリスクも増すことに注意を要する。

・父母のほか、子どもと「日常的に接触」している養育者（特に祖父母、継父母等の近親者も考慮。
・医師や教師は、通常はこの関係者に含まれない（※職業上の関係者が守秘義務を負っている場合、配慮権者たる父母や子ども自身（その意味を理解できる場合）による守秘義務の免除が必要となる。

2)　適切な場合には、手続の対象に関する合意調整が実現されるように協力すること。

なお、自己責任で行うメディエーションの実施は対象外である（手続補佐人自身が関係人であり、手続における子どもの利益を守らなければならないからである）[25]。

なお、追加的職務を伴う選任状況については、ドイツ連邦統計局によるデータから傾向を伺うことができる。2024 年度・家事事件統計報告書（2025 年８月４日公表）によれば[26]、家庭裁判所で処理した（手続補佐人の選任が可能な）親子関係事件・実親子関係事件・養子縁組事件については総計 261,916 件、高等裁判所で処理した同事件の総計は 8,299 件であり、そのうち、家庭裁判所における手続補佐人に追加的職務を伴う選任件数については総計 99,000 件、高等裁判所における同種の選任件数は 2,563 件と報じられている（選任件数全体の約 37.8%。なお、本報告で扱わない実親子関係事件や養子縁組事件を含む点に注意を要する)。

1－c)　社会科学の専門家（例えば行動心理学の知見のあるカウンセラーなど）によって子どもの意見を聴取し、それを裁判所に伝達する仕組みがあるか。当該専門家は、子どもの意見の聴取や伝達についてどのような責任を負うか。

親子関係事件の手続には手続補佐人の他にも、心理学等の専門的知見を有する鑑定人（Sachverständige）や児童福祉を担う行政機関である少年局（Jugendamt）職員が関与することがある。これらの専門家もそれぞれの職務のもとで子どもと接するものの、鑑定人は科学的手法に基づく鑑定書の提出、少年局は当該子どもをめぐる少年援助や児童保護の経過説明・更なる支援可能性の指摘等を通じた手続への支援と、それぞれの

[24] Rauscher, a.a.O(1), S.2087.
[25] Rauscher, a.a.O(1), S.2087.
[26] https://www.destatis.de/DE/Themen/Staat/Justiz-Rechtspflege/Publikationen/Downloads-Gerichte/statistischer-bericht-familiengerichte-2100220247005.html,Siehe Themenbereich 24241-6,24241-15（2026 年３月 17 日閲覧)。

職責は異なるものといえる。子どもの意見を手続へ反映させる役割については、手続補佐人が担う。手続補佐人とこれらの専門家の職務とは区別することができる。

裁判所は親や子どもの利益の確認、一般的な事実認定を行い、事案の性質に応じて手続補佐人を選任する。また、事案によっては、子ども自身に関する科学的・専門的評価が必要となるために、鑑定人による心理学や精神医学等の知見に基づく鑑定人による鑑定が行われる場合がある。鑑定は適切な鑑定人によって行われなければならず、鑑定人の専門的資質についてFamFG163条が定めている[27]。また、鑑定の質的担保のために、ドイツ心理学者協会連盟（Föderation Deutscher Psychologenvereinigungen）による心理鑑定の質的基準[28]や家族法鑑定作業部会（Arbeitsgruppe Familienrechtliche Gutachten）による親子関係法における鑑定の質に関する最低要件[29]等が定められている[30]。

鑑定人は、関係人間における合意形成を促すことを裁判所から命じられることがある（FamFG163条２項）。合意形成促進に関する裁判所の命令のもと、子どもの利益に資する形での合意解決のために、鑑定人が子どものニーズや心理状態等について父母に理解が得られるようにコミュニケーションを図ることも考えられる。

公的少年援助を担う少年局もまた、家庭裁判所の手続に参加する（SGBⅧ50条[31]、FamFG162

---

[27] FamFG163条「鑑定人による鑑定」
⑴ 第151条１号から３号までの規定に基づく手続において、鑑定は、適切な鑑定人によって行わなければならず、その鑑定人は、少なくとも、心理学、心理療法学、児童・少年精神医学、精神医学、医学、教育学又は社会教育学の職業資格を有するものとする。鑑定人が教育学又は社会教育学の職業資格を有している場合、十分な診断及び分析に関する知識を習得していることが、公認の追加資格によって証明されなければならない。
⑵ 裁判所は、子の身上に関する手続において、裁判所は、鑑定人に対し、鑑定書の作成に当たり、関係人の間における合意形成も促すべきことを命じることができる。

[28] https://www.dgps.de/fileadmin/user_upload/PDF/Empfehlungen/GA_Standards_DTK_10_Sep_2017_Final.pdf（2026年２月７日閲覧）。

[29] https://www.bmjv.de/SharedDocs/Downloads/DE/Themen/Nav_Themen/MindestanforderungenSachverstaendigengutachtenKindschaftsrecht.pdf（2026年２月７日閲覧）。

[30] モーネルトは、鑑定人の質的保証をめぐり、心理学と法学の方法論的アプローチの違いと調整の必要性について指摘する。Alica Mohnert, Augen auf für plausiblere Gutachten in Kindschaftssachen, online unter: https://www.otto-schmidt.de/blog/familienrecht-blog/augen-auf-fur-plausiblere-gutachten-in-kindschaftssachen-FAMRBLOG0001239.html（2026年２月７日閲覧）。

[31] SGBⅧ（社会法典第８編：少年援助法）の邦訳については、岩志和一郎・鈴木博人・髙橋由紀子「ドイツ『児童ならびに少年援助法』全訳（1）」比較法学36巻１号（2002）303頁以下、「同（2）」比較法学37巻１号（2003）219頁以下、「同（3・完）」比較法学39巻２号（2006）267頁以下を参考としている。なお、本規定は、2021年５月４日の後見及び世話法の改正に関する法律（2023年１月１日施行）により改正されている。
SGBⅧ 50条「家庭裁判所の手続への参加」
⑴ 少年局は、児童及び少年の身上配慮に関するすべての措置について、家庭裁判所を支援する。少年局は、家庭事件及び非訟事件手続に関する法律（FamFG）に基づく次の各号に掲げる手続に参加しなければならない。
1. 親子関係事件（FamFG162条）

条[32])。少年局は、児童保護の観点から手続に関与しつつ、当該事案や当事者等との事前協議の状況、少年援助として利用可能な支援策等について意見を述べる。

1－d)　子ども自身が、手続に申立人や利害関係人として手続を自ら遂行する仕組みはあるか。ある場合、どのように運用されているか。

子どもは関係人として手続に参加することが可能である（なお、例外的に制限行為能力者たる未成年子について手続能力が認められる場合もある）。手続補佐人が選任された場合には、手続補佐人もまた関係人として手続に参加することとなる。

2.　実親子関係事件（FamFG176 条）
3.　養子縁組事件（FamFG188 条２項、189 条、194 条、195 条）
4.　婚姻住居事件（FamFG204 条２項、205 条）及び
5.　暴力保護事件（FamFG212 条、213 条）。

⑵　少年局は、特に、提供かつ実施された給付について情報提供し、児童又は少年の発達に関する教育的及び社会的見解を示し、更なる支援の可能性を指摘する。BGB 第 1631b 条、第 1632 条第 4 項、第 1666 条、第 1666a 条及び第 1682 条に基づく手続並びにこれらの規定に基づき講じられた措置の変更、延長又は取消しに関する手続において、少年局は、第 36 条第２項第２文に基づく支援計画を家庭裁判所に提出する。この文書には、専ら、ニーズ評価の結果、この対象とされる給付を含む、合意された支援の認可の種類及びこの評価につき予想される審査の結果が記載される。子の身上に関わるその他の親子関係事件において、少年局は、家庭裁判所の要請に応じて支援計画を提出する。少年局は、FamFG 第 155 条第２項に基づき、期日に、相談手続の状況について家庭裁判所に情報提供する。第 64 条第２項並びに第 65 条第１項第１文第１号及び第２号は、その定めるところによる。

⑶　FamFG 第 155a 条第４項第１文及び第 162 条の規定に基づき共同配慮の移譲に関する手続において陳述聴取された少年局は、第 58 条に定める目的のため、次の各号の定める裁判所の裁判について、第 87c 条第６項第２文に基づき管轄する少年局に直ちに通知する。

1.　BGB 第 1626a 条第２項第１文に基づき、配慮の全部または一部が共同で父母に委譲される旨の確定した裁判所の裁判、又は
2.　親の配慮の全部又は一部を母から剥奪し、又は父親に単独で委譲する旨の確定した裁判所の裁判

児童又は少年の出生年月日及び出生地並びに出生登録時の氏名も併せて通知しなければならない。

[32] FamFG162 条「少年局の協力」

⑴　裁判所は、子の身上に関する手続において、少年局の意見を聴取しなければならない。意見聴取が、差し迫った危険があることを理由として行われない場合には、遅滞なく追完されなければならない。

⑵　民法第 1666 条及び第 1666 a 条に基づく手続において、少年局は、手続に関与しなければならない。その他の場合、少年局は、その申立てにより、手続に関与しなければならない。

⑶　子の身上に関する手続において、少年局には、期日が通知されなければならず、かつ、裁判所の全ての裁判について通知されなければならない。少年局は、決定に対して、抗告することができる。

⑴ 手続能力について

手続能力一般については、FamFG9 条が定めている。原則として、BGB により行為能力を有する者につき手続能力が認められる（BGB２条（成年年齢）18 歳。104 条（行為無能力者）1. ７歳未満・2. 自由な意思決定を排除する精神活動の病的障害状態にあり、性質上、その状態が一時的なものではない者)。この例外として、制限行為能力者（BGB106 条：７歳以上の未成年者は 107 条ないし 113 条の規定に従い、行為能力が制限される。）についても、①手続対象につき BGB により行為能力が認められる場合（同条１項２号；112 条（独立営業許可を受けた未成年者）や 113 条（労働・雇用許可を受けた未成年者)）等のほか、養子縁組の同意の宣言（1750 条３項）や 16 歳以上の遺言能力をもつ未成年者（2229 条１項)、②14 歳以上で、その者自身に関わる手続であり、BGB によりその者に帰属する権利を主張できる場合（同３号；例として、BGB1671 条における配慮権単独委譲への反対や同 1746 条２項における養子縁組への同意の撤回等）には、手続能力が認められる。申立てにより開始される手続において、申立人は関係人となる（FamFG７条１項)。

⑵ 関係人としての手続参加について

子どもは、関係人（Beteiligte）としての手続参加が可能である（FamFG７条２項。手続によりその者の権利が直接に影響を受ける者（同項１号）等が対象である。)。なお、子どものために選任された手続補佐人は、選任後、関係人として手続に参加する。

２　両親の離別・離婚に伴う子どもの養育に関する合意や決定のための司法外の手続において、子どもの意見を聴いてそれを合意や決定に反映させたり、子どもの当該手続への参加を可能とする仕組みがあるか。ある場合それはどのようなものか。特に、次のようなものや他にも該当するものがあるか。

2－a)　行政機関や民間団体が制度的に行う法的仕組み（民間や公的な機関が行うミディエーションやカウンセリングなど）の中で、子どもの意見を聴く取組

SGBⅧが基本原則として定める子どもの権利とその権利擁護を目的とする少年援助としての「少年相談（Jugendberatung)」の運用が参考となる。

⑴ SGBⅧが定める子どもの権利と少年援助としての「少年相談（Jugendberatung)」

SGBⅧは、自己の能力を発達させる若者の権利の承認を基本原則として掲げており、この権利実現のために、少年援助として、若者の個人的・社会的発達の助成や不利益の回避・除去、父母や教育権者に対する教育相談支援、児童・少年の福祉に対する危険からの保護、児童やその家族にとって好ましい環境の維持・創設等について尽力するものとされている（SGBⅧ１条)。また、全ての若者について、発達状況に応じて、自己の発達に対する助成と教育を求める権利が認められており、少年局や民間団体が行う少年援助に対する参加権についても認められている（SGBⅧ８条)。

SGBⅧでは、家庭内教育に対する支援として、パートナー関係や別居・離婚の諸問題に関する相談（SGBⅧ17 条)、身上配慮や交流権の行使の際における相談支援（SGBⅧ18 条）が行

われている。

SGBⅧ１条１項によれば、全ての若者は、自ら決定し、自ら責任をもち、社会生活を行う人格を備えた者となるために、自己の発達に対する助成と教育を求める権利を有するとされ、この権利実現のために、同条３項各号に定める少年援助を行うものとされている（同項１号では、「若者の個人的及び社会的発達を助成し、かつ、不利益を回避し、又はその除去に努めること」を掲げている)。そして、この少年援助は、公的機関とともに民間団体によって提供される（SGBⅧ３条２項)。

また、SGBⅧ８条は発達状況に応じた形での児童及び少年の公的少年援助の決定への参加について規定している。同条によれば、児童及び少年は、行政手続、家庭裁判所及び行政裁判所の手続における権利について適切な説明を受けるものとされており、配慮権者に知られることなく、カウンセリング等の相談支援を受ける権利を有する（配慮権者に知らせると相談支援の目的が達成されない場合に限る。)。

SGBⅧ11 条により、若者の成長促進のために必要な少年事業が提供されなければならない。この事業の提供は、若者の利益に基づき、若者が共同で決定・形成するものであり、若者の自立を支援し、社会的な責任と市民活動への参加を促し、導くものでなければならない。少年相談（Jugenberatung）については、少年事業の１つとして同条３項６号が定めている。

別居・離婚の諸問題に関する相談（SGBⅧ17 条）については、基本的に父母に対する相談支援を定めるものであるが、別居・離婚の場合、父母は、「当該児童・少年の適切な参加のもとで、親の配慮と親の責任を全うするための合意案を作成することにつき支援される」ものとされており、この合意案は、家庭裁判所の手続における和解又は決定の基礎として利用することもできる（同条２項)。

また、交流権や扶養料の問題に関する相談支援についても SGBⅧは定めている（SGBⅧ18 条)。児童・少年は、BGB1684 条１項に基づく交流権の行使について相談支援を求める権利を有するとされ、BGB1684 条、1685 条及び 1686a 条に基づき自分との交流について権利を有する者が自分の福祉のために権利行使することについて支援されるものと定められている（SGBⅧ18 条３項１文、２文)。若年成年者は、満 21 歳に達するまで、扶養請求権又は扶養代償請求権の主張に際して、相談・援助を求める権利を有する（同項４文)。

なお、各州法における少年援助計画への子どもの参加をめぐる各州法の具体的状況については 2025 年７月にドイツ児童援助協会が取りまとめており、参考となる[33]。

⑵ オンラインサービスによる「少年相談」について

ドイツ各地域に相談所（Beratungstelle）が設けられており、対面のほか、電話やインターネット等を通じても児童等は相談支援を受けることができる。オンラインによる少年相談・情報提供も活発に行われている。この相談支援は民間の少年援助団体によって提供される場合もある。例えば、連邦教育相談協議会（bke）は、16 の州と児童・少年援助の民間団体・各自治体の機関と協力して、親や少年に対する専門的なオンライン相談を匿名・無料で

[33] https://www.dkhw.de/filestorage/1_Informieren/1.1_Unsere_Themen/Kinderrechte/Kinderrechte-Index/2025/Indikatoren_Datengrundlage/Beteiligung/Beteiligungsrechte_in_der_Jugendhilfeplanung.pdf（2026 年２月７日閲覧)。

実施している[34]。

また、ネットワークを通じて全国の少年情報サービスの質と普及率の向上を目指すプロジェクトとして、ユーゲント・インフォ（少年援助：Jugend.info）[35]がある。このサービスを通じて、若者における重要な情報について無料で簡単にアクセスできるようにしている。デュッセルドルフの少年情報センター（zeTT）[36]と共同で開設された「ユーゲント・インフォ・ネットワーク南部」は、ヘッセン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州、バイエルン州にある７つの少年情報サービスで構成されている（例として、ミュンヘン青少年情報センター（JIZ）がある）[37]。

2－b） 親が制度的に義務づけられることによって行う法的仕組み（当事者の協議において子どもの意思を聞き反映させることが法的に義務付けられている、そのための情報提供や確認の仕組みがある、など）

ドイツ民法典（BGB）における「親の配慮」に関する諸規定を参考とすることができる（以下を参照）。なお、その前提として、ドイツ基本法（GG）における人間の尊厳（同法１条）、人格の自由（２条１項）、両親の子どもの監護教育権と国家共同社会による監視（６条２項）についても付言しておく必要がある。基本法上定められた基本権については未成年子もまた、成年と同様に享有することから、「基本権上の成年（Grundrechtsmündigkeit）[38]」として捉えることができる。そのため、未成年子についても法的審問請求権（rechtliches Gehör：103 条１項）―①情報提供を求める権利、②発言の権利、③考慮を求める権利―の具体的保障が重要となる。

BGB1626 条：子の養育・教育において、自律した責任ある行動に向けて成長発達する能力や増大するニーズを考慮する義務があり、発達状況に応じて、子と話し合い、合意に達するよう努める義務がある。

BGB1627 条：父母は、子の福祉のため、親子双方の合意のもとで配慮権行使しなければならず、双方の意見が異なる場合には、合意形成の義務を負う。

BGB1631a 条:子の職業訓練や職業につき、特に子の適性や傾向を考慮する義務がある。

---

[34] https://www.bke-beratung.de/（2026 年２月７日閲覧）。

[35] https://jugend.info/（2026 年２月７日閲覧）。

[36] https://www.duesseldorf.de/jugendamt/jugendliche-begleiten/zett（2026 年２月７日閲覧）。

[37] ミュンヘン少年情報センター（https://jugendinfo-muenchen.de/）では、26 歳までの若者とその保護者や教師・専門家等に対して、様々な問題に関する情報提供と相談支援を無料で（希望者については匿名で）実施している。相談方法も対面形式のほか、電話・オンライン・メール・プライベートメッセージアプリ等、様々ある。

[38] この概念の簡潔な解説として、ボード・ピエロートほか著・永田秀樹ほか訳『現代ドイツ基本権〔第２版〕』（法律文化社、2019）52 頁以下。また、「子どもの自由」と「親の権利」、民法上の「親の配慮（親権概念からの転換過程の議論を含む）」との関係について詳細な検討を行うものとして、横田光平『子ども法の基本構造』（信山社、2010）447 頁以下。

BGB1671 条：単独配慮への配慮権委譲の申立てについて、14 歳以上の子の拒否の有無につき要件として定めている。

BGB1684 条：父母に対する子の親子交流権（「子は、いずれの親とも交流する権利を有する。」（同条１項１文））。なお、親については義務的権利として規定しており（同項２文）、親は、子と他方親との関係を損なうこと又は子の教育を困難にすることを一切行ってはならない（同条２項）。

BGB1686 条：他方親に対する、子の個人的状況に関する情報請求権（正当な利益がある場合、子の福祉に反しない限り、いずれの親にも認められる）。

2－c）　周知・広報等によって文化的・社会的風土があることにより親が行う事実上の仕組み（法的には義務づけられてはいないものの、子どもの意思の把握や反映のためにすべきこととして一般的に受け入れられていること、など）

文化的・社会的風土から親が子どもの意思の把握や反映のために事実上行っている仕組みがあるかどうかは不明である。しかし、大人と同様に子どもも基本権の担い手であり、各法制度において子どもの権利が謳われていること、ドイツ全国にわたる少年援助への参加、そして公的期間・民間団体共に少年援助について積極的な広報活動をしていること、手続補佐人が子どもと接触する際における親への説明、活動に対する理解の獲得に向けた活動等から、親としても子どもの意思の重要性について一定の理解がなされていると考えられる。

３　子どもの声を聴いてそれを反映させることについて、政府や議会、関係機関において、これまでどのような議論があったか。子どもの意見表明や手続への参加について、実体法あるいは手続法において、近年、特筆すべき変化があったか。あったとしたらどのようなものか。（上記１・２のような仕組みが制度化されてきた背景も含む）

子どもの意思の尊重や手続への反映については、これまで様々な議論が展開されてきており、現在においても活発な議論が展開されている。現在に至るまで、子どもの意思尊重に関する議論へ影響をもたらしたものと考えられる諸要素について、以下、紹介する。

(1) FGGにおける子どもの陳述聴取規定の新設からFamFGの成立まで[39]

1968 年「連邦憲法裁判所1968年6月29日判決」	子どもは「固有の人間の尊厳を伴う存在」としてのみならず、「人格の発展を求める固有の権利を伴う存在」であると示す（GG１条１項、２条１項)。
1979 年「配慮法改正法（BGBl. I. S.1061)」	親の支配権的性質に基づく「親権」から、子どものための「配慮」へ。 非訟事件手続法（FGG）に子どもの陳述聴取義務の規定を設ける。
1983年「バートボール専門会議」	ドイツ児童保護連盟とドイツ家族法学会による共催。テーマは「子どもの福祉に関する今日的理解の結論としての子どもの弁護人」。
1990年「社会法典第８編(少年援助法 KJHG（BGBl.I.1990,S.1163)」	児童福祉法の改正（出生率の低下や単身家庭の増加等、ドイツ社会の変化に伴う少年援助の見直し)。なお、1922年のライヒ少年福祉法以来の原則の１つである「自己の能力を発達させる少年の権利の承認」について継受している。
1991年「キンケル連邦法務大臣の影響」	児童の権利条約草案に関する審議との関係から、クラウス・キンケル連邦法務大臣（当時）が、裁判手続における子ども独自の利益代理について初めて法政策上の課題として採りあげる。
1992年「児童の権利条約の批准」（３月６日）	同年２月17日には、「子どもの権利についての1989年11月20日の条約に関する法律」を制定した。
1992年９月「第59回ドイツ法曹大会（ハノーヴァー)」	同大会においてギゼラ・ツェンツとウヴェ・ディーダーリッシェンが、子ども独自の利益を擁護する手続代理人の必要性について講演する。その後、ルートヴィッヒ・ザルゴーが、子どもの利益が問題となる全ての手続に対して、子ども独自の利益代理が必要であると主張。ザルゴーは、「子どもの弁護人」という抽象的概念の使用を避け、タンデムモデル（法的・福祉的双方の観点からの手続代理）を用いつつ子どもの福祉的位置付けを提唱する。
1993年「ロイトホイサー連	ザビーネ・ロイトホイサー＝シュナレンベルガー連邦法務

[39] 手続保護人制度の創設過程の議論について、拙稿・注(1)「『子どもの代理人』の職務に関する一考察――日独・家事事件手続法改正の比較から」327頁以下。1990年代～2000年代を中心に、ドイツ基本法の子どもの権利条項を設ける旨の議論の展開について、荒川麻里「ドイツにおける『子どもの権利憲法条項化案』棄却の論理」教育制度研究紀要７号(2012)95頁以下。旧法（FGG）下における子どもの権利主体性や手続保護人をめぐる議論等を詳説するドイツ法文献として、Caroline Steindorf-Classen, Das subjective Recht des Kindes auf seinen Anwalt; Hannne Gummersbach, Die Subjektstellung des Kindes - Die verfahrensrechtliche Neuerung des Anwalts des Kindes in § 50 FGG -; Johannes Münder, Anika Hannemann, Gabriele Bindel-Kögel (Hg.),Der Anwaltdes Kindes Innovation durch Recht 等がある。

邦法務大臣の影響」	大臣が、法制度上の急務とされた子どもの手続代理人につき「子どもの弁護士」というスローガンを掲げる。これにより議論が一層高まることに。
1996 年「第１回政府報告書に対する児童の権利委員会からの勧告」	子どもの権利主体性のもと、あらゆる決定への参加可能性を子どもに認めていないことの問題指摘がなされたことから、ドイツ国内において子どもの参加に関する具体的な法改正、公的な啓発活動が必要となる。 非訟事件手続における未成年者の手続保護に関する規定を含む親子関係法改正法案が提出されるに至る。
1997 年「親子関係改正法（BGBl. I 1997 S. 2942)」	FGG50 条に手続保護人（Verfahrenspfleger）規定が設けられる。
2002 年「子どもの権利行使に関する欧州条約[40]の批准」（８月１日）	締約国に対し、児童の権利条約で認められた権利実現の確保のために、あらゆる適切な立法・行政その他の措置を講じることを義務付ける条約である。第２章において「子どもの権利の行使を促進するための手続的措置」について規定。
2008 年「家庭事件・非訟事件手続法（BGBl. I 2008S. 2586, 2587)」	家庭裁判所の管轄の拡大・後見裁判所の廃止・世話裁判所の設置など。手続保護人規定については、名称の変更、職務内容の明確化の必要性等から、改正。FamFG158 条に「手続補佐人（Verfahrensbeistand)」規定を置く。

⑵ FamFG 施行から現在まで

2019 年「児童及び少年の参加に関する国家行動計画（Nationaler Aktionsplan (NAP) für Kinder- und Jugendbeteiligung）[41]の策定」（～2025）	ドイツの若者（12～27 歳）による参加を強化することでドイツ政府の国家戦略をさらに発展させることとする。
2019 年「EU 少年計画（EU-Jugendstrategie）[42] の策定」（～2027）	若年層の若者達の政策への参加に関連。ヨーロッパにおける少年の民主的社会参加や市民活動への参加を促進し、自身の人生を形成する機会を提供することを目指す。
2021 年「児童性暴力対策法（BGBl. I 2021 S. 1810)」	同法により、手続補佐人について規定する FamFG158 条、子の陳述聴取に関する FamFG159 条が大きく改正される。2015

[40] 同条約については、平野裕二氏による邦訳がある。https://childrights.world.coocan.jp/international/participation/ce%20conv_exercise.htm（2026 年２月７日閲覧)。
[41] https://www.bmbfsfj.bund.de/resource/blob/255790/551bfbff6b37cbd260ce5ab147c6dd7c/nap-kinder-und-jugendbeteiligunt-auszug-abschlussdokumentation-data.pdf（2026 年２月７日閲覧)。
[42] https://youth.europa.eu/strategy_de（2026 年２月７日閲覧)。

	～2017 年、凄惨な「シュタウフェン虐待事件」が発生したことから、児童に対する性暴力への対策を強化。厳罰化等を含む刑法改正等のほか、司法制度における資格要件の見直し等も行われ、これに伴い手続補佐人の具体的適格要件に関する改正等がなされている。

４　政府のウェブサイト等で、両親の別居や離婚の意味、子どもの養育に関する決定や合意を行う仕組み、両親の不仲や別居、離婚について子どもが悩みを相談できる仕組み、離婚や別居の過程で子どもが意見を聴いてもらう機会を得られることやその具体的な方法など、離婚や別居等に直面する子どもが必要とする情報が、子どもにたいしてわかりやすい方法で提供されているか。ウェブサイト以外の方法でも（パンフレットやＳＮＳなど)、子どもに対してこれらの情報が提供されているか。ウェブサイトＵＲＬやパンフレットのデータ（ＰＤＦなど）はあるか。

様々な形で公的機関等において特設サイトが設けられている。例えば、６歳～11 歳児を対象とした家庭裁判所の手続に関するパンフレットについて、連邦司法・消費者保護省（BMJV）からダウンロードすることが可能である。また、デジタルプラットフォーム・シュタルク（STARK）におけるオンライン支援サービスの存在も特筆することできる（これらの詳細は後掲)。

その他、少年援助における相談支援においても、家族等の人間関係をめぐる相談を受け付けており、各相談所においてＳＮＳを通じた相談支援業務が提供されている。

⑴　パンフレット　『私の意見も大切です――家庭裁判所への私の招待状[43]』

（文頭・文末の一部と概要について紹介）

「家庭裁判所とは何か、何をするところか、なぜ私たち子どもの意見が聞かれるのか、審理の後はどうなるのか、そして、どこで誰からサポートを受けられるのか、このパンフレットを通じて一緒に学びましょう。」……

「最後にもう一度、一番大事なことについて！それは、君たち自身が決断をする必要はないということです！　その役目は、君たちの親にあります。もっぱら親だけでそれができな

[43] 自分だけのパンフレットとなるような工夫として、登場人物の紹介欄とあわせて自分の名前や写真を載せることでオリジナルの体験記になることの案内、確認クイズと正解者へのトロフィーの装飾、質問や懸念事項等について信頼できる人と相談できるようなメモ欄の設定、誰と相談できるか（最初の相談者として例えば「信頼できる」教師や保育士、ソーシャルワーカー、親戚やクラブコーチ等。少年局やその他相談所。例として、カリタス協会やディアコニー等のカトリック教会やプロテスタント教会の機関（信者でなくとも、相談可能）のほか、様々な相談を実施している労働者福祉協会等にも相談が可能)、また、近隣の相談所に関する詳細情報として、連邦教育相談協議会（Bundeskonferenz für Erziehungsberatung）や悩み相談ホットライン（Nummer gegen Kummer）の緊急連絡先（電話・URL）等を記載している。BMJV,a.a.O(13).S.3,22 ff.

い場合、その決断をするのは裁判所の責任です。裁判所は決定を下すに当たって、たくさんの要素を考慮し、慎重に検討しなければなりません。その審議には次の要素―適用される法令、君たちの意見と希望、親の意見と希望、少年局・手続補佐人・鑑定人の評価―が含まれます。そして、裁判所は、これら全てが君たちと君たちの将来にとって何を意味するか、しっかり検討しなければならないのです。だから、裁判所は、君たちの希望そのままの通りの決定を下すとは限りません。しかし、裁判所の視点から、君たちにとって最善の決定を下します。」。

『パンフレットの概要』

子ども向けには、好奇心旺盛なレア（姉：11歳）と少し怖がりなアントン（弟：7歳）の対話を通じて、家庭裁判所の役割や家庭裁判所での陳述聴取の大切さ、様々な専門家の役割を教えている。また、親に対しては、このパンフレットを子どもに読んであげてほしいこと、それによって親自身も新たな発見があるかもしれないこと、リラックスした雰囲気で子どもと話し合うことの大切さ、子どもの意見を無理に聞き出そうとしたり自分の考えを納得させるような会話を強要しないこと、他方親を軽蔑する発言をしないことの重要性等について説明している。

以下、子どもの陳述聴取や手続補佐人に関わる内容について簡潔に紹介する（正義の女神の話、少年局や鑑定人等の記述については割愛）。

『家庭裁判所の説明や陳述聴取、手続補佐人の役割等について』

レアとアントンの両親は喧嘩ばかりでもう一緒に暮らせず、どこに住むべきか迷っているところ、来週に家庭裁判所へ行って裁判官と話をすることとなった（ママは「陳述聴取」と言っている）。レアは、アントンと一緒に、いとこのフェリックス裁判官のもとへ話を聞きに行く。

①　フェリックス裁判官による家庭裁判所の一般事項についての説明[44] フェリックスは、レアたちが家庭裁判所について知っていることを聞きながら、裁判所の役割について説明しつつ、裁判官をサッカーの審判にたとえながら説明する。そして、レアたちのようなケースにおいて、裁判所は第一に、子どもにとって何が最善かを判断しなければならないため、裁判所は子どもの言い分を注意深く聞き、問題に精通している人達（手続補佐人、少年局や鑑定人）の協力を求めるのだと説明する。たくさんの人物の登場によりアントンが困惑したため、フェリックスは、詳しいことについて同僚のペーターズ（家庭裁判所裁判官）に質問してごらんと話し、家庭裁判所に案内する。
②　ペーターズ裁判官による陳述聴取についての説明[45] ペーターズは、陳述聴取がどのようなものか説明する。レアは、ペーターズと挨拶した待合室で陳述聴取が行われるか質問するが、ペーターズは、陳述聴取の実施場所は様々であり、児童室で行われることもあるが、自身は執務室で面談することが好きだと伝える。

[44] BMJV,a.a.O(13).S.6 ff.
[45] BMJV,a.a.O(13).S.9 ff.

また、時には法廷で行われることもあるため、法廷も見てみないかとレアたちを案内する[46]。

レアは続けて陳述聴取ではどんなことが聞かれるのか質問し、また、アントンは陳述聴取の場に親が同席するのか、レアと一緒に陳述聴取されるか等、不安げに質問する。ペーターズは、基本的に親は同席しないこと（親がどう思うか心配する必要もないこと）、二人の意見は必ず聞くが、自身は兄弟姉妹それぞれ個別に話をする（それぞれ自分の言い分を話してくれるため）と説明する。また、レアたちは陳述聴取の頻度や１回当たりの時間がどれだけか、答えられない質問があった場合どうすればよいか、続けて質問する。ペーターズは、基本的に陳述聴取は１回だが、生活に重要な変化があった場合等にはその回数が増える場合もあること、大抵は 15 分から 30 分程度だが質問の状況（打ち解けて話しができるようになる時間）等によって実施時間は異なること、子どもが怖がっているような場合には例えばゲームをしたり絵を描いたりする等してお互いを理解しあうこと、質問に答えられなかったり、質問が理解できなくても問題なく、その場合には率直に裁判官へ伝えてほしいこと等をレアたちに伝えつつ、続けて裁判官に対する子どもの権利[47]について説明する。また、陳述聴取の後、発言や会話の内容、受けた印象（例：子どもたちが悲しがっていたか、嬉しそうにしていたのか等）を裁判官は書類にまとめること、この書類は親を含む関係者全員に送られるため、知られたくないことがあれば、事前に裁判官に伝えるように説明する。

これで手続が終了するかどうか質問したアントンに対し、ペーターズは、親や手続補佐人、少年局と話をしなければならない（もしかすれば鑑定人に尋ねなければならない）ため、その期日を決める旨を説明し、また、手続補佐人について興味を示したレアに対して、手続補佐人のシュナイダーを紹介すると話す。

③　シュナイダー手続補佐人による説明[48]

シュナイダーは、手続の中で子どもをサポートして子どもの利益を代理すること、あくまで手続補佐人は子どものために存在すること、子どもたちの様子や子どもたちが安心した生活のために何が必要かを把握することが自分の役目であり、そのために、子どもと面会（大抵の場合は自宅を訪問）し、自分がどんな人間でなぜ子どもと話をしたいのかをきちんと説明すること、子どもと二人で話をすることで自分の考えを自由に話すことが

[46] 「法廷は広いけれど、怖がる必要はありません。好奇心を持って室内を見回してごらんなさい。大人達がどんな場所で意見を聞かれるのか見るのも興味深いに違いないでしょう。質問があれば、遠慮なく聞いてください！　法廷で意見は聞かれないけれども、どんな感じか知りたい場合には、中を覗かせてもらえるか尋ねてください。」BMJV,a.a.O(13).S.15ff.

[47] ペーターズは、子どもには裁判官に対するたくさんの権利があることをレアたちに伝える。例えば、自分の話を聞いてもらう権利、理解できないことについては説明してもらう権利、考える時間を与えてもらう権利、質問をさせてもらえる権利、要求に応じて間をあけてもらう権利、何か不快に感じた場合にはそれを受け入れてもらう権利、話したくない話題があれば、それを受け入れてもらう権利、会話を終わらせたいなら、それを受け入れてもらう権利である。その上で、「もし、君たちのことがきちんと理解されていないと感じたら、裁判官にそのことを伝えてあげてください」と話している。BMJV,a.a.O(13).S.15ff.

[48] BMJV,a.a.O(13).S.15ff.

できる旨を伝える。
レアは、子どもが手続補佐人に話をしなければならないか、質問をする。シュナイダーは、これを否定しつつ、子どもは何を話して何を話さないか自分で決めることができること、ただ、そのような場合には子どもの願いがなぜ裁判所にとって重要なのかをきちんと説明すると回答する。また、手続補佐人は裁判所での陳述聴取に付き添うこと、手続の全ての過程において子ども個人の連絡・相談係として常に傍にいること、時には両親や先生等、子どもの状況をよく知っている人にも話を伺うこと、それによって子どもの状況を深く理解でき、子どものための解決策を裁判所や両親に提案することもでき得ることを伝える。また、手続補佐人は子どもが何を望み、何を必要としているか、それを実現するために何をすべきかについて書類としてまとめ、裁判所に提出すること、それによって裁判官が子どもの希望やニーズについてよりよく理解し、考慮するのに役立つことも説明する。
レアたちは、シュナイダーの話を受けて、自分たちにも手続補佐人が選任されるか興味を持つが、シュナイダーは、手続補佐人は必ずしも選任されるわけではないこと、裁判所が選任は不要と判断する場合もあり得ること、もし裁判所が選任している場合には、すぐに手続補佐人から連絡が来ることを伝える。

⑵ デジタルプラットフォーム「シュタルク（STARK)」について

危機的状況にあるカップル、親の別居や離婚等をめぐる配慮権紛争の解決に関するデジタルプラットフォーム「シュタルク（STARK）;[Streit und Trennung meistern: Alltagshilfen, Rat und Konfliktlösung[49]]」がオンラインで設けられている。これは、連邦家族省（BMFSFJ[50]）の資金援助を受けつつ、ゲッティンゲン大学、ハイデルベルク大学、ミュンヘン大学（LMU)、ウルム大学、ウルム大学病院、ドイツ少年研究所（DJI）が参加する学際的共同プロジェクトに基づき、家族法・経済学・心理学・教育学の専門家が協働して開発されたものである。親にどのような問題が生じているか、子どもにはどのような権利があるのか、家庭裁判所ではどのようなことが行われるか、分かりやすいように動画等を交えて説明されている。各対象者にとって分かりやすく、中立的な構成となっており、シュタルクへのアクセスは24時間可能で無料である。また、相談支援等の専門家にとっては、実務上有益な情報資料にアクセスすることができる。

なお、「ひとり親及び別居中の親とその子どもの支援―現状調査と行動提言」と題した連邦政府の「第10回家族報告書」[51]（2025年1月16日付）において、カップル関係の相談や別居相談に関するオンラインサービスに高い需要があることが確認されている。同年11月25日、26日にはシュタルクをめぐる1,000人以上の専門家によるオンライン会議が開かれており、ミヒャエル・ブランド連邦家族省政務次官による開会挨拶において、同旨について

[49] https://stark-familie.info/de/（2026年２月７日閲覧)。
[50] メルツ内閣のもと、教育（Bildung）部門の移管に伴い、現在はBMBFSFJに名称変更されている（2025年５月６日以降)。
[51] https://www.bmbfsfj.bund.de/bmbfsfj/ministerium/berichte-der-bundesregierung/zehnter-familienbericht-253668（2026年２月７日閲覧)。

言及されている。この会議によりドイツ全土にわたる別居・離婚相談の情報交換の場がもたれ、家族支援の連携強化方針について議論されている[52]。シュタルクは、BMBFSFJ の支援を受けているドイツ少年・婚姻相談研究協会（DAJEB）の賛助のもと、当該家族について適切な地域相談所をオンラインで検索することも可能である。利用者等がシュタルクの概要を理解しやすいように、ミュンヘン大学が監修したパンフレットも準備されている[53]。

その他、例えばバーデンビュルテンベルク州司法省においては「親の合意―子どもの福祉のために一緒に（Elternkonsens – Gemeinsam für das Wohl des Kindes」という特設サイトが設けられており[54]、保護者向けの情報のほか、子どもや少年向けの情報も掲載している。家庭裁判所でどのようなことが行われるのか、その他、各地域の相談所への連絡やオンライン相談（心理カウンセリング）等も紹介している。さらに詳細を知りたい場合のために、STARK のリンクも掲載されている。

なお、専門家の協働による合意形成促進モデルがドイツ国内の各地域で展開されていることも注目し得る（例えば、バーデンビュルテンベルク州におけるベーブリンゲン（シュトゥットガルト行政管区）モデルについて[55]）。

５　上記１・２により、子どもが意見を聴取される場合、手続の途中経過や、手続によって決まった結果を子どもに説明（フィードバック）する方法として、どのようなものがあるか。また、その実務はどのようになっているか。

子ども本人の陳述聴取との対応から、単に意見を聴かれるのではなく、子どもの発達、教育又は健康にとって不利益を及ぼすおそれがない限り、子どもは、その年齢に応じた適切な方法で、手続の対象、経過及び想定される結果について知らされるものとされている（FamFG159 条４項）。また、手続補佐人の本来的職務として、年齢・発達程度に応じた方法で子どもに対して手続の対象、経過、及び予想される結果について知らせることが挙げられる（FamFG158b 条１項３文）。実務上も手続補佐人はこれらの内容について子どもに対して適切な方法で説明している。

---

[52] https://www.bmbfsfj.bund.de/bmbfsfj/aktuelles/alle-meldungen/digitales-angebot-unterstuetzt-familien-bei-streit-und-trennung-275556（2026 年２月７日閲覧）。同氏の挨拶は次のとおりである。「ドイツ連邦政府は、デジタルプラットフォーム（STARK）を通じ、特に困難なフェイズにある家族に対して、24 時間体制で役立つ情報を提供し、個々の状況に合わせたオリエンテーションと支援を提供しています。また、STARK は、各地域の相談所の重要な業務を支援しています。このプラットフォームの需要が高いということは、家族政策におけるデジタルサービスの拡充に対する重要かつ心強い指標といえます。」

[53] https://www.edu.lmu.de/apb/dokumente-und-materialien/stark/stark-flyer-05-2022.pdf（2026 年２月７日閲覧）。

[54] https://elternkonsens.de/（2026 年２月７日閲覧）

[55] 拙稿「裁判所における合意形成促進モデル～コッヘムモデル」二宮周平・渡辺惺之編『子どもと離婚――合意解決と履行の支援』（信山社、2016）96 頁以下。

なお、FamFG164 条[56]により、子どもが抗告権を行使できる裁判については、子どもが 14 歳に達しており、かつ、行為無能力でない場合には、子ども自身に裁判が告知されなければならない。ただし、子どもの発達、教育又は健康に悪影響が及ぶおそれがある場合には、子どもには告知しない（同条２文）。

６　上記１・２により、子どもの意見を聴取する裁判官、代理人、社会科学の専門家は、子どもの聴取等についてどのようなトレーニングを受けているか。

家庭裁判所・高等裁判所の裁判官は発達心理学や子どもとのコミュニケーション等の知識を備えている必要があるとされている（裁判所構成法 GVG23b 条３項３文[57]、119 条２項）。具体的なトレーニング内容については不明であるが、例えば、バーデンビュルテンブルク州司法省において、家族法を扱う裁判官の初任者研修について紹介がされている[58]。

また、手続補佐人については、FamFG158a 条[59]により、その資質や適性について詳細

---

[56] FamFG164 条「子どもに対する裁判の告知」
子が抗告権を行使することのできる裁判は、子が 14 歳に達し、かつ、行為無能力でない場合には、子自身に告知されなければならない。裁判の理由が子の発達、教育又は健康に対して不利益を及ぼすおそれがある場合は、子に対してこれを告知しないものとする。第 38 条第４項第２号は、これを適用しない。

[57] 家庭法部に家庭裁判所判事をおく。家庭法事件を担当する判事は、家族法、特に児童監護法、家族一時法、家族法手続に必要な児童及び少年福祉分野について実証可能な知識を有するとともに、心理学、特に児童発達心理学、児童とのコミュニケーションについて実証可能な基礎知識を有するものとする。これらの分野についての知識が実証できない判事は、近い将来に係る知識の修得が見込まれる場合に限り、家庭裁判所判事の職務に就くことができる。

[58] https://jum.baden-wuerttemberg.de/de/justiz/justizpruefungsamt/fortbildung/fortbildungskalender/hd-familienrichterliche-einfuehrungsqualifizierung（2026 年２月７日閲覧）。家族法領域の新任裁判官を対象に、職務開始後数ヶ月間、学際的アプローチを含む教育機会の提供を目的として、４つのモジュール（要素）で構成される研修を行っている。モジュール１（２日間）では家庭裁判所裁判官が直面する様々なトピックを取り上げつつ、親の配慮と交流権に焦点を当てる。モジュール２（2.5 日間）では、基本的な心理学的側面を明確にするために、子どもの面接に関する学際的課題を扱い、面接や質問の技法についても扱う。特に、性的虐待が疑われる事例に焦点を当てている（なお、その他のモジュールでは、扶養法をめぐる様々な問題、夫婦財産制等について扱う）。

[59] FamFG158a 条　「手続補佐人の適性」
⑴　第 158 条第１項の趣旨において、専門的な適性を有する者とは、家族法、とりわけ親子関係法、親子関係事件における手続法及び児童・少年援助法の分野における基礎知識、並びに児童の発達心理学に関する知識を有しており、かつ、子にとって適切な対話技術（Gesprächstechniken）を有する者である。第１文に基づき必要な知識及び能力は、裁判所の求めに応じて、これを証明しなければならない。この証明は、特に社会教育学、教育学、法律学又は心理学の職業資格及び手続補佐人の活動として特化された追加資格によって、行うことができる。手続補佐人は、定期的に、最低限２年ごとに、継続的な専門研修を受け、

に定められている。

手続補佐人に関する研修については、各地域において専門職団体による研修が実施されている。これらの研修については、各地域における諸団体・専門家の連携により実施されており、また、裁判官や大学教員等が密接に関わっていることも少なくない。以下、いくつかの例を紹介する。

① 「児童及び少年のための手続補佐人・補充保護人・職業後見人職業連盟協会[60]」(Berufsverband der Verfahrensbeistände, Ergänzungspfleger und Berufsvormünder für Kinder und Jugendliche - BVEB - e.V.) ※前・連邦児童少年協会 (BAG e.V)

適切な手続代理の実施の確保や手続補佐人間のネットワーク構築に尽力している専門職団体である (2000 年２月創設)。同サイトにおいては会員・保護者・子ども向けの情報を網羅しており、会員向けには、各機関との連携の上、手続補佐人に関する様々な研修（資格認定の研修や追加研修等）について情報提供している。

※ヴァインスベルガー・フォーラムによる追加モジュール[61]

「親子関係事件における手続補佐人 - 法・子どもの保護・実務の詳細」

・研修日程：2026 年６月 29 日（月）～７月２日（木)。７月 10 日（金）オンライン試験

・研修対象者：配慮権、交流権、情報保護、児童の保護、陳述聴取ならびに複雑なケース協議に関する知識を深めたい、実務経験のある手続補佐人を対象。FamFG158a 条１項４文に基づく資格証明としても認定される。

・研修内容

1. 法的知識の深化（１日目・２日目）

手続補佐人に関する現行の判例：親の配慮、配慮権及び交流の調整

情報保護と守秘義務の免除

児童の保護と親の配慮の剥奪 (BGB1666 条、SGBⅧ8a 条)

裁判所の求めに応じて、この証明を提出しなければならない。

⑵ 第 158 条第１項の趣旨において、人的適性を有する者とは、良心的に、先入観によらず、かつ、独立して、子の利益を擁護することが保証される者である。特に、刑法第 171 条、第 174 条から第 174c 条まで、第 176 条から第 178 条まで、第 180 条、第 180a 条、第 181a 条、第 182 条から第 184c 条まで、第 184e 条から第 184g 条まで、第 184i 条から第 184l 条まで、第 201a 条第３項、第 225 条、第 232 条から第 233a 条まで、第 234 条、第 235 条又は第 236 条の規定に基づく犯罪行為のために有罪判決が確定したことがある者は、人的に適格性を有しない。第２文の要件を審査するために、裁判所は、当該人物に係る延長無犯罪証明書(ein erweitertes Führungszeugnis)を提出させるか(連邦中央犯罪登録法第 30a 条)、当該人物の同意を得て、その他の方法で既に提出された延長無犯罪証明書を検査するものとする。この種の証明書は、３年以上前に発行されたものであってはならない。文書によって証明されなければならないものは、選任された手続補佐人の延長無犯罪証明書を検査したこと、発行日及び第２文に掲げられた犯罪行為につき確定した有罪判決に関する記録が同証明書にないことを確認したことに限る。

[60] https://www.bveb-ev.de/ (2026 年２月７日閲覧)

[61] https://www.weinsberger-forum.de/kinder-und-jugendhilfe/seminardetails/details/zusatzmodul-verfahrensbeistand-in-kindschaftssachen-vertiefung-260145/showSeminar.html (2026 年２月７日閲覧)

養子縁組、後見、自由の剥奪を伴う措置、家庭外養育
裁判官や弁護士による尋問への対応
子どもの奪取（ハーグ条約手続）と氏の変更
書面による意見書の作成と鑑定人の意見への対応
2. 手続補佐の実務（３日目と４日目）
子どもの福祉の危険への対応：危機的介入と協働
手続補佐人としての役割におけるリスク評価
虐待が疑われる場合や会話が難しい状況における、子どもや親との会話手法
子どもの陳述聴取：裁判官による質問中の子どもの準備と付添い
あっせんと連携スキル：公的・民間の少年援助団体との連携
スーパーバイズと自己防衛：負担が大きい事案への対処と自身の健康の確保

・任意の試験：研修の終了後、自習段階や試験が可能（試験への参加は任意。追加費用はなし）。試験は２時間。研修終了から１週間後に、ヴァインスベルガー・フォーラムの学習プラットフォームにてオンラインで実施。
・自習期間：研修終了後、１週間の自習期間を設定。研修で学んだ内容を復習、深めるとともに、研修資料を用いて試験対策を実施。（推奨：15 時間）
・参加証明書：研修終了後、１週間以内に参加者全員へ参加証明書がメールで送信される。
・資格証明書：筆記試験に合格した者については、郵送で資格証明書が送付される。
・BVEB による認定：当会の手続補佐人認定コースの受講者がこの追加モジュールを対面で修了した場合、BVEB から認定証が授与される。これは手続補佐人に関する当会の研修が認められたものであることを証明するものであり、既存の資格証明書に加えて裁判所に提出することができる。

② 「手続補佐人継続教育研究所」（Weiterbildungsinstitut Verfahrensbeistand [62]）
※研修コース：2026 年６月から 12 月まで（授業時間数 99 時間）実施。
（集中セミナー６回（金曜日 午後４時～８時、土曜日 午前９時 30 分～午後５時）
ピア・コンサルテーション・ミーティング３回（各 2.5 時間）。
『研修方法』：基本的コンセプトは「事例の理解」。手続補佐人のテーマと役割について、具体的で生き生きと人的な理解を深めるために、主に心理劇の手法を用いる。各場面の描写を通じて、当事者の関係性や行動を観察し、経験することができる。役割を逆転させることで、子どもの経験を捉えることができる。事例研究も活用。
受講料：1,565 ユーロ
セミナー１：「研修入門（手続補佐人の選任に関する通常事案）」
セミナー２：「少年援助の基礎」
セミナー３：「子どもの成長発達」
セミナー４：「手続上の法的権限」

[62] https://www.institut-verfahrensbeistand.de/inhalte-konzept/（2026 年３月 17 日閲覧）

セミナー５：「手続補佐人の役割―手続実務」
セミナー６：「家庭裁判所裁判官との面談、試験」
ピア・コンサルテーション・ミーティング（事例の検討・議論）
証明書の発行：研修を修了者で警察の無犯罪証明書を提出した者については、実技指導と筆記試験による修得能力の詳細を記載した証明書を発行（２回以上のセミナー欠席者は発効不可）

③「ミュンヘン・子ども弁護人協会」（Anwalt des Kindes - München e.V.）[63]
研修プログラム：ソーシャルワーカー、社会教育学者、弁護士、心理学者を対象
受講資格：関連する専門職経験を有する、社会教育学・教育学・法学又は心理学の学位を有する者、又はこれらの分野における職業資格をもち、専門職経験が最低３年以上の者（延長された無犯罪証明書の提出が必須）
研修期間：2025 年２月 14 日～2026 年２月６日
金曜日 午後２時～６時、土曜日 午前 10 時～午後５時
日曜日 午前 10 時～午後５時（例外：2025 年６月 29 日は午前 10 時～午後２時）
費用：3,000 ユーロ（月々250 ユーロの分割払い）
研修内容：全 12 回（うち、最終回にコロキウム（試験）を実施）※一部のみ紹介。
最終コロキウムの修了者：手続補佐人のほか、交流保護人・交流付添人としての活動も行うことができる。

ブロック１ 「導入」手続補佐人制度の歴史・法的根拠・裁判手続における子どもの法的地位等
ブロック２ 「法的基礎」家族法・手続法、配慮権と交流権・子どもの福祉の危険に関する手続
特別な手続として、BGB1631b 条による自由の剥奪を伴う収容措置の許可手続、ハーグ条約に関する手続
ブロック３ 「手続に関わる他の専門家との連携」家庭裁判所における手続の流れ、FamFG155 条に基づく迅速な手続、家庭裁判所における連携体制の構築とその限界、守秘義務と当事者性、激しく対立する親―高葛藤ケース、暴力からの保護に関する法律とイスタンブール条約、家庭内暴力と子どもへの影響等
ブロック４ 「心理学テーマ 1」発達心理学の基礎、愛着理論入門、コミュニケーション研修、演習／実践的事例
ブロック５ 「専門家による鑑定」身体的虐待又は性的虐待の疑いを解明するための信憑性評価の方法論並びに（児童の）証人への面接手法への洞察。親の配慮権・交流権に関する裁判における家族法心理学的専門家の鑑定活動、精神病理学的形態に分類される疾病と家族法における意味

[63] https://www.anwaltdeskindes-muenchen.de/images/pdf/Weiterbildung2025-2026.pdf（2026 年３月 17 日閲覧）

ブロック６	「手続補佐人の役割と業務メソッド」家庭裁判所に提出する手続補佐人の陳述書の構成 本人による陳述書の作成、子どもとのコミュニケーション等

なお、手続補佐人の実務に関する書籍が出版されている。例えば、ルートヴィヒ・ザルゴーとナタリー・イバニッツ編著『手続補佐―実務ハンドブック〔第５版補訂版〕』(2025、Reuvis) [64]は、法学のみならず関連領域（心理学や教育学等）からの学際的知見とともに、ケーススタディ等を通じた問題解決策も含み、定評がある。

７　手続において子どもの意見が尊重されなかったと考える子どもが、異議申立てを行う方法は用意されているか。その運用状況はどのようなものか。

未成年者の抗告権について、FamFG60 条[65]が規定している。また、手続補佐人を通じて手続に持ち込まれた子の意思が尊重されなかった場合、手続補佐人は、選任された全ての手続（仮処分手続を含む）につき、子どもの利益のために抗告することができる（FamFG158b 条３項２文)。なお、実務上は、手続補佐人がこの権利を行使することは稀の様子である。抗告に際しては、手続補佐人は子どもの利益擁護のために裁判所から選任されているため、抗告することが子どもの最善の利益になるかどうかを検討する

[64] Salgo, Ludwig (Hrsg.)- Ivanits, Natalie (Hrsg.), Verfahrensbeistandschaft-Ein Handbuch für die Praxis 5., überarbeitete und erweiterte Auflage, 2025,Reguvis. なお、その他、法学と心理学の両側面から陳述聴取等の家庭裁判所の実務、相談援助や専門鑑定等、複数の文献がある。例として、Eberhard Carl, Kindesanhörung im Familienrecht: Rechtliche und psychologische Grundlagen sowie praktische Durchführung, 2015, C.H. Beck（家族法における子どもの陳述聴取につき、法的・心理学的基礎と実務的実践について紹介。陳述聴取の法的・心理学的基礎や実務上の問題等を取り上げつつ、裁判官の研修、スイスやオーストリアにおける陳述聴取等も紹介)、Harry Dettenborn, Kindeswohl und Kindeswille-Psychologische und rechtliche Aspekte, 7.Aufl.2025 C.H. Beck（親子交流等、裁判所の判断に際して重要な基準となる「子どもの福祉と意思」について、どのように考慮し、検討する必要があるか、心理学的・法学的側面から解説)、Harry Dettenborn, Familienrechtspsychologie, 4.Aufl., 2022, utb.（配慮権や交流権、養子縁組等の具体的事件の法的基礎知識や心理学的影響についてまとめた教科書。少年援助やカウンセリング、専門鑑定等の実務へのアドバイス)、Matthias Weber (Hrsg.), Beratung von Hochkonflikt-Familien: Im Kontext des FamFG (Veröffentlichungen der Bundeskonferenz für Erziehungsberatung),2013., Beltz Juventa（連邦教育相談会議 (BKE) の専門グループが、FamFG に基づく助言相談について行った議論に基づく書籍。高葛藤家族における親への相談の特徴、子どもへの支援の指針、各機関の連携や助言相談に必要な姿勢を解説）等が挙げられる。

[65] FamFG60 条「未成年者の抗告権」

親の配慮を受けている子又は後見に服する被後見人は、その身上に関する事件において、法定代理人を介することなく抗告権を行使することができる。子又は被後見人が裁判所の裁判の前に陳述聴取されるべきその他の事件についても、同様とする。行為無能力の者又は裁判の時において満 14 歳に達していない者については、適用しない。

必要がある。場合によっては、手続補佐人と抗告権を有する子ども（FamFG60 条）が、互いに独立して抗告することができるとされている。なお、具体的な運用状況については、不明である。

―以上―

【資料 1-2】

オーストラリア（豪州）の文献調査[1]

國學院大學准教授　　古賀絢子

１　両親の離別・離婚に伴う子どもの養育に関する合意や決定のための司法手続において、子どもの意見を聴いてそれを合意や決定に反映させたり、子どもの当該手続への参加を可能とする仕組みがあるか。ある場合、それはどのようなものか。

⑴　裁判官が、子どもを直接に聴取し、決定に反映させる仕組みはあるか。裁判官は、子どもの聴取やその内容の決定への反映についてどのような責任を負うか。また、その実務はどのようになっているか。子どもが裁判所に来るに当たって、子どもが安心して意見表明を行うための環境をどのように整えているか。

豪州の連邦統一の制定家族法である 1975 年家族法（the Family Law Act 1975, 以下、「連邦家族法」という。）[2]は、2023 年改正法（the Family Law Amendment Act 2023）を経て、子どもの意見（view）[3]について、養育事件裁判における最重要基準となる「子ども

[1] 本稿の執筆に当たっては、主に以下の邦語・海外文献を参照した。邦語文献：原田綾子『子どもの意見表明権の保障――家事司法システムにおける子どもの権利』（信山社、2023）、拙稿「オーストラリアの離婚後の共同養育法制――2006 年家族法制改革から 2023 年家族法改正法まで」棚村政行先生古稀記念『家族と子どもをめぐる法の未来』（日本加除出版、2024）369～403 頁、拙稿「オーストラリア家族法における離婚後の共同養育推進と子の保護の取組み」二宮周平編『子どもの権利保障と親の離婚』（信山社、2023）39-81 頁、海外文献：L Young et al, *Children and the Law in Australia* (Lexis Nexis Butterworths, 2nd ed, 2016), L Young & G Monahan, *Family Law in Australia* (Lexis Nexis Butterworths, 7th ed, 2009), Family Law Council, *Support for children and young people (children) and strengthening their voices* (Family Law Council Report TOR2, 2024)（以下、「FLC2024 年報告書」という。）, Australian Law Reform Commission.(2019). *Family law for the future - An Inquiry into the Family Law System (ALRC Report 135)* (Report No.135, 2019)（以下、「ALRC2019 年報告書」という。）, Carson, R., et al, *Children and Young People in Separated Families: Family Law System Experiences and Needs* (Australian Institute of Family Studies, 2018)（以下、「AIFS2018 年報告書」という。）, R Kaspiew et al, *Independent Children's Lawyers Study* (Australian Institute of Family Studies, Final Report, 2nd edn, 2014)（以下、「2014 年 ICL 調査報告書」という。）, Australian Law Reform Commission, *Seen and Heard: Priority for Children in the Legal Process* (ALRC Report 84, November 1997)（以下、「ALRC1997 年報告書」という。）等。また、豪州の連邦法務省や家庭裁判所等の公式 HP をはじめとするインターネット上の資料も参照している。ウェブサイトは全て 2026 年 2 月 26 日に閲覧確認したものである。

[2] 豪州の家族法は連邦家族法を基本法とする。以下、別段明記するのでない限り、本稿で引用する条文は連邦家族法のものとする。

[3] 連邦家族法は、子どもの意見を指す言葉として「意見（view）」を用いる。「意見（view）」は「希望（hope）」よりも広く、子どもの現状に対する認識や感情も含むとさ

の最善の利益」（s60CA）を構成する４つの具体的事由の１つとして位置づけている(s60CC (2A)(b))。連邦巡回家庭裁判所（the Federal Circuit and Family Court of Australia (FCFCOA)、以下、「家庭裁判所」という。）及び西オーストラリア州家庭裁判所(the Family Court of Western Australia)[4]は「子どもの最善の利益」を判断するために、子どもの安全保護等の事由と並び、子どものいかなる意見も考慮しなければならない。裁判官は子どもの意向に拘束されるわけではないが、子どもの意見について、子どもの年齢、成熟度、理解度、及び、親の影響等を踏まえながら評価し、子どもにとって何が最善であるかについての総合的な判断の根拠とすることを義務づけられる[5]。

しかし、18 歳未満の子どもは事件手続の当事者となる場合を除き、原則として法廷で証言することはできない（s100B）。そこで、連邦家族法は、子どもが意見を表明する機会を確保する手段として、家族報告書（family report, s62G(2)、後述⑶参照）、及び、子どもの独立代理人（Independent Children's Lawyer, 以下、「ICL」という, s68L、後述⑵参照）の仕組みを置いている（s60CD(2)）。加えて、子どもの意見を知るために裁判所が適切と認めるその他の手段を用いることも認めており(同(c))、これを根拠に、裁判官は子どもと面談し、子どもの意見を直接聴取することもできる[6]。面談に際しては、聴取者の適切な訓練及び子どもの安全な環境の確保が求められる。例えば、子どもの負担を軽減するため、面談はおおむね非公開の法廷や裁判官の私室等で、家族報告書を作成する専門の家族支援コンサルタント（CCE、後述⑶を参照）同席で行われる[7]。

もっとも、子どもの直接聴取は実際にはほとんど行われていない。裁判官が直接聴取に消極的な理由としては、裁判官は子どもから情報を引き出す訓練を欠いていること、反対尋問ができないこと、面談の記録が取られない場合、適正手続の原則に反する可能性があること等が指摘されている[8]。

れる。講学上は、「声（voice）」という言葉も広く用いられており、本稿も適宜、「声」という表現を用いる。FLC2024 年報告書 4.2, p31.

[4] 西オーストラリア州は他州とは異なる法的仕組みを持つため、本稿ではこれに触れず、同州以外の州が採用する連邦統一の仕組みのみを対象とする。

[5] 子どもの意見の評価、及び、その基礎となる子どもの成熟度の評価について、連邦家族法は特定の年齢での線引きを示しておらず、実務上はH & W (1995) FLC 92-598.等の判例法の蓄積を踏まえ、子どもの理解度及び意見表明能力に応じて個別具体的に行われる。特に年長児の意向が重視される傾向にあるが、例えば、Haward v Haward (2023) 67 Fam LR 1.のように、10 歳未満の子どもの意見にも相当な重みが認められることもある。FLC2024 年報告書 4.2, p31-32.

[6] かつては、Family Law Rules, Rule 15.03 (旧 15.02)が、裁判官による直接聴取について規定していたが、実際にほとんど行われないことを理由に 2010 年改正により削除され、現行法上明文規定はない。

[7] M Fernando, 'Hearing Children in Family Law Proceedings'[2014]124 Precedent' 38.

[8] FLC2024 年報告書 4.1.3, p27. M Fernando, *Children's direct participation and the views of Australian judges*, (Family Matters Research Report 92, Australian Institute of Family Studies, 2013a), p41-46. 裁判官による子どもの直接聴取は年間1、2 件にとどまるとされる。なお、P Parkinson& J Cashmore, *The Voice of a Child in*

2024年、豪州家族法協議会（Family Law Council、以下、「FLC」という。）[9]は子どもの意見表明に関する報告書「子ども及び若者（子ども）への支援と彼らの声の強化」（FLC2024 年報告書）を刊行した。同報告書は、裁判官による聴取実施についてのガイドラインの策定等の、裁判官による直接聴取を促す方向での制度づくりを提言している（「勧告３：法務省は裁判官が子どもと面談する際のガイドライン策定に向け、関係者と協議を行うこと。具体的には面談が実施可能な状況、面談の目的、手続的公正性の要件、及び子ども・若年者と面談することが不適切となる状況（当該面談に関する子ども・若年者の意見を含む）を含む。」[10]）。

⑵　子どもに代理人を選任する仕組みはあるか。どのような子ども・事件において選任されるか。選任された代理人は、どのような職責を担うか。また、その職責において、子どもの意見をどのように聴取し、それをどのように裁判所に伝達する責任を負うか。また、その実務はどのようになっているか。

連邦家族法は、子どもの意見表明の機会を確保する手段の一つとして、子どもの代理人となるICLを家庭裁判所が任命する仕組みを置く（s60CD(2), s68L）。ICLの任命は家庭裁判所の職権で(s68L(4)(a)）、又は、子ども自身、子どもの福祉支援機関、その他第三者の申立てにより（同(b)）、子どもの利益について両親らの利益とは別に独立して代表されるべき場合に選任される(s68L(2))。具体的には、子どもへの虐待の疑いがある、両親同士の激しい対立がある、子どもが親の一方を拒絶している、成熟した子どもが強い意見を持っている、両親が本人訴訟である場合などの、子どもの最善の利益について重大な懸念を伴う複雑な事件が該当する[11]。実際に ICL が任命されるのは全養育事件の約 40～47%とされる[12]。家庭裁判所が ICL の任命を命令すると、ICL の選任要請が各州・準州のリーガル・エイド（Legal Aid Commission）に送付される。リーガル・エイドは、リーガル・エイド所属弁護士又はパネル登録の民間弁護士から ICL を選び、その活動を行政上及び財政的に支援する[13]。

Family Law Disputes（Oxford University Press, 2008）p160.は、子ども達は、第三者よりも最終決定者である裁判官と直接話すことを好む傾向があるとする。

[9] Family Law Council とは、連邦法務長官により設立された、連邦家族法の働き等の家族法関連事項について助言や勧告を行う法定機関である。法務長官が任命する家庭裁判所裁判官その他の裁判官、家族カウンセラー、FDR 士等により構成される（s115）。

[10] FLC2024 年報告書 Recommendation 3, 4.1.3, p30.

[11] Re K (1994) FLC 92-461. Re K 事件は ICL 制度の本格導入前ではあるが、子どもの代理人選任の判断基準に関するリーディングケースであり、本事件後に子どもの代理人の選任数は増加し、現在も選任基準として参照されている。原田・前掲注(1)152～153 頁、FLC2024 年報告書 9.1.1, p63, ALRC1997 年報告書 2.73, p26, 13.133, p156-7.

[12] FLC2024 年報告書 9.2, p65. ICL の選任割合は子どもの虐待や家庭内暴力の懸念を伴う事案で高い。原田・前掲注(1)152～155 頁。なお、ICL は子どもが虐待を受けた、又は受ける危険にさらされていると疑う合理的な根拠がある場合、児童福祉当局に通報する義務を負う（s67ZA）。

[13] *Id.* 9.3, p65-6. 原田・前掲注（1)156～158 頁等参照。

連邦家族法及び全豪リーガル・エイドの定める全国 ICL ガイドライン(National Legal Aid, National Guidelines for Independent Children's Lawyers, Sixth Edition)の下、ICL の職責は子どもの最善の利益を代表することであるとされる[14]。これは、ICL が子どもの代理人弁護士として子どもの意向や指示に従うということではなく(s68LA(4))、全体的な証拠に基づいて、どのような命令が子どもの最善の利益に適うかについての独立的な見解を形成するとともに、子どもの最善の利益に従って行動することを意味する(同(2))[15]。

具体的には、子どもの意見の聴取と反映をはじめとして、子どもの参加の促し、証拠収集（文書や証人の申請、家族報告書の申請、保護命令のための情報収集等）、公正な仲介、訴訟管理、及び、子どものトラウマの最小化等、広範かつ積極的な形で養育事件解決に関わることで、子どもの最善の利益を目指す[16]。当事者対抗主義的な裁判手続において、ICL は中立的な立場を保ちつつ、子どもに焦点を当てた展開を促すとともに、特に両親が本人訴訟の場合は現実的な解決策を提案するなど、積極的に紛争解決を図る。ガイドラインでは家族支援コンサルタント等との多職種連携の必要性も強調されており、子どもの学校の先生やかかりつけ医等も聴取対象となる(ICL ガイドライン s3.1.)。

他方で、ICL ガイドライン s3 は、ICL について、子どもの最善の利益と共に子どもの意見表明権を実現するための手段の一つと位置づける（国連児童の権利条約の定める権利の観点から、詳細は後述３参照）。具体的には、ICL は子どもとの面談等を通じて、子どもの意見を把握し、裁判所に伝える（s68LA(5)(b), 同(5A)）。面談では子どもの年齢や発達段階を考慮し、子どもが他者からの影響や圧迫を受けずに自由に意見を表明する機会を提供するよう努める。面談を行うかどうかについて、従来は ICL の裁量に委ねられていたが、2023 年改正法により、子どもが５歳未満の場合、子どもが面談を望まない場合、及び、面談によって子どもの福祉や安全が脅かされる等の特段の事情のある場合を除き、面談を義務づけられ、裁判所は面談義務の遵守について監督義務を負うこととなった(同(5B), (5C), (5D), ICL ガイドライン s5.1)。意見表明支援を求める子どもたちからの要望及びニーズに応え、ICL における子どもの意見表明支援の役割を強化するための制度整備が進められた

---

[14] *Guidelines For Independent Children's Lawyers Updated 2024* (2024), https://www.fcfcoa.gov.au/fl/pubs/icl-guidelines（以下、「ICL ガイドライン」という。）. ICL ガイドラインは家族法制度・実務上、ICL の役割が不明確であることに対応するために作成され、家庭裁判所の承認を受けている。s2.2 は「ICL の主な役割は、裁判所に、子どもの最善の利益にかなう決定を行うために必要な全ての情報と証拠（可能な場合は子どもの意見を含む）が提示されるよう、独立して行動することである」とする。詳細については、原田・前掲注（1）225～228 頁参照。

[15] Young & Monahan, *supra* note 1, 7.89, p301-2, FLC2024 年報告書 4.1.2, p26. Bondelmonte v Bondelmonte [2017] HCA 8. したがって、ICL の利用について、子どもには日本の家事事件手続でいう手続行為能力や意思能力は求められない。原田・前掲注（1)153～154 頁。

[16] FLC2024 年報告書 4.1.2, p24-26, ALRC2019 年報告書 12.52, p372, 原田・前掲注（1）169～173 頁、ICL ガイドライン参照。Parkinson & Cashmore, *supra* note 8, p.51 は ICL の役割を「福祉的役割、弁護士補佐的役割、手続における子どもの発言権付与の役割」と説明する。

ものである[17]。

もっとも、面談で子ども自身が意見表明を望まない場合、これを尊重しなければならない。聴取した子どもの意見について、ICL は裁判所に対して開示する義務を負わず（同(6)）、子どもの最善の利益に適うと考える限りにおいて開示すればよい（同(7)）。また、子どもの意見の内容を伝えるだけでなく、全体的な証拠に基づいて、子どもの最善の利益になると考えられる内容を裁判所に提示する[18]。子どもの希望に反して子どもの意見を裁判所に開示することや、子どもの意見に反する提言を行うこともできる（同 s3.2）。ICL は子どもからも裁判所からも独立的で中立的な立場に立つのである。

⑶ 社会科学の専門家（例えば行動心理学の知見のあるカウンセラーなど）によって子どもの意見を聴取し、それを裁判所に伝達する仕組みがあるか。当該専門家は、子どもの意見の聴取や伝達についてどのような責任を負うか。

家庭裁判所は、裁判官の決定を支援する目的で、裁判所子ども専門職員（Child Court Expert、以下、「CCE」という。）に対し、「子ども影響評価報告書（Child Impact Report）」[19]及び「最終家族報告書（Family Report）」[20]の作成を命令できる（s11C, s11F, s62G）。CCE は子どもや離別・離婚家族に関する専門知識を持つ有資格の臨床心理士又はソーシャルワーカーで、家庭裁判所「裁判所子ども支援サービス」(Court Children's Service)所属の常勤職員である[21]。

---

[17] 2014 年 ICL 調査報告書、AIFS2018 年報告書（5.2, p79 以下等）等の実証研究により、2023 年改正前、ICL が子どもと面談しないことで、子どもの意見を正しく理解できず、十分に子どもに関与していないとして、子どもが不満を持つ場合が相当数あることが明らかにされ、ALRC2019 年報告書が法改正による対応の必要性を指摘した（recommendation 44, p371, 12.54-12.70, p372-379.）。なお、ICL が面談を回避する理由として、ICL の役割やガイドラインに関する研修や理解が足りず、子どもの参加促進よりも証拠収集を重視しがちであること、面談の目的が不明確であることが挙げられる。2014 年 ICL 調査報告書の詳細については、原田・前掲注（1）173～180 頁、特に ICL の子どもの参加を支援する役割を強化する方向での改革については、同 180 頁以下を参照。

[18] FLC2024 年報告書 4.1.2, p26-7 等。

[19] 以下、子ども影響評価報告書については、Federal Circuit and Family Court of Australia, Fact Sheet Child Impact Report FAQs, https://www.fcfcoa.gov.au/fl/pubs/child-impact-report-faq 参照。

[20] 以下、最終家族報告書については、Federal Circuit and Family Court of Australia, Fact Sheet Family Reports FAQs, https://www.fcfcoa.gov.au/fl/pubs/family-reports#:~:text=A%20Family%20Report%20is%20ordered,care%2C%20welfare%20and%20developmental%20needs. 参照。

[21] CCE は家庭裁判所事務局長（Court's Chief Executive Officer）により連邦家族法 s62G の定める家族支援コンサルタント及び家族カウンセラーに任じられる。家族支援コンサルタントは、家庭裁判所の命令に従い、子どもの意見の聴取・把握及びアセスメントを行い、報告書を作成する。加えて、家族紛争解決会議への参加、裁判所内ミディエーションの実施、家族や子どもへの適切な教育・治療プログラムの紹介、その他、カウンセラーとしての役割も担うことがある。家庭裁判所の HP（Title change - Panel Family Consultant

「子ども影響評価報告書」は養育事件裁判の初期段階において、子どもの経験やニーズを把握し、家族の初期評価と争点整理を行う暫定的な報告書である。CCE は裁判開始から約６週間後の第１回審理で、裁判所命令により事件を付託され、報告書を作成する[22]。CCE は両親や子どもと面談し、子どもの声を聴いて、家族の現状を迅速に把握する。これにより虐待、家庭内暴力、薬物濫用、メンタルヘルス等の懸念の有無を評価するとともに、子どもの意見、発達状況、及び、両親その他家族との関係性等についても確認し、家庭裁判所が暫定命令を行うための基礎資料を提供する。そして、更なる介入の必要性や詳細な調査を行って最終報告書を作成するべきかについて勧告を行う。

最終報告書は、裁判所が最終的な命令を行うための資料として、子どもや家族らの意見、子どもの身体的・精神的健康状態、教育上のニーズ、親との関係性、及び、親の養育能力について、専門的な分析とともに伝え、より長期的な観点から子どもの最善の利益に関する勧告を行う[23]。CCE に加え、民間の専門パネル家族コンサルタント（「家族法規則第 40 条家族コンサルタント（Regulation 40 Family Consultants）」）も作成者として任命される[24]。CCE らは専門家として、客観的、中立的な立場で子どもや家族と面談して、子どもの意見を聴取・把握し、アセスメントを行う（s62G）。CCE らが子どもの意見を把握した場合、子どもが幼すぎるか、未熟であると認められる場合を除いて、報告書の内容に含めなければならない（s62G(3A), (3B)）。報告書は証拠として採用され、作成した CCE らは反対尋問の対象となる。なお、子どもらが CCE らに対して話した内容は開示可能であり、証拠として用いられる(s11C)。

CCE らによる家族評価及び報告書作成の具体的な実務は、「家族評価及び報告実務指針（Australian Standards of Practice for Family Assessments and Reporting - February 2015）」[25]に従って行われる。CCE らは「子どもの最善の利益」を実現する上で遵守すべき基準として、中立的な立場と高度な専門性の維持、面談時の安全確保、守秘義務の例外に関する周知、家庭内暴力や虐待などのリスク評価を徹底すること、及び、先入観を排除した証拠に基づく調査手法を採用すること等が求められる。

---

s の項、https://www.fcfcoa.gov.au/news-and-media-centre/updates-profession/panel-family-consultants）、FLC2024 年報告書 4.1.1, p25-6、原田・前掲注 (1)156 頁参照。

[22] Federal Circuit and Family Court of Australia (Family Law) Rules 2021, Rule 8.04. Central Practice Direction: Family Law Case Management (CPD-EF),5.4, 6.6, 4.14. 家事事件管轄の連邦巡回家庭裁判所への統合に伴い、実務指針が改正され、付託のタイミングが大幅に早まり、初期報告書の作成が一般化した。FLC2024 年報告書 4.1.1. p.25.

[23] FLC2024 年報告書 4.1.1, p25.

[24] 民間家族コンサルタントも、養育事件の証拠提出のために必要な専門性や資格を求められ、「裁判所子ども支援専門サービス」の監督下に置かれる。CCE がより広範な業務を担うのに対し、民間家族コンサルタントは高い専門性のため、民間家族コンサルタントの方が子どもと関わる時間が長く、報告書の内容も掘り下げたものになる傾向がある。家庭裁判所の HP・前掲注(21)、R King, Children's Views in Family Court Proceedings - Not Seen, but Heard (2021), https://www.dsfamilylaw.com.au/2021/01/childrens-views-in-family-court-proceedings/参照。

[25] https://www.fcfcoa.gov.au/fl/pubs/aus-standards-practice-2015 参照。

⑷　子ども自身が、手続に申立人や利害関係人として手続を自ら遂行する仕組みはあるか。ある場合、どのように運用されているか。

連邦家族法上、子ども自身が家庭裁判所の許可を得て、養育事件手続の申立人や当事者となることは可能である（s65C(b)）。ICL ガイドラインは、十分に成熟した子どもが ICL ではなく直接の代理人を希望した場合、ICL は手続の当事者として申し立てる権利やその他の選択肢について情報を子どもに提供するべきとする[26]。しかし、子どもの意見については基本的に、ICL や家族報告書を通じて考慮されることとされており、子ども自身が手続を主導する仕組みは一般的でなく、実務上は極めてまれである[27]。宣誓供述書の作成や証人としての手続参加についても、家庭裁判所の許可がない限り認められず（s100B）、そのことが子どもの手続参加を抑止しているとされる[28]。

これらに対しては、豪州では子ども自身が手続を遂行することや証人として手続に参加することを過度に抑制するべきでないとの主張もある[29]。「FLC2024 年報告書」は、ICL などの「子どもの最善の利益」を代表するモデルとは異なる「直接代理」の仕組みの可能性も認めている。後述のとおり、子どもを対象とした裁判・裁判外手続参加に関する情報提供の強化を提言する上で、子どもに提供するべき情報として、子どもが裁判手続を自ら開始すること等、手続への直接参加が選択肢となる旨も含むべきとする（勧告 13、後述４参照）[30]。

２　両親の離別・離婚に伴う子どもの養育に関する合意や決定のための司法外の手続において、子どもの意見を聴いてそれを合意や決定に反映させたり、子どもの当該手続への参加を可能とする仕組みがあるか。ある場合それはどのようなものか。特に、次のようなものや他に該当するものはあるか。

①　行政機関や民間団体が制度的に行う法的仕組み（民間や公的な機関が行うミディエーションやカウンセリングなど）の中で、子どもの意見を聴く取組

豪州において、裁判所外での合意による取決め・紛争解決のための主要な仕組みは家庭紛争解決（Family Dispute Resolution（s60I）、以下、「FDR」という。）である[31]。FDR

---

[26] ICL ガイドライン s 4.7.

[27] 原田・前掲注（1)227 頁、FLC2024 年報告書 10, p74 以下。

[28] Explanatory Statement, Family Law Amendment Rules 2010 (No.1). ALRC1997 年報告書 2.151, p38, 16.55, p217. FLC2024 年報告書 10, p74 以下。

[29] ALRC1997 年報告書 16.55-16.59, p216-217. FLC2024 年報告書 10, p76-77。

[30] FLC2024 年報告書, Recommendation13, 10, p76-77.

[31] 離婚・離別した親の裁判所利用率は約 3～7％であるのに対し、FDR・弁護士の利用率は約 16％とされる。R Kaspiew et al, *Experiences of Separated Parents Study Report (AIFS Evaluation of 2021 Family Violence Amendments)*（2015, Australian Institute of Family Studies)【Table 4.8-4.10】, L Qu, et al, *Post-Separation Parenting, Property and Relationship Dynamics After Five Years*. (2014, Attorney General's Department)【Table 4.15】, 拙稿・前掲注（1）「オーストラリアの離婚後の共同養育法制」399～400 頁等。

は国家公認 FDR 士の支援の下で、離婚家族の問題解決のための合意形成支援を図るミディエーション等の裁判外手続である（s10F）。豪州ではかねてより、親同士の対立抑制や離婚・離別後の共同養育推進の観点から、養育をめぐる取決めや紛争解決手段として、子どもらの安全面の懸念を伴う等の複雑な事案を除き、裁判よりも FDR 等の裁判外合意形成に重点を置き、コミュニティでの支援体制の拡充を図ってきた[32]。FDR は主に家族関係支援センター（Family Relationship Centre、以下、「FRC」という。）を軸とするコミュニティの支援機関で、収入に応じて低廉な価格で行うことができる。

連邦家族法上、養育事件裁判において、家庭裁判所は子どもの意見を含む「子どもの最善の利益」を最重要基準として考慮しなければならないとされる（s60CA, s60CC）が、FDR 等の合意形成においては、FDR 士ら専門支援職[33]は親らに対し、同法 s60CC の定める「子どもの最善の利益」に従うよう伝えることを義務づけられる（s60D(1)(b)）。つまり、FDR においては、FDR 士は親に対して、子どもの意見について、「子どもの最善の利益」を構成する事由の１つとして考慮するよう奨励することが求められる[34]。

とはいえ、子ども自身が直接 FDR に参加することは一般的ではない。しかし、一部の専門的な支援サービスでは、子どもの意見を聴取して親に伝える「子ども包摂型ミディエーション（Child-Inclusive Practice）」や、子どもの利益に特に重点を置く「子ども焦点型ミディエーション（Child-Focused Practice）」[35]が行われている。

---

[32] 連邦家族法は養育命令申立てについて FDR 前置主義を置き、家庭内暴力・虐待の懸念を伴うと見られる場合等を除いて、原則として、家庭裁判所に養育命令を申し立てる前に必ず FDR による合意形成手続を経ることとする（s60I）。

[33] 専門支援職は具体的に FDR 士のほか、法曹実務家（弁護士）、家族支援カウンセラー、家族支援コンサルタントが該当する。FDR 士は法学・社会科学のバックグラウンドを持ち、所定の訓練を受けたミディエーションの専門家である。原田・前掲注（1)205 頁。家族支援コンサルタントについては、１(3)参照。

[34] FDR 士は法的助言を行うことはできないが、合意のための調整活動や「子どもの最善の利益」に照らした養育問題のアドバイスは可能である。原田・前掲注（1)205 頁。FDR・FRC 等のコミュニティでの離婚・離別家族支援は連邦法務省（Department of Attorney's General）管轄下の公的支援事業群「家族関係支援サービスプログラム（Family Relationship Services Program、以下、「FRSP」という。）」に統合され、民間事業者が連邦政府の委託を受けて運営する。委託業者が遵守すべき統一的な運用指針の内容として、FRC が子ども包摂型ミディエーションを採用し得ることや FDR を連邦家族法の枠組みに従って行うべきことが定められている。Attorney-General's Department, 'Family Relationships Services Program Grant Program Information'(2025) Australian Government, p4-5, 11. 特に、the Family Law (Family Dispute Resolution Practitioners) Regulations 2008 (2025 年改正) Part 3, Division3 は FDR 実施者における、「子どもの最善の利益」に関する情報提供義務（連邦家族法 s60D(1)(b)）を定める。連邦法務省の HP(Obligations when conducting family dispute resolution の項、https://www.ag.gov.au/families-and-marriage/family-dispute-resolution/obligations-when-conducting-family-dispute-resolution)参照。

[35]子ども焦点型ミディエーションは、親の別居に伴う心理的・関係的要素を優先し、子どもの発達上のニーズを最もよく支援する養育取決めを目的とするミディエーションである。親の離別・離婚に関わる心理的・関係的な要素を優先し、子ども自身の声を聴くことを構成要素としない。J McIntosh & C Long, *Children Beyond Dispute: A Prospective*

前者の子ども包摂型ミディエーションでは、専門の子ども支援コンサルタント[36]が子どもと面談し、子どもの意見を確認した上で、親同士の協議内容へフィードバックすることで、両親が子どもの最善の利益について検討するよう支援する[37]。子どもがFDRに関与するためには、両親の同意が必要である[38]とともに、その是非については、子どもの年齢、成熟度、能力に基づき、親の対立状況も踏まえながら事案ごとに判断される[39]。具体的な実施方式は、子どもがどの手続段階でどの程度関わるか、及び、どの専門職が子どもの意見聴取や支援を担うかといった点でバリエーションがある[40]が、いずれにせよ共通の主要目的は、子どもの意見やニーズ、選好を把握し、FDR における親の合意形成プロセスに反映させることである[41]。

以下は、子ども包摂型ミディエーションの最も代表的なモデルである「コンサルテーション」モデル（専門職が子どもと面談し、その意見を親や FDR 士に伝える）による具体的なプロセスである[42]。なお、学童期の児童を対象とし、４歳以下の子どもは対象外である。

Study of Outcomes from Child Focused and Child Inclusive Post-Separation Family Dispute Resolution (2006, Final Report issued October 2006)参照。

[36] 子ども包摂型ミディエーションには FDR 士に加え、特別な訓練を経た専門子ども支援コンサルタント（child consultant）が参加する。両者は各州・準州の児童関連業務に関する法令に従い、児童関連業務従事者審査（Working with Children Check）、全国警察身元調査（national police check）を受ける等の基準を満たすことが求められる。連邦法務省の HP（Practical considerations for family dispute resolution practitioners の項、https://www.ag.gov.au/families-and-marriage/family-dispute-resolution/practical-considerations-family-dispute-resolution-practitioners）参照。

[37] *Id.*

[38] Australian Government Attorney-General's Department, 'Family Relationships Services Program Grant Program' (2025) Australian Government, p4-5.

[39] 連邦法務省の HP・前掲注 (34)参照。

[40] 本文中に紹介した「コンサルテーション」モデルのほか、例えば、弁護士が子どもを代理し、ミディエーションでその子どものアドボカシーを重視する「代表」モデル、（Representation model）、弁護士のほかカウンセラーやソーシャルワーカーの多職種連携で子どもの見解の把握を行う「コラボレーション」モデル（Collaboration model）、子どもが親とともに、一部又は全部のミディエーションに直接参加する「直接」モデル（Direct Child Participation Model）、及び、混合モデル等がある。FLC2024 年報告書 7.1.1, p58-59, Relationships Australia Victoria, 'Research summary: Models of child participation in family mediation: A review (25061)', https://rav-prod-cdn-dxgebadtg7bahthb.a03.azurefd.net/media/zisp5ttk/models-of-child-participation-in-family-mediation-summary-25061.pdf 参照。

[41] Relationships Australia Victoria, *supra* note 40.

[42] 豪州最大の FDR 実施業者である Relationships Australia の実務モデルによる。コンサルテーションモデルは、子どもの利益の強調、子どもの代理、子どもとの協議を特に重視する（Relationships Australia NSW, 'Using Child-Inclusive Mediation to Hear Your Children's Thoughts During Separation' (2023), https://www.relationshipsnsw.org.au/blog/child-inclusive-mediation/.）。なお、Relationships Australia が運営するシドニー市の FRC での実務の詳細は原田・前掲注 (1) 203～213 頁参照。その他のコンサルテーションモデルの具体例として、FLC2024 年報告書はヴィクトリア州リーガル・エイ

（ⅰ）まず、子ども支援コンサルタントが両親と面談し、初期評価を行う。

（ⅱ）初期評価の結果、適切と判断した場合に、子どもとの面談を行う。面談はミディエーションの初期段階で、親の同席なしに個別に行われる。きょうだいの場合も同時ではなく個別に行われる。子どもの年齢に応じて、形式的な面接や質疑応答ではなく、遊びや絵を描く活動などを通じて質問への回答や感情の共有を支援し、安心感を持たせる。子どもが親の離別・離婚や家庭環境に関する考えや感情を表明し、共有できる中立かつ安全な場を提供することが重視され、子どもに解決策を考えさせるのではないこと、子どもは養育に関する決定や選択の責任を負わないことが強調される。

（ⅲ）面談後は、両親・FDR 士・子ども支援コンサルタントによるフィードバックセッションが行われる。子ども支援コンサルタントは子どもとの面談で共有された情報をもとに、子どもの感情・ニーズ・希望・子どもからのメッセージを親と FDR 士に伝え、親の理解を手助けする。

（ⅳ）子ども支援コンサルタントは子どもの最善の利益を支援するための公平かつ独立した提言を行い、提言はその後の FDR プロセスにおいて検討される。

以上のような形で、子ども包摂型ミディエーションは子どもの視点を考慮した意思決定を可能にする。その結果として、子どもだけでなく親においても、家族関係や養育取決めに対する高い満足度、取決めの安定性、及び両親同士の対立の緩和をもたらすとされる[43]。そのため、利用は増えてきているが[44]、標準FDRより資源と時間を要することから、依然として少数派である[45]。そこで、「FLC2024 年報告書」は普及のために、更なる財政支援を提言する（勧告８「家族関係支援サービス及びリーガル・エイドに対し、子ども包摂型ミディエーション提供のための財政的資源の拡充を行うこと。」[46]）。

② 親が制度的に義務づけられることによって行う法的仕組み（当事者の協議において子どもの意思を聞き、反映させることが法的に義務づけられている、そのための情報提供や確認の仕組みがある、など）

１⑴及び２①のとおり、連邦家族法は子どもの意見について「子どもの最善の利益」を判断するための４つの具体的な考慮要素の１つとして位置づける（s60CC(2A)(b)）。その上で、FDR 等の両親の合意形成による養育取決めプロセスにおける専門支援職の義務として、両親らに対し、s60CC の定める「子どもの最善の利益」に従うよう促すことを求める

ドにおける法的支援付（弁護士参加型）FDR における「キッズ・トーク」プログラムを紹介する。以上について、FLC2024 年報告書 7.1.1, p58-60.

[43] FLC2024 年報告書 7.1.1, p58, J McIntosh, et al, *Children beyond dispute: A four year follow up study of outcomes from child focused and child inclusive post-separation family dispute resolution* (Research Report, Attorney-General's Department, 2009) 121 .例えば、子ども包摂型ミディエーションを利用した親は、子ども焦点型を利用した親と比較して、養育問題に関する裁判を起こす可能性が半分である。他方で、有効性等に対する厳しい評価も見られる。原田・前掲注 (1) 211、213 頁。

[44] Relationships Australia NSW, *supra* note 42.

[45] Relationships Australia Victoria, *supra* note 40.

[46] FLC2024 年報告書 recommendation8, 7.1.1, p60-61.

(s60D(1)(b)) [47]。したがって、両親が協議に際して、子どもの意見を聞いて考慮するべきことを、直接義務づけているわけではないものの、制度的に奨励していると評価し得る。

もっとも、この制度的奨励が実際に支援者に対して拘束力を持つのか、そして、支援者の助言に沿って親が子どもの意見を尊重することを保障できるのかというと、限界があると考えられる[48]。そこで、実務上これを補強する取組として、専門支援研究機関が支援者向けに、子どもの意見の尊重を目指して信頼性の高い情報パッケージを提供している。子どもの声を聴くことは子どもの最善の利益にとって重要であることを、親や支援者の事実上の行動指針として示し、その実現のための具体的な手法を提供するものである。その射程は、FDR や弁護士を伴う法的交渉も含めた合意形成プロセス全般、さらには、コミュニティベースのカウンセリングや親教育講座による親教育や予防的な対立抑止、及び、養育取決め後の親子の日常生活にも及び、家族支援のあらゆる場面を対象とする[49]。したがって、これらにより上述の制度的枠組み、あるいは、そのベースにある子どもの意見の尊重という理念の実現が図られていると言える。

代表例として、豪州家族問題研究所（Australian Institutes of Family Studies、以下、「AIFS」という。）が提供する、支援者及び親向けのリソースパッケージ「子どもたちに、より大きな発言権を、より多くの時間を与えよう（Give children a bigger voice, more of the time）」[50]が挙げられる。AIFS が 2018 年の子どもを対象とした量的・質的実証研究の成果（「AIFS2018 年報告書」）に基づいて開発し、主に支援者向けのウェビナー及び実践ガイドの形で提供している。FRC や FDR 等での合意形成支援に際して、支援者から親に対し、子どもの声を聴くことが親同士の合意形成を促すことの科学的根拠を提示する上で用いられる。カウンセリングや親教育講座においても、子どもは自分自身の生活に影響を与える決定について情報を取得して意見を述べる権利があるというメッセージを親へ伝え、親に「子どもの視点」を獲得させるための教育ツールとして広く引用されている。

---

[47] 前掲注（33）参照。なお、当事者の合意を前提として裁判所が命令する合意命令の場合は、s60CC の判断枠組みへの参照は任意とされる（s60CC(4)）。

[48] FLC2024 年報告書 7.1, p51.

[49] 国連児童の権利条約第 12 条による子どもの意見表明権の保障は家庭、地域社会、学校内を含むあらゆる場面に及ぶものとされる（詳細は３を参照）。J Tobin, The Development of Children's Rights, Young et al, *supra* note 1, Chapter2, 2.24, p49.また、FLC2024 年報告書 14, p83 は、特に養育取決めや養育命令が成長途上にある子ども達のニーズに柔軟に対応するためには、紛争解決プロセスの全段階において、子どもの意見を聴取することが重要であるとする。AIFS2018 年報告書も、FDR 以外の広範な支援サービスも対象に含めて、子どもの意思決定への参加について調査する。

[50] AIFS の HP（Give children a bigger voice, more of the time：Findings from the Children and Young People in Separated Families Project の項、https://aifs.gov.au/resources/short-articles/give-children-bigger-voice-more-time-findings-children-and-young-people）参照。AIFS は連邦政府の家族政策に対し情報提供を行い、実証的な根拠に基づく家族支援の取組を推進するために、豪州家族の福祉及びこれに影響を与える諸要因、並びに、家族法に関連する立法事実や政策効果に関する調査研究を行う法定機関である（s114）。AIFS2018 年報告書は 2023 年改正法における子どもの意見重視の方向性に大きな影響を与えた資料として、ALRC2019 年報告書や 2023 年改正法の立法資料上で多数引用されている。詳細は原田・前掲注（1）221～224 頁。

③　周知・広報等によって文化的・社会的風土があることにより親が行う事実上の仕組み（法的には義務づけられてはいないものの、子の意思の把握や反映のためにすべきこととして一般的に受け入れられていること、など）

「子どもの権利」を真に実現するためには、法制度の整備だけでなく、子どもを権利の主体として尊重する社会全体の文化的な変容が不可欠と考えられている。同時に、「子どもの権利」の概念が浸透することで、親や養育者が子どもの意見を聴くことが法的な義務を超えて、社会的な規範として受け入れられるようになることが期待される[51]。豪州では現在でも子どもが家族法制度の内外で自らの声を届けられるよう、支援機関や周囲の人が助け、支えている[52]。これについても、やはり専門研究支援機関が開発・提供する各種支援ツールキットが後押しする。様々な局面で親や支援者が子どもにどう話しかけ、子どもの声を聴くべきかについて、子どもとの具体的な関わり方を様々な形で示している[53]。

主な例として、養育支援ポータル「子育てネットワーク（Raising Children Network）」（https://raisingchildren.net.au/）を紹介する。これは連邦社会サービス省（Department of Social Services）の支援を受けて運営されている離婚・離別親を対象とした包括的な支援情報パッケージである。その中で、養育事件裁判へと進む前の段階や養育取決め後の日常生活において、親が「子どもにどう接し、どう声を聴くべきか」を、具体的に学ぶためのセルフヘルプ・ツールが提供されている。例えば、「離別・離婚：子ども・思春期前の子どもの適応」のページでは、11 歳までの子どもを持ち、離婚・離別する

---

[51] Tobin, *supra* note 49, 2.29, p53.「子どもの権利」の思潮をめぐる議論は３参照。

[52] AIFS2018 年報告書 5.1, p72-79.は家族法制度外における事実上の支援の重要性に関して、子どもの友人・仲間、兄弟姉妹・親族といった周囲の人間関係、教師・カウンセラー等の学校部門、及び、メンタルヘルスの専門家や医師らが、子どもの話し相手となる、子どもの感情を受け止める、あるいは、子どもの話を聞いて子どもの状況を理解し、適切な支援へつなげ、親に意見を表明するための基盤を形成する上で果たす役割について検討する。

[53] 他に、子どもの声を聴く文化的・社会的文化の醸成に貢献する取組の例として、下記のツールキットが挙げられる。まず、子ども総合的支援のツールキット“Voice of the Child (VoC) toolkit (Centre for Community Child Health, Murdoch Children's Research Institute)”は、子ども向けの支援プログラムや福祉サービス、医療・教育従事者の運営研究・サービス設計支援が主目的であるが、幼児教育の現場などで「日常的に子どもの声を聴く文化」を作るためのガイドとして活用される（https://www.ccch.org.au/resource-hub/toolkit-and-guides/voice-of-the-child/参照）。養育事件裁判やミディエーションの当事者となった親や子どもに向けた周知・広報ツールとして、家庭裁判所による「子ども憲章（Children's Charter）」（後記３、５参照）、連邦法務省発行のハンドブック「養育命令――知っておくべきこと（ハンドブック）（Parenting Orders - what you need to know (Handbook)）」（https://www.familyrelationships.gov.au/sites/default/files/documents/2021-11/186-parenting-orders-what-you.pdf）がある。また、子ども向け家庭裁判所情報提供ポータルサイト「キッズ・コーナー（Kids Corner）」、４⑶参照）やSouthern Cross Universityによる子どもの家族法参加支援オンラインツール“Family Law 4 Kids”（https://www.scu.edu.au/news/2025/family-law-4-kids-launch/）は親も一緒に見ることによる効果が期待されるという。

親に向けて、子どもの声を聴くことの重要性を次のとおり示している[54]。

「・多くの子どもは、両親が別居や離婚を経験しているときに不安を感じます。
・子どもと率直に話し、安心させ、日常の習慣を守ることが助けになります。
・小さな決断に子どもを巻き込み、感情について話させ、家族で楽しむ時間を作るようにしましょう。
・子どもが状況に対処できていない兆候に注意し、支援を求めましょう。」

その上で、「別居や離婚に伴う変化についてお子さんと話す際のヒントをご紹介します。」として、「簡潔に伝える」、「難しい質問には時間をかけて」、「子どもの不安に耳を傾ける」、「対話を継続する」、「感情について話す」、「他の相談相手を提案する」等の項目を提示し、親が子どもにどう話しかけ、どう意見を聴くべきかについての、具体的で詳細なアドバイスを提供する。

3　子どもの声を聴いてそれを反映させることについて、政府や議会、関係機関において、これまでどのような議論があったか。子どもの意見表明や手続への参加について、実体法あるいは手続法において、近年、特筆すべき変化があったか。あったとしたらどのようなものか。

⑴　児童の権利条約と子どもの参加の権利モデル

豪州の家族法制度においては、特に1990年代以降、養育決定プロセスへの子どもの関与の仕組みの整備が進められてきた。その主な理論的基盤となったのは、国連児童の権利に関する条約（United Nations Convention on the Rights of the Child、以下、「条約」という。）である[55]。条約は第３条において、子どもの最善の利益を第一の考慮事項とすることを求める。第12条は、子どもが自身に影響を与えるあらゆる事項について自由に意見を表明する権利、つまり意見表明権を定める。子どもが意見を聴かれる機会の保障は、司法及び行政手続にとどまらず、学校、家庭内での意思決定プロセスを含むあらゆる場面に及ぶべきとされる。子どもの意見には年齢・成熟度に応じて相応の重みを置くことも求められる[56]。

豪州は1990年12月に条約を批准し、1991年１月に条約は発効した。条約批准は豪州における基本的な子ども観の転換をもたらした。従来は子どもを「親の所有物」や「受動的、依存的で大人より劣った存在」、及び、「保護の客体」とみる傾向があったのに対し、批准後は子どもを「独立した能動的な権利の主体」と捉える議論が台頭してきた[57]。

1995年連邦家族法改正法（the Family Law Reform Act 1995）は条約の基本理念に沿っ

---

[54] https://raisingchildren.net.au/grown-ups/family-diversity/parenting-after-separation-divorce/helping-children-adjust-separation 参照。
[55] Tobin, *supra* note 49, ALRC2019年報告書12.14, p360.等。
[56] Tobin, *supra* note 49 p49, ALRC2019年報告書12.14, p360.等。
[57] Tobin, *supra* note 49, ALRC2019年報告書10.101, p323, 12.13, p360.

て、「親の権利」や「親の所有物としての子ども」といった基本的観念からの脱却と「子どもの権利」、「親の責任」、及び、「子どもの最善の利益」の重視への転換を図った。親子の法的関係の基本概念として、従来用いられてきた「後見（guardianship）」を廃止し、「親責任（parental responsibility）」を導入するとともに（s61B）、養育命令における「子どもの最善の利益」の最重要性の原則（旧 s65E、現 s61CA）を設けた。その上で、「子どもの最善の利益」を構成する11の具体的事由を列挙し、その１つ目として「子どもの希望」を置いた（旧 s68F(2)(a)）。「子どもの希望」を裁判所が把握するための方法についても、カウンセラー等による報告書（旧s68G）、その他の方法（旧s68H）を定めるとともに、ICLの前身となる「子どもの代表（Child Representative）」（旧s68L）の仕組みを導入した[58]。もっとも、「子どもの代表」の役割は具体的に規定されず、子どもの希望を把握するという目的で選任されるのかどうかも不明確であった[59]。

加えて、以上の条文を含む連邦家族法「第７章子ども（Part 7 Children）」全体の規定を解釈する上で考慮するべき目的及び原則を示すs60Bが新たに設けられた。具体的には、第７章の目的は「子どもの最善の利益」を目指す上で、子どもが最大限の発達可能性を実現できるよう十分適切な養育を受けること、並びに、両親が子どもの世話、福祉及び成長発達に関する義務及び責任を果たすことである（同(1)）。第７章の基本原則は、子どもは両親を知り、両親により養育される権利を持つことである(同(2))とするなど、条約の理念を色濃く反映する内容であった。その後、2011 年改正法（the Family Law Legislation Amendment (Family Violence and Other Measures) Act 2011）により、s60B(4)が追加され、「条約を実効化する」ことを第７章の追加的な目的とすると明記された。

s60B の下、条約は豪州の全裁判所における子どもの福祉・最善の利益に関わる手続において、特に重要な意義を持つものと認識されてきた[60]。もっとも、s60B には条約を国内法に組み込む効果はなく[61]、条約を実施する方法に関する指針も提供されていない。条約自体が国内法として制定されたわけではなく、子どもは条約に基づく強制力のある権利を有しないとされた[62]。したがって、条約の規定する子どもの意見表明権やその基礎となる子ども観が、直ちに豪州家族法制度の規範や仕組みとして実質化されたわけではなかった。

⑵「参加」と「保護」の緊張関係と 2006 年家族法改正

条約の批准及び連邦家族法 1995 年改正後も、子どもの権利主体としての地位は依然とし

---

[58] もっとも、子どもの養育事件裁判において子どもの希望を聴くこと、その方法として家族報告書を用いること、及び、子どもの代理人選任自体は、1995 年改正法以前から規定され、実務上も行われていた（旧 s64(1)(b)、s62A, s65）。子どもの代理人選任については主に判例法により選任基準等が確立していったM Emerson & D Britton, Involving Children in Family Dispute Resolution (Long Legalwise Seminars, November 2008), https://emfl.com.au/wp-content/uploads/2016/11/Involving-Children-in-Family-Dispute-Resolution.f..pdf, 原田・前掲注 (1)152 頁。

[59] 原田・前掲注 (1) 146～147 頁、ALRC1997 年報告書 13.59-13.61, p139-140.

[60] 例えば、*Re B* (1997) 140 FLR 11、*Re Thomas* (2009) 41 Fam LR 220, 232 [37]等。

[61] Explanatory Memorandum of the *Family Law Legislation Amendment (Family Violence and Other Measures) Bill 2011 (Cth)* 6, [23].

[62] *Zammit v Zammit* [2020] FamCA 950, [23]-[24].

て曖昧であった[63]。「保護」主義的視点が、子どもの「福祉」や「最善の利益」を重視するアプローチと結びついて、子どもの意思決定への参加促進は危険を伴い、子どもの福祉や最善の利益に反すると論じられた。子どもは両親間の紛争の渦中に置かれたり、養育決定に関する責任を負わせられたりするには脆弱すぎることや、参加の過程で親に操作・影響されること等が懸念された[64]。

これに対し、子どもの権利や自律を重視する立場からは、児童の権利委員会は、子どもの福祉又は最善の利益（条約第３条）と、意見を聴取される権利（条約第12条）との間に矛盾はなく、両者は目的と手段としての補完的関係にある[65]とみていると主張された。「保護」と「参加」との間の二分法を克服して、「参加の中で彼らを保護する方法を見つける」べきとの立場も見られた[66]。

「参加」と「保護」の間の緊張関係が続く中で、2006年家族法制改革（the 2006 Family Law Reform）は行われた。2006年家族法改正（共同親責任）法（the Family Law Amendment(Shared Parental Responsibility) Act 2006）は、「子どもの意見」のもつ理念的価値を後退させるものであった。もとより、「子どもの意見」は「子どもの最善の利益」を総合的に評価する際に考慮すべき要素の一つであり、それ自体で結果を決定づけるものではなかった[67]。この点、2006年改正法は、同じく「子どもの最善の利益」を構成する要素である離婚後の共同養育や安全の確保を強調するため、これらをより重要な価値と位置づけた。したがって、「子どもの意見」の価値は相対的に後退した（s60CC(2)）[68]。

他方で、子どもの手続参加のための具体的仕組みの整備については、裁判・裁判外の両領域において進展があった。裁判手続においては、「子どもの代表」制度が現在のICLへと再定義され、名称の変更とともに、その選任基準、職責、義務及び権限が初めて具体的に明文化され、内容的にも強化された（s68LA, s68M、1⑵参照）[69]。裁判外手続については、2006年家族法制改革は共同養育推進と養育決定をめぐる父母の対立抑制を目指す上で、裁判前FDRを必須とし（s60I）、社会的支援体制の大幅な拡充を図った。その中で、子ども包摂型ミディエーションをはじめとする子どもの決定への参加の仕組みが整えられ、独立した主体としての子どもを支援する取組が広がった。

⑶ 子どもの声をめぐる実務・支援及び実証研究の進展と2023年家族法改正

2006改正法の下、裁判及び裁判外の家族支援の現場においては、ICLや子ども包摂型ミディエーション等の子どもの参加を実践する取組が普及していった。その背景においては、

---

[63] ALRC2019年報告書12.12, p360. FLC2024年報告書2.3, p18.
[64] ALRC2019年報告書12.21-12.23, p362-3. FLC2024年報告書6, p40以下.
[65] Convention on the Rights of the Child, General Comment No. 12 (2009): The Right of the Child to Be Heard 51st Sess, UN Doc CRC/C/GC/12 (1 July 2009) 74.
[66] Parkinson & Cashmore, *supra* note 8, 219.
[67] *ZN v YH* (2002) 167 FLR 366; *R v R* (n 49); *C v C* (2003) FLC 93-159; *DS* (n 49); *VW v J* (2004) 34 Fam LR 499.
[68] N Ross, 'Legal Representation of Children', Young et al., *supra* note 1, Chapter 22, 22.20, p597. ALRC2019年報告書5.43-5.45, p165-166. 本改正に伴って用語上、従来の「希望（hope）」から、より広い意味を含む「意見（view）」へ変更された。
[69] Ross, *supra* note 68, 22.18, p596.

専門研究支援機関が開発・提供する各種支援者向けの教育支援ツールが幅広く利用され、さらに、その実践の成果や課題が研究調査へとフィードバックされる形で、多数の実証研究が進められ、成果が公表されていった[70]。

特に「AIFS2018 年報告書」[71]は、子どもたちを対象とするインタビュー調査の成果として、子どもたちの生の声を通じて、親の離婚・離別に伴う養育決定において子どもの声を聴くことの有益性、及び、子どもの意見表明や手続参加をめぐる裁判・裁判外の仕組みや実務が抱える具体的な課題を提示した。子どもたちは自身の人生に影響を与える決定に関与したいと願っていた。しかし、その多くは阻害され、自身の考えを正しく理解されていないと認識し、手続への関与の程度及び形態、そして、結果的な取決め内容への不満を訴えた。

以上のとおり、子どもの声を聴くための実務、後方支援教育体制、そして、実証的研究調査が一体となって進展していった。それを通じて、独立した権利・利益主体及び支援対象としての子どもの存在が一層可視化されていった。そうした基盤に立ち、2023 年家族法改正は、理念・手続の両面において子どもの手続参加を強化する方向性を実現した。

2023 年改正法は「子どものニーズに応える」ことを最優先する[72]ものであり、その重要な要素として、「権利主体としての子ども」という子ども像がより強調されることとなった。これまでにも繰り返し述べてきたとおり、2023 年改正法は、2006 年改正法の「子どもの最善の利益」の評価枠組み（s60CC）を大幅に単純化した。「子どもの最善の利益」の多数の構成事由を階層化する複雑な構造を廃止し、裁判所が考慮すべき事由を４つに整理

---

[70] AIFS2018年報告書以外の主な実証研究の成果として、2014年ICL調査報告書, Parkinson & Cashmore, *supra* note 8, L Qu et al, *Post-Separation Parenting, Property and Relationship Dynamics after Five Years (2014) ; Australian Institute of Family Studies, Growing Up in Australia: The Longitudinal Study of Australian Children* (Annual Statistical Report 2014)、及び、原田・前掲注 (1)198～203 頁の紹介する ICL 実態調査等。そもそも子ども自身を対象とした実証的調査（インタビュー調査）研究自体が、「子どもの権利論」の潮流の一つである「チャイルドフッド・スタディーズ（Childhood Studies）」という子どもをコミュニケーションや社会的関係の主体と位置づける考え方に基づいて展開されてきたものである。原田・前掲注（1）181～191 頁。

[71] AIFS2018 年調査報告書は実証研究だけでなく、海外の研究動向も踏まえた総合的な研究調査報告となっている。例えば、アイルランド発祥のランディ・モデル（Lundy Model）にも詳細に触れている。ランディ・モデルは具体的には、次の４つの要素を重視する。①安全な空間（Space）：子どもが意見を形成し、表明するための安全で包摂的な機会の提供。②自らの声・言葉(Voice)：子どもが自らの意見を自由に表明できるための適切な情報提供と支援。③真摯な聴衆（Audience）： 子どもの意見が影響力を持つ人物（裁判官、ミディエイター、親等）によって聴かれること。④変化・影響（Influence）：子どもの意見が適切に考慮され、決定に対して実質的な影響を及ぼすこと。この基本的な考えは AIFS の提供する支援ツールやプロトコルにも組み込まれ、豪州の支援の現場でも広く実践されていると見られる。このような国際的な研究動向が豪州の子どもの意見表明支援をめぐる議論のバックグラウンドを形成していることについて、原田・前掲注 (1)181 頁以下。

[72] The Hon mark Dreyfus KC MP, Passage of landmark family law reforms, the Attorney General, *Exposure Draft- Family Law Amendment Bill(No.2)2023 Consultation Paper*, January 2023 等。

した。子どもの意見を、子どもの安全の保護等とともに、４事由の１つに位置づけ（s60CC(2)(b)）、その価値を相対的に引き上げた。この見直しは、2006 年改正法による離婚・離別後の共同養育の急激な推進に伴う子どもの養育決定の仕組みの過度の複雑化が、父母の権利意識と対立を煽り、子どもの利益を害してきたという反省に基づくものであった。というのも、共同養育推進を強調する枠組みの下で、虐待や家庭内暴力を伴う家族において、子どもらの安全を損なう共同養育措置が決定され、子どもの利益を害していた。その中で、共同養育に伴う安全面の不安や暴力への恐れを抱える子どもたちの声を聴いてこなかったことが、実証研究により指摘された[73]。そこで、2023 年改正法は共同養育を強く推進する規範に見直しを加え、子どもの一人一人のニーズによりよく応える上で、子どもらの安全保護の強化に重点を置くとともに、子どもの声の重要性を再認識し、実体法上の基準としての「子どもの最善の利益」の内容として目立たせたのである。

s60B の示す家族法第７章の目的も、（a）「子どもの最善の利益（安全の確保を含む）」、(b)「条約を実施すること」の２つに絞られた。条約実施が追加的目的から、２つの目的のうちの１つに格上げされ、条約の存在感が高まり、重要性が強調された[74]。

ICL についても、子どもとの直接面談を原則として義務化し、例外的免除事由を明確化する（s68LA(5A)）と共に、ハーグ国際条約事案における ICL の選任に関する制限（s68L(3)）を撤廃し、裁判所が必要と認めればいつでも ICL を選任できるようにするなどの強化が施された。前者は、やはり「AIFS2018 年報告書」等の実証研究の成果として、ICL が直接面談を躊躇する場合が多いこと、その理由、及び、子どもが ICL との直接関与が少ないことについて不満を持っていたことが明らかにされたことを受け、ICL における子どもの意見表明支援の役割の強化を図ったものである（１⑵参照）。

2024 年に改正法が実施された直後の 2025 年には、家庭裁判所が「子ども憲章（Children's Charter）」を策定して、子どもを「権利の主体」として扱い、子どもの安全と幸福を最優先し、その意見を尊重することを公約する指針を親と実務家に対して示した[75]。同時に、養育事件裁判に巻き込まれた子ども自身を対象とする、自分の権利やプロセスを理解するための専用ポータルサイト「キッズ・コーナー（Kid's Corner）」を設置する（４⑶参照）等、周辺支援体制の強化が更に進んでいる。

⑷　今後の課題

2023 年法改正後に発表された「FLC2024 年報告書」は、家族法制度従事者の多くが、子どもの養育決定への参加の制度的保障は不十分であると評価していることを示し、その克

---

[73] AIFS2018 年報告書 Executive Summary, p viii, 3.2, p34-35, 4.4, p60, 6.2, p90. ALRC2019 年報告書 12.28-12.30, p364-5 等。もっとも、子どもの声を聴くことが結果としての共同養育措置に結び付く場合もある。原田・前掲注（1）196 頁が指摘するとおり、共同養育が実際的な有効性をもつためには、子どもの協力、そしてその前提となる子どもの意見を聴くことが重要であるとも考えられており、子どもの声を聴くこと自体が共同養育と対立的ではないことには留意を要する。

[74] FLC2024 年報告書 2.3, p18.

[75] https://www.fcfcoa.gov.au/fl/pubs/childrens-charter 参照。

服のための提言を行っている[76]。2023 年改正法の主要な基礎資料となった 2019 年の豪州法制改革委員会（Australian Law Reform Commission[77]、以下、「ALRC」という。）による報告書（「ALRC2019 年報告書」）も、「AIFS2018 年報告書」等の実証研究の成果を踏まえ、数多くの提言を行っており、2023 年改正法はそのごく一部を実現したにすぎない。これらの提言が広範な領域にわたっていることからは、養育決定への子ども自身の参加については、単一的な孤立した問題としてではなく、広範な政策や議論に統合する形でアプローチすべきという示唆が得られる。

したがって、子どもの意見表明や意思決定への参加をめぐっては多岐にわたる論点が展開されているが、中でも注目されるのは、安全面の懸念を抱える場合の子どもの参加の問題である。なぜなら、子どもらの安全保護は現在の豪州家族法における事実上最大の課題であるだけでなく、「参加」対「保護」という子どもの意見表明や意思決定への参加をめぐる本質的・理論的対立の観点からも重要テーマと言えるからである。

従来、子どもの安全及び安心感を確保することは子どもの手続参加の条件と考えられ、例えば、子ども包摂型ミディエーションの実施に際しては、そもそも安全面の懸念を抱える事案はスクリーニングの対象となってきた[78]。「ALRC2019 年報告書」も家庭内暴力が要因となる場合、子どもの参加が安全面をめぐる懸念が特に強まるという意見を紹介する[79]。脆弱な立場の子どもを裁判手続に巻き込む風潮を助長し、有害な結果を招く恐れがあるとの懸念はなお根強い。虐待や家庭内暴力を伴い、子どもの安全面が問題となる養育事件裁判においても、子どもの安全を重視するため、子どもは保護の対象として客体化されやすい[80]。

---

[76] FLC2024 年報告書による家族法制度従事者（裁判官、レジストラー、弁護士、FDR 士等）対象の質問調査の結果は次のとおり。問）豪州家族法制度は条約上の義務を履行しているか：回答者の大半は「同意しない」（35%）又は「強く同意しない」（13%）にとどまった。「同意する」又は「強く同意する」は 33%、「中立」は 15%であった。問）家族法上の事案における意思決定プロセス及び結果に関する情報を子ども・若年者が受ける権利が保障されているか；過半数が反対（41%）又は強く反対（25%）した。同意したのは 19%、強く同意したのは３%にとどまった。問）養育に関する手続における意思決定プロセスへの参加権を子どもや若者が保障されていると考えるか：過半数（53%）が否定的に回答した（強く反対：18%、反対：35%）。同意したのは 30%（強く同意：３%、同意：27%）、中立は 17%であった。

[77] ALRC は、the Australian Law Reform Commission Act 1996(Cth)に基づき、法務長官の委託を受けて、法改正に関する調査研究及び勧告を行う連邦政府機関である。拙稿・前掲注（1）「オーストラリア家族法における離婚後の共同養育推進と子の保護の取組み」44 頁。

[78] J McIntosh, ‘Child Inclusion as a principle and as evidence-based practice: applications to family law services and related sectors’ (2007), Australian Family Relationships Clearinghouse Issue 2007 No1., https://aifs.gov.au/sites/default/files/publication-documents/issues1.pdf 参照。

[79] ALRC2019 年報告書 12.27, p363.等。例えば、ヴィクトリア州治安裁判所及びヴィクトリア州児童裁判所は、家庭内暴力が申し立てられている状況下での子どもの参加拡大に慎重な対応を求めた。

[80] 原田・前掲注（1)200 頁。

これに対し、「AIFS2018 年報告書」は、子どもの安全や安心感確保のためには、むしろ、子どもの声を聴くことが有益であることを示している。例えば、ある子どもは暴力への懸念に関する自身の声が届かず、当該親との関わりを継続させられたことへの苦痛や不満を訴えていた[81]。「参加」と「保護」の関係性として、「参加」もまた「保護」の手段の一つとなるという「参加による保護」の方向性を示唆する現実といえる[82]。2023 年改正法の経緯においても、前述のとおり、「子どもの意見」の考慮を「保護」の目的と結びつける方向性が見られた。他にも、例えば、連邦政府による子どもらの安全保護のための政策枠組み「女性及び子どもに対する暴力根絶のための国家計画 2022-2032（The National Plan to End Violence against Women and Children 2022-2032）」[83]や「安全で支えのある環境：豪州の子どもを保護するための国家枠組み 2021-2031（Safe and Supported: The National Framework for Protecting Australia's Children 2021-2031）」[84]は、子どもの保護を目指す上で、決定プロセスへの子どもの参加を重要な権利や原則と位置づけている。

もっとも、これは、子どもの意見表明や手続参加のために、安全面の懸念に対する特別の手当や配慮が不要であることを意味しない。安全・安心の確保は子どもの手続参加の目的であるとともに、前提でもあると言える[85]。専門的・治療的なアプローチによる適切な支援を行い、安全・安心を実現することでこそ、子どもの手続参加が可能になるとともに、そのための支援がまた子どもの福祉・利益を支えることになる[86]。こうした方向性は、子

---

[81] 前掲注（73）参照。

[82] FLC2024 年報告書 6, p38, ALRC2019 年報告書 12.25-12.30, p363-365 等。こうした方向性を更に進めて、暴力の懸念や父母間の高葛藤が見られる事案では、子どもの手続参加に親の許可を求めることは、子どものリスクや困難をさらに増大させるとの指摘もある。G Dimopoulos et al, '"Talk to us, not about us": Children's understandings and experiences of participation in Australian family law' (2025) *Child & Family Social Work*.

[83] 家族間暴力、家庭内暴力、及び性暴力を１世代（10 年）で根絶することを目指す、豪州連邦政府・各州政府の包括的な政策枠組み。Department of Social Services (Cth), *National Plan to End Violence Against Women and Children 2022-2032* (Report, 2022) 103.

[84] 豪州連邦政府による、子どもの虐待やネグレクトを減らし、世代間の悪影響を断ち切るための 10 年間のロードマップ。特に先住民（アボリジニ及びトレス海峡諸島民）の子どもの保護の仕組みづくりを最優先課題の一つとする。*Safe and Supported: The National Framework for Protecting Australia's Children 2021-2031*, Department of Social Services (Cth), *Safe and Supported: The National Framework for Protecting Australia's Children 2021-2031* (Report, 2021).

[85] 子ども包摂型ミディエーションでは子どもが傷つかずに安心して意見や感情を示せる安全な場所を提供しなければならないと考えられている。例えば、支援機関 interrelate の HP（https://interrelate.org.au/separation-support/mediation/child-inclusive-practice/）参照。

[86] FLC2024 年報告書 6, p40, 44. ALRC2019 年報告書 12.25-12.26, p363 等。家庭内暴力の影響を受けた子どもはエージェンシーが「薄い（脆弱な）」状態にあるが、「自身の意見が展開され、聴かれ、理解されるための十分な支援を受けることで、そのエージェンシーを「厚く（強化）」することができ、それが結果として子どもを保護し、その幸福・福祉を支えることにつながると論じられている。このいわゆる「足場かけ」の理論が豪州にお

どもの手続参加は継続的なプロセスであり、効果的な意思決定だけでなく子どもの総合的な福祉を支える上でも不可欠であるという視点と親和的である。

以上のように、豪州において様々な意見や方向性がある中で、子どもらの安全確保の観点からも子どもの声を聴くことの意義や制度づくりがどう展開していくかは、今後、日本の制度づくりを進める上でも重要な示唆を与えるものとして注目される。

4　上記の１、２により、子どもが意見を聴取される機会を得られることや、その機会を得る方法について、子どもに対しては、どのように情報提供が行われているか。

⑴　概観

子どもに対する、子どもの意見聴取・手続参加を含む情報の提供は、主に各種支援機関で配布されるリーフレット、及び、インターネット上の子ども向け支援サイトを通じて行われる。以下では、後者の代表例として、子ども向け総合情報提供サイト「キッズ・ヘルプライン（Kids Helpline 1800 55 1800）」（https://kidshelpline.com.au/）、子ども向け家族法情報提供サイト「ベスト・フォー・キッズ（Best for kids）」（https://www.bestforkids.org.au/）、及び、家庭裁判所の子ども向け情報提供 HP「キッズ・コーナー（Kids' Corner）」（https://www.fcfcoa.gov.au/kids）を紹介する[87]。

⑵　子ども向け総合情報提供サイト「キッズ・ヘルプライン」

ア　「キッズ・ヘルプライン」は子ども向けの情報提供・電話及びメール相談を行う総合支援サイトである。24 時間対応で、相談内容は秘匿される。FRSP に属する公的相談事業・家族関係支援オンライン（Family Relationships Online）や同・電話家族関係支援ホットライン（Family Relationship Advice Line）でも紹介されている[88]。HP は「５～12 歳の児童（Kids 5-12）」、「13～17 歳の思春期(Teens 13-17)」、「18～25 歳の若年(Young

---

ける子どもの意見表明の保障をめぐる議論の理論的基盤を形成してきたことの詳細について、原田・前掲注（1)191～202 頁。

[87] 本文中で紹介した以外の主な子ども向け情報サイトによる子どもの意見聴取に関する情報提供としては、下記のものが確認できる。①Reachout（https://au.reachout.com/）、②Headspace（http://www.headspace.org.au/）（※日本からは閲覧不可）、③KidsHealth - The Nemours Foundation（https://kidshealth.org/en/kids/）。①Reachout は、25 歳以下の若者のメンタルヘルスに関するオンラインサービスである。問題に対処するための情報、ヒント、戦略を提供し、チャットフォーラムや他のサービスへのリンクも備える。離婚に伴う子どもの問題ページは https://au.reachout.com/relationships/families/dealing-with-divorce-and-custody を参照。②Headspace はメンタルヘルス、身体的健康、アルコールやその他の薬物、仕事や学業のサポートが必要な若者のためのワンストップサービスである。）、③Kids Health - The Nemours Foundation は西オーストラリア州保健省のサイトである。両親が別れたときに感じるかもしれない気持ち、その対処法、そしてこれから起こり得ることに役立つ情報を提供する。子ども向け離婚問題関連ページは https://kidshealth.org/en/kids/divorce-cope.html?ref=search 参照。

[88] FRO の HP（Services for Children の項、https://www.familyrelationships.gov.au/parenting/services-children）参照。

Adults 18-25)」[89]、「親」、「学校」の５カテゴリーで構成されている。各カテゴリーで親の離婚関連の情報提供が行われている。

イ　「児童（５～12 歳）」カテゴリーの親の離婚（「両親が別れるとき」）に関するページは具体的には次のとおりである。

①「児童」カテゴリーの最初のページでは、「今どんな気持ち」という問いが示される。これに対し、「悲しい」・「分からない」・「心配」等の候補から回答を選択する。そこで、例えば、「分からない」を選び回答する。

②回答後、「気がかりな事項」の候補として、全 30 テーマが出現する。例えば、「いじめはよくない」、「誰にでも間違いはある」、「新しい家族ができるとき」、「両親が傷つけあっている」、「両親が別れるとき」等である。そこで、「両親が別れるとき」を選択する。

③選択後、「両親が別れるとき」のページが出現する。全８ページ構成で、主には寄り添いの声かけと相談窓口への誘導がなされる。具体的な内容は次のとおりである[90]。

【１ページ目】When parents split up...

It can be scary, confusing and upsetting. It might make you feel bad or angry inside. Sometimes if parents have been fighting lots, it might even feel better.
（両親が別れるとき。それは怖いし、混乱するし、動揺するものです。気分が悪くなったり、内側から怒りが込み上げたりしてくるかもしれません。時には、親が頻繁に喧嘩している場合、むしろ気分が楽になることもあるでしょう。）

【２ページ目】It's not your fault

Parents fight or split up for many reasons. Just remember it's not your fault and you're not to blame! And it's not up to you to fix things.

---

[89] 本文で詳述しないが、https://kidshelpline.com.au/young-adults/issues/when-parents-separate-or-divorce 参照。

[90] Kids Helpline, When parents split up, https://kidshelpline.com.au/kids/issues/when-parents-split 参照（©Kids Helpline 2026.）。

（親が喧嘩したり別れたりする理由は様々です。ただ覚えておいてください、それはあなたのせいではなく、あなたが責められるべきことではないのです！　そして、それを解決するのはあなたの役目ではありません。）

【３ページ目】You might have lots of questions

You might be thinking... Where will I live? Will I still see my friends? Will I have to change schools? It's ok to have lots of questions!
（たくさんの疑問があるかもしれません。こんなことを考えてしまうかもしれません…どこに住むの？　友達には会える？　学校を変えなきゃいけないの？　たくさんの疑問を持つのは当然です！）

【４ページ目】Try talking about it...

Let out your feelings. Ask questions. Try talking with a parent or older relative you trust about what's happening. Don't be afraid to ask for help if you need it.
（そのことについて話してみて…気持ちを吐き出しましょう。質問をしてみてください。起こっていることについて、信頼できる親や年上の親戚と話してみてください。必要な時は、助けを求めることを恐れないでください。）

【５ページ目】Do something that makes you feel better

Sometimes feelings can be too much - try taking a break! Listen to music, play a game, kick a ball around outside, make a drawing... do something fun!
（気分が良くなることをしよう。時々、感情が押し寄せてくることもあるよね。そんな時

は、ちょっと休憩してみよう！　音楽を聴いたり、ゲームをしたり、外でボールを蹴ったり、絵を描いたり…楽しいことをしよう！）

【６ページ目】You're not alone

Many kids have gone through what you're going through now. It may not take the hurt feelings away, but remember you're not alone!
（あなたは一人じゃない。今あなたが経験していることは、多くの子供たちも経験してきました。傷ついた気持ちを消すことはできないかもしれませんが、覚えておいてください、あなたは一人じゃないのです！）

【７ページ目】Our counsellors will listen

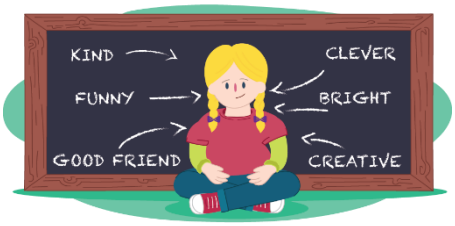

Talking about it can help! Try contacting a Kids Helpline counsellor if you need help and want to talk about anything.
（カウンセラーが話を聴きます。話すことで楽になることもあります！　助けが必要だったり、何か話したいことがあれば、キッズ・ヘルプラインのカウンセラーに連絡してみてください。）

【８ページ目】You are not alone - we're here for you

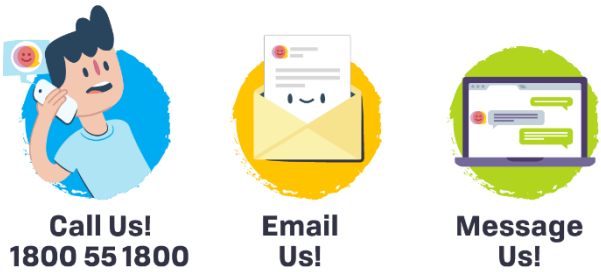

If you can't tell an adult in your life then tell a counsellor at Kids Helpline. We will listen and help you. Give us a call, send an email or start a WebChat.
（あなたは一人じゃない――私たちがそばにいます。身近な大人に言えないなら、キッ

ズ・ヘルプラインのカウンセラーに相談してください。私たちはあなたの話を聞き、サポートします。電話、メール、またはWebチャットで連絡してください。）

ウ　「青少年（13～17 歳）」カテゴリーのページは、まず最初に、「何か手伝おうか？（How can we help？）」「どんなことでもお手伝いするよ！例えば…」という問いかけとメッセージが表示され、その上で、大カテゴリー８つ（例：「学校と勉強」、「友達」）又は、サブカテゴリー165 項目（例：「なぜ虐待は起きるのか？」、「抑うつとあなたの脳」、「インターネット上のいじめ」、「薬物とアルコール」、「性自認（ジェンダーアイデンティティー）」）の中から自分の興味のある項目を選ぶ。大カテゴリーのうち、「家族」を選択するとサブカテゴリー29 項目に絞り込まれる。その中に、「なぜ虐待は起きるのか？」や「両親が別居又は離婚するとき」[91]がある。同ページ中には、「ジョージア（13 歳）の両親の離婚体験談」[92]などが掲載されている。ここでは、キッズ・ヘルプラインのカウンセラーへの相談を呼びかけるだけでなく、友達や信頼できる大人に対して、自分の気持ちを伝えることや、両親に対して、自分の気持ちや、次の段階（養育取決めに関する話し合い等）に関わりたいかどうかについて、率直に話すことが推奨されている。

⑶　子ども向け家族法情報提供サイト「ベスト・フォー・キッズ」

「ベスト・フォー・キッズ」は、家族の分離、保護施設への入所、家庭内暴力、警察、日常生活における法的問題に関する法的情報を提供する。家族関係支援オンラインのHP上でも「家族の離婚、家族法、家庭裁判所に関する子どもと若者向け情報。ICL 及び家族支援コンサルタントに関する情報も含む」として紹介されている[93]。親の離婚に関する情報提供ページ[94]には、ICL に関する案内動画へのリンクが掲載されている。案内動画は、弁護士が知る必要がある事項、弁護士が裁判所に対して子どもと子どもの状況について伝える内容、そして子どもと弁護士との関係がどのように働くか等を内容とし、10 歳未満向けと10歳以上向けの２種類の動画があるほか、リーフレットも用意されている[95]。

⑷　家庭裁判所HP内・子ども向け情報提供ページ「キッズ・コーナー」

「キッズ・コーナー」は、子どもからの質問、子どもの体験談、子どもの気持ち等の各カテゴリーについて、文章や動画等での情報提供を行う。例えば、動画「家庭裁判所とは」、同「Family Expert とは」や、家族支援コンサルタントに関するリーフレット「なぜ私は家族支援コンサルタントに会いに行くの？（Why am I going to see a Family

---

[91] https://kidshelpline.com.au/teens/issues/when-parents-separate-or-divorce 参照。
[92] https://kidshelpline.com.au/teens/story/my-parents-divorced-and-it-changed-my-life 参照。
[93] *Supra* note 88 参照。
[94] https://www.bestforkids.org.au/for-kids/when-families-separate.html 参照。
[95] 10 歳未満向け動画：https://www.bestforkids.org.au/img/interactive/under_10/、10歳以上向け動画：https://www.bestforkids.org.au/img/interactive/over_10/、10 歳以上向けリーフレット：https://www.bestforkids.org.au/for-kids/pdf/ICL-childrens-information-over-10.pdf、10 歳未満向けリーフレット：https://www.bestforkids.org.au/for-kids/pdf/ICL-childrens-information-under-10.pdf を参照。

Consultant?）」を５～８歳の児童向けと９～12 歳の青少年向けの２種類用意する[96]。

⑸　子どもを対象とした情報提供体制の強化の提言

以上のとおり、各種機関により、子ども向けの手続参加に関する情報提供が行われているが、「FLC2024 年報告書」はウェブサイトによる情報提供を強化するべきこと、及び、裁判外手続も含めて、家族法手続に参加するための選択肢について情報提供を行うべきことを提言する（「勧告４：政府は、子どもや若者を対象としたウェブサイト（及び関連ソーシャルメディアコンテンツ）の開発を委託し、家族法上の問題における彼らの権利を子どもにも理解できる言葉で説明するべきである。・当該ウェブサイト（及び関連ソーシャルメディアコンテンツ）は、親が別居した後の意思決定プロセスを明確に説明し、子どもに関する決定についての法律の規定や、彼らがそのプロセスに参加する方法に関する情報を提供すべきである。・ウェブサイトは、異なる年齢層の子どもを念頭に設計され、家族法の文脈だけでなく、彼らに影響を与える様々な法律に関連して、子どもと若者の権利を説明すべきである。・ウェブサイトの開発及び内容については、子ども・若者諮問委員会（設立時：提言 11）を含む子ども・若者からの意見聴取を行うべきである。・国内外の関連機関が作成した子ども向け文書を活用し、ウェブサイトの内容に反映させるべきである。」、「勧告５：政府は、子どもや若者と共同設計した家族法制度に関する情報・教育パッケージの開発を委託すべきである。これは学校、スポーツクラブ、その他の子どもや若者が頻繁に利用する場所（青少年拘置施設を含む）など、あらゆる場所でアクセス・利用可能とするものである。」、「勧告 13：子ども及び若年者は、家族法手続への参加選択肢について情報提供を受けるべきである。当該情報はカウンセリングの利用可能性、並びに法的助言を求める権利や手続開始権を含む家族法手続へのより直接的な参加の選択肢に関するものでなければならない。情報提供のため、電子媒体でアクセス可能なパンフレットその他の適切な媒体を作成すべきであり、少なくとも２つの発達段階及び識字レベルの子ども・若年層を対象とすべきである。パンフレットは、手続の初期段階で申立人及び相手方の双方に提供され、関係する子ども・若年層に渡されるべきである。」、「勧告 14：評議会はさらに、法務省が電子媒体でアクセス可能なパンフレットを作成し、子ども・若者、ICL、その他の家族法専門家に対し、参加及び直接代理人選任の選択肢に関する情報を提供するよう勧告する。」[97]）。

５　上記の１、２により、子どもが意見を聴取される場合、手続の途中経過や、手続によって決まった結果を子どもに説明（フィードバック）する方法として、どのようなものがあるか。また、その実務はどのようになっているか。

条約第 12 条は、単に子どもの意見を聴くだけでなく、その意見に「正当な重み（due

[96] 動画「家庭裁判所とは」：https://www.fcfcoa.gov.au/kids/video/what-happens-when、動画「Family Expert とは」：https://www.fcfcoa.gov.au/kids/video/family-expert、リーフレット（５～８歳の児童向け）：https://www.fcfcoa.gov.au/sites/default/files/2022-05/bkyounger_1109_edited0522.pdf、同（９～12 歳の青少年向け）：https://www.fcfcoa.gov.au/sites/default/files/2022-05/bkteens_edited_0522.pdf を参照。

[97] FLC2024 年報告書 Recommendation 4, 5, 13, 14, p10-11.

weight）」を置くことを求める。この点に関して、子どもの意見表明権は、子どもに対して決定に至った理由を説明し、子どもの意見がどのように考慮されたか、あるいはなぜ反映されなかったかを伝える、つまりフィードバックするプロセスを内包するものと考えられている[98]。そこで、豪州では、裁判・裁判外手続において、子どもが意思決定プロセスに参加する場合、子どもへの説明やフィードバックを行うべきことが公的な実務指針として示され、取り組まれている。

例えば、家庭裁判所「子ども憲章」は、子どもの意見を表明する権利（第４項）、及び、意見表明の機会（第５項）と並んで、「子どもには、その年齢、成熟度、能力、性別、文化に適した方法で、関連性があり適切な全ての情報が提供されなければならない。」（第７項）ことを示す[99]。

養育事件裁判の実務においては、一部の裁判官が、判決文中に判決理由を子ども向けに説明した部分を含めている。例えば、西オーストラリア州家庭裁判所で子どものセラピストや CCE の意見を反映し、ICL に作成を指示した「児童に理解しやすい理由の説明」を判決文に付した例[100]や、CCE が絵を用いた「子どもに理解しやすい命令説明」を幼児のために作成した例、裁判官が判決文に付記する形で書簡を作成した例がある[101]。裁判官が子どもと直接面談して手続や結果の説明を行うこともあり得るが、そもそも直接面談自体が子どもの意見聴取目的の場合を含めても、まれにしか行われない（１⑴参照）。

したがって、裁判手続における説明やフィードバックは主に、ICL や CCE らが行うものとされている。ICL はガイドラインにより、子どもへの説明やフィードバックを職責とする。子どもの意見表明に直接関わること、及び、その他手続に関わることに関して、子どもとの面談時、若しくは、事前又は事後の適切な時期に説明を提供することとされる。主な対象事項は次のとおりである。

・子どもの意見表明に直接関わること：子どもの最善の利益の意味（s7.4.6(a)）、子どもは意見を表明する義務を負わないこと、ただし、意見を表明した場合にどのように考慮されるか(同(b))、ICL の守秘義務の限界、提供された情報の一部が共有される可能性、及び、その理由（同(c)）、ICL は子どもの求める内容とは異なる提案を裁判所に対して行う可能性があること（s4.17）、ICL が子どもの意見に反する申立てを行う／行った意図とその理由（s7.10.4(a)(e), s7.13.2）。
・手続に関わること：ICL の役割（役割の限界、役割に関する情報・刊行物の紹介案内を含む）（s7.4.6(a),(f), s7.1.2）、手続に関わる他の専門家（家族支援コンサルタント等）の役割、並びに、全ての当事者及び裁判所が専門家の報告書を閲覧すること

---

[98] FLC2024 年報告書 2.2, p16-17, 5.1, p37. United Nations Convention on the Rights of the Child, General Comment No 12: The right of the child to be heard, 51st Sess, UN Doc CRC/C/GC/12 (20 July 2009)〔134〕.

[99] 前掲注（75）参照。

[100] *Worrall v Bartley* (2023) FCWA 2, *Lavigne v Gavin* (No 2) (2024) FedCFamC2F 737 等。*Gaylard v Cain* (2012) FMCAfam 501 では、連邦治安判事 Altobelli が 10 歳と６歳の子どもたちに宛てた書簡を作成し、14 歳に達した時点で子どもたちに読ませるよう命じた。 FLC2024 年報告書 5.1, p38.

[101] FLC2024 年報告書 5.1, p38.

（s4.19）、裁判所が行った命令とその効果（s7.13.2(a),(b)）、他の当事者のいずれかが上訴した場合はその旨、及び、その関連手続（s7.14.1）。

これらの説明は子どもの年齢や成熟度に合わせて、子どもが理解できる言葉で行われる。それは単なる伝達ではなく、子どもの混乱やトラウマを最小限に抑えるための支援（s68LA(5)）としても位置づけられている[102]。

CCE ら報告書作成者は、家族評価及び報告書に関する実務基準に従って、親らを通じてパンフレットや情報冊子を子どもに提供する（s16.a.）とともに、面談当日に、年齢に応じた言葉遣いと方法で、面談による評価の目的とプロセス、及び提供した情報の取扱いについて説明することとされる（s16.b.）。裁判所の命令により、養育命令の内容や決定された理由を説明できる（s16.c.）。また、子どもの意見表明に直接関わる内容としては、子どもには、どちらの親と共に住む又は時間を過ごしたいか、及び、その他養育取決めのいかなる側面についても、情報の提供、質問への回答、意見の表明の義務はなく、意見を述べるよう圧力を受けてはならないこと、子どもが CCE らに話す内容は秘密にされないことを伝えなければならない（s17.a, b.）。

他方で、裁判外手続においては、子ども包摂型ミディエーションの実施モデルや方法は多岐にわたるが、その提唱者である McIntosh 博士は子どもへのフィードバックを重視する。博士の考案した「コンサルテーション」モデル[103]では、子ども支援コンサルタントは子どもとの面談を行った後、子どもから得た意見や情報をどう扱うかについて子どもと話し合った上で親へフィードバックする。特に、子どもにとって親と共有するのに抵抗がある内容については子どもの合意を得た上で親に伝えるとともに、子どもに対して特定の結果を約束することは避け、代わりに親が子どもの経験をより深く理解し、葛藤を解決できるよう可能な限りの支援を行うことを子どもに対して約束するという[104]。そして、ミディエーションの終了に伴い、子どもへのフィードバックセッションも行い、ミディエーションの結果や両親からのメッセージを子どもと共有する[105]。

もっとも、こうした実務上の取組は不十分であるとの懸念がもたれている。「AIFS2018 年報告書」によると、子どもたちは適切な説明やフィードバックを得られないことで、「暗闇に置かれた」ような孤立感、混乱、挫折感、疎外感や混乱、苦痛を訴えているという[106]。回答した４割弱（38%）の子どもが、専門家との間で意思決定プロセスに関連する情報提供（例：誰が代理人となるか、いつ・どのように養育決定への発言権が認められるか、どのような選択肢が議論されるか）を通じたオープンなコミュニケーションを求め、自身に影響する問題について常に情報を提供し続けることを望んでいた[107]。

家族法制度の決定プロセスの進行、自分の生活の見通し、及び、自分の意見がもつ意味に関する分かりやすい情報を受け取ることは、子どもの制度参加を支える重要な基盤であ

---

[102] Ross, *supra* note 68, 22.23, p598.

[103] 2(1)の Relationships Australia のモデルは McIntosh 博士のモデルを実務用に調整したものである。

[104] McIntosh, *supra* note 78, p8.

[105] McIntosh & Long, *supra* note 35, p18.

[106] AIFS2018 年報告書 4.5, p66 等。

[107] *Id.*, 4.3, p50-51 等。

る[108]と同時に、子ども、ひいては家族全体にとって重要な治療プロセスとなると考えられている[109]。しかし、裁判官や FDR における子ども支援コンサルタントについては、説明やフィードバックを義務づける統一的な仕組みはない。ICL 及び CCE らについても、実務指針に従っているにすぎず、法制度上の仕組みによるものではない。

そこで、「ALRC2019 年報告書」は家族支援コンサルタントの制度を改め、役割を拡大し、より詳細に規定することを提言する上で、その内容として、子どもに対し、裁判手続、支援サービス、裁判所内の専門職の役割、及び、子どもの意見や希望を裁判所に伝える方法について、年齢に応じた情報を提供すること、並びに、養育命令後には、命令中の養育措置について、年齢に応じた情報を提供することを含むものとすべきとする[110]。そして、「FLC2024 年報告書」は、連邦家族法改正により、子どもに関する裁判手続の原則として、子どもが意思決定プロセスに参加する場合に、意見を表明する機会と並んで、意思決定プロセスに関する情報提供を受けること、及び、結果として下された養育命令、及び、その理由について、年齢と文化に配慮した説明を受けるべきこと、並びに、これを支援者の義務として書き加えることを提案する（「勧告６：連邦家族法 s69ZN を改正し、子どもに関する手続の遂行における追加原則として以下を含めること：第二の原則は、裁判所が、当該子どもが意思決定プロセスについて情報を得る必要性、手続に関連する事項について意見を表明する機会を持つ必要性、及び下された養育命令とその理由について年齢と文化にふさわしい説明を受ける必要性を考慮することである。」、「勧告７：連邦家族法 s60D(1)を改正し、子どもに関する事項について助言・支援を提供する者の義務として以下を追加すること：（c）s69ZN に定める子どもに関する手続の実施原則に合致した方法で助言及び支援を行うこと。」[111]）。

６　上記の１、２により、子どもの意見を聴取する裁判官、代理人、社会科学の専門家は、子どもの聴取等についてどのようなトレーニングを受けているか。

⑴　総論

豪州では、子どもの意見聴取は適切なトレーニングを受けた、高度な技能及び豊富な経験を持つ支援者が行うことを前提とするべきであると考えられている。適切な能力や経験を伴う支援者の場合、子どもの聴取や意思決定プロセスへの参加は子どもにとって有益なものとなる。これに対し、支援者が前提となる能力や訓練を欠く場合、子どもの利益をかえって損なうことが懸念される[112]。なぜなら、保護主義的な観点から批判されるとおり、聴取によって子どもが不適切な圧力を受けたり、親同士の対立に巻き込まれたりして傷つくことの懸念があるとともに、支援者がそもそも子どもの言葉の意味を適切に理解できな

[108] ALRC2019 年報告書 12.32, p365 等。
[109] FLC2024 年報告書 6, p43, AIFS2018 年報告書 1.1, p6 等。
[110] ALRC2019 年報告書 12.46, p369-371, Recommendation 43, p365.
[111] FLC2024 年報告書 Recommendation6, 7, p10.
[112] FLC2024 年報告書 6, p43.

い恐れがあるからである[113]。また、特に、豪州の事情として、子どもの聴取をめぐる仕組みの運用をめぐっては明確な制度上の基準や指針を欠く。そのため、子どもの声を聴き、決定に反映するかどうかは聴取者の裁量によるところが大きいという制度運用の不安定さが指摘される[114]。より建設的な観点からは、子どもの声を聴くことは養育決定のための手段であるとともに、それ自体が子どもにとっての支援そのものになる[115]ことから、支援者はそうした支援の能力を備えていることが求められるとも言える。

したがって、主に子どもの聴取を行うCCEら、ICL、子ども支援コンサルタントについて、適切な専門的基準の設置とともに、その継続的監督の確保及びトレーニングが重要とされ[116]、そのためのツールの開発・利用が進んでいる。

⑵ 裁判官

1⑴のとおり、裁判官が子どもと面談し、直接意見を聴取することは、実務上極めてまれである。したがって、裁判官について、子どもとの面談に特化した訓練の法的な義務づけや資格制度は存在しない。裁判官は子どもと話すための訓練や技能が不足しており[117]、そのことが、裁判官による直接聴取の壁になっているとされる。なお、「ALRC2019年報告書」は、関連法令を改正し、家族法管轄権を行使する全ての連邦裁判官の今後の任命に際しては、家族法事件（家庭内暴力を含む事件を含む）の審理に関連する知識、経験、技能及び適性を考慮に入れることを義務づけるべきであると提言する[118]。

⑶ ICL[119]

2023年改正法はICLの面談を義務化した一方で、その他の制度の運用について明確な基準や指針を設けていない。また、ICLは非常に広範で複雑な役割を求められ、業務量も多い。そのため、ICLの業務の質については懸念が示されてきた[120]。

この点、全豪リーガル・エイドによる全国ICLガイドラインは、ICLの専門的能力として、連邦家族法、家事事件規則（The Federal Circuit and Family Court of Australia (Family Law) Rules 2021）、家庭裁判所家庭内暴力ベストプラクティス集（the Family Violence Best Practice Principles of the Federal Circuit and Family Court of Australia）等の法規、その他裁判所が子どもの保護のために設けた手続全てを熟知していること、並びに、子どもの多様な発達段階、家族的文化的背景、及び、子どもの暴力や危害へさらされたこと、及び／又は障害やその他の健康上のニーズによる弱さに対する専

---

113 保護主義的な観点からの子どもの意思決定への参加への躊躇は、聴取を行う者の能力や訓練が不足しているとの懸念からも生じているとも言える。Emerson & Britton, *supra* note 58参照。

114 J Chalmers & J Cartmel (2025) 'The importance of listening to children's voices in family law: A framework for practice.' *Children Australia*, 47(2), 3068.

115 J McIntosh, *supra* note 78. L Moloney & J McIntosh, (2004) Child-responsive practices in Australian family law: Past problems and future directions. *Journal of Family Studies*, 10(1), p71-86.

116 J McIntosh, *supra* note 78.

117 ALRC1997年報告書14.112, p183, 16.61, p218.等。

118 ALRC2019年報告書 Recommendation 51, p397.

119 ICLの情報共有とトレーニングの詳細は原田・前掲注（1）228～240頁。

120 ALRC2019年報告書12.60-12.61, p.374-375.

門的知識と深い理解を持つことを求める（s5.1-5.6）。ICL として活動するためには、全豪リーガル・エイドが実施する専門研修プログラム（National Training Scheme for ICLs）を修了していることが求められる。これには、子どもの発達心理や面会技術に関する内容が含まれる[121]。なお、ICLの認定は、実質的に各地域のリーガル・エイドが担っている[122]。

ICL には、リーガル・エイド所属の弁護士と民間パネル弁護士がいるが、一般的にリーガル・エイド内弁護士の方が高い水準にあるとみなされている[123]。これはリーガル・エイド内弁護士の方が専門研修を継続的に受講できること、報酬面で民間弁護士にとって ICL は魅力的でないこと等が理由とされる。「FLC2024 年報告書」は、リーガル・エイド内弁護士の増員・確保のための財政支援等を提言する（「勧告 10：政府は、独立児童弁護士の既存の役割を強化するため、以下の措置の実施を促進すること：(a)リーガル・エイドに対し追加資金を提供し、より多くの常勤 ICL の雇用を可能とする。」[124]）。

⑷ CCE・パネル家族支援コンサルタント

家族報告書作成等を担当する CCE 及びパネル家族支援コンサルタントは、完全登録心理士、又は豪州社会福祉士協会(Australian Association of Social Workers)の会員資格を有する社会福祉士でなければならない。加えて、CCE は家族関係支援業務における最低５年の実務経験、子ども支援業務（アセスメントを含む）における最低２年の経験、及び、家庭内暴力、虐待、メンタルヘルス、薬物・アルコール濫用が子どもに与える短期的・長期的影響を評価するための適切な訓練と経験、子どもの法医学的面談についての訓練と熟練を備え、手順に従うこと、家族法上の問題における家族と子どもに関連する研究論文について、その限界も含めて幅広い知識と理解を有することが求められる[125]。家庭裁判所の定める広範な臨床ガバナンス枠組みの中で活動し、特に CCE は質保証メカニズムの対象となっている[126]。定期的な専門能力開発及び監督への参加も義務づけられている[127]。

⑸ 子ども支援コンサルタント

子ども包摂型ミディエーションで子どもと面談を行う子ども支援コンサルタントは、単なるミディエーターではなく、困難な状況にある親と子ども両方に対応する上での高度な専門的心理学的知見と臨床経験が求められる。基本的な資格として、一般的に、心理学、ソーシャルワーク、あるいは、カウンセリング又は家族セラピーの大学の学位が求められる。その上で、ソーシャルワーカーとしての臨床実務経験、及び、子ども包摂型ミディエーションに関する専門的なトレーニングを修了することが標準的に求められる[128]。

---

[121] FLC2024 年報告書, 9.6, p69.

[122] *Id.*, ALRC2019 年報告書,12.51, p 372.

[123] 2014 年 ICL 調査報告書 7.2.3, p107.

[124] FLC2024 年報告書 Recommendation10, 9.7, p69-70.

[125] ALRC1997 年報告書 16.24, p 418, *supra* note 25 参照。なお、資格認定制度がある訳ではなく、実務基準として求められている。

[126] ALRC2019 年報告書 13.97, p412.

[127] Federal Circuit and Family Court of Australia, Fact Sheet Expert witnesses in family law, https://www.fcfcoa.gov.au/fl/pubs/expert-witnesses.参照。

[128] 例として、支援団体 CatholicCare の HP（Our child inclusive practice program の項、https://catholiccaredbb.org.au/news/child-inclusive-practice/）、原田・前掲注（1）211 頁参照。

7　手続において子どもの意見が尊重されなかったと考える子どもが、異議申立てを行う方法は用意されているか。その運用状況はどのようなものか。

異議申立ての対象となり得るのは主に、①養育事件における裁判所の命令、②裁判手続の過程で作成された家族報告書、③ICL の活動である。もっとも、1⑷のとおり、子ども自身が養育事件手続の申立人や当事者となることは、制度上は可能である（s65C(b)）が、実務上は極めてまれである。これは不服申立てという局面で見ても同様であり、子どもが主体的に動くことを想定した制度的な手当ては十分になされてはいない。そもそも子ども自身がこうした手立てにアクセスすることが難しいことから、子ども向けの情報提供ウェブサイトに苦情申立ての方法を含めるべきとの意見もある[129]。

①裁判所の養育命令への不服申立ては、控訴による（s47A, Federal Circuit and Family Court of Australia (FCFCOA) Rules 2021）。基本的には、養育命令の当事者である親又は ICL が控訴することになる。控訴の理由としては、裁判官による法適用の誤り又は裁量権の不当な行使等が必要となる[130]。もっとも、養育事件裁判において、裁判官は「子どもの最善の利益」について判断する広範な裁量を認められている。「子どもの意見」は、「子どもの最善の利益」に関する総合的な判断の中で考慮される事由の一つという位置づけであり、そもそも裁判官の判断や命令内容を決定づけるわけではない。

また、養育命令が確定した後に、子どもが自分の意見が反映されていないとして現状に不満がある場合、養育命令の変更を申し立てることができる。変更申立ての要件としては、重大な事情の変化が求められる（s65DAAA, Rice & Asplund (1979) FLC 90-725）。子ども自身、あるいは、別の親や親族等が、子どもの意見が変わったこと等をもって重大な事情の変化が生じたとして、命令変更を申し立てることとなる（s65C）。

②CCE らの作成した家族報告書の内容に対する異議申立ては、CCE らに対する反対尋問を通じて行う。そもそも家族報告書は証拠の一つにすぎず、裁判官が報告書内の勧告に拘束されることはないからである。子どもが異議を申し立てる場合は、ICL が反対尋問で CCE らに対し、報告書の内容について質問することができる[131]。

③ICL が ICL ガイドラインや連邦家族法に違反して職責を果たしていないと考えられる場合、リーガル・エイドを通じて、ICL の職務遂行に関する苦情を申し立てることができる[132]。もっとも、リーガル・エイドには ICL を解任する権限はないため、解任の申立ては家庭裁判所に対して行う。しかし、実際には解任申立ては一般的ではないし、裁判官も解任に対して消極的であるとされる[133]。解任が認められるためには、ICL が専門的客観性を

---

[129] *Id.*, 5.1, p37.。

[130] House v The King (1936)55 CLR 499.

[131] Federal Circuit and Family Court of Australia, *supra* note 22.

[132] 例えば、Legal Aid NSW の HP (Feedback and complaints の項、https://www.legalaid.nsw.gov.au/contact-us/feedback-and-complaints#complaints-faqs-item-7e1b49c26f) 参照。

[133] A McCosker, Discharging an independent children's lawyer: what does the case law say?, (2022, LSJOnline) https://lsj.com.au/articles/discharging-an-independent-childrens-lawyer-what-does-the-case-law-say/.

欠いている場合や、重大な職務怠慢、利益相反があるといった例外的な場合に限られ、単に ICL が子どもの希望とは異なる提案を裁判所に行ったという理由だけでは、解任の根拠としては不十分であるとされる[134]。

なお、養育措置への子どもの不服や不満については、より長期的な観点から、子どもたちのニーズや状況の変化に応じて、養育措置を柔軟に変更していくという課題として捉えることも重視されている[135]。FLC2024 年報告書は、子どものニーズや意見がダイナミックに変動していくものであることを踏まえた上で、これに柔軟に対応できるような取決めを支援するための取組について、制度上の仕組みとして設けるよりも個々の家族の具体的事情に応じて進めていくべきであるとする。具体的には、例えば、養育命令や取決めの内容として調整条項を組み込んでおくこと、将来的・定期的な見直しについて合意しておくことに加え、ともかく、都度、子どもが決定プロセスに参加するなどで、子どもの意見を聴くことが望ましいと考えられている[136]。

---

[134] Bennett & Bennett (1991) FLC 91-255.

[135] FLC2024 年報告書 14, p85-6, AIFS2018 年報告書 Executive summary, p viii-ix, 3.5, p39, 4.4, p63, 6.2, p90 等。

[136] FLC2024 年報告書 14, p85-86.

【資料 1-3】

家庭裁判所における「子の意思」の把握と考慮に関する実務の先行文献調査
――特に離婚に伴う子どもの親権や監護に関する事件について

東洋大学人間科学総合研究所客員研究員（元家庭裁判所調査官）　　中　智美

１.「子の意思」をめぐる実務の歴史的展開

「子の意思については、これを重視することは結論に関する責任を子に負わせることにつながりかねないこと等から、従来は消極的に考える向きもあったようであるが、次第に、子の自己の意思を表明することができる権利主体であるという考え方が広く受け入れられるようになり、子の意思を検討することの重要性が認識されるようになっている[1]」と評されるように、家庭裁判所（以下、「家裁」という。）における「子の意思」の把握と考慮に関する実務は、家事事件手続法（令和６年法律第 33 号による改正前のもの。以下、「家事法」という。）制定以前から展開されている。

家裁実務関係者の重要な情報源となる主要文献を対象とした調査の結果[2]から、「子の意思」をめぐる議論と実践は、家裁が創設された 1949 年から 1993 年頃までの第１期、急増する子どもの親権や監護に関する紛争の事件処理が家裁に集中するようになった 1994 年頃から 2011 年頃までの第２期、民法（以下、「法」という。）766 条に新しい規定をもつ改正民法[3]や家事法が施行され、「子の意思」を把握し、それを考慮することが家裁の責務として課せられた 2012 年頃から現在に至る第３期に大別することが可能と考える。

全体的な流れを俯瞰すると、第１期では、戦後の家族制度の改変や法規の変更という社会変化を背景に、子どもの親権の帰すうや監護をめぐる複雑多様な紛争が裁判所に持ち込まれるようになった。審理においては「子の利益[4]」を優先して判断しなければならないことが定説とされ、「子の意思」は、子の利益を判断する際の事情の一つと捉えられたが、子どもを大人の紛争に“巻き込む”ことへの懸念が強かった。第２期では、家庭裁判所調査官（以下、「調査官」という。）による調査活動の中で「子の意思」を把握することが奨励されるようになった。父母の紛争下にある子どもの意向や心情をどう把握するか、子どもが語った言葉や非言語的な表現をどのように分析・評価するかに関心が高まり、調査手法等の研究が進

---

[1] 石垣・重髙（2015：236）。同様の記述は、中山（2021：152）にも見られる。

[2] 本章は、調査実施者による上智大学修士論文「父母の離婚紛争下にある子どもの意見表見と参加に関する研究――家事事件手続における「子の意思」をめぐる議論と実践に着目して」(2023)第２章をもとに、本文献調査の趣旨に合わせて、家事事件実務関係者による文献を中心にまとめ直したものである。拙稿では、最高裁判所事務総局等発行の定期刊行物（「家庭裁判月報」、「ケース研究」、「家裁調査官研究紀要」等）等、実務関係者の重要な情報源となる文献を主な調査対象とし、加えて国立情報学研究所の電子データベース CiNii Research 及び国立国会図書館の電子データベース NDL-OPAC のキーワード検索機能を利用して、検索式を「子の意思」、「子どもの意見」、「意見表明権 家庭裁判所」、「意見表明権 家事事件」等として文献抽出を行い、さらにそれら文献の引用文献や著作検索等を活用して対象文献を選定した。

[3] 本報告では、令和６年法律第 33 号による改正前のものを指す。

[4] 「子の幸福」、「子の福祉」又は「子の最善の利益」という判断基準が用いられることもあったが、いずれも「子の利益」と同義であるとされる（安倍・西岡 2013：15）

んだ。第３期では、家裁が把握した「子の意思」を、いかに考慮し、審理に反映させることが子の利益に適うのかという観点からの議論と実践が展開されている。

以下、各時期の特徴について概説する。

⑴　第１期：1949 年から 1993 年頃まで

子どもの親権や監護に関する事件は、家裁のみならず地方裁判所でも多く争われた[5]。家事審判規則 54 条には、満 15 歳以上の子の監護者の指定その他の子の監護に関する審判についての必要的陳述聴取の規定があり、家裁実務ではそれに従っていた。

審理では、おおむね 10 歳前後の意思能力のある子どもの「子の意思」は、裁判所が子の利益を判断する際の基準の一つとされた。しかし、子どもの意思能力の有無が問題となり[6]、「子の意思」が裁判所の結論に沿った形で恣意的に用いられているとの批判があった[7]。

1960 年代に出現した面会交流事件[8]は、離別後は他方の親と子どもの関係が断絶することが多かった当時の日本社会において離れて暮らす親子の交流の是非や方法を争うものであり、「子の意思」が争点となることも多かった。子の監護をめぐる事件の増加[9]に伴い、調査官による子どもの調査が活用される場面が増え、各地で多様な調査手法や調査実施のタイミング等が検討された。子どもの調査の基本姿勢や具体的手法に関する研究が行われ、その結果は執務資料[10]として全国の調査官に活用された。

---

[5] 沼邊(1973)、野田（1980）等。特に人身保護請求手続は、何らかの事情で子どもを預けたり、奪われたりした親が、緊急に最も強力に子どもを取り返す手段として利用された。

[6] 子どもが 15 歳以上の場合には子どもの意思能力を肯定し、10 歳未満の場合には否定する傾向があったが、10 歳以上 15 歳未満の場合は事案によりまちまちであった（高木 1980)。

[7] 家族法研究者である島津(1973)は、「子の利益」の観点から裁判例を分析し、本来、子の監護に関わる事件は「子の利益」を最終の価値基準として解決されるべきにもかかわらず、裁判所は父母の権利・利益を判断基準とし、子の意思能力を「子の意思」を否定する道具に使っていると批判した。また、「子どもの利益」は「子のニード」の観点から検討される必要があるとして、アメリカの精神分析学の定式である「ゴールドシュタイン学説」を紹介した。同説は、監護親と子どもの間に形成された継続的な情緒関係を最重視する（「継続性のガイドライン」）もので、監護者指定の判断や親子交流の考え方において、実務関係者に大きな影響を与えた。

[8] 親子交流の許否について初めて審判があったのは 1964 年である。1970 年度全国家事審判官会同では面会交流事件の扱いが議題となり、諸外国における面会交流の法規定等が紹介された（最高裁判所事務総局家庭局 1970)。

[9] 司法統計年報によれば、全国の家裁における子の監護に関する処分事件は、1955 年には調停の新受件数 53 件、審判件数 16 件であったが、1975 年にはそれぞれ、3,284 件、449 件、1985 年には、7,855 件、874 件となった。

[10] 家庭裁判所調査官研修所編（1986)。親の離婚紛争下にある子どもの発達段階別の心理状態や調査方法の工夫等が詳細に記された。例えば小学校高学年の子どもの調査で特に留意すべき点として、「子に親の選択を迫らない。父母の紛争の中で、自分はどうしたいかを聞く」、「一方の親を選ばせた場合、それに伴う罪悪感を軽減する手当をする」、「子と親が了解し合えるように援助する」、「子の面接結果だけで決めるのではないことを当事者及び子に教示する」、「面接交渉を取り決める場合には、子の意向を十分に尊重する」、「大人の側だけで決めるのではなく、子の当事者性を確保して、親に対して、子は親の付属物ではないことを理解させ」ることを挙げている。

ただし、第１期では、父母間にある葛藤や子どもが親に対して抱く忠誠葛藤が子どもを傷つけることや、父母の紛争下にある子どもが表現した言葉をそのまま捉えることで子どもの真意を見誤る可能性があることなどへの危惧が大きく、「子の意思」を扱うことに慎重な立場も強かった[11]。

第１期終盤には、国連での児童の権利に関する条約制定に向けた議論等を受けて、現役裁判官による「子の意思」や意見表明権をテーマとした論考が発表された[12]。

⑵ 第２期：1994 年頃から 2011 年頃まで

1993 年の最高裁判決[13]以降、離婚前の父母間の子の監護者指定（引渡し）事件は主に家事事件として審理されるようになり、2004 年の人事訴訟の家裁移管によって、子どもの親権や監護をめぐる紛争（以下、「子どもの監護紛争」という。）はほぼ家裁に集約された。これは、家裁の人的・物的な機構や設備が子どもの監護紛争の解決に寄与すると期待されたもので、全国的に審理体制の強化に向けた取組が進んだ[14]。

家事事件担当裁判官協議会では、子の引渡し事件の判断基準や審理方法が議論され、「子の意思」は監護者判断の一つの基準であり、斟酌すべき年齢は一律に区切らずに子どもの判断能力や精神的発達の程度に応じて個別に考えるべきとされた[15]。また、調査官による「子の意思」の調査については、子どもが父母から精神的に自由な状態で自らの意思を示すことができるよう十分な配慮をし、監護親からの意識操作がある可能性を念頭におく必要があるとされた。子の引渡し保全処分事件の審理に関する合同研究により審理指針が示され[16]、調査方法の研究も行われた[17]。

---

[11] 一例として、長（1994：174-175）は、「親権者指定の決定権を子に握らせることになるとすれば、それ自体が子にとって過重な心理的負担となり、双方の親からの圧力にさらされることになりかねない」、「（子の意向調査は）安易に実施されるべきではない」と述べている。

[12] 野田(1982)は、「子の意思」に焦点を当てたアメリカと日本の子の監護裁判の分析を行った。若林（1993）は、条約に規定される子どもの意見表明権と「子の意思」の関連を実務的視点から検討した。

[13] 1993 年 10 月、最高裁は、別居中の夫婦間における子の人身保護請求の要件を厳格に制限する解釈を示した（最三小判平成５年 10 月 19 日民集 47 巻８号 5099 項）。

[14] 全国の家裁で、マジックミラー付きの子ども向けの面接室（「児童室」等と呼ばれる）や録画・視聴機器の設置が進められた。また、1994 年に日本が子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に批准したことは、「家庭裁判月報」等で紹介された（小川 1994;梶村 1995）。

[15] 最高裁判所事務総局家庭局（1996）。「目安としては 10 歳前後（小学校高学年）からはある程度考慮すべき」という意見が主流であった。

[16] 梶村ほか（1995）。

[17] 『子の引渡し事件の調査方法について』（家庭裁判所調査官研修所 1997）では、「家族の一員としての意見表明権を保障するという立場からも子の意思を尊重する必要があり、それはすべての子に該当するものである」ため、子どもの暦年齢に縛られることなく子どもの調査に取り組み、「子の意思」の把握に積極的に努めるべきとされた。

複雑さを増して増加する[18]子どもの監護紛争に対応するため、調査官には、行動科学の知見等[19]を活かしたより精度の高い調査が求められるようになった。2000 年代初頭には、アメリカの子の監護裁判では子どもが非監護親を激しく拒絶する現象が論争を巻き起こしていることが報告され[20]、父母の紛争やＤＶ、虐待等が子どもに与える影響等への関心も高まった。各家裁において調査手法の工夫や開発、調査で得られた「子の意思」に関する情報の分析・評価に関する研究が行われ、成果は紀要や研修等で報告された[21]。

2006 年には、最高裁制作の助言用ＤＶＤ「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」が全国の家裁に配架され、父母による子どもの心情理解を助けるツールとして利用されるようになった。子どもに負担をかけずに親子交流を行うためのルールなどを記したＤＶＤや、各家裁において工夫したリーフレット等も作成されたほか[22]、一部の家裁では、「親ガイダンス[23]」の取組が始まった。

⑶　第３期：2012 年頃から現在

法 766 条に新しい規定を持つ「民法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 61 号）の施行に続き、2013 年１月１日には家事法が施行された。家事法制定の目的の一つに、裁判所の審理判断によって影響を受ける者に対する手続保障を充実させ、このような者に自ら手続に関与する機会を与え、自らの意見を述べる機会を保障することがあった。そのため、実務では、審理プロセスの透明化を図り、手続保障を充実させることで、当事者である父母がより主体的に紛争解決に取組み、納得のいく解決を得ることが目指されるようになった[24]。

家事法施行後の「子の意思」をめぐる実務については、次章以下に詳述する。

---

[18] 1999 年以降、司法統計年報では子の監護に関する処分事件の類型別事件数が示されるようになった。第２期では面会交流事件は増加の一途をたどり、全国の家裁における調停の新受件数は、1999 年の 1,936 件が 2011 年には 8,714 件に、審判事件は、1999 年の 247 件が 2011 年には 1,354 件へと増加した。

[19] 本報告では、中村ほか（2021）らの定義に従い、医学、心理学、社会学、教育学等、人の行動に影響を与える要因に深く関連する学問上の専門的な知識と、それを実務において用いる中で組織的に共有してきた知見を合わせたものを「行動科学の知見」といい、これらに関連する技法も含めて総称したものを「行動科学の知見等」という。

[20] この現象はＰＡ（Parent Alienation）と呼ばれ、両親の紛争に巻き込まれた子どもに多く見られる行動上の特徴だが、子どもの成長発達に悪影響を及ぼすと考えられるため、子どもの否定的感情が情緒的な混乱によるのか、親の不適切な言動に起因するのか等を見極める必要があるとされた（小澤 2002）。

[21] 一例として小澤（2009）による「子の発達段階の特徴と両親の紛争や別居に対する反応」表は、父母の離婚紛争下にある一般的な子どもの意向や心情を発達段階別に整理したものとして広く活用された。

[22] 親の離婚をテーマにした子ども向けの絵本が元調査官らによって翻訳・出版されて待合室等に備えられ、子どもや父母の面接等で活用された（鹿児島家庭裁判所 2007）

[23] ２⑵ウ参照。

[24] 細矢（2022：149）は、「高度化し、複雑化した紛争においては、当事者において、まず自分の言い分が法的観点からどのようなものなのかを理解すること、さらに自分の言い分及びそれについての法的意味合いを調停委員会が正しく理解してくれたと認識することが納得性を高める上で非常に需要なプロセスになっている」と述べている。

２．家事事件手続法下の実務における「子の意思」の把握と考慮について

実務における家事法の解釈・運用は、立案担当者による解説が基本となる[25]。本章では、これに加え、家裁実務関係者によって執筆された文献を基に報告する。

⑴　「子の意思」を把握し、考慮することの意義と重要性

ア　「子の意思」の把握と考慮に関する規定――家事法 65 条

未成年者である子どもが、その結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の利益を確保する観点から、子どもの年齢にかかわらず、「子の意思[26]」を把握してそれを考慮する必要がある。家事法 65 条は、子の陳述の聴取や調査官による調査等によって「子の意思」の把握等が行われてきたという実務上の運用を前提としつつ、子どもの最善の利益の判断に当たっては、「子の意思」を考慮することが重要だとする国際的な価値の認識を踏まえて規定されたものである[27]。本条は、同法 258 条１項により、調停事件にも準用される。

また、家裁に、「子の意思」の把握を義務づけていないのは、それが困難な場合があることを考慮したものであり、怠ることを肯定するものではない[28]。

「家事事件手続法概説[29]」によれば、「『子の意思』には、言語的表現によって表明される意見のみならず、子どもが置かれている状況に対して示す認識や子どもの言動等に現れる非言語的表現も含むものと解される」。

また、「子の意思の把握」の規定の趣旨は、審判手続において子の福祉に配慮すべきことは当然だが、特に親同士が紛争の渦中にある場合等には、親が子どもの利益を代弁するのが困難な場合があり、子の意思を考慮すること等は国際的にも重要視されていることから、子どもの心情や子どもが置かれた状況を把握するため、家裁に子の意思の把握に努めさせ、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮し、事件を処理させることによって子

---

[25] 法務省民事局民事法制管理官として家事法の立案事務を担当した金子修編著『一問一答家事事件手続法』(商事法務、2012)、同編著『逐条解説　家事事件手続法』(商事法務、2013)及び『逐条解説　家事事件手続法〔第２版〕』(商事法務、2022)は、後述の「家事事件手続法概説」をはじめ、実務に関する多くの文献で引用・参照されている。以下では、金子（2012：222-225、2022：290-294）の解説を中心に記載し、特に必要のある箇所のみ、引用箇所を明示する。

[26] ここでの「意思」は、「意思能力」にいう「意思」とは異なり、未だ意思能力のない子どもの「意思」も含まれると解される。また、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）第 12 条１項及び２項が、自己の意見を形成する能力のある児童の「意見」を扱っているのに比して、子の主観面への配慮を広く規定しているとされる。

[27] 中山（2021：154）は、若林（2019：25）を引用しつつ、「子の意思」の法的性質、その確認方法や客観的利益との関係等については検討を要すると指摘している。

[28] 「子の意思」の把握をせずに行われた審判は、手続の法律違反を理由に取り消し得るが、裁判所には広範な裁量が認められているから、実際に取消しがされるのは、裁判所が「子の意思」を把握しようとさえしなかった場合や、把握した意思について全く考慮しなかったような場合に限定される。

[29] 裁判所職員研修所養成課程等の研修教材として利用されるものである。以下、第２章家事審判手続７子の意思の把握（p59-60）参照。なお、書記官実務では、「裁判官、家事調停委員、調査官及び書記官は、前述の子の意思の把握・考慮の重要性についての認識を共有し、その趣旨に沿って、その解決のために緊密に連携・協働して家事調停手続を円滑に運営していく」ことが重視されている（裁判所職員総合研修所 2018：150）

どもの立場に配慮した手続運営を行い、ひいては子の福祉への配慮の実現を目指すものである。また、このような趣旨から、「対象となる手続」は、親子に関する審判事件、親権に関する審判事件及び未成年後見に関する審判事件だけではなく、具体的事件において未成年である子どもが影響を受けると考えられる事件全部であり、当事者間に争いがない場合であっても審判手続において「子の意思」を把握し考慮しなければならないとされる。

イ　子の必要的陳述聴取

一定の家事審判事件については、結果が及ぼす影響の重大性等から、影響を受ける子どもが認識や意向を述べる機会を保障する個別の規定が設けられている[30]。その場合に必ず陳述を聴取しなければならないとされる対象の子どもは15歳以上に限られる。その理由は、①陳述の聴取とは、子どもから言語的表現による認識や意向等を聴取するものであるから、子どもが自らの認識を表現し、または意向等を表明できる能力を有する必要があり、また、子どもからその認識や意向等を聴取することは子の心情にも配慮しなければならず、一律に子どもから陳述を聴取するのが望ましいとはいえないため、②法律によって義務づける以上は、対象者は明確でなければならないためである。

なお、15 歳未満の子どもであっても、家裁は適切な方法によって「子の意思」を把握するように努めなければならず、子どもの発達の程度を考慮した上で陳述を聴取すべき場合には、その子どもから陳述を聴取する。

⑵　「子の意思」の把握の方法について

ア　「子の意思」の把握の方法と選択

「子の意思」を把握する方法は、子の陳述の聴取、調査官による調査その他の適切な方法[31]による。どのような方法をとるのが適切であるかは家裁の判断に委ねられる。これは、子どもの発達の程度には個人差があることや、子どもの認識や意向等を聴取する際には、子どもが置かれている状況や心情への配慮が必要であり、聴取方法を一律に決めることは難しいためである。具体的には、子どもが自らの認識や意向を言語的に表現することができる場合には、審問や書面照会[32]、調査官による陳述聴取が考えられ、子どもがそのような状況又は発達段階にない場合には、家裁による調査を利用して、多角的に子どもの認識や意向等を把握することが考えられる。

実務では、調査官に対して子の意向（心情）や子どもの状況についての調査命令が出されることが多い。調査官は、子どもから事情を聴取したり、様子や行動を観察したりして、得られた言語的表現及び非言語的表現について、子どもの年齢や発達段階に応じて行動科学の知見等を活用して評価する[33]。

---

[30] 15 歳以上の子の必要的陳述聴取を義務づける規定として、子の監護に関する処分の審判事件等（家事法 152 条２項、157 条２項、161 条３項１号、169 条、175 条２項、178 条１項１号、236 条１項、240 条４項）がある。

[31] 金子（2012：223、2022：292）では、「その他の適切な方法」として、子どものことをよく知る者（例えば、親や監護者）から子どもの様子について聴取する方法が例示されている。

[32] この場合には、担当書記官が、審問調書の作成、子ども等への照会書の送付や陳述書の提出依頼及びこれらの書面が提出された後の調停委員会への報告等の事務を行う（裁判所職員総合研修所 2018：150）

[33] 調査官による子どもの調査の具体的な方法や手順等については、４に後述する。

調査官による子どもの調査が有効と考えられる理由は、「当該子の年齢や発達の程度、言語・表現能力の程度、当該子の置かれている現在の立場、これまでの生育歴等を踏まえた上でその意思を把握することが必要とされる場合もあろうし、当該子の置かれている状況によっては、当該子が表面上表出させる言動だけでなく、子の真意や心情について、前後の事実関係等を丹念に整理しつつ合理的に推論・分析し、検討する作業が必要となってくる場合もある[34]」ためである。

また、子どもが父母の離婚を乗り越えるためには、父母の離婚を正しく理解し、それに伴う感情をきちんと表出できることが必要であり、子どもの調査は、父母の争いの中で蚊帳の外に置かれがちな子どもに対して、事態についてきちんと説明し、自分の希望や気持ちを表現できる貴重な機会となると考えられている[35]。

イ　「子の意思」の把握のための取組

家事法施行後、家裁では審理の早い段階から「子の意思」の把握に努めるようになった。調停委員会は第一義的に子の意思の把握に努めるべき立場にあり、調停手続の当初の段階から、父母から子どもの状況を聴き取るなどの方法で子の意思を把握し、それを調停運営に活かしていく[36]。具体的には[37]、子どもの親権や監護が問題となる事件では、申立て時又は第１回調停期日前に父母双方から裁判所に対して子どもの状況や子どもの意向等に関する説明書を提出してもらう運用が定着した。これにより、調停や審判の手続の開始前から子どもが置かれている状況を把握することが可能となり、子どもの調査の必要性等に関する審理進行の見通しが立てやすくなった。子どもの状況に焦点を当てた書類を提出することで、父母自身に、子どもの意向を汲み、子どもの利益を優先した紛争解決を意識してもらうことを促すという副次的効果もある。子どもの親権や監護をめぐる紛争事件では、調査官が事件記録を手続選別（インテーク）して裁判官の命令補佐を行い、必要な事件には漏れなく調査官関与できるような工夫が行われている。

また、近年では、調停の進行中に調査官が適時に必要な調査を行うため、調査の目的、対象や方法等を記した「調査事務の一覧表」等が活用されている[38]。

ウ　親ガイダンス

子どもが親に気兼ねしたり、親の顔色を窺ったりしなければならない状況下では、子どもが親や周りの大人に素直な気持ちを吐露することは難しい。審理において「子の意思」を正しく把握するには、子どもが安全に安心して気持ちや感情を表現できる環境が保障されていることが前提となる。

---

[34] 石垣・重高（2015：236-237）

[35] 小澤（2017：32-33）。調査官による文献には、子どもの調査が持つ、子どもの不安や傷つきを低減させたり、子どもや父母をエンパワーさせたりする効果に言及するものが複数ある（高島 2018、橋本ほか 2023）。

[36] 髙取・山本（2013：61）。

[37] 以下、小田（2015：23）、本多（2015：35）、岩田（2016：38）等参照。

[38] 細矢（2020：9､54）等。調査事項を定めた規定はなく、各家裁や裁判体によって分類や呼称は異なる（片岡ほか 2021：69）。

そこで、多くの家裁では、離婚や子どもの監護の問題で家裁を利用する未成年の子どもを持つ父母に対する、いわゆる「親ガイダンス」を実施している[39]。子どもにとって最も身近な存在であり、紛争の解決主体である父母が、「子の意思」を思いやり、正しく汲み取って、子の意思や子の利益に十分に配慮した解決を目指すための取組であり、夫婦の争いから、子どものために協力する関係へと父母の意識を変化させることが目的とされる。

調停の開始前や期日間に、父母に対し、集団又は個別で、離婚に際して話し合うべき内容（親権者の指定、養育費、親子交流等）や父母の紛争下にある子の心理状態、子どもに対して親として配慮すべき事項等の情報が盛り込まれたビデオを視聴してもらったり、調査官が家庭内の紛争に関して蓄積された様々な知見等に基づいて講義をしたりするなどの方法がとられている。

また、最高裁判所のホームページにおいて、父母が子どもに関する話し合いを行うときに心がけたい事柄を分かりやすく説明したビデオ「子どもにとって望ましい話し合いとなるために[40]」及び、離婚や親子交流をめぐる調停手続に向けて、父母として子どものために配慮したい事項を説明するビデオ「離婚をめぐる争いから子どもを守るために[41]」が配信されている。

エ　子どもの手続代理人の活用

子どもの手続代理人制度[42]の活用に向けて、2014年10月から2015年7月まで、日弁連と最高裁の「民事司法改革に関する協議」において「子どもの手続代理人制度の充実」部会が設置され、協議の結果、日弁連において「子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型」が公表された[43]。

---

[39] 以下、土方（2018）等参照。保護命令が発令されているような暴力の危険が高い事件は対象外とするなど、必要な配慮を行った上で実施されている。家裁の役割について、「従来は、父母の紛争が子に与える問題の指摘が中心であったが、家族の持つ力や回復力に着目し、家族に希望を与えるエンパワーメントの取組へと意識をかえることが重要である」ことが指摘されている（土方2018：251-252）。

[40] 裁判所ホームページ（https://www.courts.go.jp/saiban/video/hanashiai_video/index_woc.html）

[41] 裁判所ホームページ（https://www.courts.go.jp/saiban/video/kodomo_video/index.html）

[42] 家事法制定に向けた法制審議会内の「子どもの代理人」の議論について金子（2022：127-128）参照。

[43] 具体的な６類型は以下のとおりである。①事件を申し立て、又は手続に参加した子どもが、自ら手続行為をすることが実質的に困難であり、その手続追行上の利益を実効的なものとする必要がある事案、②子どもの言動が対応者や場面によって異なると思われる事案、③調査官による調査の実施ができない事案、④子どもの意思に反した結論が見込まれるなど、子どもに対する踏み込んだ情報提供や相談に乗ることが必要と思われる事案、⑤子どもの利益に適う合意による解決を促進するために、子どもの立場からの提案が有益であると思われる事案、⑥その他子どもの手続代理人を選任しなければ手続に関連した子どもの利益が十分確保されないおそれがある事案。なお、家事法施行当初の東京家裁の運用を紹介する文献では、「子の利益の考慮は、基本的に家庭裁判所が果たすべきであるところ、多くの事案は、家裁調査官の調査及びこれを踏まえた裁判官の手続進行によって確保されると考えている」（小田2015:25）として、限定的な利用（職権発動）が検討され、子どもの利害関係

子どもの手続代理人の活用に関する報告[44]では、実務上の課題として、①調査官による調査で不利な意見が出ることが予想される側が巻き返しのために、あるいは、調査で有利な意見の出ることが予想される側がその補強のために子どもの手続代理人制度を利用しようとした事例があったこと、②子どもが利害参加するための意思能力の判断の問題、③監護親と子どもの手続代理人の関係性の問題、④一方の親の影響を受けた子ども自身の申立ての問題、⑤子どもの手続代理人からの報告の在り方の問題（手続の透明性の観点から、当事者を排した状態で裁判所が子どもの手続代理人から報告を受けることの是非）が挙げられ、また、代理人が選任された全件において、調査官による調査も実施されたことが紹介された[45]。

３．把握された「子の意思」の考慮について

⑴　審理における考慮の在り方

審判をするに当たり、「子の意思」は、子どもの年齢及び発達の程度に応じて考慮される。ただし、家裁は、必ずしも「子の意思」に従った決定をしなければならないわけではなく、子どもの年齢及び発達の程度に応じて考慮することとなる。

「子の意思」に必ず従わなければならないとされていないのは、子どもは判断能力が十分でなく、その環境等がその意思の形成に大きな影響を与えている場合もあり、子どもの年齢や発達の程度を考慮せず、その意思通りに審判をすると、かえって子どもの利益に反する結果になりかねないこと等を考慮したためである。

調停において、「子の意思」は、非監護親と子どもの関係、子どもの年齢や心身の状況等、事件類型に応じた諸事情を総合的に考慮して、子の福祉に適うように反映させていくこととなる。具体的には、「子のことに目を向けられていない父母に働きかける等調停運営にいかすとともに、当事者間の合意に向けた働きかけの中で子の意思を反映させることが考えられる[46]」とされる。

近年の調停運営においては、紛争解決に向けた課題を明確化し、調停委員会と当事者が認識を共有することがより重視されている[47]。これは家事法の目的に沿ったものであり、調停

参加において不可欠の前提となる子の意思能力については、調査官による調査を原則実施し、却下すべき子の利益を害する場合に該当するか否かについても調査官による調査で資料を収集すること（小田 2015：24、岩田 2016：52）が記されている。

44 加藤（2019）。

45 近時、日弁連の子どもの権利委員会所属弁護士等による「子どもの手続代理人のケース研究（全７回）」が「家庭の法と裁判」に掲載され、多様かつ効果的な選任事例が紹介されている。

46 本多（2015：24）。「把握した『子の意思』を尊重することは当然であるが、あくまでも子の福祉の実現が重要であり、『子の意思』のみならず、非監護親と子の関係、子の年齢や心身の状況等、事件類型に応じた諸事情を総合的に考慮する必要がある」とされる（岩田 2016：52）。

47 以下、細矢（2020：13、2021：113-125）参照。二本松（2019：3-4）においても、当事者の紛争解決能力と解決意欲を引き出す調停運営の重要性や調停委員会と当事者の情報共有と共通認識は自己決定の前提条件であり、家事法施行後、手続の透明化、情報の共有化が進んでいることなどが指摘されている。

委員会が紛争解決に向けた現実的かつ効果的な働きかけや調整を行い、子の利益という目標に向けて、当事者間の対立関係を協力関係に転換させていくためにも必要とされる。

その一例として、調停において「子の意思」の考慮を促進する工夫として、調査官が、調停のできるだけ早い時期から、段階を踏んで子どもの調査を複数回実施し、調査官が収集した「子の意思」を含む子どもの状況に関する情報を、調停委員会や父母と共有しながら調停を進行させる方法がある。この方法により、調停委員会と父母による子どもの状況についての分析や評価が深まり、それを十分踏まえた解決が可能となるとされる[48]。

⑵ 一方の親に対する子どもの拒否

親子交流事件等の審理では、離れて暮らす親に対する「子の拒絶」が問題となることがある。子どもの離れて暮らす親に対する拒絶反応は、親（同居する親、離れて暮らす親）の要因、子ども自身の要因、家族を取り巻く環境の要因等、様々な要因が絡み合って形成される[49]。

「子の拒絶」への対応について、家事法施行当時の審理運営を紹介した文献では、「表面上は子の拒絶があっても、それが面会交流を禁止・制限する自由に当たらない場合は、調停委員会としては、監護親に対し、面会交流の重要性のほか、当該事案において子の拒絶がなぜ真意とはいえないかを粘り強く説明し、調整のための試行的面会交流を行うなどして、理解を求める必要がある[50]」とされていた。これについて、近時の文献では、「子が、自らの意思で、別居親と会いたくないとの意向を明確に表明している場合には、仮に当該意向が同居親の影響を受けたものであるとしても、これを『誤解に基づくもの』とか『真意でない』などとして軽視することは、子の人格の否定であり、子の利益（民 766 条①）に反するものといわざるを得[51]」ないと批判するものがある。また、東京家裁の「面会交流調停の新しい運営モデル」を紹介する文献では、親子交流の実施が子どもの利益に反する事情があると言えない場合に当たると見立てた場合であっても、「子が強く面会を拒否していることが判明し、その拒否が同居親の影響によるものではなく、子自身の意思に基づくものであることが判明した場合などは、一定期間、直接交流を禁止する方法での検討へ方針を転換し、間接交流の在り方を検討することなどがあり得る[52]」としている。

⑶ 子の監護者指定の判断枠組みにおける「子の意思」の検討

家裁実務の運用は、合理的な範囲において裁判官の広範な裁量に基づくものであるが、子の利益を最優先に考慮する立場での調停や審判の運営を目指すため、夫婦関係調整事件や

---

48 「スモールステップの調査」（佐々木 2019）と称される手法であり、松本（2022：47-49）においても面会交流事件における調査官の調整機能を考慮した工夫として紹介されている。細矢（2021：122）は、面会交流事件における調査官調査が、調停の早期から段階的に、より慎重に、より多角的に行うことが多くなってきていると指摘している。

49 小澤ほか（2020：135）。片親疎外の議論や実務を報告するものとして、小澤(2009)、横山（2018）等。

50 水野・中野（2015：210）。

51 武藤・野口（2022：144-145）。

52 東京家庭裁判所面会交流プロジェクトチーム（2020：134）。面会交流調停の新しい運営モデルとして、①先入観を持たず、②同居親・別居親いずれの立場にも偏らず、③子の利益を最優先に考慮する、「ニュートラル・フラット」な立場で、円環的検討と調整を行うことが提唱されている。

子の監護に関する処分事件等では審理モデルが研究され、その結果は、文献や研修、講義等によって家裁調停委員を含む実務関係者に周知されている。

最新の研究である令和４年度司法研究「子の監護・引渡しをめぐる紛争の審理及び判断に関する研究」は、子の利益を中心に据えた子の監護者指定の新たな判断枠組みを提唱するものである[53]。先行文献による裁判例の分析から導かれる子の監護者指定の判断における考慮要素[54]を行動科学の知見等を踏まえて体系的に整理し、父母の監護に関する諸事情を総合考慮する際の四つのポイント（着眼点）として、①子どもが従前どのように監護されてきたか（従前の監護状況）、②子どもが今後どのような監護養育を受けられるか（監護態勢）、③子どもが親とどのような関係を築いているか（子どもとの関係性）、④子どもが親から他方の親との関係を維持するために必要な配慮を受けられるか（他方の親と子どもの関係に対する姿勢）を挙げている。父母の監護のいずれがより子の利益に適うのかを評価するに当たっては、まずは、判断の対象となる子どもの状態（年齢、発達状況、生活環境、子の意思・心情等）を具体的に把握した上で、当該子どもにはどのような監護養育が適しているか（子のニーズ[55]）を検討し、子どもの発達段階や置かれた状況等に照らし、その子どもにとって重要なニーズを検討した上で、父母のいずれの監護がより良く適合するかを検討するとされる。

「子の意思」については[56]、年長（おおむね中学生以降）の子どもの場合には、「まずは子の意思に着目し、十分な成熟度を有する年長の子どもが、誰とどこで暮らすかを含め、今後の生活について意思を表明している場合は、当該意思が子どもの真意に基づくものであり、かつ、その内容が子どもの客観的な利益に明らかに反する等の事情がない限り、子の監護者指定の判断に当たって当該意思を重視すべき」とされ、乳幼児期及び学童期の子どもの場合でも、監護態勢や子どもとの関係性の評価に当たって子どもの意向や心情が考慮される場合があり、「子の意思は、監護態勢又は子との関係性を評価するに当たっての一事情と位置付けることができる」とされている。

---

[53] 子の監護者指定の判断の特徴として、父母それぞれの監護の相対的評価により定まるもので、絶対的な要件が存在するわけではないこと、過去の事実の法的評価に加えて将来予測が必要となり、その精度を向上させるためにも行動科学の知見を踏まえた判断をする必要があること、審理等の手続においても子の利益への配慮が求められ、紛争をいたずらに激化させたり長期化させたりしない配慮が望まれることが挙げられており、このような特徴は、審理モデルの研究が進められる理由の一つと考えられる。

[54] 主な考慮要素として、①主たる監護者、②監護環境の継続性、③子の意思の尊重、④きょうだい不分離、⑤監護開始の違法性、⑥面会交流許容性、⑦婚姻関係破綻の有責性、があるとされる。

[55] 子どもの保護や成長・自立の支援のために必要となるもので、大別して、①安全のニーズ、②発達のニーズ、③親の紛争下にある子のニーズ（親の紛争下における情緒的安定のニーズ）に分類することができるとされる。詳細については、原ほか（2022）参照。

[56] 司法研修所（2024：55-58、62、97-100）参照。

４．調査官による「子の意思」の把握の手法に関する実務

⑴　行動科学の知見等を活用した事実の調査の一環としての「子の意向（心情）調査」

調査官は、行動科学の知見等を有する専門職である。全国の家裁本庁及び主な支部等に配置されており、家事事件においては、裁判官の調査命令に基づいて調査や調整を行う。

調査活動において、「調査官は、調査命令の趣旨を踏まえ、その時点で明らかになっている事実に基づいて事案を理解するための仮説を形成した上で、その仮説の検証及び修正を繰り返しながら探索的に事実を収集し、得られた事実を分析評価する。このような検討を同時並行かつ循環的に繰り返して、仮説の精度を高め、最終的な事例理解に至り、意見形成を行う[57]」。また、「手続法 65 条の新設によって、高い紛争性の中で、精密な子の意思の分析や科学的な知見に基づいた合理的かつ説得力のある意見が求められる受命機会が増え、それに応えるために、子の年齢や発達段階に応じた調査方法の研究が重ねられてきた結果、標準的な手法の確立と個人の技量や経験に左右されない分析方法のレベルアップが図られてきた[58]」とされる。

調査官による「子の意向（心情）」調査は、「子の意思」の把握のために行われる事実の調査の一つである。子どもの考えや思いを明らかにすることを目的として、子ども自身にアプローチするもので[59]、子どもの年齢や状況によって、裁判所の面接室で面接を行う場合と家庭訪問等を行う場合がある。子どもが抽象的な思考、認識を獲得し始める発達時期とされる 10 歳をおおよその目安とし、10 歳未満の子どもには「心情調査」、10 歳以上の子どもには「意向調査」とされることが多いが、厳密に基準が定められているものではない。多くの場合は、どちらの親と暮らしたいかといった二者択一的な意見を聞くものではなく、調査に対する認識、子どもの発達状況、現在の生活状況、過去の生活状況、父母に対する認識や父母との関係、本件に関する意向や心情などを子どもの言動と語られたエピソードとを照らし合わせながら聴いていく。

⑵　子どもの調査のプロセスと調査事項

調査活動の始期は様々であり、子どもの年齢、発達の程度、置かれた状況、父母間の紛争の局面や葛藤の程度、調査で明らかにすべき事実の内容等に応じて調査官の関与の時期や形態は異なる。調停事件では、調査官が調停期日に出席し、父母から子どもの状況や子の意思を聴いた上で期日間に子どもの調査を実施することが多い。

「子の意思」の意思の把握と関連する調査事項[60]には、「子の意向（心情）」以外に、「子の監護状況」、「子の生活状況」、「子の心身の状況」、「（親子）交流場面観察」「試行的面会交流」等がある。「子の監護状況」、「子の生活状況」、「子の心身の状況」等は、子どもがどのような環境で育っているのか（育ってきたか）、親がどのように子どもを監護しているのか、子どもの病気や発達の状況等を明らかにすることを目的として行われる。父、母それぞれとの

57　原ほか（2022：55）。

58　高島（2018:217）。同文献では、子の意思の把握のための調査活動の詳細を紹介している。

59　以下、片岡ほか（2021：78-82）参照。

60　「家事調停事件における調査実務の一覧表」（東京家庭裁判所）ダイジェスト版（細矢 2020:54）参照。調査事項を定めた規定はなく、各裁判所等によって分類や呼称は異なる片岡ほか（2021：69-89）。

面接[61]のほか、家庭訪問をして子どもの生活場面を観察したり、子どもと交流して子どもの心身の状況を把握したりする。学校や施設等を訪問し、担任教諭等と面接することもある。「(親子) 交流場面観察」は、親子の関係性や子に対する親の配慮姿勢などを把握することを目的として行われる。「試行的面会交流調査」は、面会交流の実現可能性を明らかにしたり、実施に向けた調整を行うために行われるもので、家裁の児童室等を利用して行われることが多い。

個々の事案の特徴や調査の目的に応じて調査事項が選定され、複数を組み合わせた調査命令が発令されることもある。

⑶ 「子の意向（心情）」調査の実施及び子どもへの配慮

子どもの意向や心情を把握する調査は、子どもが父母間の紛争の経過をどのように受け止め、今後の生活についてどのような希望を抱いているのかを聴取するものであり、子どもが、自分が置かれている状況や家庭裁判所の手続を理解した上で、自由に話せるように慎重に配慮する。子の意向（心情）調査を行う際の調査官の準備や工夫について、要約すると以下のようになる[62]。

父母の紛争下で調査を受けることは、子どもにとって、自分のいうことで何かが決まってしまうのではないか、両親の不和を決定的にし、一方の親を捨てることになってしまうのではないかと不安を高めることになりやすい。また、両親のうちのいずれかを選ぶという状況に置くことは、子どもに過大な心理的負担を与える。そのため、調査の目的は、子どもに親を選ばせることではないことを父母にも子どもにも理解させることが重要であり、子どもとの面接に先立って、調査官が父母と面接し、子どもに調査の趣旨をどのように伝えるか等を助言し、必要に応じて子ども宛の手紙を送付して[63]、調査の趣旨が正しく伝わるようにする。

子どもとの面接では、親を選ばせるような質問を避けながら、子どもの理解力に合わせた方法で、親に対する心情や将来に対する意向を率直に語ってもらえるように工夫する[64]。子どもの調査は、一歩間違えると子どもに罪悪感を与えかねない諸刃の剣であるため、調査官は、結論そのものではなく、子どもが今の生活について何を大切に考えているのかを理解するという視点から離れないようにする。子どもの心情を大切に考えながらも、子どもにとって最も良い解決策を父母と裁判所とが責任をもって考えているのだと明確に伝える。また、父母の紛争の渦中において、子どもが気持ちを表現するのは難しいこともあるため、調査官

---

61 調査活動では、例えば、「子どもの状況」を明らかにするために、父、母それぞれと面接する場合でも、父母が子どもの心情に関する気付きを得て、子の視点にたった主体的な紛争解決に向かう姿勢を引き出すような関わりが意識されている（梨田 2023)。

62 以下は、小澤（2017）を参照してまとめたものである。

63 手紙は、父母からの説明によって子どもが調査に誤った先入観や不安を持つことを減らす効果があるほか、調査官と子どもの関係構築にも役立つとされる（土方 2020：230）

64 高島(2016：238-239)は、子どもとの面接において調査官が子どもに伝えるべき情報やメッセージを、①調査官の中立性、②これまでの親子関係の肯定、③子の意思の独立性、④開示の可能性、⑤秘匿希望、陳述の任意性、誘導の否定の５項目に整理し、調査における子どもへの情報提供は、単に子どもを調査の対象として捉えるのではなく、親の離婚という紛争の渦中にある子どもに対して、我々大人が何をどのような言葉で伝えていくべきかという観点から考えていく必要があると指摘している。

は、父母の離婚について子どもには責任がなく、怒りや悲しみを含め、どんな気持ちを抱いてもよいことを伝え、子どもの気持ちを一緒に探り当てていく。子どもが安心して話してもらうためには十分な準備が必要であり、調査官は、子どもの発達やパーソナリティ、家族状況、夫婦間葛藤が子どもに与える影響などに関する知見を総動員して、子どもがどのような状況のもとで、どのような気持ちでいるのかについて想像を働かせ、事前に面接場面をシミュレーションしておく。裁判所での面接の前に家庭訪問を行い、好きな話題で話したり、遊んだりして子どもの緊張をほぐし、関係を形成しておく場合もある。子どもは、大人の期待に沿った受け答えをしやすいといった被暗示性があるため、人によって、あるいはどのような質問をしたかによって、子どもから引き出される回答が異なるという事態が生じやすい。そのため、子どもとの面接ではできるだけ自由に心情を語れるような質問を用いつつも、半構造化面接を用いて、子どもが質問を理解して答えているのかを確認しながら子どもと関係を作り、調査の趣旨を説明し、その後、家族の話題や必要となる情報に焦点を当てて面接を展開する[65]。最後に、調査官が理解した子どもの気持ちが正確かどうかを確認し、父母や裁判官に子どもの気持ちをどのように伝えるかを話し合い、子どもから質問を受け付けて、前向きな話題に転換して不安を軽減するような働きかけを行う。

なお、調査官による調査の結果は、手続の透明性や説明責任への要請に応えるため、意見欄を含めて双方当事者に開示される。そのため、子どもから意向を聴取した場合には、調査結果がどのように扱われるかについて説明し、聴取したことを報告書に記載してよいかどうか、どのような表現であれば記載してよいか、記載されては困る情報とその理由は何かなどの確認を十分に行う。

⑷　調査結果の報告

子どもから聴いた気持ちは、父母、裁判官、調停委員が共有し、子どもを中心とした解決に結びついて初めて意味のあるものとなるため、調査官は、子どもの発言だけではなく、表情や口調、そのときの動作、子どもの生育史や現在置かれている状況などを踏まえて子どもの気持ちを検討し、子どもが、父母の別居や離婚から立ち直る上で何が重要なのかを考えられるよう言葉を探し、報告書を作成する[66]。

調停や審判の期日間に子どもの調査が行われた場合には、調査官は次の期日に立ち会って、父母に調査結果のフィードバックを行うことがある。調査報告書の作成及び当事者へのフィードバックは、「子の意思」をめぐる事実を、行動科学の知見等を踏まえて分析・評価したものとなる。

一例として、「子の意思」把握のための調査の充実を目的とした研究[67]では、「子の意思」を適切に分析・評価するには、面接時の子どもの反応と子どもの意思形成過程という二つの視点からの分析が必要であることと、調査の結果報告を行うまでの７つのステップが示されており、調査報告書等には、調査で把握した情報や、分析・評価した内容全てを記すわけ

---

[65] 橋本ほか（2023）では、調査の中で子どもが主体性を発揮できる手法が紹介されている。

[66] 小澤(2017：35)

[67] 齋藤ほか（2016：23-26）では、以下６つのステップを示す。①調査目的の確認、②調査目的に関連する子どもの反応の確認（子どもの面接以外からの情報、子どもの面接時に確認した情報）、③面接時の子の反応の分析、④子の意思形成過程の分析、⑤子の意思の総合評価、⑥子の福祉の観点からの検討。

ではなく、子の利益にかなう適切な審理進行や解決に資するためには「何を」「どのように」報告するかを十分に吟味する必要があるとしている。

５．まとめと考察

家裁実務においては、家事法制定前から、「子の意思」を、いかに安全に、正確に把握して、それを子の利益に適う形で審理に反映させていくかという観点からの議論や試行錯誤が行われてきた。家事法施行後は、権利主体でありながら親の保護を必要とする存在である子どもの「子の意思」の把握と考慮が家裁全体の課題としてより強く認識されるようになった。そのため、手続の透明性を図り、調停委員会と父母が情報や認識を共有し、共に子の利益の実現を目指すための工夫や、審理・運営モデルの研究等が行われている。また、父母が、「子の意思」を理解して主体的に紛争を解決することを支える取組として、全国的に「親ガイダンス」の導入が広がっている。

子どもの調査を担う調査官においては、半世紀以上の調査活動の実績があり、「子の意思」の把握を目的とした調査手法や調査実施のタイミング、「子の意思」に関する情報の分析や評価の検討プロセスに関する研究等が行われ、その成果が組織内で共有されている。調査の開始から意見形成までの思考過程を明確化・言語化することによってより納得性の高い審理に寄与する調査活動が目指されている。

一方で、調査対象とした文献からうかがえる限りでは、子どもが、紛争を抱える家族の一員として、どのように家事事件手続に参加するか、という観点からの検討は、今後の課題として残されているように思われる。子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）12 条が子どもの意見表明と参加を保障する規定と解されている[68]ことを踏まえると、子どもの視点から見た、司法手続に参加して意見を述べることの意味、すなわち、父母の不和や一方の親との離別、そして調査に応じて語るという一連の体験が、子どもの「今」やその後の人生にどのような意味を持つのかに、より関心を持つ必要がある。そして、父母の離婚という問題に直面することになった子どもの成長・発達を、子どもの主体性を尊重しながらどのように支えるか、という観点から、家裁における「子の意思」の把握と考慮に関する実務を展開していく必要があると考える[69]。

また、たとえ不仲になっても全ての夫婦が離婚という選択をするわけではなく、子どもの問題が父母の紛争にすらならずに放置されることもある。親の不和や離婚に関連する情報

---

[68] 一般的意見 12 号「意見を聴かれる子どもの権利」（2009 年）では、この権利の実践は、広く「参加」として概念化されてきており、「参加」とは、「子どもとおとなの間の、相互の尊重にもとづいた情報共有および対話を含み、かつ、自分の意見とおとなの意見がどのように考慮されてプロセスの結果を左右するのかを子どもたちが学びうる、継続的プロセスを指すもの」（平野裕二氏の翻訳による）とされている（パラ３）。

[69] 例えば親権等をめぐる父母の対立がなく子どもの調査が実施されない場合でも、子どもが必要に応じた情報を気軽に入手できるような子ども向けのガイダンスの実施や動画配信等を行うことも検討の余地があろう。また、調査において子どもが語った言葉や希望とは異なる審理結果となった場合には、子どもが、父母の判断や家裁の決定を受け入れていく過程が、諦めではなく納得のプロセスとなるように、誰がどのように子どもをサポートするのかについても関心を向ける必要がある。

や支援は、親が家事事件手続を利用するか否かにかかわらず、子どもが必要なタイミングで入手できるようにすることが公平性の観点から重要である[70]。

家庭を取り巻く社会状況が大きく変化し、家族の在り様や価値が多様化する中で、家裁に期待される役割もますます変化することが予想される。父母の離婚紛争下にある子どもの「子の意思」ひいては子どもの最善の利益を社会全体で実現するために家裁が担い得る役割を、子どもの視点に立って柔軟に検討していく姿勢が求められると考える。

＜引用・参考文献＞

安倍嘉人・西岡清一郎（監修）(2013)『子どものための法律と実務――裁判・行政・社会の協働と子どもの未来』日本加除出版.

石垣知子・重髙啓（2015）「子の監護者指定・引渡調停・審判事件の審理」東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の実務――家事事件手続法の趣旨を踏まえて』法曹会, 228-261.

岩田淳之 (2016)「東京家庭裁判所における家事事件手続法施行を契機とした運用について」松原正明・道垣内弘人編『家事事件の理論と実務 第3巻』勁草書房, 50-75.

小川秀樹（1994）「児童の権利に関する条約と民事法」『家庭裁判月報』46（11), 95-117.

長秀之（1994）「子の監護をめぐる諸問題」『ケース研究』(240), 173-182.

小澤真嗣（2002）「子どもを巡る紛争の解決に向けたアメリカの研究と実践――紛争性の高い事例を中心に」『ケース研究』2002（272), 149-167.

小澤真嗣（2009）「家庭裁判所調査官による「子の福祉」に関する調査――司法心理学の視点から」『家庭裁判月報』61（11), 1-60.

小澤真嗣（2017）「子の福祉の実現に向けた家庭裁判所調査官の活動について――子の調査を中心として」『家庭の法と裁判』8, 32-39.

小澤真嗣ほか (2020)「子の利益に資する面会交流に向けた調査実務の研究」『家裁調査官研究紀要』(27), 1-388.

小田正二（2015）「家事事件手続法の趣旨と新しい運用の概要（家事審判事件を中心に)」東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の実務――家事事件手続法の趣旨を踏まえて』法曹会, 1-28.

鹿児島家庭裁判所（2007）「子の監護をめぐる調停事件における絵本の効果的活用について――『あしたてんきになあれ』を用いた調査官関与」『家庭裁判月報』59（11), 211-255.

片岡武・村松多香子・萱間友道・馬場恵理子（2021）『家庭裁判所における監護者指定・保全の実務』日本加除出版.

梶村太市（1995）「児童の権利に関する条約（資料)」『ケース研究』(242), 235-252.

[70] 父母の不和や離別に直面した子どもの不安や動揺を受け止め、必要な情報を提供し、決して先導することなく、子どものペースに合わせて一緒に迷い、場合によっては子どもの手続代理人の利用を含めた案内を行うことが、子どもが安全に安心して意見や思いを表明するためには必要であり、家事事件手続への子どもの参加は、その延長線上に位置づけられるものと考える。

梶村太市ほか(1995)「子の引渡し保全処分事件の処理をめぐる諸問題」『家庭裁判月報』47(7), 1-131.
加藤靖 (2019)「金沢家庭裁判所における子の手続代理人の選任の実情及び課題」『家庭の法と裁判』22, 40-57.
金子修編著 (2012)『一問一答　家事事件手続法』商事法務.
金子修編著 (2022)『逐条解説　家事事件手続法〔第2版〕』商事法務.
家庭裁判所調査官研修所 (1986)『親権（監護権）の帰すうが問題になった事件における子の福祉について』家庭裁判所調査官実務研究＜指定研究＞報告書　第1号.
家庭裁判所調査官研修所 (1997)『子の引渡事件の調査方法について』家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）報告書　第6号.
最高裁判所事務総局家庭局 (1970)「昭和45年3月開催家事審判官会同概要」『家庭裁判月報』22 (9).
最高裁判所事務総局家庭局 (1996)「平成7年度家事事件担当裁判官協議会における協議結果の概要――子の引渡事件の処理に関し考慮すべき事項」『家庭裁判月報』48 (11), 1-49.
齋藤友由樹ほか (2016)「子の意思把握の調査の充実に向けた調査方法の研究――調査に有用なツールを活用した調査の在り方について」『家裁調査官研究紀要』(22), 19-127.
裁判所職員総合研修所監修 (2016)『家事事件手続法概説』司法協会.
裁判所職員総合研修所監修 (2018)『家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究――家事調停事件及び別表第二審判事件を中心に』司法協会.
佐々木昭広 (2019)「『スモールステップの調査』について――子どもにスポットライトを当てる仕事」ケース研究 2019(1), 140-157.
司法研修所編 (2024)『子の監護・引渡しをめぐる紛争の審理及び判断に関する研究』法曹会.
島津一郎 (1973)「子の利益とはなにか――人身保護法による子の引渡請求(1)」『判例時報』(709), 116-123.
高木積夫 (1980)「子の監護者を決定する基準」加藤一郎ほか編『家族法の理論と実務』(別冊判例タイムズ (8)), 168-171.
高島聡子 (2016)「家事調停・調査のための当事者、子ども向けツールの活用について」『ケース研究』(326), 225-258.
高島聡子 (2018)「家庭裁判所における子の意思の把握と家事調停――ツール，パンフレットの活用」二宮周平編著『離婚事件の合意解決と家事調停の機能』日本加除出版, 213-250.
髙取真理子・山本桂子 (2013)「離婚に際しての親権者等の指定」安部嘉人・西岡清一郎監修『子どものための法律と実務――裁判・行政・社会の協働と子どもの未来』日本加除出版, 53-70.
東京家庭裁判所面会交流プロジェクトチーム「東京家庭裁判所における面会交流調停事件の運営方針の確認及び新たな運営モデルについて」『家庭の法と裁判』(26) 129-136.
中村千世ほか (2021)「家庭裁判所調査官による調査面接の基本的な姿勢・技法及び効果的な研さんについて」『家庭裁判所調査官紀要』(29), 1-100.
中山直子 (2021)「監護者の指定について――『子の利益』再考察」甲斐哲彦編著『家庭裁

判所の家事実務と理論――家事事件手続法後の実践と潮流』日本加除出版，143-166.
梨田春樹ほか（2023）「子の視点に立った父母の主体的な解決に資する調査面接上の工夫について――事実の把握と密接不可分に行われる働き掛けを意識して」『家裁調査官研究紀要』(32)，131-189.
二本松利忠（2019）「子どもの養育支援に資する家事調停に対する期待」『家庭の法と裁判』(18)，1-5.
沼邊愛一（1973）「子の監護をめぐる諸問題」『家庭裁判月報』25（4），1-26.
野田愛子（1980）「子の監護に関する処分の基準について」中川善之助先生追悼現代家族法大系編集委員会編『現代家族法大系 2（婚姻・離婚）』有斐閣，226-247.
野田愛子（1982）「子の監護をめぐる紛争と子の意思 desire ないし選択 preference」太田武男先生還暦記念『現代家族法の課題と展望』有斐閣.
橋本恭子ほか(2023)「子の監護をめぐる調停事件における父母との協働に基づく調査手法の検討――サインズ・オブ・セーフティ・アプローチの視点から」『家裁調査官研究紀要』(32)，85-130.
原綾子ほか（2022）「子の監護者指定をめぐる事件の調査実務についての研究――子のニーズに着目した試み」『家裁調査官研究紀要』(31)，35-157.
土方正樹(2018)「離婚紛争下の子の心情と父母へのガイダンス――大阪家裁ガイダンス『子に配慮した話合いに向けて』について」二宮周平編著『離婚事件の合意解決と家事調停の機能』日本加除出版，251-275.
土方正樹（2020）「『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約』における子の異議の実務――日英の子の専門家の役割の視点から」『ケース研究』2020(2)，224-247.
細矢郁(2020)「夫婦関係調整(離婚)調停充実のための方策について」『ケース研究』2020(1)，4-56.
細矢郁（2021）「面会交流調停の新しい運営モデルについての理解を深めるために」『ケース研究』2021(1)，92-147.
細矢郁（2022）「より質の高い調停運営を目指して」『ケース研究』2022(2)，141-194.
本多智子(2015)「家事調停の一般的な審理――夫婦関係調整（離婚）調停を中心に」東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の実務――家事事件手続法の趣旨を踏まえて』法曹会，29-72.
松本哲泓（2022）『面会交流――裁判官の視点にみるその在り方』新日本法規.
水野有子・中野晴行（2015）「面会交流の調停・審判事件の審理」東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の実務――家事事件手続法の趣旨を踏まえて』法曹会，187-227.
武藤裕一・野口英一郎(2022)『離婚事件における家庭裁判所の判断基準と弁護士の留意点』新日本法規.
横山和宏（2018）「子が面会交流を拒否する事例での調査及び調整の方法の検討――Friedlander & Walters(2010)の家族介入モデルを参考に」『家裁調査官研究紀要』(25)，55-109.
若林昌子（1993）「家事事件における子の意思」石川稔・中川淳・米倉明編『家族法改正への課題』日本加除出版，295-313.

若林昌子（2019）「子の監護関連事件実務における基本的視座」若林昌子・犬伏由子・長谷部由起子編著『家事事件リカレント講座　離婚と子の監護紛争の実務』日本加除出版, 17-38.
ＡＲＣ平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト子どもの権利委員会 一般的意見１２号（２００９年）https://img.atwiki.jp/childrights/attach/22/2/GC%EF%BC%91%EF%BC%92%E3%80%80%E6%84%8F%E8%A6%8B%E3%82%92%E8%81%B4%E3%81%8B%E3%82%8C%E3%82%8B%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%81%AE%E6%A8%A9%E5%88%A9.pdf （2026 年 1 月 30 日最終閲覧）.

【資料 1-4】

子どもの手続代理人の活動を通じた
子どもの意思の尊重についての先行文献調査

弁護士　岡﨑倫子

１．子どもの手続代理人のケース研究から得られる知見について

１－１．子どもの手続代理人のケース研究として、どのような文献があるか。

（以下では、ケース紹介に簡単な評価がされているものも含めて記載している）

・加藤靖「金沢家庭裁判所における子の手続代理人の選任の実情及び課題」家庭の法と裁判 22 号（2019）40 頁

・日弁連子どもの権利委員会「子どもの手続代理人のケース研究（第１回）～（第６回)」家庭の法と裁判 44 号（2023）122 頁、46 号（同）138 頁、48 号（2024）134 頁、50 号（同）120 頁、52 号（同）154 頁、54 号（2025）131 頁

・原田綾子「子どもの手続代理人のケース研究（第 7 回・完)」家庭の法と裁判 56 号（2025）99 頁

・原田綾子『子どもの意見表明権の保障――家事司法システムにおける子どもの権利』（信山社、2023）

・池田清貴「子どもの手続代理人から見た紛争の解決」離婚・再婚家族と子ども研究 4 号（2022）80 頁

・池田清貴「子どもの意思の代弁――家事事件手続法における手続代理人」二宮周平・渡辺惺之編著『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』（日本加除出版、2014）65 頁

・池田清貴「子どもの利益にかなう代理人活動」若林昌子・犬伏由子・長谷部由起子編著『家事事件リカレント講座　離婚と子の監護紛争の実務』（日本加除出版、2019）201 頁

・岡﨑倫子「子どもの手続代理人」二宮周平編集代表『実践離婚事案解決マニュアル――当事者ケアと子どもの権利・利益実現に向けた、弁護士のサポートのあり方』（日本加除出版、2020）98 頁

・岡﨑倫子「子どもの手続代理人と子どもの意見表明」二宮周平編『子どもの権利保障と親の離婚』（信山社、2023）180 頁

・高橋直紹「家事事件における子どもの手続参加と手続代理人制度」こころの科学 232 号（2023）73 頁

１－２．どのようなケースが紹介されているか（事件類型、調停・審判・訴訟などの手続類型、選任に至る経緯など、一定の傾向があるか)。

１　事件類型

⑴　家事事件手続法別表第２類型

離婚調停時の親権者指定（及び/又は　親子交流）

監護者指定（＋子の引き渡し）

監護者変更（＋子の引き渡し）

親権者変更（＋子の引き渡し）

親子交流
以上が複数申し立てられているケースもあった。

⑵　家事事件手続法別表第１類型

児童福祉法 28 条１項（里親委託）承認審判事件
親権停止審判事件

２　傾向

前提として、紹介されているケースは、家事事件手続法別表第２類型については父母の間で、家事事件手続法別表第１類型については保護者と児童相談所との間で、高葛藤状態にある事案が多い。

⑴　家事事件手続法別表第２類型

手続導入から間もない頃のケース紹介においては、審判事案で子どもの手続代理人が選任されているケースが比較的多い。もともと審判事件として係属していたもののほか、調停時には選任されず審判になってから選任されたものもあった。抗告審から選任されたものも見られた。他方、その後の時期においては調停事件での選任ケースも増えている。なお、訴訟事案は紹介されていない[1]。

選任に至る経緯としては、親からの上申あるいは裁判所においてケースの特性から職権で利害関係参加・選任がなされたものがほとんどである。他方、子ども自身が一方親代理人から紹介された弁護士に相談する（親と一緒に相談した際に対応した弁護士が親ではなく子どもの代理人となるケースもあった）、あるいは、弁護士会の相談窓口に連絡する等して、直接弁護士と出会い、子ども自身が利害関係参加申立てをしているものもあった。

⑵　家事事件手続法別表第１類型

児童福祉法 28 条事件及び親権停止事件のいずれも審判事件である。親権停止事件については子ども自身による申立てケースが紹介されている。

児童福祉法 28 条事件については、児童相談所担当者から子どもに対して情報提供があり、子どもが弁護士会の窓口に連絡して相談し、利害関係参加をしたものがあった。親権停止事件については、子どもを支援していた機関から紹介を受けた弁護士が子どもとつながり、申立てを行っている。

１－３．（紹介されているケースでは：以下同じ）子どもの手続代理人は、何を目標として活動しているか。

①　子どもが１人の主体として尊重されること。
②　情報提供や相談を通じて、子どもの意見形成を支援すること。
③　子どもの想いを子どもが伝えたい相手（両親・裁判所等）に伝え、その反応をフィー

[1] 子どもの手続代理人制度は、家事事件手続法に規定されている制度であり、離婚訴訟等においては制度の利用自体ができない。もっとも、子どもが一方の親に補助参加し、子どもの訴訟代理人として弁護士が子どもの意見表明支援を行うことは可能である。なお、離縁訴訟に関し、子ども自身が原告となった上で同人から受任した弁護士が訴訟代理人として対応することは以前からよく見受けられている。

ドバックし、その他、子どもとのやり取りを通じて、子どもがエンパワーされること。

④　子どもの意見や気持ちをもとにした解決方法を大人に行ってもらうこと。

⑤　子どもに親との関係を立て直したいという気持ちがある場合には関係調整を行うこと。逆に、児童福祉法 28 条事件や親権停止事件などにおいては、子どもの安全と生活の安定を確保すること。

⑥　①～⑤の結果、手続後に子どもができるだけ納得して前向きに生活ができる環境を整えること。

１－４．子どもの手続代理人が子どもの意見を聴く方法や、聴く内容は、どのようなものか。

１　聴く方法

子どもから意見を「聴きだそう」とするのではなく、子どもが今何を思っていて、何を知りたくて、何を誰に伝えたいと思っているかを、子ども自身が安心して発信できるように配慮しながら、子ども主体のコミュニケーションを行うことを心がけている。

そのため、最初にラポールを作る、年齢や発達段階に応じて、面談時に世間話をする・遊ぶなど信頼関係を築くために数回面談をしているケースも多い（なお、その中で、どんな子どもであるかを把握しようと努めている。）。また、守秘義務についても丁寧に説明をしている。

手段としては、年少者の場合は面談が多いが、年長者になると直接の面談のほか、電話やＳＮＳを利用して対応していることも多い。

２　聴く内容

ラポールを形成しながら、経時的に、手続の状況（親の思い等も含む）や法律に関する情報を提供した上で（子どもからの質問への対応も含む）、子どもの気持ちや意向等を確認している。

子どもの気持ちを確認する際、事案の争点そのものについて確認するのではなく、子どもが状況をどのように見ているかを知ろうとしている。例えば、親権者変更事案において「父と母のどちらがよいか」と聴くのではなく、父や母のこと、家族のこと、現状についてどのように子どもが捉えているか、どう感じているか、これからどこでどんな風に生活をしていきたいのか、希望・不安・悩みなどを確認する。途中で気持ちが変わってもよいことも伝えている。

また、子どもの気持ちを受け止めることを意識している。子どもが話した内容について「こういうことで合っているか」と確認し、子ども自身がちゃんと相手に伝わったことを実感できるようにしたり、子どもの発言に対して、それでいいと思うと賛同することにより、子どもが、自分がどのような思いを抱いていてもよく、自分のわがままではないと受け止めることができるようにしている。仮に子どもが親への激しい感情を述べたとしても、それを遮らずに聴き、いったん受け止めている。

信頼関係を前提として子どもの気持ちを聴き、それらを子どもと整理して手続に提出したり、逆に手続や親の情報を子どもに伝える（子どもの気持ちに対するフィードバックも含む）中で、子どもに新しい視点（選択肢）を提供し、子どもとの相談の中で意見を聴いたりもしている。

１－５．子どもの手続代理人は、子どもの意見を誰に対して（裁判官、調停委員、両親、両親の代理人、その他）、どのように伝えているか（書面で、口頭で、子どもと手続代理人が一緒に、手続代理人から、その他）。また、子どもの意見の伝達が、子どもの視点から見てうまくいくのはどのような場合か。

１　子どもの意見をだれに対してどのように伝えているか

内容や子どもの意向に応じて使い分けをしている。

子ども・子どもの手続代理人として、伝えたい人に、伝えたい内容を、適した方式で伝えている。例えば、現時点では両親には伝えたくないが裁判所には知っておいてほしいと言う場合には、裁判所のみに書面を提出したり、期日間に裁判官や調査官に口頭で伝えたり、期日の際に調停委員等に伝えたりしている。両親に伝えるべき・伝えたいと考える意見等については、書面で提出することが多く、加えて期日に口頭で説明するなどしている。書面への記載方法・ニュアンス等について子どもと相談しながら作成している。少数であるが、子ども自身に、期日に出席したい、裁判官に直接話したい、裁判官から話を聞きたい、自分の気持ちを親に伝えたい等の意向がある場合には、事前に子どもの手続代理人が子どもの想いを聴いて一緒に整理する等準備をし、手続代理人同席のもとで、子どもが直接期日に出席して口頭で話をしたケースも報告されていた。

２　子どもの意見の伝達が子ども視点からみてうまくいく場合

①子どもが自分の気持ちをきちんと言えた、聴いて受け止めてもらえた＝手続代理人に想いを伝えられたとの段階があり、その後に、②手続代理人と相談・整理しながら伝える内容や方法を決めることができ、③子どもの伝えた内容に対して子どもの想いを尊重した反応があった場合に、子どもとして意見伝達がうまくいったと評価される。そのためには、子どもの手続代理人の活動だけではなく、親・親代理人にも「子どもを１人の主体として尊重する」姿勢を意識して対応してもらう必要があり、裁判所や子どもの手続代理人から親側への働きかけも必要である。

１－６．子どもの手続代理人は、裁判所とどのように連携しているか。連携がうまくいっているのはどのようなケースか。

子どもの手続代理人は、選任直後や選任後も随時裁判所とカンファレンスをする等して連携している。

連携がうまくいっているケースでは、裁判所から、選任時に、（調査実施済みのケースにおいて）調査報告書に記載されていない情報を含めて共有してもらう、子どもの聴取に関するアドバイスをもらう、子どもの手続代理人として悩みや見立てに迷う場面でカンファレンスを行う等の情報や見立ての共有が行われていた。調査前のケースでは、子どもの手続代理人が子どもと面談したり調査に同席することで、子どもが自分の気持ちを整理でき安心して調査に臨めていたほか、事前に考えていなかった質問について、後日、手続代理人経由で回答したケースも紹介されていた。

また、（親権者変更事案において）子どもとの対応は子どもの手続代理人が行い離れて暮らす親の家庭環境調査は家庭裁判所調査官が行う、事案に応じて子どもの思いやそれを踏

まえて親に考えてもらいたいこと等を誰が伝えるかを相談して決める等、役割分担を行って対応していた。家庭裁判所調査官が期日に常に立ち会うことで緊密に連携がされていた。

１－７．子どもの手続代理人がつくことによって、子どもに関する決定や合意にどのような影響が生じるか。

子どもが自身の意見を表明したことにより親の意識や態度が変容し、父母が子どもの意見を尊重し、子どもの希望に即した調停合意ができ、紛争解決に至るケースが少なくない。また、申立ての趣旨以外の事項について、調整の中で合意ができ、将来の紛争化の防止に資するケースも複数見受けられた。

審判においても、子どもの意向に即した審判が出ているものが多い。結論だけではなく、子どもが親に対し抱いている感情や将来の希望等が結論に至る理由として記載され、その結果、子ども自身が自分の気持ちを裁判所に受け止めてもらえたと前向きに捉えて次に踏み出すことができ、その後の親子関係の再構築につながるものもみられた。

１－８．子どもの手続代理人がつくことによって、子どもにはどのような利益が得られるか。

①　子どもの意見形成・意見表明支援ができ、子どものエンパワーメントにつながる

情報提供や相談等の支援を通じて意見を形成・整理したり、気持ちを受け止めてもらえる経験自体、さらには、自分の意見を親や裁判所が尊重し、自分の意見に沿った解決になる等、「(特に親が）自分と向き合ってくれた」と感じることで、子どもが自己効力感・自尊感情を回復していく。自分の意見に沿った解決ではなかったとしても、自分の意見を伝えられた、(手続代理人に）受け止めてもらえたという経験、及び結論に至った理由等について説明をしてもらえることで、不全感や無力感を小さくすることもでき、前向きに進めた子どももみられた。

②　親の気付きを促し、子どもの意見を尊重した解決を目指せる

親が、子どもの気持ちに気付き、尊重することで、子どもや他方当事者への関わり方を変える等、その行動や考え方を子どもの最善の利益に資する方向に変容させることができているケースも多かった。

③　（可能な事案においては）親子の関係改善ができる

①・②の結果として、調停等の対象となっている事項だけではなく、親子関係の関係調整が進み、子どもの希望に沿う形で関係改善ができることもある。

１－９．子どもの手続代理人がついたことによって、子どもに対して何らかの不利益が生じたケースは紹介されているか。それはどのような事情によるか。

明確な不利益が生じたケースは紹介されていなかったと評価される。この点、子どもの手続代理人がついたものの、子どもが同居する親のメッセンジャーと評価される発言をしたケースや、同居する親からプレッシャーをかけられていると考えられるケースのほか、子ども自身の意見を伝えても親が尊重しない・全く変容しないケースも紹介されていたが、そのような場合であっても、子どもの手続代理人がつくことで「自分の気持ちを言えた、受け止めてもらえた」、「自分と一緒に考え、自分の味方として動いてくれる信頼できる大人がいた」と子どもが実感できたこと自体が、利益であると考える。なお、上記のようなケースは、親

において、子どもを一人の主体として尊重することを含め、子どもの手続代理人の活動への理解が十分でなかったことが背景にあると考えられる。

２．子どもの手続代理人の制度について

２－１．子どもの手続代理人の制度に関する分析や評価として、どのような文献があるか。（ケース研究と付随して、あるいは独立に、など）

（１－１に記載したものに加えて以下）

・池田清貴「親の離婚・別居紛争における権利主体としての子ども――子どもの手続代理人制度を中心に」ケース研究 355 号（2026）4 頁

（２－２～２－７は、上記の文献だけでなく、自身の実務上の知見も含む）

２－２．子どもの手続代理人となる弁護士は、どのようなプロセスで代理人として選ばれる仕組みになっているか。弁護士会、家庭裁判所などにより、地域差はあるか。

子どもが利害関係参加を申し立てるケースとしては、子ども自身が、各弁護士会に設置されている子ども向けの相談窓口に連絡する、もともと別件で弁護士と知り合っており当該弁護士に相談する、子どもの気持ちを汲んだ親が自身の代理人から紹介された弁護士を子どもにつなげる等の場合があり、当該弁護士が利害関係参加申立てを支援したり、子どもの手続代理人（候補者）として活動する場合がある。もっとも、相談窓口に関して地域差はある上、子ども自身が相談窓口にアクセスすること自体ハードルは高い。

家庭裁判所が職権選任したい場合には、各弁護士会等に推薦依頼を行い、弁護士会にて推薦するシステムが一応構築されているはずである。ただし、システム化の度合いについては地域差があると考えられる。

２－３．子どもの手続代理人を選任するかどうかを判断するための基準や考慮事項について、実務的な指針やガイドラインなどはあるか。

① 日本弁護士連合会「子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型」（2015 年 7 月 31 日付）（以下、「有用な事案の類型」という。）
公表されており、最高裁判所から全国の家庭裁判所に周知されている。

② 日本弁護士連合会子どもの権利委員会「『子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型』の解説」（2015 年 11 月 13 日）※日本弁護士連合会会内資料

③ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会・家事法制委員会「子どもの手続代理人 Q&A」（2026 年１月）※日本弁護士連合会会内資料
最高裁判所から各地の裁判所に周知されている。

２－４．上記の実務指針やガイドラインは、どのように運用されてきたか。

これまで上記の①「有用な事案の類型」が指針となっていたところ、金沢家庭裁判所をはじめ、一部の裁判所ではこれらを踏まえた運用がされてきたが、多くの裁判所では謙抑的に運用されているようで、選任ケースがほとんどない家庭裁判所もある。

２－５．選任された子どもの手続代理人の活動について、実務的な指針やガイドラインなどはあるか。あるとすると、どのような内容か（概略でも可）。

・日本弁護士連合会子どもの権利委員会「子どもの手続代理人マニュアル（第５版）」（2019年１月）※日本弁護士連合会会内資料

子どもの手続代理人の具体的な活動内容について、選任直後の活動（裁判所とのカンファレンスや記録の入手、親との連絡等について）、子どもとの面会（基本的姿勢、場所設定や面会内容についての留意点、記録の取り方等）、関係者との連携、子どもからの聴取結果の顕出方法やタイミング、紛争解決促進に向けた調整のやり方等、詳細に記載されている。また、子どもの主観的意思が客観的利益を損なうと認められる場合の対応、子どもから秘密にしてほしいと言われた事実の取扱いについても考え方が示されているほか、子どもとの面接技法についての留意点も記載されている。

２－６．子どもの手続代理人のトレーニングや研修はどのように行われているか。子どもの手続代理人として活動するために、資格などは必要とされるか。

日本弁護士連合会で会員向けに、子どもの手続代理人のための研修（法律、具体的な活動内容、子どもの心理）を提供している。

また、各弁護士会で子どもの手続代理人のための研修を行っており、弁護士会によっては、当該研修の受講を推薦名簿登載要件としているところもある。なお、名簿を作成している弁護士会においても、研修を受ければ機械的に推薦するということではなく、事案に応じた人選を行っている。名簿方式ではない地域でも、子どもの権利に精通した弁護士が選任されている。

２－７．子どもの手続代理人の活動について、代理人としての報酬は、誰によって支払われるか。また、どのような仕組みによって支払われるか。親とは異なる意見を持つ子が自ら手続代理人の選任を希望した場合、その報酬はどのようになるのか。また、その報酬を援助する制度等は存在するのか。

１　代理人の報酬が支払われる仕組みについて

金沢家庭裁判所では、双方親からそれぞれの親代理人が一定額を預かることを前提として子どもの手続代理人を選任し、当該預かり金から報酬を支払っている。

一般的には、子どもの手続代理人報酬について手続救助申立てをしておき、解決時に、調停なら親負担（２分の１ずつ等）の合意をする、審判時に親負担を定めることで、当該親に支払ってもらう場合もある。ただし、親が任意に支払わない、経済的余裕がなく支払えない状況が想定される場合も多いところ、親の協力が得られない場合には、日本弁護士連合会法テラス委託援助業務の１つである「子どもに対する法律援助」事業を利用できることから、これを申し込んで対応することが多い。同事業からの報酬等は、日本弁護士連合会会員（弁護士）の会費からまかなわれている。

２　子が自ら手続代理人の選任を希望した場合の報酬が支払われる仕組みについて

子どもが自ら選任を希望した結果、いわゆる国選代理人として子どもの手続代理人を選

任した場合には、１と同様の仕組みとなる。

親とは異なる意見を持つ子どもが私選で代理人をつける場合には、親の協力を得られないと考えられるため、上記の「子どもに対する法律援助」事業を利用して対応する。なお、手続によって子ども（18 歳未満）が利益（給付）を受けなければ、「子どもに対する法律援助」事業により、子どもが費用負担を求められることはないため、子どもの手続代理人選任に関し、一般的には、子どもが負担を負うことはない。

３．１，２に関する調査を踏まえた概括的なコメント

３－１．子どもの手続代理人の選任数は少ないと言われるが、その理由としてはどのようなことが考えられるか。

①　裁判所に子どもを１人の主体として尊重することの重要性、すなわち手続代理人が必要であることが十分に理解されていない可能性

家庭裁判所調査官による子の意向・心情調査により子どもの意見は把握できるため、あえて子どもの手続代理人を選任する必要がないと評価されている可能性があるのではないか。確かに、家庭裁判所調査官の専門性は高く、子どもの意思を把握して見立てを行い親へ説明して調整したり、審判の根拠とする面に限れば、調査のみで対応できるケースも多いと考えられる。また、一見、調査官調査と子どもの手続代理人の活動は重なっているように見える部分もある。そのため、選任不要と判断されることが多いと考えられる。

しかし、調査官調査は、裁判所に所属する家庭裁判所調査官が、調査命令の範囲で、通常は１回か２回子どもと面談し、子どもを客体として調査をするものであって、子どもが質問や相談をしたり、経時的に自分のタイミングで話をしたりすることはできない上、話した内容は裁判官（判断権者）に全て伝わる。

経時的に子どもの手続代理人が関わり、子どもの反応を裁判所に報告することで、子どもの意思について家庭裁判所調査官がより多角的に検討することができる。また、信頼関係が構築され、さらに守秘義務がある中だからこそ、子どもが話すことができ、それに対して子どもの手続代理人が適切な助言等を行うことで子どもの真意が明確になる。このように、家庭裁判所調査官と子どもの手続代理人とが協働することが、子どものエンパワーとともに子どもの利益に結びつくことを更に理解していただきたいと考える。

②　裁判所が審理期間の長期化を懸念している可能性

子どもが参加すれば三者協議となり、期日の際に時間が不足し、また、期日調整に労力を要する等、迅速化の要請の中で審理期間の長期化を懸念している可能性もある。

しかし、子どもの手続代理人がつくことで、期日間に、調整や親子交流の試行等を行い、状況説明や子どもの意見等を共有することで、それらを家庭裁判所調査官が分析して次回期日の際に親に説明して調整を更に進めることができるほか、子ども自身の意見を伝えることで父母が子ども中心に考え方をシフトさせ、子どもの意向に沿った解決ができる。また、子どもの素朴な希望、不安、悩み等もできるだけ解消した内容での合意を行うことも可能となり、再紛争化の予防につながる。そのため、トータルでは手続経済に資する結果にもなる。

③　経験・前例が少ないことの影響

多くの裁判所では選任例がない、あるいは極めて少ないことから、裁判官として選任しづ

らいということがあるのではないか。また、子どもの手続代理人の報酬について父母に積極的な負担意思が確認できない場合に選任を躊躇したり、子どもに対する法律援助を利用した場合に活動内容からすれば報酬が低額になることが多いため遠慮して選任しづらい状況が起きている可能性がある。

④　親・親代理人の理解が不十分であること

裁判所が選任を検討しても、親（特に監護親）から強く反対されて選任しづらい状況もあるようである。

弁護士全体及び社会に対し、子どもを１人の主体として尊重することの重要性や、子どもの手続代理人がついて子どもの意見形成・意見表明支援を行うこと自体が、子のエンパワー・子の利益につながり、将来の親子関係にも影響することを理解してもらう必要がある。

３－２．子どもの手続代理人の選任数を増やしていくために、どのような課題があるか。

３－１の裏返しであるが、以下の課題が挙げられる。④についてのみ補足する。

①　裁判所の理解

②　親・親代理人となる弁護士の理解

③　子どもの手続代理人として対応できる弁護士の養成

④　子どもが相談しやすい体制作り

子ども自身は、家族に関する悩みについてそもそも相談してよい事柄なのか、相談するとして誰に相談したらよいか等、分かっていないことが多い。また、子ども自身が弁護士会の窓口に相談するのはかなりハードルが高い。そのため、子どもが気軽に家族の悩みについて相談できたり支援してもらえる場の拡充や、当該相談窓口等から子どもの味方となる弁護士につながれるシステム構築等も必要である。

⑤　報酬問題

３－３．子どもの手続代理人の活動の質を維持あるいは向上していくために、どのような課題があるか。

①　座学だけではなく事件を経験者と共同受任する等ＯＪＴができることが好ましいが、選任件数が少なく、その機会に乏しい。

②　子どもの手続代理人を経験した弁護士が、自分達の活動を振り返るだけではなく、手続代理人の活動や関わりについての子ども自身の受け止めや感想等を確認することもできればよいが、実現が難しい。

③　報酬については、子どもに対する法律援助を利用することが多いところ、報酬額が活動内容と見合わず、事務所経営の観点から弁護士が受任しづらい側面がある。また、公費化の検討も必要である。

以上

【資料 1-5】

親の離婚・別居等に伴う、子どもの意見表明や参加についての心理学上の知見に関する先行文献研究

東京国際大学教授　小田切紀子（５～７執筆担当）
神戸女子大学助教　曽山いづみ（１～４執筆担当）

１．親の離婚や別居等において、子どもが意見を適切に聴かれることの重要性について、心理学ではどのような研究がされてきたか。

日本では「子どもの意見が適切に聴かれているかどうか」に直接焦点を当てた心理学的研究は寡少である。「子どもの意見」には様々な内容・レベルのものがあり、かつ意見を言えるかどうか／聴いてもらえたと思うかどうかはその子どもの置かれた関係性や文脈に大きく依存するものであることから、心理学の研究で重視される「定義」や「測定」がしづらく、研究が進みづらかったと考えられる。近年法務省による大規模調査により、実態把握が行われるようになってきている（法務省，2021 等）。詳しくは以下で論じる。

２．心理学研究によると、子ども自身は、離婚や別居等に伴って、自分の意見を聴いてもらい、考慮してもらいたいと考えているか。（特に、子どもを調査協力者とする実証研究があるか）

横山和宏・福丸由佳・大瀧玲子・渡部信吾（2022）離婚・別居家庭とその子どもの実像と必要な支援――３つの大規模調査から見えること――　離婚・再婚家族と子ども研究，4，117-135. https://doi.org/10.51052/jarcds.4.0_117　から引用

この研究は、2021 年に行われた「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」「未成年期に父母の離婚を経験した子どもの養育に関する全国実態調査とその分析」「未成年の子を持つ親の協議離婚の実態と分析」の３つの大規模調査の再分析を行ったものである。そのうち、以下では子どもが研究対象となっている「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」「未成年期に父母の離婚を経験した子どもの養育に関する全国実態調査とその分析」の結果に関する部分を引用する。

「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」（法務省，2021）によると、「Q14-1 子どもが別居する父母に本心を伝えたか」については、「特に伝えたいことはなかった」が 33.5%と最も多く、「伝えたいことはあったが伝えられなかった」が 21.5%、「父母の双方に直接伝えた」が 13.1%、「同居親のみに直接伝えた」が 13.0%であった。「Q14-2 父母に伝えた意見の内容」に関しては、「親の考え、気持ちを聞きたいと言った」が 34.0%と最も多く、「別居しないでほしいと言った」が 26.8%、「早く別居するように言った」が 24.4%、「自分の考えを聞いてほしいと言った」が 20.6%、「子どもを巻き込まないでほしいと言った」が 17.7%であった。以上から、子どもには、親の考えや気持ちを聞きたいという意見とともに、別居を回避しようとするものから別居を促すものまで幅広い気持ちや考えがあるが、それらを父母の双方に直接伝える機会を持てる子どもは一部にとどまることが分かる。子どものうち約３分の１が特に伝えたいこと

はないと回答していることから、全ての子どもが一律に意見表明のニーズが高いとは言えないものの、上記した父母の不和の認識程度や子どもの心情の多様性を踏まえると、伝えたいことはないとする事情や背景にも様々なものがあると推測され、潜在的なものも含めた子どもの心情をどのように汲み取るかが課題であると考えられる。

法務省（2023）未成年期に父母の別居・離婚を経験した子に関する質的調査研究報告書 https://www.moj.go.jp/content/001391401.pdf から引用

子どもの意思確認や意見表明について、法務省（2023）では説明の有無や意見表明の有無も重要ながら、子どもが父母の離別理由に納得できるかどうかが重要であると指摘されている。特に子どもが年少の場合、離別に対するショックや困惑をうまく言葉で表現できなかったり、その場の雰囲気に圧倒されてしまったり、両親の様子を見て忖度したりして、自分１人で悩みや疑問を抱え込んでいることも多い。「定期的に（子どもの気持ちを）確認してほしかった」という語りもあり、発達段階に合わせて丁寧に何度も説明をする、繰り返し話せる場を作る、といったフォローが大切であると思われる。

３．心理学研究によると、子ども自身は、離婚や別居等に当たって、自分の意見をよく聴いてもらえたと感じられているか。感じられている場合と感じられていない場合で、子どもと親との関係性や、親に対する思いなどに、影響がみられるか。特に、子どもの立場であった人を調査協力者とする調査があるか。

直原康光・安藤智子（2020）別居・離婚後の父母葛藤・父母協力と子どもの心理的苦痛、適応等との関連：児童期から思春期に親の別居・離婚を経験した者を対象とした回顧研究, 発達心理学研究, 31, 12-25. https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjdp/31/1/31_12/_pdf/-char/ja から引用

「意見を聴いてもらえた」という項目を測定しているわけではないが、直原・安藤(2020)によると母の情緒的サポート（あなたが悩みや不安を言っても、嫌な顔をしないで聞いてくれた、あなたが何か悩んでいた時に、どうしたらよいか教えてくれた、あなたに元気がないと、すぐに気付いて励ましてくれたの３項目）は男女ともに子どもの自尊感情に有意な正の影響（男性.21、女性.21）を及ぼしていた。また「母による父の悪口に対するネガティブ感情」は、男性において子どもの「自己非難」(.33)「子どもらしさの棄却」(.34) に有意な正の影響を及ぼしていた。

子どもは、親からの離婚の説明をどのように受け止めているのか、子どもから見て、母からの説明と父からの説明に差はあるのかを検討した直原（2023）によると、全ての項目（離婚の理由をていねいに説明してくれた・今後の生活の見通しを私がわかるように説明してくれた・離婚をするのは私のせいではないのだ、と私が理解できるように説明してくれた・離婚に関する私の疑問に、ごまかさず答えてくれた・考えていることや気持ちを正直に話してくれた・離婚に関して、私の意見や気持ちをていねいに聞いてくれた）で父よりも母の方が有意に点数が高いという結果が示された。なお、調査対象者は小学４年生～中学３年生の子どもがいる母子で、母が子どもと暮らしていて、父とも何らかの交流がある人であった。しかしこの調査は母子家庭のみを対象としており父子家庭は含まれていないため、それが

結果に影響している可能性は否定できない。

４．心理学研究によると、離婚や別居等に巻き込まれた子どもは、誰に、どのような方法で、自分の思いを聴いてもらいたいと思っているか。

信頼できる大人や第三者の存在が重要であるとする研究が多く報告されている（藤田，2016；小川，2021；法務省，2023；直原・安藤，2019 など）。

信頼できる大人としては、親（同居する親でも離れて暮らす親でも、子どもの立場を慮ってくれることが重要である）、教師・友人の親・祖父母やおじおば含む親戚などが挙げられている。第三者としては、友人（同じような悩みを抱える友人が支えになるという知見（小川，2021 など）、今までの日常的な友人関係で支えられるという知見（藤田，2016）、両方が見られる）や恋人などが挙げられることが多い。

一方で、そういった第三者に相談できるためには、ある程度他者への信頼感が保たれている必要があるとする指摘もある。藤田（2016）は、子どもの頑張りや気遣い、配慮、忠誠心などが、承認され報いられる機会があることにより、人や世の中に対する信頼感が保たれ、家庭外での人間関係に助けられると述べている。直原・安藤（2019）は、「他方親否定・交流なし群」では周囲のサポートに関する語りが少ない傾向が見られたことを指摘している。「父母協力・交流安定群」では、父母が別居・離婚しても協力する姿を見ることで、他者を信頼して頼りにできたことが考えられる。また、「板ばさみ・交流不安定群」では、父母間の葛藤が高く、家庭から距離をとって友人や恋人の家を逃げ場としていたり、離れて暮らす親や教師などの第三者からのサポートを受ける等して乗り切ったものと考えられる。これに対し、「他方親否定・交流なし群」では、同居する親により離れて暮らす親が否定され、反発できず萎縮したり、時に同居する親に同調する語りも見られた。これらのプロセスの中で、人や社会への信頼感や安心感を失っていき、その苦悩を周囲の人と分かち合う機会に乏しかった可能性があるという。藤田（2016）や直原・安藤（2019）の指摘から、相談する前段階として、人に対する安心感や信頼感が損なわれていないことが重要であることが読み取れる。また、小川（2021）は、《両親の離婚やしこりとの適度な距離》がとれるようになるためには《吐き出す場所ができる》ことと《生きていく上で出会う新しい価値観》が重要であると述べ、「吐き出す場所ができる」というカテゴリーの中には、「同居親が離婚を気にしなくなる」、「（同居親と）別居親の話ができるようになる」、「同じ境遇の友達」の３概念が含まれるとしている。時間の経過・子どもの成長により同居する親との関係性が変化し同居する親に気持ちを吐き出せるようになったり、新たな友人関係ができてその中で気持ちを吐き出せるようになっていくことが窺われる。

きょうだいについては、支えになる場合もあればそうでない場合もあることが示唆されている。青木（2021）は、大規模調査（「離婚後の子の養育の在り方に関する調査研究」）の結果から、離れて暮らす親との交流をめぐって子は微妙な同胞（きょうだい）間葛藤を感じている可能性があること、その一方で父母間の対立・争いに直面した際に一番頼りになった人として「きょうだい」を挙げる人が多かったことを指摘し、離婚後のきょうだい関係の複雑さを理解する必要性があると論じている。曽山・大瀧（2023）は 10 名を対象としたインタビュー調査から、きょうだいは離別前から離別後の家族関係の中で何かしら「不公平を感

じる」経験をしていること、一方でその不公平感をきょうだい間で分かち合えると、きょうだいを信頼し分かり合えている思うプロセスに至るが、不公平感を分かち合えなかったり「わかってない」と思う経験が積み重なることで、きょうだいとの間で考え方や価値観の違いを感じ、「わかりあえない」と思い諦めるに至るプロセスを描き出している。

＜引用文献＞

青木聡（2021）離婚後の子の養育の在り方に関する調査研究：「母同居群」「父同居群」別にみる「別居親との交流の有無」と諸変数との連関．日本加除出版（編）．未成年期に父母の離婚を経験した子どもの養育に関する全国実態調査とその分析．pp9-21．日本加除出版株式会社．

藤田博康（2016）親の離婚を経験した子どもたちのレジリエンス～離婚の悪影響の深刻化と回復プロセスに関する「語り」の質的研究～　家族心理学研究，30(1)，1-16．https://doi.org/10.57469/jafp.30.1_1

法務省（2023）未成年期に父母の別居・離婚を経験した子に関する質的調査研究報告書 https://www.moj.go.jp/content/001391401.pdf

直原康光・安藤智子（2019）別居・離婚後の子どもが体験する父母葛藤や父母協力の探索的検討　発達心理学研究，30(2)，86-100.　https://doi.org/10.11201/jjdp.30.86

小川洋子（2021）思春期以降に面会交流を経験した子どもが別居親と離れていくプロセスに関する質的研究　家族心理学研究，34(2)，111-126. https://doi.org/10.57469/jafp.34.2_111

曽山いづみ・大瀧玲子（2023）親の離婚を経験したきょうだいの関係性　家族療法研究，40(3)，258-266.

５．心理学研究によると、子どもの声を適切に聴くためには、誰が、どのような手法で、どのような場面設定をして聴くとよいか。親の激しい紛争に巻き込まれている子どもへのインタビューの技法としてどのようなものがあるか。

Jennifer McIntosh (2007). Child inclusion as a principle and as evidence-based practice: Applications to family law services and related sectors. Australian Family Relationships Clearinghouse.から引用。

オーストラリアにおける子ども包摂型メディエーション（child inclusive mediation）による家族の紛争解決の手法は、別居後の両親間の葛藤の改善の有効性について、実証的・臨床的エビデンスを根拠に発展してきた。子ども包摂型メディエーションでは、メディエーター（mediator）と子どもコンサルタント（child consultant）が協働する。この手法は、「子どもの声」が親の態度を変容させ、高いレベルの協力と共同意思決定を導く可能性があることを示し、親同士が互いを「親として」尊重する姿勢が改善し、また親が子どもに対して情緒的に関われるようになることを明らかにしている。その効果は、介入後１年にわたり、子どもの精神的健康（ウェルビーイング）に重要な影響を及ぼすことが示された。

⑴　子ども包摂型メディエーション

・子どもの年齢に応じた方法で家族についての経験を直接聴く
・子どもに決定を負わせず、あくまで「経験・気持ち」の理解に専念する

・子どもの語りを発達的・心理学的な枠組みの中で整理する
・子どもの気持ちを親へ適切にフィードバックして親の洞察力を高める
・子どもの発達ニーズをもとにした合意形成を促す

⑵　子ども包摂型メディエーションの手順

・親へのインテーク

親双方に、紛争を解決しようとする意思があること、深刻なＤＶや人格障害・未治療の重い精神疾患がないこと、親と子どもの同意があることなどを確認する。

・子どもの生育歴のヒアリング

両親それぞれから、親子関係、きょうだい・子どもの友人関係、両親の対立への子どもの反応、学校適応、過去のトラウマについて聴く。

・子どもインタビュー

遊び・描画・会話などにより、子どもが両親の葛藤をどのように経験しているか、現在の生活・親子交流への思い、両親それぞれとの関係などについて聴く。

・親へのフィードバックセッション

子どもは何を負担に感じているか、子どもの心の拠り所は何か、どのような変化があれば子どもは回復するかに焦点を当てて親に伝える。子どもコンサルタントとメディエーターは連携して、親が発達的観点から子どものニーズを理解し、新しい合意へ進めるよう支援する。

子ども包摂型メディエーションのポイントは、①子どもの声を子どもコンサルタントが丁寧に聴き親に伝えることが大きな変化を生むこと、②発達心理学に基づく理解が親の意思決定を大きく変えること、③子どもの声が両親の思考・態度・行動に持続的な調整を促すことである。適切な訓練を受けた子どもの専門家が関われば、このアプローチは家族の回復力を支え、離婚後家族の健康を大きく改善する可能性がある。

６．心理学研究によると、どのような方法による聞き取りをすれば、子どものエンパワーメントにつながるとされているか。

Laura Lundy (2007) . ‘Voice’ is not enough: conceptualizing Article 12 of the United Nations Convention on the Rights of the Child. British Educational Research Journal, 33(6), 927-942.から引用。

北アイルランドの子ども・若者委員会の依頼で実施された調査では、学校を含む多くの場面で、子どもたちが自分に関わる決定について意見を求められず、あるいは形式的な関与にとどまっている実態が明らかとなった。特に教育現場においては「発言の機会がない」という不満が多く、教師の権威を恐れて意見を言えないという声が多かった。

大人側の子どもの意見表明に対する反対要因としては、子どもの判断能力への懐疑、子どもに権限を与えることで学校秩序が乱れるという懸念、そして実施に必要な時間的・労力的負担が挙げられる。多くの教育関係者は、子どもの権利条約第 12 条そのものを十分に知らず、法的義務として認識していない。条約第 42 条が求める「条約の普及」が不十分であることも問題であることが明らかになった。

著者は、第 12 条の実質的な履行には「スペース（意見を述べる場の保障）」「ボイス（意

見表明の支援）」「オーディエンス（意見を確実に聞く主体の存在）」「インフルエンス（意見が意思決定に反映されること）」という４要素から成る新しいモデルが有効であると提案する。これらは相互に関連し、また条約の他の権利（差別禁止、最善の利益、保護、表現の自由など）とあわせて理解される必要がある。

Dimopoulos et al. (2025). 'Talk to Us, Not About Us': Children's Understandings and Experiences of Participation in Australian Family Law. Child & Family Social Work.から引用。

親の別居・離婚後の家族法手続における子どもの参加（participation）について、子ども自身の理解と経験に焦点を当てて検討した質的研究である。オーストラリアでは、2024 年の家族法改正を含め、子どもの意見表明権の重要性が政策・立法上強調されている一方で、子どもを親の葛藤から守る「保護」と、意思決定への「参加」との間に緊張関係が存在し続けている。本研究は、この文脈において、子どもにとって「参加」とは何を意味し、どのように経験されているのかを明らかにすることを目的とする。

研究方法として、2019～2024 年に家族裁判所、弁護士、調停人等の家族法専門職と関わった経験をもつ 10～19 歳の子ども 41 名に対し、半構造化インタビューを実施した。分析には、子どもの権利条約（CRC）に基づく権利基盤アプローチと、Lundy の「声・場・聴衆・影響」という参加モデルを用いた分析枠組みが採用された。結果から、子どもたちは参加を単なる「意見表明」にとどまらず、①自分の言葉で直接話し、聞いてもらうこと、②複数の参加手段（対面、電話、書面、絵など）から選択できること、③家族法手続や進行状況について年齢に応じた十分な情報を得ること、④生活や養育に関する意思決定に実質的に関与すること、という多面的概念として理解していることが示された。特に「第三者を通して歪められるのではなく、私たちに直接話してほしい（Talk to us, not about us）」という訴えが繰り返し語られた。子どもの参加は、自己の経験が承認・正当化される感覚、心理的安全感、主体性やコントロール感の回復に寄与すると同時に、より正確で持続可能な養育決定につながると認識されていた。一方で、専門職が形式的に意見を聴くだけで理解しようとしないこと、意見が「大人の解釈」によって歪められること、守秘の説明が不十分で信頼を損なうことなどが、重大な障壁として指摘された。参加が不十分な場合、子どもが強い無力感や後悔、養育命令への不遵守に至る例もみられた。

論文は、子どもの有意味な参加を実現するためには、専門職による傾聴・理解、正確な意見伝達、子ども主導の安全な対話空間の確保、そして信頼関係の構築が不可欠であると結論づける。立法改革に加え、子ども中心・トラウマ配慮型アプローチに関する専門職研修と、全国的に一貫した実務ガイドラインの整備の必要性が強調されている。

７．心理学研究によると、子どもの声を適切に聴くことについて、専門家等が、子どもの両親に対してどのように働きかけることが有効とされているか（教育、情報提供、カウンセリングの効果など）。

McCafferty, P., & Mercado García, E. (2024). Children's participation in child welfare: a systematic review of systematic reviews. British Journal of Social Work, 54(3), 1092-1108. から引用

UNCRC（子どもの意見表明権）に関するシステマティックレビューで、子どもの参加が意思決定プロセスや心理社会的結果に与える影響をまとめている。離婚に関することだけを論じているのではないが、子どもの参加が福祉・法的意思決定の質と子どものウェルビーイングに正の影響をもつという証拠が示されている。研究から、子どもの意見を聴取することの効果と意義が明らかになった。

⑴　子どもに意見を聴くことの効果

ア　子どもの不安が軽減する

子どもは状況を理解し自分の気持ちを言えることで、「取り残された感」が少なくなる。

イ　大人の判断が子どもの実情に合いやすくなる

親や裁判所が把握しにくい、子どもが日常生活で負担に感じていること、望んでいることを知ることにより、現実的で持続可能な養育の取決めにつながる。

ウ　親の対立が和らぐことがある

「子どもが何に困っているか」を共有することで、感情的な対立が整理され、建設的な協議へ進みやすくなる。

⑵　子どもの意見を聴くことの意義

子どもが自分の意見を丁寧に聴いてもらえたと感じることにより、自分は大切にされ、尊重されているという安心感、大人や制度に対する信頼感、環境の変化に向き合うための心理的安定が得られる。

【資料 2-1】

親の別居・離婚を経験した子に関するアンケート調査質問一覧

【スクリーニング質問】

ＳＣ１　あなたの性別を教えてください。

ＳＣ２＿１　あなたの年齢をお知らせください。

ＳＣ３　あなたが生まれた直後の時点で、あなたは、父母とはどのように暮らしていましたか。

ＳＣ４　あなたは、18 歳になるまでに、父母の別居または離婚を経験しましたか。

ＳＣ５　あなたは、父母の別居または離婚後、どちらの親と一緒に暮らしていましたか。

【調査質問】※（ＭＡ）は複数回答可を表す。

Ｑ１　父母の別居や離婚は、あなたの生活にどのような影響がありましたか。（ＭＡ）

Ｑ２　父母が別居や離婚をした当時、父母が別居や離婚するということや、その理由について、父または母から説明がありましたか。

ＳＱ２＿１　別居や離婚当時の父または母からの説明について、適切だったと思う点は何ですか。（ＭＡ）

ＳＱ２＿２　別居や離婚当時の父または母からの説明について、不十分だった点や改善が望ましい点は何ですか。（ＭＡ）

Ｑ３　父母が別居や離婚をした理由や、そのときの状況について、父母以外の人から説明を受けたことはありますか。複数の人から説明を受けた場合は、最もよく説明してくれた人を１つ選んでください。

Ｑ４　父母が別居や離婚したとき、あなたはどのように感じましたか。（ＭＡ）

Ｑ５　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、別居や離婚に関する情報を自分で探したことはありましたか。

ＳＱ５＿１　あなたが自分で情報を探さなかったのは、どのような理由からですか。（ＭＡ）

ＳＱ５＿２　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、どのようなことについて情報を探しましたか。（ＭＡ）

ＳＱ５＿３　探した情報について、あなたは、必要な内容を得ることはできましたか。

ＳＱ５＿４　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、どのような方法で必要な情報を探しましたか。（ＭＡ）

ＳＱ５＿５　父母が別居や離婚をした当時、あなたが実際に役に立つ情報を得たのは、どのようなところや人からでしたか。（ＭＡ）

ＳＱ５＿６　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、得た情報を信頼できると感じましたか。

ＳＱ５＿７　その情報を信頼することができると感じたのは、どのような理由からですか。（ＭＡ）

ＳＱ５＿８　その情報をあまり信頼できなかった、または信頼できなかったと感じたのは、どのような理由からですか。（ＭＡ）

ＳＱ５＿９　父母が別居や離婚をした当時、あなたが必要な情報を得ることができなか

ったのは、どのような理由からですか。（ＭＡ）

Ｑ６　父母が別居や離婚をした当時、あなたが情報を調べようとしたこと自体を、父母から注意されたり、悲しそうな様子を見せられたりしたことはありましたか。

Ｑ７　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、自分で調べた情報をもとに、父母に自分の考えや気持ちを伝えたことはありましたか。

ＳＱ７　自分の考えや気持ちを伝えたことで、父母から怒られたり、悲しそうな様子を見せられたりしたことはありましたか。

Ｑ８　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、不安に思ったことや困ったこと等について、父母以外の誰かに相談したいと思いましたか。

ＳＱ８　父母が別居や離婚をした当時、あなたが父母以外の人に相談したいと思ったこと（実際に相談できたかどうかは問いません）を選んでください。（ＭＡ）

Ｑ９　あなたは、父母が別居や離婚をした当時、実際に誰かに相談しましたか。（ＭＡ）

ＳＱ９＿１　その人に相談した理由は何ですか。（ＭＡ）

ＳＱ９＿２　誰にも相談しなかった理由は何ですか。（ＭＡ）

Q10　父母が別居や離婚をした当時、あなたが本当は相談したいと思っていたのに、相談することができなかった相手はいましたか。（ＭＡ）

ＳQ10　あなたが本当は相談したいと思っていたのに、相談できなかった理由を教えてください。（ＭＡ）

Q11　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、父母の別居や離婚に関する悩みを相談することができる家族や親戚以外の相談先を知っていましたか。（ＭＡ）

ＳQ11　相談先に関する情報をどのように得ましたか。（ＭＡ）

Q12　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、自分ひとりで調べるのではなく、まわりの人や専門の機関に直接相談したり、助けを求めたりすることについて、どのように感じていましたか。

ＳQ12　あなたが人に相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じたのは、どのような理由からですか。（ＭＡ）

Q13　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、実際に相談したり支援を受けたりしたときに、嫌だと感じたことはありましたか。（ＭＡ）

Q14　今振り返ってみて、父母が別居や離婚をした当時、あなたにとって「あればよかった」「あってよかった」と思う情報を選んでください。（ＭＡ）

Q15　今振り返ってみて、あなたが父母の別居や離婚を経験した当時、どのような形で情報があれば理解しやすかったと思いますか。（ＭＡ）

Q16　今振り返ってみて、国がこども向けに相談サービスを提供する場合、どのような方法なら相談しやすいと思いますか。（ＭＡ）

Q17　今振り返ってみて、国がこども向けの情報提供や相談サービスを提供するときに、こどもが安心して利用できるために大切だと思うことを教えてください。（ＭＡ）

Q18　今振り返ってみて、父母の別居や離婚の当時、必要な情報を一か所でまとめて得ることができたと思いますか。

Q19　国から将来のこどもに対する情報提供として必要だと考える支援や制度（こどもが自分で利用できる無料のサービス）を教えてください。（ＭＡ）

Q20　以下は、親の別居や離婚に直面したこどもが利用できる、専門的な機関やサービスです。これらの機関名やサービス名について耳にしたことがあるものをすべて選んでください。（MA）

【資料2-2】

■ 親の別居・離婚を経験した子に関するアンケート調査≪概要≫

対　　象：未成年期に父母の離婚等を経験した者1200名

実施時期：2025年11月18日（火）～11月20日（木）

実施方法：WEB方式

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	小学校に入学する前（０～６歳頃）／男性	200	16.7
2	小学校に入学する前（０～６歳頃）／女性	200	16.7
3	小学生の間（６～１２歳頃）／男性	200	16.7
4	小学生の間（６～１２歳頃）／女性	200	16.7
5	中学生以上（１３歳～１７歳頃）／男性	200	16.7
6	中学生以上（１３歳～１７歳頃）／女性	200	16.7

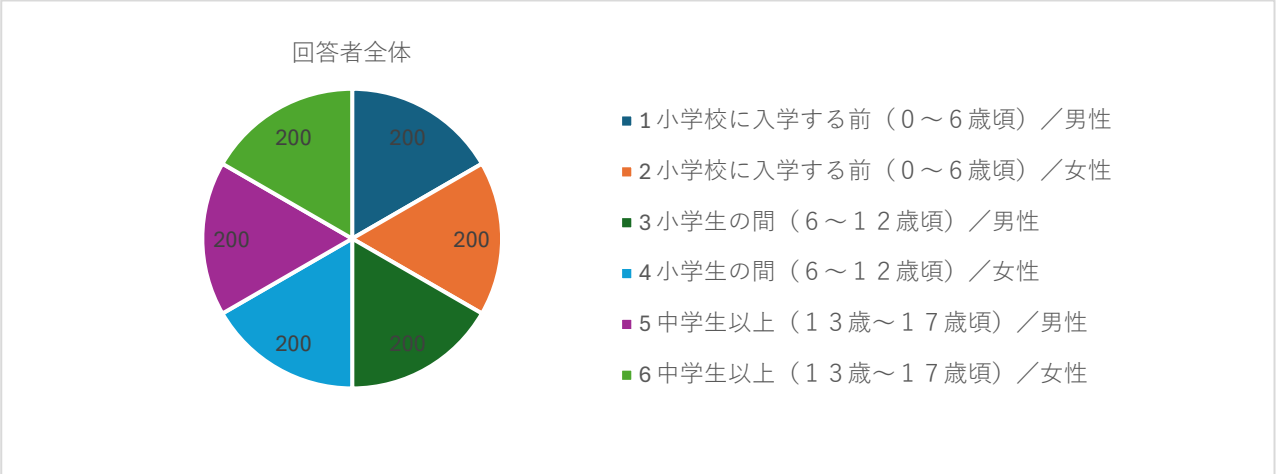

SC1　　あなたの性別を教えてください。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	男	600	50.0
2	女	600	50.0
3	答えたくない	0	0.0

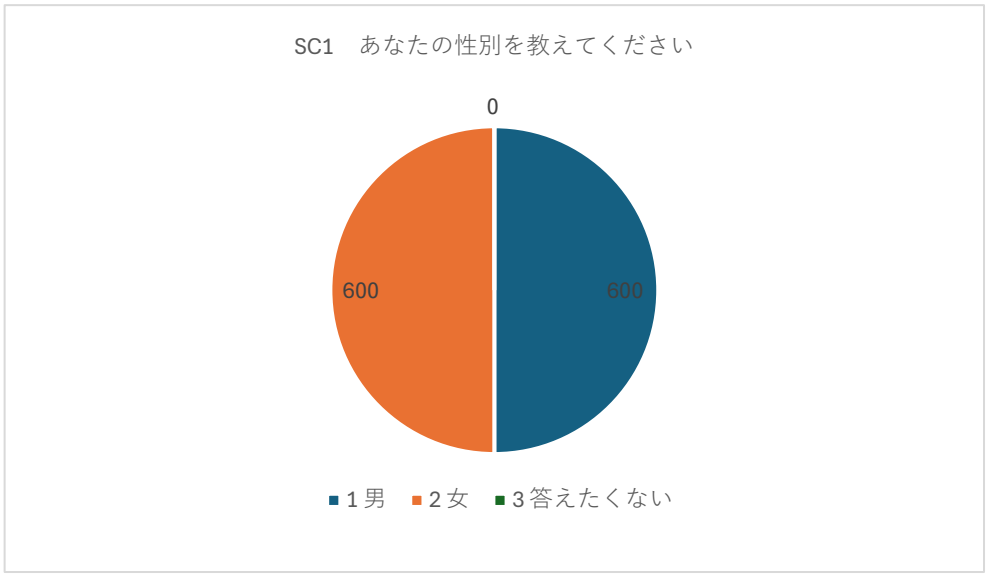

SC2_1　あなたの年齢をお知らせください。／歳（ＮＵ）

	回答数	%
全体	1200	100.0
平均値		27.18
最小値		18.00
最大値		39.00

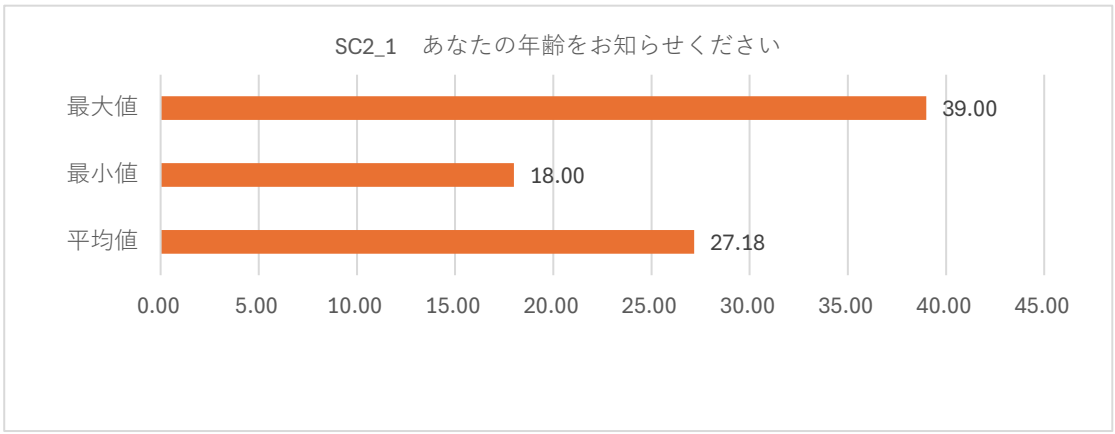

SC3　あなたが生まれた直後の時点で、あなたは、父母とはどのように暮らしていましたか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	父母の双方と一緒に暮らしていた	1200	100.0
2	父母の一方のみと暮らしていた	0	0.0
3	父母のいずれとも暮らしていない	0	0.0

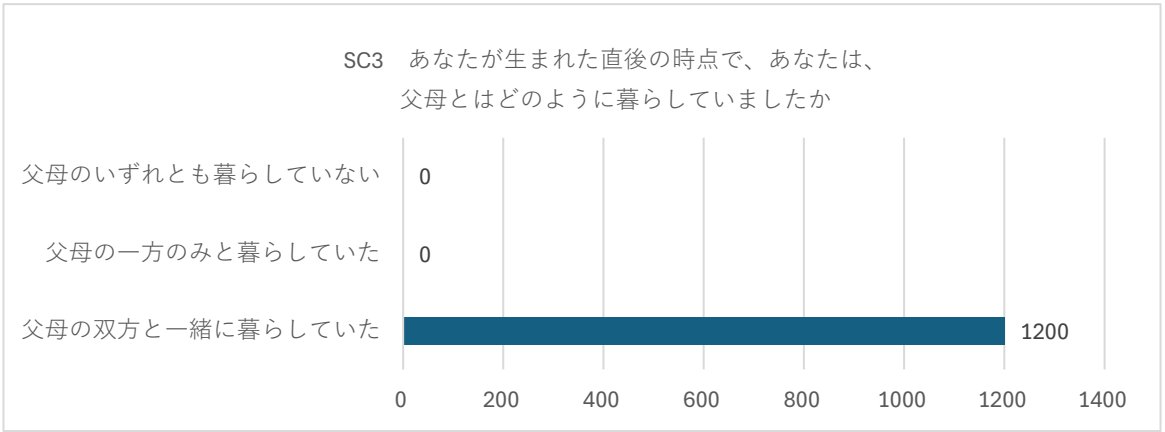

SC4　　あなたは、１８歳になるまでに、父母の別居または離婚を経験しましたか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	経験していない	0	0.0
2	小学校に入学する前（０～６歳頃）に経験した	400	33.3
3	小学生の間（６～１２歳頃）に経験した	400	33.3
4	中学生以上（１３歳～１７歳頃）で経験した	400	33.3

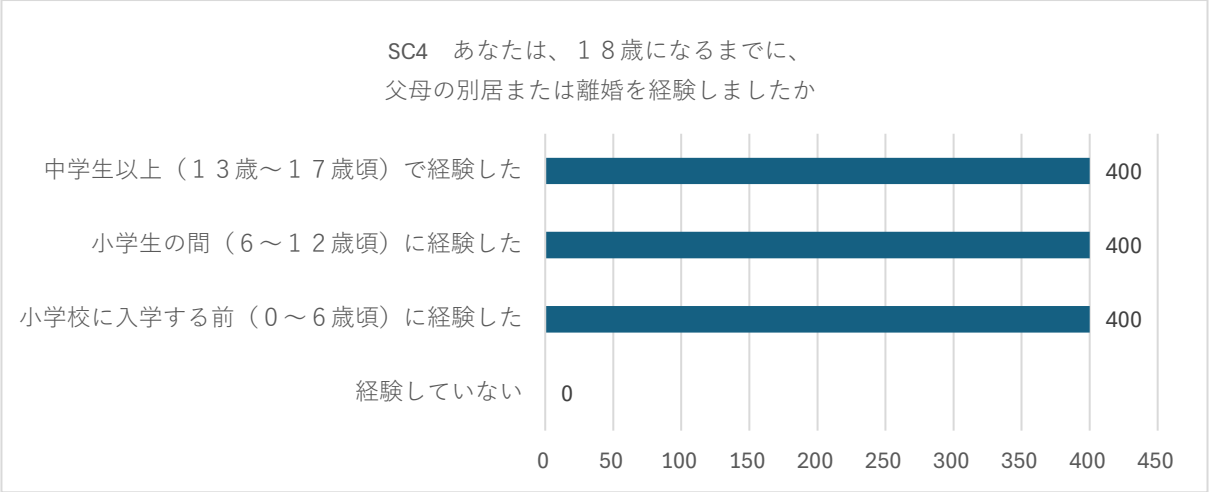

SC5　　あなたは、父母の別居または離婚後、どちらの親と一緒に暮らしていましたか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	父と暮らしていた	216	18.0
2	母と暮らしていた	911	75.9
3	父母のどちらとも暮らしていなかった（祖父母・親戚・施設などで暮らした場合を含む）	73	6.1

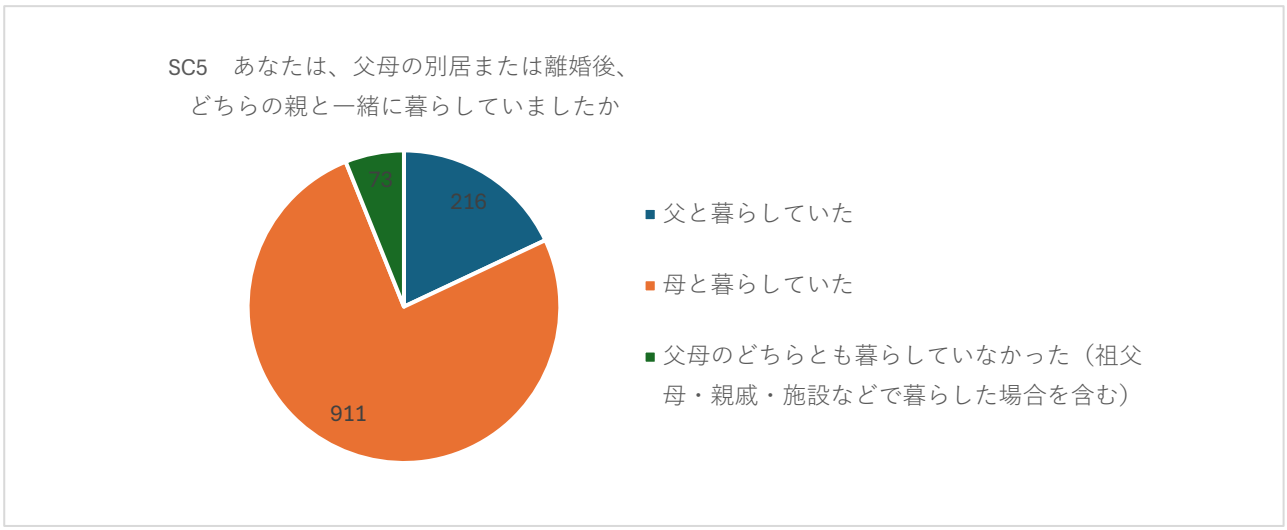

Q1　　父母の別居や離婚は、あなたの生活にどのような影響がありましたか。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	生活が苦しくなった	323	26.9
2	経済的に安定した	96	8.0
3	住む場所が変わった	429	35.8
4	けんかを見なくてよくなった	347	28.9
5	家で安心できるようになった	164	13.7
6	名字が変わった	229	19.1
7	家族（親の一方やきょうだいなど）と離れることになった	262	21.8
8	親戚づきあいが変わった	203	16.9
9	友人と離れることになった	166	13.8
10	園や学校が変わった	233	19.4
11	習い事や希望の進路・進学をあきらめた	117	9.8
12	悲しみ、不安等の心理的な影響があった	364	30.3
13	不眠、腹痛等の身体的な影響があった	111	9.3
14	その他	13	1.1
15	影響はなかった	197	16.4

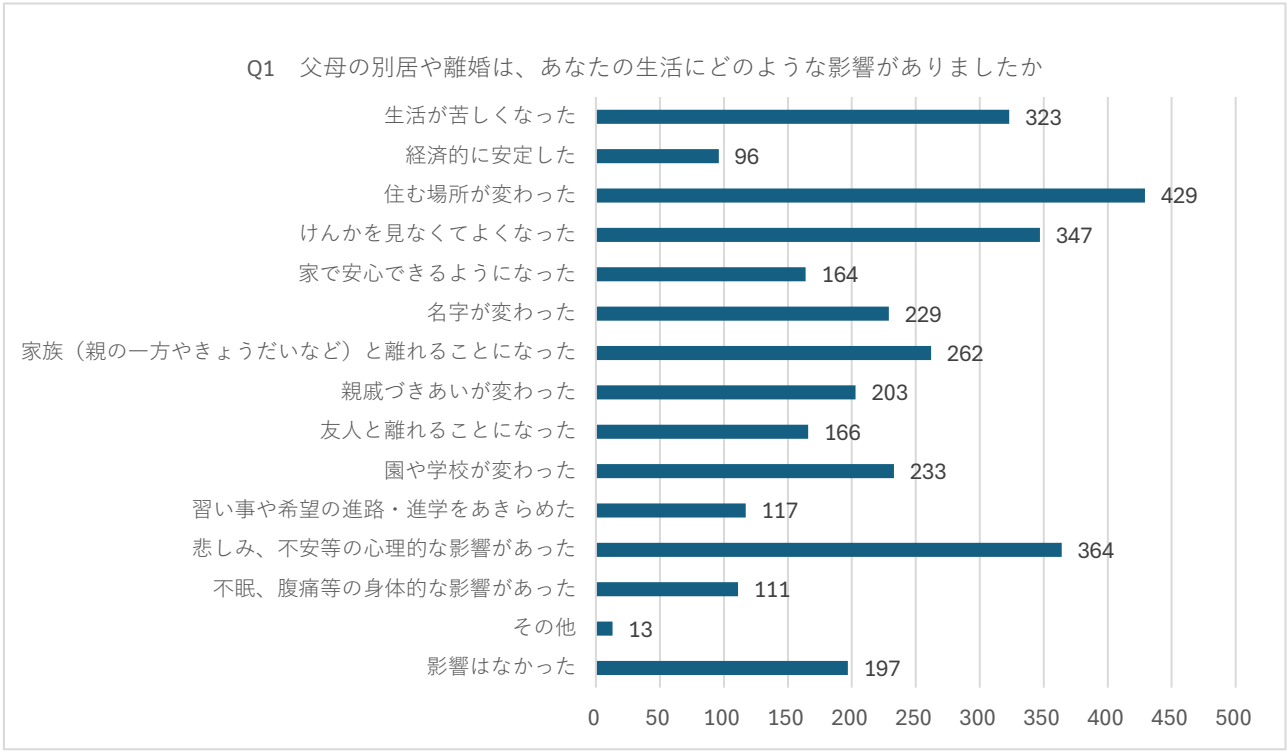

Q2　父母が別居や離婚をした当時、父母が別居や離婚するということや、その理由について、父または母から説明がありましたか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	父母の双方から一緒に説明があった	187	15.6
2	父母の双方から別々に説明があった	168	14.0
3	別居や離婚後に同居した親のみから説明があった	257	21.4
4	別居や離婚後に同居しなかった親のみから説明があった	37	3.1
5	なかった	250	20.8
6	覚えていない	301	25.1

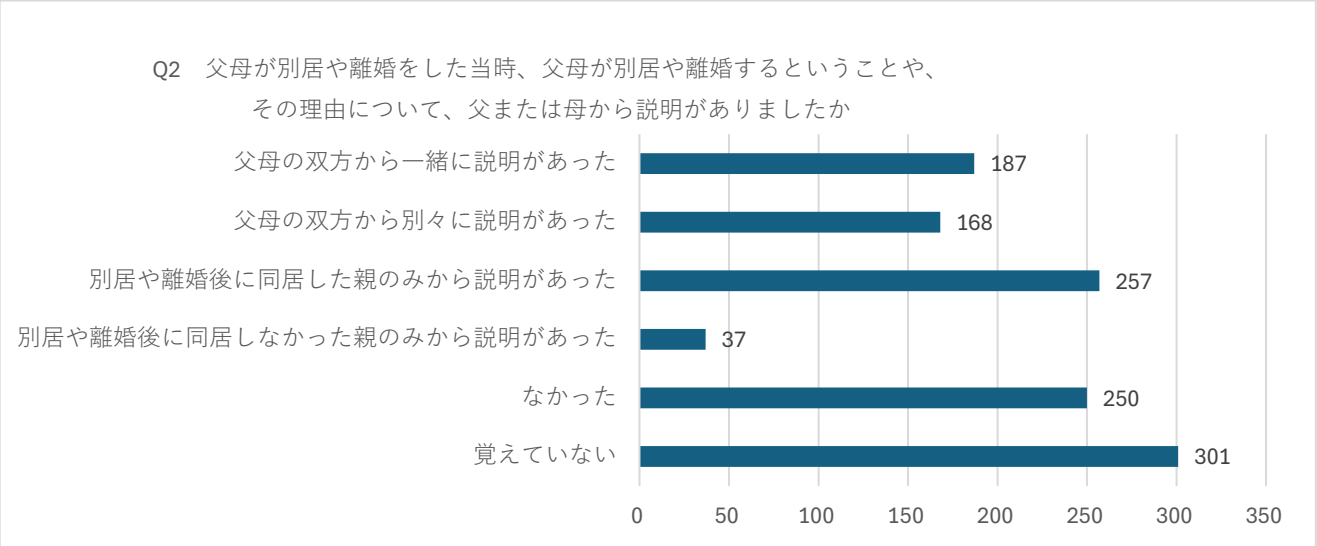

SQ2_1　別居や離婚当時の父または母からの説明について、適切だったと思う点は何ですか。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		649	100.0
1	別居や離婚の理由がよくわかったこと	227	35.0
2	別居や離婚の理由が納得できたこと	209	32.2
3	他方の親やその親戚への批判を含まなかったこと	130	20.0
4	説明の内容が事実のとおりだったこと	136	21.0
5	こども（自分）が別居や離婚の理由ではないと明言してくれたこと	108	16.6
6	自分の質問に丁寧に答えてくれたこと	109	16.8
7	父母がそろって説明してくれたこと	62	9.6
8	説明のタイミングや場の雰囲気がよかったこと	117	18.0
9	説明してくれたこと自体がよかった	125	19.3
10	その他	2	0.3
11	特に適切だと感じた点はない	69	10.6
12	覚えていない	49	7.6

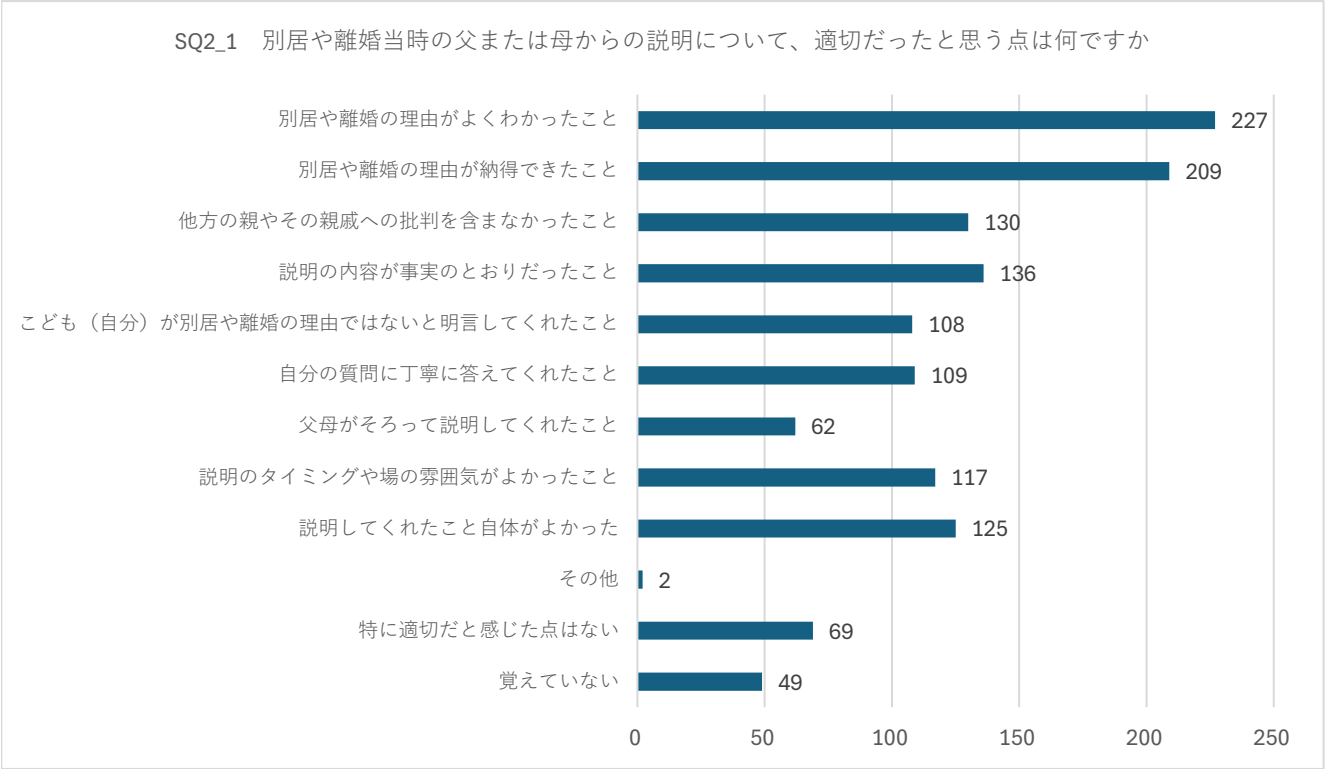

SQ2_2　別居や離婚当時の父または母からの説明について、不十分だった点や改善が望ましい点は何ですか。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	別居や離婚の理由がよくわからなかったこと	72	6.0
2	別居や離婚の理由が納得できなかったこと	99	8.3
3	他方の親やその親戚への批判を含んでいたこと	100	8.3
4	説明の内容が事実と違っていたこと	74	6.2
5	こども（自分）が別居や離婚の理由であるように感じたこと	49	4.1
6	自分の質問に丁寧に答えてくれなかったこと	57	4.8
7	父母がそろって説明してくれなかったこと	121	10.1
8	説明のタイミングや場の雰囲気がよくなかったこと	61	5.1
9	説明されたこと自体が嫌だった	43	3.6
10	その他	39	3.3
11	特に不十分だと感じた点はない	388	32.3
12	覚えていない	383	31.9

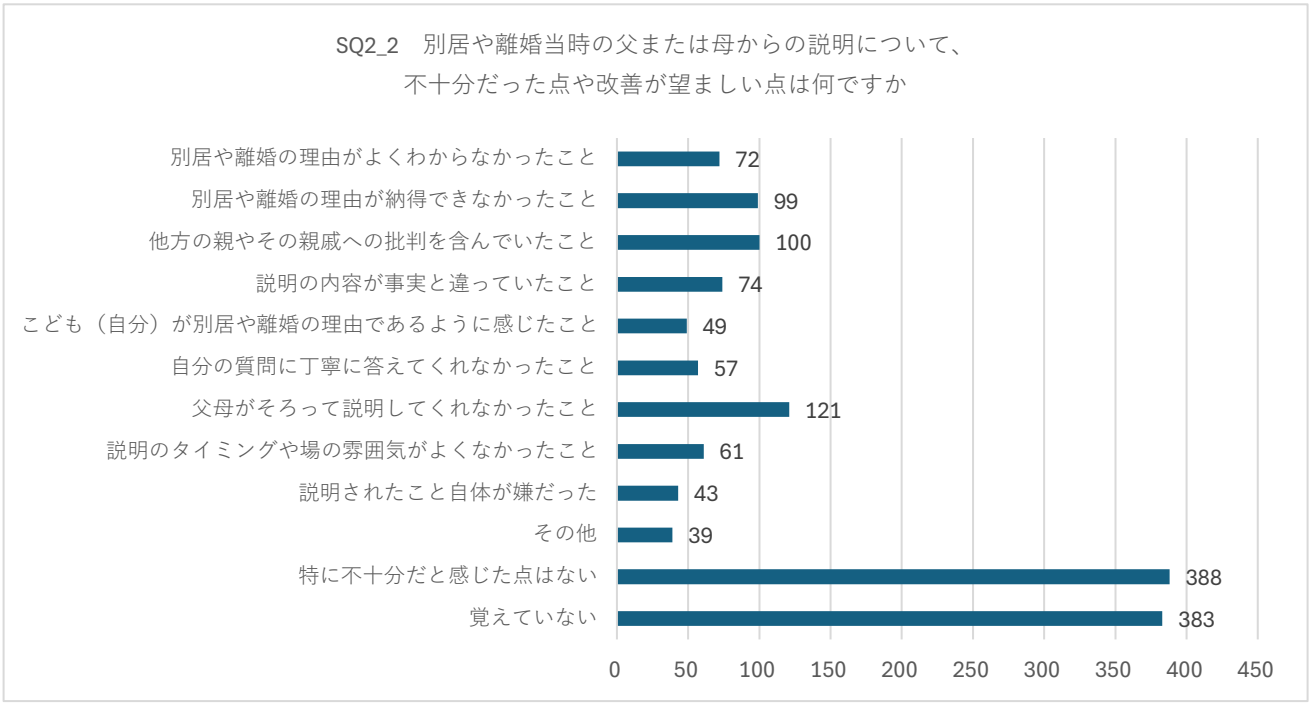

Q3　父母が別居や離婚をした理由や、そのときの状況について、父母以外の人から説明を受けたことはありますか。複数の人から説明を受けた場合は、最もよく説明してくれた人を１つ選んでください。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	きょうだい	113	9.4
2	祖父母	169	14.1
3	親戚	86	7.2
4	父母の友人	42	3.5
5	弁護士等の法律の専門家	26	2.2
6	ない	760	63.3
7	その他	4	0.3

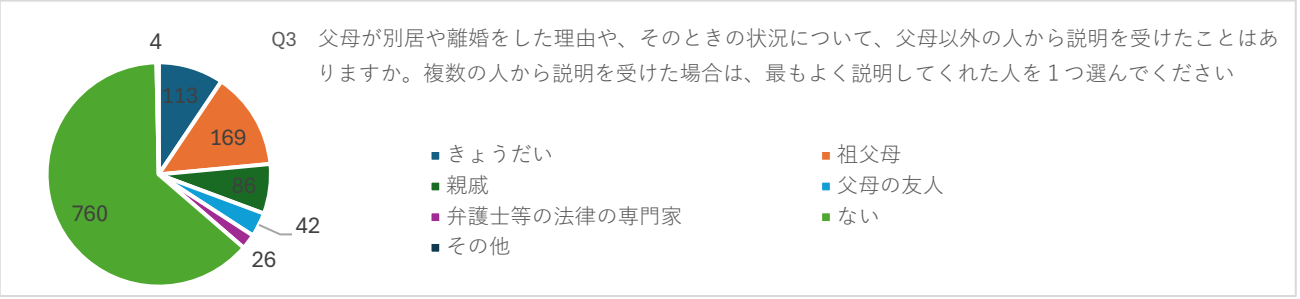

Q4　父母が別居や離婚したとき、あなたはどのように感じましたか。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	悲しみ	362	30.2
2	不安	360	30.0
3	怒り	168	14.0
4	戸惑い・混乱	346	28.8
5	罪悪感	66	5.5
6	喜び	69	5.8
7	安心	165	13.8
8	解放感	177	14.8
9	納得	194	16.2
10	驚き	221	18.4
11	その他	137	11.4

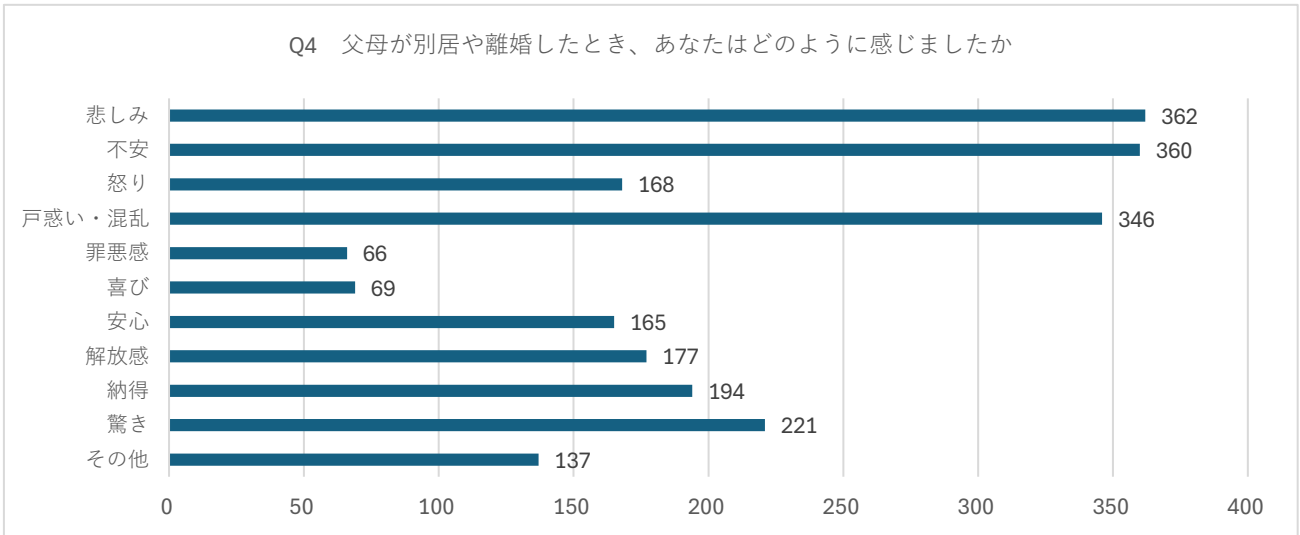

Q5　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、別居や離婚に関する情報を自分で探したことはありましたか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	はい	276	23.0
2	いいえ	924	77.0

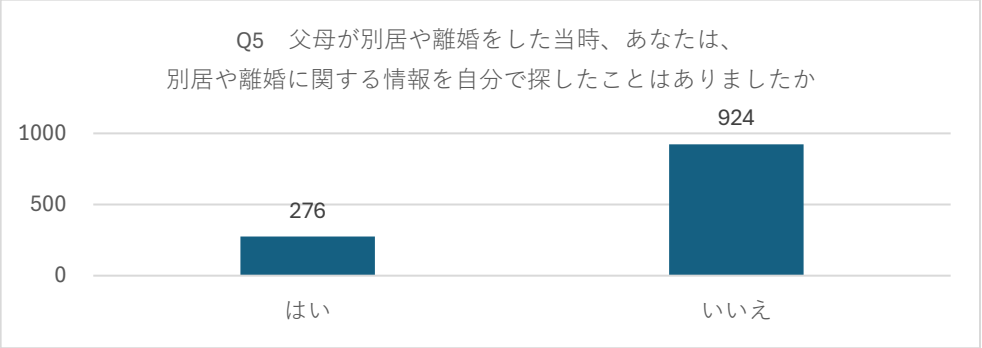

SQ5_1　あなたが自分で情報を探さなかったのは、どのような理由からですか。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		924	100.0
1	知りたいことがなかった	355	38.4
2	めんどうだった	115	12.4
3	何を知ればいいかわからなかった	195	21.1
4	どうやって情報を探すかわからなかった	131	14.2
5	情報を探せる年齢ではなかった	270	29.2
6	調べたことが親にばれるのが嫌だった	41	4.4
7	信頼できる情報が何かわからなかった	71	7.7
8	その他	32	3.5

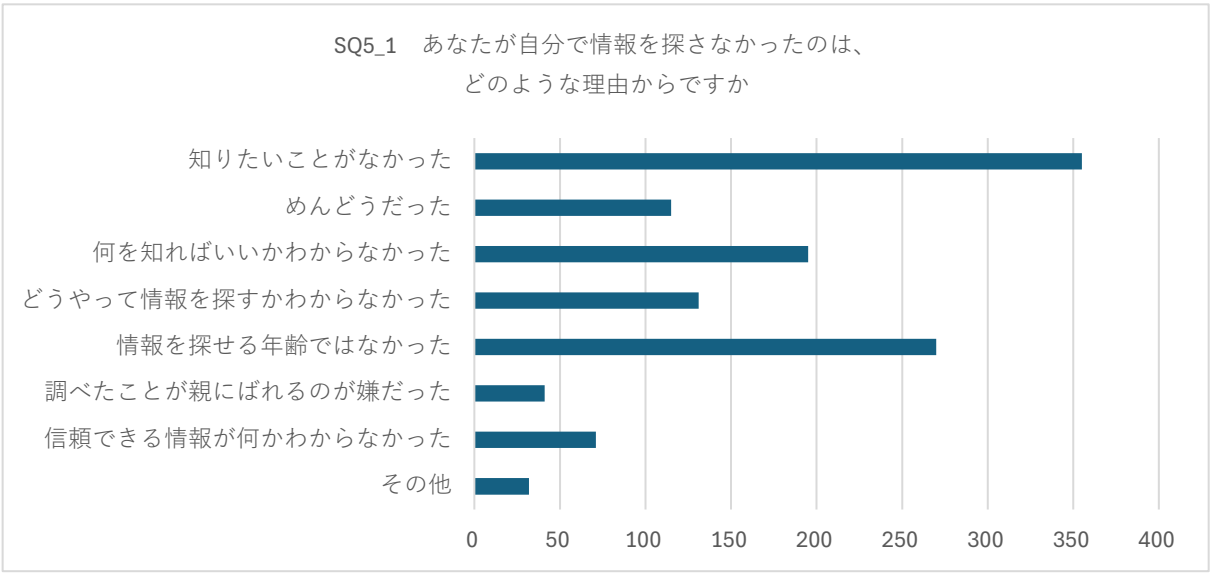

SQ5_2　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、どのようなことについて情報を探しましたか。（MA）

		回答数	%
全体		276	100.0
1	生活が苦しくならないか	88	31.9
2	どこに住むことになるか	104	37.7
3	誰と暮らすことになるか	97	35.1
4	誰が自分の世話や教育をすることになるか	51	18.5
5	同居しない親とは会えるのか	44	15.9
6	名字はどうなるか	42	15.2
7	学校、幼稚園等は変わるのか	58	21.0
8	習い事や塾が続けられるか	59	21.4
9	将来行きたい学校に行けるか	48	17.4
10	自分の将来にどのような影響があり得るか	57	20.7
11	誰に相談すればいいか	58	21.0
12	父母の別居や離婚を経験した他のこどもたちはどうしたのか	63	22.8
13	家族の中でつらい言葉や行動があったときに、自分を守ったり助けを求めたりするための情報	52	18.8
14	親権、養育費、親子交流（面会交流）といった専門的な用語の意味	24	8.7
15	その他	6	2.2

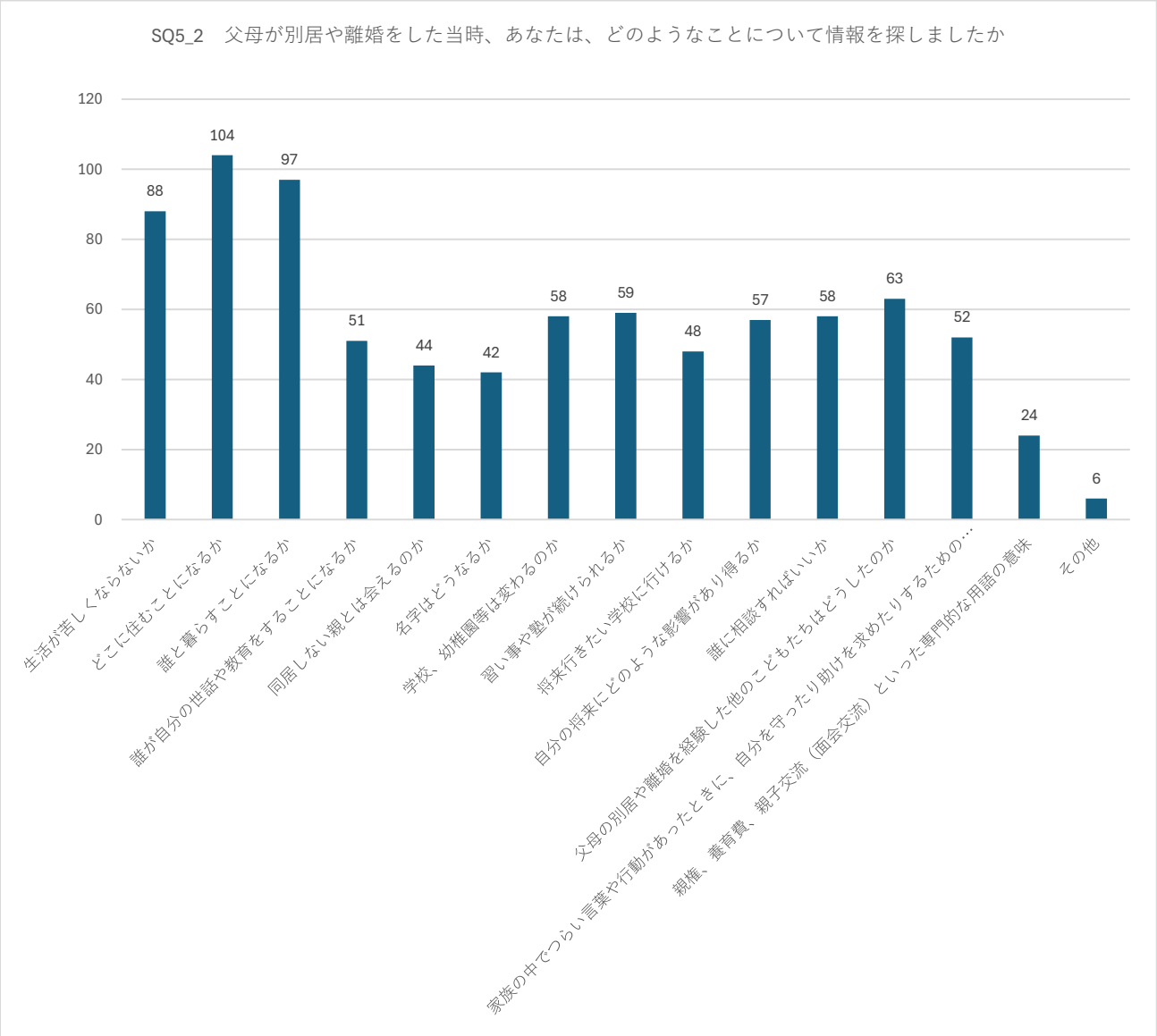

SQ5_3　探した情報について、あなたは、必要な内容を得ることはできましたか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		276	100.0
1	十分に得ることができた	120	43.5
2	一部だけ得ることができた	135	48.9
3	ほとんど得られなかった	21	7.6

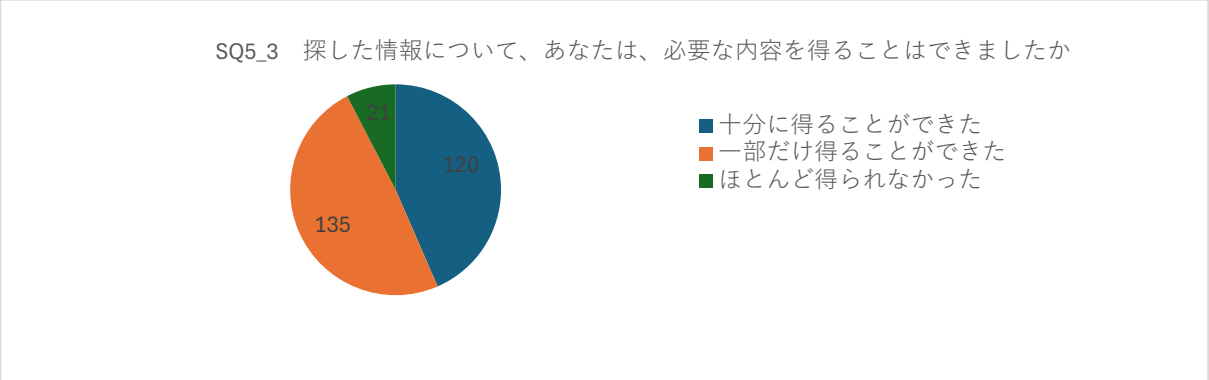

SQ5_4　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、どのような方法で必要な情報を探しましたか。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		255	100.0
1	家族や友人、学校の先生に尋ねた	108	42.4
2	学校で配布された資料や掲示されていた案内などを見た	81	31.8
3	テレビで放送されていた番組を見た	76	29.8
4	新聞を読んだ	36	14.1
5	書籍・雑誌を読んだ	28	11.0
6	インターネットなどの検索エンジン（Google、Yahoo!など）を使った	101	39.6
7	SNS（LINE、Instagram、X（旧Twitter）、TikTok、Facebookなど）を見た	72	28.2
8	動画配信サイト（YouTube、ニコニコ動画など）の動画やコメントを見た	33	12.9
9	インターネット掲示板（Yahoo!知恵袋、OKWAVEなど）の質問や回答を見た	23	9.0
10	その他	3	1.2

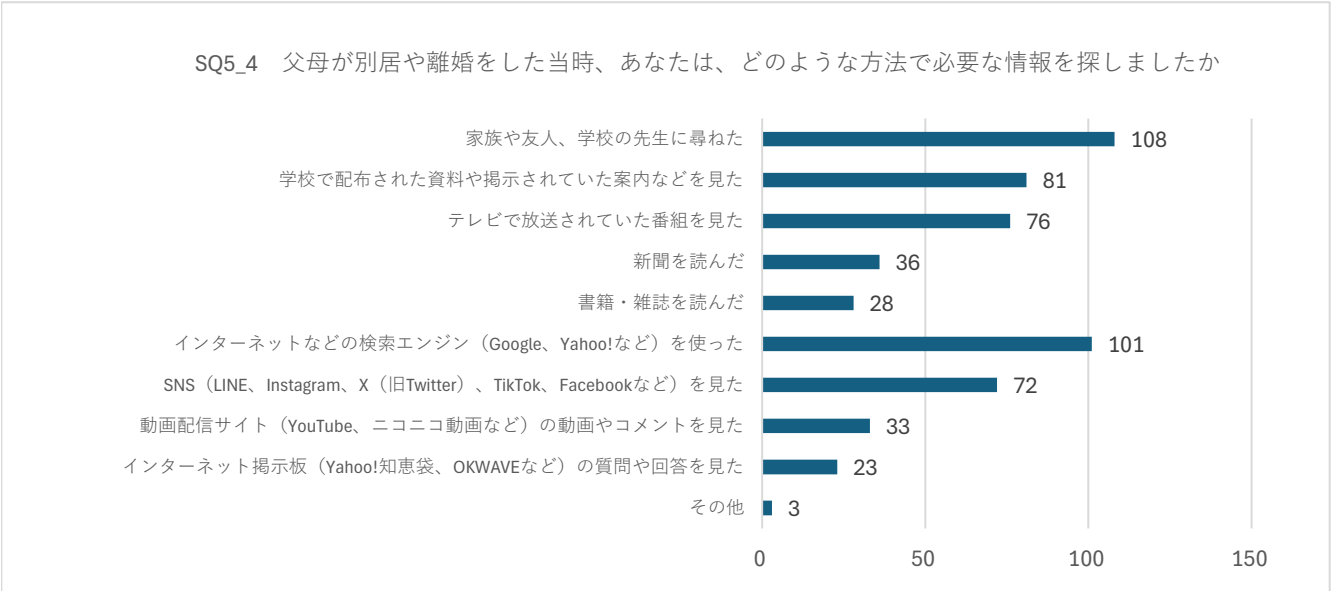

SQ5_5　父母が別居や離婚をした当時、あなたが実際に役に立つ情報を得たのは、どのようなところや人からでしたか。（MA）

		回答数	%
全体		255	100.0
1	家族や友人、学校の先生	79	31.0
2	ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰやｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ、ｽｸｰﾙﾛｲﾔｰ	90	35.3
3	民間支援団体（NPOなど）の人	44	17.3
4	弁護士などの法律の専門家	25	9.8
5	学校で配布されていた資料や、掲示されていた案内	52	20.4
6	テレビで放送されていた番組	53	20.8
7	新聞	26	10.2
8	書籍・雑誌	16	6.3
9	インターネット上のウェブサイト	95	37.3
10	SNS上の書き込み（投稿・コメントなど）	49	19.2
11	動画配信サイトで配信されていた動画やコメント	35	13.7
12	インターネット掲示板での質問や回答	25	9.8
13	その他	2	0.8

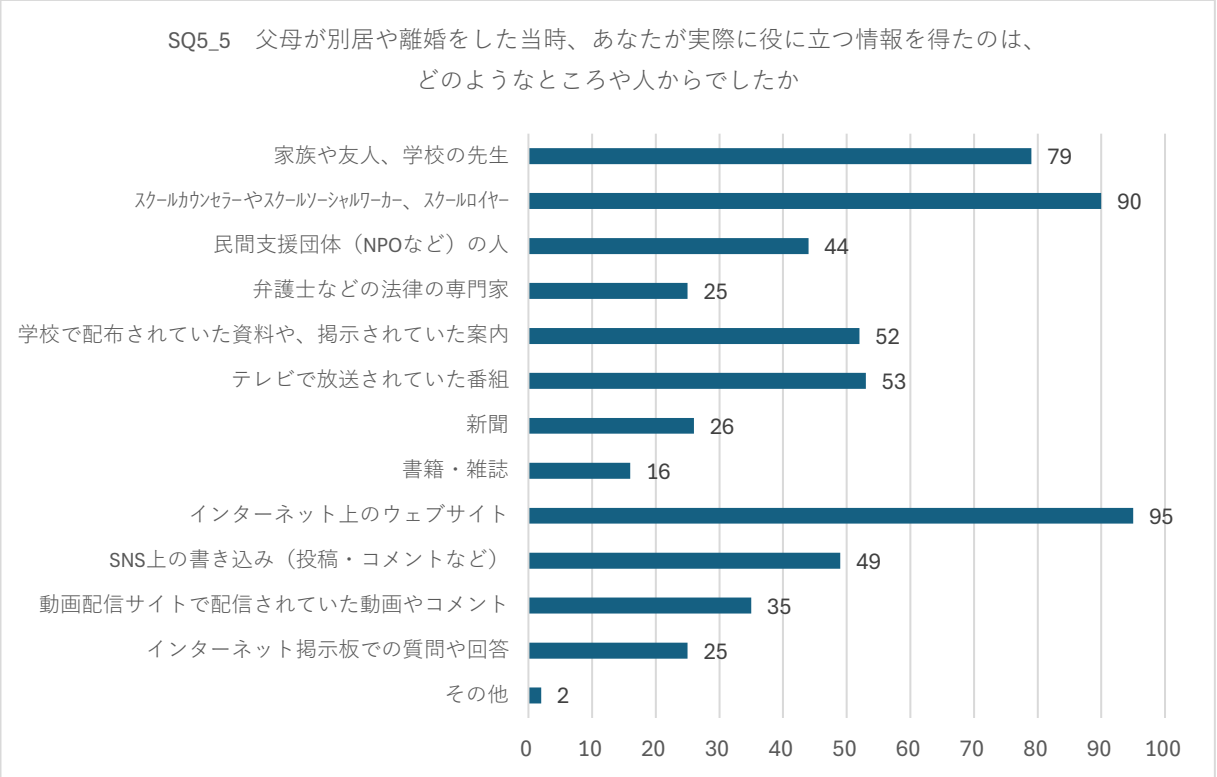

SQ5_6　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、得た情報を信頼できると感じましたか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		255	100.0
1	とても信頼することができた	55	21.6
2	やや信頼することができた	106	41.6
3	どちらともいえなかった	72	28.2
4	あまり信頼することができなかった	15	5.9
5	全く信頼することができなかった	7	2.7

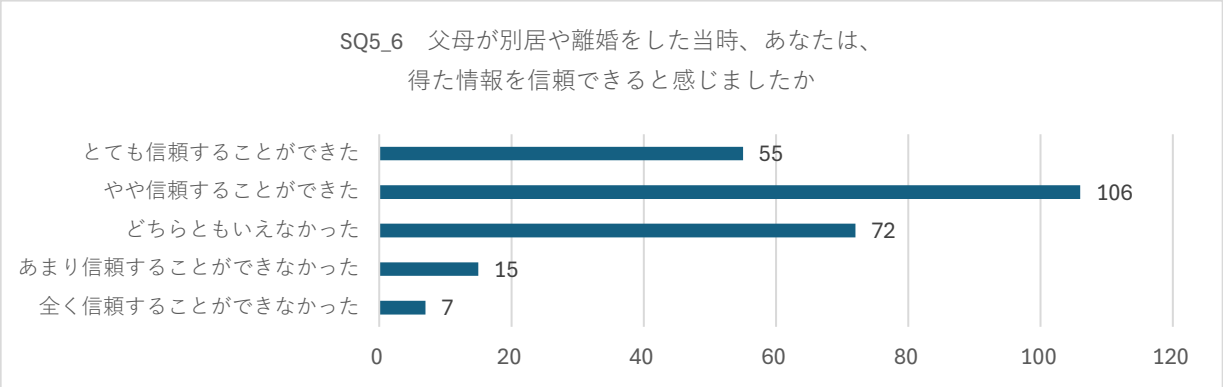

SQ5_7　その情報を信頼することができると感じたのは、どのような理由からですか。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		161	100.0
1	家族や友人、学校の先生など、信頼できる相手から説明してもらったから	78	48.4
2	ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰや民間支援団体（NPOなど）など、専門家から説明してもらったから	59	36.6
3	学校で配布されていた資料や、掲示されていた案内に載っていた情報だったから	37	23.0
4	テレビや新聞で公に発信していた情報だったから	49	30.4
5	国や自治体が発信していた情報だったから	24	14.9
6	裁判所や弁護士など専門家が発信していた情報だったから	18	11.2
7	SNSなどで多くの人が賛成している情報だったから	31	19.3
8	周囲の人に、その情報は正しいと教えてもらったから	30	18.6
9	情報の内容が具体的で、自分の状況に合っていたから	44	27.3
10	実際にその情報を使って問題が解決したから	24	14.9
11	他で得た情報と一致していたから	17	10.6
12	その他	0	0.0

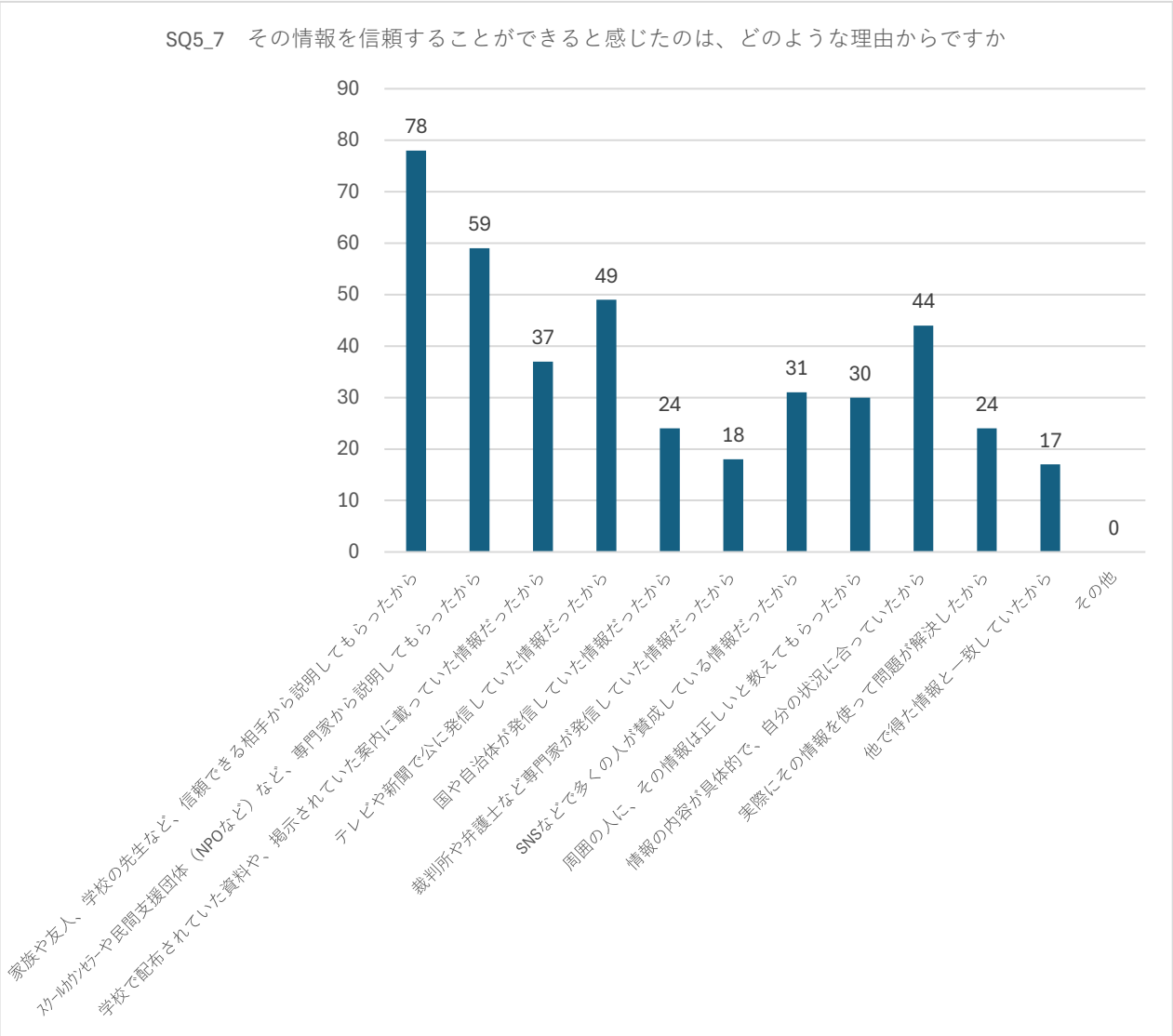

SQ5_8　その情報をあまり信頼できなかった、または信頼できなかったと感じたのは、どのような理由からですか。（MA）

		回答数	%
全体		22	100.0
1	情報の出どころがわからなかったから	8	36.4
2	SNSなどで顔もわからない相手からの発信だったから	7	31.8
3	SNSなどでたくさんの人が批判している情報だったから	6	27.3
4	周囲の人にその情報は間違っていると教えてもらったから	7	31.8
5	内容があいまいで、自分の状況に合っていなかったから	7	31.8
6	実際にその情報を使っても問題が解決しなかったから	2	9.1
7	他で得た情報と違っていたから	2	9.1
8	その他	2	9.1

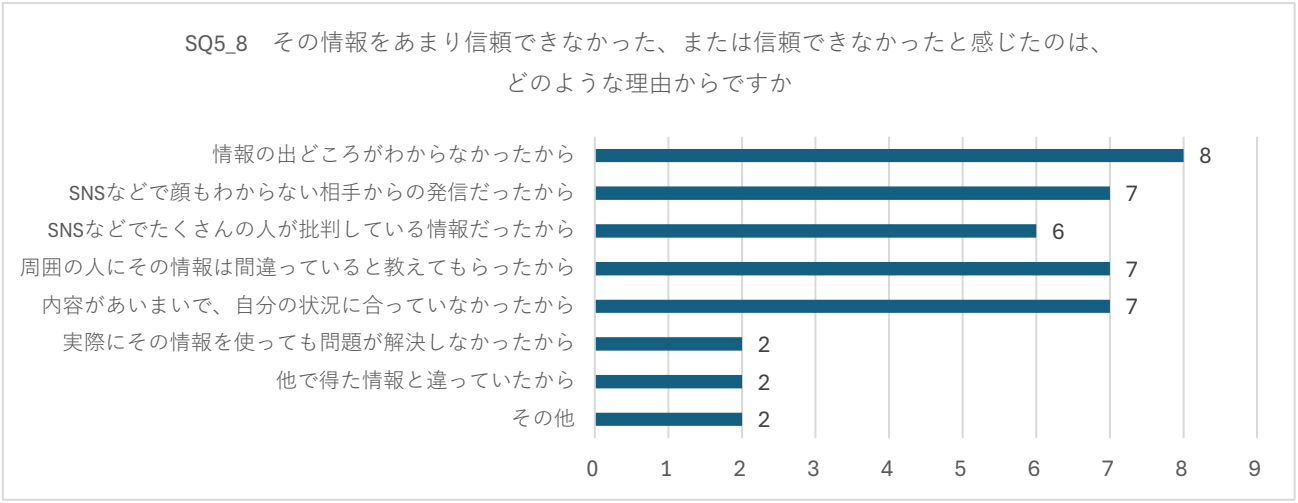

SQ5_9　父母が別居や離婚をした当時、あなたが必要な情報を得ることができなかったのは、どのような理由からですか。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		21	100.0
1	信頼できる相談の相手がいなかったから	9	42.9
2	信頼できる書籍やウェブサイトなどが見つからなかったから	7	33.3
3	テレビや携帯電話など情報を得る方法を持っていなかったから	6	28.6
4	得られた情報がばらばらで何を信頼すべきかわからなかったから	5	23.8
5	その他	0	0.0

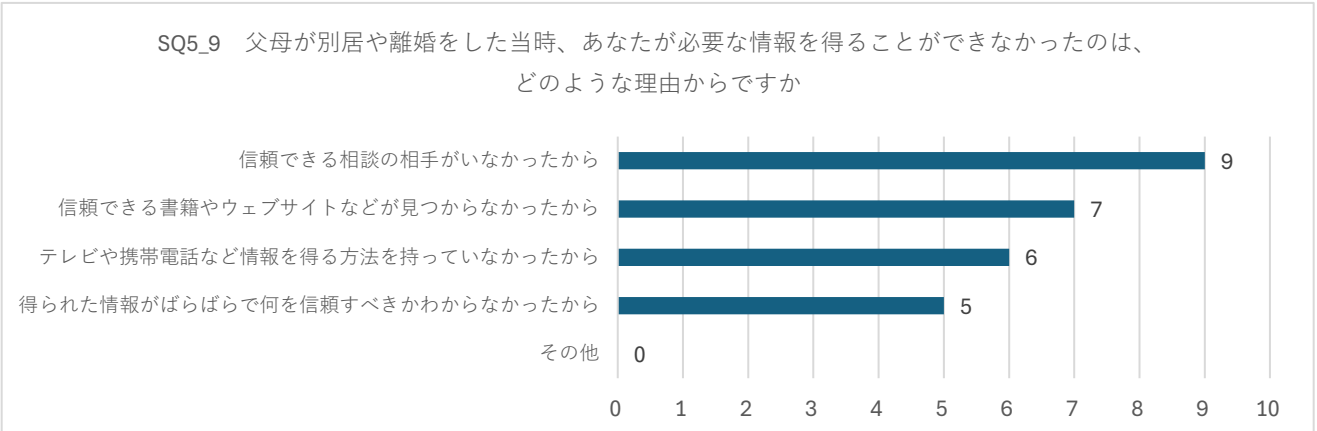

Q6　父母が別居や離婚をした当時、あなたが情報を調べようとしたこと自体を、父母から注意されたり、悲しそうな様子を見せられたりしたことはありましたか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	あった	125	10.4
2	なかった	386	32.2
3	自分で情報を得ようとはしなかった	488	40.7
4	覚えていない	201	16.8

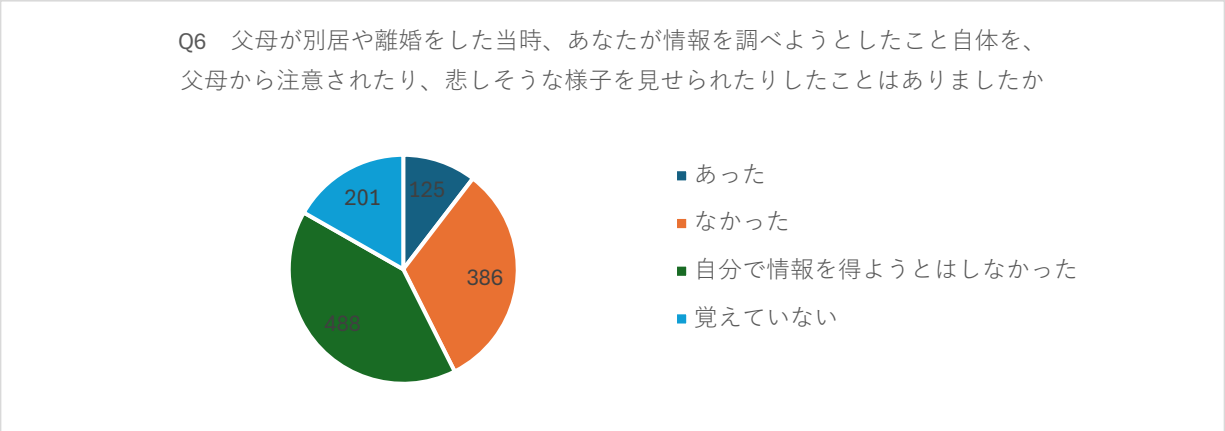

Q7　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、自分で調べた情報をもとに、父母に自分の考えや気持ちを伝えたことはありましたか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	あった	152	12.7
2	なかった	362	30.2
3	自分で情報を得ようとはしなかった	472	39.3
4	覚えていない	214	17.8

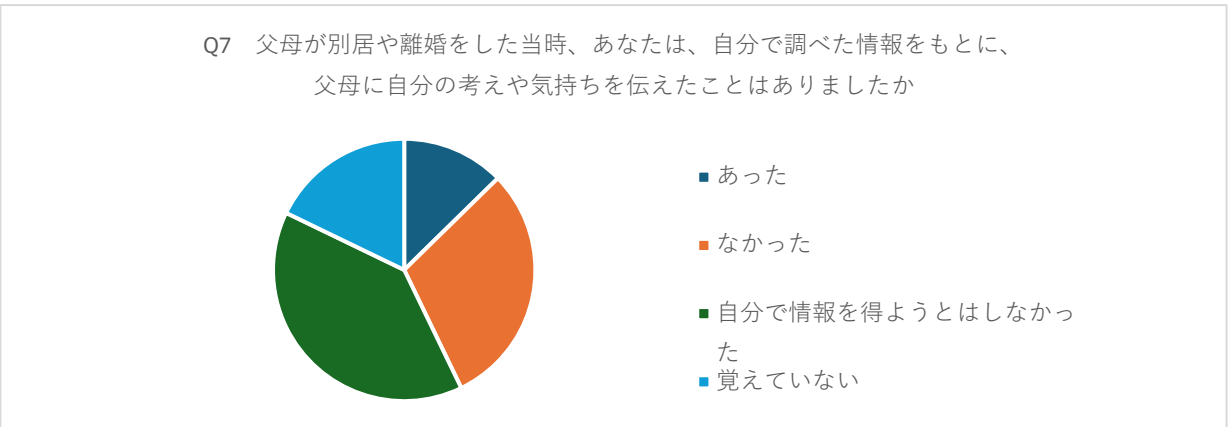

SQ7　自分の考えや気持ちを伝えたことで、父母から怒られたり、悲しそうな様子を見せられたりしたことはありましたか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		152	100.0
1	あった	106	69.7
2	なかった	42	27.6
3	覚えていない	4	2.6

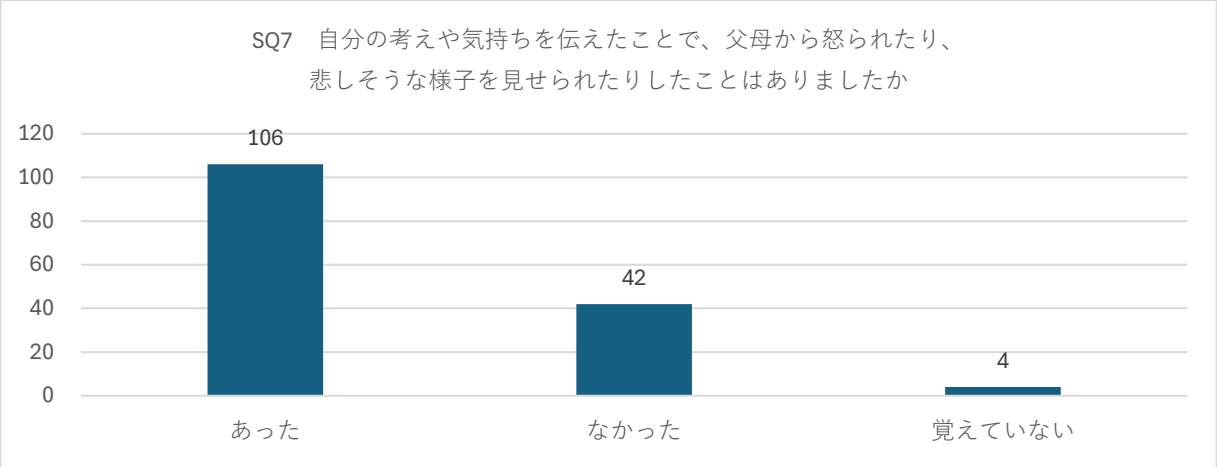

Q8　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、不安に思ったことや困ったこと等について、父母以外の誰かに相談したいと思いましたか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	はい	254	21.2
2	いいえ	634	52.8
3	覚えていない	312	26.0

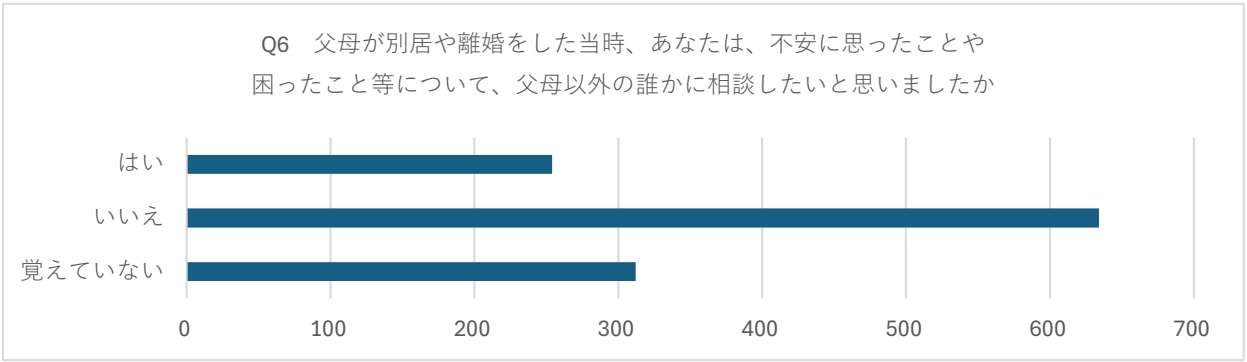

SQ8　父母が別居や離婚をした当時、あなたが父母以外の人に相談したいと思ったこと（実際に相談できたかどうかは問いません）を選んでください。（MA）

		回答数	%
全体		254	100.0
1	生活が苦しくならないか	100	39.4
2	どこに住むことになるか	91	35.8
3	誰と暮らすことになるか	64	25.2
4	誰が自分の世話や教育をすることになるか	50	19.7
5	同居しない親とは会えるのか	62	24.4
6	名字はどうなるか	29	11.4
7	学校、幼稚園等は変わるのか	52	20.5
8	習い事や塾が続けられるか	43	16.9
9	将来行きたい学校に行けるか	51	20.1
10	自分の将来にどのような影響があり得るか	63	24.8
11	父母の別居や離婚を経験した他のこどもたちはどうしたのか	59	23.2
12	家族の中でつらい言葉や行動があったときに、自分を守ったり助けを求めたりするための情報	71	28.0
13	親権、養育費、親子交流（面会交流）といった専門的な用語の意味	33	13.0
14	別居・離婚や家族に対する率直な思い	55	21.7
15	その他	5	2.0

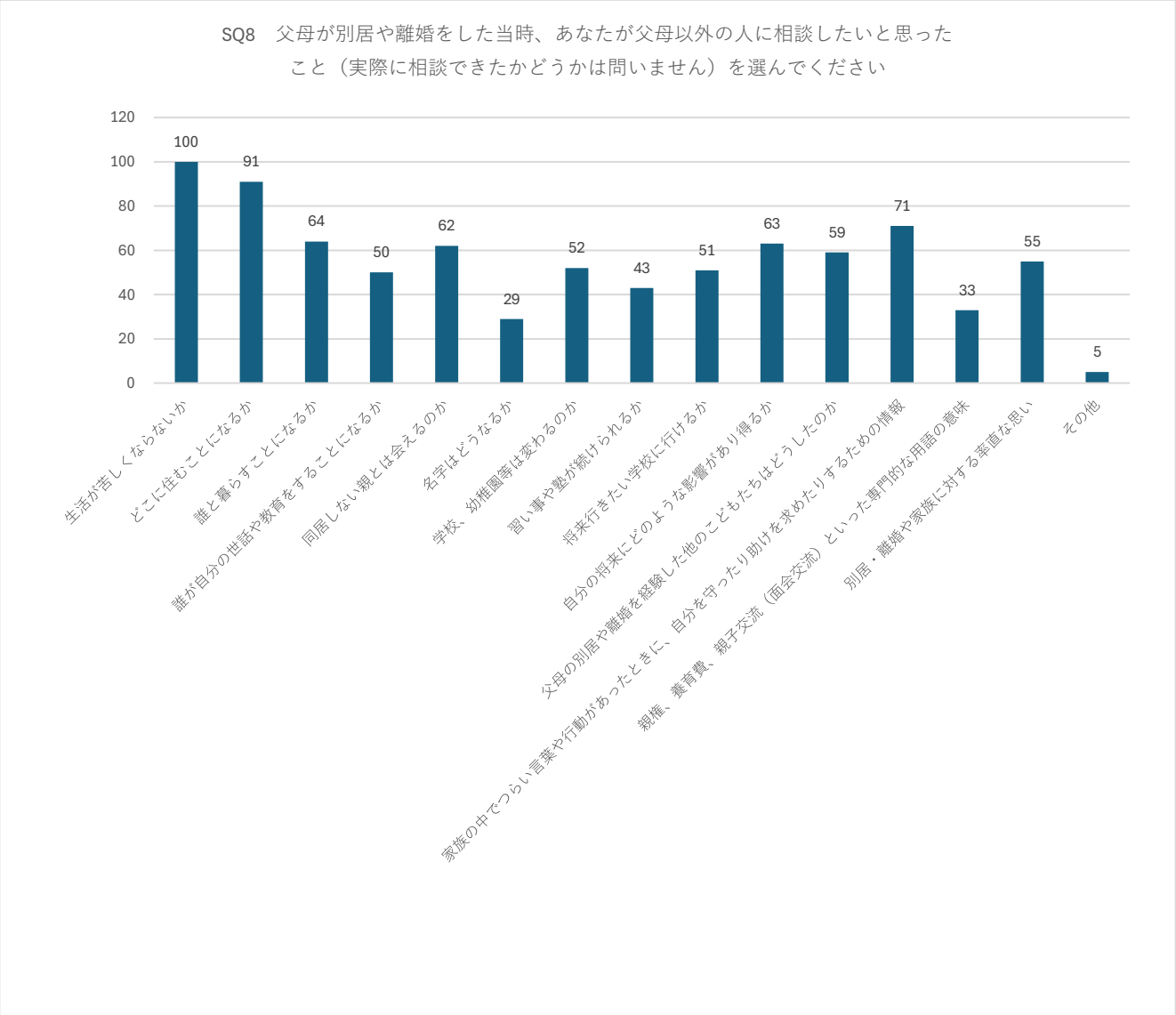

Q9　　あなたは、父母が別居や離婚をした当時、実際に誰かに相談しましたか。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	別居や離婚後に同居した親	96	8.0
2	別居や離婚後に同居しなかった親	92	7.7
3	きょうだい	125	10.4
4	祖父母	102	8.5
5	親戚	37	3.1
6	園や学校の先生	77	6.4
7	スクールカウンセラー	75	6.3
8	スクールソーシャルワーカー	40	3.3
9	スクールロイヤー	12	1.0
10	友人	102	8.5
11	家族や学校以外で、ふだん関わりのあった知人（習い事･地域の人など）	48	4.0
12	自治体の相談窓口	34	2.8
13	児童相談所	30	2.5
14	民間支援団体（ＮＰＯなど）	36	3.0
15	弁護士等の法律の専門家	30	2.5
16	オンライン上（SNS、ﾗｲﾌﾞ配信、匿名掲示板やQ&Aｻｲﾄなど）の相手	47	3.9
17	その他	3	0.3
18	誰にも相談していない	776	64.7

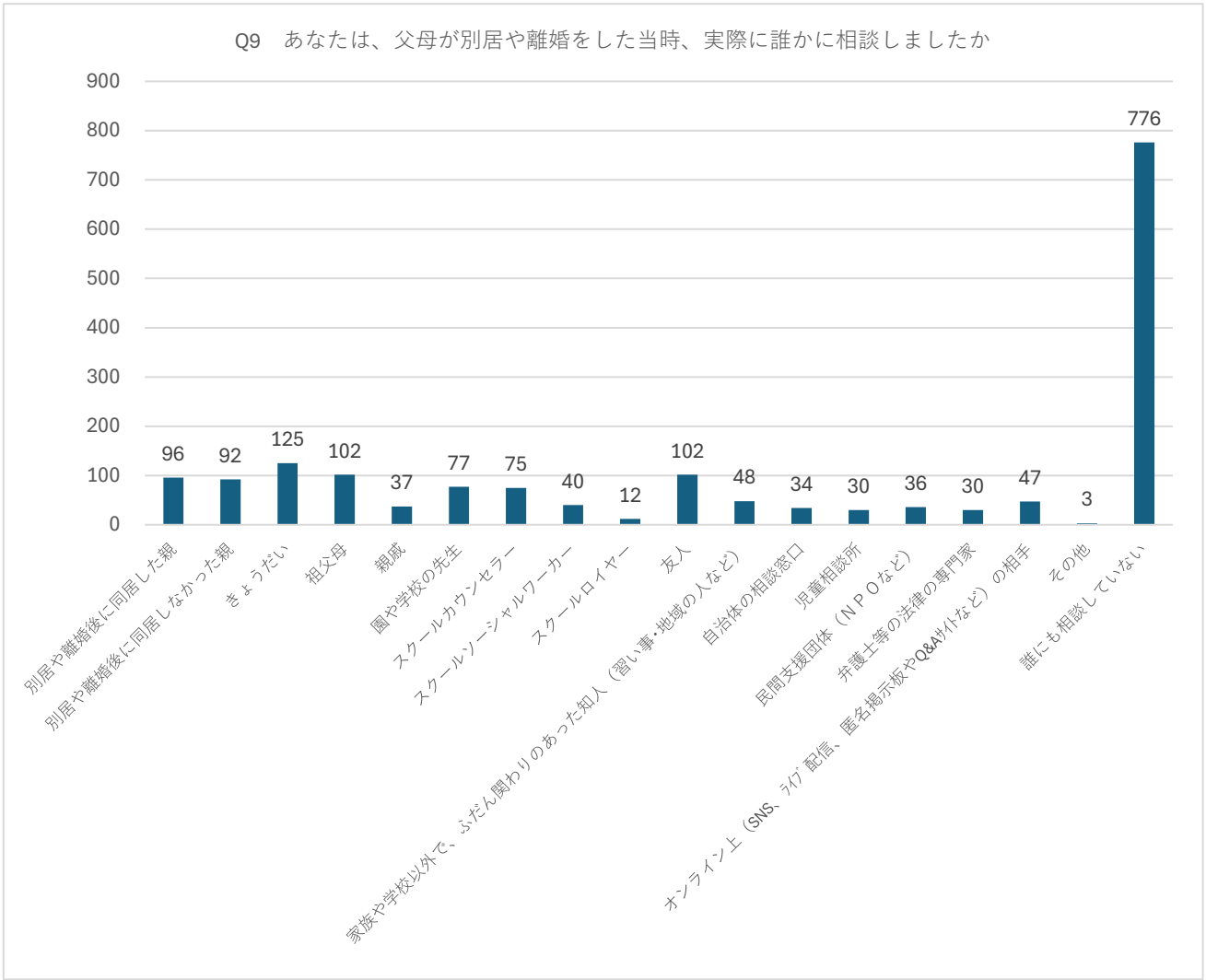

SQ9_1　その人に相談した理由は何ですか。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		424	100.0
1	自分の気持ちを受け止めてくれそうだったから	159	37.5
2	自分の話をしっかり聞いてくれそうだったから	160	37.7
3	一緒に考えてくれそうだったから	142	33.5
4	一緒に解決してくれそうだったから	98	23.1
5	その人は自分のことをよく理解してくれていると思ったから	100	23.6
6	その人のことを信頼していたから	105	24.8
7	その人が別居・離婚などについて詳しかったから	50	11.8
8	周りの人から「その人に相談するといい」と言われたから	32	7.5
9	その他	12	2.8

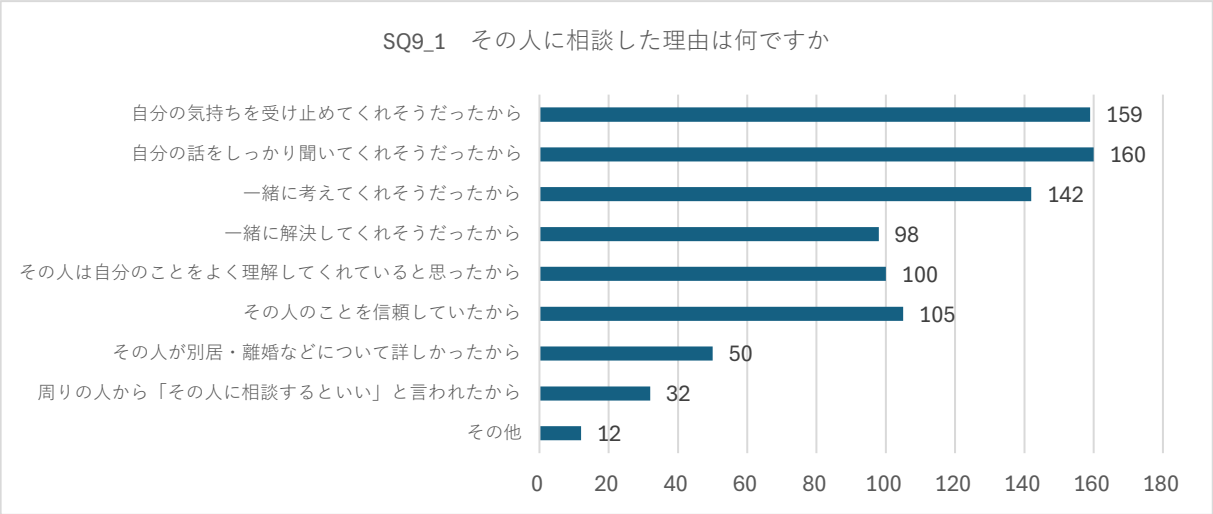

SQ9_2　誰にも相談しなかった理由は何ですか。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		776	100.0
1	誰にも相談したい気持ちにならなかったから	174	22.4
2	相談しても気持ちが楽になるとは思えなかったから	79	10.2
3	相談できる人がわからなかったから（思い浮かばなかったから）	120	15.5
4	自分の悩みをだれにも話したくなかったから	54	7.0
5	親や周りの人に伝わってしまうのが不安だったから	46	5.9
6	特に相談する必要があるとは思わなかったから	449	57.9
7	その他	45	5.8

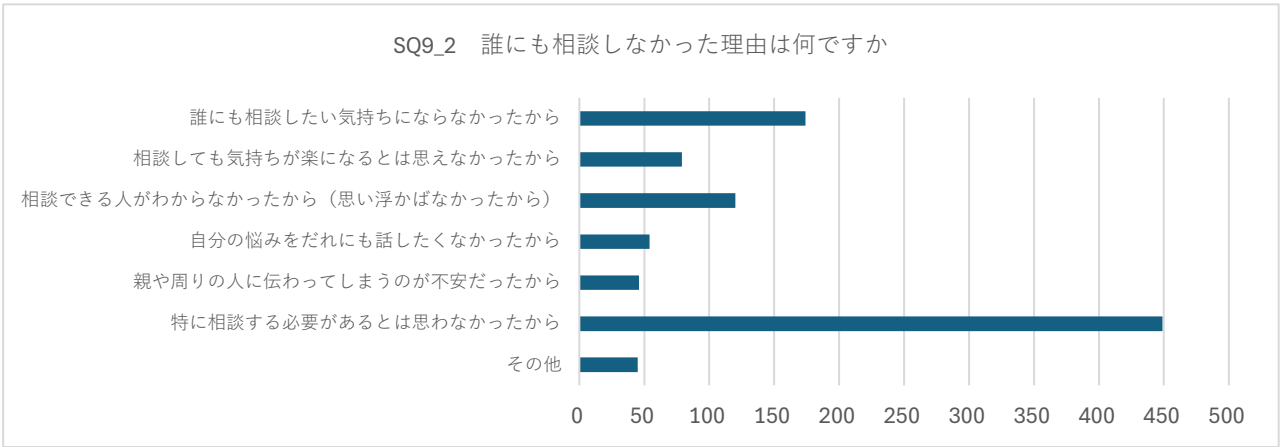

Q10　父母が別居や離婚をした当時、あなたが本当は相談したいと思っていたのに、相談することができなかった相手はいましたか。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	別居や離婚後に同居した親	76	6.3
2	別居や離婚後に同居しなかった親	114	9.5
3	きょうだい	106	8.8
4	祖父母	87	7.3
5	親戚	37	3.1
6	園や学校の先生	68	5.7
7	スクールカウンセラー	68	5.7
8	スクールソーシャルワーカー	54	4.5
9	スクールロイヤー	14	1.2
10	友人	63	5.3
11	家族や学校以外で、ふだん関わりのあった知人（習い事･地域の人など）	44	3.7
12	自治体の相談窓口	34	2.8
13	児童相談所	36	3.0
14	民間支援団体（ＮＰＯなど）	34	2.8
15	弁護士等の法律の専門家	32	2.7
16	オンライン上（SNS、ﾗｲﾌﾞ配信、匿名掲示板やQ&Aｻｲﾄなど）の相手	35	2.9
17	その他	6	0.5
18	いなかった	806	67.2

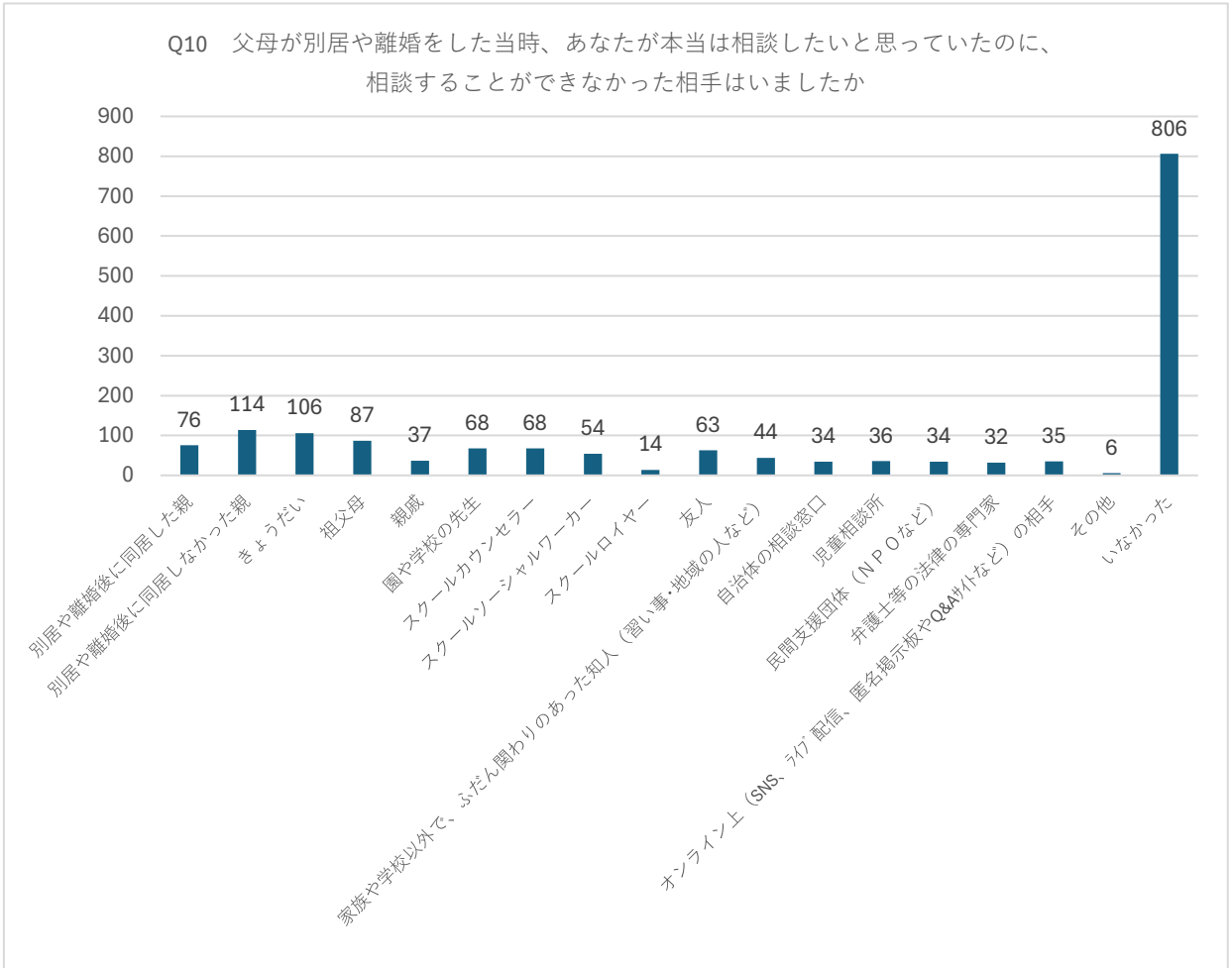

SQ10　あなたが本当は相談したいと思っていたのに、相談できなかった理由を教えてください。（MA）

		回答数	%
全体		394	100.0
1	具体的に知っている人がいなかった	76	19.3
2	連絡先がわからなかった	108	27.4
3	何を話せばよいかわからなかった	191	48.5
4	相談した事実や相談内容の秘密が守られない不安があった	102	25.9
5	匿名で相談したかった	30	7.6
6	その他	19	4.8

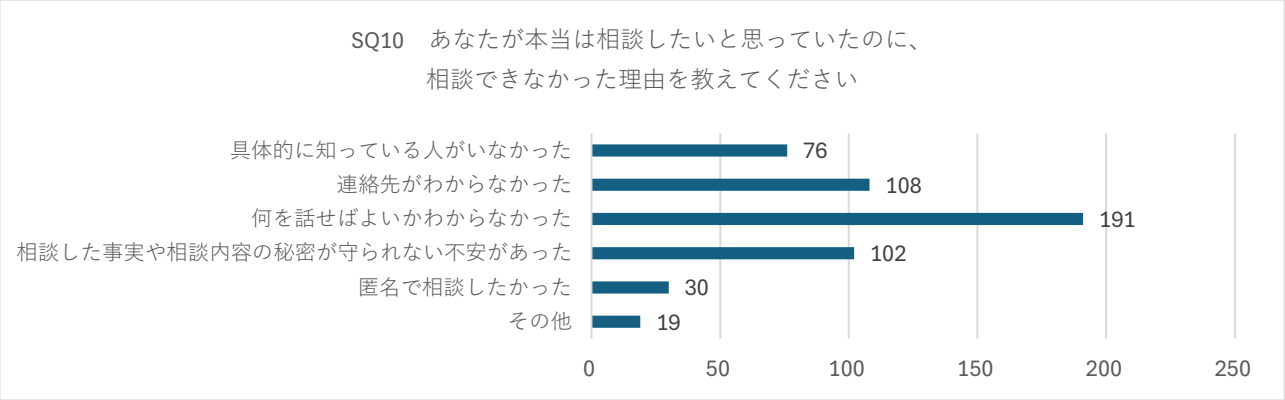

Q11　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、父母の別居や離婚に関する悩みを相談することができる家族や親戚以外の相談先を知っていましたか。（MA）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	園や学校の相談担当の先生	150	12.5
2	スクールカウンセラー	145	12.1
3	スクールソーシャルワーカー	81	6.8
4	スクールロイヤー	31	2.6
5	自治体の相談窓口	73	6.1
6	児童相談所	80	6.7
7	民間支援団体（NPOなど）	51	4.3
8	弁護士等の法律の専門家	52	4.3
9	インターネット上の相談窓口（メール・チャット・SNSなど）	84	7.0
10	その他	3	0.3
11	知らなかった	848	70.7

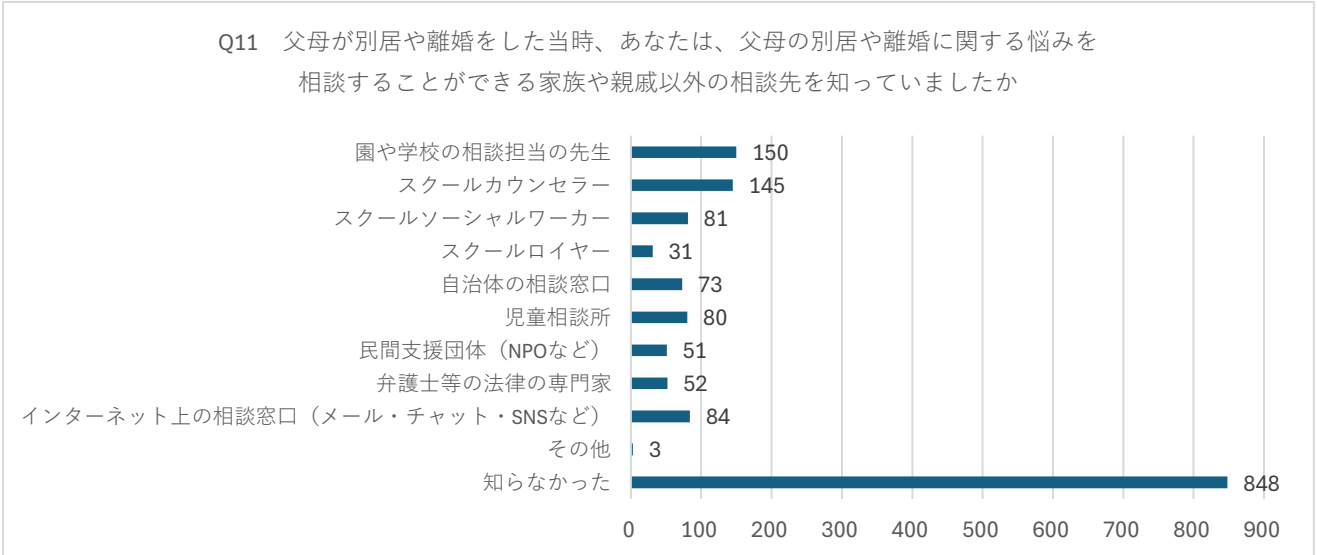

SQ11　相談先に関する情報をどのように得ましたか。（MA）

		回答数	%
全体		352	100.0
1	親に教えてもらった	63	17.9
2	親以外の家族や親戚に教えてもらった	65	18.5
3	友人から教えてもらった	90	25.6
4	学校の相談先（相談担当の先生やｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰなど）から教えてもらった	114	32.4
5	相談先の人に別の相談先を教えてもらった	36	10.2
6	学校で配布・掲示等されているカードやポスターで知った	101	28.7
7	インターネットやSNSで、相談先の情報を見た	82	23.3
8	その他	5	1.4
9	覚えていない	30	8.5

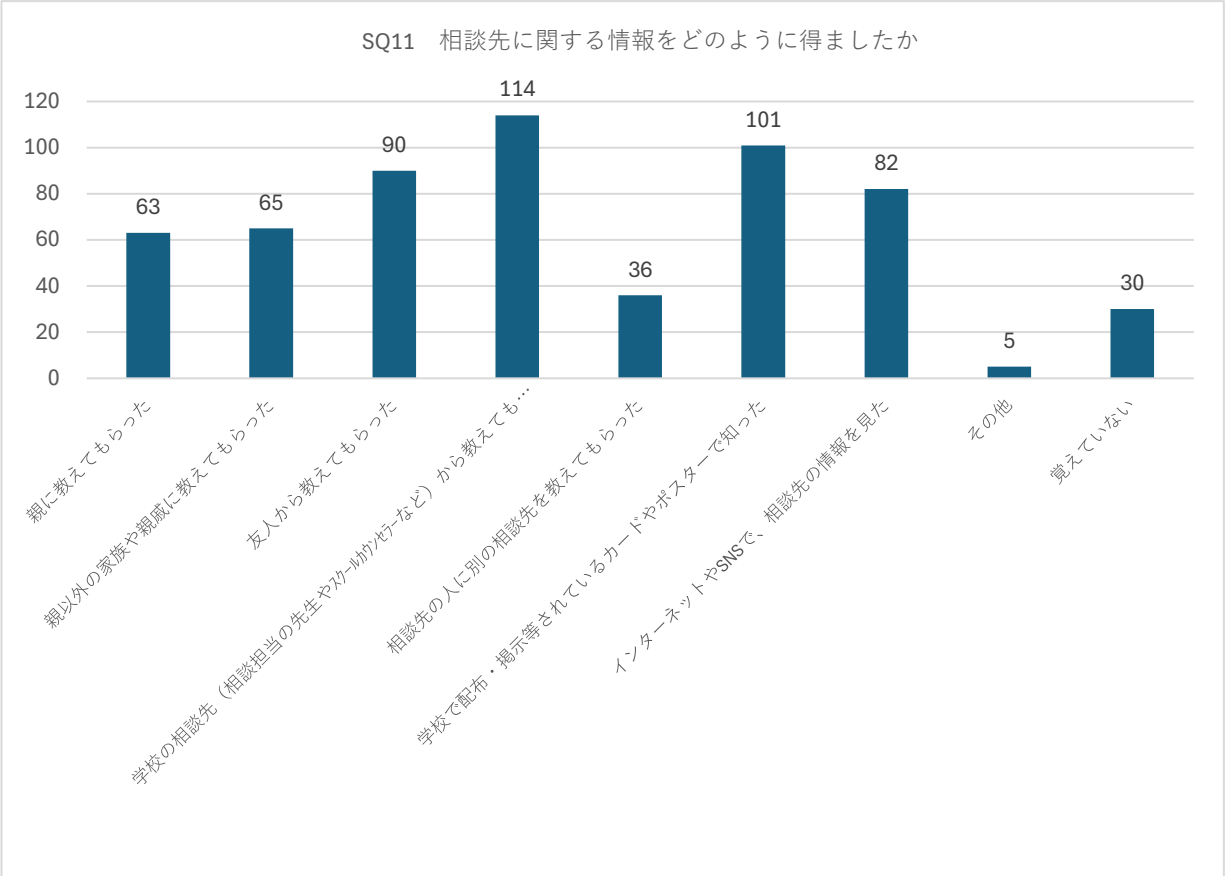

Q12　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、自分ひとりで調べるのではなく、まわりの人や専門の機関に直接相談したり、助けを求めたりすることについて、どのように感じていましたか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	相談をしたり助けを求めたりしようとは思わなかった	643	53.6
2	相談をしたり助けを求めたりすることにためらいがあった	268	22.3
3	相談をしたり助けを求めたりすることにためらいはなかった	289	24.1

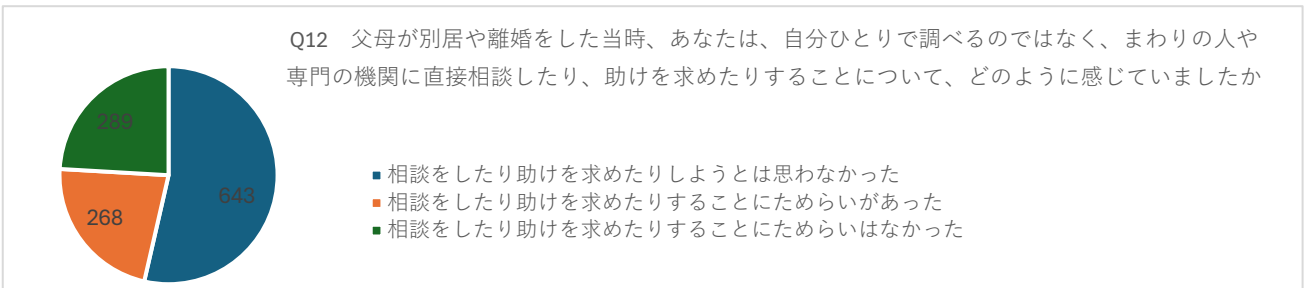

SQ12　あなたが人に相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じたのは、どのような理由からですか。（MA）

		回答数	%
全体		268	100.0
1	自分の悩みを人に話すことに抵抗があった	136	50.7
2	親に悪いと思った	100	37.3
3	親や周りの人に伝わってしまうのが不安だった	96	35.8
4	秘密や個人情報が守られないのが不安だった	73	27.2
5	相談しても気持ちが楽になるとは思えなかった	53	19.8
6	誰に相談してよいかわからなかった	67	25.0
7	相談できる時間帯が限られていた	25	9.3
8	家族に見られずに使える通信手段がなかった	30	11.2
9	親や先生に言わないと相談の予約ができなかった	21	7.8
10	その他	3	1.1

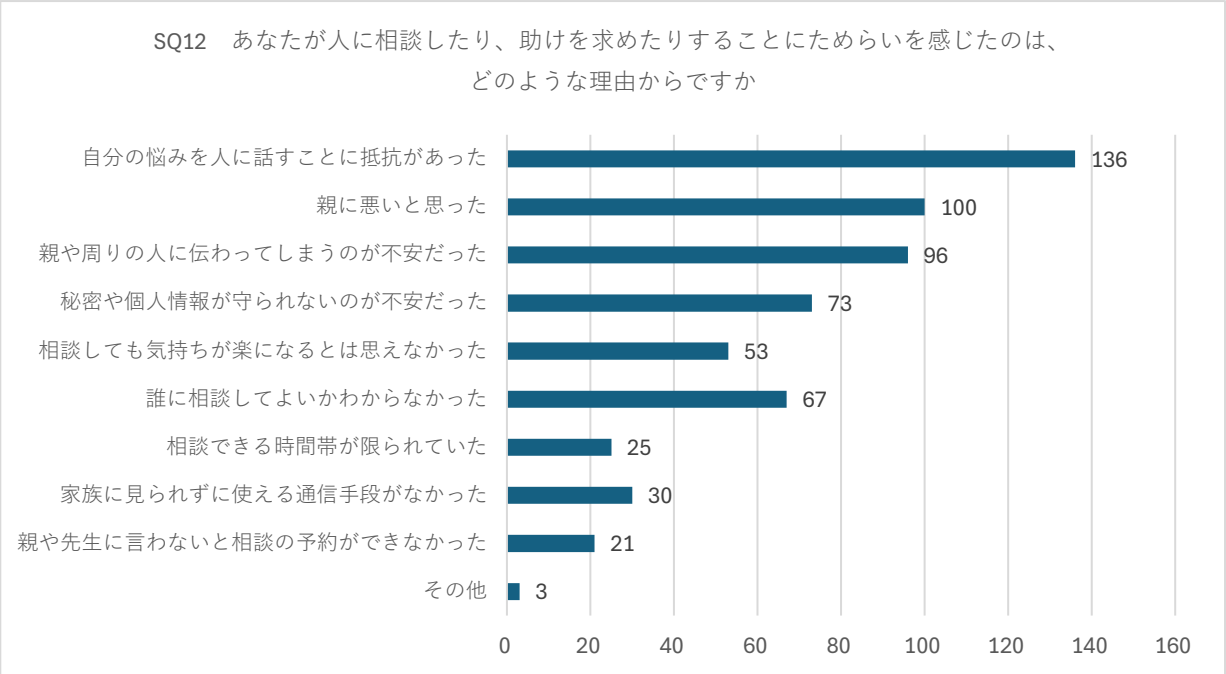

Q13　父母が別居や離婚をした当時、あなたは、実際に相談したり支援を受けたりしたときに、嫌だと感じたことはありましたか。（MA）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	詳しく話すように言われて、つらい気持ちになった	95	7.9
2	相談をしたのに、自分の気持ちを受け止めてもらえなかった	131	10.9
3	相談をしても、気持ちが楽にならなかった	146	12.2
4	説明の内容等を理解することができなかった	89	7.4
5	自分が話したことが親に知られた	52	4.3
6	自分の悩みが親以外の人（ほかの家族や友人、先生など）に知られた	42	3.5
7	その他	2	0.2
8	特に嫌だと感じたことはなかった	186	15.5
9	実際に相談したり支援を受けたりしたことはなかった	655	54.6

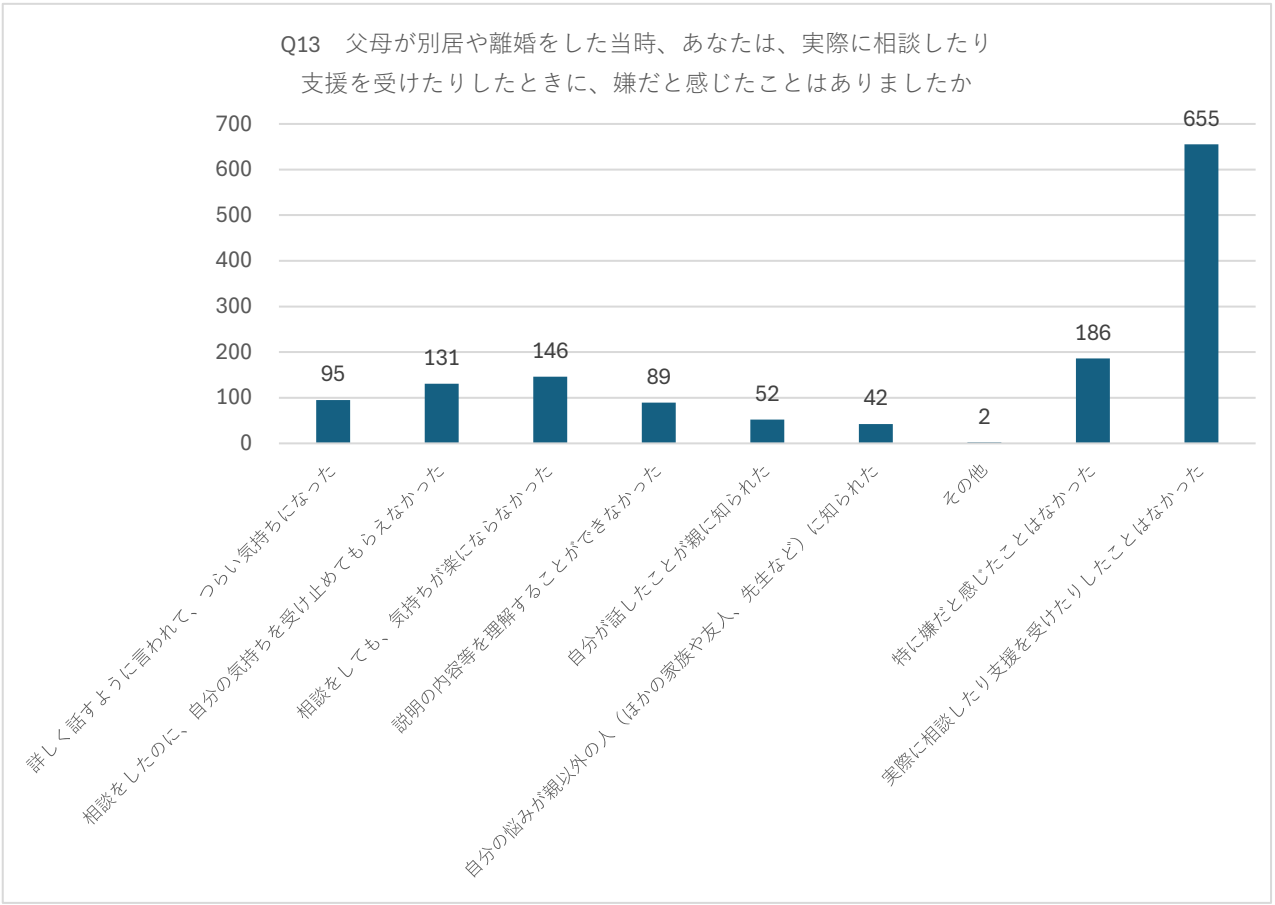

Q14　今振り返ってみて、父母が別居や離婚をした当時、あなたにとって「あればよかった」「あってよかった」と思う情報を選んでください。（MA）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	生活が苦しくならないか	326	27.2
2	どこに住むことになるか	208	17.3
3	誰と暮らすことになるか	195	16.3
4	誰が自分の世話や教育をすることになるか	131	10.9
5	同居しない親とは会えるのか	161	13.4
6	名字はどうなるか	117	9.8
7	学校、幼稚園等は変わるのか	124	10.3
8	習い事や塾が続けられるか	84	7.0
9	将来行きたい学校に行けるか	110	9.2
10	自分の将来にどのような影響があり得るか	212	17.7
11	こどもの立場から利用できる相談先の一覧	144	12.0
12	父母の別居や離婚を経験した他のこどもの体験談	73	6.1
13	家族の中でつらい言葉や行動があったときに、自分を守ったり助けを求めたりするための情報	118	9.8
14	親権、養育費、親子交流（面会交流）といった専門的な用語の意味	89	7.4
15	別居や離婚の仕組みや流れに関する説明	101	8.4
16	自分の気持ちを整理する方法や支援に関する情報	204	17.0
17	その他	121	10.1

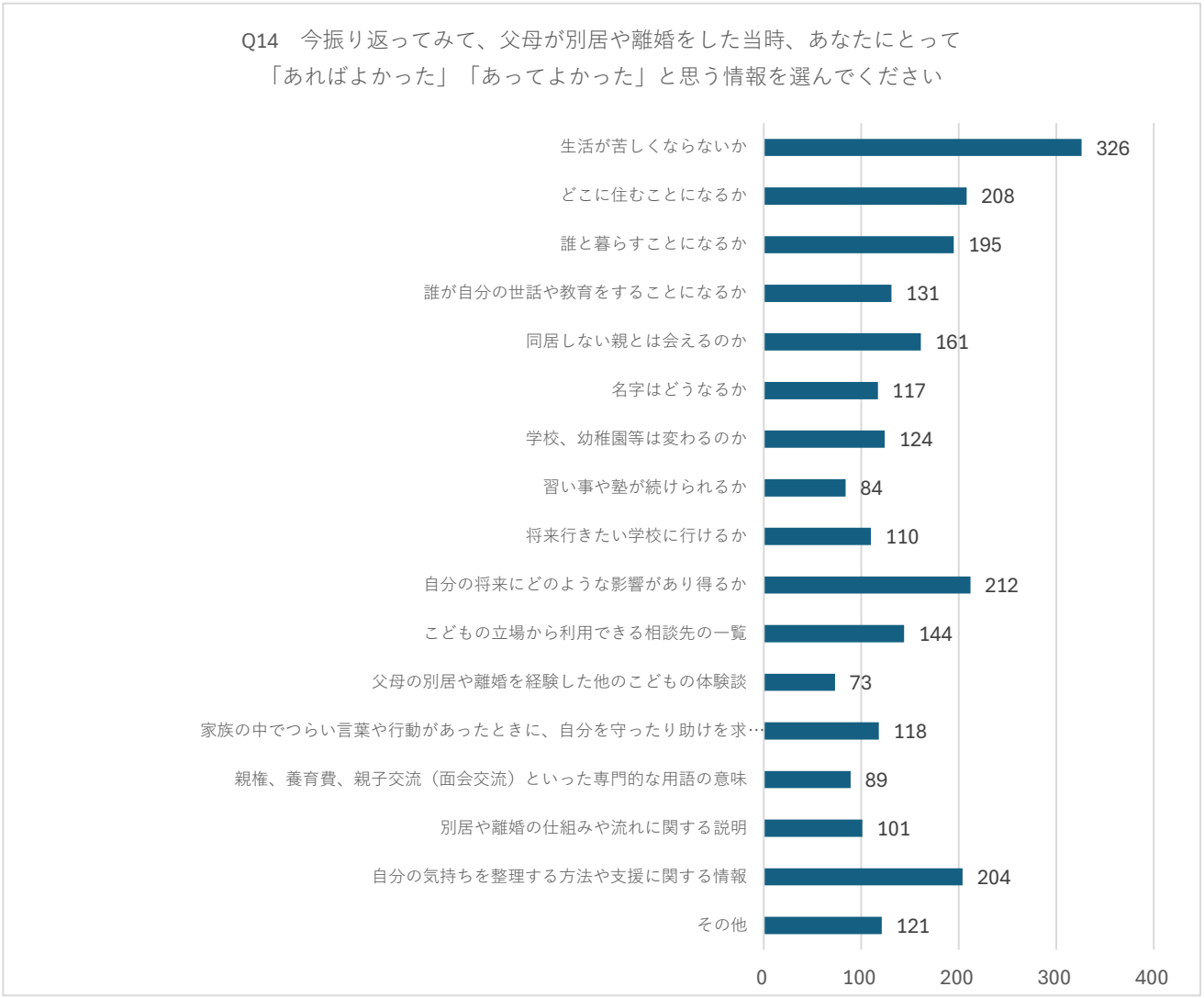

Q15　今振り返ってみて、あなたが父母の別居や離婚を経験した当時、どのような形で情報があれば理解しやすかったと思いますか。（MA）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	１～２分程度のショート動画	304	25.3
2	１０分程度の解説動画	181	15.1
3	ドラマ形式のシナリオ動画	139	11.6
4	イラスト図解	284	23.7
5	Ｑ＆Ａ集	256	21.3
6	冊子形のパンフレット	173	14.4
7	１枚紙のリーフレット	137	11.4
8	自分の状態やニーズを把握するためのセルフチェックツール	246	20.5
9	その他	118	9.8

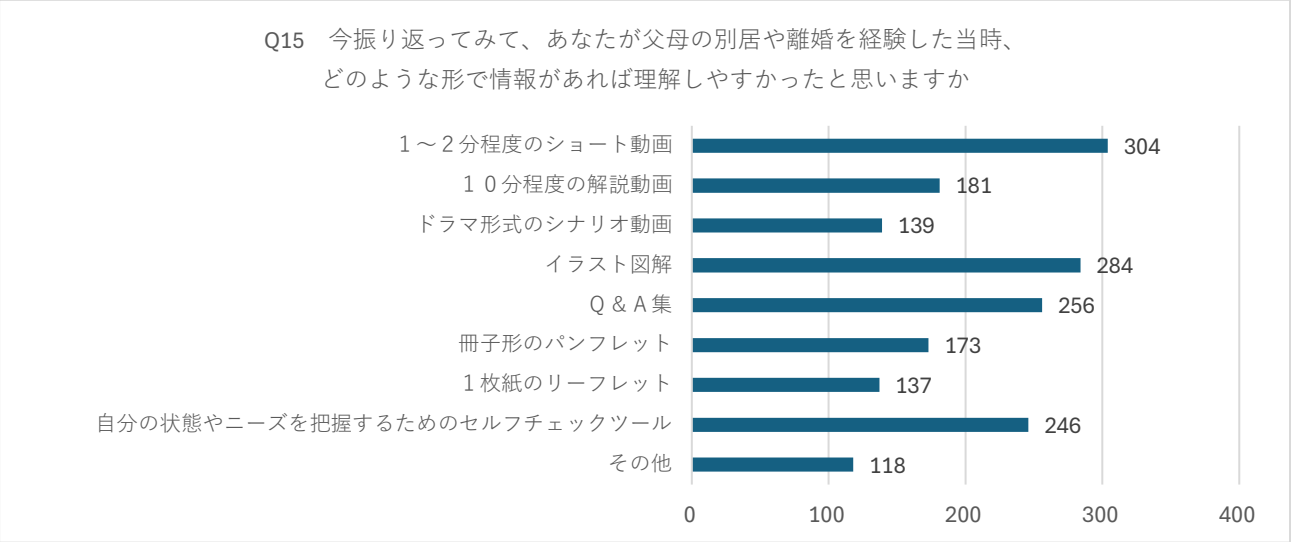

Q16　今振り返ってみて、国がこども向けに相談サービスを提供する場合、どのような方法なら相談しやすいと思いますか。（MA）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	電話による相談	300	25.0
2	メール、質問フォーム、LINEなどのSNSによる文章での相談	684	57.0
3	ビデオ通話（オンライン面談）による相談	208	17.3
4	チャットボットなどの自動会話形式による相談	395	32.9
5	その他	68	5.7

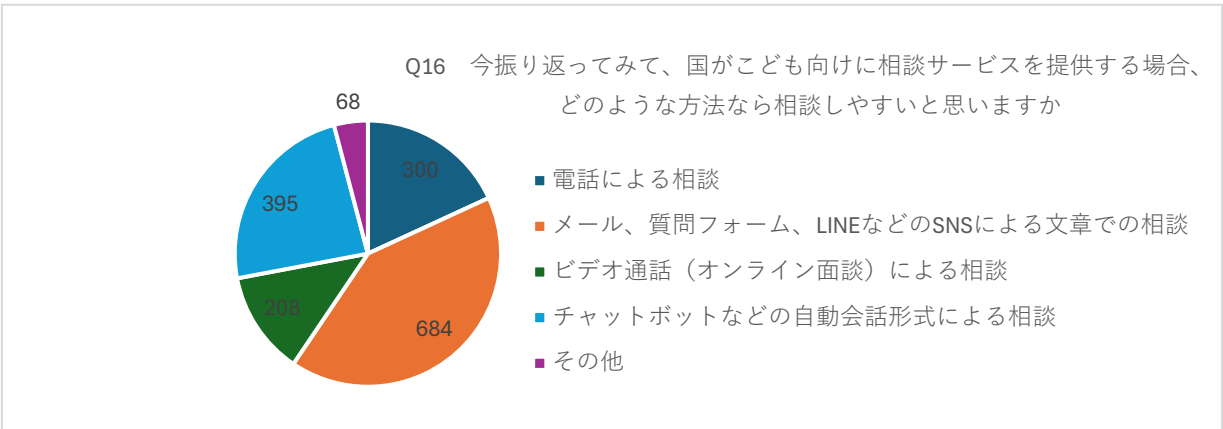

Q17　今振り返ってみて、国がこども向けの情報提供や相談サービスを提供するときに、こどもが安心して利用できるために大切だと思うことを教えてください。（MA）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	こどもにもわかりやすい言葉で書いてあること	643	53.6
2	同じ経験をした人の声や体験談が紹介されていること	423	35.3
3	国や自治体など、公的な機関が作ったことがわかること	259	21.6
4	匿名で利用することができること	451	37.6
5	家族や友人などに知られずに、秘密が守られること	405	33.8
6	情報にアクセスしやすいこと	386	32.2
7	いつでも（夜間や休日を含む）利用することができること	372	31.0
8	その他	28	2.3

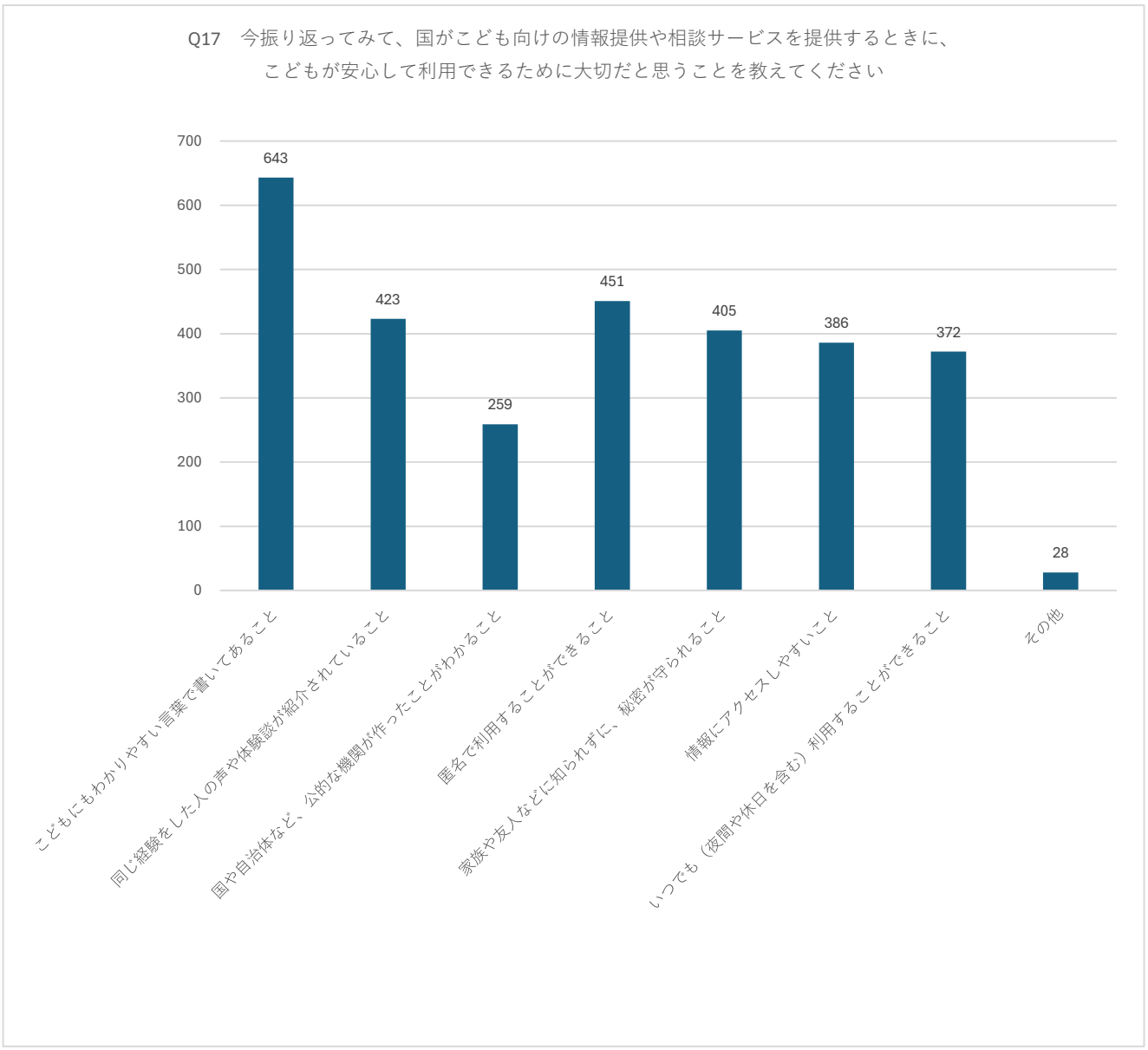

Q18　今振り返ってみて、父母の別居や離婚の当時、必要な情報を一か所でまとめて得ることができたと思いますか。（ＳＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	情報は一か所でまとまっており、知りたいことをすぐに見つけることができた	114	9.5
2	情報はさまざまな場所に分かれていたが、最終的に必要な情報を全て集めることができた	199	16.6
3	情報がさまざまな場所に分かれていて、必要な情報のうち一部しか集めることができなかった	131	10.9
4	どこに情報があるのかわからず、必要な情報がほとんど得られなかった	184	15.3
5	よく覚えていない	572	47.7

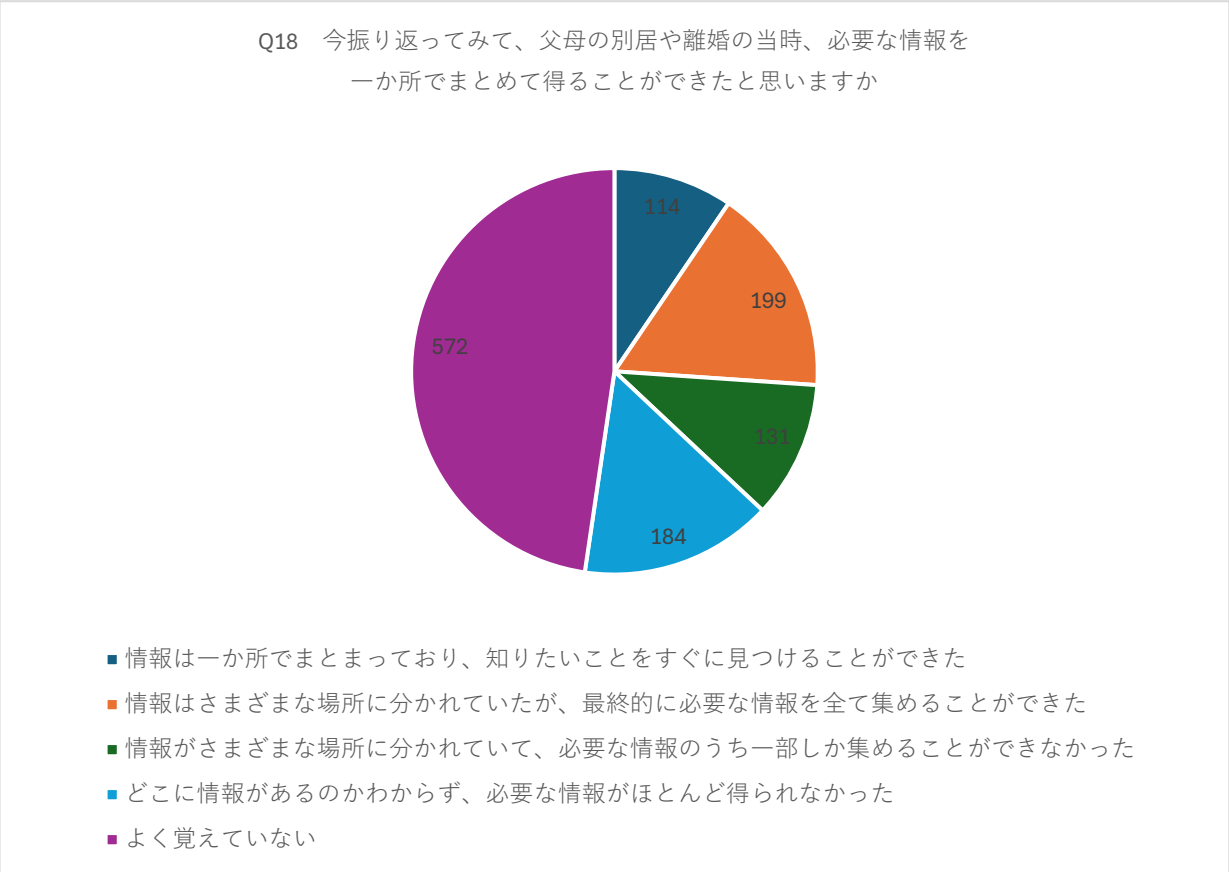

Q19　国から将来のこどもに対する情報提供として必要だと考える支援や制度（こどもが自分で利用できる無料のサービス）を教えてください。（MA）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	親の不仲や別居や離婚など、家族に悩みを抱えるこどもどうしが安心して語り合える場所の提供	368	30.7
2	親の不仲や別居や離婚など、家族に悩みを抱えるこどもが安全に過ごせる居場所の提供	433	36.1
3	親の不仲や別居や離婚など、家族に悩みを抱えるこどものための対面相談	243	20.3
4	親の不仲や別居や離婚など、家族に悩みを抱えるこどものためのLINE相談	287	23.9
5	こどもと話をすることに慣れた弁護士等の専門家による法律相談	196	16.3
6	こどもが自分の意見を整理したり、親に伝えたりするのを手伝ってくれる専門家（こどもアドボケイトなど）による相談	244	20.3
7	信頼できる情報が掲載された、こどもにもわかりやすいウェブサイトや動画	274	22.8
8	別居や離婚で困っている親が受けられる支援について、こどもにも分かる情報	272	22.7
9	家族の中でつらい言葉や行動があったときに、こどもが自分を守ったり助けを求めたりするための情報	417	34.8
10	その他	43	3.6

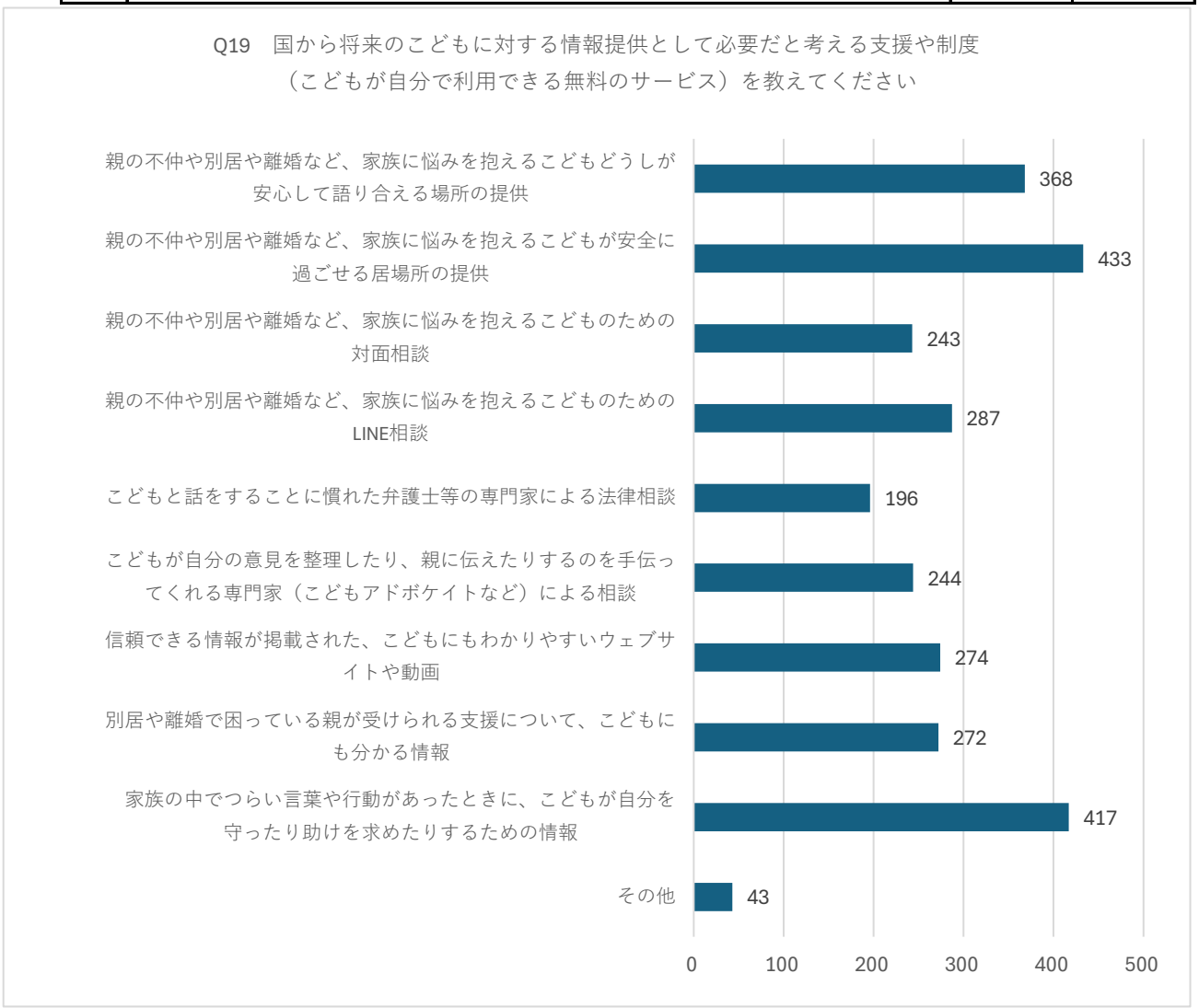

Q20　以下は、親の別居や離婚に直面したこどもが利用できる、専門的な機関やサービスです。これらの機関名やサービス名について耳にしたことがあるものをすべて選んでください。（ＭＡ）

		回答数	%
全体		1200	100.0
1	こどもの人権１１０番	366	30.5
2	親子のための相談ＬＩＮＥ	147	12.3
3	児童相談所	512	42.7
4	子どもの権利擁護委員	121	10.1
5	自治体のひとり親家庭支援窓口（福祉事務所・子育て支援課など）	149	12.4
6	こども家庭支援センター	215	17.9
7	法務省ウェブサイト（「お父さん・お母さんが別れるのかな…～家族のことで悩んでいるあなたへ～」）	62	5.2
8	家庭裁判所の家庭裁判所調査官による面談	60	5.0
9	弁護士会の子どものための相談窓口（「子どもの権利110番」など）	83	6.9
10	子どもの手続代理人制度	47	3.9
11	法テラスの未成年向け相談窓口	74	6.2
12	チャイルドライン（電話・SNSによる子ども向け相談）	253	21.1
13	親の別居や離婚を経験した子どもや家族を支援する民間支援団体	55	4.6
14	親子の面会交流を支援する民間支援団体	42	3.5
15	民間のカウンセリングサービスや心理支援（臨床心理士、公認心理師などによる）	71	5.9
16	スクールカウンセラー	452	37.7
17	スクールソーシャルワーカー	201	16.8
18	教育委員会のいじめ・不登校相談窓口	134	11.2
19	子どものSOSの相談窓口	137	11.4
20	その他	1	0.1
21	聞いたことがあるものはない	330	27.5

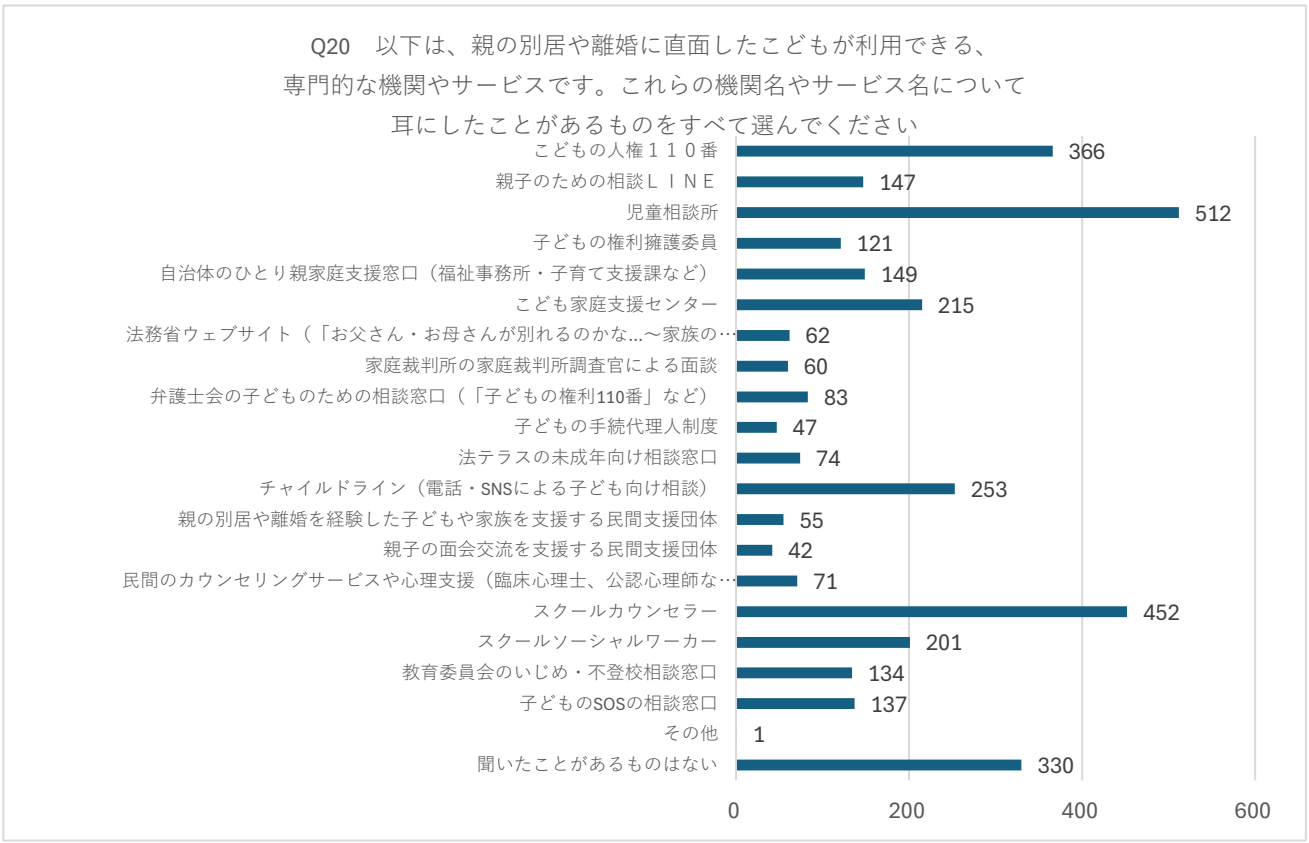

【資料 2-3】

父母の離婚を経験した子どもの調査：
オンライン質問紙調査に基づく行動実態と支援ニーズの分析[1]

名古屋大学名誉教授　藤本　亮

１　本分析の視点と全体像

本調査の対象者が父母の別居・離婚を経験した時期を、回答選択肢の年代幅の代表値に基づく推定西暦年で示したものが図 3-1 である（sc2-1 と sc4 から算出）。図 3-1 から明らかなように、回答者の経験時期は特定の一時点や短期間に集中しているわけではなく、2000 年代前半から 2010 年代前半を中心としつつも、1990 年代以前から 2017 年以降にまで広く分布している。すなわち、本調査は、父母の別居・離婚という経験が生じた時代背景においても、相当程度の幅をもつ対象者を含んでいる。

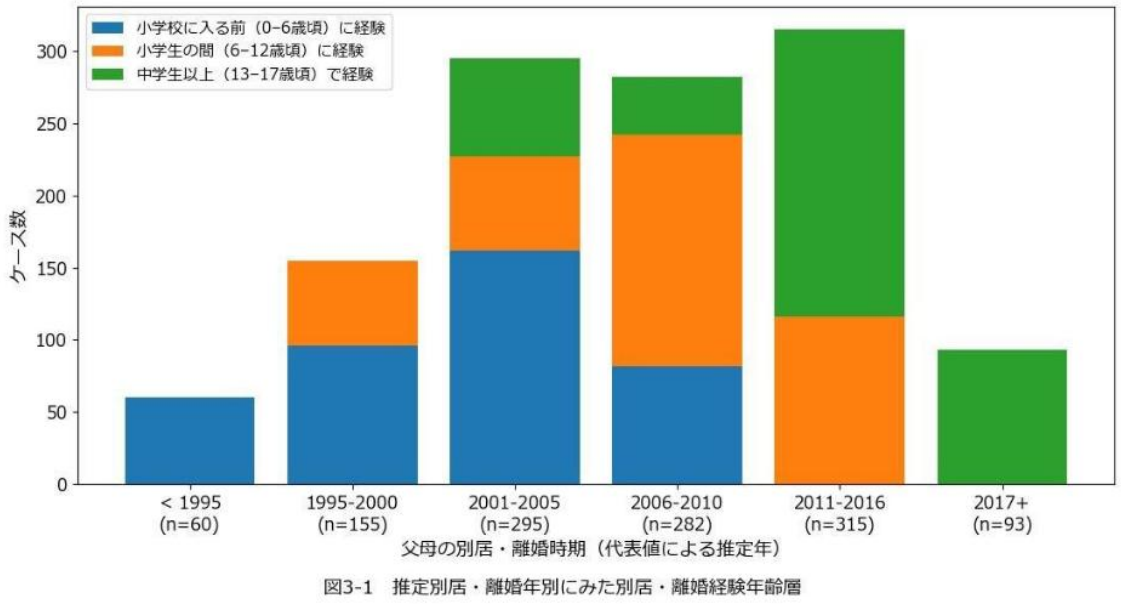

図3-1　推定別居・離婚年別にみた別居・離婚経験年齢層

また、図 3-2 は、回答時年齢（sc2_1）と、未成年期のどの段階で父母の別居・離婚を経験したか（sc4）との対応関係を示したものである。ここからは、いずれの回答時年齢層においても、経験時期が特定の発達段階に限定されるものではなく、就学前から小学生期、中学生以降期に至るまで、広い発達段階での経験が含まれていることが確認できる。

[1] 図表内の構成比は端数処理を行っているため、合計が 100%と一致しない場合がある。

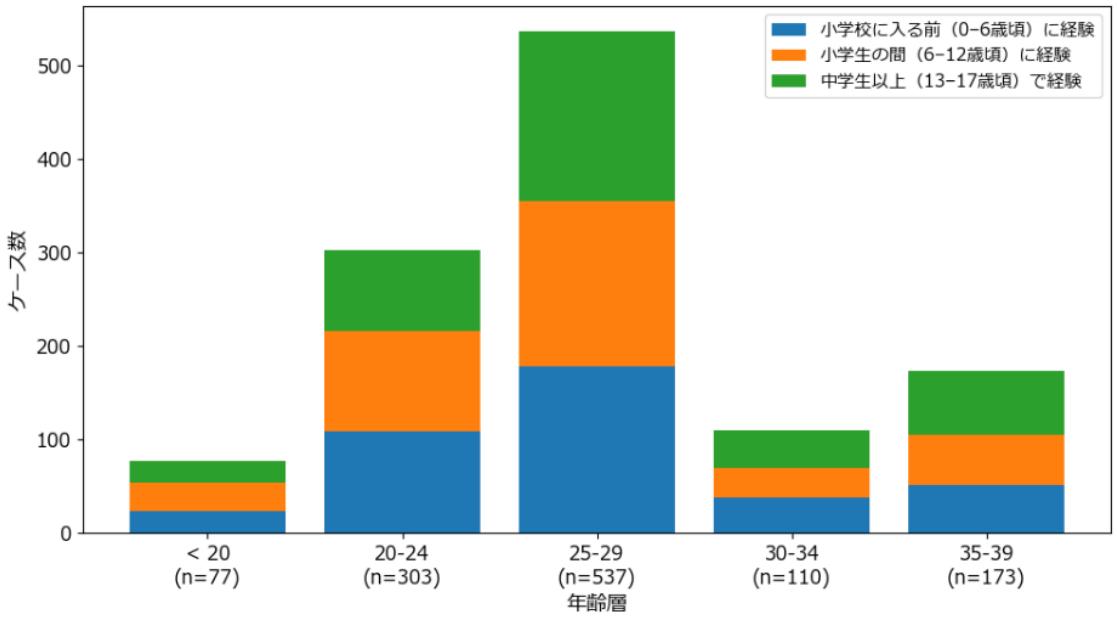

図3-2　年齢層別にみた別居・離婚経験年齢層

これら二つの図が示すように、本調査は、父母の別居・離婚を経験した「時代」と「発達段階」の双方において幅をもつ対象者から構成されており、特定の制度改正期や社会状況の一時点を切り取った調査ではない。したがって、以降の分析においては、情報探索行動や相談行動の在り方を、単純に世代差や時代差に還元して理解するのではなく、このような時間的な広がりを前提とした上で検討を進める必要がある。

本分析では、未成年期に父母の別居・離婚を経験した人が、当時、情報を探したか、また誰かに相談したかという行動に着目し、それらの行動がどのような状況のもとで現れているのかを整理することを目的とする。とりわけ、こうした行動が、父母からの説明の有無や、父母以外の人から説明を受けた経験と、どのように結びついているのかについて、段階的に確認する。

本分析の関心は、特定の行動をとったか否かを評価することや、因果関係を確定することにあるのではなく、行動が現れる場合と現れない場合とを含め、その現れ方の全体像を把握する点にある。そのため、本分析では、情報探索行動や相談行動の有無と、それに関連する条件を順に確認することを通じて、行動の分布とその関連の在り方を記述的に整理する。

２　情報探索・相談行動の全体像と分岐

⑴　情報探索行動と相談行動の全体像

ここでは、父母の別居・離婚を経験した当時に、子どもが実際にどのような行動をとっていたのかを把握するため、①父母又は父母以外から説明を受けたかどうか、②必要な情報を自ら探索したかどうか、③誰かに相談したかどうか、という三つの行動次元に着目する。これらはいずれも、当時における行動の有無を直接的に捉える指標であり、以降の分析に向けた全体像を示すことを目的とする。なお、ここでは相談行動の有無に限定して扱い、相談に至らなかった理由や状況については後記３⑹以降で検討する。

なお、本分析における「情報探索行動（探索あり）」とは、問５「父母が別居や離婚をした当時、あなたは、別居や離婚に関する情報を自分で探したことはありましたか」に対して、「はい」と回答したケースを指す。なお、ここにはたまたま見聞きした情報は含まず、自発的に探そうとした行為の有無を尋ねる質問となっている。

また、本分析における「相談した経験がある（相談あり）」とは、問９（相談相手：多重回答）において、家族・知人・専門機関などの具体的な相手を一つでも選択した場合を指し、「誰にも相談していない」のみを選択した、あるいはいずれも選択しなかった場合を「相談なし」と定義している。

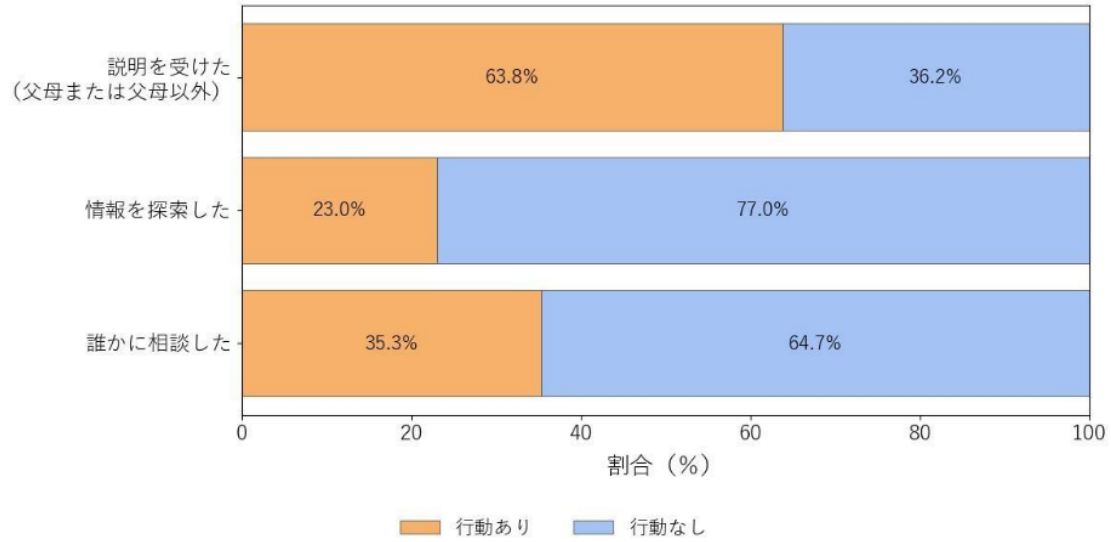

図3-3　父母の別居・離婚時における子どもの行動（説明受領・探索・相談，N = 1200，欠測なし）

図 3-3 は、父母の別居・離婚を経験した当時における子どもの行動について、説明の受領、情報探索、相談という三つの行動次元ごとに、その有無の分布を示したものである。父母又は父母以外のいずれかから別居・離婚に関する説明を受けたと回答した者は全体の約６割を占めており（父母からの説明：q2、父母以外からの説明：q3）、一定数の子どもが何らかの形で状況について説明を受けていたことが確認される。一方、情報探索行動については、「自ら必要な情報を探した」と回答した者は全体の２割強にとどまり（q5）、探索行動をとらなかった者が多数を占めている。また、誰かに相談した経験があると回答した者は３割強であり（q9）、相談行動についても、行動に至らなかった者が相対的に多い状況が示されている。このように、三つの行動はいずれも同程度に生じているわけではなく、とりわけ情報探索や相談については、行動が確認されない層が大きな割合を占めている点が特徴的である。

こうした全体像を踏まえ、次に、情報探索や相談を行わなかった層に着目し、探索行動と相談行動の組合せにどのような傾向が見られるのかを整理する。

⑵　最大クラスターとしての「探索なし・相談なし」

表 3-1 は、情報探索行動（q5）と相談行動（q9）の有無を組み合わせた４類型の分布を示したものである。これにより、父母の別居・離婚を経験した当時に、①情報探索も相談も行

っていなかった層、②情報探索は行わなかったが相談は行っていた層、③情報探索は行ったが相談には至らなかった層、④情報探索及び相談の双方を行っていた層という、行動の組合せごとの構成が把握できる。

表 3-1　情報探索×相談（2×2 の 4 類型）

類型	情報探索	相談	度数	%
1 低接触型	なし	なし	738	61.5
2 対人相談型	なし	あり	186	15.5
3 自力探索型	あり	なし	38	3.2
4 両輪型	あり	あり	238	19.8
合計	－	－	1,200	100.0

この４類型のうち、「情報探索なし・相談なし」に該当する層が全体の中で最も大きな割合を占めており、本調査における最大のクラスターを形成していることが確認される。この結果は、分析の出発点として重要である。

ただし、「情報探索なし・相談なし」という行動パターンは、当該の人々が困難を経験していなかったことや、支援を必要としていなかったことを意味するものではない。むしろ、行動として把握される情報探索や相談が表に現れていない状態であり、その背後には、利用可能な情報や相談資源へのアクセス条件、周囲の関係性、当時の年齢や状況など、様々な要因が関係している可能性がある。

この行動が表に現れていない状態にも着目し、その成立条件や背景との関連について段階的に検討していく。

⑶　情報探索行動と相談行動の関係

情報探索行動と相談行動の関係については、表 3-1 に示された度数からも把握することができる。まず、情報探索行動を行った者（276 人）の多くが相談行動も行っている点が読み取れる。具体的には、探索を行った者のうち、相談行動も行っている者は 238 人であり、探索を行ったものの相談行動を行っていない者は 38 人にとどまっている。このことから、情報探索行動を行っている者の多くが、相談行動も併せて行っている状況が示されている。

一方で、相談行動を行った者（424 人（=186 人+238 人））の全てが情報探索行動を行っているわけではない点にも注意が必要である。表 3-1 によれば、相談行動を行った者の中には、情報探索行動を行っていない者も 186 人存在している。すなわち、相談行動は情報探索行動の有無と必ずしも一致しておらず、情報探索行動を行っていない相談行動も一定数存在している。

以上の点から、情報探索行動と相談行動の間には密接な関連が認められるものの、両者は同一の行動ではなく、行動の組合せは一様ではないことが示される。情報探索行動と相談行動の双方を行っている者が多数を占める一方で、相談行動のみを行っている者も一定数存在しており、両行動の関係は複線的であると整理できる。

⑷　父母からの説明と行動の関係

父母から別居・離婚について説明があったかどうか（Q2）と、情報探索行動（Q5）及び相談行動（Q9）との関係を確認する。

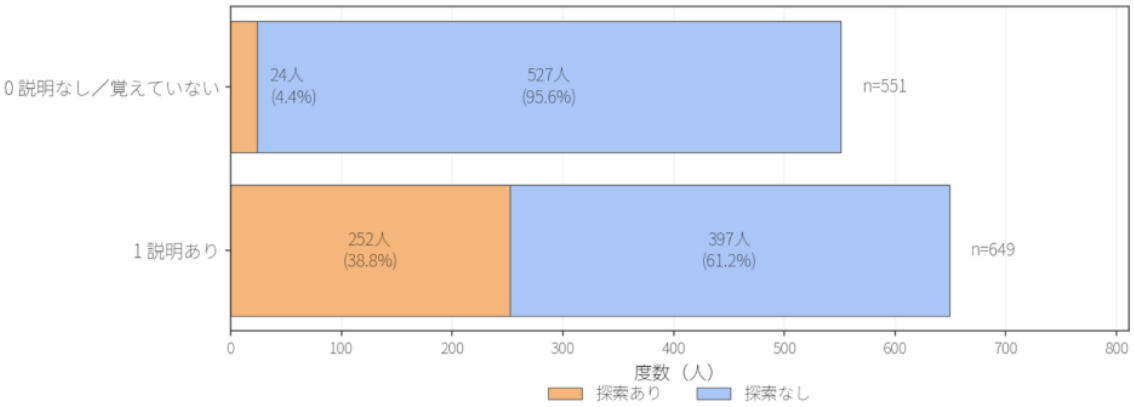

図3-4　父母からの説明有無別にみた情報探索行動（N＝1200，欠測なし）

まず、情報探索行動との関係についてみると（図 3-4）、父母から説明があった層（n=649）では、情報探索行動を行った者が 252 人であるのに対し、説明がなかった、あるいは覚えていない層（n=551）では 24 人にとどまっている。

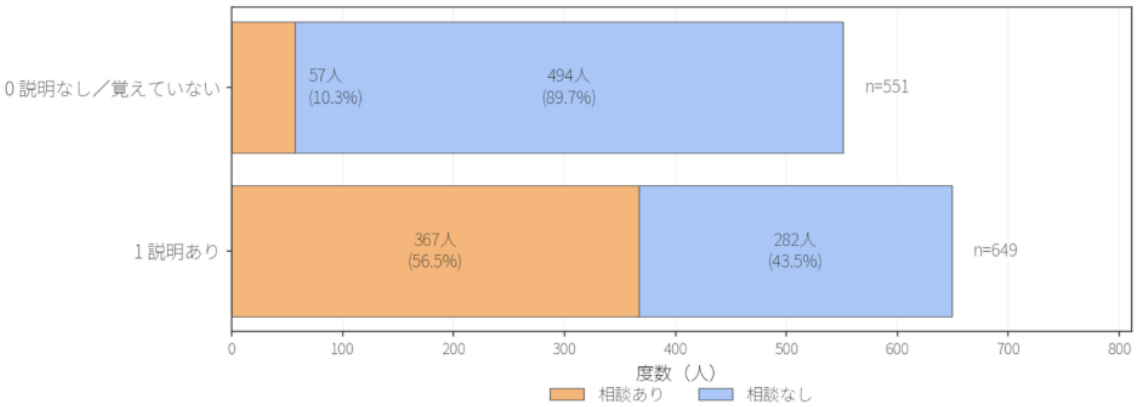

図3-5　父母からの説明有無別にみた相談行動（N＝1200，欠測なし）

次に、相談行動との関係をみると（図 3-5）、父母から説明があった層（n=649）では、相談行動を行った者が 367 人であるのに対し、説明がなかった、あるいは覚えていない層（n=551）では 57 人となっている。相談行動を行わなかった者は、説明があった層で 282 人、説明がなかった層で 494 人であり、相談行動についても説明の有無によって分布の違いがみられる。

これらの図から、父母からの説明があった層では、情報探索行動及び相談行動のいずれについても、行動を行った者の割合が相対的に高いことが確認される。父母からの説明は、後続する行動の直接的な要因としてではなく、行動が現れる前段に位置する初期条件の一つ

として描写することができる。

⑸　父母以外からの説明と行動の関係

次に、父母以外（学校の先生、周囲の大人等）から別居・離婚について説明を受けた経験（Q3）と、情報探索行動（Q5）及び相談行動（Q9）との関係を確認する。

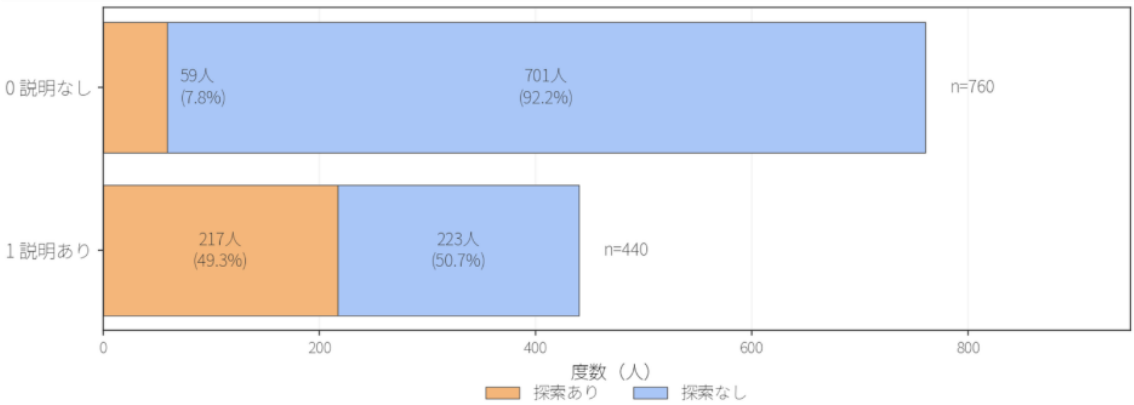

図3-6　父母以外からの説明有無別にみた情報探索行動（N＝1200，欠測なし）

情報探索行動との関係をみると（図 3-6）、父母以外から説明があった層（n=440）では、情報探索行動を行った者が 217 人であるのに対し、説明がなかった層（n=760）では 59 人となっている。一方、情報探索行動を行わなかった者は、説明があった層で 223 人、説明がなかった層で 701 人であり、情報探索行動の分布は説明の有無によって異なっている。

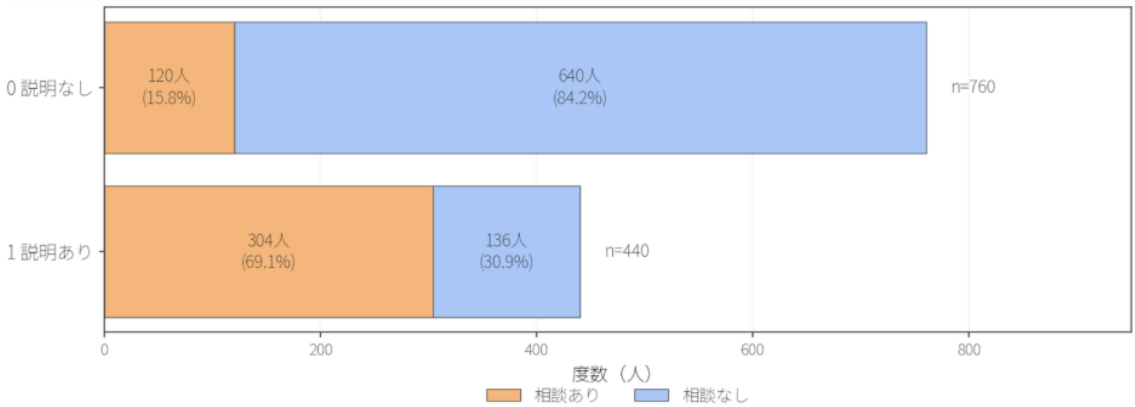

図3-7　父母以外からの説明有無別にみた相談行動（N＝1200，欠測なし）

相談行動との関係についてみると（図 3-7）、父母以外から説明があった層（n=440）では、相談行動を行った者が 304 人と多く、説明がなかった層（n=760）では 120 人にとどまっている。相談行動を行わなかった者は、説明があった層で 136 人、説明がなかった層で 640 人であり、相談行動についても、説明があった層とそうでない層との分布差が大きい。

このように、父母以外からの説明があった場合には、情報探索行動よりも相談行動において、分布の違いが相対的に大きく現れている。説明の担い手が父母である場合と父母以外で

ある場合とでは、行動の現れ方に違いがみられる可能性があり、その点については後記３⑸以降で整理する。

⑹　小括：行動はどこで分岐しているのか

前記２では、これまでに確認してきた情報探索行動及び相談行動の分布と、その関連条件を踏まえ、行動がどのような点で分岐しているのかを整理する。

前記⑴で示したように、情報探索行動や相談行動はいずれも、父母の別居・離婚を経験した子どもにとって自明に生起する行動ではなく、行動が確認されない層が相対的に大きな割合を占めている。さらに、前記⑵及び⑶の分析からは、情報探索行動と相談行動の組合せが一様ではなく、複数の行動パターンが併存していることが確認された。これらの結果は、情報探索や相談が必ずしも直線的な段階として現れるのではなく、行動が成立する場合と成立しない場合とが分岐していることを示している。

その分岐点として注目されるのが、別居・離婚に関する説明経験である。前記⑷及び⑸では、父母からの説明、並びに父母以外からの説明と、情報探索行動及び相談行動との関係をそれぞれ確認した。その結果、説明の有無によって行動の分布に差がみられること、また、説明の担い手が父母である場合と父母以外である場合とでは、行動の現れ方に違いがあることが示された。

これらの点を総合すると、情報探索行動や相談行動は、特定の行動をとるべきものとして一律に生じるのではなく、説明経験を含む環境条件によって開かれたり閉じられたりする行動として把握することができる。すなわち、誰から、どのような形で説明を受けたかという経験は、情報探索や相談といった行動が現れるか否かを分ける条件の一つとして、前半の分析全体を通じて位置づけられる。

３　行動構造の整理と類型化

⑴　説明・情報探索・相談・未到達を経験構造として捉える視点

本分析で用いる理論モデルにおいて区別される「説明経験」「情報探索」「相談行動」「相談未到達」は、当時の行為として必ずしも明確に分化していたとは限らない。これらは、当事者が経験した対人的接触や情報自体との接触が、**質問紙の設計によって異なる局面として調査時点で記憶喚起され、それぞれの設問に対応する形で**、「情報を探していた」「相談していた」「本当は相談したかったができなかった」などと区別され、回答されていると捉えるのが妥当である。したがって、これらの区分は、当事者の行為を時間順に並べた段階モデルや、行為の成否や因果関係を示すものではなく、経験された対人的接触を分析的に整理するための概念上の区分として理解されるべきである。特に「説明経験」は、情報探索や相談に先行する一回的な出来事としてのみ捉えられる必要はなく、情報探索や相談と重なり合う対人的接触経験として記憶されている可能性を含む。

説明・情報探索・相談・相談未到達という経験区分は、分析上の理念型としては有効である一方、当事者の経験においては必ずしも分離独立していない。一般には、例えば「相談できた相手が多い人ほど、相談できなかった相手は少ないはずである」「相談できなかった相手が多いのは、そもそも相談行動が十分に行われていなかったからである」といった、行為の成否や時系列を前提とした素朴な理解が想定されやすい。しかし、本データはこうした理解と一致しない。実際には、相談行動の広がりと、相談できなかった相手の広がりは非常に

強く結びついており（図 3-8, r=. 850）、相談できた相手カテゴリー数が多いほど、したかったのにできなかった相手カテゴリー数も多いという明確な傾向が示される。

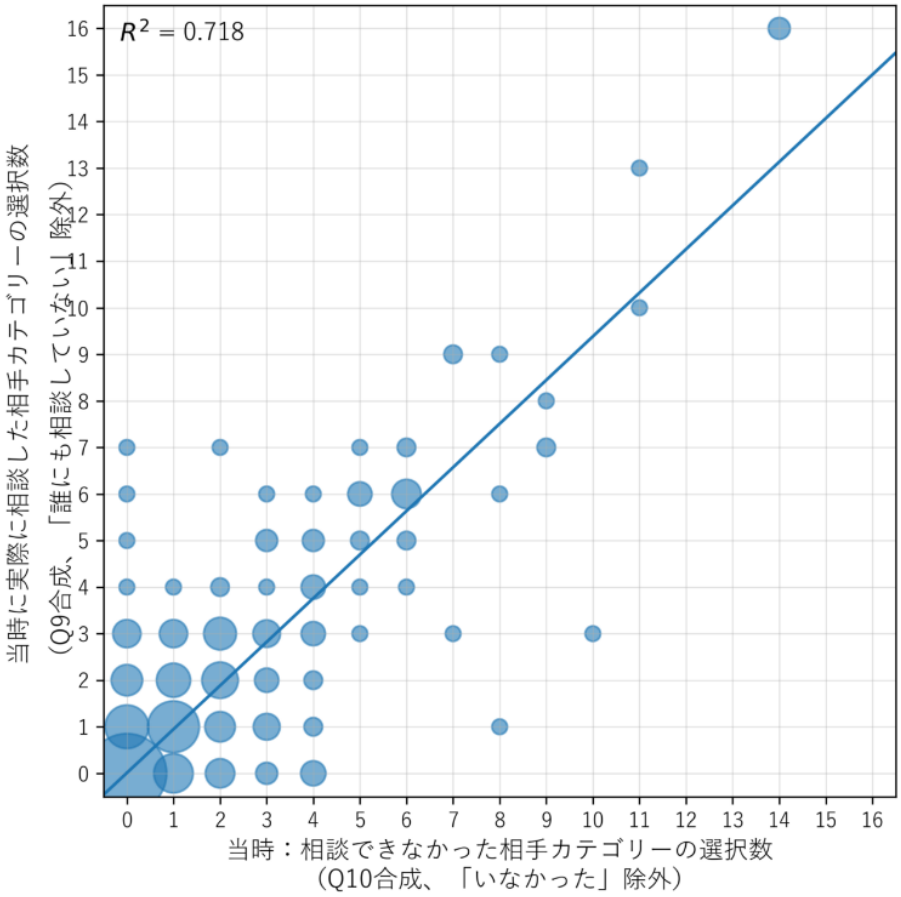

図3-8　相談した相手カテゴリーの選択数 ×
相談できなかった相手カテゴリーの選択数（除外処理後）

注：軸は「人数」ではなく、相談相手カテゴリーの“選択数”である。
注：バブルの大きさは度数に比例するが、視認性のため平方根スケールで表示している。

また、情報探索の広がりも、相談行動及び相談未到達の双方と強く連関している（それぞれ r=. 679、r=. 687）。これは、情報探索が「相談に至る前段階にある行為」であるとか、「相談の代替として用いられる行為」であるといった、単線的な時系列や機能分担の枠組みだけでは捉えにくいことを意味する。すなわち、情報探索の広がりは、相談できた相手カテゴリーの広がりとも、相談したかったができなかった相手カテゴリーの広がりとも同時に結びついており、当事者が対人的接触を起動・展開していく局面では、「探す／相談する／相談したかったができない」という経験区分が、経験上も分析上も相互に重なり合いながら現れている可能性を示している。

さらに、「誰にも相談していない」という状態は、単に相談行動が少ないことを意味するのではなく、「相談できなかった相手はいなかった」という認知と強く結びついている

（r=.701）。この点は、「相談していない＝本当は相談したかったができなかった」という素朴な推測とも一致しない。むしろ、相談が起動していない（あるいは相談という枠組み自体が形成されていない）状態では、相談未到達を構成する比較対象や評価枠が立ち上がらず、「できなかった相手」が想定されにくいこと、そしてそのことが「いなかった」という回答に反映されている可能性を示唆する。

特に「相談未到達」は、支援設計を考える上で重要な分析単位となる。

以上により、情報探索・相談・相談未到達という区分は、当事者の経験を時系列的に分解するためのものではなく、相互に重なり合う経験を分析的に整理するための枠組みとして位置づけられる。

⑵ 情報探索・相談・未到達の内部構造：制度と生活の乖離

ここまでの分析で確認された情報探索・相談行動の有無は、単に行動の「量」を示すにすぎない。ここでは、子どもたちの行動がどのような「方向（質）」に向かっていたのか、その内部構造を検討する。具体的には、情報探索の内容（SQ5-2）、相談相手（Q9）、相談したかったができなかった相手（Q10）について、カテゴリカル主成分分析（CATPCA）を用いて各項目の位置関係と回答規模（バブルの大きさ）を可視化した（図 3-9～図 3-11）。

本分析で用いたカテゴリカル主成分分析（CATPCA）は、回答の傾向が似ている項目同士を近くに、そうでないものを遠くに配置することで、バラバラに見える選択肢の背後にある「意味のまとまり」や「方向性」を、あたかも地図のように二次元の平面上に浮かび上がらせる手法である。以降では、この「地図」の縦軸・横軸（次元）が何を表しているかを読み解くことで、子どもたちの関心がどのような方向に向かい、あるいはどこで分断されていたのか、その内部構造を質的に検討していく。

① 情報探索内容の構造

・生活上の懸念と制度的予見

図 3-9 は、情報探索を行った者が「何を知ろうとしたか」の構造を示したものである。第１次元（横軸）の正方向には「専門用語の意味」「将来行きたい学校」「自分の将来への影響」など、離婚後の制度的な手続きや長期的な将来見通しに関する項目が配置されている。対して、第２次元（縦軸）及び第１次元の負方向には、「生活が苦しくならないか」「どこに住むことになるか」「父母と会えるか」といった、直近の生活環境の変化や身近な関係性の維持に関する項目が位置している。バブルの大きさ（選択数）に着目すると、左側の「生活・身近な調整」に関する項目のバブルが相対的に大きく、右側の「制度・専門的」な項目のバブルは小さい傾向にある。これは、子どもたちの初期の関心が、法制度や長期的な将来よりも、「明日の生活がどうなるか」という切実な生活実感に向けられていることを示唆している。

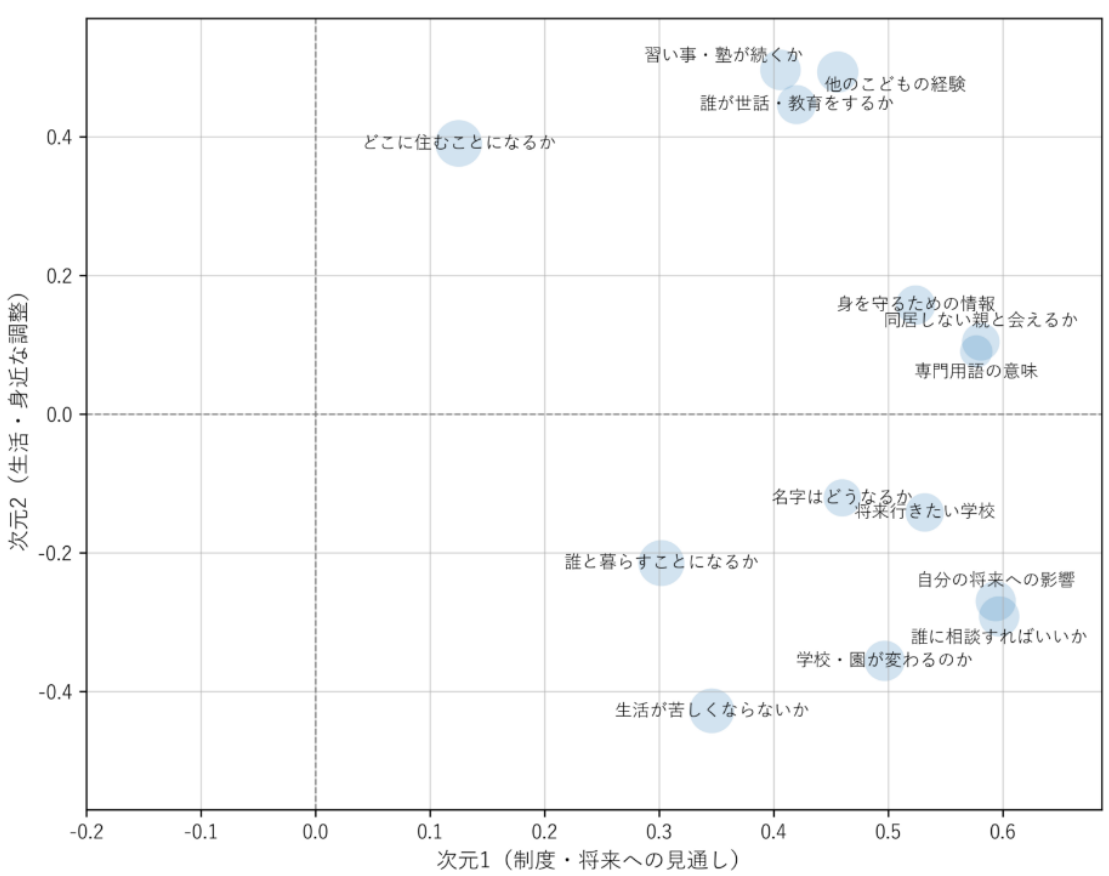

図3-9　情報探索内容の構造（SQ5-2）

注：バブルの大きさは回答度数（N）の平方根に比例する。

【図の見方】

・ バブルの大きさ：その項目を選んだ回答者の多さを表す（大きいほど多くの人が選択）。

・ 項目の位置：近くにある項目同士は、セットで選ばれやすい傾向にある。

【本図（情報内容）の軸の解釈】

・ 横軸（第１次元）：制度的・長期的な見通し（専門用語、将来への影響など）

・ 縦軸（第２次元）：生活上・身近な懸念（住まい、暮らし、父母との面会など）

※制度的な情報（右側）よりも、直近の生活や身近な懸念（左側・上側）に関する項目のバブルが大きく、子どもたちの関心が「明日の生活」に向けられている点に注目。

②　情報の信頼を支える人的基盤

情報探索の内容（What）に加え、そのプロセス（How）に着目すると、情報探索行動が決して孤独な作業ではない実態が浮かび上がる。実際に役に立った情報源（SQ5_5）を見ると、「インターネット上のウェブサイト（n=95）」が最多である一方で、「家族や友人、学校の先生（n=79）」もそれに次ぐ主要なリソースとなっている。さらに重要な点は、得られた情報の「信頼性」を何によって判断したか（SQ5_7）にある。情報を信頼できた理由として、「家

族や友人、学校の先生など、信頼できる相手から説明してもらったから（n=78)」が、情報の具体性（n=44）や専門家の発信（n=18）を大きく上回り、上位に挙げられている。また、「周囲の人に、その情報は正しいと教えてもらったから（n=30)」という回答も見られる。これらのデータは、子どもたちにとっての情報探索が、単にネットや書籍を調べるだけの行為ではなく、身近な大人による「説明」や「お墨付き」を得ることで初めて完結するプロセスであることを示唆している。すなわち、前記３⑴で述べた「情報探索と相談の重なり」は、実態として「父母や周囲と一緒に情報を確認する」という共同作業的側面を含んでおり、ここでも「人による説明」が情報探索行動の質を担保する重要な基盤となっていることが分かる。

③　相談相手の構造

・身近な安心と専門性の乖離

次に、実際に誰に相談したかという相談相手の構造（図 3-10）を見ると、より深刻な「分断」が浮き彫りとなる。図 3-10 において、相談相手は明確に二つの領域に二極化している。一つは、図の左上領域に位置する「祖父母」「きょうだい」「友人」などのグループである。これらは第２次元（身近・情緒的接続）が高く、バブルのサイズも大きいことから、多くの子どもがアクセスしている「話しやすい相手」であることが分かる。しかし、これらは第１次元（制度的・専門的接続）のスコアが低く、法的な解決力や専門的な資源とは結びつきにくい。もう一つは、図の右下領域に位置する「自治体窓口」「弁護士」「児童相談所（児相)」などのグループである。これらは高い制度的接続性を持つが、バブルのサイズは極めて小さく、第２次元（身近さ）のスコアも低い。すなわち、制度的な解決力を持つ相手ほど、子どもにとっては心理的距離が遠く、アクセスしにくい存在となっている。「学校の先生」は比較的大きなバブルとして中央付近に位置するが、位置関係としては「身近な関係」側に引かれており、専門機関へのゲートウェイ（入り口）として十分に機能しているかには課題が残る。この構造は、子どもにとって**「話しやすい相手は制度を持たず、制度を持つ相手には近づきにくい」**というジレンマが存在することを示している。

そこで、相談相手を選んだ理由（SQ9_1）に着目すると、子どもたちが求めていた「相談」の実質が明らかになる。実際に相談した理由として上位に挙がったのは、「自分の話をしっかり聞いてくれそうだったから（37.7%)」や「自分の気持ちを受け止めてくれそうだったから（37.5%)」、そして「一緒に考えてくれそうだったから（33.5%)」といった、対話のプロセスや協働性を重視する項目であった。対照的に、「その人が別居・離婚などについて詳しかったから」という専門知識を理由に挙げた割合は 11.8%と低く、「一緒に解決してくれそうだったから（23.1%)」の約半分にとどまっている。この結果は、子どもにとっての相談行動が、単に分からないことを専門家に尋ねて正解を得る「質疑応答（Transaction)」ではなく、不確かな状況の中で共に悩み、プロセスを共有する「共同作業（Interaction)」であることを示唆している。図 3-10 で確認された専門家へのアクセスの低さは、単なる心理的距離の遠さだけでなく、専門家が「正しい知識（制度)」は持っていても、「一緒に考えてくれる（協働)」相手として認識されにくいという、ニーズとのミスマッチにも起因していると考えられる。

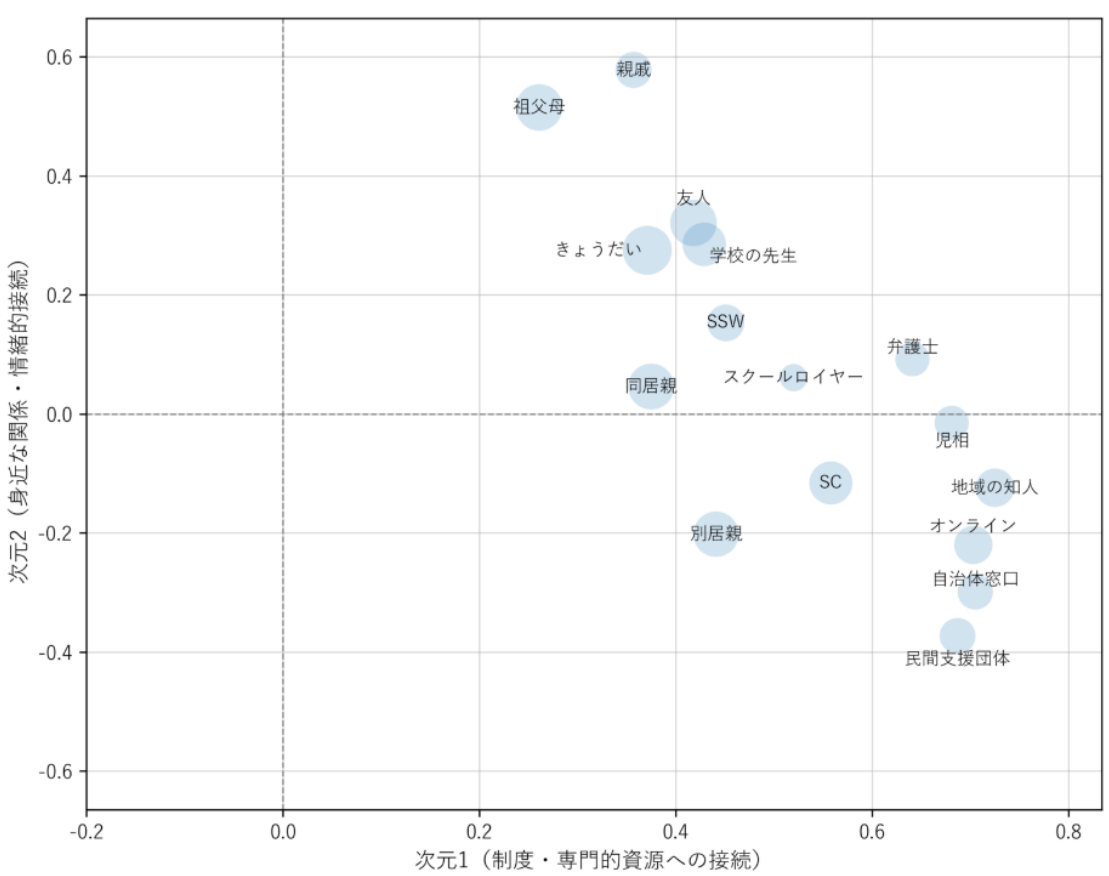

図3-10　相談相手の構造（Q9）

注：バブルの大きさは回答度数（N）の平方根に比例する。

> *【本図（相談相手）の軸の解釈】*
> *・横軸（第１次元）：制度的・専門的な解決力（弁護士、役所など）*
> *・縦軸（第２次元）：情緒的・身近な関係性（家族、友人など）*
> *※左上の「身近な人」と右下の「専門家」に二極化しており、両者をつなぐ存在が希薄である点に注目。*

④　相談未到達の構造

・専門資源へのアクセスの壁

「本当は相談したかったができなかった」相手の構造（図 3-11）も、実際の相談相手（図 3-10）と酷似した配置を示している。特に注目すべきは、右側の領域にある「弁護士」「児相」「自治体窓口」などが、未到達においても一つのまとまり（クラスター）を形成している点である。これは、子どもたちがこれらの専門機関の存在を認知していないわけではなく、「相談したい」という潜在的なニーズを持ちながらも、そこへ至る経路が断絶されていることを意味する。

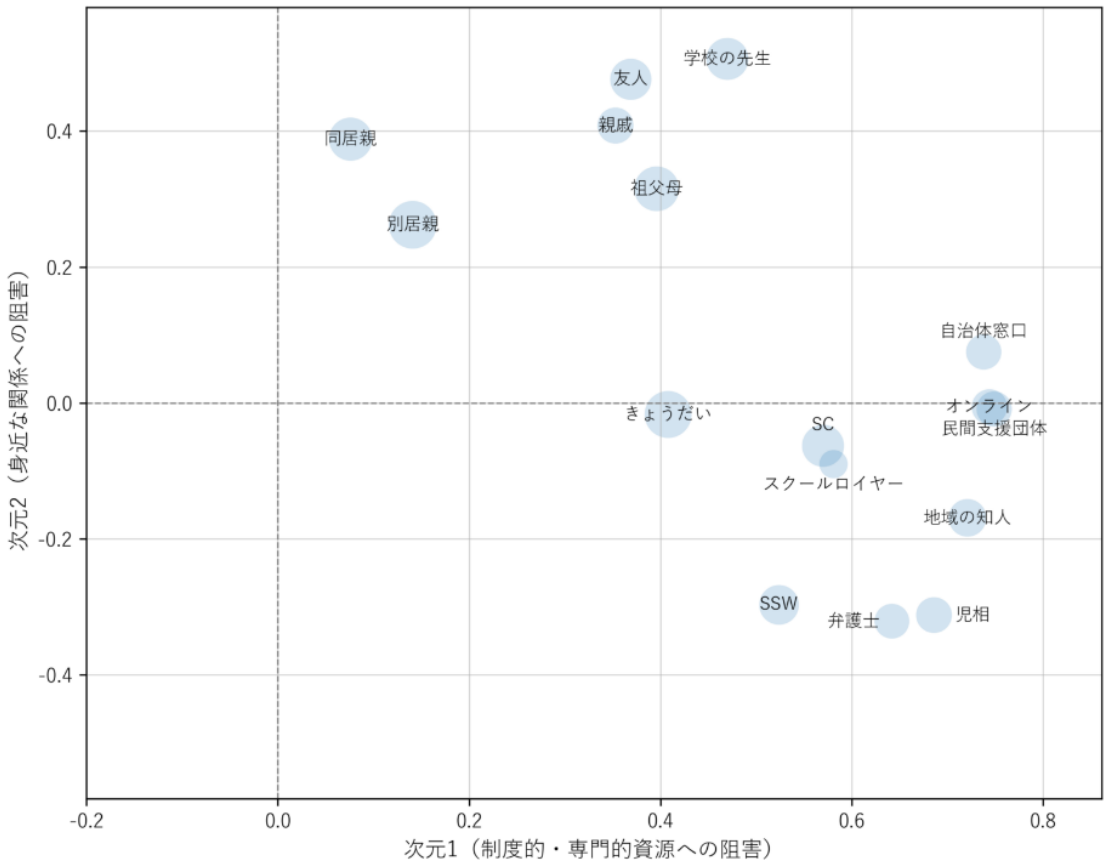

図3-11　相談未到達相手の構造（Q10）

注：バブルの大きさは回答度数（N）の平方根に比例する。

> *【本図（相談したかった相手）の軸の解釈】*
> *・図 3-10（実際の相談相手）と同様の構造を示している。*
> *※「相談したかったができなかった相手」においても、身近な相手と専門機関との間に乖離が見られる。*

以上の分析から、情報探索・相談行動の内部には、「身近な関係での情緒的安定」を求めるベクトルと、「専門的資源による制度的解決」を求めるベクトルが存在し、現状ではこの両者が統合されずに分断されていることが明らかとなった。この「構造的な分断」こそが、次項以降で検討する支援の届きにくさの背景にあると考えられる。

⑶　基本類型の整理：行動による壁の顕在化

表 3-1（前記２⑵）で確認した情報探索（Q5）と相談行動（Q9）の有無の組合せに基づき、本分析では対象者を以下の４つの「行動類型」として定義する。

1. 低接触型（探索なし・相談なし）：情報を探さず、かつ誰にも相談しなかった層（61.5%）。
2. 対人相談型（探索なし・相談あり）：情報は探さなかったが、相談は行った層（15.5%）。
3. 自力探索型（探索あり・相談なし）：情報は探したが、誰にも相談しなかった層（3.2%）。
4. 両輪型（探索あり・相談あり）：情報を自ら探し、かつ誰かに相談も行った層（19.8%）。

> *※なお、本類型名は情報探索・相談という「行動」の有無による分類上の呼称であり、*

> *当事者の能力や意欲の欠如を意味するものではない（後述のとおり、構造的な要因により待機せざるを得なかった層を含んでいる）。*

これら４つの類型は、単に行動の「多い・少ない」という量の違いを表しているだけなのだろうか。それとも、置かれている状況や心理的な状態において、質的な違いがあるのだろうか。

この点を確認するため、各類型における「相談未到達（本当は相談したかったができなかった相手）」の有無を確認した結果が表 3-2 である。ここでは、Q10 において相談したかったができなかった相手は「いなかった（選択肢 18）」と回答した者の割合を示している。表 3-2 が示す結果は、行動の有無とニーズの関係について、極めて対照的な事実を浮き彫りにしている。

表 3-2　類型別の「相談未到達相手」の不在率

（Q10 で「相談したかったができなかった相手はいなかった」と回答した割合）

類型	度数	「相談できなかった相手はいなかった」の選択数	%
1 低接触型	738	681	92.3
2 対人相談型	186	73	39.2
3 自力探索型	38	29	76.3
4 両輪型	238	23	9.7
合計	1,200	806	67.2

まず、最大クラスターである**「低接触型」に着目すると、その９割以上（92.3%）が「相談できなかった相手はいなかった」と回答している。これは、彼らが「相談したかったが、阻害されて諦めた（停滞）」のではなく、主観的には「そもそも相談したい相手が思い浮かばなかった（ニーズ未形成・充足）」**状態にあることを示唆している。すなわち、行動が見られない層の大部分は、支援へのアクセスが遮断されているというよりも、支援を求める手前の段階にとどまっていると考えられる。

これとは対照的に、情報探索と相談の双方を行った**「両輪型」**では、「相談できなかった相手はいなかった」とする者はわずか約１割（9.7%）にすぎない。裏を返せば、約９割（90.3%）もの者が、具体的な「相談したかったができなかった相手」を挙げていることになる。彼らは、実際には父母や周囲への相談を行っている（Q9 あり）にもかかわらず、それだけでは解決しきれない課題を抱え、更なる専門的な支援や別居父母へのアクセスといった「新たな壁」に直面していると言える。

以上より、本調査対象者の行動構造は、ニーズを自覚しないために沈黙する多数の層（低接触型）と、行動を起こしたことで支援の限界や壁にぶつかり、渇望感を強めている層（両輪型）とに二分されていることが明らかとなった。「何もしていないから問題がない」わけでも、「動いているから満足している」わけでもない。むしろ、動くことによって初めて「届かない支援（未到達）」が可視化されるというパラドックス（逆説）が、ここには存在して

いる。次項以降では、こうした類型の違いが何によって生じているのか、年齢や時代要因、及び説明経験の観点から掘り下げていく。

⑷　類型の違いは年齢や時代の違いだけで説明できるか

ここまでに確認された行動類型の分布について、一つの素朴な疑問が生じる。それは、「低接触型（探索なし・相談なし）」が過半数を占めるのは、単に当時の子どもが幼すぎて、情報を探したり相談したりする能力がなかったからではないか、という疑問である。また、近年はインターネットやスマートフォンが普及しているため、昔に比べて「自力探索型」や「両輪型」が増えているのではないか、という推測も考えられる。これらの要因（発達段階及び時代背景）が行動類型に与える影響を検証するため、経験時の発達段階別及び時期別の構成比を確認した。

ア　発達段階による比較：中高生でも変わらない「沈黙」

図 3-12 は、父母の別居・離婚を経験した当時の発達段階（未就学期、小学生期、中学生期以上）ごとに、４類型の構成比を示したものである。これを見ると、年齢が上がるにつれて「対人相談型」の割合はわずかに増加する傾向にある（未就学期 11.0% → 中学生期以上 19.3%）。しかし、最も注目すべきは、最大クラスターである「低接触型」の割合が、発達段階にかかわらず約６割前後で高止まりしている点である（未就学期 61.0%、小学生期 63.8%、中学生期以上 59.8%）。

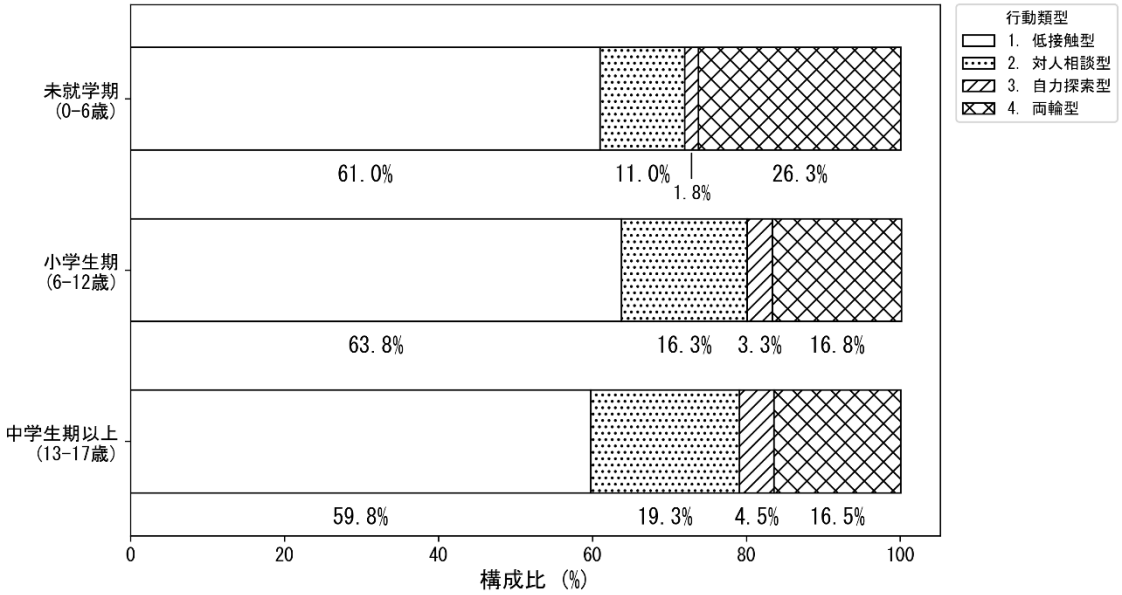

図3-12　経験時の発達段階による4類型の構成比

一般に、中学生以上（13～17 歳）になれば、自ら情報を検索したり、友人や大人に相談したりする言語能力や社会的スキルは十分に備わっていると考えられる。にもかかわらず、その約６割が「探索なし・相談なし」の状態にあるという事実は、低接触型の多さが単なる「幼さ（能力の欠如）」によるものではなく、より構造的な要因によって生じていることを強く示唆している。

イ　時代背景による比較：技術普及でも埋まらない溝

また、別居・離婚の経験時期（年代）による違いを確認したところ（図 3-13）、インターネット環境が未整備であった 1995 年以前と、スマートフォンが普及した 2017 年以降を比較しても、劇的な構造変化は見られなかった。具体的には、2017 年以降の層においても「低接触型」は依然として過半数（51.6%）を占めている。スマートフォン普及によって「自力探索型」が急増しているわけではなく、対照的に「対人相談型」が多くなっている。情報アクセスが容易な現代においても、半数以上の子どもが情報探索や相談という行動に至っていないという現状は、単にデジタルツールや環境を提供すれば問題が解決するわけではないことを物語っている。

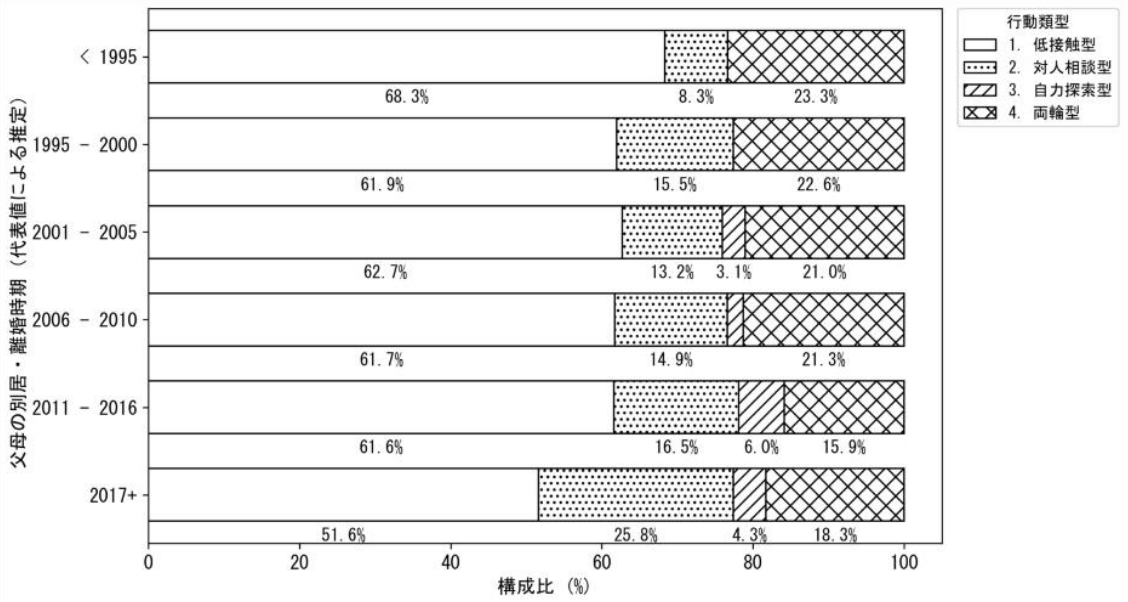

図3-13　父母の別居・離婚時期ごとの4類型の構成比

ウ　小括：能力や環境の問題ではなく「起動スイッチ」の不在

以上の検証から、子どもの行動類型（あるいは行動の不在）は、年齢的な能力不足や技術的な環境の欠如といった要因だけでは説明できないことが明らかとなった。彼らは「能力がなくて動けない」のでも、「手段がなくて動けない」のでもない。むしろ、何が起きているのか、何に困っているのかを知るための手がかり（説明）が与えられていないために、問題意識や相談ニーズそのものが形成されず（潜在化）、行動への入り口が閉ざされた**「構造的な沈黙（Structural Silence）」**の状態にあると考えられる。情報探索や相談といった行動は、年齢やインターネット環境があれば自動的に発動するものではない。それらは、周囲の大人からの「説明」という**トリガー（起動スイッチ）**があって初めて、子ども自身の課題として認識され、具体的なニーズとして顕在化するものである。では、何がこのトリガーとなり得るのか。次項では、子どもにとって最も身近な情報源である「父母からの説明」という要因に着目し、その影響を検討する。

⑸ 分岐点としての「説明経験」の再整理

ここまでの検証により、「低接触型（情報探索なし・相談なし）」の高止まりは、子どもの能力や時代の問題ではなく、行動を起こすための「きっかけ（トリガー）」の欠如に起因する可能性が高いことが示唆された。では、具体的にどのような環境条件が、この「沈黙」を破るトリガーとなり得るのか。ここでは、このトリガーについて、「誰から説明されたか（量・広がり）」（Q2・Q3）と「どのような説明だったか（質・内容）」（SQ2_1, SQ2_2）の二つの側面から、行動類型の分岐条件を検討する。

ア 説明主体の「広がり」と行動の活性化（図 3-14）

まず、父母からの説明（Q2）と、父母以外からの説明（Q3）を組み合わせた「説明経験のパターン」に着目し、それが４つの行動類型の分布をどのように変化させているかを確認する（図 3-14）。図からは、説明経験の有無と広がりが、子どもの行動構造を決定的に分かつ分岐点となっている様子が読み取れる。

第一に、図の最上段にある「説明なし（父母も父母以外もなし）」の層では、最大クラスターである「低接触型」が 89.9%に達している。誰からも説明を受けていない状態では、およそ９割の子どもが、情報を探すことも相談することもしないまま沈黙を保っている。能動的な行動（両輪型など）は、説明というトリガーがない限り、自然発生的にはほとんど生じないことがデータとして裏付けられる。

第二に、「父母のみ」あるいは「父母以外のみ」という単独の説明経験がある場合、沈黙の一部は解かれ、相談行動への入り口が開かれるものの、「低接触型」は依然として過半数を占めている。

第三に、図の最下段にある「両方から説明あり」の層において、行動構造は劇的に変化する。この層では、「低接触型」はわずか 12.1%まで激減し、代わって情報探索と相談の双方を行う「両輪型」が 62.5%と支配的になる。この変化は、父母と第三者の双方が関与することによる「相乗効果」を示唆している。父母からの説明によって家庭内の状況が開示され、さらに第三者からの説明によってその状況が社会的に客観化される。この二重の承認（Double Validation）があって初めて、子どもは安心して行動を展開できるようになると推察される。

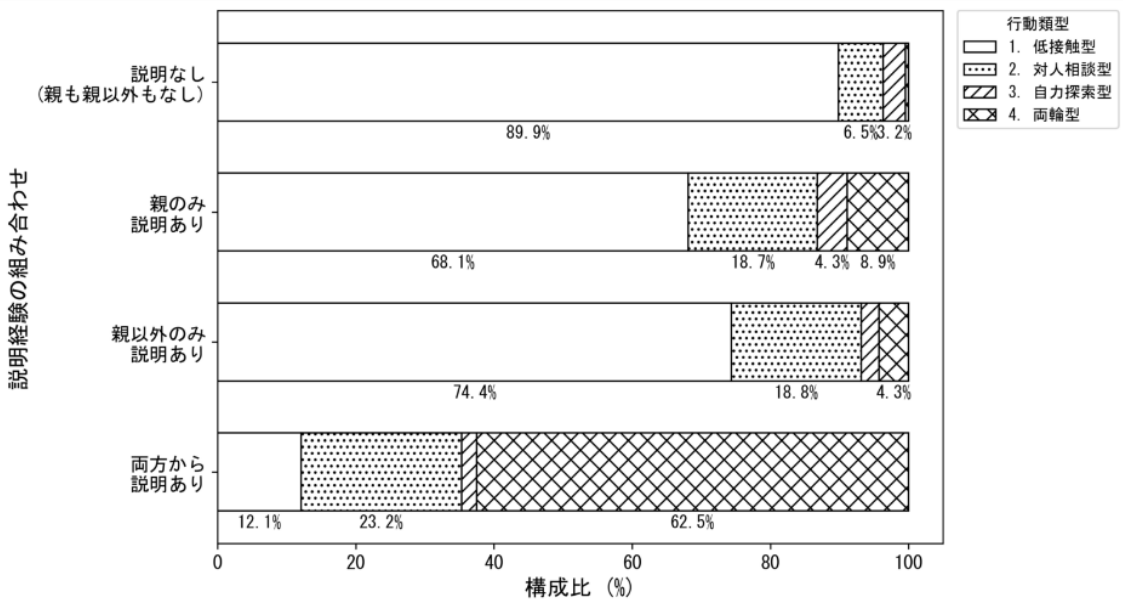

図3-14　説明経験の組み合わせによる4類型の構成比

イ　説明への「納得（肯定的要素）」：行動の基盤と充足による沈黙

次に、父母からの説明があった層（n=649）に限定し、その説明内容の質が行動に与える影響を確認する。図 3-15 は、父母の説明について「納得できた」「正直だった」などの肯定的な要素を選択した数（０、１、２項目以上）の分布を行動類型別に示したものである。

これを見ると、情報探索・相談を活発に行う「両輪型」において、肯定的な要素を「２項目以上」挙げた割合が 64.1%と極めて高いことが注目される。これは、父母から「正直な」説明や「納得できる」説明を受けたことが、子どもにとっての安心感（安全基地としての機能）となり、それを土台として外部への探索や相談といった行動が促進されたことを示唆している。

一方で、行動を起こさなかった「低接触型」に着目すると、彼らが必ずしも「説明に納得できず沈黙した」わけではないことが分かる。データによれば、低接触型においても約４割（38.7%）が肯定的な要素を「２項目以上」選択しており、「１項目のみ（27.6%）」と合わせると６割以上が父母の説明に一定の肯定的な評価を与えている。すなわち、低接触型の中には、父母からの説明で疑問が解消され、心理的に充足したために、それ以上の情報を探したり誰かに相談したりする必要性を感じなかった（ポジティブな沈黙）層が含まれていると考えられる。肯定的な評価の内訳を見ると、「別居や離婚の理由がよくわかったこと（n=227）」や「別居や離婚の理由が納得できたこと（n=209）」といった、事柄の理解や受容に関する項目が上位を占めている。一方で、「自分の質問に丁寧に答えてくれたこと（n=109）」や「父母がそろって説明してくれたこと（n=62）」といった、対話のプロセスに関する項目の選択率は相対的に低い。このことから、父母からの説明における「肯定的な要素」は、まず第一に子どもに「事実」を伝え、状況への納得感を与える機能（通知機能）として働いていることがうかがえる。

したがって、父母からの説明における「肯定的な要素」は、「正直で信頼できる」説明が

安心感を与えて外部への行動（両輪型）を後押しするケースと、逆に「十分に納得できた」説明が十全感を与えてそれ以上の行動（低接触型）を不要にさせるケースという、二つの異なる機能を果たしていると言える。

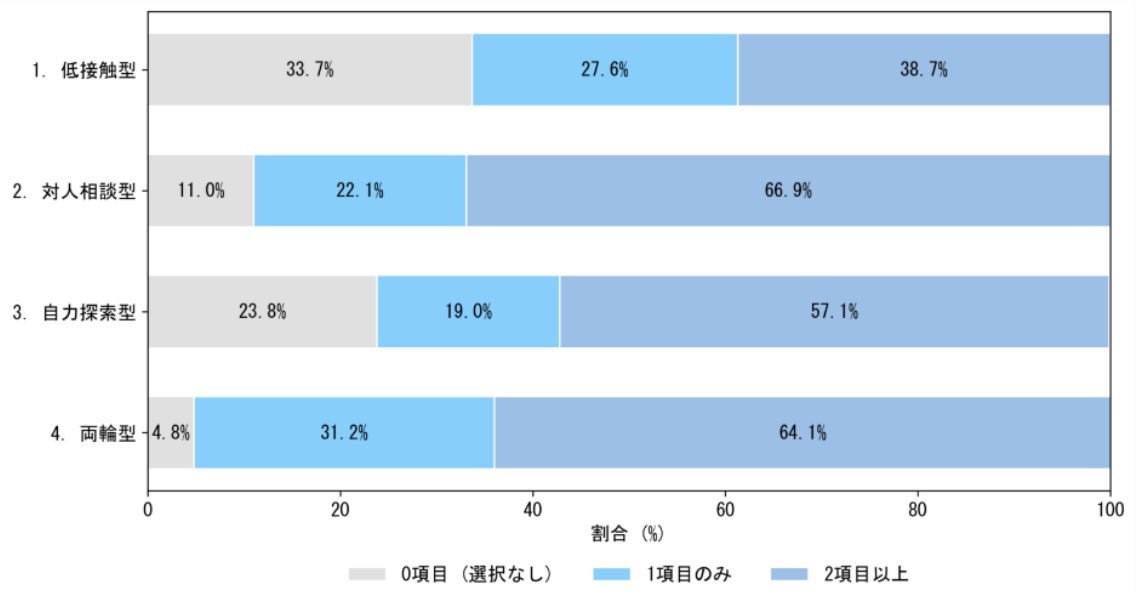

図3-15　行動類型別の親からの説明の「肯定的な要素」選択数

ウ　説明への「違和感（否定的要素）」：行動を駆動する葛藤

これに対し、図 3-16 に示す「嘘をつかれた」「一方的だった」などの「否定的な要素」の分布は、行動の駆動要因をより鮮明に描き出している。

一般には「説明に不満があるから、心を閉ざして沈黙する」と考えられがちである。しかし実際には、「低接触型」の 65.5%が、否定的な要素を一つも選択していない（0 項目）。彼らの多くは、父母の説明に対して強い不満を持っておらず、それゆえに疑問も抱かず、受動的な沈黙の状態にある。

対照的に、「両輪型」では半数近く（46.8%）が否定的な要素を「２項目以上」挙げている。これは、父母の説明に矛盾や納得のいかない点（違和感）があったからこそ、それを検証するために情報を探し、誰かに相談する必要が生じたとも解釈できる。あるいは、行動を起こしたことで、父母の説明を客観視し、その問題点に気づくことができた可能性もある。いずれにせよ、否定的な要素（葛藤）は、子どもを沈黙させるのではなく、むしろ探索や相談といった行動へと駆り立てるドライバーとして機能している様子がうかがえる。

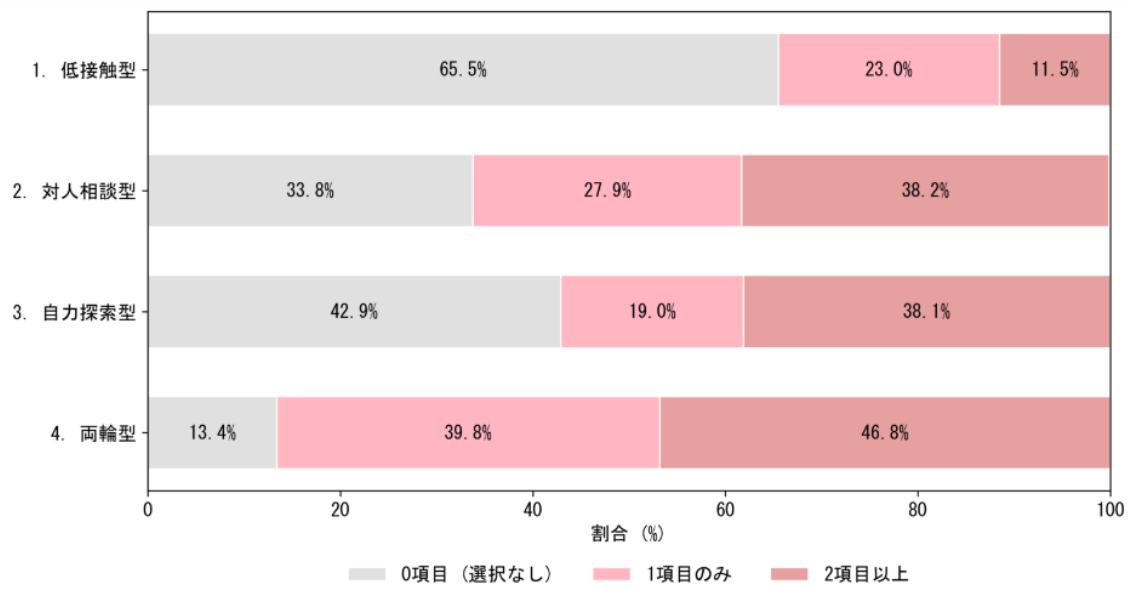

図3-16　行動類型別の親からの説明の「否定的な要素」選択数

エ　評価の複合性：葛藤・充足・空虚による行動メカニズム（表 3-3）

前項までに見られた「肯定」と「否定」の影響は、独立して作用しているのではなく、一人の内面で複雑に絡み合っている。父母からの説明が、なぜ、ある場合には行動を促し（両輪型）、ある場合には行動を止める（低接触型）のか。そのメカニズムを解明するため、父母からの説明に対する「肯定的な評価」と「否定的な評価」について、それぞれの選択数を「０項目（なし）」と「２項目以上（あり）」の二極に絞り、その組合せ（２×２）の出現率を分析した結果が表 3-3 である。ここからは、行動類型ごとに全く異なる心理的背景が浮かび上がる。

表 3-3　父母からの説明に対する評価構造と行動類型

（肯定・否定の選択数による４つの心理状態の出現率）

評価の組合せ （心理状態）	1. 低接触型 (n=261)	2. 対人相談型 (n=136)	3. 自力探索型 (n=21)	4. 両輪型 (n=231)
A. 強い葛藤 肯定２以上×否定２以上 （信頼と違和感の共存）	3.8%	30.1%	14.3%	40.3%
B. 心理的充足 肯定２以上×否定なし （納得し、不満がない）	28.7%	25.0%	33.3%	10.4%
C. 印象の希薄 肯定なし×否定なし （印象に残る内容がない）	18.4%	4.4%	0.0%	1.3%

D. 不満のみ 肯定なし×否定２以上 （良い点なし、不満だけあり）	5.7%	4.4%	19.0%	1.7%

※ *各セルは当該類型の全体数に対する割合。これら４パターン以外の組合せ（肯定１のみ等）は除外しているため合計は 100%にならない。*

第一に、情報探索と相談を活発に行う「両輪型」の特徴は、「強い葛藤（アンビバレンス）」にある。表の「A. 強い葛藤」が示すとおり、両輪型の約４割（40.3%）が、肯定的な要素を２項目以上挙げつつ、同時に否定的な要素も２項目以上挙げている。彼らは父母の説明を「正直だった」「納得できた」と一定程度信頼しながらも、同時に「矛盾がある」「一方的だ」という強い違和感を抱いている。すなわち、両輪型の行動は、父母への全面的な不信から生じているのではなく、「父母を信頼したいが、説明内容には納得しきれない」という認知的な不協和（葛藤）を解消しようとするエネルギーによって駆動されていると言える。

第二に、行動を起こさなかった「低接触型」の特徴は、「葛藤の不在」にある。低接触型において、前記のような強い葛藤（組合せＡ）を抱える層はわずか 3.8%にすぎない。代わって主流となるのは、二つの対照的な静寂である。一つは、肯定的要素を多く挙げ、否定的な要素を全く挙げない「心理的充足（組合せＢ）」の層（28.7%）である。彼らは父母の説明に十分納得したため、それ以上の探索や相談を行う必要性を感じていない（ポジティブな沈黙）。もう一つは、肯定的要素も否定的要素も挙げない「印象の希薄（組合せＣ）」の層（18.4%）である。形式的な説明などのため、疑問も湧かなければ不満も生じない、いわば「空虚な沈黙」の状態にある。

第三に、極めて重要な事実として、「不満のみ（組合せＤ）」は行動のドライバーになりにくい点が挙げられる。肯定的な要素がなく、否定的な要素だけが強い場合、両輪型になる割合はわずか 1.7%にとどまる。これは、父母への信頼感（安全基地）という土台がない状態で、ただ不満だけがあっても、子どもは検証行動を起こすことができず、むしろ萎縮や諦めによる沈黙（低接触型）に向かいやすいことを示唆している。

なお、表 3-3 では傾向を明確にするため選択数を両極（０と２以上）に絞って提示したが、選択数が「１項目のみ」の中間的なケースを含めて分析しても、この行動メカニズムは一貫して認められる。例えば、肯定と否定をそれぞれ「１項目ずつ」選択した層（中程度の葛藤層）においても、情報探索と相談を併用する「両輪型」の出現率は約６割に達しており、他のどの層よりも高い活性化を示している。このことからも、項目の多寡にかかわらず、「肯定と否定の共存」こそが行動のドライバーであり、そのいずれかの欠落が沈黙（ストッパー）として機能するという傾向は、本調査データ全体を通じて頑健なものであると言える。

オ　小括：行動構造の分岐点

以上の分析から、行動の分岐点は、説明の「有無」と「質」によって以下のように整理できる。

第一に、説明の**「不在」**である。誰からも説明がない状態は、行動への入り口を閉ざす最大の要因であり、この場合、約９割が行動を起こさない「低接触型」にとどまる。

第二に、説明の**「空虚」**である。父母からの説明があっても、それが形式的なもの（肯定

的な印象も否定的な印象も乏しい説明）であれば、子どもは疑問を持つきっかけすら得られず、受動的な沈黙にとどまりやすい（表 3-3）。

第三に、説明に対する**「葛藤」**である。行動が最も活性化するのは、父母からの説明によって「信頼（肯定要素）」と「違和感（否定要素）」の双方が同時に喚起された場合である（表 3-3）。

この「葛藤」が行動を促すメカニズムは、以下のように解釈できる。単に不満（否定要素）があるだけでは、子どもは萎縮し、行動を諦めてしまう。しかし、そこに「正直さ」や「納得感」といった父母への信頼（肯定要素）という安全な土台（安全基地機能）があることで、初めて子どもは安心して現状に疑問を持ち、その答えを求めて外の世界（探索や相談）へと踏み出すことができると考えられる。すなわち、子どもの自律的な行動を支える説明とは、子どもを完全に納得させて沈黙させる（充足）ものではなく、「信頼できる関係の中で、あえて疑問や違和感を持つことを許容するもの」であると言える。

支援の観点からは、単に説明の場を設けるだけでなく、その質的効果を見極める必要がある。「充足して動かない」層への介入は慎重であるべきだが、「空虚で動かない」層に対しては関心を喚起するトリガーが必要であり、「葛藤して動いている」層に対してはその揺らぎを受け止める高度な受け皿が必要となる。

⑹　沈黙の内実：「動かなかった理由」の構造

ここまでの分析で、説明経験というトリガーがない場合、また説明があってもその質（肯定要素）が不十分な場合、多くの子どもが「低接触型（沈黙）」にとどまることが確認された。しかし、一口に「沈黙」と言っても、そこには「説明に納得して動かなかった（充足）」層と、「不満はあるが動けなかった（萎縮・諦め）」層、そして「そもそも関心がなかった（空虚）」層が混在していることが、表 3-3 の分析から示唆されている。

では、彼らは主観的にはどのような理由で「動かない」という選択に至ったのか。ここでは、情報を探索しなかった層（n=924（=738 人+186 人））と、誰にも相談しなかった層（n=776（=738 人+38 人））を対象に、その理由の構造をカテゴリカル主成分分析（CATPCA）を用いて可視化し、沈黙の背景にある心理的・環境的要因を解きほぐす。

ア　情報を探索しなかった理由：「地図の欠如」と物理的制約（図 3-17）

図 3-17 は、情報を探索しなかった理由（SQ5_1）の回答パターンを二次元上に展開したものである。

まず、回答数が相対的に多い理由として「情報を探せる年齢ではなかった（年齢制約：n=270）」が挙げられる。図において、この項目は上部（第２次元の正方向）に孤立して配置されており、本人の意思とは無関係な不可抗力的な要因（物理的制約）として、他の理由とは異なる位置づけにあることが読み取れる。

一方で、図の右側方向には「何を知ればいいかわからなかった（対象不明：n=195）」や「どうやって情報を探すかわからなかった（方法不明：n=131）」といった項目が近接して配置されている。従来、これらは子どもの「スキル不足（リテラシーの問題）」と捉えられがちであった。しかし、前記２⑸の知見（説明がないと動かない）を踏まえれば、これらは個人の能力以前の問題として解釈すべきである。すなわち、父母などからのオリエンテーション（説明）がなかったために、自分の置かれた状況の全体像が見えず、**「探索するための地図（見取り図）を持たされていない」**からこそ、何を探せばよいのかも分からず立ち尽くして

いる状態（構造的な無知）であると言える。

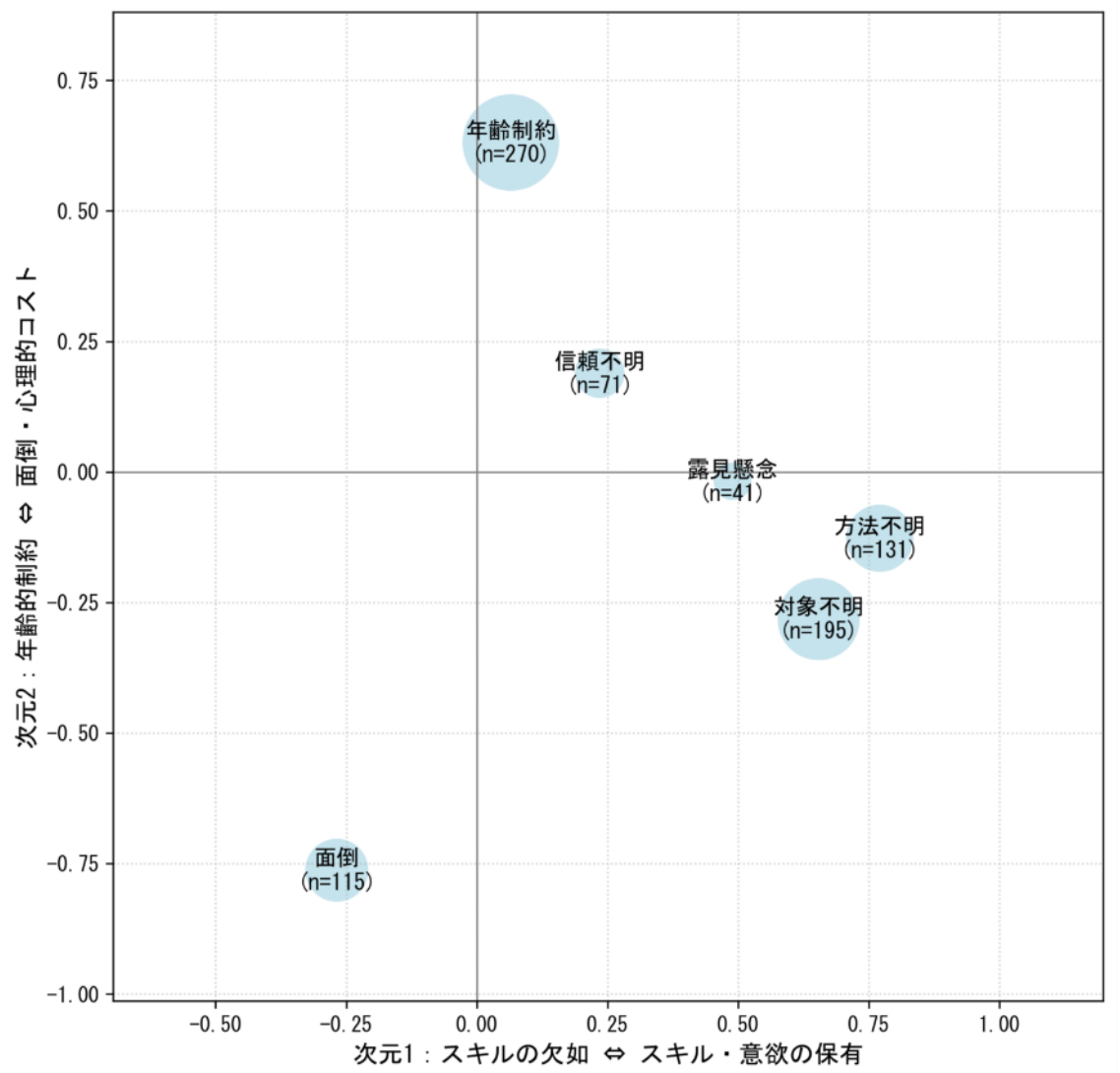

図3-17　情報を探索しなかった理由の構造（CATPCA）

イ　相談しなかった理由：「充足」と「諦め」の二重性（図 3-18）

次に、誰にも相談しなかった理由（SQ9_2）の構造を図 3-18 に示す。ここには、「(5)」で確認された「充足による沈黙（表 3-3 のB）」と「不満による沈黙（表 3-3 のD）」の違いが、理由の構造として表れている。

図の右側に単独で配置されているのは、圧倒的多数を占める「特に相談する必要があるとは思わなかった（必要性なし：n=449）」である。この理由には、二つの異なる背景が混在していると推察される。一つは、父母からの説明に納得し、本当に困っていなかった「ポジティブな不要論（充足）」である。もう一つは、説明不足により問題が可視化されず、自分が困る可能性に気づいていない「ネガティブな不要論（ニーズ未形成）」である。

対照的に、図の左側領域には、明確な「バリア」が存在する。「相談しても気持ちが楽になるとは思えなかった（効果不信：n=79）」や「相談できる人がわからなかった（相手不明：

n=120)」といった項目群である。これらは、表 3-3 における「D. 不満のみ」の層と重なる。すなわち、不満や悩みはあるものの、それを相談することで状況が良くなるとは信じられず（学習性無力感）、また信頼できる相手もいないために、行動を諦めて口を閉ざしている状態である。特に「効果不信」が選ばれている点は、単に窓口を知らないだけでなく、大人や支援に対する根深い不信感が行動を阻害していることを示唆している。

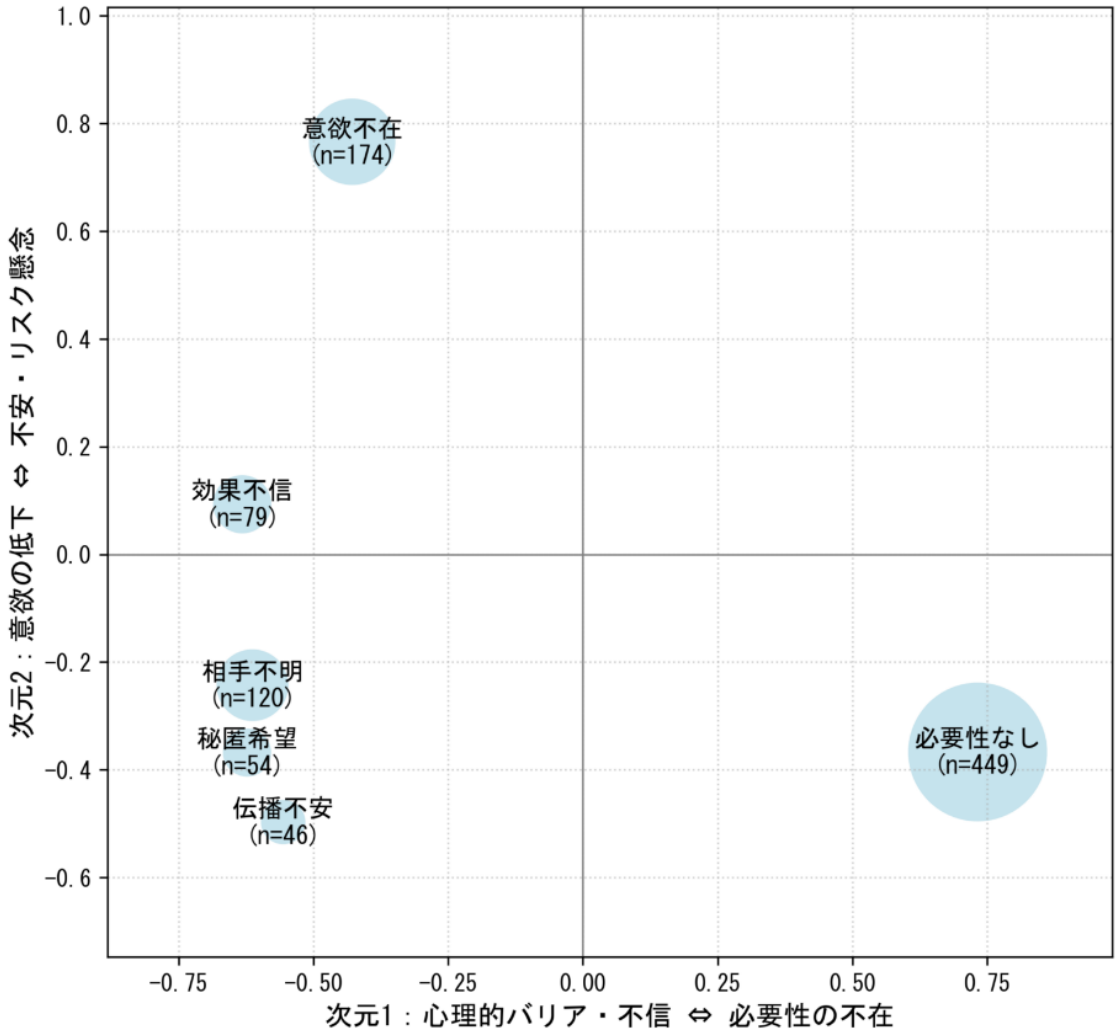

図3-18　誰にも相談しなかった理由の構造（CATPCA）

ウ　相談ためらい理由の深層分析：心理的拘束としての「他者への配慮」

前項では、相談に至らなかった理由の主軸として『充足』と『諦め』の二重性を確認したが、沈黙の内実をさらに精査すると、これらのいずれのカテゴリーにも分類し難い、父母への配慮を端緒とする独自の心理的拘束が認められる。ここでは、他者への配慮が強力なブレーキとなって自発的なアクションが抑止されている層の実態について詳述する。

相談ためらい理由の心理的構造：CATPCA による検討　相談をためらった理由（SQ12-1～9）について、カテゴリカル主成分分析（CATPCA）を用いた検討を行ったところ、沈黙の内実を規定する二つの主要な主成分が確認された。第一成分（一般的な相談障壁次元）におい

て、「親に悪いと思った（SQ12-2)」の成分負荷量は.123 と全項目中で最も低く、秘密保持への不安や物理的な障壁といった他の障壁要因（負荷量.550～.603 程度）とは独立した心理的次元であることが示された。さらに第二成分（負担の方向性次元）において、自己の内面的な心理的抵抗を示す「自分の悩みを人に話すことに抵抗があった（SQ12-1)」が正の高い負荷（.774）を示すのに対し、「親に悪いと思った（SQ12-2)」は負の負荷（-.423）を示した。これは、相談を差し控えるブレーキが「自己のプライバシーや抵抗感（自己指向)」に向かうのか、あるいは「父母への配慮・忠誠（他者指向)」に向かうのかという、明確に対照的な心理構造の分極化を示している。この統計的特異性は、「父母への配慮」が、既存の利便性向上等の支援体制改善だけでは解消し得ない、独自の心理的拘束力を持っていることを理論的に裏付けるものである。

厳格な４段階フィルタリングによる「低接触型（N=738)」の類型化　本調査で定義された「低接触型（N=738)」の中に埋没している「支援ニーズがありながら、関係性への配慮ゆえに行動が心理的に抑止されている層」を論理的に分離・抽出するため、以下の４段階の厳格なフィルタリング・プロセス（AND 条件）を適用した。フィルタ１（行動)：情報探索及び相談行動の不在（「低接触型」)、フィルタ２（心理)：相談へのためらい（葛藤）の自覚（Q12 が２「ためらいがあった」)、フィルタ３（環境)：客観的な情報の不全（Q2 が５「説明なし」・６「覚えていない」、又は不満足指標 inadequate_bin が 1)、フィルタ４（動機)：他者（父母）への配慮による抑制（SQ12-2 が　１「親に悪いと思った」)。

この抽出ロジックに基づき、低接触型（N=738）を以下の網羅的・排他的な４類型に分類した。類型①：空虚な沈黙層（N=448)：相談という選択肢自体を想起しなかった「非主題化」の層（Q12=1)。これは沈黙層の 60.7%を占める。類型②：合理的・リソース的沈黙層（N=228)：相談にためらいはなく（Q12=3)、自力解決の判断や物理的リソース不足を理由とする層。類型③：一般的葛藤層（N=38)：相談にためらいはあるが、その主因が「自己指向的な障壁（SQ12 1 等)」にあり、父母への配慮や情報の不全を伴わない層。類型④：他者配慮型沈黙層（N=24)：相談にためらいがあり、「親に悪いと思った」を選択している層。

類型間の比較に見るプロファイルの独自性と心理的抑止 類型④（N=24）のプロファイルにおける最大の特徴は、明示的な相談意欲（Q8）と、具体的な支援環境へのニーズ（Q19）との間に見られる顕著な乖離である。まず、相談意欲（Q8）については「相談したいと思った」割合は 20.8%（５名）にとどまり、約８割（19 名）は否定的な回答、あるいは「覚えていない」と回答している。しかし、具体的な個別ニーズ（Q19）に目を向けると、「安全に過ごせる居場所の提供（58.3%)」や「安心して語り合える場所の提供（50.0%)」へのニーズは過半数に達しており、他の類型を大きく上回っている。この乖離は、「相談（大人への能動的接触)」という行為が持つ「父母の関与しない場での行動」という性質に対し、「親に悪い」という他者指向の抑制力が、意欲の自覚そのものを前段階で阻害している（＝ニーズが意識化・言語化される前に制約がかかっている）可能性を示唆している。彼らにとっての沈黙は、単なる「意欲の欠如」ではなく、「父母を傷つけたくない」という配慮を優先した結果、自らの支援ニーズを不作為の状態（低接触）へと適応させている、重層的な心理的制約の結果であると考えられる。また、後記４で検討する支援ニーズの構造においても、「安全に過ごせる居場所（58.3%：14 名)」や「安心して語り合える場所（50.0%：12 名)」、及び「LINE 相談（41.7%：10 名)」へのニーズが突出して高い。対照的に、法律相談（4.2%：１名）やアド

ボケイト（8.3%：２名）といった専門的・法的介入ニーズは極めて低く、父母を追及することを避け、関係性を維持しながら自身の安全を確保しようとする他者指向の抑制メカニズムが認められる。

エ　小括：沈黙の質に応じた支援アプローチ

以上の分析から、探索や相談が行われない「沈黙」には、質的に異なる四つの背景があることが確認された。

① 物理的制約（年齢要因）：幼さゆえに動けない層。ここには、本人ではなく保護者への支援や、成長後の振り返り支援が必要となる。

② 地図の欠如（ニーズ未形成）：説明がないため、何が問題か分からず動かない層。ここには、アウトリーチによって「地図（説明）」を渡し、潜在的なニーズを顕在化させるアプローチが必要となる。

③ 諦めとバリア（効果不信）：不満はあるが、信頼できず動けない層。ここには、単なる情報提供ではなく、安心感の醸成や、心理的ハードルを下げるための丁寧な接続が必要となる。

④ 他者への配慮（心理的抑止）：相談意欲の自覚が相対的に低位にとどまる一方で、潜在的な支援ニーズは高い層（低接触型：N=24）。父母への忠誠葛藤が、自律的なアクションだけでなく意欲の形成そのものを制約している可能性がある。ここには、家庭内の関係性を攪乱せずにアクセス可能な非対面チャネル等を通じた直接的な情報提供（プッシュ型支援）が必要となる。

「動かない」という現象を一括りにせず、その背後にある理由の構造（充足か、空虚か、諦めか）を見極めた支援設計が求められる。後記４では、こうした課題意識に基づき、子どもたちが大人になって振り返った際に、具体的にどのような支援を求めているか（ニーズの顕在化）を確認する。

⑺　行動構造から見える課題

ここでは、３全体を通じて明らかとなった行動構造の特徴を総括し、そこから浮き彫りとなる支援上の課題を整理する。

ア　「沈黙」の選別：支援が必要な層の特定

まず確認されたのは、未成年期に父母の別居・離婚を経験した子どもの過半数（約６割）が、情報を探さず、誰にも相談しない「低接触型」に該当するという事実である。ただし、この「沈黙」を一律に課題視することは適切ではない。前記３⑸で確認したとおり、この中には父母からの十分な説明によって納得し、不安が解消されたために動かなかった「ポジティブな沈黙（充足層）」も約３割含まれている。彼らにとって、沈黙は問題解決の結果であり、支援介入の優先度は低い。

一方で、残る層の沈黙は深刻である。彼らは「問題がない」から動かないのではなく、関心が喚起されていない「空虚な沈黙」か、あるいは不満を持ちながらも信頼を欠いているために動けない「諦めの沈黙」の状態にある。支援が必要とされるのは、能力や環境の欠如によって行動への回路が閉ざされた、この「構造的な沈黙（Structural Silence）」にある層である。

イ　「説明経験」の二つの機能：地図と安全基地

この構造的な沈黙を破る鍵となるのが「説明経験」であるが、それは単なる事実伝達以上

の機能を果たしていることが明らかとなった。第一に、説明は子どもに状況の全体像（見取り図）を与える「地図」として機能する。この地図がない場合、子どもは何が問題なのか、何を知るべきなのかがわからず、情報探索行動すら起動できない（空虚）。第二に、説明（特に肯定的要素を含むもの）は子どもが外部へ助けを求めるための「安全基地（Secure Base）」として機能する。この信頼の土台がない場合、たとえ不満や疑問があっても、子どもは「どうせ無駄だ」という不信感から行動を抑制してしまう（諦め）。

ウ　構造的障壁の三層モデル

前記３⑹で特定した「動かなかった理由」の構造は、沈黙を固定化させる重層的な障壁を示している。発達段階に伴う物理的制約（幼少ゆえに行動できなかった等）を除けば、子どもたちの沈黙は以下の三重の構造的障壁によって構成されているとみることができる。

① ニーズ形成の阻害（地図の欠如）：自分の状況を客観視するための「地図（説明）」が与えられないことで、潜在的なニーズが意識化されない状態。
② 肯定感の欠如による不信（安全基地の欠如）：「どうせ無駄だ」という効果不信から、不満を持ちつつも接触を自ら断念している状態。
③ 忠誠葛藤に伴う自己抑制：「親に悪い」という他者への配慮が、自発的な相談意欲の形成そのものを前段階で制約している状態。

エ　支援設計への示唆：「待つ支援」の限界と転換

以上の行動構造から導き出される最大の課題は、既存の相談窓口のような「待つ支援（プル型）」や、単なる情報の羅列だけでは、この層には届かないという点である。「空虚な層」には、自ら検索するキーワードすら浮かんでいない。また「諦めている層」には、窓口情報が届いても、それを信頼してアクセスする動機がない。

したがって、彼らを支援につなぐためには、アプローチの質的転換が必要となる。すなわち、潜在的なニーズを顕在化させるための「地図（説明・トリガー）」を届けること、そして何より、不信感を抱く子どもに対して、情報だけでなく「ここなら安心できる」という「肯定的なメッセージ（安全基地）」をセットで届けるアウトリーチである。次項では、当時沈黙していた彼らが、大人になって振り返ったときに「どのような情報があればよかったか」「どのような方法なら安心できたか」という「振り返りニーズ」を確認し、この信頼の壁を越えるための具体的な支援設計（インターフェース）の要件を検討していく。

４　振り返りニーズと支援設計への示唆

⑴　振り返りニーズの全体像

ここでは、対象者が当時を振り返って、「あればよかった」「あってよかった」と考える情報や支援の内容を確認する。なお、以下の分析結果を見るに当たっては、これらが**「当時の子どもがリアルタイムで自覚・表出していたニーズ」ではないという点に十分な留意が必要である。**本分析前半で確認したとおり、多くの当事者（特に低接触型）は、当時は「知りたいことはない」「相談相手はいない」と回答し、沈黙していた。したがって、ここで示されるニーズは、彼らが大人になり、当時の経験を客観的に意味づけ直すことができるようになって初めて言語化された、「当時は自覚できなかった潜在的なニーズ」である点に十分留意されたい。

ア　潜在していた「生活」と「心」への渇望（表 3-4）

表 3-4 は、当時必要だった情報の全項目について、行動４類型別の選択率を示したものである（項目は全体の選択率が高い順に配列している）。まず、当時動かなかった「低接触型」に注目すると、当時は「知りたいことはなかった」としていたものの、振り返り評価においては、「生活が苦しくならないか（24.9%）」や「気持ちの整理方法（18.6%）」といった項目で一定のニーズを示していることが分かる。特に「気持ちの整理方法」は、活発に行動していた「両輪型（8.4%）」よりも、沈黙していた「低接触型」や「対人相談型」において高い選択率を示している。これは、誰にも相談せず沈黙していた彼らが、実は心の中で孤独な葛藤を抱え、その処理方法を求めていたことを示唆している。つまり、低接触型の「沈黙」は、決して「ニーズの不在」を意味していたわけではなく、切実な生活不安や心理的課題を抱えながらも、それを解決するための「問い」の形にできていなかった状態であることが裏付けられる。

イ　行動類型によるニーズの質的差異

また、表の数値を類型間で比較すると、行動パターンによって求めている情報の「質」が異なることも読み取れる。情報を探索した「自力探索型」や「両輪型」では、「相談先の一覧」「別居や離婚の仕組み」「専門用語の意味」といった、具体的かつ制度的な情報のニーズが高い傾向にある。彼らにとっては、状況を把握するための「地図（実用情報）」の欠如が、当時の切実な課題であったと言える。対照的に、「低接触型」では、こうした制度的な情報よりも、「生活」や「気持ち」といった、より根源的な安心感に関わる情報へのニーズが中心となっている。このことは、支援情報を提供する際、単に制度を羅列するだけでは低接触型には響かない可能性を示唆している。彼らに届けるべきは、まずは不安を和らげ、生活の見通しを支えるような、より情緒的・生活密着型のメッセージであると考えられる。

表 3-4　「あればよかった情報」の項目別割合（Q14）

順位	項目（あればよかった情報）	1.低接触型 (n=738)	2.対人相談型 (n=186)	3.自力探索型 (n=38)	4.両輪型 (n=238)	全体 (n=1200)
1	生活が苦しくならないか［Q14-1］	24.9%	29.6%	18.4%	33.6%	27.2%
2	自分の将来にどのような影響があり得るか［Q14-10］	18.0%	17.7%	28.9%	14.7%	17.7%
3	どこに住むことになるか［Q14-2］	12.6%	17.2%	21.1%	31.5%	17.3%
4	自分の気持ちを整理する方法や支援［Q14-16］	18.6%	19.4%	28.9%	8.4%	17.0%

5	誰と暮らすことになるか［Q14-3］	10.4%	21.5%	7.9%	31.5%	16.3%
6	同居しない親とは会えるのか［Q14-5］	10.3%	18.3%	23.7%	17.6%	13.4%
7	こどもの立場から利用できる相談先の一覧［Q14-11］	9.2%	14.5%	31.6%	15.5%	12.0%
8	誰が自分の世話や教育をすることになるか［Q14-4］	5.1%	15.6%	13.2%	24.8%	10.9%
9	学校、幼稚園等は変わるのか［Q14-7］	8.8%	11.8%	10.5%	13.9%	10.3%
10	名字はどうなるか［Q14-6］	9.6%	9.7%	10.5%	10.1%	9.8%
11	自分を守ったり助けを求めたりするための情報［Q14-13］	4.7%	15.1%	18.4%	20.2%	9.8%
12	将来行きたい学校に行けるか［Q14-9］	5.7%	13.4%	7.9%	16.8%	9.2%
13	別居や離婚の仕組みや流れに関する説明［Q14-15］	6.6%	9.1%	31.6%	9.7%	8.4%
14	専門的な用語の意味(親権・養育費など)［Q14-14］	4.5%	8.6%	13.2%	14.7%	7.4%
15	習い事や塾が続けられるか［Q14-8］	2.8%	11.3%	2.6%	17.2%	7.0%
16	他のこどもの体験談［Q14-12］	3.1%	7.5%	2.6%	14.7%	6.1%

⑵　望ましい情報提供の形と相談チャネル

では、これらの情報をどのように届けるべきか。前記３⑹で確認された「方法がわからない」「心理的ハードルが高い」というバリアを突破するためのインターフェース（接触面）の要件を、情報形式（Q15）と相談方法（Q16）への選好から検討する。

ア　「読む」から「見る」へ：受動的な情報摂取への対応（表 3-5）

表 3-5 は、理解しやすい情報の形式を示している（項目は全体の選択率が高い順に配列）。全体として「イラスト図解」や「ショート動画」への支持が高いが、類型別に見ると、情報探索に積極的だった「自力探索型」や「両輪型」では、「Q＆A集」や「セルフチェックツール」といった、能動的に読み解くツールの支持も高い。一方で、「低接触型」においては、冊子や文字情報の選好が低く、直感的に理解できる「動画・図解」への支持が中心となっている。情報探索の動機が希薄な層に対しては、文字を読ませるのではなく、受動的に「目に入ってくる」動画や、認知負荷の低いビジュアルフォーマットでの提供が不可欠である。

表 3-5　理解しやすい情報の形式（Q15）

順位	項目（形式）	1. 低接触型 (n=738)	2. 対人相談型 (n=186)	3. 自力探索型 (n=38)	4. 両輪型 (n=238)	全体 (n=1,200)
1	１～２分程度のショート動画 [Q15-1]	24.5%	26.9%	18.4%	27.7%	25.3%
2	イラスト図解 [Q15-4]	22.1%	23.7%	26.3%	28.2%	23.7%
3	Q＆A集 [Q15-5]	19.1%	21.5%	34.2%	26.1%	21.3%
4	セルフチェックツール [Q15-8]	22.1%	22.6%	28.9%	12.6%	20.5%
5	１０分程度の解説動画 [Q15-2]	9.9%	17.7%	15.8%	29.0%	15.1%
6	冊子形のパンフレット [Q15-6]	11.0%	19.4%	10.5%	21.8%	14.4%
7	ドラマ形式のシナリオ動画 [Q15-3]	5.3%	16.1%	0.0%	29.4%	11.6%
8	１枚紙のリーフレット [Q15-7]	9.8%	11.8%	13.2%	16.0%	11.4%

イ　「対人」から「非対人」へ：チャットボットの可能性（表 3-6）

支援設計において最も重要な示唆を含んでいるのが、相談しやすい方法への回答傾向である（表 3-6）。既存の相談支援の主流である「電話相談」や「ビデオ通話」は、相談行動を

行っていた「両輪型」には支持されているものの、「低接触型」及び「自力探索型」の支持は低い。

その一方で、「チャットボット（自動会話プログラム）」に対する支持は、両輪型（20.2%）よりも、相談行動を行わなかった「低接触型（36.6%）」や「自力探索型（39.5%）」の方が圧倒的に高いという逆転現象が起きている。また、「SNS・メール」などのテキスト相談も、対人接触を避けていた「自力探索型」で７割を超えて最も高く、「低接触型」でも過半数が支持している。

これは極めて重要な発見である。沈黙層の子どもたちは、相談したくないわけではない。「人（特に生身の大人）」と直接話すことに強い心理的ハードルを感じているのである。相手が機械（プログラム）やテキストであれば、気を使わず、批判される恐れもなく、自分のペースでアクセスできる。この結果は、有人相談（ヒューマン・タッチ）へ誘導する前の入り口として、無人対応やテキストベースの**「テック・タッチ（Tech-Touch）」**によるインターフェースを用意することが、沈黙層へのリーチ（到達）において決定的に重要であることを示している。

表 3-6　相談しやすい方法（Q16）

順位	項目（方法）	1. 低接触型 (n=738)	2. 対人相談型 (n=186)	3. 自力探索型 (n=38)	4. 両輪型 (n=238)	全体 (n=1,200)
1	SNS・メール・フォーム（テキスト相談） [Q16-2]	54.7%	56.5%	73.7%	61.8%	57.0%
2	チャットボット（自動会話）[Q16-4]	36.6%	33.3%	39.5%	20.2%	32.9%
3	電話相談 [Q16-1]	22.8%	22.0%	18.4%	35.3%	25.0%
4	ビデオ通話（オンライン面談）[Q16-3]	10.3%	25.3%	26.3%	31.5%	17.3%

⑶　支援ニーズと認知状況の対比：認識のギャップ

最後に、当時の子どもたちが具体的にどのような支援を求め、一方でどのような社会資源を認識していたのか、その対比を確認する。ここでは、支援を必要とする状況と、利用可能なリソースに対する認識との間に生じていた「ミスマッチ（食い違い）」の構造を、表 3-7（ニーズ：Q19）と表 3-8（認知：Q20）から読み解く。

ア　ニーズの質：沈黙層が求めていた「身を守る術」（表 3-7）

まず、当時求めていた支援の内容（表 3-7）を見ると、行動類型によって希求する支援の質が明確に異なることが確認できる。特筆すべきは、沈黙していた「低接触型」において、

「身を守るための情報[Q19-9]」を求める割合が 43.5%と極めて高く、他の全ての項目（居場所や相談など）を抑えてトップとなっている点である。対照的に、行動していた「両輪型」ではこの項目は 10.9%と低く、代わりに「安全に過ごせる居場所[Q19-2]」（47.9%）や「子ども同士が話せる場[Q19-1]」（36.6%）へのニーズが高い。

この対比は、支援ニーズの深刻な乖離を示唆している。沈黙層の子どもたちは、「話を聞いてほしい」や「仲間がほしい」という段階以前に、家庭内の不安な状況から「どうすれば自分を守れるか」というサバイバルのための実用情報を切実に求めていたのである。

表 3-7　必要な支援（Q19）

順位	項目（方法）	1.低接触型 (n=738)	2.対人相談型 (n=186)	3.自力探索型 (n=38)	4.両輪型 (n=238)	全体 (n=1,200)
1	安全に過ごせる居場所の提供 [Q19-2]	30.2%	45.2%	31.6%	47.9%	36.1%
2	身を守るための情報［Q19-9］	43.5%	29.0%	42.1%	10.9%	34.8%
3	子ども同士が話せる場の提供 [Q19-1]	28.3%	33.9%	23.7%	36.6%	30.7%
4	ＬＩＮＥ相談 [Q19-4]	24.1%	24.7%	23.7%	22.7%	23.9%
5	わかりやすいウェブサイトや動画［Q19-7］	22.9%	25.3%	23.7%	20.6%	22.8%
6	親向け支援の情報［Q19-8］	24.8%	26.9%	28.9%	11.8%	22.7%
7	意見表明支援（アドボケイト）※1［Q19-6］	18.7%	28.0%	21.1%	19.3%	20.3%
8	対面相談 ［Q19-3］	15.6%	26.9%	10.5%	31.1%	20.3%
9	専門家による法律相談［Q19-5］	13.4%	17.7%	13.2%	24.8%	16.3%

※1 子どもの権利を守り、その意見を代弁する支援の仕組み

イ　認知の状況：「知らない」という物理的障壁（表 3-8）

では、そのような切実なニーズを持つ彼らに、支援情報は届いていたのだろうか。社会資源に対する認知状況（表 3-8）を見ると、そこには絶望的なまでの情報の断絶が見て取れる。活発に行動していた「両輪型」において「聞いたことがあるものはない[Q20-21]」と回答し

た者はわずか2.1%であるのに対し、沈黙していた「低接触型」では40.5%に達している。前記３⑹で、低接触型が動かなかった理由として「何を知ればいいかわからない（地図の欠如）」が挙げられていたが、このデータはその実態を裏付けている。彼らは、支援機関を選択しなかったのではなく、そもそも選択肢としての情報を持ち合わせていなかった状況がうかがえる。

また、認知されている機関の内訳を見ても、「児童相談所[Q20-3]」や「スクールカウンセラー[Q20-16]」などの知名度は比較的高いものの、子どもが匿名で気軽に相談できる「チャイルドライン[Q20-12]」や、権利擁護を行う「子どもの権利擁護委員[Q20-4]」などの認知度は、全体的に低調である。「身を守りたい」と願いながら、それを助けてくれる具体的なリソースを知らされず、結果として沈黙を維持せざるを得なかった――これが、データから浮かび上がる低接触型の実像である。

表 3-8　認知している機関・サービス（Q20）

順位	項目（認知）	1.低接触型 (n=738)	2.対人相談型 (n=186)	3.自力探索型 (n=38)	4.両輪型 (n=238)	全体 (n=1,200)
1	児童相談所 [Q20-3]	44.3%	42.5%	44.7%	37.4%	42.7%
2	スクールカウンセラー [Q20-16]	42.1%	34.4%	52.6%	23.9%	37.7%
3	こどもの人権１１０番 [Q20-1]	26.7%	35.5%	39.5%	37.0%	30.5%
4	聞いたことがあるものはない [Q20-21]	40.5%	8.6%	26.3%	2.1%	27.5%
5	チャイルドライン [Q20-12]	20.3%	22.0%	23.7%	22.3%	21.1%
6	こども家庭支援センター [Q20-6]	17.1%	23.1%	21.1%	16.0%	17.9%
7	スクールソーシャルワーカー [Q20-17]	16.4%	17.2%	18.4%	17.2%	16.8%
8	自治体のひとり親家庭支援窓口 [Q20-5]	6.6%	16.1%	13.2%	27.3%	12.4%
9	親子のための相談ＬＩＮＥ [Q20-2]	4.7%	19.9%	7.9%	30.3%	12.3%

10	子どものＳＯＳの相談窓口［Q20-19］	11.8%	10.8%	13.2%	10.5%	11.4%
11	教育委員会のいじめ・不登校相談［Q20-18］	10.2%	11.8%	13.2%	13.4%	11.2%
12	子どもの権利擁護委員［Q20-4］	4.2%	15.6%	7.9%	24.4%	10.1%
13	弁護士会の子どものための相談窓口［Q20-9］	3.5%	9.1%	2.6%	16.4%	6.9%
14	法テラスの未成年向け相談窓口［Q20-11］	4.1%	10.2%	15.8%	8.0%	6.2%
15	民間のカウンセリングや心理支援［Q20-15］	4.1%	8.6%	10.5%	8.8%	5.9%
16	法務省ウェブサイト［Q20-7］	1.6%	9.7%	5.3%	12.6%	5.2%
17	家庭裁判所調査官による面談［Q20-8］	2.2%	8.6%	5.3%	10.9%	5.0%
18	子どもや家族を支援する民間支援団体［Q20-13］	0.9%	8.1%	7.9%	12.6%	4.6%
19	子どもの手続代理人制度［Q20-10］	1.5%	5.4%	7.9%	9.7%	3.9%
20	親子の面会交流を支援する民間団体［Q20-14］	0.8%	6.5%	2.6%	9.7%	3.5%

⑷ 小括：振り返りから見える「潜在的ニーズ」の形

本項では、当事者の振り返り評価を通じて、当時の行動（あるいは沈黙）の背後にあった潜在的なニーズを検討してきた。得られた知見は以下の３点に集約される。

第一に、沈黙していた「低接触型」は、ニーズがなかったわけではない。彼らは「生活が苦しくならないか[Q14-1]」や「身を守るための情報[Q19-9]」といった、生存と安心に関わる切実な情報を求めていたが、当時はそれを探索行動に結びつけるための「地図」を持って

いなかった。第二に、既存の対人相談（電話[Q16-1]・面接[Q16-3]）は、沈黙層にとってはハードルが高い。彼らは「チャットボット[Q16-4]」や「ショート動画[Q15-1]」といった、非対人で完結するインターフェース（Tech-Touch）を支持しており、ここが支援への最初の入り口として機能する可能性が高い。第三に、ニーズと認知の間には大きなギャップが存在する。特に、最も支援を必要とする状況（身を守りたい）にある子どもほど、利用可能な社会資源を認知していないという「情報の断絶」が確認された。

これらは、当時の彼らが「助けを拒否していた」のではなく、「助けを求めるための言葉と手段を持たされていなかった」ことを示している。

５　まとめ：支援設計に向けた含意

ここまで、未成年期に父母の別居・離婚を経験した子どもの情報探索・相談行動の実態と、その背景にある構造を分析してきた。

本分析を通じて、未成年期に父母の別居・離婚を経験した子どもの行動構造と、その背後にある「沈黙」の実像が明らかとなった。過半数を占める「低接触型」の沈黙は、単なる問題の不在を意味するものではない。それは、能力や意欲の問題以前に、環境要因によって行動への回路が閉ざされた構造的な結果である。

⑴　「沈黙」の正体と構造的課題

本調査において確認された「動かない（動けない）」子どもたちの沈黙の背後には、前記３⑺で整理した以下の「構造的障壁の三層モデル」が存在する。

第一に、**「地図の欠如」**である。父母からの説明（オリエンテーション）がないために、自分の置かれた状況の全体像が見えず、何が問題で何を探せばよいのかという「問い」自体が形成されず、動きようがなかった状態である。

第二に、**「安全基地の喪失」**である。父母への信頼や安心感が揺らいでいる場合、たとえ不満や疑問があっても、それを表明することで関係が悪化することを恐れ、あるいは「どうせ無駄だ」と諦めて、外部へのアクセスを自ら閉ざしてしまう状態である。

第三に、「忠誠葛藤（関係的障壁）」である。前記３⑹の分析で明らかになったように、一部の層においては「親に悪い」「父母を傷つけたくない」という他者への配慮が、自発的な相談意欲そのものを前段階で強力に抑制している。

そして、これら三重の障壁がもたらす最終的な機能不全の状態こそが、**「プロセスの孤立」**である。前記３⑵等の分析で確認されたように、子どもにとっての情報探索や相談とは、単独で行う作業ではなく、信頼できる大人と一緒に確認し、一緒に考える「共同作業（Interaction）」であった。しかし、地図を持たず、安全基地を失い、あるいは父母への配慮から動けない子どもたちは、情報を読み解き意味づけを行うためのパートナー（共同作業者）から遮断され、たった一人で不確かな状況に向き合わざるを得ない「孤立」の状態に置かれている。

すなわち、「動かない」子どもたちは、問題意識がないのではなく、問題に対処するためのリソース（情報・信頼・パートナー）から遮断されているがゆえに孤立し、構造的に沈黙させられている状態にあると言える。

⑵　支援設計への提言：アウトリーチとテック・タッチバイパスと協働のデザイン

したがって、今後の支援設計においては、子どもの自発的なＳＯＳを待機する従来型アプ

ローチを脱却し、子どもへの直接的な働きかけと、子どもの生活環境を構成する父母への働きかけを「車の両輪」として組み合わせた質的転換が不可欠である。具体的には、大人の側から積極的に情報を届ける「アウトリーチ」と、心理的・関係的障壁の低い「テック・タッチ（技術による接点）」を基軸としつつ、子の周囲に「安全基地」を再構築するための要件を以下の５点に集約する。

① **「地図」を渡す（プッシュ型情報提供）**：父母任せにせず、子どもが直接アクセスできるルート（学校配布のタブレットやＳＮＳ広告など）を通じて、別居・離婚に関する基礎情報（何が起きるのか、自分には何ができるのか）を「地図」として届けること。これにより、潜在的な不安を「解決可能な課題」として顕在化させる。

② **「安心」を醸成する（テック・タッチの活用）**：対人不信や父母への忠誠葛藤を抱える沈黙層に対し、いきなり「人への相談」を促すのはハードルが高い。ここで有効なのが、本調査で高い支持を集めたチャットボット等の「テック・タッチ（技術による接点）」である。機械（プログラム）であれば、否定される恐れも、父母や周りに知られる懸念もなく、自分のペースで問いを投げかけることができる。この「応答性（Responsiveness）」が担保された非対人のインターフェースを用意することで、心理的負担なく情報に触れられる入り口を作る。

※ただし、導入に当たっては、提供される情報の正確性を公的に担保する仕組みや、希死念慮などの緊急性が高いケースにおいて有人支援へ確実に接続する安全管理（セーフティネット）の構築が前提となる。

③ **「安全」を保障する（ニーズへの適合）**：提供する情報は、制度の解説だけでなく、「生活がどうなるか」「どうすれば身を守れるか」という、子どもの生存と安心に直結するコンテンツを優先すること。切実な生活上のニーズに応える情報があって初めて、子どもはその支援を自分事として信頼することができる。

④ **「協働」をデザインする（ナビゲーション機能）**：支援は「正解（制度）」を与えるだけでは不十分である。子どもたちが求めていたのは、「一緒に確認する」「一緒に考える」というプロセスであった。したがって、ウェブサイトやチャットボットの設計においても、一方的に情報を表示するだけでなく、「あなたの状況はこうですか？」「次はこれを見てみましょう」といった、一緒に地図を読み解く「ナビゲーター（伴走者）」としての機能を組み込む必要がある。

⑤ **「環境」の整備（子どもを孤立させない包括的支援）**：子どもにとっての安心できる関係性（安全基地）を維持・回復させるためには、父母それぞれが自身の混乱を乗り越え、子どもに「何が起きているか」という事実を伝える機能を維持できるよう包括的に支援するとともに、たとえ父母の説明が不十分な場合であっても、第三者の介入やデジタル技術の活用によって、子どもが「情報の空白」に置かれ孤立することのないよう、重層的な支援環境を整える必要がある。

分析結果によれば、父母による説明は、子どもに事実を伝え、状況への納得感を与える**「通知機能」として働いている。しかし、父母自身もまた生活の激変や法的課題に直面し、自らの生活を立て直すために必死に情報を探索している当事者でもある。こうした「親子が共に困難に直面し、解決を求めているという二重の構造」**を前提とした支援が不可欠である。

父母には、事実を伝える役割に加え、子どもの心理的安定を支える**「安全基地」としての**

役割という「二重の役割」が期待される。しかし、別離の混乱の中にある父母が、自らの立て直しと子どものケアという重層的な役割を自力で全うすることは容易ではない。

したがって、支援は父母に「適切な説明」を求める一律な手法の提示にとどまるべきではない。父母自身が現状を把握して立て直すための歩みを支えることは、父母が自らの感情を整理し、子どもと共に状況を読み解く**「伴走者（ナビゲーター）」**としての機能を回復させることにつながる。具体的な対話ガイドやツールの提供は、父母が子どもに対して事実に基づいた説明を行い、**共に情報探索を行えるような親子間の信頼関係を土台とした「親子による協働的なプロセス」**を支えるための社会資源として位置づけられるべきである。これにより、親子が共に困難に立ち向かい、父母も子どもも孤立してしまわないように支える仕組みを強化していく視点が求められる。

沈黙している子どもたちに必要なのは、説教や尋問ではなく、自分の状況を理解するための「言葉（説明）」と、安心してアクセスできる「場所（インターフェース）」である。そして何より重要なのは、それらを通じて、孤独な状況対処を強いられていた子どもに対し、「あなたは一人ではない」「一緒に考える用意がある」というメッセージを届け、孤立した探索を社会との「共同作業」へと転換していくことである。ここでの分析は、そうした環境整備こそが、彼らの沈黙を破り、自律的な人生の選択へとつなぐための鍵であることを示している。

【資料 3】

情報提供ツールの概要

情報提供ツールについては、パソコンやスマートフォンなどの閲覧環境に応じて自動的に最適表示されるものとなっている。

〈スマートフォンでの表示例〉

小学校4年生～
（9才ころ～）

父母等

お父さんとお母さんはわかれるのかな…となやんでいると、お父さんやお母さんに聞きたいことや、これからの生活について知りたいことや心配なことが出てくると思います。

あなたが家族のことについて、お父さんやお母さんに自分の気持ちや考えをつたえるのは、とても大切なことです。お父さんとお母さんはすぐに答えてくれないこともあるけれども、親にはこどもの考えやのぞみを聞いて、これからのことを決める責任（せきにん）があります。

このサイトを読んであなたの気持ちを整理（せいり）したり解決（かいけつ）したりするヒントを見つけてください。

※　本調査研究は、令和7年度法務省委託調査研究「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務」に基づき、公益社団法人商事法務研究会が受託して行っています。

〈パソコンでの表示例〉

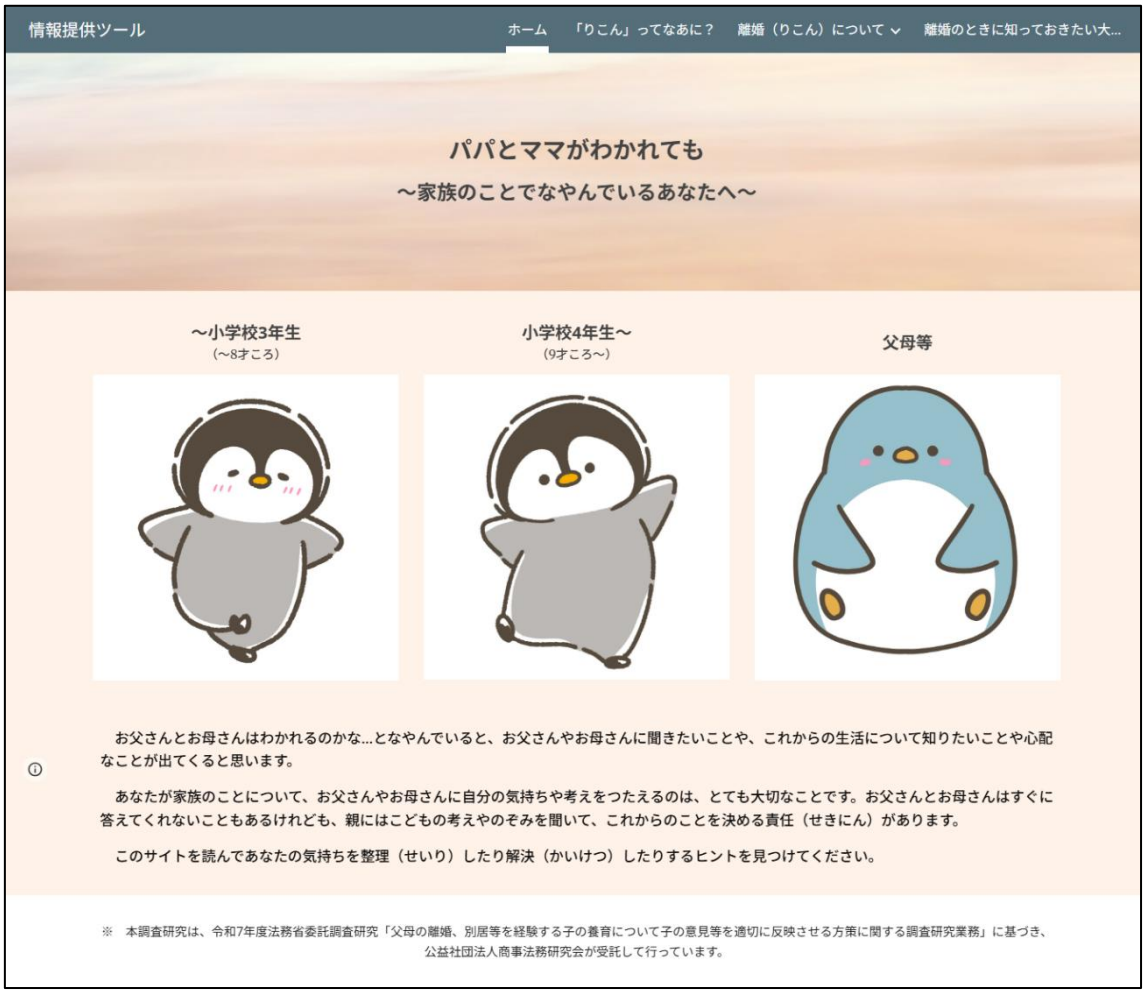

以下では、紙幅の都合もありパソコンでの表示に基づく画面を掲載する。

小学校低学年向け「離婚（りこん）ってどういうこと？」

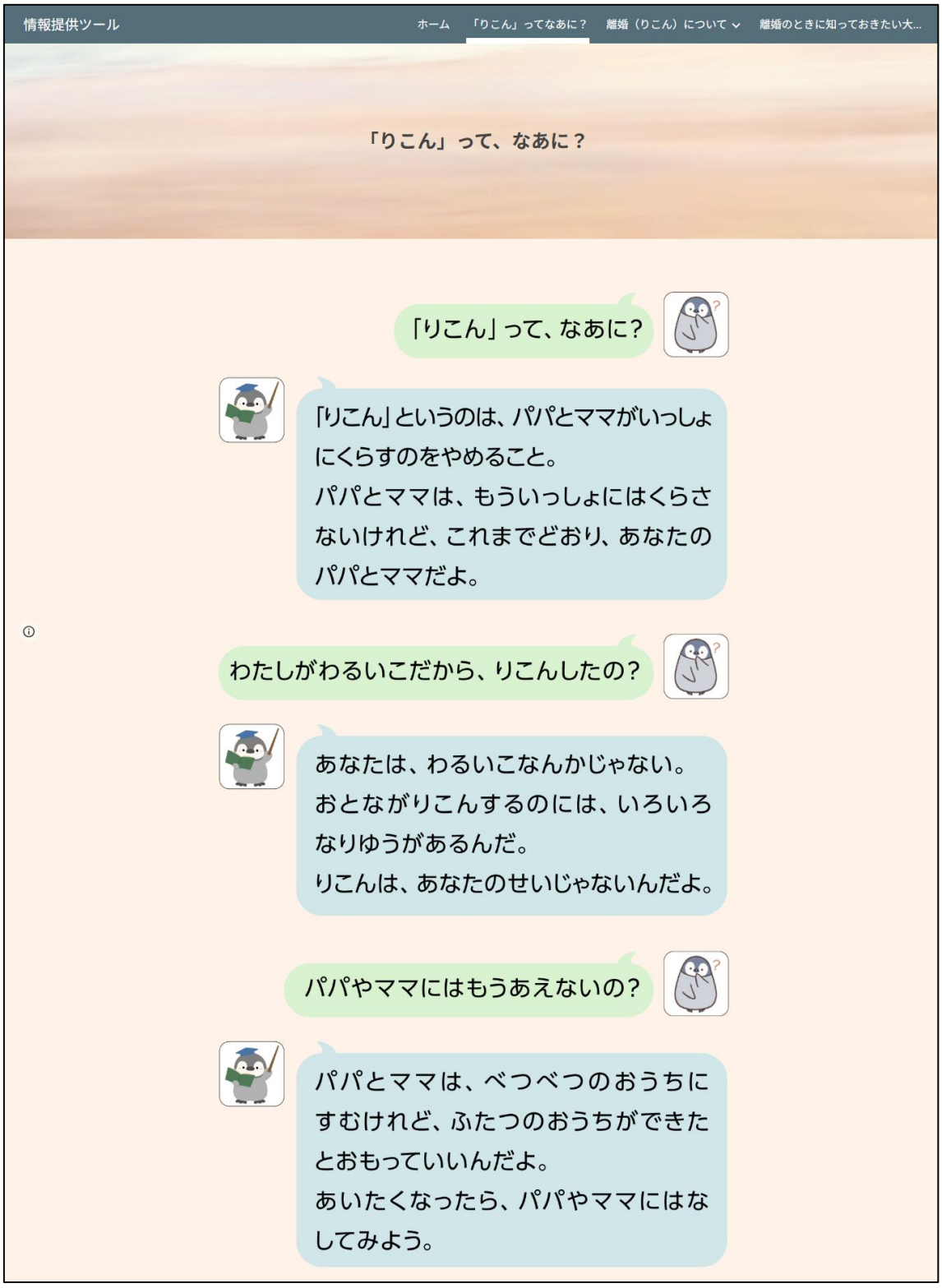

あいたくなったら、パパやママにはなしてみよう。

かなしい、いらいらする、ふあんになる

パパとママがりこんして、いろんなきもちがうまれてくるかもね。ないてもいいし、いらいらやふあんも、あってもいい。
そうしたきもちは、パパやママにもはなしてみよう。

りこんするのはわたしたちのかぞくだけ?

パパとママがりこんするのは、よくあることで、あなただけじゃないんだ。りこんは、はずかしいことや、ないしょにすることじゃないんだよ。
ともだちやせんせいに、はなしてみてもいいかもね。

りこんするとかぞくじゃなくなるの?

パパもママも、あなたのことがだいすき。りこんすると、おうちはふたつになるけれど、はなれてくらしていても、パパもママもあなたのかぞくだよ。

もママもあなたのかぞくだよ。

アンケートにこたえてね

※　このアンケートは、このページを見たこどもの感想を聞いて、一緒に見ている大人が入力してください。

[redacted] アカウントを切り替える

共有なし

* 必須の質問です

Q1　このページはみやすかったかな？ *

- とてもみやすかった
- まあまあみやすかった
- ちょっとみづらかった
- とてもみづらかった

Q2　このページをみてよかったかな？ *

- とてもよかった
- まあまあよかった
- あまりよくなかった
- とてもよくなかった

次へ　1/4 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

Googleフォーム　このフォームは shojihomu.jp 内部で作成されました。

※　本調査研究は、令和7年度法務省委託調査研究「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務」に基づき、公益社団法人商事法務研究会が受託して行っています。

小学校高学年向け「離婚（りこん）ってどういうこと？」

情報提供ツール　ホーム　「りこん」ってなあに？　離婚（りこん）について　離婚のときに知っておきたい大…

離婚（りこん）ってどういうこと？

○お父さんとお母さんが離婚（りこん）するとどうなるの？
○わたしの生活はどうなるの？
・だれがわたしの世話や教育をするの？
・だれが生活にかかるお金を払うの？
・わたしの名字はどうなるの？
○はなれてくらすお父さん・お母さんと会えるの？
○お父さん・お母さんが離婚（りこん）するのは、わたしのせいなの？

○お父さんとお母さんが離婚（りこん）するとどうなるの？

「離婚（りこん）」は、お父さんとお母さんが、「夫婦（ふうふ）」をやめて、はなれてくらすことだよ。

でも、お父さんとお母さんが離婚（りこん）していっしょに住まなくなっても、あなたにとっては、大切な「お父さん」「お母さん」です。お父さんとお母さんにとって、あなたは大切な「こども」です。それは、かわりません。

○わたしの生活はどうなるの？

・だれがわたしの世話や教育をするの？

だれがあなたの世話や教育をするのかについて、お父さんとお母さんが話合いをして決めることになるよ。あなたの世話や教育をする権利（けんり）や義務（ぎむ）がある親のことを「親権者（しんけんしゃ）」といいます。
話合いで決まらないときには、弁護士（べんごし）に相談したり、裁判所（さいばんしょ）で決めてもらったりすることもあるよ。

裁判所（さいばんしょ）では、「調停（ちょうてい）」や「裁判（さいばん）」などをします。こどものためにどうすればよいか、決めるためのおてつだいをしてくれる仕組みだよ。

・だれが生活にかかるお金を払うの？

法律（ほうりつ）で、はなれてくらすお父さん・お母さんも、親としての責任（せきにん）をはたさなければいけないと決められています。
あなたが高校や大学を卒業（そつぎょう）して仕事を始めたりするまでの学校や生活、習い事などのお金をはらってもらえるよ。これを「養育費（よういくひ）」といいます。

養育費（よういくひ）は、お父さんとお母さんの話合いで決めます。話合いがまとまるまでは、一定のお金を養育費（よういくひ）としてはらってもらうことができます。（法定養育費（ほうていよういくひ）といいます）
話合いで決まらないときには、弁護士（べんごし）に相談したり、裁判所（さいばんしょ）で決めてもらったりすることもあるよ。

養育費（よういくひ）をきちんとはらってもらえなかったり、お金のことで心配があったりしたら、弁護士会（べんごしかい）などに相談してみてね。

●法律のことを相談したい
（日本弁護士連合会ウェブサイトに移動します。）

・わたしの名字はどうなるの？

あなたの名字はそのままでもいいし、あなたといっしょに住む親が名字をかえたら、あなたもその名字にすることもできるよ。あなたがどうしたいか、親に話してみるといいよ。

○はなれてくらすお父さん・お母さんと会えるの？

○はなれてくらすお父さん・お母さんと会えるの？

はなれてくらしているお父さん・お母さんとあなたが会ったり、連絡（れんらく）を取り合ったりすることを「親子交流（おやここうりゅう）」といいます。親子交流（おやここうりゅう）は、こどもが、両方の親の愛情（あいじょう）を感じつづけられるようにするためのものの1つだよ。

●はなれているお父さん・お母さんと会ったり連絡（れんらく）できたりするっていうけど本当？

お父さん・お母さん向けに、親子交流（面会交流）をうまくやっていくためのコツをつたえるビデオもあるよ。お父さんとお母さんが、こんなふうにくふうをしてくれるといいね。

●ビデオ「子どものための面会交流に向けて」
（裁判所ウェブサイトに移動します。）

○お父さん・お母さんが離婚（りこん）するのは、わたしのせいなの？

離婚（りこん）は、お父さんとお母さんが夫婦（ふうふ）の問題として決めたことです。あなたが、責任（せきにん）を感じなくてもいいんだよ。

※ 本調査研究は、令和7年度法務省委託調査研究「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務」に基づき、公益社団法人商事法務研究会が受託して行っています。

小学校高学年向け「お父さんとお母さんはどんな話合いをするの？」

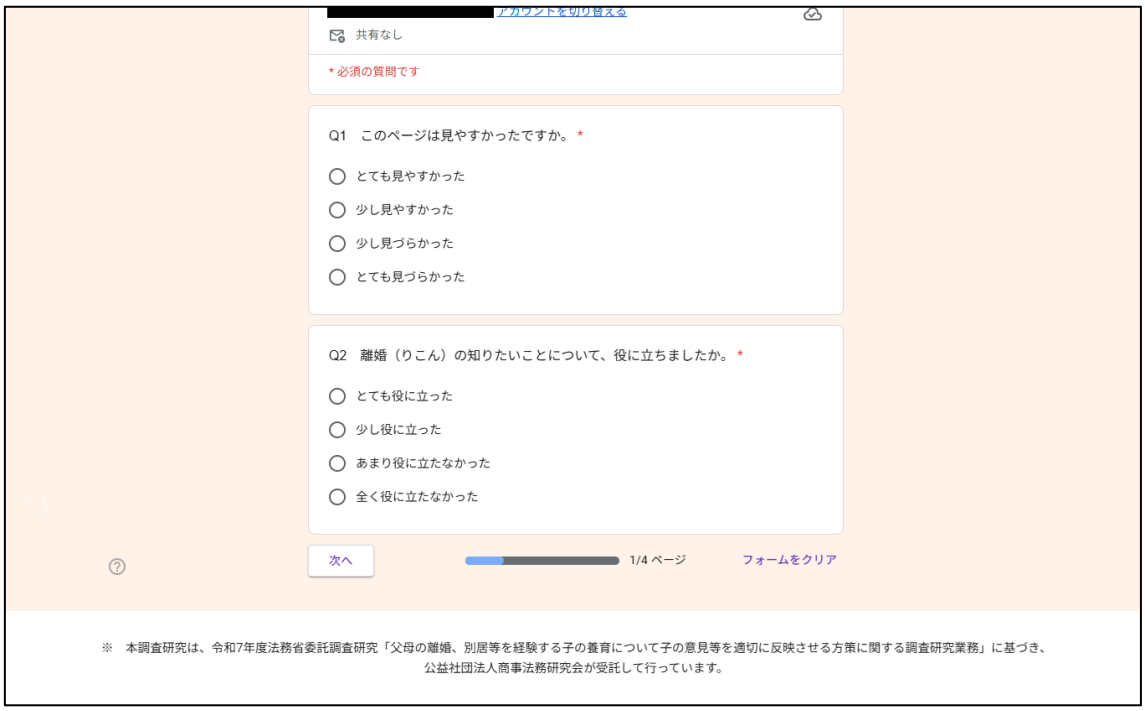

※ 本調査研究は、令和7年度法務省委託調査研究「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務」に基づき、公益社団法人商事法務研究会が受託して行っています。

小学校高学年向け「だれに相談したらいいの？」

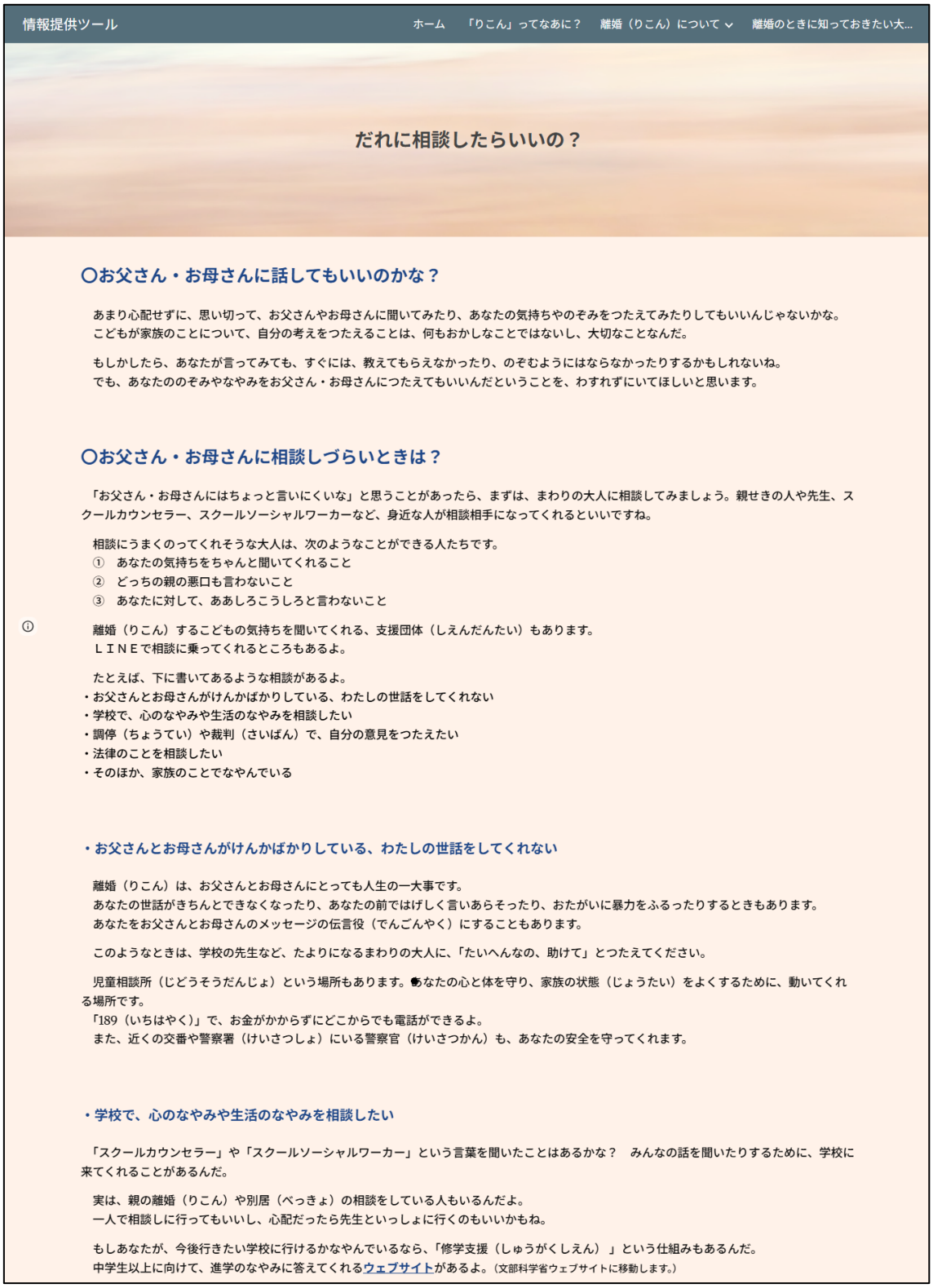

情報提供ツール　ホーム　「りこん」ってなあに？　離婚（りこん）について　離婚のときに知っておきたい大...

だれに相談したらいいの？

○お父さん・お母さんに話してもいいのかな？

あまり心配せずに、思い切って、お父さんやお母さんに聞いてみたり、あなたの気持ちやのぞみをつたえてみたりしてもいいんじゃないかな。
こどもが家族のことについて、自分の考えをつたえることは、何もおかしなことではないし、大切なことなんだ。

もしかしたら、あなたが言ってみても、すぐには、教えてもらえなかったり、のぞむようにはならなかったりするかもしれないね。
でも、あなたののぞみやなやみをお父さん・お母さんにつたえてもいいんだということを、わすれずにいてほしいと思います。

○お父さん・お母さんに相談しづらいときは？

「お父さん・お母さんにはちょっと言いにくいな」と思うことがあったら、まずは、まわりの大人に相談してみましょう。親せきの人や先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、身近な人が相談相手になってくれるといいですね。

相談にうまくのってくれそうな大人は、次のようなことができる人たちです。
① あなたの気持ちをちゃんと聞いてくれること
② どっちの親の悪口も言わないこと
③ あなたに対して、ああしろこうしろと言わないこと

離婚（りこん）することもの気持ちを聞いてくれる、支援団体（しえんだんたい）もあります。
ＬＩＮＥで相談に乗ってくれるところもあるよ。

たとえば、下に書いてあるような相談があるよ。
・お父さんとお母さんがけんかばかりしている、わたしの世話をしてくれない
・学校で、心のなやみや生活のなやみを相談したい
・調停（ちょうてい）や裁判（さいばん）で、自分の意見をつたえたい
・法律のことを相談したい
・そのほか、家族のことでなやんでいる

・お父さんとお母さんがけんかばかりしている、わたしの世話をしてくれない

離婚（りこん）は、お父さんとお母さんにとっても人生の一大事です。
あなたの世話がきちんとできなくなったり、あなたの前ではげしく言いあらそったり、おたがいに暴力をふるったりするときもあります。
あなたをお父さんとお母さんのメッセージの伝言役（でんごんやく）にすることもあります。

このようなときは、学校の先生など、たよりになるまわりの大人に、「たいへんなの、助けて」とつたえてください。

児童相談所（じどうそうだんじょ）という場所もあります。あなたの心と体を守り、家族の状態（じょうたい）をよくするために、動いてくれる場所です。
「189（いちはやく）」で、お金がかからずにどこからでも電話ができるよ。
また、近くの交番や警察署（けいさつしょ）にいる警察官（けいさつかん）も、あなたの安全を守ってくれます。

・学校で、心のなやみや生活のなやみを相談したい

「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」という言葉を聞いたことはあるかな？　みんなの話を聞いたりするために、学校に来てくれることがあるんだ。

実は、親の離婚（りこん）や別居（べっきょ）の相談をしている人もいるんだよ。
一人で相談しに行ってもいいし、心配だったら先生といっしょに行くのもいいかもね。

もしあなたが、今後行きたい学校に行けるかなやんでいるなら、「修学支援（しゅうがくしえん）」という仕組みもあるんだ。
中学生以上に向けて、進学のなやみに答えてくれるウェブサイトがあるよ。（文部科学省ウェブサイトに移動します。）

もしあなたが、今後行きたい学校に行けるかなやんでいるなら、「修学支援（しゅうがくしえん）」という仕組みもあるんだ。
中学生以上に向けて、進学のなやみに答えてくれるウェブサイトがあるよ。（文部科学省ウェブサイトに移動します。）

・調停（ちょうてい）や裁判（さいばん）で、自分の意見をつたえたい

お父さんとお母さんの調停（ちょうてい）や裁判（さいばん）で、自分だけの味方がほしいときは、自分だけの弁護士（べんごし）さんをたのめることもあります。「子どもの手続代理人（てつづきだいりにん）」という仕組みです。

弁護士（べんごし）さんのサポートが気になる人は、このパンフレットを見てね。

弁護士会（べんごしかい）が近くの弁護士（べんごし）さんを教えてくれるよ。こちらでさがしてみてね。（日本弁護士連合会ウェブサイトに移動します。）

・法律（ほうりつ）のことを相談したい

離婚（りこん）には、法律（ほうりつ）の問題がかかわります。法律（ほうりつ）の問題というと、弁護士（べんごし）さんです。
弁護士（べんごし）さんは、あなたにとっては身近な存在ではないかもしれませんが、こどものなやみをきちんと聞いてくれる弁護士（べんごし）さんが、たくさんいます。

弁護士（べんごし）さんはあなたのひみつを守りながら、あなたの相談に乗ってくれます。
「わたしの場合はどうなるの？」「法律（ほうりつ）の言葉が分からない」「こんなことをお父さんやお母さんに言いたいのでてつだってほしい」など、いろいろなことを相談してみてください。

弁護士会（べんごしかい）が近くの弁護士（べんごし）さんを教えてくれるよ。こちらでさがしてみてね。（日本弁護士連合会ウェブサイトに移動します。）

・そのほか、家族のことでなやんでいる

○「こどもの人権（じんけん）１１０番」（平日朝８時３０分から夕方５時１５分まで）
・0120-007-110

友達から「いじめ」にあって学校に行きたくない、家族にいやなことをされる、部活動で暴言（ぼうげん）・暴力（ぼうりょく）を受けているなど、先生や親には話しにくいけど、このままではどうしていいか分からない、だれも気づいてくれない…。
このようななやみがあったら、まよわず電話してください。

・メールで相談したいみなさんはこちら（法務省ウェブサイトに移動します。）
・ＬＩＮＥで相談したいみなさんはこちら（ＬＩＮＥが立ち上がります。）

○「２４時間子供（こども）ＳＯＳダイヤル」（夜間・休日を含めて２４時間）
・0120-0-78310（なやみいおう）

ふあんやなやみがあるときは、一人でなやまず、いつでもすぐ相談してください。
□ 学校などでいじめられている。
□ 親や兄・姉にたたかれたりしてなやんでいる。
□ ＳＮＳやインターネットで悪口を書きこまれた。
□ 親から宗教（しゅうきょう）を理由に学校行事に出させてもらえない。
□ 学校や家族、その他のことでなやんでいる。

○「親子のための相談ＬＩＮＥ」（お住まいの場所によって時間が違います）
・友だちの追加（ついか）はこちら（ＬＩＮＥが立ち上がります。）

ひとりでなやまずに、お気軽にご相談ください。
お父さんやお母さんに、いたい思いをさせられる、いやな思いをさせられる、無視（むし）される。こんなことを思ったら相談してください。
どんな小さなことでもだいじょうぶです。

※通話料・通信料がかかる場合があります。

○同じなやみを持つ人はいるのかな？

お父さん・お母さんが離婚（りこん）することは、あなたのせいではないし、親の離婚（りこん）は、はずかしいことや、かくさないといけないことではありません。
あなただけでなく、親の離婚（りこん）を経験（けいけん）したみんなも、同じような気持ちやなやみを持っているんだよ。

今まで行ってきたアンケートやインタビューを参考（さんこう）にしながら、あなたと同じように親の離婚（りこん）を経験（けいけん）した

今まで行ってきたアンケートやインタビューを参考（さんこう）にしながら、あなたと同じように親の離婚（りこん）を経験（けいけん）したこどもの気持ちやなやみをまとめてみました。たとえば、みんなのどんな気持ちやなやみを知りたいですか？

≪離婚（りこん）のことってお父さん・お母さんに聞いてもいいのかな？≫

≪お父さん・お母さんが離婚（りこん）するのは、本当はわたしのせいじゃないの？≫

≪これからずっと今みたいに苦しい気持ちがつづくのかな？≫

≪はなれているお父さん・お母さんと会ったり連絡（れんらく）できたりするっていうけど本当？≫

≪自分の気持ちをつたえてもいいっていうけど本当？≫

≪離婚（りこん）のことってお父さん・お母さんに聞いてもいいのかな？≫

こどものとき、いきなり、パパが家を出ていきました。ママにパパのことを聞いても答えてもらえないので、何が起きたのかわかりませんでした。おじいちゃんたちに連絡しようにもその時は携帯がなくてどう連絡したらいいかもわからなかったです。だれに助けをもとめていいのかもわからず、何をどうしたらいいのだろうってずっとなやんでました。

離婚する前に、「離婚したいと思うんだけど、どう思う?」って、親から聞いてくれました。

離婚のときではないのですが、自分が仕事を始めるくらいのころに、なんでわかれたかを親に聞いてみました。借金やお金のトラブルで離婚になったと教えてもらいました。

≪お父さん・お母さんが離婚（りこん）するのは、本当はわたしのせいじゃないの？≫

わたしは、両親じゃない人から両親が離婚した理由を聞きました。そのときに、「あなたが悪いんじゃないんだよ。お父さんとお母さんのなかが悪くなって離婚することになったんだよ。」と教えてもらえて、すごく安心しました。その話を聞くまで、あのときああしたのが悪かったのかな、実はわたしのせいなんじゃないのかなって、へんな考えがいろいろ妄想みたいに頭にうかんできて、苦しかったです。
これから離婚しようとする人には、ぜひ、「離婚、別居はこどものせいじゃないんだ」という説明をお子さんにしておいてほしいと思います。

自分のことをおいて出て行ったママには、どうせ自分のことなんかいらなかったんでしょ、という思いが強かったです。でも、大人になってから落ち着いてふりかえると、ママはパパのことですごく我慢していて、つらいことも多かったんですよね。もちろん、もう一度話し合ってほしかった思いもあるんですけど、そりゃ離婚してにげ出したかったよなとか、親として子をおいて出ていくことに思うところもあっただろうなと、考え方が広がるようになりました。

≪これからずっと今みたいに苦しい気持ちがつづくのかな？≫

いまふりかえると、両親のあの状態がそのままつづいていたら、絶対によくなかっただろうなって思うので、両親が離婚して別々になってよかったんだなって、いまは思います。

はじめにママから「家を出ていく」と聞いたときは、頭が真っ白になりました。やっぱりわかれないでほしい

≪はなれているお父さん・お母さんと会ったり連絡（れんらく）できたりするっていうけど本当？≫

電話で連絡を取って、週に1回ぐらい会っていました。

はなれてくらすことになった親とも、もともとなかがよかったので、ふつうに会いに行っていて、いっしょに住んでる親にとってもわたしが会いに行くのがふつうだったので、会いに行っ

はじめにママから「家を出ていく」と聞いたときは、頭が真っ白になりました。やっぱりわかれないでほしいという思いがありました。でも、いまの両親はそれぞれに楽しくやっているようなので、いま思えば、両親は離婚してよかったんだなと思います。

こどものころは両親が離婚することに納得できない気持ちが強かったです。でも、自分も大人になって、大人としてママやパパと話すようになってから、両親が離婚するのはさけられない自然な流れだったんだなと、自分の中でも分かってきました。

もともとなかがよかったので、ふつうに会いに行っていて、いっしょに住んでる親にとってもわたしが会いに行くのがふつうだったので、会いに行ったからきげんが悪くなるとか、そういうことはなかったです。

いつも天気のこととかなにげないことで気軽に連絡していました。遠いところに住んでいたこともあって、よく会うのはむずかしかったので、会うのは年に1回くらいでした。

≪自分の気持ちをつたえてもいいっていうけど本当？≫

住む場所がかわることは決まっていたのですが、なるべく地元の学校に行きたいっていう気持ちを言ってみたら、よろこんでOKしてくれました。

両親が離婚してから生活がきびしかったので、高校に行くのをあきらめていたんですが、学校の先生に相談すると、先生が親に話してくれて、高校に進学できることになりました。

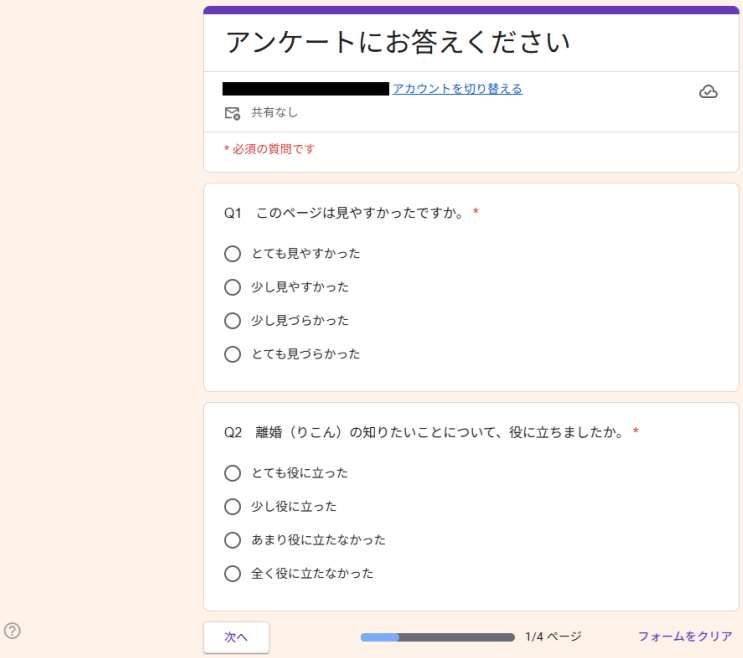

※ 本調査研究は、令和7年度法務省委託調査研究「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務」に基づき、公益社団法人商事法務研究会が受託して行っています。

父母向け「離婚のときに知っておきたい大切なこと～こどもと親のこれからのために～」

○こどもへの説明は大切

《安心感を得るために》
●別居や離婚について年齢に応じて説明する
●「あなたのせいではない」と伝える
●こどもの今の不安・心配を聴く

こどもの不安や心配を解消するために、こどもの年齢に応じて、理解しやすい言葉で状況を説明したり、言葉で伝えることが難しい場合は、離婚をテーマにした絵本を使ったりするのも１つの方法です。
離婚の原因は、こどもには説明しにくいものですが、こどもに対して嘘を言ったりごまかしたりしても、こどもは何かあると察することもありますし、あとで本当のことがこどもに分かったときにこどもとの信頼関係が揺らいでしまいます。嘘やごまかしではなく、こどもが理解できる範囲の説明で、両親がお別れすることになったことを伝えましょう。
また、離婚の説明の際に、相手のことを悪く言うことは避けるべきです。別れた相手も、こどもにとっては親であり続けるということを意識して、冷静に、こどもに説明してください。

離婚は、（親同士の問題であって）「あなたのせいではない」と伝えることも、こどもに無用な罪悪感を抱かせないために、とても大切なことです。
また、離婚したら一方の親と会えなくなるのではないかと心配するこどももいます。「あなたはお父さん・お母さんにとってこれからも大切な存在であることに変わりない」と伝えるとよいでしょう。
一方的に説明するだけではなく、お子さんの今の不安や心配を聴くことも大切です。

○こどもの声や気持ちを聴く

親のことを気づかって、言いたいことがあっても言わないお子さんも少なくありません。
難しいことですが、大人には、こどもの声・気持ちに耳を傾けることも求められます。

これは、親が知りたいことを根ほり葉ほり聴いたり、どちらの親と暮らすかこどもに決断を迫ったりすることとは異なります。
こどものペースを大事にしながら、気持ちに耳を傾けたり、こどもの様子を見守ったりしましょう。
こうした大人の姿勢がこどもに伝わることで、こどもは１人で抱え込まず、自分の気持ちや考えを親や他人に伝えてもよいと感じることにつながっていくでしょう。

親には、こどもの人格を尊重し、こどもにとって最もよいことを考える責任があります。こどもの気持ちや意見を聴いた親が、それを受け流したりせず、真剣に考慮してくれたと実感できれば、こどもの親への信頼は強まります。親とこどもの信頼関係は、離婚のつらさを乗り越えるための、こどものエネルギーになるのです。

○両親の関係で気を付けること

《悪影響を最小限にするために》
●こどもの前で争わない
●相手の悪口を言わない
●板ばさみにしない

こどもは、両親の言葉や態度を敏感に感じ取っています。
両親の争いが続くことは、お子さんの心や体に悪影響を与えると言われています。
お子さんの前で争うこと、相手の悪口を言うこと、伝言役を頼むなどして板ばさみにするといったことは避けましょう。

親同士の争いにできる限りお子さんを巻き込まないこと、自分の好きなことができる「こどもとしての時間」を持てることはとても大切です。
こどもを板ばさみにしないためには、親がこどもに依存せず、自分自身を自分自身でケアする時間を持つことが大事です。離婚で大変な時期も、趣味の時間やセルフケアの時間を持ち、心のバランスを保つようにしてくださいね。

離婚のストレスや悩みごとの相談をしたいときは、自治体などの相談窓口にご相談ください。

○こどものために話し合うべきこと

《話し合うべきこと》
●養育費のこと

《話し合うべきこと》
●養育費のこと
●親子交流（面会交流）のこと

お子さんにとってはどちらも親なので、これからもお子さんを養育していく必要があります。
お子さんやあなたの将来のために、今相手と養育費や親子の交流について話合いをすることはとても大切なことです。

養育費や親子交流の話合いを、養育計画書と呼ばれる合意書の形にまとめておくと、両親それぞれの役割が明確になります。
こどもの養育に関する合意書のひな型や作成の手引きは、こちらをご覧ください。（法務省ウェブサイトに移動します。）

養育費や親子交流について取り決める際に、こどもの気持ちや意見も聴いて、一緒に考えてくださいね。
こどもは、親から独立した一人の人間です。親とは別の、自分の思いや考えを持っているはずです。

また、こどもは、自分の気持ちや意見を聴いてもらい、話合いに参加できたことで、満足感や納得感を得られます。
そうやってこどもと一緒に取り決めた内容は、長く続けていきやすくなりますよ。

○話合いをサポートする仕組みもあります

《お子さんの将来のために》
●離婚後のこどもの養育には両親の協力が必要
●困りごとがあったら周囲の力を借りること

今は話し合いたくないと思っても、お子さんの将来を見据えて、慎重に考えてみましょう。
とはいえ、よく分からないことがあったり、相手との話合いが難しいこともあるでしょう。

相手との話合いが難しいときには、弁護士に相談したり、裁判所の調停や審判を利用したりすることもできます。

●調停などについてもっと知りたい
（裁判所ウェブサイトに移動します。）

調停や審判では、こどもが調停や審判に参加するのを弁護士がサポートする「子どもの手続代理人」という仕組みもあります。

○まずは相談してみよう

離婚は、様々な個別の状況に応じてケアが必要になる場合もあります。
あなたがお住まいの自治体の相談窓口や、専門家に相談することも考えてみましょう。

《相談するとよいこと》
●こどもの養育、交流の仕方
●相手との話合い・交渉方法
●心理的・精神的なケア
●各種手当、給付金

お子さんのためにもあなたのためにも、専門家のサポートや窓口、相談先などの情報にも当たってください。

【相談先・相談窓口一覧】

※タップすると各種ウェブサイトに移動します。

○第三者を間に入れて話合いをしたい場合
・最寄りの家庭裁判所における調停・審判
・法務大臣の認証を受けた民間事業者によるADR（調停）

○法律専門家（弁護士）に相談したい場合
・日本弁護士連合会（法律相談のご案内）
・日本司法支援センター（法テラス）
法テラス・サポートダイヤル　0570-078374（おなやみなし）
（IP電話からは　03-6745-5600）

○法律専門家（弁護士）に相談したい場合
・日本弁護士連合会（法律相談のご案内）
・日本司法支援センター（法テラス）
法テラス・サポートダイヤル　0570-078374（おなやみなし）
（IP電話からは　03-6745-5600）

○養育費や親子交流について相談したい場合
・養育費・親子交流相談支援センター（こども家庭庁委託事業）
フリーダイヤル　0120-965-419
（携帯電話等からは　03-3980-4108）
メール　info@youikuhi.or.jp（E-mail）
または、
・最寄りの母子家庭等就業・自立支援センター

○ひとり親家庭の支援制度について知りたい場合
・あなたの支え

○あなたのDV被害について相談したい場合
・DV相談ナビ
#8008（はれれば）

○こどもの虐待被害について相談したい場合
児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」
児童相談所相談専用ダイヤル　0120-189（いちはやく）-783（おなやみを）

※通話料・通信料がかかる場合があります。

アンケートにご協力ください

[redacted] アカウントを切り替える

共有なし

* 必須の質問です

Q1　ページの見やすさはいかがでしたか。 *

- とても見やすかった
- 少し見やすかった
- 少し見づらかった
- とても見づらかった

Q2　離婚に関する情報提供として、このページは参考になりましたか。 *

- とても参考になった
- 多少参考になった
- あまり参考にならなかった
- 全く参考にならなかった

次へ　1/4 ページ　フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

Google フォーム　このフォームは shojihomu.jp 内部で作成されました。

※　本調査研究は、令和7年度法務省委託調査研究「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務」に基づき、公益社団法人商事法務研究会が受託して行っています。